令和3年第4回 沖縄県議会（定例会）会議録

令和３年６月15日　開会
令和３年７月12日　閉会
} 28日間

沖　縄　県　議　会

令和３年 第４回　沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 9
１．開会日に応招した議員 …… 11

○第１号（６月15日）

１．開会年月日時 …… 13
１．議事日程 …… 13
１．本日の会議に付した事件 …… 13
１．出席議員 …… 14
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 14
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 14
１．開　　会 …… 15
１．諸般の報告 …… 15
１．日程第１　議席の変更 …… 15
１．日程第２　会議録署名議員の指名 …… 15
１．日程第３　常任委員の所属変更の件 …… 15
１．日程第４　議会運営委員の変更の件 …… 15
１．日程第５　特別委員の変更の件 …… 15
１．日程第６　会期の決定 …… 16
１．日程第７　甲第１号議案、甲第２号議案及び乙第１号議案から乙第13号議案まで …… 16
１．知事（玉城デニー君）の提案理由説明 …… 16
１．質　　疑 …… 16
　新垣　淑豊君 …… 17
　呉屋　　宏君 …… 20
１．先議案件の委員会付託（甲第１号議案、甲第２号議案及び乙第13号議案） …… 24
１．日程第８　陳情第66号、第68号から第70号まで、第73号、第84号の５、第91号、第92号の３、第97号及び第99号の付託の件 …… 24
１．委員会付託 …… 24
１．休会の議決 …… 24
１．散　　会 …… 24

○第２号（６月22日）

１．開議年月日時 …… 27
１．議事日程 …… 27
１．本日の会議に付した事件 …… 27
１．出席議員 …… 27
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 28
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 28
１．開　　議 …… 28
１．諸般の報告 …… 28
１．日程第１　乙第13号議案 …… 28

１．委員長報告（総務企画委員長）…… 28
１．採　　決 …… 28
１．日程第２　甲第１号議案 …… 28
１．委員長報告（総務企画委員長）…… 29
１．採　　決 …… 30
１．日程第３　甲第２号議案 …… 30
１．委員長報告（文教厚生委員長）…… 30
１．採　　決 …… 30
１．日程第４　甲第３号議案 …… 31
１．知事（玉城デニー君）の提案理由説明 …… 31
１．質　　疑 …… 31
　小渡良太郎君 …… 31
　照屋　守之君 …… 35
１．先議案件の委員会付託（甲第３号議案）…… 43
１．日程追加　甲第３号議案 …… 44
１．委員長報告（総務企画委員長）…… 44
１．採　　決 …… 44
１．散　　会 …… 45

○第３号（６月24日）

１．開議年月日時 …… 47
１．議事日程 …… 47
１．本日の会議に付した事件 …… 47
１．出席議員 …… 47
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 47
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 48
１．開　　議 …… 48
１．諸般の報告 …… 48
１．日程第１　代表質問 …… 48
　花城　大輔君 …… 48
　石原　朝子さん …… 61
　照屋　大河君 …… 73
　山里　将雄君 …… 80
１．散　　会 …… 86

○第４号（６月25日）

１．開議年月日時 …… 89
１．議事日程 …… 89
１．本日の会議に付した事件 …… 89
１．出席議員 …… 89
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 89
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 90
１．開　　議 …… 90
１．日程第１　代表質問 …… 90

玉城ノブ子さん …… 90
西銘　純恵さん …… 95
仲村　未央さん …… 100
平良　昭一君 …… 107
次呂久成崇君 …… 115
金城　　勉君 …… 122
當間　盛夫君 …… 128
１．散　　会 …… 136

○第５号（６月28日）

１．開議年月日時 …… 139
１．議事日程 …… 139
１．本日の会議に付した事件 …… 139
１．出席議員 …… 139
１．欠席議員 …… 140
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 140
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 140
１．開　　議 …… 140
１．諸般の報告 …… 140
１．一括議題 ｛日程追加　議員提出議案第１号　うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する意見書／日程追加　議員提出議案第２号　うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する抗議決議｝ …… 141
１．照屋守之君の提案理由説明 …… 141
１．採　　決 …… 141
１．議員派遣 …… 141
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで｝ …… 141
１．一般質問・質疑 …… 141
島袋　　大君 …… 141
新垣　淑豊君 …… 150
大浜　一郎君 …… 158
末松　文信君 …… 167
下地　康教君 …… 175
小渡良太郎君 …… 181
仲里　全孝君 …… 187
又吉　清義君 …… 194
１．散　　会 …… 202

○第６号（６月29日）

１．開議年月日時 …… 205
１．議事日程 …… 205
１．本日の会議に付した事件 …… 205
１．出席議員 …… 205

１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 206
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 206
１．開　　議 …… 206
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで } …… 206
１．一般質問・質疑 …… 206
新垣　　新君 …… 206
西銘啓史郎君 …… 217
仲村　家治君 …… 227
島尻　忠明君 …… 233
呉屋　　宏君 …… 241
中川　京貴君 …… 247
仲田　弘毅君 …… 256
座波　　一君 …… 262
１．散　　会 …… 269

○第７号（６月30日）

１．開議年月日時 …… 271
１．議事日程 …… 271
１．本日の会議に付した事件 …… 271
１．出席議員 …… 271
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 272
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 272
１．開　　議 …… 272
１．諸般の報告 …… 272
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで } …… 272
１．一般質問・質疑 …… 272
照屋　守之君 …… 272
上原　　章君 …… 281
大城　憲幸君 …… 289
山内　末子さん …… 294
島袋　恵祐君 …… 302
上里　善清君 …… 309
玉城健一郎君 …… 315
玉城　武光君 …… 322
１．散　　会 …… 327

○第８号（７月１日）

１．開議年月日時 …… 329
１．議事日程 …… 329
１．本日の会議に付した事件 …… 329
１．出席議員 …… 329
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 330

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 330
１．開　　議 …… 330
１．諸般の報告 …… 330
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで } …… 330
１．一般質問・質疑 …… 330
当山　勝利君 …… 330
新垣　光栄君 …… 338
比嘉　瑞己君 …… 346
比嘉　京子さん …… 354
崎山　嗣幸君 …… 362
翁長　雄治君 …… 368
國仲　昌二君 …… 377
渡久地　修君 …… 383
１．委員会付託 …… 391
１．日程第３　陳情第108号、第110号及び第126号の付託の件 …… 391
１．委員会付託 …… 391
１．休会の議決 …… 391
１．散　　会 …… 392

○第９号（７月11日）

１．開議年月日時 …… 395
１．議事日程 …… 395
１．本日の会議に付した事件 …… 395
１．出席議員 …… 395
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 395
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 396
１．開　　議 …… 396
１．諸般の報告 …… 396
１．日程第１　甲第４号議案 …… 396
１．知事（玉城デニー君）の提案理由説明 …… 396
１．質　　疑 …… 396
新垣　淑豊君 …… 396
下地　康教君 …… 399
小渡良太郎君 …… 402
呉屋　　宏君 …… 405
照屋　守之君 …… 410
１．議長の発言取消し留保の宣告 …… 412
１．先議案件の委員会付託（甲第４号議案） …… 416
１．日程追加　甲第４号議案 …… 416
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 416
１．採　　決 …… 417
１．散　　会 …… 417

○第10号（7月12日）

1．開議年月日時 …… 419
1．議事日程 …… 419
1．本日の会議に付した事件 …… 420
1．出席議員 …… 421
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 421
1．開　　議 …… 421
1．諸般の報告 …… 421
1．日程第１　乙第１号議案から乙第３号議案まで …… 422
1．委員長報告（総務企画委員長） …… 422
1．採　　決 …… 423
1．日程第２　乙第６号議案及び乙第７号議案 …… 423
1．委員長報告（経済労働委員長） …… 423
1．採　　決 …… 424
1．日程第３　乙第４号議案及び乙第５号議案 …… 424
1．委員長報告（文教厚生委員長） …… 424
1．採　　決 …… 424
1．日程第４　乙第10号議案から乙第12号議案まで …… 425
1．委員長報告（総務企画委員長） …… 425
1．採　　決 …… 425
1．日程第５　乙第８号議案 …… 426
1．委員長報告（文教厚生委員長） …… 426
1．採　　決 …… 426
1．日程第６　乙第９号議案 …… 426
1．委員長報告（土木環境委員長） …… 426
1．採　　決 …… 427
1．日程第７　議員提出議案第３号　県立病院で発生した大規模クラスター及び新型コロナウイルス感染症対策の在り方に関する決議 …… 427
1．末松文信君の提案理由説明 …… 427
1．採　　決 …… 427
1．議員派遣 …… 427
1．一括議題 ｛日程第８　議員提出議案第４号　うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故に関する意見書／日程第９　議員提出議案第５号　うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故に関する抗議決議｝ …… 427
1．照屋守之君の提案理由説明 …… 428
1．採　　決 …… 428
1．議員派遣 …… 428
1．日程第10　陳情令和２年第29号、同第38号の５、同第99号、同第115号、同第220号、陳情第１号及び第90号 …… 428
1．委員長報告（経済労働委員長） …… 429
1．採　　決 …… 429
1．日程第11　請願第２号、陳情第７号、第19号、第106号、第113号、第117号及び第125号 …… 429
1．委員長報告（文教厚生委員長） …… 429
1．採　　決 …… 429

１．日程第12　陳情令和２年第60号及び陳情第67号 …… 429
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 429
１．採　　決 …… 429
１．日程第13　陳情第65号 …… 429
１．委員長報告（議会運営委員長） …… 430
１．採　　決 …… 430
１．日程第14　陳情第３号 …… 430
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 430
１．採　　決 …… 430
１．日程第15　閉会中の継続審査の件 …… 430
１．採　　決 …… 430
１．閉　　会 …… 430

○巻末掲載文書

１．知事提出議案 …… 433
１．議員提出議案 …… 461
１．諸般の報告 …… 467
１．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について …… 471
１．議案付託表 …… 473
１．委員会審査報告書 …… 475
１．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 487
１．変更議席表 …… 501
１．特別委員の変更一覧表 …… 503
１．請願・陳情文書表 …… 505
１．議案等処理一覧表 …… 557

令和３年第４回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期28日間　自 令和３年６月15日　至 令和３年７月12日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	6月15日	火	本 会 議　（議席の変更） （会議録署名議員の指名） （常任委員の所属変更の件） （議会運営委員の変更の件） （特別委員の変更の件） （会期の決定） （知事提出議案の説明）	先議案件付託 請願・陳情付託
2	16日	水	議案研究 委 員 会　（先議案件審査）	
3	17日	木	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	18日	金	議案研究	一般質問通告締切（正午）
5	19日	㊏	休　　会	
6	20日	㊐	休　　会	
7	21日	月	委 員 会　（議会運営委員会）	請願・陳情提出期限
8	22日	火	本 会 議　（先議案件委員長報告、採決） （知事提案理由の説明） ※休憩中に委員会審査 （先議案件委員長報告、採決）	先議案件付託
9	23日	㊌	休　　会	慰霊の日
10	24日	木	本 会 議　（代表質問）	
11	25日	金	本 会 議　（代表質問）	
12	26日	㊏	休　　会	
13	27日	㊐	休　　会	
14	28日	月	本 会 議　（一般質問）	
15	29日	火	本 会 議　（一般質問）	
16	30日	水	本 会 議　（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
17	7月1日	木	本 会 議　（一般質問） 委 員 会　（常任委員会、特別委員会）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
18	2日	金	委 員 会　（常任委員会）	
19	3日	㊏	休　　会	
20	4日	㊐	休　　会	
21	5日	月	委 員 会　（常任委員会）	
22	6日	火	委 員 会　（常任委員会）	
23	7日	水	委 員 会　（特別委員会）	
24	8日	木	休　　会　（予備日）	
25	9日	金	議案整理 委 員 会　（議会運営委員会）	
26	10日	㊏	休　　会	
27	11日	㊐	本 会 議　（知事提案理由の説明） ※休憩中に委員会審査 （先議案件委員長報告、採決）	先議案件付託
28	12日	月	本 会 議　（委員長報告、採決）	

（注）新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算が２度にわたり追加提出されたことから、
①当初、６月22日から代表質問を行う予定であったが、「甲第３号議案」を審議することになったため、代表質問・一般質問の全ての日程を順次繰り下げた。

②７月11日は日曜日であり、会議規則上、休会日と定められているが、「甲第４号議案」を審議するため、特に会議を開いた。

開会日に応招した議員

赤嶺　　昇　君	仲村家治　君
仲田弘毅　君	仲宗根　　悟　君
新垣光栄　君	仲村未央　さん
翁長雄治　君	玉城武光　君
喜友名智子　さん	比嘉瑞己　君
島袋恵祐　君	当山勝利　君
玉城健一郎　君	照屋大河　君
大城憲幸　君	山内末子　さん
上原　　章　君	西銘啓史郎　君
小渡良太郎　君	座波　　一　君
新垣淑豊　君	大浜一郎　君
島尻忠明　君	呉屋　　宏　君
仲里全孝　君	花城大輔　君
平良昭一　君	又吉清義　君
次呂久成崇　君	崎山嗣幸　君
國仲昌二　君	玉城ノブ子　さん
瀬長美佐雄　君	西銘純恵　さん
山里将雄　君	渡久地　　修　君
上里善清　君	瑞慶覧　　功　君
當間盛夫　君	比嘉京子　さん
金城　　勉　君	末松文信　君
新垣　　新　君	島袋　　大　君
下地康教　君	中川京貴　君
石原朝子　さん	照屋守之　君

令和３年６月15日

令和３年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第１号）

令和３年
第 ４ 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）**

令和３年６月 15 日（火曜日）午前 10 時開会

議　事　日　程　第１号

令和３年６月15日（火曜日）

午前10時開議

第１　議席の変更
第２　会議録署名議員の指名
第３　常任委員の所属変更の件
第４　議会運営委員の変更の件
第５　特別委員の変更の件
第６　会期の決定
第７　甲第１号議案、甲第２号議案及び乙第１号議案から乙第13号議案まで（知事説明）
第８　陳情第66号、第68号から第70号まで、第73号、第84号の５、第91号、第92号の３、第97号及び第99号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　議席の変更
日程第２　会議録署名議員の指名
日程第３　常任委員の所属変更の件
日程第４　議会運営委員の変更の件
日程第５　特別委員の変更の件
日程第６　会期の決定
日程第７　甲第１号議案、甲第２号議案及び乙第１号議案から乙第13号議案まで
　甲第１号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第９号）
　甲第２号議案　令和３年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
　乙第１号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
　乙第６号議案　沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例
　乙第７号議案　おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例
　乙第８号議案　財産の取得について
　乙第９号議案　訴えの提起について
　乙第10号議案　車両損傷事故に関する和解等について
　乙第11号議案　沖縄県収用委員会委員の任命について
　乙第12号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
　乙第13号議案　専決処分の承認について
日程第８　陳情第66号、第68号から第70号まで、第73号、第84号の５、第91号、第92号の３、第97号及び第99号の付託の件

出席議員（48名）

議長	赤嶺　昇　君	23番	仲村家治　君
副議長	仲田弘毅　君	24番	仲宗根　悟　君
1番	新垣光栄　君	25番	仲村未央　さん
2番	翁長雄治　君	26番	玉城武光　君
3番	喜友名智子　さん	27番	比嘉瑞己　君
4番	島袋恵祐　君	28番	当山勝利　君
5番	玉城健一郎　君	29番	照屋大河　君
6番	大城憲幸　君	30番	山内末子　さん
7番	上原　章　君	31番	西銘啓史郎　君
8番	小渡良太郎　君	32番	座波　一　君
9番	新垣淑豊　君	33番	大浜一郎　君
10番	島尻忠明　君	34番	呉屋　宏　君
11番	仲里全孝　君	35番	花城大輔　君
12番	平良昭一　君	36番	又吉清義　君
13番	次呂久成崇　君	38番	崎山嗣幸　君
14番	國仲昌二　君	39番	玉城ノブ子　さん
15番	瀬長美佐雄　君	40番	西銘純恵　さん
16番	山里将雄　君	41番	渡久地　修　君
17番	上里善清　君	42番	瑞慶覧　功　君
18番	當間盛夫　君	43番	比嘉京子　さん
19番	金城　勉　君	44番	末松文信　君
20番	新垣　新　君	45番	島袋　大　君
21番	下地康教　君	46番	中川京貴　君
22番	石原朝子　さん	47番	照屋守之　君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー　君	土木建築部長	島袋善明　君
副知事	謝花喜一郎　君	企業局長	棚原憲実　君
副知事	照屋義実　君	病院事業局長	我那覇　仁　君
政策調整監	島袋芳敬　君	会計管理者	大城　博　君
知事公室長	金城　賢　君	知事公室秘書防災統括監	平敷達也　君
総務部長	池田竹州　君		
企画部長	宮城　力　君	総務部財政統括監	平田正志　君
環境部長	松田　了　君	教育長	金城弘昌　君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子　さん	公安委員会委員長	與儀弘子　さん
保健医療部長	大城玲子　さん	警察本部長	日下真一　君
農林水産部長	崎原盛光　君	労働委員会公益委員	宮尾尚子　さん
商工労働部長	嘉数　登　君	人事委員会委員長	島袋秀勝　君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉　君	代表監査委員	安慶名　均　君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光　君	課長補佐	城間　旬　君
次長	上原貴志　君	主幹	宮城　亮　君
議事課長	佐久田　隆　君	主査	親富祖　満　君

○議長（赤嶺　昇君）　ただいまより令和３年第４回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案15件並びに今期定例会提出補正予算説明書、令和２年度繰越計算書、令和３年５月末現在の令和３年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願１件及び陳情39件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、22日、24日、25日及び28日から30日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、本日の会議に労働委員会公益委員宮尾尚子さん、22日、24日、25日及び28日から30日までの会議に同委員会事務局長山城貴子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（赤嶺　昇君）　日程第１　議席の変更を行います。

新会派の結成に伴い、会議規則第４条第３項の規定により議席の一部をお手元に配付の変更議席表のとおりそれぞれ変更いたします。

〔変更議席表　巻末に掲載〕

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時２分休憩

午前10時４分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

日程第２　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

14番　國　仲　昌　二　君　及び

19番　金　城　　勉　君

を指名いたします。

○議長（赤嶺　昇君）　日程第３　常任委員の所属変更の件を議題といたします。

本件については、新会派の結成に伴い、各派の所属議員数に異動があるため、常任委員の各派割当て数を変更する必要があります。

よって、お諮りいたします。

委員会条例第４条第２項の規定により経済労働委員の崎山嗣幸君を土木環境委員に、土木環境委員の上里善清君を経済労働委員にそれぞれ委員会の所属を変更いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　日程第４　議会運営委員の変更の件を議題といたします。

本件については、新会派の結成に伴い、各派の所属議員数に異動があるため、議会運営委員の各派割当て数を変更する必要があります。

よって、お諮りいたします。

委員会条例第４条第２項の規定により議会運営委員の仲宗根悟君を当山勝利君に、翁長雄治君を國仲昌二君にそれぞれ変更いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　日程第５　特別委員の変更の件を議題といたします。

本件については、新会派の結成に伴い、各派の所属議員数に異動があるため、特別委員の各派割当て数を変更する必要があります。

よって、お諮りいたします。

委員会条例第４条第２項の規定により、お手元に配付の特別委員の変更一覧表のとおり、それぞれ委員を変更いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、特別委員の変更一覧表のとおりそれぞれ委員を変更することに決定いたしました。

〔特別委員の変更一覧表　巻末に掲載〕

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第６　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から７月12日までの28日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から７月12日までの28日間と決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第７　甲第１号議案、甲第２号議案及び乙第１号議案から乙第13号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

令和３年第４回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案２件、条例議案７件、議決議案３件、同意議案２件、承認議案１件の合計15件であります。

まず初めに、甲第１号議案及び甲第２号議案の予算議案について、御説明申し上げます。

甲第１号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算(第９号)」は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策の実施に要する経費として、299億2263万4000円を計上するものであります。

甲第２号議案「令和３年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号)」は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、一般会計の補正予算と関連する経費について、所要の補正を行うものであります。

これらの補正予算につきましては、先議案件として御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、乙第１号議案から乙第７号議案までの条例議案７件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、新たに設置する手数料の徴収根拠を定める等の必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第２号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、指定納付受託者が納税義務者等から徴収金の納付または納入の委託を受けた場合の徴収の特例を定める等の必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第５号議案「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の人員及び運営に関する基準等を改める等の必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第７号議案「おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例」は、令和４年３月に開館予定のおきなわ工芸の杜の設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があることから、新規に条例を定めるものであります。

次に、乙第８号議案から乙第10号議案までの議決議案３件は、財産の取得、訴えの提起及び和解等について議決を求めるものであります。

次に、乙第11号議案及び乙第12号議案の同意議案２件は、収用委員会委員及び公安委員会委員の任期満了に伴い、その後任を任命するため、同意を求めるものであります。

最後に、乙第13号議案「専決処分の承認について」は、新型コロナウイルス感染症対応に要する経費を早急に予算補正する必要があり、専決処分をしたため、承認を求めるものであります。

乙第13号議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、甲第１号議案

「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第９号)」、甲第２号議案「令和３年度沖縄県病院事業会計補正予算(第１号)」及び乙第13号議案「専決処分の承認について」は､早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、甲第１号議案、甲第２号議案及び乙第13号議案については、これより直ちに質疑に入ります。

甲第１号議案、甲第２号議案及び乙第13号議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

新垣淑豊君。

〔新垣淑豊君登壇〕

○新垣　淑豊君　おはようございます。

令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第９号）の案について、質疑をさせていただきます。

沖縄・自民党の新垣淑豊でございます。どうぞよろしくお願いします。

歳出において、今回人件費が536万9000円と予定されております。これ以外にも新型コロナウイルス対策において、これまで多くの職員の兼務であったり、動員、残業がなされているというお話を伺っております。その対応のために要した時間と人件費、どれぐらいかかっているのかということをお伺いさせていただきます。

そして、昨日の議案説明会におきまして、74万回分のワクチンが６月中に到着するという御説明がありました。現在、本日６月15日時点での接種状況、そしてその進捗が全国的な進捗状況と比較してどのようになっているかをお伺いさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　おはようございます。

新垣淑豊議員の御質問のうち１、令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第９号）案についての (1)、新型コロナウイルス対応に係る職員の勤務状況についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の兼務につきましては、令和２年度は49名、令和３年度は６月15日本日現在146名、さらに今月末までに50名程度を追加、兼務する予定となっております。また、動員につきましては、令和２年度から現在までの間で、延べ約１万4100名となっております。時間外勤務手当につきましては、令和２年度の１人当たり１月平均は、保健医療部は17.7時間、対前年比9.0時間の増、商工労働部は13.3時間、同じく対前年度比3.4時間の増、文化観光スポーツ部は19.7時間、0.5時間の増となっております。なお、令和３年度の状況につきましては、現在、集計中となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　おはようございます。

新垣淑豊議員の御質問の１、令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第９号）案についての御質問のうち(2)、ワクチンの接種状況と全国との比較についてお答えいたします。

国が公表している資料によりますと、６月14日現在、沖縄県で少なくともワクチンを１回接種した者の人数は、医療従事者が５万6183人、65歳以上の高齢者が９万734人、64歳以下の一般接種者等が１万1719人で合計15万8636人となっております。令和２年１月１日の65歳以上の人口を基準として、全国で少なくともワクチンを１回接種した高齢者の割合は33.3％で、沖縄県は28.0％となっています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時21分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　県内のワクチンの接種状況についてでございますが、１回目の接種が医療従事者、それから高齢者、その他の方を含めて15万6531回となっておりまして、全人口に占める割合としましては、10.8％という状況になっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時24分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　御答弁申し上げます。

新垣淑豊議員の御質問の中で、74万回分のワクチンが届いたということを昨日議案説明会で私のほうから説明いたしましたので、それに対するお答えという

ことでさせていただきました。ワクチンが74万回分届いたという話は、高齢者向けのワクチンの量でございまして、それに対する答弁ということで高齢者についてお答えさせていただいたところでございます。

高齢者につきましては、先ほど申し上げましたとおり、沖縄県では28.0％で全国順位では41番目という状況でございます。ただし、一部の地域では高齢者以外にも接種が始まっておりますので、その数字につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、回数については把握しているところでございまして、医療従事者等が５万4078回、高齢者が９万734回、その他の方が１万1719回ということで、１回目のワクチンを接種した実績としては15万6531回ということでございます。

以上でございます。

その他市町村の状況等につきましては、今後実態等の把握に努めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時29分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　大変失礼いたしました。

先ほどの県内のワクチン接種の実績につきまして、当初答弁しましたものが本日現在の資料で、先ほど私のほうから詳細を説明したものが昨日の状況となっておりまして、正しくは最初に答弁しましたとおりでございます。

もう一度繰り返しますと、１回目のワクチン接種が医療従事者が５万6183回、高齢者が９万5448回、その他の方が１万2237回で、合計が16万3868回でございます。これが全国の位置づけにつきましては、申し訳ありません、今調べているところでございますので……（「また変わっているよ」と呼ぶ者あり）

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

執行部の答弁調整、それに議員との質問等の調整に時間を要するので、15分間休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前11時５分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前の新垣淑豊君に対する答弁を願います。

保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　新垣議員の御質問に対する答弁について、先ほど来、時点の違い等により異なる数字を答弁してしまいました。大変申し訳ありませんでした。改めて整理した上で、御答弁させていただきたいと思います。

国が公表している資料によりますと、６月14日現在、沖縄県で少なくともワクチンを１回接種した者の人数は、医療従事者が５万6183人、65歳以上の高齢者が９万734人、64歳以下の一般接種者等が１万1719人で、合計15万8636人となっております。

首相官邸ホームページの公表データによりますと、６月13日時点の全国の接種率は9.73％、沖縄県の場合は6.92％ということで下回っている状況にございます。また２回目接種率につきましては、全国が1.73％、沖縄県が1.97％ということで全国を上回っている状況にございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

〔新垣淑豊君登壇〕

○新垣　淑豊君　御答弁いただきましてありがとうございます。

では、再質疑を行わせていただきます。

先般、那覇市の事例でしたけれども、新型コロナウイルス担当課の職員が過労死レベルの超過勤務をしているということが報道で取り上げられておりました。沖縄県でも感染症対策課であったり、ワクチン接種等戦略課など、様々な課からの応援、兼務で取り組んでいる職員もいらっしゃいます。私の元にも、平日も深夜零時を過ぎての勤務、また土日も当たり前のように出勤が求められるということで訴えがございました。先ほど御答弁いただいた大城部長も、本当に激務であられるかと思います。お休みもなかなか取れていないんじゃないかと思っております。対応していただいている職員には、誠にありがたく感謝をいたしたいと思います。

そんな中で、長時間労働や苦情対応などによるメンタル面での不安を訴える職員もいらっしゃいます。担当課の超過勤務の状況がどのようになっているか。最長でどの程度の残業、超過勤務をしているのか。法令に照らして危険水域にある超過勤務状況の人数はどのようになっているかをお伺いしたいと思います。

また、知事におかれては、県職員の雇用に関する最高責任者ということがあるかと思います。その責任者としてこのことを把握し、どのように受け止め、対応

を考えているのかお伺いをさせていただきます。

(2) に対しましての再質疑でありますが、本日朝、会派室でテレビを見ておりました。先ほどの御答弁にもありましたけれども、沖縄県は6.92％ということで接種率が非常に低い。これ写真を撮りましたけれども（資料を提示） 沖縄県のワクチン接種が進まない理由が、会場選びが難航しているとか人手不足とか言われております。

この状況がなぜ起こっているのか。またワクチンの国からの支給、６月中に74万回のワクチンが届くという話でありましたが、これが遅れているのか。はたまた市町村との連携がうまくできていないのか。県としてどのように支援に関わることができるのか。今後の接種の加速に向けての課題と対応について。

また先ほどの全国放送でございましたので、県民はこの報道に対して非常に不安を感じているというふうに思っております。先ほど来、大城部長から全国41位というお話がありましたけれども、本当にこの数字ということが確かであるのであれば、こういった報道に対してもしっかりと打ち消しをする。沖縄県は進んでいるんだということをちゃんと知事が前面に立って申し上げなければいけないというふうに思っておりますが、その点についてどのようにお考えなのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君） 休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時13分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 新垣淑豊議員の再質問にお答えいたします。

コロナウイルス感染症に係る長時間勤務等の状況ですが、令和２年度におきまして、超過在課時間が月80時間を超えるなど、いわゆる産業医の面接対象となった職員は延べ1439人、前年度の約2.1倍となっております。このうち超過在課が100時間を超える職員は延べ479人。こちらも前年度の約2.4倍となっております。部局別では、保健医療部が一番多く、延べ488人となっております。このうち産業医による面接を実施した職員は延べ455人で、こちらも前年度比の2.3倍の職員が面接を受けております。特に超過時間が長かった部分ですが、新型コロナウイルスの中心となる保健医療部におきまして、一番長い方で月258時間という在課がございます。この長時間在課職員へのフォローアップとしましては、職員そしてその所属する長に対しまして産業医が指導を実施するほか、保健師が随時相談窓口となって臨床心理士や専門医による相談、医療機関を紹介するなどを行っているところでございます。また、感染状況を踏まえて職員の兼務発令や臨時的任用職員、会計年度任用職員の採用、あるいは業務の委託なども随時進めているところであり、職員の負担軽減について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 新垣淑豊議員の職員の勤務における知事の考えということについて御質問をいただきました。

現在、非常時や緊急時に緊急に職員を配置して迅速に対応するよう、いわゆるＢＣＰ――業務継続計画に基づいてその配置をさせていただいております。先ほど総務部長からもありましたとおり、兼務発令あるいは臨時的任用職員の採用などによって――豚熱のときでありますとか、現在のコロナ対応でありますとか、可能な限り業務がしっかりと集中的にかつ迅速に対応できるような体制を取らせていただいておりますが、フィジカル面、メンタル面ともに職員の方々がしっかりと働きやすい環境をつくっていけるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 新垣議員の再質問にお答えいたします。

まず住民接種率につきまして、１回目が6.92％と全国に比べてなぜ低いのかという御質問だと思います。

２回目の接種については、若干全国を上回っているとはいうものの、まだ低い状況にございます。沖縄県の場合は、高齢化率が全国に比べて低いということもございまして、全住民に対する率としては、下めに出るということもあるとは思います。しかしながら県としましては、高齢者の接種について７月末に完了するようにということで、市町村とともに頑張っているところでございます。

市町村との連携につきましては、特に小規模離島につきまして医療人材の確保であるとか、特に高齢者だけではなく住民も一緒に接種できるような体制を整えて支援を強化したところでございます。ただし、都

市部における人口の多さの中で接種が進まないというところもございますので、このたび広域接種センターを２か所設置しまして、本日から開始することとしておりますので、そういった取組も含めて加速化をしていきたいと考えております。

今後の課題と対応につきましては、やはり医療人材、接種のための人材とそれから会場の問題等々がございますので、市町村とも連携しながら加速化に係る取組を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

失礼いたしました。

報道につきましては、6.92％というのは首相官邸で公表しているデータでございますので、これは正しい数字でございます。ただ先ほど私が申し上げましたのは、高齢者の接種に関する率については、全国が33.3％、沖縄県が28.0％ということで、全国順位としては41位でございますという答弁を差し上げました。これらの状況につきましても、県のホームページ等でできるだけ分かりやすく県民にお伝えできるように工夫してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　新垣淑豊議員の再質問にお答えいたします。

先ほどその取組の内容については、数値等を含めて大城部長から答弁をさせていただいておりますが、当然私どもとしても、広域接種センターでワクチン接種の加速化を図り、さらには市町村の取組が遅滞することなくスムーズに進んでいくよう協力をするとともに、日々の数字の状況については、それぞれの市町村の対応等をしっかりと支えていくということに力を注いでいくとともに、しかるべき情報は県民の皆様にきちんと伝えていけるような、そのような体制を持って取り組んでいきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時21分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　先ほど、私も部長も答弁させていただいておりますが、その報道等の数値は、それぞれの報道の情報ソースによってその発信の内容が変わってくると思います。

県としては、我々が持っている数字をしっかりと正しく県民に伝えていくことに注力したいというように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

〔呉屋　宏君登壇〕

○呉屋　宏君　それでは通告をしていましたので、質疑をさせていただきますが、その前に、今回、臨時議会でもコロナ対策の関係の予算がたくさん入っていますので、当初はやる予定ではなかったんですけれども、ただ今、自民党のコロナ対策の委員長をしている関係で質問はしなきゃいけないだろうなと思っていました。

実は昨日午後８時でしたか、その前後だったと思いますけれども、わざわざ保健医療部長から電話があり、あしたの質問の件でということだったんですが、その後課長と代わっていろいろ話をしました。今、淑豊議員が話したとおり、職員は本当に今大変な思いをしながら対策をしていると思うんですよ。私はＰＣＲ検査を本島内の首長ほとんど歩いて勧めてまいりましたけれども、これは首長によって随分変わってくるんですね。ということは、この47都道府県で、今言った質問、ワクチンがなかなか前に進まないというのは、私は首長じゃないのかなと思っているんですよ。政治が主導しなければいけない。それがどうしてこうなっているのかというのは、県民がそれを非常に不思議に感じている。もうこの二、三日のテレビを見ても分かる。練馬区でしたか、もう64歳以下に接種のためのはがきを送る。そんな状況まで来ているんですよ。しかし、沖縄県はというと、このワクチンの接種率なんかを聞いていると、とてもじゃないけど、この全国的にも注目されているような沖縄の対応ではない。私はそこはもう一度首長として、政治家として、これもう一回考え直して――この大型接種をする会場なんてそうですよ。なかなか探せなかったというんだけど、探せなかったというだけで、県民に145万人にこれ言い訳ができますか。私はそういうところにその緊張感がないと思います。もうワクチンを打つと決まっているわけですから、なぜそれを先手を打って大型会場を借りられなかったのか。それはやっぱり知事が大型会場を借りる、北部も中部も南部も１つずつ置けというようなことを指導すれば、簡単にこれは職員はそこに向かって走っていきますよ。そういうことをやっていな

いから、私はこの状況だと思います。

それでは質問に入ります。

１、一般会計補正予算（第９号）の事業についてですが、新型コロナウイルス感染症ＰＣＲ検査強化事業について。

ア、当初予算より倍以上の予算になっていますが――この補正については、国庫の予算がついたから補正するということなのか。

イ、エッセンシャルワーカーに対するワクチン接種は、優先接種になっているのか。

(2) 番、新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設運営事業について。

ア、宿泊施設のこれまでと補正後の計画について説明をしてください。

イ、自宅療養人数とホテル療養の割合を問いたいと思います。

再質疑は答弁を聞いてからやりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、一般会計補正予算（第９号）事業についての御質問の中の (1) のア、ＰＣＲ検査強化事業の補正についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症ＰＣＲ検査強化事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としたものであり、その事業費については、流行状況によって必要な検査件数が大きく変動することから、当面３か月間の事業実施を見込んで予算計上しているところです。現在、過去最大の流行となっている状況に鑑み、少なくとも上半期は当該事業を拡充、継続する必要があると判断し、希望する県民が安価に受けられるＰＣＲ検査や、飲食店等従業員へのＰＣＲ検査などの補正予算を計上したところです。

同じく１の (1) のイ、エッセンシャルワーカーの優先接種についてお答えいたします。

国の手引きでは、ワクチンの接種順位は、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、それ以外の者となっています。県は、７月末までに高齢者への接種のめどがついている市町村においては、高齢者・障害者施設の従事者等へのワクチン接種を計画的に進めていただくよう、去る６月１日に文書を送付したところです。また、警察官、消防士、保育士、小・中・高教職員等のエッセンシャルワーカーに対するワクチンの接種につきましては、市町村と調整し、集団接種の中で優先枠を設けることなどを検討し、計画的に行っていきたいと考えております。

同じく１の (2) のア、宿泊施設のこれまでと補正後の計画についてお答えいたします。

県では、宿泊療養施設として、現在、５施設で413室を確保しており、本日、新たに那覇市内に１施設150室の運用を開始したところです。４月から現在まで続く感染拡大を踏まえ、県では新たに６施設960室を追加確保する計画を立て、所要額57億6441万4000円を今回の補正予算に計上しております。追加確保する宿泊療養施設については、５月に公募を行ったところであり、今後、条件を満たす施設について随時事前協定を締結し、必要な人員を確保した上で、新たな施設を開設することとしております。

同じく１の (2) のイ、自宅療養とホテル療養の人数と割合についてお答えいたします。

６月14日時点で、自宅療養者は894人、宿泊療養者は138人となっており、療養者全体の2070人に占める割合は、自宅療養者が43.2％、宿泊療養者が6.7％となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

〔呉屋　宏君登壇〕

○呉屋　　宏君　再質疑をさせていただきます。

まず、私がエッセンシャルワーカーに対するワクチン接種の優先接種はどうなっているかということを聞いたのは、実はもう６月に入るかどうかというところで、今６月１日の話をしていましたけれども、６月入るか入らないかでうるま市の勝連で、30名入所の介護施設で全員がコロナに感染したんですよ。そしてその施設で働く人たちも全員感染をしている。そして、周りの介護施設の人たちがそれを一生懸命フォローするために、代わる代わるそこでお年寄りの皆さんの介護を、ケアをしているんです。そこは30名、病院にも入れられない。こんな状況が県内にあるんですよ。これ、僕は知事が知っているのかなと。そしてこの施設の第２施設、ここも７名の入所者でした。この７名も全員感染。そこの職員も全員感染。こんな状況がうるま市にある、これが増えつつあるということですよ。ですから、それを見通せるのであれば、当然のことながら、エッセンシャルワーカーの優先接種というのは当たり前に考えなければいけない。そこに職員を送っている園の園長から話を聞きますと、もう施設の中で職員がおじいちゃん、おばあちゃんたちのみとりをしているというんですよ。こんなのでいいのか。これが沖縄の高齢者福祉なのかと。私は、これこそ皆さんが真剣に考えなければいけないこと

だと真剣に思いますよ。誰一人取り残さないというのはどういうことですか。言葉だけでそんなことをやっていたら、この状況でコロナ禍が抑えられるわけがない、全国的に恥ずかしいニュースですよ、沖縄県は。僕はさっき言いましたけれども、市町村首長でＰＣＲを一生懸命やっている市町村もある、やってない市町村もある。首長の考え方一つで随分変わっていくんです。そこは皆さんにはぜひ理解をしていただきたいと思います。ですからこの今どれぐらいの率で介護施設が先行でワクチンの接種をしているのか。そしてその施設にいらっしゃるお年寄りの皆さんはもうほとんど終わったのかどうか、そこは再質問でちょっと詳しく説明をしてください。

そして、一番私が気にしているのは、この (2) 番の感染症の宿泊施設ですよ。今聞きますとその自宅療養が894名、ホテルにいるのが138名、これおかしくないですか。これどう考えたって、皆さん、報道でも言われているとおり、家庭でクラスターが起こっていると言っているわけでしょ。これクラスターを起こしているのは誰ですか。これ起こしているのは県ですよ、明らかに。感染している人が家に帰れば、そこに一緒に暮らしている人が感染するのは当たり前じゃないですか。誰が考えたって分かる。それでこの割合。そして今頃になって、ホテルを新しく960室を準備しますよと。これもう200名クラス、300名に手が届く届かないとやっていたあの頃、この人たちがみんな自宅に行っている。おまけに皆さんは御存じだと思うのだけれども、もう一つ考えてみてください。これ陽性になった人たちに対して、保健所が濃厚接触者の連絡をしなくなったんですよ。誰が連絡しているか。かかった人が連絡をしているんですよ。それまで放棄している。この状況で沖縄県のコロナ対策がうまくいっているという人が一体どれだけいるんですか。これ、真剣に考えなければいけないと思いますよ。

それと、再質問しますけれども、この保育園でのＰＣＲ検査。先ほどＰＣＲ検査の話もしましたけれども、これ保育園、今日宜野湾市の市議会議員から電話がありました。宜野湾市議会に陳情が出ているんだそうです。保育園のＰＣＲ検査をやってくださいと。しかし、私たちは、もう４月からこの保育園はＰＣＲ検査やると言っていますよと。現に今やっているんですよ。保育園は、ＰＣＲ検査を。だけどこれ市町村のその末端の保育園がやっているかやっていないかも分からない。連絡も行っていない。呉屋さん、これはいつから始めるんだということを僕に朝から電話があるんですよ。今日、委員会があるからその陳情者が来るから中身を教えてくれという話だった。いやいや、もうやっているよと。こんな状況、連絡がうまくいっているんですか。これ２つ目の質問としてさせていただきます。

そして、先ほどワクチンの話をしました。このワクチン接種、大型接種会場、14日の週はたしか全部埋まっているという話でした。21日からの週、これがたしか中部が空いているという話を二、三日前に聞きました。これが今どうなっているのか。そして、21日の週から28日の週に変わったときに、これ那覇の接種会場、それと中部の接種会場、今の予約状況、これを説明してください。そして、これどこで準備をしていくのか。64歳以下にいつこのはがきを発送していくつもりでいるのか、そこまで説明をいただきたいと思います。

それと、この宿泊施設で私は少し耳にしたことがありますけれども、何か県職員が３食の弁当を配っているんですって。これは本当なのかどうかをここで明らかにしてほしいと思いますね。要するに軽症者のホテルに対して、県職員が朝昼晩の弁当を配っていると。これは本当なのかどうかをこの議場ではっきりさせていただきたいと思います。

それと、私は先ほどニュースで見させていただきましたけれども、この緊急事態宣言を専門家会議で２週間延長するというのがもうニュースで流れていました。そして、学校は予定どおり21日からスタートをすると言っている。緊急事態は２週間延ばして、学校は来週月曜日から再開するという、これの矛盾を私は感じているんですが、皆さんは感じないんですか。これは専門家会議の話ですから、知事がどう決定するのか分かりませんけれども、知事はまず専門家会議の内容を全部把握しているのか。私はそこも先週の記者会見を見ていると、記者から専門家会議をオープンにしてくれないかと言って、いやオープンにしていますよねと。記者に対して専門家会議がオープンになっているのか、なっていないのかさえ知事が分からない。これ本当に皆さんどう思っているのか。これで本当にコロナ対策ができるのかと。だから我々は集中できるように、もう本部長を替えるべきではないのかということを――私たちは嫌がらせでやっているわけではない。県民のためにそれを言ってきたんですよ。

今言った質問に対して御答弁をいただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時43分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　呉屋議員の再質問にお答えいたします。

まず、エッセンシャルワーカー、特に介護施設の従事者に対するワクチンの先行接種についてということでございます。

優先接種につきましては、市町村と連携しながら、まずは65歳以上の高齢者のめどがつき次第、可能な限り早期に進めてまいりたいと考えております。また県でも広域センターを設置しておりますので、その進み具合によって、エッセンシャルワーカーについても検討を広げてまいりたいと思います。

それから、高齢者施設の入所者、高齢者のワクチン接種状況でございますが、施設にいらっしゃる高齢者とそうでない高齢者というような分け方をしておりませんで、数字は県として今把握していないところでございます。先ほど高齢者の接種率について答弁した内容は全体の数字でございました。

その次に宿泊療養施設については、昨日現在で131名が入所をしているところでございますが、県ではその前に413室を用意しておりまして、今般150室を拡充するということで、宿泊施設の拡充に努めているところでございます。しかしながら、清掃のタイミングであるとか、また地域の別であるとかというようなこともございまして、なかなか入所率が全体の数字に至っていないというところはございます。

それから、宿泊施設での弁当の配付についてでございますが、宿泊療養施設では、看護師等の医療従事者のほかに、生活面を支えるということで県職員を動員して今対応している状況でございます。ですので、その中に弁当の配付等についても、グリーンゾーンとレッドゾーンはちゃんと分けた上で配付をしているところでございます。ただし、これについては委託についても進めておりまして、業務委託について近日中に実施できる見込みとなっております。

それから、保健所の濃厚接触者の検査につきましては、今般の急拡大に伴いまして、濃厚接触者の検査を取りやめたということではなく、軽症者や無症状者の方については御協力をいただいて、周りの方にお知らせをして検査を受けていただくようにということでお願いをしているということでございます。今保健所に対しては、各地の専門学校や大学等からの保健師の資格を持った方々の援助をいただきながら、保健所の機能を通常に戻していくというような取組をしておりますので、その中で改善を図っていきたいと考えております。

それから、保育園の検査につきましては、市町村の保育担当者向けのウェブ会議などを実施して周知を図ったところでございまして、現在６月４日からスタートをしており、今現在、検査検体数が戻ってきているのが約6000、そのうち5000については、検査が済んで結果返しが済んでいる状況にございます。

それから、64歳以下の接種券の発行等につきましては、これは市町村とも連携しながら高齢者の接種状況を見据えながら、可能な限り早期に接種券が発行できるようにということで、市町村と協力しながら、取り組んでいきたいと考えております。

それから、県の広域センターの予約状況でございます。予約枠は６月15日から30日までを今受け付けておりまして、予約数については、コンベンションセンターが8057の枠のうち4299ということで予約率は53.4％、武道館アリーナ棟のほうが枠が5050に対して予約数が5050ということで、100％という状況になっております。それ以降の７月１日以降の予約については、随時開始していきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　呉屋宏議員の再質問にお答えいたします。

私からは、昨日、感染症専門家会議が開催され、今朝ほどその会議の内容については報告を受けておりますが、その会議においても緊急事態、それから学校の休校の件等についても意見が出ているということは承知をしております。全体的な取組については、当然対策本部会議で協議をして、どのようにしていくかということをしっかり検討し決定していくということになるわけでございます。

先般私がこの感染症専門家会議はオープンになっているのではないかというふうに発言をした件につきましては、専門家会議は非公開で行われているんですが、会議が行われた後は必ずブリーフィングをしてどのような内容があったかということは、記者とのやり取りをしているという状況、それからその会議の議事概要での報告は、私は、昨日行われた会議を今朝すぐ

こういう状況でしたということで報告をいただいていますので、私が若干そのオープンになっているということが記者に対して公開になっているか否かということを履き違えて、私はその中で話し合われたことはしっかりと公開されているものというように受け止めていたために、あのような発言になってしまったということでございます。御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、甲第１号議案及び乙第13号議案については総務企画委員会に、甲第２号議案については文教厚生委員会にそれぞれ付託いたします。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第８　陳情第66号、第68号から第70号まで、第73号、第84号の５、第91号、第92号の３、第97号及び第99号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情10件のうち、陳情第66号、第69号、第70号、第73号、第91号及び第97号については米軍基地関係特別委員会に、第92号の３については子どもの未来応援特別委員会に、第68号、第84号の５及び第99号については新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案研究のため、明６月16日から21日までの６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、明６月16日から21日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、６月22日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時53分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　國　仲　昌　二

会議録署名議員　金　城　　勉

令和３年６月22日

令和３年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第２号）

令和3年
第４回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）**

令和３年６月 22 日（火曜日）午前 11 時 34 分開議

議　事　日　程　第２号

令和３年６月22日（火曜日）

午前10時開議

第１　乙第13号議案（総務企画委員長報告）
第２　甲第１号議案（総務企画委員長報告）
第３　甲第２号議案（文教厚生委員長報告）
第４　甲第３号議案（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第13号議案
　　乙第13号議案　専決処分の承認について
日程第２　甲第１号議案
　　甲第１号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第９号）
日程第３　甲第２号議案
　　甲第２号議案　令和３年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
日程第４　甲第３号議案
　　甲第３号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第10号）
日程追加　甲第３号議案
　　甲第３号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第10号）

出　席　議　員（48名）

議　長	赤　嶺　　昇　君	17　番	上　里　善　清　君
副議長	仲　田　弘　毅　君	18　番	當　間　盛　夫　君
1　番	新　垣　光　栄　君	19　番	金　城　　勉　君
2　番	翁　長　雄　治　君	20　番	新　垣　　新　君
3　番	喜友名　智　子　さん	21　番	下　地　康　教　君
4　番	島　袋　恵　祐　君	22　番	石　原　朝　子　さん
5　番	玉　城　健一郎　君	23　番	仲　村　家　治　君
6　番	大　城　憲　幸　君	24　番	仲宗根　　悟　君
7　番	上　原　　章　君	25　番	仲　村　未　央　さん
8　番	小　渡　良太郎　君	26　番	玉　城　武　光　君
9　番	新　垣　淑　豊　君	27　番	比　嘉　瑞　己　君
10　番	島　尻　忠　明　君	28　番	当　山　勝　利　君
11　番	仲　里　全　孝　君	29　番	照　屋　大　河　君
12　番	平　良　昭　一　君	30　番	山　内　末　子　さん
13　番	次呂久　成　崇　君	31　番	西　銘　啓史郎　君
14　番	國　仲　昌　二　君	32　番	座　波　　一　君
15　番	瀬　長　美佐雄　君	33　番	大　浜　一　郎　君
16　番	山　里　将　雄　君	34　番	呉　屋　　宏　君

35番	花城大輔君	42番	瑞慶覧功君
36番	又吉清義君	43番	比嘉京子さん
38番	崎山嗣幸君	44番	末松文信君
39番	玉城ノブ子さん	45番	島袋大君
40番	西銘純恵さん	46番	中川京貴君
41番	渡久地修君	47番	照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	保健医療部長	大城玲子さん
副知事	謝花喜一郎君		
副知事	照屋義実君	商工労働部長	嘉数登君
総務部長	池田竹州君	文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	総務部財政統括監	平田正志君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	主査	親富祖満君
次長	上原貴志君	政務調査課副参事	中村守君
議事課長	佐久田隆君	主幹	嘉陽孝君
課長補佐	城間旬君	主幹	具志堅勝也君
主幹	宮城亮君		

○議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

６月18日、知事から、お手元に配付いたしました議案１件及び補正予算説明書の提出がありました。

○議長（赤嶺　昇君）　日程第１　乙第13号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君）　ただいま議題となりました乙第13号議案の承認議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第13号議案「専決処分の承認について」は、新型コロナウイルス感染症対応に要する経費を早急に予算補正する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったため、地方自治法第179条第３項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第13号議案の承認議案については、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第13号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　日程第２　甲第１号議案を議

題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君）　ただいま議題となりました甲第１号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第１号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第９号）」は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ299億2263万4000円で、補正後の改予算額は、9003億5868万5000円である。

歳入の内訳は、国庫支出金、繰入金及び諸収入である。

歳出の内訳は、新型コロナウイルスの感染者等が発生した介護サービス施設・事業所等において施設の消毒や人員確保などサービス継続に必要な経費の補助、感染拡大に伴う医療機関による病床確保に対する補助金の交付、軽症者等が療養するための宿泊施設の運営に要する経費、新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金の借入利息に対する補助に要する経費、宿泊事業者における感染拡大防止対策の強化に要する経費などである。

債務負担行為補正は、おきなわ型伴走支援資金利子補給金に要する経費に関し、債務負担行為を設定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、エッセンシャルワーカーに対する定期的なＰＣＲ検査について、介護施設は何か所でどのくらいの周期で行っているのか。また、障害者施設及び保育施設のそれぞれの施設数並びに実施時期はどうなっているか。さらに学童クラブでのＰＣＲ検査はどのような取扱いになっているのかとの質疑がありました。

これに対し、2131か所の介護施設においておおむね２週間に１回検査を行っている。また、障害者施設が1275施設で６月11日から、保育施設が982施設で６月４日から開始されている。学童クラブについては、学校と同様に陽性者が発生した場合に迅速な検査が行われるよう新たに設置した学校ＰＣＲ支援チームで対応することとしているとの答弁がありました。

次に、宿泊療養施設は現在何部屋確保して実際に療養しているのは何人か。また、今回の補正で何部屋が追加されるのか。さらに、確保している部屋数と療養者数に開きがあるのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、現在563室を確保しており、６月15日現在128人が療養している。また、今回の補正で960室を追加することで予算を計上している。確保している部屋数と療養者数に開きがある理由は、新たな宿泊施設を設けるに当たり、既存の看護師の配置換えをする必要があったこと、療養者が退出して次の療養者が入るまでに清掃や消毒のために３日間空ける必要があることや、効率よく運用するためにフロア単位で清掃しているため、一定程度空き室が生じるとの答弁がありました。

次に、財政調整基金が相当減ってきているが、今後さらに支援が必要となった場合、どのように対応するつもりなのかとの質疑がありました。

これに対し、今年度は予備費として10億円を計上しており、現在ほとんど使っていない状況である。予備費のほかにも決算剰余金も今後出てくる予定である。また、地方創生臨時交付金などの財源措置についても改めて国に求めているところであり、必要なときにきちんと対応できるよう関係部局と調整していきたいとの答弁がありました。

そのほか、宿泊事業者感染症対策支援事業の内容、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業で購入する機器の種類と数、広域ワクチン接種センターの予約状況に応じた運用方策、地域医療介護総合確保基金繰入金の内容と充当事業、宿泊療養施設公募の進捗状況、財政調整基金繰入金の充当事業ごとの金額、異なる種類のワクチンを接種した場合の弊害の有無、雇用調整助成金の支給状況、入院医療費事業に係る公費負担の内容などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第１号議案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第１号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第３　甲第２号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君）　ただいま議題となりました甲第２号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第２号議案「令和３年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号)」は、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、治療等に必要な防護具等及びＣＴ撮影装置等の医療機器を整備するため、補正予算を編成するものである。

補正予算の概要は、収益的収支予算の補正について、収益的収入に医業外収益を１億8929万2000円を追加し、総額646億6657万2000円とし、収益的支出に医業費用を１億7228万5000円を追加し、総額670億5231万6000円とする。資本的収支予算の補正について、資本的収入に他会計補助金を12億8678万円を追加し、総額57億2273万4000円とし、資本的支出に建設改良費を12億8678万円を追加し、総額75億1948万3000円とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、収益的収支予算の材料費の増加について、実際にどういったものに充てるのか、また、今回北部病院が特に要求が集中しているが、どのような背景があるのかという質疑がありました。

これに対し、材料費の主なものとして、薬品費、診療材料費、医療消耗備品費となっており、この中で特に診療材料費として、防護服、マスク、ガウンなど感染の診療をする際の衣類等に１億6896万8000円が予算として計上されている。また、北部病院から要求が集中している理由としては、北部地域の患者はなるべく北部で完結させようという方向で受入れに努めている。患者の増加によりいろいろな機器が必要になってきたり、老朽化に伴う機器の更新や緊急の患者に対応するためＥＣＭＯを購入する必要があるためとの答弁がありました。

次に、県立病院の収支見込みがどのように変わってきたのかとの質疑がありました。

これに対し、令和３年度当初予算における病院事業の事業収益を新型コロナウイルス感染症の影響を含めた形で644億8000万円を見込んでいる。一方、令和３年度の病院事業費用は予定手術の延期や診療制限等の影響も見込んで、668億8000万円を見込んでおり、結果的には24億円余りの純損失を計上するマイナスでの令和３年度当初予算の構成になっているとの答弁がありました。

そのほか、簡易病室の運用方法、県内における妊婦の感染状況、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の複数回申請の可否、購入備品の台帳記載の有無や管理方法、コロナ感染のために確保している病床数及び実際に治療している入院者数、コロナ患者を受け入れる際の民間病院との協力体制、県外から来たＥＣＭＯチームと県立病院との連携体制などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第２号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第２号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第４　甲第３号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

皆様、こんにちは。

令和３年第４回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、予算議案１件であります。

甲第３号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第10号）」は新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を実施するため、休業、時短要請への協力事業者に対する感染拡大防止対策協力金、個人向け緊急小口資金等の特例貸付け、エッセンシャルワーカー等に対するワクチン接種を加速化するための広域的なワクチン接種センターの設置等に要する経費として、275億2269万2000円を計上するものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

イッペーニフェーデービル。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後１時15分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

午前に引き続き議事を続行いたします。

これより質疑に入ります。

甲第３号議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

小渡良太郎君。

〔小渡良太郎君登壇〕

○小渡　良太郎君　皆さん、こんにちは。

午前に質疑ができるかなと思っていたら、ちょっと午後に入ったんですけれども、一般会計補正予算（第10号）案について通告のとおり質疑をさせていただきたいと思います。

大きく分けて２点です。

１つは、今回の補正予算の中でエッセンシャルワーカーへのワクチン接種促進のための事業費、10億6338万円予定されているんですけれども、この積算根拠を伺うためにその対象、方法、時期等の詳細を伺うと。

対象に関しては、対象職種の範囲、想定人数及び１人当たりの単価を。

方法については、現在集団接種を実施している市町村、一部でエッセンシャルワーカーへの接種をしようということで、取組を始めているところもあります。そういう市町村とどのような連携を図っていくのか。市町村との調整状況はどうなっているのかについて。

時期に関しては、開始予定から完了予定までの工程、目算とその根拠について併せて伺いたいと思います。

もう一つ。この補正予算案の上程の背景にあるものとして、県が国に求めた緊急事態宣言の延長というものがあるのは皆さんも御存じのとおりだと思うのですが、それについて細かく４つに分けて伺いたいと思います。

ア、期間に関しては、県は当初２週間の延長を求めたということで報道もありました。国はそれに対して３週間の延長ということを決定したのですが、県が２週間を求めた根拠。また、結果的に３週間となってしまったことに対しての見解をお聞かせいただきたいと思います。

次にイです。今回の延長措置の内容を見ると先ほど知事の説明等でもあったと思うのですが、延長前の緊急事態宣言の内容と比べて少し異なる部分、変化がある部分がございます。延長前の内容と比べて同内容ではなく、一部変更したことについての根拠と見解をお聞かせいただきたいと思います。

次のウ、令和３年に入ってから今日まで、沖縄県、１月初旬と３月中の１日から28日まで、48日間を除いて長らく種々の緊急事態措置の下に置かれ続けています。これだけ長期間にわたる緊急事態措置の必要性、または実効性というものをどのように考えているのか。県民はこの長い緊急事態措置の下で、いろんな不満も述べております。そういった声がちまたに蔓延

しているという状況もありますので、医療の逼迫だけではなくて、県経済並びに県民生活への影響等も勘案して、総合的な見地からこの緊急事態措置が長らく続いているということについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

最後にエなんですが、感染状況に関して。昨日６月21日時点での沖縄県の10万人当たりの感染者数、感染発生数、週間感染者数をまず伺いたいと思います。また統計資料を見ていると、自宅療養中、もう一つ入院等調整中となっている数――これは保健医療部の職員に確認をしたところ、入院等調整中も主に自宅にいるという話がありました。実際に自宅にいる感染者数を足してみると、多くの日において50％を優に超えているという状況があります。この昨今の感染者数の増大に関して、感染者数の半数以上が自宅にいる。緊急事態宣言を発出していて、飲食店が休業する、時短要請をする、土日も閉めるという状況においても感染が拡大を続けているという理由に関しては、家庭内感染によるものが多くあるのではないかというふうに想定をします。現段階において、全感染者のうち家庭内感染が原因である、または原因として濃厚であると認められるものの割合がどの程度あるのか。

またもう一つ、これも重要なんですが、医学的、疫学的に見て感染者を自宅待機にしておくということが適切なのかどうか。当局の見解を伺いたいと思います。

以上で１回目の質疑を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　小渡議員の御質問の１、一般会計補正予算（第10号）案についての御質問のうちの (1)、エッセンシャルワーカー等ワクチン接種加速化事業の対象者、方法、時期等についてお答えいたします。

県では、当該事業により増設することとしている広域ワクチン接種センターについて、７月上旬の設置を目標に取り組むこととしております。対象者については約５万5000人を想定し、エッセンシャルワーカー等対象職種については、今後策定するワクチン接種を加速化するための計画において整理していくこととしております。

同じく１の (2) のア、緊急事態措置の期間についてお答えいたします。

５月23日からの緊急事態措置により、新規感染者数は、５月末をピークに減少傾向に転じていると考えております。しかし、６月16日時点で県の警戒レベル判断指標が第４段階及び国の判断指標がステージ４であり、感染の抑止及び医療体制の崩壊を避けるためには、少なくとも２週間の延長が必要と判断し、政府に対し緊急事態宣言の延長を要請しました。その結果、政府において、７月11日までの３週間、緊急事態措置の期間を延長することが決定されたところでございます。

同じく１の (2) のイ、延長した緊急事態措置の内容についてお答えいたします。

今回延長した緊急事態措置に係る沖縄県対処方針として、人と人との接触機会を低減し、市中感染を抑制するため、引き続き不要不急の外出自粛、他都道府県及び離島との往来自粛を要請するとともに、各種イベントの中止、延期または無観客での開催を求めております。また、飲食の場での感染を抑制するため、酒類及びカラオケ設備提供店舗への休業要請及び大規模商業施設等に対する営業時間の短縮要請を継続しております。大規模商業施設等における土日の休業要請は20日までとしましたが、フードコートやゲームセンターなど感染リスクが高いと思われる場所への感染対策を強化するとともに、引き続きセール等の集客イベントを控えるよう求めております。

学校の休校は、６月20日までとし、今後は学校ＰＣＲ支援チームによる感染対策を継続実施してまいります。

同じく１の (2) のウ、緊急事態措置の必要性及び実効性についてお答えいたします。

国の判断指標であるステージを本県の状況に当てはめると、５月21日時点で療養者数、病床占有率、重症者用病床占有率、新規感染者数がステージ４相当となっており医療提供体制が逼迫した状況となっていたことから、緊急事態措置区域に追加されたところです。

緊急事態措置実施後も、新規感染者数は増加し、５月末に１週間の新規感染者数合計が1859人となりましたが、その後６月17日時点で779人と減少し、療養者数や入院患者数も改善しており一定の効果があったものと認識しております。しかし、６月17日時点でも４つの指標がステージ４相当であり医療提供体制の逼迫は続いており、再度の流行を許せば医療崩壊のおそれがあったことから緊急事態措置の延長は必要であったものと考えております。

同じく１の (2) のエ、感染経路等についてお答えいたします。

経路が判明している推定感染源は、家庭内感染が最も多く約31％を占めております。次いで、飲食関係で約27％、職場関係で約10％、県外との往来関係で

約５％となっております。感染力の強い変異株への置き換わりが進み、従来よりも家庭内での感染が広がりやすくなっているため、家庭内に持ち込ませないことが重要であり、その対策として外出自粛要請や飲食につながる場の抑制に関する対策を行っているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時27分休憩

午後１時31分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　失礼いたしました。

沖縄県ワクチン接種促進事業の事業の方法ということでお答えしたいと思います。

まずこれは、エッセンシャルワーカー等に対するということで新しく計画を策定して職種等については検討していくということでございますが、今は市町村で接種券を交付して、その接種券がある方に対して現在広域接種センターで補完する形で行っております。新しいセンターにつきましては、例えば職種等で接種を進めることになりますので、その方法等についても接種券が必要なのか、リストでやるのか、それぞれ方法がございますので、そこは市町村と調整を進めながら検討したいというふうに考えております。

それから緊急事態措置延長の期間についてでございますが、延長が必要という判断をする以前に専門家会議を開きましてそこの意見も伺いました。その中で、最低限２週間は必要であろうというような御意見があって、それを踏まえて県としましては、感染状況等も踏まえまして、少なくとも２週間ということで要請をさせていただいたところです。国においても、専門家の分科会等で感染状況を確認して３週間は必要であろうというような御判断があったものと理解しております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

〔小渡良太郎君登壇〕

○小渡　良太郎君　御答弁ありがとうございます。

質疑をさせていただいたことに関しては、特に１番に関して10億6338万円の積算根拠を確認するということでお聞きをいたしました。対象職種の範囲はこれから選定をする。想定人数は５万5000人という形で答弁があったのですが、１人当たりの単価の見積りをどういうふうにしているのかというのは、御答弁いただけませんでした。これも非常に重要な部分でありますし、この予算をつくるための資料を少しひもとけば、すぐ分かることだと思います。１人当たり幾らかかる。会場費はどれくらいで事務手数料はどれぐらいというものは、それがしっかり積算されて初めて予算を提案していると思いますので、１人当たりの単価を改めて確認させていただきたいと。

もう一つ、あわせて市町村で行われている集団接種または現時点、県が大規模接種も計画して実際にやっているんですけれども、その単価と比較をしてどのような額になっているのかということもお聞かせください。同じくらいなのか、一生懸命やるがちょっと高いという形になっているのか、安いのかというのは重要ですので、併せてお答えいただきたいと思います。

方法の部分で市町村とどのような連携を図っていくか、調整はこれからという答弁があったように思います。エッセンシャルワーカーへのワクチン接種を市町村の集団接種会場でやろうということで動き始めている市町村がある中で、県がやるということについては事前にやっているまたは計画をしている市町村との調整、もしくは状況の聞き取りというものは必要だと思います。県がやることと、市町村がやることが重複をしたり、またはダブっていろんな混乱を招くことにならないようにするためにも、やはり事業を提案するのであれば、その事業を提案する根拠として、調整がどうなっているのか、市町村の状況が今どのような状況にあるのかという調査という部分は、やって当たり前だと思うのですが、なぜそれを――調整はこれからという話がありました。やらずに予算上程という形になったのか。この背景、経緯を伺いたいと思います。

時期に関して、７月上旬から開始予定という話は、これは説明会でもいただきました。どれくらいで終わるのか。５万5000人想定人数がいるというのであれば、会場はどれくらい、医師、打つ方の確保も含めてどれくらいで完了予定というものも大体は分かると思います。そこはお答えいただけませんでしたので、再質疑で改めて確認させてください。

２番のまずアの部分。２週間以上を望んでいて３週間になったと。３週間と国が言ったから、３週間緊急事態宣言延長しますという話なんですが、一般の県民からしたら２週間と聞いていたのに３週間に延びたと。県はどう考えているんだという声が、特に飲食店を営まれている方々を中心に多く聞かれます。３週間となったことについて、国はちゃんと根拠があって期限を設定していると思うのですが、県はそれについて

何で３週間なのかという確認はしなかったのか。国が３週間と言ったから３週間ですよということでは済まないと思います。これだけ長らく緊急事態宣言下、県独自のもの、まん延防止等重点措置期間、そして今の緊急事態宣言という形で長期間そういった状況に置かれている県民の立場になって改めて丁寧な説明を求めたいと思います。

エに関して、家庭内感染が30％を超えているという話がありました。感染状況に関して、昨日の10万人当たりの感染者数、感染発生数、週間感染者数も確認したんですが記載していないということなので改めて確認をさせていただきたいと思いますけれども、これは今の沖縄の現状を知る非常に重要な指標になります。知らないということがあってはならない。沖縄は今、全国でトップです。改めて確認させてください。

また家庭内感染に関しても、先日新聞で妊婦のコロナ感染が急増しているという報道がありました。妊婦は、同年代の感染者と比べると肺炎とか血栓症の重症化リスクが非常に高いというのは、以前から指摘されていたと思います。それなのに感染者が自宅療養で家庭内に置かれていて、そこから感染が広がって妊婦の方々にも感染が広がっていると。これは私ども会派の呉屋議員もよくおっしゃるのですが、本来であれば、感染症の拡大防止に関しては検査と隔離が重要だと。これは疫学的に見ても正しいことだと思います。それが宿泊療養施設の整備の遅れとか、半分しか活用されていないという県の対応の遅れで、コロナの感染者が自宅に放置されている。誰一人取り残さないという形で、散々標榜している玉城県政の中で、コロナの感染者が自宅に放置されている。濃厚接触者である家族も含めて。これについて県知事はどう思うのか。取り残されているんですよ自宅に。本来であったら隔離をしていれば、家庭内感染は防げると思います。家庭内感染が30％超ある、一番大きな要因になっているというのであれば、この緊急事態の延長の措置の中で家庭内感染の防止策ということがうたわれてもいいのではないかと考えるのですが、これは一切見られない。この家庭内感染をどう防止するのか。対策本部長である知事の考えを伺いたいと思います。また先ほども確認したのですが、これも答弁がなかったので、医学的、疫学的に自宅待機は適切ではないと私は考えるんですが、県の見解をお聞かせください。

以上で２回目の質疑を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時45分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　小渡議員の再質問にお答えいたします。

ワクチン接種加速化事業の積算単価についてでございます。これについては、そこのロジ周りである人件費、接種会場の費用、システムの費用、貸切りバスの費用などが入っておりまして、トータルでいきますと10億6338万円でございます。延長分も含みますのでこれを12万5000人分で割りますと、１人平均8500円という形になります。

ちなみに接種費用につきましては、国の負担となりますので後に１回幾らという形で市町村に請求する形になります。

それから、市町村との調整具合ですけれども、市町村からは高齢者のワクチン接種に関して７月末までに終えるということで、市町村の皆様もかなり頑張っていただいて、特に小規模離島等につきましては、県職員それから医師会等の連携も取って進めてきたところです。ただ都心部については、非常に人材の確保であるとか、会場の確保であるとかでかなり課題も多かったということもございましたので、今回県としましても、エッセンシャルワーカーの場合は、特に事業所で従業員の方が複数の市町村にまたがっていらっしゃるということもあるので、広域で置く意味があるだろうということで計画をさせていただきました。詳細の――担当者同士の話合いはしているところでございますが、きちんとした説明会というのはまだこれから行いたいというふうに考えております。

それから、時期についてですけれども、今現在おおむね３か月を予定しているところです。

緊急事態措置の延長の期間についてですけれども、感染の状況等を踏まえ、それから国のほうでは変異株の状況等も踏まえ、各県の状況等も考慮しながら３週間というふうに決定したものと考えております。ただし、県としましても、感染の状況を踏まえて前倒しということも検討は必要ではないかというふうに考えております。

それから、先ほど家庭内感染が30％と申し上げましたけれども、その中で昨日の10万人当たりの１週間の新規感染者数については、40.85人でございます。療養者数については1500人。そのうち入院等調整中が326名、自宅療養者が519名ということで、入院等調整中の方の場合は大体家庭にいらっしゃる場合が多いので、それを合わせますと845名の方がいらっ

しゃるという状況にございます。こういうこともありまして県のほうとしましては、自宅療養チームを立ち上げて可能な限りケアができるようにということで取り組んでいるところでございます。

最後に、医学的、疫学的見解ということでございます。

議員おっしゃいますとおり、検査をして見つかった場合には、入院等の措置、療養につなげるというのが原則でございます。できましたらホテル等に入所していただくというところで検討したいところではございますが、今回の非常に厳しい状況の中でやむを得ず自宅療養というふうになっております。その自宅療養の方々をケアするために、パルスオキシメーターを確保したり、訪問診療、訪問看護などについても今回体制を構築させていただいたところでございます。医学的、疫学的に見れば、やはりちゃんと療養につなげるというのが原則だと認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　小渡議員の再質問にお答えいたします。

今、保健医療部長から、特に自宅療養者の健康観察についてのお話をさせていただきました。病床の逼迫に伴い、宿泊療養、自宅療養が増大してきたことから先ほどの数字として今、上がっているわけですが、ただ自宅療養者の変化を見逃さないために、自宅療養班と健康観察班との連携を取って、これからも自宅での往診などについてもしっかりと対応していくということで確認しております。

それから妊婦の自宅療養の件ですが、妊婦や家族への感染予防については、やはりその家庭内で一緒に過ごす場合の過ごし方についてはしっかりと周知をさせていただいております。また、コロナに感染した妊婦については、助産師の訪問などによって、寄り添い支援を実施しているということでありまして、県としては、そのように放置しているということがないようにしっかりと対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　質疑の前に通告の追加をお願いいたします。

12番目にコロナ対策、県と市町村との連携についてを追加したいわけであります。

この件については質疑通告後に発生をし、報道がなされた看過できない重大な問題でありますので、議長と執行部には連絡を済ませており、先例を踏まえて質疑を行います。

さらに質疑の前に申し上げます。

県民の命と暮らし、経済を守る玉城知事のコロナ対策は、県民に不安や不満を与えていると思っております。最近では怒りに変わりつつあるのではないかということを認識しております。特に大型連休中の玉城知事の家族でバーベキューと読書、このツイートについては、反省やわびでは済まされない。このように考えております。

これから具体的に質疑を行いますが、具体的な説明については、部長はじめ職員のほうでお願いしたいわけでありますけれども、答弁はぜひ玉城知事、コロナ対策の本部長としてお願いいたします。

それでは補正予算の質疑に入ります。

１、補正予算の性質。

前回の補正予算と今回の補正予算の違い及び今回の特徴を伺います。

２、感染予防の効果。

今回の補正予算の感染予防に係る内容と予算額の説明を願います。

３、暮らし・経済対策の効果。

県民の暮らしや経済対策の内容・対象と、どの範囲か伺います。

４、補正予算に係る基金等について。

基金が底をついているとのことであります。今後の県の財政運営について説明をお願いします。

５、緊急事態宣言及び延長の在り方。

先ほどもありましたけれども、県は専門家会議に諮って２週間とした。ところが国は３週間として、結局３週間の延長になりました。県民の命、暮らし、経済に係る重大な意思決定の在り方に疑問があります。玉城知事・対策本部長の見解を伺います。これは対策本部長の知事がお答えください。

６点目、玉城知事の沖縄県におけるコロナ対策の現状認識について。

沖縄県のコロナ対策は感染率全国最悪、予防ワクチンの接種も全国下位であります。玉城知事は、コロナ対策本部長としてこの現状をどのように認識し、どのようにしたいのか伺います。

７、補正予算の効果。

今回の補正予算で、感染率全国最悪、予防ワクチン接種全国下位、この状況を改善できるのか伺います。

８、沖縄県の予防ワクチンの接種について。

国は、ワクチンの接種を11月までに完了したいと

総理大臣が表明しております。にもかかわらず、沖縄県は、いつまでにワクチン接種を完了するか表明をしておりません。なぜ、玉城知事は、ワクチン接種の時期を明言しないのか伺います。

９､コロナ感染対策の経験を踏まえた対応について。

コロナ感染問題は、第１波から第３波まで対策を行い、傾向や対策及び効果は実証済みであります。ところが、第４波は、県民にとってより厳しい状況になっていると考えております。沖縄では、第１波から第３波までの経験が生かされていないのではないかと考えております。一方、他都道府県では、生かされているのではと思います。

そこで伺います。

ア、なぜ第１波から第３波までの経験が生かされていないのか伺います。

イ、コロナ対策本部の議事録、誰がどのような発言をし、具体的な対策が取られたか、第１波から第３波までのコロナ対策の議事録はどうなっているのか伺います。

ウ、現在、第４波のコロナ対策本部の議事録、いつ、誰が、どのような発言をして意思決定をどのようにしたかなどを県民に公開したほうがいいと思っております。見解を問います。

10、コロナ感染対策と観光誘致事業との関係について。

(1)、広告料――これは制作費も合わせてお願いします。広告料、制作費。その財源、広告内容、掲載日、新聞の部数及び効果を問います。これはその広告です。（パネルを掲示） その件についてお願いします。

(2)、県のコロナ対策専門家会議や対策本部での協議の内容及び玉城知事の対応を説明願います。これは広告についてのことであります。

(3)、コロナ感染に対する影響はどのようなことが想定されたか伺います。

11、今後のコロナ対策について。

私ども沖縄・自民党をはじめ他会派や議員でコロナ対策本部長を副知事等に替わるよう要請をしたが、まだ実現をしていないようであります。改めて玉城知事に要請をいたしたいと思います。玉城知事は新たな振興計画や沖振法、さらには新年度予算及び基地問題に集中し、コロナ感染対策は副知事等に替わって、県民の命と暮らしを守ってほしい。このように考えております。玉城知事の見解を問います。

12、コロナ対策、県と市町村との連携について。

石垣市は、７月９日からワクチンの一般接種を開始するとのこと。これは一般接種に向けてワクチンの円滑供給を求めたが県から確約が取れなかったため、国と直接交渉したとのことであります。

そこで伺います。

(1)、県は市町村と連携し国との調整役を担っていると思います。なぜ市が国と直接交渉しなければならないのか伺います。

(2)、県の対策本部に、市町村担当や国担当の役割分担がされていないのではないかと考えております。説明を願います。

(3)、ワクチンの優先供給の対象が宮古島市と竹富町とのことであります。なぜか説明を願います。

以上、後ほど再質疑を行います。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　照屋守之議員の御質問のうち１、補正予算の性質についての (1)、前回の補正との違い及び今回の補正の特徴についてお答えします。

先ほど議決いただいた第９次補正予算は、当初予算で計上したＰＣＲ検査や医療機関への協力金など、主に感染対策に関する経費を計上したところです。今回の第10次補正予算案は、緊急事態措置の延長に伴う飲食店等に対する休業等協力金に加え、ワクチン接種の加速化に要する経費や生活困窮者自立支援金など、第９次補正予算編成以降に生じた事情や国の内示等に基づき計上したものであります。

次に４、補正予算に係る基金等についての (1)、今後の県の財政運営についてお答えします。

新型コロナによる影響は、地域経済をはじめあらゆる分野に極めて長期間にわたって及んでおり、その対応を地方自治体だけで行っていくことは困難であるため、県としては、引き続き国へ財政支援を強く求めていきたいと考えております。なお、当面の財政運営に当たっては、地方創生臨時交付金の残余や、当初予算に計上している予備費等を活用していくほか、令和２年度決算に伴う剰余金の活用などにより対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　照屋議員の御質問の２、感染予防の効果についての (1)、今回の補正予算の内容と予算額についてお答えいたします。

今回、補正予算として計上した沖縄県エッセンシャルワーカー等ワクチン接種加速化事業については、

事業費として10億6338万円を計上しております。当該事業では、エッセンシャルワーカー等を対象とした広域ワクチン接種センターの増設で５万5000人分及び既設の２会場の設置期間の延長に係る７万人分により、計12万5000人に対してワクチン接種を実施することとしております。なお、これまでに設置した７万2000人分と合計すると全体で19万7000人分となります。

次に６、知事の沖縄県におけるコロナ感染の現状認識についてお答えいたします。

直近１週間の人口10万人当たり新規感染者数については、ピーク時には120.58人であったものが、６月20日時点で42.29人になっており減少しているものの、療養者数及び入院治療が必要な重症・中等症の患者数は高い水準となっており、依然として医療提供体制は厳しい状況が続いています。また、ワクチン接種については、全年代が１回目9.51％、47位であるものの、２回目3.50％と33位、高齢者については、１回目38.50％で42位、２回目14.32％で22位と、２回目の分については全国平均を上回っている状況にございます。今、対策を緩めると流行が再拡大し、厳しい状況にある医療は、一気に逼迫してしまう状況にあるものと現状を認識しております。

県としましては、まずはこの緊急事態を脱し、ワクチン接種を加速させるとともに、認証制度の普及拡大等により感染症に強い社会づくりを目指してまいります。

次に７、補正予算の効果について、今回の補正予算による現状の改善についてお答えいたします。

今回、補正予算に計上した沖縄県エッセンシャルワーカー等ワクチン接種加速化事業では、広域ワクチン接種センターの増設で５万5000人分、及び既設の２会場の設置期間の延長に係る７万人分により、12万5000人に対してワクチン接種を実施することとしております。

県としましては、市町村における接種が円滑に進むよう支援するとともに、県全体のワクチン接種を加速化するための計画を策定し、取組を強化してまいります。

次に８、沖縄県の予防ワクチンの接種についての(1)、ワクチンの接種完了時期についてお答えいたします。

６月18日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2021において、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指す旨示されております。県としても、早期に完了できるよう、ワクチン加速化計画を策定し、さらなる接種の加速化に努めてまいります。

次に９、コロナ感染対策の経験を踏まえた対応についての御質問の中の (1) のア、第１波から第３波までの経験についてお答えいたします。

昨年４月、政府は、初めて緊急事態宣言を発令し、後にその対象地域を全国に拡大しました。全国的な人の移動自粛と外出自粛、生活必需品を除いた集客施設に対する休業要請が発出され、人の移動が大きく抑制されました。その後、新型コロナウイルスに関する知見が広がり、会食やカラオケなどの場面で飛沫や接触などによる感染リスクが高まることが分かってきたことから、昨年７月頃から拡大した第２波及び年末年始にかけて拡大した第３波においては、特定の地域における飲食店に対する営業時間短縮要請により、流行の抑え込みを図りました。しかしながら、今回の流行は感染力の強い変異株への置き換わりが進んだことにより、小児への感染の広がりなどいまだかつて経験したことのない流行拡大につながったものと考えられます。

次に９の (1) のイとウ、対策本部会議の議事録についてお答えいたします。９の (1) のイと９の (1) のウは関連いたしますので、一括してお答えします。

昨年３月に設置した沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部は、６月21日までに105回の会議を行い、沖縄県の新型コロナウイルス感染症対策の内容等を決定してきました。第１波から第３波までの感染症対策に関し、政策決定過程の判断根拠となる会議資料や議事概要を公表しています。あわせて第４波についても同様に、個人情報や人権に配慮した上で、県民に分かりやすい会議記録となるよう、対策本部会議の記録や公表方法の改善を図っているところです。

次に10、コロナ感染対策と観光誘致事業との関係についての (2)、対策本部会議の協議についてお答えします。

県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、県内外の感染状況や医療提供体制の状況等を確認するとともに、感染対策の内容等を協議・決定してきたところです。緊急事態宣言や営業時間短縮要請などの重要事項を協議する際には、感染症専門家会議や経済関係団体会議からの意見を踏まえた上で、知事を本部長とする対策本部会議において協議し、決定しております。

次に11、今後のコロナ対策についての御質問の(1)、対策本部長についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策において、都道府県

は新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施するとともに、当該区域内において関係機関が実施する新型コロナ対策を総合的に推進する重要な責務を有します。このことから新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて設置している対策本部について、本部長は知事をもって充てることとされているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　３、暮らし・経済対策の効果についての御質問の中の (1)、県民の暮らしに対する支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に対しては、緊急小口資金等の特例貸付けを実施しており、今回受付期限が６月末から８月末に延長されたことに伴い、追加の貸付原資等の計上となっております。また、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、緊急小口資金等の特例貸付けを上限まで利用等し、一定の要件を満たした世帯等に対する新たな支援として創設されたものであり、月６万円から10万円を最長３か月支給する内容となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　３、暮らし・経済対策の効果についての御質問の中の (1)、経済対策の内容、対象と範囲についてお答えいたします。

今般の緊急事態宣言に係る休業要請等に応じていただいた飲食店等や大規模施設運営事業者及びテナント事業者等については、協力金を支給することとしております。５月に支給を完了した第５期分の飲食店等向け協力金については、１万1963店舗に支給を行っており、引き続き多くの店舗に感染拡大防止に御協力いただけるものと考えております。大規模施設向け協力金については、７月12日から申請を受け付けることとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　10、コロナ感染対策と観光誘致事業との関係についての御質問の中の (1)、新聞広告についてお答えします。

新聞広告に要した経費、広告料ですけれども、2275万2000円で一般財源を充てており、令和３年３月25日と26日に、読売新聞、朝日新聞、日経新聞の全国版３紙に掲載しました。３紙の合計で約1600万部発行され、約2710万人が広告を閲覧したものと推計しております。記事の内容は、旅行者専用相談センター沖縄ＴＡＣＯ、那覇空港ＰＣＲ検査プロジェクトＮＡＰＰ等の本県の感染防止対策の取組を発信すると同時に、来訪者に対し、出発地での事前のＰＣＲ検査の受検や体調不良時の旅行の延期等を含む徹底した感染対策を呼びかける内容となっております。

次に同じく10の (3)、新聞広告の影響についてお答えいたします。

新聞広告を掲載した３月下旬は、首都圏の緊急事態宣言が解除されたことに加え、春休みと相まって、多くの観光客の来訪が予想されたことから、県外からの来訪者に対し、出発地でのＰＣＲ検査の受検や体調不良時の旅行の延期等を含む感染防止対策の徹底を呼びかけたものであります。

県としては、ＴＡＣＯやＮＡＰＰ等の感染防止対策の取組を発信するとともに、徹底した感染対策を呼びかけることで、来訪者の安全・安心な沖縄旅行の推進につながったものと認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　照屋守之議員の質問要旨の５の (1)、緊急事態宣言の延長期間についてお答えいたします。

県内では、５月23日から緊急事態措置を実施し、県民の皆様の努力と協力により、新規陽性者数には減少傾向が見られました。しかしながら、依然として新規陽性者数は多く、医療提供体制は逼迫した状況が続いており、この医療提供体制の逼迫に対応し、県民の命を守ることを最優先と考え、感染症対策専門家会議の意見も踏まえ、緊急事態宣言の対象地域としての指定を少なくとも２週間は延長するよう、６月16日に国に要請したところであります。国においては、専門家分科会の意見等を基にして、さらに１週間延長したものというように認識をしております。

沖縄県としては、感染防止対策への取組と、そして県民、エッセンシャルワーカー、学校等におけるＰＣＲ検査の徹底、さらには市町村と連携したワクチン接種の加速化などさらに全庁を挙げて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時19分休憩

午後２時22分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　照屋議員の御質問の12、コロナ対策、県と市町村との連携についてのうち、石垣市へのワクチン配分についてお答えいたします。

６月４日に開催された市町村長との意見交換会において、石垣市長からの要望がございました。６月８日に石垣市からの個別の依頼に対しまして、ＶＲＳというシステムを使って接種実績を登録いただくこと、それから今後の一般の方を含む接種計画について具体的な計画を出していただくことをお願いしました。７月５日からの２週間ごとに20箱ずつ必要との御要望でございましたが、提出された計画においては、当時の計画では７月４日までに４箱、その後は７箱ずつというふうにございまして、確認したところ２週間ごとに14箱の要望でございました。国の文書を踏まえまして、第９クールについては20箱の配分を決めたところでございます。今後も市町村の接種実績や接種計画、国からの配分を踏まえて必要な広域調整を行うなど、県としての役割を果たしていきたいと考えております。

同じく２つ目の御質問でございます。対策本部、市町村及び国との調整の役割についてお答えいたします。

対策本部内のワクチン接種チームには、市町村を支援する担当を置いております。また市町村における担当と連携を行っているところでございます。国との連携については、厚生労働省の予防接種室にリエゾンとして県職員を配置しております。対策本部では、このリエゾンを通して国と連携が取れるようにしているところでございます。

同じく３つ目のワクチン優先供給の対象についてお答えいたします。

厚生労働省からは、令和３年６月14日の事務連絡において、７月５日からの２週間に供給される一般接種用のワクチンについては、ワクチン使用率が高い市町村に対し、調整枠にて配分しているので、該当する市町村に対しては原則希望どおりのワクチンの割当てを行うよう記載されているところでございます。

沖縄県では、石垣市、宮古島市、竹富町を含め12市町村が示されておりまして、これらの市町村には原則希望どおりの割当てを行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時25分休憩

午後２時32分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　それでは追加してお答えいたします。

まず１点目、広告料の財源につきましては一般財源となっております。それから新聞広告につきましては、先ほどお答えした広告料として2275万2000円、デザイン等の制作費につきましては、別途公式サイトに掲載したデザインを使用したことから、新聞広告に係るデザイン料は発生してございません。

それから２点目です。これを実施するに当たりまして、コロナ対策本部に協議したかというところですけれども、事業として実施しており、知事、副知事の了解を得て事業を実施したところでありまして、部内の内部決裁を経てやったところでありますが、コロナ対策本部の本部員の方々には情報共有をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時34分休憩

午後２時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　先ほど答弁もらいましたけれども、県民の皆さん、対策本部長が沖縄県の感染状況、全国最悪、この状況についてコメントを求めて、何で県民の皆さんに対策本部長がじかに説明しないんですか。県民の命と暮らしに関わる大変重要な問題じゃないですか。それを代わって答弁できる人がいますか。おかしな話ですよ。だから最悪になるんでしょ。これは県民は不安を持っているんですよ。この状況、どういう形で打開をして、県民を安心させるか。経済を上向きに持っていくか。命と暮らしの問題でしょ。それを職員に答弁させて、何で黙って座っているんですか、そこに。おかしいですよ。おかしくないですか、皆さん。安心させてほしいんですよ、県民の方々を。

先ほど５番目、緊急事態宣言及び延長の在り方。これは非常に疑問があって、県の専門家会議では２週間で、国は３週間、結局３週間になったんですね。これ本来は対策本部長が国としっかり連携・協議をして、公になる前に県民にはこういう状況ですということを

発表してやるべきですね。こういうことをやると、県は何を考えているんだろうか、国は何を考えているんだろうかということになるんじゃないですか。こういう形での取組ですから、ですから玉城対策本部長にこういうことですよということの説明を求めましたけれども、説明しておりません。コロナ感染の対策法、第24条に県本部長の権限があります。国との連携、これは県の対策本部長の責任ですね。こういうことは、この法に違反していませんか。本来は、県の対策本部長は事前に国と連携・調整して、非常に重要な意思決定ですよ。２週間延長するのか、３週間延長するのか。法律でちゃんと国と県が連携するようになっている。連携しないからそういうふうなことになるんでしょ。この24条の県の対策本部長の権限に反していませんか。国との連携ですよ。そういうことをしっかりやれば、今県が２週間、国が３週間って、県民の前に出ないわけですよ。この法的な観点から、今やっている県の対策本部長の対応、疑問がありませんか。法に対してどうですか。見解を問います。

６点目の知事のコロナ感染の現状認識、私は本部長からこう聞くことを期待していました。確かに現在は全国でも感染率は最悪だけど、これからしっかり頑張ってワクチン接種を日本でトップになって県民に安心・安全を届けたいという決意を表明してもらえるのかなと、そういうことを県民に知らしめるのかなという思いがありましたけれども、残念ながらそのことについてのコメントをしない。やっぱりこういう緊急事態は、その対策本部なり責任者が方針を示して、いつまでにどうする、こういう方向を示して、みんな職員一緒になって取り組んでいくという、そういうことが効果を生むわけでしょ。今のように職員任せ、そういう形で起こったことに対してそれを説明していく。それが対策本部長として責任を果たしたことになるんですか。再度、コロナ感染の全国最悪の状況、そして今後どうしたいのか、沖縄県のコロナ対策をどうしたいのか。本部長がやっぱり県民の前に明らかにすべきですよ。再度お伺いします。

この７点目の補正予算の効果、このワクチン接種、全国下位の状況あるいは感染率全国最悪の状況を改善できるかという、そういう問いです。これ今大型の接種会場が２つあって、３つ目に何か予算が組まれて、これ10億円くらいですか。今、１回目と２回目の部分は医師会が請け負う、医師会に委託しているんですか、県の。この３回目はどういうふうに考えているんですか。これ単価的には全く一緒ですか。これ医師会にまたお願いするんですか。金額的なものも含めて、これ第１会場、第２会場と整合性を取らないとできないと思いますけれども、その会場の部分、この予算配分の内訳、１回目と２回目との均衡、どういうところに委託をしていくのか。そこの説明ですね。それによってワクチンがどのぐらい加速をしていって、先ほどから言っておりますように、対策本部長としていつ頃までに――国が11月と言っていますから、それに連動して県はいつ頃までにやっていくのかという、そういうことも含めて、この３つ目の大規模会場の内容等も含めて御説明お願いをいたします。

９点目のこれまでの経験を踏まえた対応。先ほど議事録の件をお願いしましたけれども、議事概要のことを言っていませんよ。概要ではありません。対策会議、一人一人がどういうことを言って、どういうふうな形になって、それを記録して、どういう意思決定をしたという。そういうものが、多分これ以前から議会でも問題提起されて、マスコミでも大きく報道されていますよね。１波から３波、恐らくそういう議事録はないんでしょう。作ってないんでしょ、概要版しか。であれば、この４波についてはかなりマスコミも議会でも、識者も相当強く指摘していますよ。知事もやると言っていますよね。報道でもそういうものはあったんじゃないですか。より具体的な会議の議事録。それをしっかり、それがどうなっているのか示してほしいというのと、やっぱりオープンにしないといけないんじゃないですか。

先ほど10点目の――議事録についてお願いしますね。知事はこれを作るという指示を出していなかったですか。今どうなっているんですか。知事の見解もお願いします。

10点目の、コロナ感染対策と観光誘致事業。これ、文化観光スポーツ部のほうでコロナ対策本部、専門家会議、そういうものと協議をしていないということですね。私が聞いているのは、コロナ感染対策と観光誘致事業の関係、どういう関係ですかということを聞いているんですよね。広告料を2275万出して、1600万部新聞に載せて、2710万人。この効果は、これ玉城知事も報道で見ましたけれども、10万人以上が連休に沖縄へ来た。で、観光客の方々との接触も注意しなさいと。これたしか５月３日の会見でそういう注意喚起、促していませんか。この広告でこれだけかけて、かなりの人が入ってきた。これは、新しいおもてなしの沖縄へ、これからも笑顔で迎えるためにという、沖縄へ行きたいけれども感染が心配、沖縄に行っても歓迎されるのか不安、沖縄への旅を願いながらも、そんな気持ちで戸惑っている方へ、知事と高山先生、そう

いう顔写真入りで――要するに沖縄は安心ですよ、安全ですよ、知事、専門家の医者、そういうことをやってどうぞ沖縄に来てくださいという、そういう広告なんでしょ。で、来ましたねと。連休に来ましたねと。これ、３月25、26日に掲載しているんですよね。27日の沖縄県の感染状況、どうなったんですか。３月27日の沖縄県の感染状況は――25日26日、広告を出しましたね。27日の沖縄県の感染状況はトップですよ、新聞の。コロナ感染98人、県大流行の波の中。この広告を出して、全国から来てくださいという広告を出して、翌日の沖縄県は、糸数統括監が27日に98名出ましたと。大きな流行の波、急激な状況の真っただ中にいると。改善の兆しは全くない。沖縄県がそういう状況の中にあるわけですよね。大流行。そのときに、向こうでは広告で沖縄県に来てくださいという、そういうことなんですよね。先ほどありましたように、この広告について対策本部へも協議もしない、専門家会議の意見も聞かない、それを自主財源でやる。これどういうことですか。５月３日に知事はどういうふうに県民に訴えているんですか。それを説明してくださいよ。５月３日に知事が観光客、そういうふうな形のメッセージ出していませんか。それを説明してくださいよ。本当に関係ないんですか。

それ以降、４月17日は167名ですかね。18日の朝刊に載っていましたけれども、かなり増えました。５月に入って後半になると、300名超えていますよ。対策会議で外にも出ないでください、外からも入らないでくださいというふうにやっているはずのものが、いつの間にか、こういう観光事業を対策会議にもかけないで、専門家委員にも聞かないという形で入れている。ここ、しっかりこれは説明したほうがいいですよ。なぜそうなっているか。本来はこれ止めるべきですよ。先ほど言いましたように、３月27日の98名、大流行の波にいるということになれば、それはその１週間くらいでこの広告、やっぱり止めておこうと。本来は対策会議とか専門委員会にかけていれば、そういうことができたはずなんですよ。こういうことをしないで、単独事業みたいな感じでやって、人を入れてやる。そこがおかしいんですよ。ですから、このことについて５月３日、知事は県民にどういうメッセージを出したか。そこも含めて説明をお願いします。この広告、なぜ玉城知事の全身の写真ですか。なぜこれ広告――ここも含めてしっかり説明してください。

改めて聞きますよ。知事あの11番目の、これ自民党会派だけではなくてほかの会派の議員も含めて、やっぱり知事は多忙でもうこれだけコロナ対策、なかなか厳しいからやっぱり対策本部長は副知事などに替わってやっていただきたいということですよ。これ知事からその決意も含めて御説明お願いできませんか。

12番目のコロナ対策、県と市町村との関係、連携ですね。先ほどありましたように、これ実はせんだって新聞報道を見てびっくりしたんですけれども、石垣市は、県が対応できなかったから直接国の担当部局と調整したということに今なっているんですね。これが事実だとすると、先ほどからありますように、これ県の条例もありますよ。県の条例の第７条は、県の責務として新型コロナウイルス実施に当たっては、国、市町村と連携・協力して、その的確・迅速な実施に万全を期すというふうになっていますね。これはこの法律の中にはあるんですよ。本来は、やっぱり県がしっかり市町村と連携を取って国との調整をして、それは市町村によっては早めにやりたいとか、あるいは大丈夫だというのもありますよね。そのときに、県全体として目標を設定すれば、それに対してできるところは一生懸命やる、それは後押しをする。県は国に要請をするというのが現実的な対策じゃありませんか。ですからこの県の条例、国の法律に照らしてみると、今やっていることはやっぱりそれに反しているという、私はそう見ているんですよ。この点についていかがですか。

それと先ほど石垣市と宮古島市と竹富町でしたか。そこは先行してという説明がありますけれども、こういうやり方でいいんですか。これはやっぱり県が主体的に41市町村と連携して、沖縄県全体のワクチン接種の時期を決めて、それにおいてみんなで頑張りましょうよと。早めにできるところはどうぞ言ってくださいと、我々も一緒にやりますよと。国に連携してこうやって、全体の接種率を上げていく。そうしないと国はせっかく11月までに終わると言っているんだから。これ感染予防の決め手でしょ。そういうふうに今、この法律や条例で定められていることが、実際に今やられていないという、そういうふうに感じるんですよ。この件について改めてお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時０分休憩

午後３時７分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　照屋議員の再質問にお答えいたします。

私のほうからは12番目のコロナ対策、県と市町村

との連携についてのお話ですが、先ほども大城保健医療部長からございましたけれども、実は御案内のように石垣市、ワクチン接種を相当頑張っておりまして、６月４日の市町村との意見交換でもそういった発言がございました。41市町村との意見交換でございましたが。ただ、その以前から、市長からは思いを私のほうに述べられまして、できるだけ前倒しで他の市町村が遅れている分を自分のところに配分してくれと。そうすれば早めに終わった後、この石垣市のマンパワーを本島に送って、県全体として底上げしたいんだという話がございまして、これは大変いいお話だということで私のほうも取り組んできたところでございます。

一方で、このＶＲＳという接種実績を更新されていなかったということもございまして、このほう、市にも連絡してしっかりそこを出すようにということがございました。そういった中で、いろいろ経緯がありますけれども、石垣市からは――クールごとに行うわけですが、第９クールで、10週間に本当は何箱とか来るわけですが、当初我々が国から来ていたのは、第９クールで107箱だったんです。それが向こうのほうでは20箱くれというような話がございまして、それをより精査して１週間で７箱、２週間で14箱ということがございました。そうしますと、石垣市だけでこの１割以上という話になりますので、それについては、やはり我々も広域調整が必要だという認識がございまして、そこはちょっと検討させてくれということで、そのときには当初は10箱という形を行いました。

ただ、国においてもいろいろ全県的に調査を行いまして、沖縄県における接種、ワクチンの配分が107箱から162箱に増えたということがございました。このことについては、私のほうも国の審議官ですとか、参事官に連絡を入れて、こういった話があるということは随時情報として入れてございました。そうしますと、107箱から162箱に増えたということで、結果として県は20箱を配分することができたということでございます。

議員御指摘のように、市町村との連携、我々広域調整をやるのが県としての役割でございますので、今後もしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

それから、なぜ竹富町とか石垣市がという話ございますけれども、先ほど申し上げました国からのワクチン使用率の上位市町村というのが挙げられてございまして、石垣市、宮古島市、恩納村、中城村ということで、上位10市町村が列挙されてございます。そういった中でこういった情報を基にして、全県的にある意味励みにしてワクチン接種をやってもらいたいという趣旨での、こういったものの公表だと認識しておりますが、そういったことも我々しっかり踏まえながら、ワクチン接種の迅速化に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　照屋議員の再質問にお答えいたします。

緊急事態宣言の延長につきまして、県から少なくとも２週間ということで国に要請しましたことについて、特措法の24条で県本部長の役割としてということの御質問だったと思います。法の24条におきましては、都道府県の本部長が国と総合調整を行いながら対策を進めていくというような観点の権限が書かれているところでございます。ただ、緊急事態宣言につきましては、その措置について期間についても国の権限において決定されるべきものでございますので、県から要請は当然行ったところではございますが、要請を受けて緊急事態措置の場所であるとか、期間を設定するという法律上の規定にはなっていないところでございます。

それから７番目のワクチン加速化のための会場の予算でございますが、まず１か所目と２か所目については前回の補正予算で議決いただいて設置をしているところでございます。これについては２か所分で３億3000万円の予算を計上させていただきました。これについては平日500件の２か所、土日が1000件の２か所という形の積算になっておりまして、３か月程度ということで積算しております。今回の積算につきましては、既存のこの２か所の運営を参考に、最大１日2000人で３か月ということで積算をさせていただいたところでございます。

それから本部会議の議事録につきましては、昨年の７月以降、知事または副知事が構成員となる会議の議事概要の作成及び公表に関する指針というものをつくっておりまして、それに沿って議事概要を作成しているところでございます。ただし、当初は議事概要の内容が分かりにくいという御指摘もございましたので、現在ではまずは県の総括情報部から本部会議において感染状況を説明した内容、資料、それからそれに対する意見、その後の例えば決定事項、議事に関する事項の質疑の様子、それに対する意見などを分かりやすい形でまとめて今ホームページにおいて公表しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　照屋守之議員の再質問にお答えいたします。

私からは、県の全体のワクチン計画、そして市町村と連携して時期を示すべきではないか、どのくらい加速していつ頃までと見ているかという点からまずお答えさせていただきたいと思います。

現在、各市町村がそれぞれの計画でワクチン接種が進められております。県といたしましては、その県のワクチン接種体制を支援し補完するために第１会場、第２会場など広域接種センターを設けて、平日は夕方から、土日は午後３時から９時までということで、できるだけ市町村の接種にかぶらない形でそれをサポートするような体制で進めさせていただいています。それに加えて、職場での接種を希望する企業も出てきておりますし、やはりエッセンシャルワーカーから先にワクチン接種を進めてほしい。専門家の先生からは、できるだけその感染が広がりそうなところ、例えば飲食店の方々にもワクチン接種をというようなそういう提案などもあります。ですから、そのためには３つ目の広域ワクチン接種センターを設置して、そこでしっかりと取り組んでいくことも重要であろうということで考えております。

いずれにいたしましても、国は10月から11月にはワクチン接種を終えたいというように言っております。沖縄県としましても、でき得る限りの対応を取っていただき、私としては12月までにはある程度のワクチン接種を済ませて、県民に一日も早く安全・安心をお届けしたいというふうに考えておる次第であります。

それから新聞広告の件ですが、県としてはこの新聞広告は、ＴＡＣＯやＮＡＰＰなどの感染防止対策の取組を発信するとともに、徹底した感染防止対策を呼びかけることで来訪者の安全・安心な沖縄旅行の推進を進めていきたい、推進したいということで呼びかけたものであります。なお、この中には旅行者専用相談センターＴＡＣＯ、それから那覇空港ＰＣＲ検査プロジェクトＮＡＰＰ、ＲＩＣＣＡのアプリとそれから感染防止対策をしているシーサーステッカーなど、沖縄で行っている感染防止対策の取組を紹介し、そして沖縄に来られる方々には旅の２週間前から感染対策を徹底して体調管理を心がけてください、旅行中もマスク、手洗い、換気、３密の回避など新しい旅のエチケットによる感染対策を忘れないようにしてください。そして今後も状況次第では来県自粛をお願いすることもあるかも知れません。そのときは安全で安心な観光地、沖縄を守るためどうか御協力をよろしくお願いいたしますというように、感染防止対策をみんなで徹底していきたいということを中心に呼びかけたものであります。ですから、そのことについては高山先生も、るるいろいろな場面でそのように感染防止対策をしっかり取っていくことが連休を迎えるに当たっては必要なことであるということを呼びかけていこうというように確認をさせていただいた次第であります。

それから３点目、対策本部長について。対策本部長を副知事に替わるよう要請したがということでありますが、先ほど保健医療部長から説明をさせていただいたとおり、法律の立てつけで知事をもって対策本部長を充てるということになっております。私としては、新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施し、この沖縄県内において関係機関が実施する様々な新型コロナ対策を総合的に推進するための対策本部の責任を担う。さらには県民経済に関する分野なども多岐にわたる分野を超えて調整することが求められているということから、今後も対策本部長としてしっかりと努めていきたいというように考えております。なお、様々な業界や団体からも要請を頂戴しておりますが、その要請もできるだけ県民の暮らし、安全・安心な沖縄、そして事業者の方々のなりわいをしっかりと回復させる。そしてそこからまたさらに伸ばしていくということも含めた要請についても、真剣にそして誠実に努力をしてまいりたいというように思っております。

その点においては、６月10日、御会派からコロナウイルス蔓延防止対策とワクチン接種の迅速化に向けた緊急要請、３項目20点も承っております。ぜひこのような点についても会派を超えて、党派を超えて県民のためにしっかりと頑張っていきたいと、努力をしていきたいと思いますので、今後とも御指導よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　以上で通告による質疑は終わりました。

これを持って質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第３号議案については、総務企画委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後３時20分休憩

午後５時54分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に総務企画委員会に付託いたしました甲第３

号議案については、先ほど総務企画委員長からお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

○議長（赤嶺　昇君）　この際、お諮りいたします。

甲第３号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第３号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　**甲第３号議案**を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君）　ただいま議題となりました甲第３号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第３号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第10号）」は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ275億2269万2000円で、補正後の改予算額は、9278億8137万7000円である。

歳入の内訳は、国庫支出金及び繰入金である。

歳出の内訳は、個人向け緊急小口資金等の特例貸付けに要する経費、総合支援資金の再貸付けを終了するなど特例貸付けを利用できない世帯に対する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に要する経費、エッセンシャルワーカー等に対するワクチン接種を加速化するための広域的ワクチン接種センター設置に要する経費、休業要請等に協力していただいた事業者に対する感染拡大防止対策協力金に要する経費、営業時間短縮の要請に協力していただいた事業者に対する感染拡大防止対策協力金に要する経費などであるとの説明がありました。

本案に関し、エッセンシャルワーカー等ワクチン接種加速化事業の開始目安はいつ頃を想定しているのか。また、エッセンシャルワーカーが接種券を持たずに問診だけで優先的にワクチン接種を行うことや医師を事業所に派遣して接種することは可能なのかとの質疑がありました。

これに対し、当該予算を議会で承認いただいた後、適切な事業者を募集した上で選考し、決定していきたいと考えており、７月上旬からという期限に間に合わせるべく急ピッチで作業を進めていく。接種券なしのワクチン接種については、基本は接種券を用いることを想定しているが、接種者の情報の受渡しなどを含め市町村と調整の上対応できるように整理していきたい。また、医師を事業所に派遣して接種することについては、国によるとモデルナのワクチンは、接種会場に保管し、その場で接種するという運用になっているので、モデルナのワクチンを使う限りにおいては、個別の事業所に赴いて接種するという方法は困難であるとの答弁がありました。

次に、生活困窮者自立支援金の申請条件はどうなっているか。また、周知をどのように行うのかとの質疑がありました。

これに対し、本支援金の対象として、総合支援資金の再貸付けが終了すること、世帯生計を主として維持している者であること、世帯の収入が収入基準以下であること、公共職業安定所で求職活動を行っていること等の要件がある。

また、周知の方法としては、県のホームページや各種媒体での周知をはじめ、再貸付けが終了した方の名簿を基に、個別に周知できるよう努めていきたいとの答弁がありました。

そのほか、エッセンシャルワーカー等ワクチン接種加速化事業実施に当たって、沖縄県医師会とのワクチン接種に係る協力体制などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第３号議案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、甲第３号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第３号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　以上をもって……

○島袋　　大君　議長。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時０分休憩

午後６時５分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、６月24日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時５分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　國　仲　昌　二

会議録署名議員　金　城　　勉

令和３年６月24日

令和３年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第３号）

令和3年
第４回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）**

令和３年６月 24 日（木曜日）午前 10 時開議

議　事　日　程　第3号

令和３年６月24日（木曜日）

午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（48名）

議長	赤嶺　昇　君	23番	仲村家治　君
副議長	仲田弘毅　君	24番	仲宗根悟　君
1番	新垣光栄　君	25番	仲村未央　さん
2番	翁長雄治　君	26番	玉城武光　君
3番	喜友名智子　さん	27番	比嘉瑞己　君
4番	島袋恵祐　君	28番	当山勝利　君
5番	玉城健一郎　君	29番	照屋大河　君
6番	大城憲幸　君	30番	山内末子　さん
7番	上原　章　君	31番	西銘啓史郎　君
8番	小渡良太郎　君	32番	座波　一　君
9番	新垣淑豊　君	33番	大浜一郎　君
10番	島尻忠明　君	34番	呉屋　宏　君
11番	仲里全孝　君	35番	花城大輔　君
12番	平良昭一　君	36番	又吉清義　君
13番	次呂久成崇　君	38番	崎山嗣幸　君
14番	國仲昌二　君	39番	玉城ノブ子　さん
15番	瀬長美佐雄　君	40番	西銘純恵　さん
16番	山里将雄　君	41番	渡久地修　君
17番	上里善清　君	42番	瑞慶覧功　君
18番	當間盛夫　君	43番	比嘉京子　さん
19番	金城　勉　君	44番	末松文信　君
20番	新垣　新　君	45番	島袋　大　君
21番	下地康教　君	46番	中川京貴　君
22番	石原朝子　さん	47番	照屋守之　君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー　君	知事公室長	金城　賢　君
副知事	謝花喜一郎　君	総務部長	池田竹州　君
副知事	照屋義実　君	企画部長	宮城　力　君
政策調整監	島袋芳敬　君	環境部長	松田　了　君

子ども生活福祉部長	名渡山　晶子　さん	知事公室秘書防災統括監	平敷　達也　君
保健医療部長	大城　玲子　さん		
農林水産部長	崎原　盛光　君	総務部財政統括監	平田　正志　君
商工労働部長	嘉数　登　君	教育長	金城　弘昌　君
文化観光スポーツ部長	宮城　嗣吉　君	警察本部長	日下　真一　君
土木建築部長	島袋　善明　君	労働委員会事務局長	山城　貴子　さん
企業局長	棚原　憲実　君	人事委員会事務局長	大城　直人　君
病院事業局長	我那覇　仁　君	代表監査委員	安慶名　均　君
会計管理者	大城　博　君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光　君	課長補佐	城間　旬　君
次長	上原貴志　君	主幹	宮城　亮　君
議事課長	佐久田　隆　君	主査	親富祖　満　君

○議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君は、所用のため本日、25日及び28日から30日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長大城直人君の出席を求めました。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時０分休憩

午前10時２分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

この際、念のため申し上げます。

本日、25日及び28日から７月１日までの６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

なお、本定例会から、代表質問における再質問の方法として、新たに一問一答方式で行うことを試行することになりました。それに伴い、質問及び答弁を含めた往復時間を別に設定することとなります。

議員各位をはじめ、知事等説明員の皆様におかれましては、今回の制度の趣旨でもある「県民に分かりやすい議論」となるよう簡潔かつ的確な質問及び答弁が行われることを議長として要望いたします。

○議長（赤嶺　昇君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

花城大輔君。

〔花城大輔君登壇〕

○花城　大輔君　沖縄・自民党、花城大輔です。

代表質問をさせていただきます。

１、知事の政治姿勢について。

本県はこれまで、５次、50年にわたって国による振興策が実施されておりますが、単純に50年間振興策が認められたのではなく、10年ごとに振興策の延長を求めるという、県にとって大仕事を経てきたのであります。しかし、来年３月末で切れる沖縄振興特別措置法の延長及び次期振興計画の策定は、いまだに国としての方向性が示されず、かつてない厳しい状況となっております。国との調整や協議については、今年いっぱいが勝負と考えますが、この間の知事の言動は相も変わらず不可解で無神経であります。知事は、米軍基地の50％以下の返還要請を去る５月27日付で行っておりますが、なぜこの時期でなければならないのか。国に対し、沖振法の延長を求め、さらにコロナ感染症で疲弊した県経済の支援を要請しており、コロナ対応で財源が逼迫し、業務に忙殺されている国に対し、わざわざこの問題をぶつけるという無神経さであります。これまでも、知事の不可解な言動について幾度も指摘をしてきましたが、今回唐突な50％以下返還要請は、玉城知事就任から３年に入り、来る衆議院議員選挙や来年の知事選挙を意識してのことかと思うのであります。

知事の不可解な言動は那覇軍港の浦添移設問題でも見られます。那覇軍港の浦添埠頭移設場所について、国を含めた四者協議の移設協議会がようやく開かれ、代替施設を民港の北側に配置する方針が確認されました。その一方で、知事は軍港施設面積の縮小を求

めております。しかし、那覇市及び浦添市は、那覇軍港施設面積の縮小について、三者合意はないと明言しております。知事は、縮小案を国に正式に要請するなら、本来那覇市長、浦添市長と軍港問題について話し合った際に縮小案を協議すべきであります。那覇軍港の浦添埠頭移設について、県政与党の間には反対も強く、また辺野古移設に反対しながら那覇軍港移設は容認するという相反する姿勢については、今後も知事の足かせになることは間違いないと考えます。

以上を述べ、質問いたします。

(1)、本県復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小の要請について、知事は、本要請は日米安全保障体制の維持を前提としていると明確に述べ、さらに海兵隊を含めた米軍自身の中国のミサイルの脅威への対応を認識しながら、辺野古移設に反対するのは、矛盾した考えではないか伺いたい。

(2)、知事は、本県復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小を国に要請している。その中で、万国津梁会議の提言を根拠とし、基地の50％以下への削減を求めている。なぜ50％以下か、沖縄21世紀ビジョンの基地のない平和で豊かな沖縄と矛盾しないか伺いたい。

(3)、要請は５月27日付で行っている。なぜこの日となったか。この時期は、沖振法の延長要請や次期振興計画の策定に向けた調整、さらにコロナ感染症対応の財源支援要請など、県行政も国においても業務に追われている真っ最中の状況にある。わざわざこのタイミングで要請した理由を伺いたい。

(4)、要請で、アジアにおける緊張緩和と信頼醸成についての役割も述べ、尖閣諸島をめぐる問題には、日中間での対話と協議を通じて、冷静かつ平和的な外交によって関係改善を図ることとしている。知事は、中国の尖閣諸島をめぐる強硬姿勢は話合いで改善し得ると考えているのか。また、現在の尖閣をめぐる情勢は日本の外交姿勢に問題があると考えているのか伺いたい。

(5)、さらに、沖縄県として、地域の安全保障や軍縮、海洋問題、災害支援、人間の安全保障（環境や医療、人権問題等）についても、対話の場としたいとしている。米中対立の現状にあって、アジアにおける（特に中国）軍縮問題や中国の人権問題など、沖縄を対話の場にすることは可能か。また、沖縄県がこれらの問題に主体的に関わっていけるのか伺いたい。

(6)、那覇軍港の浦添埠頭移設をめぐり、国を含む移設協議会が開かれ、代替施設を民港の北側に配置する方針が確認された。協議会での確認事項と今後の方向性について伺いたい。

(7)、知事は、軍港施設面積の縮小を求めているが、那覇市及び浦添市は、縮小案は三者合意ではないとしている。移設協議会で議論された確認事項であるか、また国が縮小に応じない場合、知事はどのように対応するか伺いたい。

(8)、那覇軍港の浦添埠頭移設は、県政与党に反対も強い。辺野古移設に反対しながら那覇軍港移設は容認する、相反する姿勢を今後どのように説明し実行していくか伺いたい。

(9)、コロナ禍で、県経済は甚大な打撃を受けているが、その原因は国内外からの観光客の激減である。本県は観光立県であり、観光が県経済を支えていながら、県予算は決して十分とは言えない。「観光部」の設置が必要ではないか伺いたい。

２、米軍基地問題について。

(1)、普天間飛行場の早期返還問題について。

ア、辺野古移設に係る軟弱地盤の設計変更申請で、沖縄防衛局はこれまで県の全ての質問に回答してきたとしているが、県は、さらなる質問を行った。明らかな引き延ばしで、知事の姿勢が問われると考えるが知事の認識を伺いたい。

イ、報道によると、米ハワイ州の研究機関東西センターのセミナーで、米国防総省のポール・ボスティ日本部長は、軟弱地盤の深さの話は初めて聞いたと述べている。知事は、訪米の際、米国防総省の関係者に軟弱地盤の話はしなかったのか、事実関係を伺いたい。

ウ、知事は、2018年の訪米の際、同氏と面談している。また訪米のたびに辺野古移設問題を取り上げ、実現不可能であり断念すべきと訴えたと説明しており、ワシントン事務所も政府関係者と面談し情報を提供しているとしているが、日本部長の、軟弱地盤の深さの話は初めて聞いた、驚いているとの発言は、知事の訪米やワシントン事務所が機能していないことを示している。見解を伺いたい。

エ、県は、統合計画による嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還の実施に加えて、約１万ヘクタール程度の返還が必要と試算しているが、それに該当する施設・区域は示していない。どこを想定しているか、海兵隊施設の全面返還を求めるのか伺いたい。

オ、国への、本県復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小の要請で50％以下への基地の削減に当たって整理縮小を検討する際は、県外への移設を前提とするとしている。一方で、知事は、普天間飛行場を含む基地の移設に当たっては、国会の議論だけでなく国民議論によって決定すべきと県の原則を述べている。

50％以下への削減もそのような議論を実施するよう国に求めるのか伺いたい。

カ、県は、この要請は全て、できることと考えているとし、要請内容は全て実現可能としているが、日米両政府が了承したとしても、県の原則は、国会の議論だけでなく国民議論によって決定すべきであり、事実上、実現は不可能ではないか伺いたい。

キ、要請で、万国津梁会議の提言について、この提言は沖縄県のこれまでの主張を単に肯定したものではなく、「軍事的合理性も重視しつつ、それが沖縄米軍基地の整理縮小と両立し得る道筋を探った」ものとしている。その意味するところは何か、また、これまでの沖縄の主張と何が違い何が不足していたか伺いたい。

ク、提言にある米軍基地の自衛隊との共同使用について、知事の認識は、本土における米軍と自衛隊との共同使用は認めるが、沖縄における共同使用は基地の負担増になるから反対との認識か伺いたい。

ケ、県は、自然公園法に基づき南部の鉱山開発を届けている業者に対し、開発前に遺骨の有無を確認するなどを求める措置命令を出した。これまでの経緯と厳しい措置を命令した理由、他の業者との整合性について伺いたい。

(2)、基地から派生する諸問題について。

ア、有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ）について、うるま市の陸軍貯油施設での施設外への流出で、地元は不安と批判が出ており、北谷浄水場の水源などで検出された問題も調査が進んでいない。県の調査の概要と原因等の解明について伺いたい。

イ、汚染源とされる米軍基地内等への立入調査と現状における汚染状況、防衛省の対応、除去費用の負担について伺いたい。

３、観光振興について。

(1)、新型コロナ感染拡大に歯止めがかからず、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の適用もあり、本県は２年連続の大型連休での大幅な集客落ち込みとなった。2019年度、2020年度の入域観光客数の状況と今年度の見通しについて伺いたい。

(2)、県外からの観光客の激減で県内観光業は休業や廃業に追い込まれており、業界独自の努力では限界がある。県内観光業の現状と国及び県の支援はどのようになされたか伺いたい。

(3)、県内観光の苦境が続く中、本県をはじめ観光を柱とする自治体は生き残りや再建に苦慮している。コロナ感染症の終息が見通せない中にあって、ＧｏＴｏトラベルの再開が待たれている。知事のＧｏＴｏトラベルの評価と再開を要請する考えはないか伺いたい。

(4)、ＧｏＴｏトラベルに代わる国の支援策として、自治体独自の対策に補助をする代替措置を決めたが、本県における実施状況と効果について伺いたい。

(5)、本県を訪れる修学旅行は、コロナ禍にあって激減している。コロナ前との比較と回復に向けた県の取組について伺いたい。

(6)、海外航空路線は１年余も全便休航している。また東京オリンピックも海外からの観客受入れを断念しており、海外観光客の回復は厳しい状況にある。現状と運航再開の見通しについて伺いたい。

(7)、コロナ感染症の影響で宿泊業の廃業も増えているようだが、一方で宿泊施設は増加していると言われ、コロナ終息の見通しが立たない中、県の認識を伺いたい。

４、県内社会資本の整備について。

(1)、県内の道路、港湾、河川、上下水道等の社会基盤は復帰後に大幅に整備されたが、老朽化が進み改修・修繕等が必要な箇所が多い。老朽化の割合、早期修繕等を要する件数など、国、県及び市町村管理別の状況について伺いたい。

(2)、国及び県による道路の整備が進んでいるが、那覇市を中心とする都市部の交通渋滞の緩和や本島全域に点在している観光地への交通アクセスの整備が求められている。現状と取組の進捗について伺いたい。

(3)、沖縄ブロック幹線道路協議会は、20年から30年先を見据えた沖縄の道路交通の基本方針を決めた。その概要と地域開発やまちづくりをどのように描き、本島全域を網羅した広域道路ネットワークを構築するか伺いたい。

(4)、我が国を取り巻く安全環境が不確実性を増している中、国内の安全保障上重要な施設周辺の土地利用を規制する必要性が指摘されている。国会においても法案が審議された。本県における対象となり得る土地の状況について伺いたい。

(5)、中南部都市圏への鉄軌道の導入を図り、牧港補給地区及び普天間飛行場の跡地利用によるまちづくりが求められているが、県の認識と取組について伺いたい。

５、教育・文化・スポーツの振興について。

(1)、緊急事態宣言下の中で、児童生徒の登校も不規則となった。県立高校や特別支援校は２週間の休校となり、小中学校にも休校が相次いでいる。生徒への影響と学習の遅れはないか伺いたい。

(2)、コロナ感染の不安から学校を休む児童生徒へ

の対応が求められている。持病や家族関係などの理由のほか、コロナ感染を理由とする長期休校もあるようだが、本県における状況とこれらの児童生徒に対する精神的ケアはどのように行われているか伺いたい。

(3)、不合理な校則が問題となっている。文科省は社会の常識や時代の進展に応じた見直しを通知しているが、本県における対応は進んでいない。県の認識と市町村の対応について伺いたい。

(4)、2022年度から情報教育が高校の必修となるが、公立の情報教育担任教師は正規の免許を有しない者が多いと言われている。本県における状況と県の対応について伺いたい。

(5)、35人学級が公立小学校の全学年で実施されることから、全国的にも教員の不足が指摘されている。病欠や育休などで非正規の確保も難しい中、本県における状況について伺いたい。

(6)、スマートフォンの普及もあり、若年層が悪質商法や多重債務に巻き込まれる事例が多発している。2022年４月には成年年齢が18歳に引き下げられることから、消費者教育の強化が求められている。本県における状況と取組について伺いたい。

(7)、中部の高校で運動部の男子生徒が自殺した問題を受け行われた保護者説明会など、県教育庁の対応に不信感があるというが、この問題の解明は保護者への説明で終了したとの考えか伺いたい。

(8)、県立高校の部活の在り方などを検証する2020年度部活動実態調査を公表した。調査の実施方法と結果、また、明らかになった実態から県教育委員会の認識、今後の部活動にどのように生かしていくか伺いたい。

(9)、コロナ感染症は県内の伝統工芸にも影響を及ぼしている。老舗の漆器店が閉店するなど、多くの業者が業績悪化に苦しんでいる。現状と県の支援対策について伺いたい。

(10)、ユネスコの諮問機関である国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島を世界自然遺産に登録するよう勧告した。登録決定に向けた取組と希少種保護や密猟防止、外来種対策など、環境保全への取組について伺いたい。

(11)、本島南部の高校生を含む複数の少年が覚醒剤取締法違反などの容疑で逮捕された。事実関係と教育委員会として今後どのような指導・教育を行っていくか伺いたい。

(12)、国は、泡盛の国連教育科学文化機関（ユネスコ）無形文化遺産への登録を目指す方針を決めた。泡盛の国際的なブランド価値の向上が期待される。登録実現に向けた県の取組について伺いたい。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

それでは代表質問､真摯に答弁させていただきます。

花城大輔議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の (2)、本土復帰50年に向けた要請についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンにおいては､「基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理・縮小を進める」としております。一方、ＳＡＣＯ最終報告及び統合計画による返還が全て実施されたとしても、沖縄の米軍専用施設面積は全国の69％程度にとどまることから、さらなる基地の整理縮小が必要と考えております。

今回の要請は、日米安全保障体制の維持と基地の整理縮小の両立や駐留軍等労働者の雇用対策などを踏まえて、日米両政府において、在沖海兵隊の段階的な整理縮小等、具体的な返還計画の検討・策定を行うことを求めるものであり、そのことが米軍基地の整理縮小の実現可能性を高めることになると考えております。

これらのことを踏まえ、日米両政府に対して、当面の目標として、在日米軍専用施設面積の50％以下を目指すとする具体的な数値目標の設定を求めたものであります。

次に、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の５の (10)、世界自然遺産登録に向けた取組についてお答えいたします。

沖縄県では、推薦地の生物多様性を保全するため、マングース捕獲などの外来種対策、林道の夜間通行止めなどの密猟対策、道路への侵入抑制柵の設置によるイリオモテヤマネコの交通事故対策などに取り組んでおります。また、登録勧告と併せて指摘事項があった西表島の適切な観光管理や希少種の交通事故防止対策の取組を強化することとしております。

沖縄県としましては、この貴重な自然環境を将来に引き継いで行くため、引き続き世界自然遺産にふさわしい持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

次に、５の (12)、泡盛のユネスコ無形文化遺産登録に向けた県の取組についてお答えいたします。

泡盛のユネスコ無形文化遺産への登録は、泡盛文化の保存、継承に寄与するとともに、東南アジアの国々と交易してきた歴史と相まって、世界に広くその価値

を発信するまたとない契機となることから、泡盛並びに離島地域も含めた沖縄の国内外における認知度向上につながるものと期待されます。そのため、沖縄県では、泡盛業界及び沖縄国税事務所等と連携し、広報やイベント等により登録に向けた県民への機運醸成を図るなど、ユネスコ無形文化遺産登録の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　おはようございます。

それでは１、知事の政治姿勢についての (1)、本土復帰50年に向けた要請と辺野古移設反対についてお答えいたします。

県としては、ＳＡＣＯ合意から25年が経過する中、アジア太平洋の安全保障環境が大きく変化し、中国などのミサイル能力の向上に対して、海兵隊を含めた米軍自身も部隊の分散化を進めていると承知しております。米軍基地問題に関する万国津梁会議も、日米同盟が安定的に維持されるためにも、沖縄への米軍基地の集中を是正し、安全保障の負担の在り方を見直すべきであると提言しております。普天間飛行場の辺野古移設については、県知事選挙や県民投票によって辺野古埋立てに反対する圧倒的多数の民意が示されていることや、提供手続の完了までに12年を要し、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながらないこと等から、反対しているところです。

同じく１の (3)、要請のタイミングについてお答えいたします。

県政の重要課題である米軍基地問題については、日常的に発生する航空機騒音や自然環境の破壊、米軍人等による事件・事故に加え、航空機事故への不安など、その解決を日米両政府に直接要請することは、大きな意義があるものと考えております。また、新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加を受け、加藤官房長官や岸防衛大臣等に対して、沖縄県の新型コロナウイルスの実情を訴えるとともに、国内空港での戦略的なＰＣＲ検査体制の構築、大規模接種センターの設置、ワクチン接種の優先順位などについて直接要請するため、上京したものであります。

同じく１の (4)、尖閣諸島をめぐる問題についてお答えいたします。

県としては、尖閣諸島をめぐる問題について、同諸島周辺海域において不測の事態が生じることは断じてあってはならないと考えており、日本政府において、引き続き冷静かつ平和的な外交・対話を行い、中国との関係改善を図ることが重要であると考えております。

去る４月に行われた日米首脳会談において日米両国は、日米同盟の一層の強化と併せて、中国との率直な対話の重要性や、共通の利益を有する分野における中国との協働の必要性等を確認したものと承知しております。

同じく１の (5)、沖縄を対話の場とすることについてお答えいたします。

沖縄県は、琉球王国時代から現代に至るまで、アジアの各地域と積極的に交流してきた歴史や地理的特性を生かして、幅広い分野において我が国とアジア太平洋地域との交流や信頼関係の構築など積極的な役割を担うことができると考えております。このため、本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小についての要請において、沖縄がアジア太平洋における地域協力ネットワークのハブとなるよう、国際機関の誘致や国際会議の共催など積極的な支援を日米両政府に対し求めたところです。

同じく１の (6)、移設協議会での確認事項と今後の方向性についてお答えいたします。

去る５月19日に開催された第27回那覇港湾施設移設に関する協議会においては、那覇港管理組合から、浦添ふ頭地区における民港の形状案が報告されました。これに対し、防衛省において、同形状案との整合を図りつつ移設を進めるべく、今後、技術的な検討を進めることが確認されたところであります。今後、移設協議会において、防衛省から代替施設の配置案が示され、民港との整合等が確認されることになると考えております。

同じく１の (7)、那覇港湾施設の代替施設の面積縮小についてお答えいたします。

第27回移設協議会において県は、那覇港湾施設は遊休化が指摘されていること、民港部分は環境保全に最大限配慮するとしていることなどを踏まえ、移設面積の縮小について意見を述べたところであり、これは移設協議会における確認事項ではありません。なお、松本浦添市長も代替施設の環境保全への配慮について、形状や工法も含め自然環境の負荷を減らす努力を政府に要望したい旨発言をしていると承知しております。

県としましては、代替施設についても環境保全に最大限配慮し、移設面積を可能な限り縮小することを、引き続き求めてまいりたいと考えております。

同じく１の (8)、那覇軍港移設と辺野古移設につい

てお答えいたします。

那覇港湾施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが、移設協議会において確認されてきたところです。また、儀間元浦添市長は、那覇港港湾区域内での移設となることから、整理整頓の範囲内と考えている旨の発言をしております。一方、辺野古新基地建設計画では、弾薬搭載エリア、係船機能付護岸、２本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場とは異なる機能等を備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

県としては、那覇港湾施設の移設について、今後とも移設協議会などにおいて、関係機関と協議を行いながら対応してまいります。

２、米軍基地問題についての (1) のイ、米国政府への軟弱地盤の説明についてお答えいたします。

玉城知事は、平成30年11月に訪米した際、国務省のマーク・ナッパー国務次官補代理代行及び国防総省のポール・ボスティ日本部長代行と面談しております。その際知事から、辺野古新基地建設に関し、埋立予定海域にはマヨネーズ並みの軟弱地盤が存在していることなどから、沖縄県としては、辺野古新基地建設は困難であると考えている旨を説明しております。また、米国政府関係者に対する説明としては、令和元年10月の訪米においても、国務省のテッド・シーガー日本部長代行及び国防総省のメアリー・ベス・モーガン国防長官府筆頭部長と面談し、同様の説明をしております。

同じく２の (1) のウ、知事訪米及びワシントン事務所の活動についてお答えいたします。

知事は、訪米の際に、米国政府関係者や連邦議会議員等と面談し、沖縄の過重な米軍基地負担の現状や、辺野古の軟弱地盤の存在などについて説明しております。また、ワシントン駐在においても、米国政府関係者や連邦議会議員等に対し、辺野古新基地建設問題をはじめとする沖縄の基地問題の解決について精力的な働きかけを行っており、2020年６月に連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会において、軟弱地盤等を理由に辺野古新基地建設計画に対する懸念が示されたことは、その成果の一つと考えております。

同じく２の (1) のエ、返還を求める米軍施設についてお答えいたします。

今回の要請は、日米安全保障体制の維持と基地の整理縮小との両立や駐留軍等労働者の雇用対策などを踏まえて、日米両政府において、在沖海兵隊の段階的な整理縮小等、具体的な返還計画の検討・策定を行うことを求めるものであり、そのことが米軍基地の整理縮小の実現可能性を高めることになると考えております。そのため、県としては、経済活動の制約となっている中南部都市圏の米軍基地や、駐留軍等労働者が少ない訓練場等については、日米両政府において返還を検討していただく必要があると考えております。

同じく２の (1) のオ、基地の整理縮小に関する国民的議論についてお答えいたします。

戦後75年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在する状況は異常であり、到底受忍できる状況にはありません。内閣府の調査では、国民の約８割が日米安全保障体制は日本の平和と安全に役立っていると回答しています。

県としては、日米安全保障体制が重要であるならば、その体制を支える米軍基地の負担の在り方についても国民全体で議論し、その負担も全国で担うべきであると考えており、引き続き沖縄の基地負担軽減に向けた国民的議論の喚起に努めていくとともに、日米両政府に対し沖縄の米軍基地問題の解決を強く求めてまいります。

同じく２の (1) のカ、本土復帰50年に向けた要請内容と実現可能性についてお答えいたします。

ＳＡＣＯ最終報告から25年、在日米軍再編計画の合意から15年が経過し、中国などのミサイル能力の向上に対して、米軍は部隊の分散化を検討するなど、海兵隊の再編が議論されています。また、基地問題に関する万国津梁会議においては、「沖縄に駐留する海兵隊を、日本本土の自衛隊基地に分散移転・ローテーション配備するとともに、自衛隊と米軍の基地の共同使用を進めることが考えられる」などと提言しております。

こうしたことから、県としては、日米両政府に対し、在沖米軍基地の整理縮小等を求めたところであり、政府においては、我が国の安全保障に係る国民的議論も踏まえ、基地問題の解決を図っていただきたいと考えております。

同じく２の (1) のキ、万国津梁会議の提言についてお答えいたします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言では、沖縄における過重な基地負担の軽減の必要性に加え、中国のミサイル能力の向上により在沖米軍基地の脆弱性が指摘される中で、海兵隊を含む米軍自身が部隊の分散化を進めていること等、米軍における戦略の見直しも踏まえ、在沖米軍基地の整理縮小を進めるべきとしております。

県としては、従来の在沖米軍基地の整理縮小を求め

ることに加え、今回の要請に当たっては、米軍の戦略の変化やアジア太平洋地域の状況を踏まえるとした同提言を論拠の一つとしたものであります。

同じく２の (1) のク、自衛隊との共同使用についてお答えいたします。

沖縄の過重な米軍基地の整理縮小を図るためには、県外・国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進する必要があると考えております。本土への分散移転・ローテーション配備に当たっては、米軍専用施設と比較して、日本政府が米軍の運用に責任を持つことにより地元への影響を軽減できる自衛隊基地の米軍との共同使用を含め、検討する必要があると考えております。一方、県内の米軍施設を自衛隊と共同使用することは、基地負担の軽減につながるものではないことから、県外・国外への移転を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　おはようございます。よろしくお願いします。

それでは１、知事の政治姿勢についての中の (9)、観光部の設置についてお答えします。

県では、文化・観光及びスポーツを担当する部門の連携を強化し、施策を展開するため、平成23年４月に文化観光スポーツ部を設置しました。これにより、豊かな自然環境、独特の文化、伝統芸能、空手等の沖縄の持つソフトパワーやスポーツの魅力を観光政策と融合させ、双方の付加価値を高める施策の展開が図られてきたものと考えております。

当部におきまして、関係部局と連携し、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けている観光産業の回復に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

次に３、観光振興についての中の (1)、入域観光客数の状況と今年度の見通しについてお答えします。

新型コロナにより全国的に観光業が影響を受けている中、本県においても令和２年度（2020年度）の入域観光客数は258万3600人で、令和元年度（2019年度）の946万9200人に比べ、688万5600人の減、率にして72.7％の減少となっております。

今年度の見通しについては、沖縄観光コンベンションビューロー等と意見交換をした上で、航空会社の提供座席数、予約率、事業計画や全国のワクチンの接種状況等を考慮し、目標値の設定に向け検討しているところであります。

次に同じく３の (2)、県内観光業の現状と国及び県の支援についてお答えします。

令和２年度は、入域観光客数の大幅な減に伴い、観光消費額は試算で1963億円、前年度比で5084億円の減となっており、県内観光業は大きな影響を受けております。このため、国では、一時支援金や月次支援金の給付など各種支援を行っております。県では、域内需要喚起のおきなわ彩発見キャンペーン事業等で事業者に支援を行ってまいりました。

引き続き、観光関連事業者等応援プロジェクトにより、幅広い事業者へ支援を行ってまいります。

次に同じく３の (3)、ＧｏＴｏトラベルの評価と再開の要請についてお答えします。

ＧｏＴｏトラベル事業が開始された昨年７月以降、10月には東京都が対象地域に追加されたこともあり、沖縄への観光旅行が回復していたことから、一定の効果があったものと考えております。同事業の再開については、全国知事会が６月19日にまとめた緊急提言において、地域の実情を踏まえ適切に運用することとし、事業を再開する際には、都道府県との十分な情報共有を行うとともに、実施期限の延長とその旨をあらかじめ公表することを、全国の知事の総意として国に求めております。

次に３の (4)、ＧｏＴｏトラベルに替わる国の支援策の実施状況等についてお答えします。

ＧｏＴｏトラベル事業の一時停止に伴う都道府県の域内観光の需要喚起策を財政的に支援するため、本年４月に国の地域観光事業支援（需要創出支援）制度が創設されたことから、県では５月下旬に補助金交付申請を行ったところです。本制度は、国の定める感染状況基準がステージ２相当以下と知事が判断した場合に交付決定がなされるものとなっております。

県では、県内の感染状況を勘案しながら、同制度を活用し、域内観光の需要創出に努めてまいります。

次に同じく３の (5)、修学旅行の回復に向けた県の取組等についてお答えします。

令和元年度の修学旅行者数は2415校、41万723人、令和２年度の修学旅行者数は、現時点における調査では149校、３万1583人であり、2266校、37万9140人の減となっております。

県としては、沖縄文化に精通した学習アドバイザーの派遣に加え、宿泊施設等の感染防止対策を紹介した動画等による安全・安心な受入れ体制の周知を行い、実施予定校の着実な受入れに努めるとともに、海外から行き先を変更する学校の誘致を図ってまいります。

同じく３の (6)、海外航空路線の現状と運航再開の見通しについてお答えします。

那覇空港国際線は、検疫の関係で旅客を受け入れることができず、令和２年３月24日以降全便運休となっており、復便の見通しは立っておりません。国の入国制限が行われている状況下での国際線の受入れに当たっては、入国者の14日間の隔離のための宿泊施設や交通手段に加え、空港内での待機場所の確保などの検疫体制の整備が課題となっております。

県としては、検疫等に関する国の検討状況を注視するとともに、感染状況等を勘案し、国際線再開の要請を検討してまいります。

次に同じく３の (7)、宿泊施設の増加に係る県の認識についてお答えします。

令和２年宿泊施設実態調査によると、宿泊施設の件数は、3342軒で対前年比258軒の増となっており、平成14年以降19年連続で増加しております。その要因としましては、那覇空港第２滑走路の供用開始をはじめとした社会インフラの整備や、豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史・文化、沖縄らしい風景等が醸しだす癒やしの雰囲気など、沖縄が持つ観光地としてのポテンシャルの高さにあるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　おはようございます。

４月に土木建築部長を拝命いたしました島袋でございます。これからの道路をはじめとする交通基盤や住宅、下水道などの生活基盤、そして防災・減災対策など社会資本の整備に邁進していく所存でございます。

議員の皆様におかれましては、御指導、御助言のほどよろしくお願いいたします。

それでは、答弁に移ります。

２、米軍基地問題についての (1) ア、変更承認申請書の審査状況についてお答えいたします。

県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、関係機関からの意見等も踏まえ、３次にわたり質問等を行い、提出された回答を確認してきたところであります。沖縄防衛局からの回答を踏まえ、県では、環境保全及び災害防止への配慮について、より詳細に確認するため、ジュゴンへの影響や地盤の力学的調査の必要性等、２項目９件の質問を去る16日付で行ったところであります。

県としては、沖縄防衛局からの回答を詳細に確認し、厳正に審査してまいります。

次に４、県内社会資本の整備について (1)、社会基盤の老朽化等の状況についてお答えいたします。

県内の道路、港湾、河川、下水道において、一般的に老朽化の目安とされる建設後50年が経過した施設の割合は、国管理が4.3%、県管理が3.4%、市町村等管理が3.2%となっております。また、早期の修繕等を要する主な施設は、国管理が19施設、県管理が178施設、市町村等管理が273施設となっております。

土木建築部としては、引き続き長寿命化修繕計画等に基づき、効率的・効果的な老朽化対策に取り組んでまいります。

同じく４の (2)、道路整備の現状と取組についてお答えいたします。

那覇市内の平日混雑時の平均旅行速度は、全国最低の水準であり、交通渋滞が慢性化している状況であります。新たな交通網の整備による抜本的な対策として、２環状７放射道路の整備や、国道58号、沖縄自動車道及び国道329号の３本の南北軸を東西に連結するハシゴ道路ネットワークの整備を、国と連携して推進しております。また、短期対策として、右折帯設置や公安委員会との調整による信号現示の変更などの渋滞ボトルネック対策に取り組んでいるところであります。

同じく４の (3)、広域道路ネットワークの構築についてお答えいたします。

令和３年３月に策定した沖縄ブロック新広域道路交通計画では、物流・防災・交流・観光の観点から連絡すべき重要な拠点を設定し、平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流を確保するための基幹道路を位置づけ、広域道路ネットワークを形成することとしております。今後は、同計画に基づき、国や地域のまちづくり等を担う関係市町村と連携し、広域道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　２、米軍基地問題についての中の (1) のケ、南部の鉱山開発に対する措置命令の経緯と理由、他の業者との整合性についてお答えいたします。

本件については、届出書の補正が完了した３月18日以降、風景への影響について審査し、５月14日に自然公園法に基づく措置命令を行いました。本件届出地は、斜面の掘採による風景の悪化が見込まれること、他の事例と異なり、周辺に多数の慰霊碑が集中して存在すること、戦没者のものである蓋然性が高い御遺骨が確認されていることなどから、沖縄戦跡国定公園内の風景を保護する必要があると判断し、措置命令

を行ったものであります。
　同じく２の (2) のア、県調査の概要と原因の解明についてお答えいたします。
　県は、陸軍貯油施設からのＰＦＯＳ等流出事故に関して、通報があった翌日の６月12日に同施設に立ち入るとともに、施設周辺の水路３地点及び天願川２地点で採水を行っております。分析の結果、水路で１リットル当たり2.5から16ナノグラム、天願川で40から44ナノグラムのＰＦＯＳ等が検出されました。なお、立入りの際、米軍から事故の原因は、施設の老朽化により貯水槽上部のマンホールから雨水が流入し、オーバーフローしたとの説明がありました。
　同じく２の (2) のイ、立入調査と現状における汚染状況、防衛省の対応についてお答えいたします。
　県が６月12日に行った陸軍貯油施設周辺のＰＦＯＳ等調査では、基地内からの排水は確認できなかったことから、貯水槽内のＰＦＯＳ等の濃度を把握する必要があると考えております。そのため、去る６月17日に沖縄防衛局を通じて、米軍に対し環境補足協定に基づく立入り申請を行ったところであります。
　以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　企業局長。
　　〔企業局長　棚原憲実君登壇〕
○企業局長（棚原憲実君）　おはようございます。
　２、米軍基地問題についての御質問の中の (2) のア、企業局の調査の概要と原因等の解明についてお答えします。
　企業局では、平成26年２月からＰＦＯＳ等の調査を行っております。その結果、嘉手納基地に隣接する比謝川や嘉手納井戸群において他の水源と比較して高濃度のＰＦＯＳ等が検出されていることから、嘉手納基地が汚染源である可能性が高いと考え、平成28年と令和２年に米軍に対し立入り申請を行ってきましたが実現しておりません。
　企業局としては、引き続き立入り申請の進捗状況の確認及び原因の究明に努めてまいります。
　同じく２の (2) のイ、基地内への立入調査と汚染状況、費用の負担等についてお答えします。
　嘉手納基地周辺の比謝川等から依然として高濃度のＰＦＯＳ等が検出され続けていますが、立入調査はいまだ実現しておりません。企業局では、ＰＦＯＳ等の除去対策として、令和元年度から令和５年度まで活性炭取替えに係る設備改良事業を予定しており、総額約15億6000万円のうち、防衛省が基地周辺住民の安全・安心な飲料水の供給に寄与する観点から、民生安定施設整備事業として３分の２に当たる約10億4000万円を助成することとなっております。
　以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。
　　〔企画部長　宮城　力君登壇〕
○企画部長（宮城　力君）　４、県内社会資本の整備についての (4)、土地規制の対象となり得る土地についてお答えいたします。
　いわゆる重要土地等調査法においては、重要な防衛関係施設等の周囲おおむね1000メートルの区域内や国境離島等の区域内を注視区域として指定することができるとされております。そのため、県内では自衛隊、米軍、海上保安庁の施設の周辺区域と、本島を含め有人国境離島などの区域内が対象とされております。なお、区域の指定は、今後、国が策定する基本方針や法定する手続に沿って国が行うこととされております。
　同じく４の (5)、鉄軌道導入を図ったまちづくりについてお答えいたします。
　鉄軌道については、利便性の高い公共交通ネットワーク構築の観点から検討を進めているところです。公共交通は、駐留軍用地跡地の活性化を図る上で、人や物の流れ等を支える重要なインフラであることから、鉄軌道の具体的なルート等の検討に当たっては、駐留軍用地跡地の開発効果を高めることも考慮しながら、検討を行う必要があると考えております。
　以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　教育長。
　　〔教育長　金城弘昌君登壇〕
○教育長（金城弘昌君）　５、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の (1)、臨時休校の影響と学習の遅れについてお答えいたします。
　休校期間中、各学校においては、事前に学習課題を配付したり、オンラインを活用するなど、学習支援を行ってまいりました。学校再開後は、休校中の学習内容の重点化を図るとともに、補習授業等を行い、学び残しがないよう取り組んでまいります。また、授業時数の確保のため、学校の実情に応じて、年間指導計画の見直し等を検討しているところであります。
　県教育委員会としましては、コロナ禍にあっても、学習の遅れが生じないよう支援に努めてまいります。
　同じく (2)、コロナ禍における対応状況と児童生徒の精神的ケアについてお答えいたします。
　県教育委員会では、家族内にコロナ感染者が出た場合等の対応として、文部科学省のマニュアルに則して、適切に対応するよう、学校に周知しているところです。学校においては、感染等により出席停止となっ

た児童生徒に対し、電話で、家庭での状況を把握し、関係機関と連携するなど、心理面、学習面への配慮を行っております。また、登校復帰に際しては、人権尊重の視点に立ち、差別や偏見につながることがないよう、きめ細やかな対応を行っているところであります。

同じく(3)、校則の見直しに関する県の認識等についてお答えいたします。

県立学校においては、令和２年度より、各学校へ校則の見直しを依頼してきたところであり、現在、調査しているところであります。また、中学校においては、令和３年６月に調査を実施したところ、社会通念上もしくは、人権上、見直しが必要だと思われる校則について、91％の学校が見直しを行った、もしくは検討していると回答しており、積極的に見直しが行われていると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き学校及び市町村教育委員会と連携し、校則の見直しについて支援していくこととしております。

同じく(4)、情報科教員免許状の所有状況についてお答えいたします。

令和３年度における県立高等学校の情報担当教員のうち、正規の教員免許状を所有する割合は98.2％となっております。

県教育委員会としましては、新学習指導要領の円滑な実施に向け、さらなる指導体制の充実を目指し、情報科教員の計画的な採用を進めてまいります。

同じく(5)、教員不足の状況についてお答えいたします。

令和３年４月当初の教員の休職等による未配置は、小学校１人、中学校５人の計６人となっております。未配置の状況にある学校では、教頭、他の教員などにより、授業に影響が出ないよう対応しているところです。

県教育委員会では、臨時的任用教員について、ハローワークでの求人募集のほか、臨時的任用教員経験者等に働きかける等、引き続きその確保に努めてまいります。

同じく５の(7)、高校生自死事案への対応等についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、第三者調査チームによる詳細調査において、自死の要因が明らかになり、今後の改善すべき事項が示されたことから、所期の目的が一定程度達成されたものと認識しております。事案発生当初からこれまで、詳細調査の前後やその過程においても、御遺族の意向を確認しながら丁寧な対応に努めてまいりました。しかしながら、これまでの対応に不信感があるとの御指摘については、保護者や地域の声に真摯に耳を傾け、より一層丁寧な対応に努めてまいります。

同じく(8)、部活動実態調査についてお答えいたします。

今年１月、県立高校運動部員の自死事案を受け実施した部活動実態調査では、体罰・ハラスメントの解決について、学校や生徒等の受け止め方に大きな差があることや、２割の部員が指導者と信頼関係が構築されていない状況などが確認されました。

県教育委員会としましては、今回の事案を重く受け止め、今後このようなことが二度と起こらないよう、指導者の人権意識の高揚、生徒と指導者の信頼関係の構築など、望ましい部活動の指導体制づくりに全力を尽くしてまいります。

同じく(11)、高校生の薬物事犯等についてお答えいたします。

事件の事実関係については、県警の公表資料により、把握をしております。学校における薬物乱用防止教育は、外部講師を活用した講話や模擬体験の授業など、児童生徒の発達段階に応じ、保健体育や関連する教科、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通して行っております。

県教育委員会としましては、全県民一丸となった取組が必要であるとの認識の下、引き続き関係機関と連携し、薬物乱用防止教育の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　５、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の(6)、消費者被害の現状と消費者教育の取組についてお答えいたします。

令和２年度の県消費生活センターにおける契約当事者が20代以下の苦情相談件数は694件で、そのうち、被害の多い健康食品やデジタルコンテンツが204件、多重債務が25件となっております。また、2022年４月からの成年年齢引下げに向けて、県では、学校現場における消費者教育講座を実施するとともに、学校の教員を対象とした研修会を実施するなど、教育庁と連携を図りながら消費者教育を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　５、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の(9)、伝統工芸

の現状と支援についてお答えいたします。

工芸産地組合へ聞き取りを行ったところ、令和２年度の同組合の平均売上額は、前年度比74.1％と厳しい状況にあります。県では、これまで同組合に対し、国や県が実施する給付金等の支援策について情報提供を行い活用を促すとともに、同組合を含む工芸事業者に対しＥコマースサイト開設や商品開発に係る補助などの支援を実施してまいりました。引き続き、沖縄工芸ふれあい広場や、新たに開設するおきなわ工芸の杜を活用し、販売機会の拡充に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　再質問をさせていただきます。

まず、４番の社会資本整備についての中の (4)、土地利用規制法案の件についてですけれども、6月16日に国会で成立をして、県内でも報道されております。

県内紙では、政党や国会議員のコメントの中において、沖縄県民を監視する目的であるとか、沖縄の基地反対運動を妨害するためにつくられた悪法であると、そのような内容が多く書かれていたように思います。

知事も大きな懸念を持っていると発言しています。あわせて去る6月18日に、北谷町議会において、この法案を廃案にすべきとの意見書が可決されたと、また一部の県民からも、廃案にすべきとの運動が起こっているとの報道もありました。

私は、この間の報道について、非常におかしさを感じています。そもそもの法の性質が報道されないままに、懸念される内容だけを浮き彫りにして、そのようにどんどん報道していくと、知事も懸念を持っていると言ったら、県民は、そうであるなと思うと思うんですよね。なので知事については、この法案がなぜ必要になったのか、決して沖縄を対象にしてつくられた法律でないことは、知事、国会議員であったから分かっているはずです。

この件についての見解を聞かせてください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員おっしゃるとおり、私が国会に籍を置いていた頃から、いわゆる水源等を守るという観点から、そのような法律が必要であろうという議論は確かにございました。このいわゆる重要土地等調査法の立法の背景には、北海道千歳市の航空自衛隊千歳基地、長崎県対馬市の海上自衛隊対馬防備隊の周辺の外国資本による土地の取得で、地域住民の不安が広がり、国会や地方議会で議論が行われてきたことがあると承知をしております。

重要土地等調査法は、安全保障の観点から重要な防衛関係施設等の周辺や、国境離島等の土地等の利用実態を調査し、必要に応じて利用を規制するという法律になっています。この法律は、沖縄弁護士会等からは、プライバシー権や思想良心の自由、財産権など基本的人権が侵害されるおそれがあるとの懸念の声が上がるとともに、北谷町議会など基地所在市町村議会では、廃止を求める意見書も可決をされています。いずれにしましても、県としては、この法の運用が県民の基本的人権の侵害や社会経済活動の支障となることがないよう、国の動向を注視していきたいというように考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　公室長、部下にちゃんと聞き取りに行かせれば、このような答弁ができますよ。

知事が今のお話しされたことについて、改めて私からも話したいというふうに思っています。

今から約10年ほど前に、ある月刊誌にジャーナリストの特集が出ました。タイトルは、中国が北海道を買っているというものです。中国資本が北海道民の命の源である水源、または空港の滑走路に隣接する土地を買い占めているということは、国の危機管理として非常に話題になりました。そして、このままでは、我が国の国防という観点からも国を守れなくなるんじゃないかと、そのようなところから早急に法整備を行わなければいけないということで、国会議員が多く動いたんです。当時の民主党政権でもプロジェクトチームができました。しかしながら、たくさんの国会議員が動きましたけれども、残念ながら成立することは、議員立法化することはできませんでした。非常に産みの苦しみを味わってきた法律が今回成立したわけです。この辺を話さずして、懸念ばかり示す。運用の仕方ではいかようにもできるんですよね。いいやり方も悪いやり方も。なので今の知事のようなことを報道していただければ、また知事が懸念を示すときに同時に話をしていただければいいのではないかなと私は思っているんです。またこの法案は知事がお話ししたとおり、憲法に示されている財産権とか非常に微妙なところもあって、これからもきれいにまとめるには時間がかかっていくだろうというふうに思っています。（発言する者あり）

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○花城　大輔君　どこだったか忘れたので最初から。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○花城　大輔君　知事、実は沖縄でも10年ほど前に、あるアンテナが集積する土地が県内の企業を迂回して中国資本に渡っているということで、たくさんのジャーナリストが沖縄に取材に来ていました。この中国の脅威というものは、もはや尖閣だけで起こっているのではないと、我々の身近に迫ってきているんだというふうに私は思っております。なので、知事は、このマスコミに対する発言については、ミスリードすることがないように気をつけていただきたいと。これは要望であります。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○花城　大輔君　同じく、２番の米軍基地問題についての (1)、普天間飛行場の返還問題のク、米軍基地の自衛隊との共同使用についてですけれども、前回と答弁内容が変わっていますよね。前回は、基地周辺住民に、さらなる負担をかけることになるので、断じて許せないというふうに言っていました。今回は、共同使用した場合にどのような形で負担軽減になる、失礼、――そして、周辺住民の負担になるから断じて許せないというふうに答弁したときに、私がどのような形で負担が増えるのかという質問をしたら、答弁できなかったんですよ。それが、今回は、県内の米軍施設を自衛隊と共同使用したら基地の負担軽減につながらないから、県外・国外への移設を求めるというふうになっているんですよね。これ、何なんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

今、花城議員から、前回の答弁については、基地負担の増につながるものであるから断じて容認できないという形で答弁をしたということでございますけれども、今回につきましては、県内の米軍施設を自衛隊と共同使用することは基地負担の軽減につながるものではないことから、県外・国外への移転を求めるという形で答弁をさせていただきました。今回、こういった形で軽減につながるものではないということの表現については、その米軍施設を自衛隊が共同使用した場合、例えば司令部機能であるとか通信であれば必ずしも増にならない場合もあるのではないかということで、ここは丁寧に答弁をさせていただいたということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　質問は、日米が共同訓練して使用することは反対か賛成かですよ。だけど、基地の負担軽減につながらないから県外・国外を求めるって、これ何の答弁ですかと聞いているんですよ。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　議員の御質問でございますけれども、例えば普天間飛行場でありますとか嘉手納飛行場につきまして、航空自衛隊との共同使用となった場合におきましては、周辺住民における航空機騒音等、それと事故等の懸念等も高まりますので、そういった形のものについては、基地負担の増につながるということで容認はできないということを申し上げたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　そんな理由で反対されたら何もできませんよ。風が吹いたらおけ屋がもうかるでも、一定の理屈はあるんですよ。共同使用したら事故が起こるかもしれない。騒音が起こるかもしれない。そんな話をしたら何が許可出せるんですか。もうちょっとちゃんと答弁を考えてきてください。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○花城　大輔君　知事、過去の質問で、トークキャラバン等で全国を行脚したときに、決して沖縄以外の皆さんに基地を押しつけるつもりはないみたいな、そのような発言もあったかと思うんですけれども、今回、明確に県外、沖縄以外の都道府県への移転ということを明確に述べていますね。これはどういったことですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

戦後76年、復帰49年にわたりまして、航空機騒音とか環境破壊と、それから米軍人・軍属等による事件・事故と、それから航空機事故への不安という形で県民が過重な基地負担を背負い続けていると。全国の米軍専用施設面積の70.3％が集中している状況を鑑みまして、もし全国において、答弁で申し上げました

けれども、国民の約８割がその日米安全保障体制の維持を望んでいるというのであれば、その負担も在日米軍という形での負担につきましても、全国で担うべきだろうということを申し上げているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　知事、今の公室長のコメントは、沖縄県以外の皆さん、沖縄の基地の負担を軽減するために、皆さんで負担してくださいということで理解していいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　公室長からも答弁させていただいておりますが、沖縄の過重な基地負担と日本における安全保障の問題を考える場合に、これは沖縄だけの問題ではないということは、かねがね申し上げております。そのことについては、ぜひ国民でしっかりと考えていただきたいということと、今、民間有志の方々は、他府県の議会に対しても、この基地負担のことについてしっかりと考えていただきたいというような意見書も送っているやに聞いております。そういうように、国民が挙げてこの沖縄における基地問題は沖縄だけの問題ではないということを認識していただき、そしてぜひそのことについて議論をしていただきたいということは、これからも申し上げていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今、明確な答弁のような気がしなかったので、我が党関連の質問で一般質問が出てくるんだろうなと思います。

次、同じく米軍基地問題の普天間返還問題の中のケです。

昨日お昼のニュース見ていたら――全国版でしたけれども――沖縄県では南部の遺骨の混じった土砂を辺野古の埋立てに使う計画があるというふうに明確に報道していたんですよ。防衛省の公式見解は、何も決まってないということですよね。県は、どのようにこの問題について認識していますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　令和２年４月に提出されました公有水面埋立変更承認申請書では、県内の埋立土砂等の採取場所として、７地区で約4476万立方メートルの調達が可能と記載されております。そのうち、糸満市、八重瀬町の南部地区から約７割となる土砂の調達が可能と記載されております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　もう一回言いますよ。全国版のニュースで、遺骨が混じった土砂を埋立てに使うというふうな報道がありましたけれども、県はどのような認識なんですかと聞いているんですよ。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　調達予定の土砂につきましては、その契約段階で判断されるというふうに防衛局は答えております。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　防衛省の公式見解としては、何も決まっていないということであります。

次の質問に行きます。

同じ米軍基地問題の中の (1) のアの変更承認申請についてですけれども、知事、時間稼ぎをするためにこの質問やっているんじゃないかということを我々会派のメンバーが幾度も質問をしてきました。これ、私とっても思うんですけれども、職員の能力と時間の無駄遣いではないかなというふうに思うんですよ。今回は２項目で９件の質問ということになっています。そろそろ限界が近づいているのかなと思うんですけれども、これ知事いつまで続けるおつもりですか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　沖縄防衛局は、これまで県が行った質問等につきましては、全て回答をしております。しかしながら、申請書の記載内容についてより詳細に確認をする必要があるため、去る16日付で２項目９件の質問を行ったところでございます。現時点において、判断の時期を答えることは、現時点では困難でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　土建部としては、必要だからやっているということなんだろうと思いますが、私思うんですけれども、経営者もリーダーも同じ組織で働いている人たちがどのようなモチベーションでやっているのかということを把握するのは、最も重要なことだと思っています。ぜひこの職員の方たちの状況、聞いてみたいなというふうに思います。

同じく、米軍基地問題の中の普天間飛行場の問題の

イです。

ポール・ボスティ部長との面談の件ですけれども、これやはりワシントン事務所が機能していなかったという証拠だと私思うんですね。これ、実際知事、実際にお会いして、一生懸命お話しされたんでしょうね。それ聞いてないと言われたことについて、どう感じていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　玉城知事におかれましては、平成30年11月に訪米をした際、ポール・ボスティ日本部長に対して、埋立予定海域の水深30メートルにある海底の40メートル下まで――すなわち水深70メートルまで軟弱地盤が存在していることを説明しております。その訪米後の平成31年１月には、沖縄防衛局の報告書によって軟弱地盤が90メートルに達していることが判明をしたということでございます。

これを受けまして令和元年６月にワシントン駐在がポール・ボスティ日本部長と面談した際に、辺野古新基地建設予定地の最も深い箇所で水深90メートルの深さまでマヨネーズ状の軟弱地盤が存在していることなどを記載した、知事から在日米軍司令官宛てに送付した要請文書を提供し、駐在から内容の説明を行っております。

議員御質問の、本年５月６日に行われた東西センター主催のウェビナーにおきまして、ポール・ボスティ日本部長は、深さの話を初めて聞いたということでございますけれども、なぜそのような発言になったかについては真意は定かではございません。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これ昨年の決算委員会の中でも私の質問の中で話しましたけれども、指摘されていますね。ワシントン事務所の英訳の仕方、単語のチョイスがあまり適切ではないとか、あとは相手に理解しやすいような表現が用いられてないとか、そのようなことが今回この件と関係性があるように私は思っています。ぜひ知事公室の中でもこれを調べていただきたいなというふうに思っております。

最後、再質問の最初のほうに戻りますけれども、水源が奪われたときにどのような事態が起こるのかということは、知事は御承知だと思います。水源が止められる。住民の生活が止まる。もしくは何かが混入される。また、滑走路に隣接される土地を買われたら、ひょっとしたら風船を上げる人やパイロットにレーザーポインターを当てる人もいるかもしれません。そのようなことが起こらないように、この法整備を速やかに進めていただく。これを見守ることも我々の役割だと私は思うので、これをお話しして終わりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。

〔石原朝子さん登壇〕

○石原　朝子さん　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○石原　朝子さん　沖縄・自民党を代表して、通告に従い質問を行います。

まず沖縄振興策の推進についてであります。

2022年３月末で切れる沖縄振興特別措置法の延長・継続に向け、様々な形で国や政権与党自民党への要請が行われております。

県は、沖縄振興特別措置法の延長・継続と新たな振興計画の策定を進めており、国においても既に沖縄振興計画総点検結果を示し、県の中間報告及び骨子案について現状分析を行っております。今後は、県がまとめた最終的な素案について検証が行われ、国としての考えが示されると思われますが、単純延長はないとの姿勢からこれまで以上の県の説明が求められます。

来年３月末の特措法の期限まで８か月余というこの時期において、国から安心し得る話が聞こえてこないというのは、これまでにないことであり、内閣府で河野太郎沖縄担当相は、新たな沖縄振興特別措置法の制定など３項目を要請した知事に対し、明確な姿勢は示されなかったようであります。さらに、政権与党の自民党沖縄振興調査会（小渕優子会長）においては厳しい対応となったようであり、県においては、今後10年間の沖縄振興を説明できるビジョンを示すことが求められます。

しかし、復帰後50年、半世紀に及ぶ振興計画が実施されてきたとはいえ、県経済の自立はいまだ道半ばであり、沖縄振興策を閉じるわけにはいかないのであります。

我が自民党県連は、今回の沖縄振興特別措置法の延長について、国の姿勢がこれまでと違い厳しい姿勢で臨むとの情報を得て、４月14日、自民党沖縄振興調査会で沖縄振興特別措置法の延長など、４項目の延長や存続を求めました。沖縄振興については、県民全般

に関わる重要な課題であり、我が県連としてもしっかり後押しをし、実現に向け取組を進める考えであります。

以上述べて伺います。

(1)、知事は、新たな沖縄振興の制度制定を求めているが、新たな制度の制定とは現特別措置法の継続・延長ではなく、現特措法に代わる新たな特別措置法の制定も含むのか伺いたい。

(2)、知事は、新たな沖縄振興特別措置法の制定などを河野太郎沖縄担当相に要請したが、大臣は現段階では白紙と述べたようである。大臣との会談の内容と今後国との調整やすり合わせなど、どのように進めていくか伺いたい。

(3)、知事は、新たな沖縄振興特別措置法の制定を自民党沖縄振興調査会（小渕優子会長）に要請したが、国民に説明できるビジョンを示してほしいとし、単純延長はあり得ないとの見解が示された。知事はどのように反論し、必要性を強調したか伺いたい。

(4)、我が自民党県連は、沖縄振興特別措置法の10年延長と一括交付金の拡充、沖縄振興開発金融公庫の存続など４項目の実現を自民党沖縄振興調査会に要請した。その中で委員から、県の決意とビジョンが不足しているとの指摘があった。このことについて県の認識を伺いたい。

(5)、知事は、2022年度以降の次期沖縄振興計画の素案を発表したが、骨子案で国との調整での指摘事項、指摘を受けて新たな振興計画（素案）にどう生かされたか、また、県案として最終決定までのスケジュールについて伺いたい。

(6)、素案では、国への貢献が前面に打ち出されたが、沖縄振興が日本全体の振興につながることの意味とは何か。沖縄県一県の振興が日本全体の振興につながるとするには、沖縄県の他県との違いが前提となるが、それは何か伺いたい。

(7)、新たな振興計画の策定について、従前から国は県内経済の核となる産業育成の取組が薄いと指摘していた。県の沖縄振興審議会総合部会でも新沖縄産業モデルの構築が必要との提言もあったようだが、観光に続く新産業の育成等について、どのように具体化していくか伺いたい。

(8)、県内総生産は復帰時から2019年度は７倍超えと大幅な伸びを示してきたが、コロナ感染の影響で、20年度、21年度は大きく落ち込むとの見通しである。県の分析と県民所得への影響等について伺いたい。

(9)、沖縄振興策等の拡充について、政府の経済財政運営の指針、骨太の方針にどのように位置づけられたか、また、知事を先頭に国や自民党関係部会等への要請や働きかけをどのように行ったか伺いたい。

(10)、沖縄らしいＳＤＧｓ推進特区の創設を掲げ、同特区で官民一体となった持続可能な沖縄振興の仕組みを構築するとしているが、理念的で具体性が示されていない。推進特区の具体的中身は何か伺いたい。

(11)、ＳＤＧｓ推進特区の考え方として、個別具体的な行動計画は、本制度を活用する企業が策定（ＳＤＧｓ推進計画）するとしている。これは、県はＳＤＧｓ推進特区に合致する企業や事業内容等を審査するだけで、県として具体的な計画や施策等指針は示さず、企業から申請が出てくるものを認定するだけのものか伺いたい。

(12)、2022年３月末で切れる沖縄自動車道の特別割引制度の継続は、北部地域の振興や県経済への波及効果も大きく継続が必要であるが、国の対応と見通しについて伺いたい。

２、新型コロナウイルス感染症対策について。

昨年から猛威を振るっている新型コロナウイルス感染は、今年に入っても衰えを見せず、さらに感染拡大が続く中で従来型ウイルスから、感染の主流が変異株に置き換わり、感染率の高まりで若者への感染の割合が増えております。

その中でも本県の感染者数の増加は全国でも最悪の状態にあり、感染者数は連日最高を記録し、病床は満杯状態となり、医療体制の逼迫、一般患者の診療に重大な支障を来すなど、危機的な状況に陥ったのであります。そこに来て、国は、沖縄県を含め10都道府県に発出していた４度目の緊急事態宣言を、去る６月20日をもって、沖縄県を除き解除しております。本県は、７月11日まで緊急事態宣言が続きますが、国は、感染状況の推移を見て解除する方針であります。

そのため県においては、感染拡大防止対策を徹底させ、県、市町村及び民間企業との連携・協力体制の構築が求められます。

コロナウイルスがこれまでの従来型から、感染力が強く重症化しやすいと言われるイギリス型変異株Ｎ５０１Ｙに置き換わったことで、一気に感染が広がったと言われております。急がれるのは、ワクチン接種を加速させることであり、感染防止への最大の対策はワクチンの早期の接種であります。医療崩壊の危機、医療従事者の負担の解消を図るには、ワクチンの接種以外には対処法は見いだせないと思います。

また、本県は、観光が県経済を担っており、県内外からの観光客が止まれば景気の停滞は避けられず、旅

行業やホテルなど観光関連企業にとって死活問題であります。１年半以上も続く新型コロナ感染症により、中小零細企業が多くを占める本県産業界は、もはや体力の限界に達しております。

知事には、ここまで感染が拡大し、医療機関の逼迫、飲食店や観光業が瀕死の状況に陥った現状の要因・背景に何があったのか、なぜ、医療関係者や経済団体等から厳しい批判が出ているかを真摯に考え、緊急事態宣言を遅くとも期限で終わらせるとの決意を県民に対し表明すべきであります。そのためには、ワクチン接種を年齢を問わず急ぐべきであります。

以上を述べ質問いたします。

(1)、コロナ感染症第４波は、感染力が強く重症化しやすい変異株に置き換わったことで、連日新規感染者が最多を更新するなど、医療関係機関は病床の確保や入院先探しで危機的な状況に陥った。第４波が拡大した要因について伺いたい。

(2)、ゴールデンウイーク以降、急激に感染が拡大したのは緊急事態宣言の遅れと指摘されている。遅れた要因は何か。また、県の緊急事態宣言要請に向けた会議で経済団体の協力が得られないとして、酒類提供停止を見送りと報道されたことに対し、経済団体は事実に反すると県に対する不信感が広がった。遅れは経済団体が酒類提供停止に反対したからか、事実関係を伺いたい。

(3)、県内の医療機関は感染者の増大で病床は満杯状態にあり、医療体制が逼迫する危機的な状況となった。重症者、中等者、軽症者等の受入れ体制、また、ホテルや自宅待機者等に対し医師等の対応について伺いたい。

(4)、５月23日から６月20日までの間、緊急事態宣言が発令された。酒類を提供する飲食店など時短や休業要請に協力した店に対する支援と拒否した店に対する対応、また支援金等の申請と振込実績について伺いたい。

(5)、ワクチン接種について、本県は他県に比べ遅れが目立つ。その要因は何か。ワクチン確保に問題があったのか、打ち手の確保に問題があったのか。また、県のワクチン接種の基本計画・方針はどのような内容か伺いたい。

(6)、変異株は、感染力が強く重症化しやすいだけでなく、若者や10歳未満の子供への感染も目立っている。学校、幼稚園及び保育園等における感染防止対策から、教師、保育士へのワクチン接種を優先して進めるべきではなかったか伺いたい。

(7)、緊急事態宣言に伴い時短や休業要請に応じた飲食店等事業者に対する協力金等の支払いは、これまで大幅に遅れ、事業者等から不満が出ていた。事業者の資金繰りの悪化を考慮し、今回は支払い期間を明確にすべきではないか伺いたい。

(8)、長引くコロナ禍で、廃業や倒産する企業が増えている。県内においてもホテルの廃業も出ているが、これまでの状況について、調査結果を伺いたい。

(9)、県がコロナ関連資料を黒塗りにして開示した件で批判が出ているが、その経緯と県の対応について伺いたい。

３、農林水産業の振興について。

本県の農林水産業を取り巻く環境は年々厳しくなる一方であり、離島県で台風等自然災害に悩まされ、豚熱による畜産業や鳥インフルエンザで養鶏場は深刻な打撃を受け、影響は県内の農業経営全般に及んだのであります。さらに、コロナ感染症の終息の見通しがつかない中、農水産物の流通に暗い影を落としております。

水産業については、2019年の県内漁業産出額は、９年ぶりに減少したようであり、そこにも、コロナの影響が懸念されております。

このような県内農林水産業の現状にあって、従事者の高齢化と担い手不足への対応が喫緊の課題であり、対応が急がれております。働き方改革が進められる中、若い担い手の確保から、女性の農業経営への参加を進める動きが出ており、地域によっては、研修や農村での生活、仲間づくりなど、幅広い取組で定着も見られるようであります。女性が農業経営に参加し活躍する環境を整えることで、働く場の拡大にとどまらず、新たな農業の在り方の創設にもつながるものであり、県として、積極的な取組が求められます。

そこで伺います。

(1)、コロナ禍の中、飲食業の買い控えや県外への移出などで農水産業は大きな影響を受けているが、本県農水産業の現状について伺いたい。

(2)、改正種苗法が施行され国内で開発されたブランド果実などの種や苗木の海外への不正持ち出しが禁じられた。本県で影響を受ける種や苗木はあるか伺いたい。

(3)、台湾産の生食用パイナップルの輸入が増え、本県産への影響が懸念されている。現状について伺いたい。

(4)、泊魚市場を運営する事業組合が解散したことで、２つの組合が競りの運営で苦慮している。解散による影響と今後の見通しについて伺いたい。

(5)、日台漁業協定に基づく2021年の操業ルールが

合意されたが、県内の漁業者の求める水域の確保は未解決のままである。県の今後の取組について伺いたい。

(6)、本県の亜熱帯性気候の特性を生かした農業の振興を図るため農業基盤の整備が求められているが、地下ダム等の整備やかんがい施設の整備など、農業農村整備に向けた県の取組を伺いたい。

(7)、職業選択の自由の幅を広め女性の働きやすい環境づくりを図るとして、国は、女性農業者を主題にした提言をまとめたが、提言の狙いと女性農業者の育成について、県の認識を伺いたい。

４、子ども・子育て支援について。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で、子育て世代にあっては、仕事への対応と子供の世話等で厳しい状況に置かれており、コロナ禍の中での子育て世代への支援がますます重要さを増しております。

県の子育て支援の実効性を確保する中長期計画である黄金っ子応援プランの第二期計画が令和２年４月から令和７年３月までの５年間とする計画で策定されました。同計画は、第一期計画で残された課題や未実施施策に関し、いかに新計画に反映させていくかが重要であります。このため、黄金っ子応援プランの主目標である、幼児教育・保育の提供体制の確保や子育て世帯への切れ目のない支援の在り方、児童虐待防止に向け実効性のある対策の強化など、向こう５年間で確実に実施し成果を上げることが求められます。

特に、子育て世代の悩みであり切実な願いとなっているのは、子供の世話の心配のない、保育や学童の完全入園体制の確保であります。県は、施設数を増やし保育の確保を進めており、一定の成果も見られますが、全ての待機児童を解消するのは容易ではないと考えます。

保育士不足は、ゼロ歳児から２歳児の保育にも支障が出ております。ゼロ歳児から２歳児は、特に手厚い保育士配置が必要とされておりますが、保育士不足でゼロ歳児から２歳児の待機児童が増え、ひとり親や共働き世帯の親にとって深刻であります。このように待機児童の解消を図る上で、潜在保育士の復帰が最も重要であります。県に求められるのは、保育士の資格がありながら活用しない、いわゆる潜在保育士をいかに掘り起こし、いかに現場復帰させるかであります。

そこで伺います。

(1)、こども庁の創設が検討されている。幼稚園及び小中学校の所管との関連や少子化問題への対応など、課題も山積するが、県の考えや認識を伺いたい。

(2)、子供の出生率が40年連続で減少し、４月１日現在時点で総人口に占める割合は11.9％と過去最低となり、少子化の進行に歯止めがかからない。本県における状況と改善に向けた県の取組について伺いたい。

(3)、コロナ禍で生活が困窮する子育て世帯への給付金について、両親がそろう世帯とひとり親世帯に対する支給で、支給時期に差が出ているようだが、本県における状況はどうか伺いたい。

(4)、政府のデータベースを活用した子供の貧困対策を一元化する方針について、その狙いと県の認識、また、それぞれの自治体においては、子育てに係る担当部門が分散している。県として対応の可能性を含め考えを伺いたい。

(5)、保育事業に係る各種補助金等の申請について、国と県とで申請様式が異なり業務の負担となっている。保育事業所の事務負担軽減のため書式等の統一が必要であるが、県の考えを伺いたい。

(6)、公私連携認定こども園については、職員の福利厚生退職共済で他施設と掛金で大きな差がある。公費助成について一括交付金を活用した補助の要請があるが、県の考えを伺いたい。

(7)、県内市町村の待機児童数はどのような状況か、また、コロナ禍で待機児童数に影響していないか伺いたい。

(8)、県の未就学児調査で、貧困層や困窮層の生活状態が明らかとなった。調査結果の概要と前回調査結果との違い、特にひとり親世帯の子育ての悲惨な状況に対する支援の在り方、また、誰一人取り残さない社会の実現を目指す上で、どのような施策が重要と考えているか伺いたい。

(9)、県内における妊婦のコロナ感染状況とコロナ感染の不安から出産をちゅうちょする向きもあるようだが、現状を伺いたい。

(10)、コロナ禍の中で、貧困世帯の女子への生理用品の支給の動きがあるが、県内における状況と、県として実態を調査する必要はないか伺いたい。

大きな５(1)、世界に誇れる日本の医療機関と思われたが、新型コロナウイルス感染拡大への対応で医療機関等の不手際が指摘された。日本と欧米の病院等医療体制の違いはどこにあるか。また、ワクチン接種体制や打ち手の確保など、欧米との違いや今後改善すべきことについて、県の考えを伺いたい。

(2)、北部基幹病院の建設地を県立農業大学校跡地とする基本構想が策定され、公立沖縄北部医療センターとして、2026年度開業を目指すとしている。建設計画等今後のスケジュールと今回のコロナ感染症を

見据えた医療体制をどう構築するか伺いたい。

(3)、北部基幹病院建設に向けたパブリックコメントで、多数の要望が寄せられたが、その内容と、北部の拠点病院としてその内容をどう生かしていくか伺いたい。

(4)、新型コロナウイルス感染症は世界中に感染が蔓延し世界経済に深刻な影響を与えた。特に我が国においては、感染症予防対策の脆弱さが浮き彫りとなり、感染拡大を招いた。新たな北部基幹病院において、感染予防に特化した専門センターの設置が必要と考えるが、県の認識を伺いたい。

(5)、改正社会福祉法に基づき国の財政支援で、介護や障害福祉、困窮者、子供向け支援を一括して行える事業が実施された。事業の内容と本県における活用状況について伺いたい。

(6)、ヤングケアラー問題について、国において調査が進められているが、本県における状況について、実態調査や支援に向けた取組を県として行うべきではないか伺いたい。

(7)、本県においても介護士不足が指摘されている中、介護施設、老人ホーム等でのコロナ感染拡大が相次ぎ、対応に追われている。コロナ対応の現状と介護が必要な感染者が出た場合、コロナ受入れ病院の受入れ体制はできているか伺いたい。

(8)、沖縄県国民健康保険運営方針において、令和６年度を目標とする保険料（税）の統一化に向けた県及び市町村の取組状況について伺いたい。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　ただいまの石原朝子さんの質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後１時20分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前の石原朝子さんの質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　石原朝子議員の御質問にお答えいたします。

沖縄振興策の推進についての御質問の中の１の(2)、河野沖縄担当大臣との会談内容等についてお答えいたします。

私が河野沖縄担当大臣へ要請した際、大臣から、現行沖縄振興特別措置法の期限後の沖縄振興の在り方について検討している段階で発言できる状況にないとの発言がありました。期限後の沖縄振興の在り方については、私も委員である国の沖縄振興審議会において検討されており、私から重ねて新たな沖縄振興の必要性について説明を行うなど、時期を逸することなく、あらゆる機会を捉え、国の関係要路へしっかり説明を行い、理解を得たいと思います。

なお、先日閣議決定された、いわゆる骨太の方針において、「これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する」とされたところです。いわゆる骨太の方針は、次年度の予算や事業の内容を意図するものではありますが、次年度、令和４年度の予算と沖縄振興についてがこのように閣議決定されたということについては、我々も楽観視することなくしっかりと取組を進めていきたいというように思っております。引き続き、新たな沖縄振興に必要な沖縄振興交付金や高率補助制度、沖縄関係税制など特別措置については、国と調整しながら、沖縄県の要望がより多く実現できるよう取り組んでまいります。

次に１の(10)、沖縄らしいＳＤＧｓ推進特区についてお答えいたします。

沖縄らしいＳＤＧｓ推進特区については、民間活力を活用したＳＤＧｓによる課題の解消推進制度と名称を変更しています。本制度では、社会的課題の解決を業として行う企業や団体の事業を認定し、持続可能な社会の構築を促進するため、創設を要望しているものです。本制度の具体的な内容としては、業として社会的課題の解決に取り組む企業等がＳＤＧｓ実施計画を作成し、当該実施計画について知事の認定を受けた場合、設備投資等の際の税制優遇措置と、事業に必要な資金に係る政策金融による支援を行う制度としております。

現在、沖縄県では、ＳＤＧｓの達成に向けた取組と県民に向けたＳＤＧｓの普及活動を行う170の企業等をおきなわＳＤＧｓパートナーとして登録しており、今後とも広く募集を行い、裾野を広げていきたいと考えております。このＳＤＧｓに係る取組や普及活動を広げていくとともに、新たに創設を要望している制度の実現によって、社会的課題の解決に取り組む企業等の機運を高めていきたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援についての御質問の中の４の(8)、令和２年度未就学児調査についてお答えい

たします。

今般の調査では、困窮世帯の割合が前回調査より改善しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響等、生活の状況は依然厳しいことが明らかとなりました。特に、ひとり親家庭の困窮割合は増加しており、就労や生活、子育て全般に対する総合的な支援に、なお一層取り組んでまいります。一方、家計が苦しいことを理由とする病院等の受診抑制は、大幅に減少しています。こども医療費の窓口無料化の効果が現れてきているものと思われます。

沖縄県としましては、引き続き待機児童の解消やこども医療費の窓口無料化の拡充等を推進し、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、沖縄振興策の推進についての (1)、新たな沖縄振興特別措置法の制定についてお答えいたします。

県は、４月に公表した新たな沖縄振興のための制度提言において、拡充と創設が必要な89制度を示したところです。先日の知事の要請では、県が要望する制度の多くが、新たな沖縄振興のための法律に盛り込まれるよう取り組んでいただきたいとの趣旨から、新たな振興特別措置法の制定という表現で要望したところです。

同じく１の (3)、新たな沖縄振興の必要性についてお答えいたします。

沖縄振興調査会において、知事は、これまでの沖縄振興策の展開により多くの成果が上がる一方で、沖縄の特殊事情から派生する課題はなお残っており、新たに生じた課題等も明らかになっていることから、引き続き国の特別措置が必要であることを説明したところです。また、本県が我が国の南西端の排他的経済水域の確保に寄与するなど新たな海洋立国日本の発展に大きく貢献できる地域であることや、アジアの経済の活力を我が国へ取り込むための南の重要な拠点となり得ることなど、沖縄の発展可能性を引き出すことは、我が国の発展につながり、国家戦略としても大きな意義を持つことを説明したところです。

同じく１の (4) 及び (6)、新たな沖縄振興に向けた県の決意とビジョン及び他県との違いについて。１の (4) と１の (6) は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

新たな振興計画（素案）においては、ＳＤＧｓを取り入れ、社会・経済・環境の３つの側面が調和した、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、ウイズコロナからアフターコロナの新しい生活様式に適合する安全・安心で幸福が実感できる島を形成し、アジアをはじめ世界との経済のかけ橋となり、県民全ての幸福感を高めるなど、自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目標とするものです。我が国の南の玄関口に位置する地理的特性、南西端の広大な海域を確保する海洋島嶼性、アジア諸国との交易・交流で培ってきた歴史的・文化的特性など、本県が有する地域特性を生かし、沖縄の発展可能性を引き出すことは、我が国全体の発展につながり、国家戦略としても大きな意義を有していると考えております。

同じく１の (5)、新たな振興計画（素案）への国意見の反映についてお答えいたします。

県においては、本年１月末に新たな振興計画（骨子案）を策定し、国においては、３月末に沖縄振興計画の総点検結果を公表したところです。国の総点検においては、有効性に課題ありとされた施策があること、施策の適切な効果把握に課題があることが指摘されたところです。そのため、新たな振興計画（素案）においては、施策の見直しを図るとともに、施策ごとに成果指標を設定し、効果の検証を重視した計画づくりとしているところです。

同じく１の (7)、新産業の育成等についてお答えいたします。

新たな振興計画（素案）において、集積が進む情報通信関連産業については、リゾテックおきなわの推進による産業の高度化・高付加価値化の推進を、臨空・臨港型産業については、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と産業集積の推進を盛り込んでいるところであります。また、本県の優位性を生かした新たな産業の創出、労働生産性や地域内の経済循環を高めていく施策等を盛り込んでいるところであります。これら施策の展開に当たっては、新技術や新ビジネスモデルの実証実験等を積極的に行うテストベッド・アイランドの形成に向けて取り組むことを考えております。

１の (8)、コロナ感染症による県内総生産及び県民所得への影響についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、入域観光客数が令和２年１月から15か月連続で前年を下回り、また、消費者マインドの悪化を受け、個人消費が低調に推移するなど、本県経済は、かつて経験したことが

ない深刻な事態となっています。現状においては、その影響を定量的に示すことは困難ですが、令和２年度及び令和３年度の県内総生産及び県民所得は、大きく落ち込むことが見込まれます。

同じく１の (9)、骨太の方針に対する要請についてお答えいたします。

県では、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針への沖縄振興の位置づけについて、去る４月27日に政府や国会議員に対し、知事より要請を行いました。また、５月19日に開催された自民党沖縄振興調査会に知事が出席し、新たな沖縄振興等に係る要請を行うとともに、振興の必要性と沖縄の発展可能性について説明を行ったところであります。関係各位の御尽力により、本年６月18日に閣議決定された骨太の方針において、「これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する」ことが盛り込まれたところです。

同じく１の (11)、ＳＤＧｓに係る認定についてお答えいたします。

県は、県民とともにＳＤＧｓを推進するための視点を盛り込む沖縄県ＳＤＧｓ実施指針（仮称）の策定に向けて、検討を進めているところです。ＳＤＧｓに係る制度の運用に当たっては、同指針で示す考え方等を勘案するとともに、社会的課題の解決に取り組む企業等を認定する仕組みとすることを考えているところです。

同じく１の (12)、沖縄自動車道の特別割引についてお答えいたします。

西日本高速道路株式会社が実施する沖縄自動車道のみに適用される特別割引は、県民や観光客の移動利便性の向上はもとより、北部地域の振興、さらには県経済全体の活性化にも寄与していることから、令和４年３月末で終了する同割引の継続は必要だと認識しております。

県としましては、西日本高速道路株式会社をはじめとする関係要路に対して、沖縄の実情を丁寧に説明し、同割引制度の継続を要請してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　２、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の (1)、感染拡大の要因についてお答えいたします。

沖縄県では、活発な世代間交流、人口密度が高いことなど複合的な理由から感染が拡大しやすい特徴があるものと考えられます。今回の大流行は、県民や渡航者によって県外で拡大した変異株が県内に持ち込まれ、大型連休中に行われた様々な交流活動によって県内各地に拡大したこと、変異株への置き換わりが進んだことが感染拡大した要因であるものと考えます。

同じく２の (2)、大型連休以降の感染拡大等についてお答えいたします。

県では、４月12日以降、９市を対象にまん延防止等重点措置による対策を取ってきたところです。４月中旬には新規感染者数にも減少傾向が見られていたことから、政府において、まん延防止等重点措置の期間が延長されましたが、緊急事態措置の対象地域には指定されませんでした。その際、政府の基本的対処方針に、知事の判断により酒類の提供自粛を要請できることが追記されたところです。経済関係団体の中から酒類の提供自粛要請に反対する意見もあったことから、県としては、専門家会議や経済団体会議との意見交換、感染状況等を踏まえ、マスク飲食に協力しない利用客には酒類は提供しない旨の掲示をすることの要請や、重点措置区域に５町を追加するなどの対策強化を図っていたところであります。その後、連休中及び連休後に多くの人の移動や活発な交流があったこと、変異株への置き換わりが進んだこと等から、感染が急拡大したため、専門家会議や経済関係団体等との意見交換を踏まえ、政府に対し５月19日に緊急事態措置を要請したところです。

同じく２の (3)、医療提供体制についてお答えいたします。

県では、重点医療機関等25病院を指定し、６月24日時点で715床の病床を確保しており、その内訳は、重症58床、中等症275床、軽症382床となっております。また、軽症者用宿泊療養施設を６施設563室確保しているほか、宿泊施設や自宅での療養となる方については、医師または看護師による毎日複数回の健康観察を行っており、さらに自宅療養者については、在宅患者対応調整グループを設置し、必要に応じて訪問看護や医師による往診を行っているほか、パルスオキシメーターの貸与などの対応を行っております。

同じく２の (4)、時短や休業要請を拒否した飲食店に対する対応についてお答えいたします。

県では、今回の緊急事態宣言において、夜８時以降の営業が確認された店舗の巡回を実施し、施設の休業または営業時間短縮の要請を行っているところです。

営業が確認された店舗に対しては、１回目の巡回時に事前通知書を、２回目の巡回時に弁明通知書を交付し、それでもなお要請に応じない店舗に対し、６月11日付で68店舗、６月18日付で41店舗に休業等を命じる文書を交付し、店名の公表を実施したところです。今後は過料の手続を進めることとしております。

同じく２の(5)、ワクチン接種の状況及び方針についてお答えいたします。

６月22日時点の全年代の１回目の接種率は全国14.48％に対し本県は10.66％、２回目の接種率は全国が4.63％に対し本県は3.94％となっており、都市部において接種体制の構築に時間を要していることや、現在の接種対象者の中心が高齢者のため、本県の高齢化率が低いことが相対的に接種率が低くなる要因と考えます。

県としましては、各市町村における接種が円滑に進むよう支援するとともに、県全体のワクチン接種を加速化するための計画を策定し、取組を強化してまいります。

同じく２の(6)、教師、保育士へのワクチン優先接種についてお答えいたします。

現在、沖縄県では市町村の行う高齢者へのワクチン接種を補完するため、市町村と連携し、広域ワクチン接種センター２か所で接種を開始したところであります。県では、沖縄県全体のワクチン接種を加速化するため、広域ワクチン接種センターを増設するとともに、加速化計画を策定し、エッセンシャルワーカー等への接種を積極的に推進してまいります。

同じく２の(9)、コロナ関連資料に係る公文書開示請求についてお答えいたします。

令和２年10月１日付で、県が国立感染症研究所に依頼した評価分析に関する書類一切について公文書開示請求があり、令和２年10月15日付で公文書部分開示決定を行ったものです。該当文書30枚のうち、感染の広がりを示す相関図や写真等を含む４枚については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができると判断し、部分開示としたものであります。今後とも情報公開条例に定める要件に沿って適正に処理してまいります。

次に４、子ども・子育て支援についての御質問の(9)、妊婦のコロナ感染及び出産の状況についてお答えいたします。

県内における妊婦のコロナ感染は、令和３年６月20日時点で129人となっており、県では、妊婦や家族への感染予防について周知を図るとともに、コロナに感染した妊産婦については、助産師等の訪問等による寄り添い支援を実施しているところです。また、令和２年の沖縄県の妊娠届出件数は１万5319件で、前年の１万5332件から13件、0.1％の減少となっており出産への影響は少ないものと思われます。

次に５、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(1)、日本と欧米の医療体制、ワクチン接種体制の違い等についてお答えいたします。

日本と欧米の病院等医療体制については、入院の基準や医療保険制度などに違いがあります。ワクチンの接種体制につきましては、例えば英国などでは一般の方でも研修後に接種が可能な国もあります。我が国でも、時限的に歯科医師、臨床検査技師、救急救命士などが接種を行うことを認めることで接種の加速化につなげています。県内でも内科のほか、整形外科、耳鼻科、眼科等のクリニックでもかかりつけの患者に対し個別接種が行われております。

同じく５の(2)、公立沖縄北部医療センターの整備スケジュール等についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターの整備につきましては、今年度に基本計画、令和４年度以降に基本設計、実施設計を行い、令和６年度から建築工事に着手し、令和８年度の開院を予定しております。感染症に対する医療提供体制につきましては、基本構想において、第２種感染症指定医療機関として感染症に罹患した患者の回復及び救命に取り組むとともに、感染症患者が大幅に増えた場合は、病床の一部を感染症対応病床に転換することで感染症重症者を受け入れることとしております。

同じく５の(3)、パブリックコメントの内容等についてお答えいたします。

今年２月に実施したパブリックコメントでは、主に公立沖縄北部医療センターの役割、機能及び医療従事者の確保に関する内容を中心に、114件の御意見をいただきました。その意見の中で、医療機関等からの専門的な指摘等につきましては、基本構想の追加修正を行っております。また、医療機能の詳細な事項や関係機関との調整が必要となる事項につきましては、今年度策定する整備基本計画に関する協議等において検討を行っていくこととしております。

同じく５の(4)、感染予防のための専門センターについてお答えいたします。

県としましては、感染を予防するための体制を整備することは大変重要であると認識しており、今後整備する公立沖縄北部医療センターにおきましても、北部保健所及び北部市町村と連携し、その役割を果たしていく必要があると考えております。また、令和５年度

に策定予定の第８次医療計画では、新興感染症対策を新たに位置づけることとなっておりますので、その中で感染予防のための専門的な対策についても議論していきたいと考えております。

同じく５の (7)、介護が必要な感染者の受入れ体制についてお答えいたします。

県では、介護が必要な患者を受け入れる慢性期医療機関１施設を重点医療機関として指定しており、当該施設において要介護度の高い感染者を受け入れることが可能です。このほか、他の重点医療機関においても、症状に応じて入院調整を行い、受入れが行われているところです。

同じく５の (8)、保険料統一に向けた取組状況についてお答えいたします。

保険料水準の統一につきましては、国民健康保険運営方針において、令和６年度からの実施を目指すとしており、毎年、市町村長を対象とした勉強会を開催し、議論を続けております。現時点では、統一の前提である県及び全市町村での理念の共有に至っていないことから、今年度は新たに、理念共有に向けて整理すべき課題について市町村と個別に意見交換を始めており、引き続き保険料統一に向け協議してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の (4)、休業要請等に協力した店舗への支援と協力金の申請及び振込実績についてお答えいたします。

５月23日から７月11日までの緊急事態措置に伴う休業要請等に応じていただいた飲食店等向けの協力金第７期分については、７月19日から受付開始予定です。なお、４月１日から５月22日までの第６期分については、６月22日時点で申請が8296件、支給済みが3546件となっております。また、大規模施設等に対する協力金については、緊急事態措置延長後の終了予定日の翌日、７月12日から受付開始予定です。

同じく２の (7)、飲食店等向け協力金の支払い期間を明確にすることについてお答えいたします。

４月１日から５月22日まで時短営業に応じた飲食店等に対する第６期分の協力金については、市町村や要請期間ごとに支給要件や支給額の算出方法が異なるため、人員を倍増し審査体制を強化しております。支給までの目安については、１月12日から２月７日までの第４期分の協力金を受給し、申請書類に不備がなく、下限額で申請されている事業者の場合は、４週から８週までに支給することとしており、審査状況等を照会サイトでも確認できることと併せて、県ホームページでお知らせしております。

県としては、引き続き審査の効率化を図りながら、迅速な支給に向けて取り組んでまいります。

同じく２の (8)、コロナ禍で廃業や倒産した事業者に関する調査についてお答えいたします。

民間の調査会社によると、沖縄県における令和２年度の倒産件数は40件となっており、このうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する倒産が11件となっております。なお業種別では、サービス業が19件と最も多く、うち飲食業が７件、宿泊業が３件、その他業種で９件となっております。また、令和２年において、休廃業及び解散をした事業者の合計は、384件となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　こんにちは。

このたび農林水産部長を拝命しました崎原でございます。

農林水産業、農山漁村の振興に向けて、県民の思いや地域の声を真摯に受け止め取り組んでまいりますので、議員各位の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

では、答弁に移ります。

３、農林水産業の振興についての (1)、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う農水産業への影響についてお答えします。

本県の農林水産業においては、家庭向けの野菜や鶏卵などの品目が、巣ごもり需要等により堅調に推移している状況であります。一方で、学校の休校措置に伴う余剰乳の発生、往来の自粛や休業要請等により、マグロ等の水産物やアグーブランド豚肉、カンショなどで、価格面等の影響が生じております。

県としましては、引き続き市場等の動向を注視するとともに、関係団体等と連携を図り、農林漁業者の経営安定に向けた支援策を講じてまいります。

同じく３の (2)、種苗法改正による県育成品種への影響についてお答えします。

沖縄県育成品種は、同法に基づき国へ申請し、今年４月に登録され、海外への持ち出しが制限されることになりました。これにより、県育成品種は、海外での不正な種苗生産が抑制され保護につながることから、現時点では影響されないと考えております。

県としましては、県内生産者等へ同法改正の内容の

周知を図り、引き続き生産現場に支障が生じないよう取り組んでまいります。

同じく３の (3)、台湾産パイナップル輸入増加に伴う影響についてお答えします。

台湾産パイナップル輸入量については、今年１月から４月の東京卸売市場において、昨年の10トンから134トンに大幅に増加しております。また、沖縄産は昨年同期間に132トン、平均単価１キロ当たり373円、今期は161トン、376円となっており、台湾産増加による大きな影響は見られません。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、県産パイナップルの販売促進に取り組むとともに、その影響について情報収集に努めてまいります。

同じく３の (4)、泊市場における事業組合の解散の影響についてお答えします。

沖縄県漁業協同組合連合会と那覇地区漁業協同組合は、泊魚市場有限責任事業組合（ＬＬＰ）を設立し、泊漁港での市場運営を行ってきましたが、令和４年に県漁連の市場機能移転を控えていることから、今年３月末にＬＬＰは解散し、４月からは両団体がそれぞれ市場運営を行っております。現在のところ、泊市場全体の水揚げ量や取扱金額等の減少など、特段の影響は確認しておりませんが、県としましては、引き続き同市場の動向を注視してまいります。

同じく３の (5)、日台漁業取決めに関する県の取組についてお答えします。

日台漁業取決めに関する操業ルールについては、日台漁業委員会が新型コロナ感染症の影響により中止となったため、2019年度の操業ルールを継続することで合意しております。一方、同水域では、台湾漁船の漁具流出が頻繁に確認されるなど、本県漁業者への影響は大きく、操業ルールの見直しに向けた協議が強く求められております。

県としましては、引き続き漁業団体と連携し、日本側のルールで操業できる水域の拡大等、日台漁業取決めの見直しについて、国に対し、強く求めてまいります。

同じく３の (6)、農業農村整備事業の取組についてお答えします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、かんがい施設等の基盤整備を推進しております。本県のかんがい施設整備率は、令和２年度見込みで、北部圏域で52％、中部圏域で40％、南部圏域で29％、宮古圏域で65％、八重山圏域で55％となっております。整備率向上に向けた取組として、整備が遅れている南部圏域において、整備促進のための調査検討を行っております。

県としましては、引き続き農業振興を図るため、農業基盤の整備を推進してまいります。

同じく３の (7)、女性農業者が輝く農業創造のための提言と女性農業者の育成についてお答えします。

農業や農村に女性を呼び込み、地域農業を発展させていくため、女性農業者が活躍できる環境を整える具体的方策の検討を目的に、令和２年12月に、女性農業者が輝く農業創造のための提言がなされております。県では、重要な担い手である女性の農業経営への参画を支援するため、１、新規就農者への支援、２、女性農業士の認定等リーダーの育成、３、農村女性起業者の育成及び技術指導などを行っております。

県としましては、今後とも市町村等関係機関と連携し、女性農業者の育成に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　４、子ども・子育て支援についての御質問の中の (1)、こども庁の創設についてお答えいたします。

現在、国では、省庁間の縦割りを排し、子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、新たな行政組織の創設を検討することとしております。

県としましては、子供が健やかに成長できる社会の実現に向け、子供関連施策をさらに充実させる必要があるものと考えております。このため、こども庁創設に当たっては、子供の権利を守るという観点を第一として、子供の健全な学びや育ちを確保するための経済的支援や地方財政措置の拡充に取り組むよう、全国知事会を通して国へ要望したところです。

同じく４の (2)、沖縄県の少子化の状況と取組についてお答えいたします。

沖縄県の合計特殊出生率は、令和２年の速報値で、全国１位の1.86となっておりますが、人口の維持に必要な水準である2.07を下回る状況が続いております。出生率向上に向けましては、安心して結婚し出産・子育てができる社会の実現を目指す必要があると認識しており、現在、結婚支援や待機児童の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいるところです。

県としましては、今後とも、結婚、妊娠・出産、子育て等のライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組んでまいります。

同じく４の (3)、子育て世帯への給付金についてお答えいたします。

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金のうち、児童扶養手当を受給するひとり親世帯等には、５月上旬に支給済みで、家計急変を理由とする世帯等の申請を現在受け付けております。一方、その他の世帯分については、市町村が実施主体であり、対象が住民税非課税世帯等であることから、令和３年度分の課税状況が確認できる６月以降に支給されることとなっております。

県としましては、対象世帯に給付金が早期に支給されるよう、市町村と連携し、取り組んでまいります。

同じく４の (4)、子供の貧困対策における情報の一元化についてお答えいたします。

国において、自治体が保有する情報を一元化することにより、問題を抱える子供を早期に発見し、支援につなげる仕組みを検討しているとの報道は確認しております。子供の支援においては、教育と福祉等が情報を共有し、連携を図ることが重要であると考えており、県では、沖縄県子どもの貧困対策推進会議を設置し、全庁体制で子供の貧困対策を推進しているところです。子供の貧困対策におけるデータベースの活用等については､引き続き国の動向を注視してまいります。

同じく４の (5)、補助金等の申請様式についてお答えいたします。

県では、保育事業に係る各種補助金等の申請の際には、国から示されている様式を市町村へ周知し、交付申請等の必要な手続を行っております。また、県の補助金等の様式についても、おおむね国の様式に倣い作成しているところです。

県としましては、市町村等において過重な負担とならないよう、補助金等に係る事務負担の軽減や効率化に向け、適宜、必要な見直しを進めてまいりたいと考えております。

同じく４の (6)、公私連携幼保連携型認定こども園職員の退職手当についてお答えいたします。

公私連携幼保連携型認定こども園は、社会福祉施設職員等退職手当共済法による補助の対象外となっており、共済掛金が全額施設の負担となることが課題となっております。また、一括交付金につきましては、交付要綱において、法人等の負担に充てることはできないと定められていることから、その活用は困難であるものと考えております。このため、県では、令和元年７月に厚生労働省を訪問し要請して以降、継続して調整を行っており、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して、国に対し要望しているところでございます。

同じく４の (7)、待機児童数とコロナ禍の影響についてお答えいたします。

本県における待機児童数は、令和３年４月１日時点で564人となり、前年度から801人減少し、６年連続で減少しております。減り幅も過去最大の58.7％減となり、各市町村の取組の成果が着実に現れております。また、申込児童数は６万2153人と、前年度に比べ60人減少しており、潜在的なニーズの掘り起こしは落ち着きつつあるように見えますが、新型コロナウイルス感染症の影響も想定されるため、県といたしましては、今後の推移を注視してまいります。

同じく４の (10)、生理の貧困への対応についてお答えいたします。

生理用品を買う経済的余裕がない生理の貧困の問題について、県内では、市町村における生理用品の配布に向けた予算措置の取組や防災備蓄品の活用など、地域での取組が広がりつつあり、県においても防災備蓄品を県教育委員会を通じて一部の学校に提供したところです。

県としましては、市町村等関係機関と情報共有を図るとともに、各相談窓口において女性の抱える様々な悩みに寄り添いながら、必要な支援につなげていきたいと考えております。

次に５、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の (5)、改正社会福祉法の事業の内容と活用状況についてお答えいたします。

国は、今年度より市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、属性や世代・相談内容を問わない包括的な相談支援、社会とのつながりをつくるための参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設しました。県内市町村では、今後、取り組んでいくところであり、県としましては、各市町村の相談支援体制等の実態調査や研修等を実施し、重層的支援体制を構築する市町村を支援していきたいと考えております。

同じく５の (6)、ヤングケアラーに係る県の取組についてお答えいたします。

県内市町村における令和元年度の要保護児童対策地域協議会に登録された児童のうち、ヤングケアラーと思われる子供の数は60人とされておりますが、家庭内の問題として表面化しにくく、支援が必要な子供自身や周囲の人が気づきにくいことから、実態把握や支援の難しさが課題となっております。支援に向けては、福祉、介護、医療及び教育関係者や、地域自治会、民生委員など地域に詳しい方々との連携が必要であることから、関係機関での情報共有や課題整理に努

め、取組を進めてまいります。

同じく５の (7)、介護施設で感染者が発生した場合のコロナ対応の現状についてお答えいたします。

介護施設等において感染者が発生した場合、感染症専門医等の派遣による感染管理の指導、職員や入所者等に対するＰＣＲ検査、ガウンやN95マスクなどの衛生資材の提供、職員が不足する施設に対する応援職員の派遣の調整など、関係部局が連携して支援を行っております。また、介護サービス等の提供体制を確保するために必要な介護人材の確保や施設の消毒など、環境整備に係る費用に対する補助なども行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。

○石原　朝子さん　御答弁大変ありがとうございました。

では、再質問させていただきます。

沖縄振興予算について、現振興計画、予算は３月末で切れますが、現振興計画予算については、仲井眞元県知事が毎年3000億円の振興予算、そしてまた島尻愛子元沖縄担当大臣が子供貧困対策事業を予算として獲得したわけでございますが、次期振興計画の予算獲得に向けて、玉城知事はどのような決意で臨むのか改めて伺います。

また、我が県連としても、しっかりと後押しし実現に向けて取り組んで行くつもりでおります。知事がこれまで応援してこられました国会議員との連携はどのような取組をされたのか、答弁をお伺いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時７分休憩

午後２時７分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　新たな沖縄振興のための制度提言を今、行っているところでございます。その中にあっては、高率補助制度、それから沖縄振興交付金制度――これは今までの制度も継続して行っていただきたいということで、提言をしているところでございます。この制度の実現と併せて、次年度以降の予算の確保についても、あわせて知事を先頭に市町村長の皆様と一丸となって要請していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほども答弁させていただきました。

この間、前知事、前々知事、様々な取組でこの沖縄振興予算と計画の活用を沖縄21世紀ビジョンの未来への方向性と重ねて取り組んでこられたと思います。この現在の計画が案として上がってきたとき、私は実は国会におりまして、この振興計画は政局の具にしない。どのような政権、どのように県政が変わってもしっかりと沖縄の未来のためにつくっていくということで、当時党派を超えて取り組んだという、非常に重要な連携が奏功したものというふうに思っております。

今回のこの次期――新しい振興計画においても、党派を超えた各議員及び関係者の方々の協力をいただきながら、県としてもしっかりとその振興計画の重要性を関係要路に説明をさせていただき、全力で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。

○石原　朝子さん　知事､答弁ありがとうございます。

私がお聞きしたいのは、自民党はもちろん応援してまいりますけれども、自民党、党派を超えた県選出の国会議員に対しては、どのようなお願いをされていらっしゃるのでしょうか。教えていただけないでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　県選出国会議員の皆さんには、もちろんこの計画の重要性、必要性について、自民党幹部の議員、先生方、役員の皆様にも説明をすることと同様に、うりずんの会の先生方や県選出国会議員の先生方へも丁寧に説明をさせていただいておりますし、また、私がかつて国会に籍を置いていた際に大変お世話になった各党の先生方にも、ぜひこの沖縄振興の必要性、重要性について御支援を賜りたいということでお願いを申し上げている次第であります。

○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。

○石原　朝子さん　ぜひそこら辺は、なりふり構わず、党派を超えて協力していただけるように――私もやはり予算なくしては県民、住民一人一人を救っていけないと思います。ぜひしっかりと3000億円の、毎年いただいていた予算の確保には、そしてまた子供の貧困対策事業、今掘り起こしたばかりなので、ぜひともこの予算の獲得には、知事、全力をもって取り組んでいただきたいと思います。関係市町村、本当に不安で、次期予算確保はどうなるのかと心配されている市町村長はたくさんいらっしゃると思います。やはり各市町村長、住民と直接関わって住民サービスを提供しておりますので、その思いを託された知事、ぜひとも……（発言する者あり）

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時11分休憩
午後２時12分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○石原　朝子さん　続きになりますけれども、ぜひ知事、副知事をはじめ市町村長とともに、予算獲得に向けて頑張っていただきたいと思います。
次に、新型コロナワクチンの接種についてですけれども、対策本部長として知事はじめ副知事、ワクチン接種希望については、どのような対応をされているでしょうか。先日私も希望調査票がありましたので、希望するという旨の返信をしました。知事、副知事、今やはりワクチン接種に不安を抱えている方もいらっしゃると思いますけれども、知事や副知事はどのような対応をされるのでしょうか。
答弁をお願いいたします。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後２時13分休憩
午後２時13分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
我が国におきますワクチン接種につきましては、御案内のように、市町村においてはファイザー、大規模接種などについてはモデルナという形でやっております。両ワクチンとも高い有効性が国のほうから示されてございます。
三役におきましても、照屋副知事が既に１回目の接種を受けておりまして、私と知事は高齢者ではないものですからまだでございますが、機会がありましたら打ちたいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。
○石原　朝子さん　副知事、ただ希望はされるのかどうか、接種に向けて。そこら辺の答弁をいただけたらと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　県におきましては､今エッセンシャルワーカー ――例えばこれから台風シーズン等になりますといろんな形で、例えば電力の職員などが離島へ行くことも考えられます。そういった方々、それから警察官の方々、そういった方をまずは優先して対応する必要があるだろうと。そういった中において、余裕ができましたら希望させていただければと思っております。
○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。
○石原　朝子さん　副知事の答弁はいただきましたけれども、知事本人はどうされるのでしょうか。
お答えをお願いいたします。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　まず医療関係の方々、65歳以上の方々、そして基礎疾患を持っていらっしゃる方々、あるいはまた64歳以下の方々など、それぞれの市町村がその計画や方向性を持ってワクチン接種に取り組んでいらっしゃると思います。私たちも当然そういうワクチン接種の加速化を図りながら、私の番に回ってきたら、私もしっかり受けたいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。
○石原　朝子さん　時間もありませんけれども、最後に国民健康保険の保険料の一元化に向けての取組。令和２年２月の調査では、賛成の市町村が22、反対が１件あったんですけれども、今年度もその市町村長への調査は行ったんでしょうか。
お答えをお願いいたします。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後２時16分休憩
午後２時16分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、市町村との勉強会というものをやっておりまして、その後に令和３年２月に各市町村に対して、統一の理念の共有について意見聴取を行っております。その中で、理念に共有するとお答えいただいたところが25市町村、それから継続して協議が必要であるとしたところが16市町村となっておりまして、理念に共有しないと回答した市町村はございませんでした。
今後とも、市町村と協議を進めていきたいと考えております。
○石原　朝子さん　質問時間は終わりましたか。
○議長（赤嶺　昇君）　終わりです。
○石原　朝子さん　ぜひまた前向きに取り組んでいただきたいと思います。
ありがとうございました。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後２時17分休憩
午後２時17分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
照屋大河君。
〔照屋大河君登壇〕
○照屋　大河君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。
会派てぃーだ平和ネットの照屋大河です。
新しい会派となり最初の定例会での代表質問です

ので、改めて私たちてぃーだ平和ネットの会派メンバー、一人一人が自ら掲げた公約の実現に努力を重ねていく、同時に県政与党の会派の皆さん、与党のメンバーと力を合わせて玉城県知事を支え、玉城県政を支えて、平和で誇りある豊かな沖縄の実現、辺野古新基地建設反対の圧倒的民意の実現に全力を尽くしていくという決意を申し上げて、通告のとおり代表質問を進めていきます。

代表質問を行います。

まず１番目、知事の政治姿勢について。

(1)、改正国民投票法について。

改憲手続に関する改正国民投票法案が成立いたしました。ＣＭ規制や最低投票率の在り方などの課題について踏み込んだ議論はなされず、改憲に向けた環境整備がまた一つ進んだことになりますが、法案成立に対する知事の受け止め、平和憲法に対する考えについて伺います。

(2)、重要土地規制法について。

ア、安全保障を理由にした私権制限、住民監視の人権侵害法との批判が根強い中、重要土地規制法案が成立いたしました。米軍基地が集中し、その多くが民間地と隣接する沖縄にあって県民生活への影響をどのように考えるか、知事の見解について伺います。

イ、同法案が審議された衆議院内閣委員会で、自民党の杉田議員が辺野古新基地建設の反対運動を名指しし、「全国から派遣される反対派」とレッテル貼りした上で、座り込みによる渋滞や道路占拠、フェンスに結ばれたリボンや横断幕のほか、派遣された人たちに支給されているお弁当のごみなどが風に飛ばされるなどして基地の中に入ることも十分に考えられると持論を展開し、同法案の適用を求めております。さてこの杉田議員ですが、その差別的発言が度々問題となり、批判を集める方です。今回の発言も沖縄の過重な基地負担、辺野古新基地建設反対の圧倒的民意を無視する、いわゆる沖縄ヘイトとも言える発言ではないかと考えます。同発言に対する知事の受け止め、認識を伺います。

(3) 番、新たな沖縄振興について。

ア、復帰50年の節目にスタートする新たな沖縄振興計画は、新時代沖縄を展望し得るものでなければなりません。この沖縄振興についてですが、先ほど自民党県連さんの代表質問でも力強い、一緒にやっていくという決意表明がありました。一方で、中央のほうですが、政府・自民党の中には、単純延長はないとの意見もあるようですし、基地問題と沖縄振興のリンク、河野大臣はひっくるめ論、基地問題と沖縄振興、私自身の発言としてひっくるめ論という発言などもあります。沖縄における新型コロナウイルス感染症の広がりを異次元と表現する専門家もいるようです。大打撃を受けた沖縄経済、沖縄振興は、ゼロからのスタート、マイナスからのスタートと改めて県は強く認識し、新たな沖縄振興策の必要性、沖縄発展可能性を具体的に表現する必要があるというふうに考えます。知事のビジョンについて伺います。

イ、知事は５月に上京し、新たな沖縄振興について政府与党に要請行動を行っている。要望事項とそれに対する先方の返答はいかなるものであったか、手応えと今後の課題について伺う。

(4)、本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小について。

先日も地元うるま市で米軍に関連する事故が相次ぎました。施政権返還後も沖縄が抱える最大の課題は、基地問題です。日本政府が沖縄に米軍基地の負担を押しつける結果、米兵が引き起こす事件や事故、騒音被害、環境汚染、人権侵害が今なお続いています。民意を無視して進められる辺野古新基地建設、過重な基地負担の押しつけと、沖縄に矛盾をしわ寄せする現状は、構造的差別にほかなりません。復帰50年、知事においては、沖縄の基地問題への関心を高める絶好の機会と捉え、全国に発信し、基地の整理縮小を実現してほしいと願います。

本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小について、知事は５月に上京し、当面は在日米軍専用施設面積の50％以下を目指すとする具体的な数値目標の設定を行うことについて、防衛大臣や官房長官に要請行動を行っている。先方の反応はいかなるものであったか、手応えと今後の課題について伺う。

(5)、先島への自衛隊配備について。

南西地域の防衛体制強化を理由に、与那国、宮古、石垣への陸上自衛隊配備が進んでいる。先日は保良訓練場に弾薬が搬入され、市民の反感を買ったばかりであります。先島への部隊配備は、尖閣諸島周辺や台湾海峡情勢の緊張が高まる中、不測の事態を招く要因になりかねないと危惧するが、知事の考えを伺います。

(6)、沖縄戦、記憶の継承について。

昨日、戦後76年目の慰霊の日を迎えました。沖縄戦体験者が少なくなる中、記憶の継承は大きな課題でもあります。世代を超えてどうつないでいくべきか、昨日は知事の平和宣言もありましたが、改めて知事の考えについて伺います。

(7)、河野沖縄担当相の発言について。

河野太郎沖縄担当大臣が復帰49年に関するマスコ

ミインタビューに応じた際、子供の貧困の課題として10代など若年層の妊娠を挙げ、必ずしも褒められる話ではない、性教育みたいなものをちゃんとやって、ある程度責任が持てる家庭づくりというのを若い人に徹底していく必要があると発言しています。また、米軍基地を英語教育に活用する考えを改めて示し、大人のイデオロギーで邪魔することは許されないとの見解を示している。これら河野大臣発言に対する知事の受け止め、認識を伺います。

２、米軍基地問題について。

津堅島へのヘリ不時着事故について。

米軍普天間飛行場所属のＵＨ１ヘリが去る６月２日の午後11時頃、民家から僅か120メートルの距離で、うるま市津堅島の畑に不時着した。一歩間違えれば人命を奪いかねなかった大事故である。騒音防止協定違反であることも問題視せざるを得ない。

ア、予防着陸を強調する在沖海兵隊の姿勢に対する県の見解について伺う。

飛行自粛、飛行停止を求めないとする沖縄防衛局の姿勢に対する県の見解を伺います。

県への通報の遅れ、騒音防止協定違反の訓練など普天間基地の運用の現状と課題について伺います。

(2)、米陸軍貯油施設からのＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ流出事故について。

発生日時など事故原因と状況について伺う。また、再発防止対策について伺う。

管理体制、通報体制などの問題点について伺う。

今回は環境補足協定が適用され、基地内立入りが実現した。サンプル採取など運用上の問題はなかったか。

天願川で採取した水サンプル検査の結果について伺う。

(3)、普天間飛行場への外来機飛来、夜間訓練について。

普天間飛行場で相次ぐ外来機飛来、夜間飛行訓練が激化し、周辺住民が苦しめられている。外来機飛来、夜間訓練の実態について県はどのように把握しているか、原因分析と併せて県の見解を伺います。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う県経済への影響と対策に関する沖縄県の経済対策基本方針について。

(1)、現状をどのように認識し、課題をどのように整理しているか伺う。

事業の継続や雇用の維持に関する施策の概要について伺う。

経営支援、需要喚起に関する施策の概要について伺う。

４、児童福祉、医療、保育行政について。

(1)、中学卒業まで通院費窓口無料について。

こども医療費助成制度について、県は2022年４月から中学校卒業までの通院費窓口無料化（現物給付）を発表した。

制度拡充で、子供の貧困解消や疾病の早期発見が期待される。いわゆる受診控えは、制度実施によってどれほど改善すると見込むか、現状と併せて県の試算を伺う。

必要な財源はどれほどか、確保に問題はないか、県の試算を伺う。

待機児童については、これは削除します。取り下げます。

(3)、医療的ケア児支援法について。

たんの吸引などが必要な医療的ケア児や家族に対する支援法が成立した。保育所や学校への看護師らの配置や各都道府県に支援センターを設置することが柱である。

県内における医療的ケア児の数はどれほどか。これまで行ってきた公的支援について伺う。

法案成立を受けて、県の今後の取組方針について伺う。

学校現場における医療的ケア児への支援制度確立は、インクルーシブ教育システムの構築とも直結する。これまで医療的ケア児の県立高校への入学事例はあるか。特別支援学校のみにとどまるのか。法案成立によって、今後県立高校でも学べるようになるのか伺う。

５、教育行政について。

新型コロナ非常事態宣言に伴う休校措置について。

ア、２週間の休校による子供たちの学びへの影響、学習機会の保障について県の認識と見解を伺う。

イ、急な決定での休校措置で保護者や学校現場には混乱も見られたようであります。感染拡大防止のためにも迅速な判断と決定が必要だからこそ、子供たちの居場所の確保や分散登校の実施基準など、あらかじめ休校措置を想定した対応指針を策定しておくなどの準備､学校現場や市町村教委との連携も必要ではないか。

(2)、高校部活動実態調査について。

今年１月、コザ高校で運動部主将を務めた男子生徒が自ら命を絶ったことがきっかけとなり行われた高校部活動実態調査について、結果の概要と今後の対応について伺う。

６番、沖縄版ヘイトスピーチ規制条例の制定に向けて。

県の調査によると、ヘイトスピーチ規制条例につい

て、県内の６割に当たる25市町村が必要と考えていることが分かった。特定の人種や民族、出身地などの属性を持つ人を差別し、憎悪をあおる言動に対応が必要との認識が行政に広がっていることを示す結果であり、差別は許されないという意識を社会に根づかせ、被害者の救済につながるような実効性ある条例を求めたい。現在の取組状況について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　照屋大河議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の (1)、改正国民投票法についてお答えいたします。

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本理念とし、広く国民に浸透し、国民生活の向上と我が国の平和と安定に大きな役割を果たしているものと考えております。今般改正された国民投票法は、憲法第96条に規定されている国民投票について、その方法を定める法律の整備を行ったものでありますが、日本国の最高法規である憲法改正に係る法律であることから、国民への十分な周知と理解が図られるべきであると考えております。なお、憲法改正については、主権者である国民の間で十分に議論されることが必要であると考えております。

次に１の (6)、沖縄戦の記憶の継承についてお答えいたします。

議員御存じのとおり沖縄県民は、悲惨な地上戦を経験したことから、平和の尊さを肌身で感じておりますが、戦後76年が経過し、その記憶の風化が危惧されているところです。沖縄県では、平和の礎、沖縄県平和祈念資料館、沖縄平和賞、ちゅらうちなー草の根平和貢献賞などを柱に、平和行政に取り組んでおります。昨年度は、沖縄戦の実相を語り継いできた皆様への戦の語り部功労者感謝状の贈呈や、資料館による戦争体験者等の証言映像の収録、児童生徒を対象としたワークショップ等を実施しています。

なお、昨日は規模を縮小した形で全戦没者追悼式典を行いました。私は今年の平和宣言の中で、愛の反対は憎しみではなく無関心であるというマザー・テレサの言葉を引用させていただきました。つまり、社会で生きている我々が常に今社会で何が起きているのかということに関心を持ちつつ、隣の人を気遣うように、家族を愛するように、一人一人がやはりそのチムグクルを大切にして平和のバトンを次の世代へとしっかりと受け継いでいく、それが沖縄県が取り組むあらゆる事業の中でもしっかりと継がれていくということを含めて、県民の皆様に非核と反戦、恒久平和を呼びかけた次第であります。私もそのようにこれからも沖縄から平和を発信することは非常に重要であると思っておりますし、沖縄県としましても、今後とも沖縄戦の実相を次世代に正しく継承していくとともに、恒久平和を希求する沖縄のチムグクルを力強く発信してまいりたいと思います。

次に沖縄版ヘイトスピーチ規制条例の制定に向けての６の (1)、ヘイトスピーチ条例制定に向けた県の取組状況についてお答えいたします。

全ての人々の人権が尊重されることは、平和で豊かな社会にとって重要であり、人権を侵害する不当な差別的言動は決して許されるものではないと考えております。沖縄県が実施した市町村調査では、今後ますます国際化が加速し条例の必要性を感じる、あるいは、表現の自由と人権侵害のバランスなど何をもってヘイトスピーチとするか課題でもある等の意見が寄せられているところです。

沖縄県においては、市町村からの意見や有識者等からの助言も踏まえながら、条例の制定に取り組み、誰もがお互いの人権を尊重し合う誰一人取り残すことのない共生社会の実現を目指してまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての (2) のア、重要土地等調査法の県民生活への影響についてお答えいたします。

いわゆる重要土地等調査法は、安全保障の観点から重要な防衛関係施設等の周辺や国境離島等の土地等の利用実態を調査し、必要に応じて利用を規制する法律です。同法については、沖縄弁護士会等から、プライバシー権や思想良心の自由、財産権など基本的人権が侵害されるおそれがあるとの懸念の声が上がるとともに、基地所在市町村議会では、廃止を求める意見書が可決されております。

県としては、同法の運用が、県民の基本的人権の侵害や社会経済活動の支障となることがないよう、国の動向を注視していきたいと考えております。

同じく１の (3) のア、新たな振興計画についてお答えいたします。

我が国の南の玄関口に位置する地理的特性、南西端の広大な海域を確保する海洋島嶼性、アジア諸国との交易・交流で培ってきた歴史的・文化的特性など、

本県が有する地域特性を生かし、沖縄の発展可能性を引き出すことは、我が国全体の発展につながり、国家戦略としても大きな意義を有していると考えております。

県においては、沖縄21世紀ビジョンで掲げた県民が望む５つの将来像の実現に向けて取り組んでいるところであり、新たな振興計画は、同ビジョンの後期10年に相当するものと位置づけることとしております。新たな振興計画（素案）においては、ＳＤＧｓを取り入れ、県民一人一人をはじめとする社会全体での参画により、社会・経済・環境の３つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、ウイズコロナからアフターコロナの新しい生活様式に適合する安全・安心で幸福が実感できる島を形成し、アジアをはじめ世界との経済のかけ橋となり、県民全ての幸福感を高めるなど、自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目標としております。

同じく１の (3) のイ、知事要請の内容と今後の対応についてお答えいたします。

知事が要請した新たな沖縄振興に係る項目は、１、新たな沖縄振興特別措置法の制定と特別措置の拡充・強化、２、新たな跡地利用推進法の制定と特別措置の拡充・強化、３、沖縄振興開発金融公庫の現行組織の存続と機能の強化であります。その際、国民の理解と共感を得られる形とする必要があるなどの意見をいただきました。県は、いただいた意見等も踏まえ、新たな振興計画 (素案) を取りまとめたところであります。また、先日閣議決定された、いわゆる骨太の方針において、関係各位の御尽力により「これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する」ことが盛り込まれたところです。今後は、知事を先頭に市町村長と一丸となって、国の関係要路へ、新たな沖縄振興に必要な特別措置の実現を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

〇知事公室長（金城　賢君）　１、知事の政治姿勢についての (2) のイ、辺野古新基地建設反対運動と重要土地等調査法についてお答えをいたします。

国会議員の個別の発言についてはコメントを差し控えさせていただきますが、重要土地等調査法については、国民の思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利、財産権などの人権を侵害することのないように運用される必要があると考えております。

同じく１の (4)、本土復帰50年に向けた要請についてお答えをいたします。

去る５月の要請において、加藤官房長官や岸防衛大臣からは、政府間で決定している普天間飛行場の辺野古移設を含め、嘉手納飛行場以南の施設の返還やグアム移転を一日も早く実現させたい、整理縮小に向けて現在決まっていることを着実に進めるなどの発言がありました。

県としては、ＳＡＣＯ最終報告及び統合計画による返還が全て実施されたとしても、沖縄の米軍専用施設面積は全国の69％程度にとどまることから、さらなる基地の整理縮小が必要と考えており、今回の要請をスタートとして、目に見える形で沖縄の過重な基地負担の軽減が図られるよう、日米両政府に対して、積極的に要請を重ねていきたいと考えております。

同じく１の (5)、先島への自衛隊配備についてお答えいたします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって、様々な意見があるものと承知しております。そうした中、去る６月２日に行われた陸上自衛隊保良訓練場への弾薬搬入については、地元自治体及び県に対して事前に十分な情報が共有されなかったことは遺憾であり、県は、陸上自衛隊西部方面隊に対し、より一層丁寧な説明や地元の安心・安全への十分な配慮について求めたところです。尖閣諸島の問題については、両国の冷静かつ平和的な外交によって解決を図ることが重要であると考えております。また、台湾海峡の問題については、先般行われたＧ７サミット（主要国会議）において、台湾海峡の平和及び安定の重要性と両岸問題の平和的な解決の促進等が確認されたものと承知しております。

２、米軍基地問題についての (1) のア、海兵隊が予防着陸としていることについてお答えをいたします。

去る６月２日に発生した津堅島におけるヘリの不時着事故について、米軍は、事故ではなく、事故を未然に防止するための予防着陸であるとしております。

県としましては、今回の事故は本来着陸すべきでない民間地に着陸していること、修理等で離陸までに日数を要していることから、不時着であると認識しております。

同じく２の (1) のイ、沖縄防衛局が飛行自粛等を求

めないことについてお答えをいたします。

今回の事故で県民への直接的な被害は報告されておりませんが、航空機関連事故は一歩間違えば人命、財産に関わる重大な事故につながりかねず、住宅地に近い民間地への不時着は、周辺住民に大きな不安を与えるものであります。このことから県は、事故原因の究明がなされるまで同機種の飛行を中止することなどについて、沖縄防衛局長などに要請したところです。一方で、沖縄防衛局は米側に対し、徹底的な整備点検、安全管理の徹底等を申し入れていますが、米側の予防着陸との説明を踏まえ、飛行の中止は求めておらず、遺憾であります。

同じく２の (1) のウ、県への通報の遅れ及び騒音防止協定の運用の現状と課題についてお答えをいたします。

今回の事故の通報については、沖縄防衛局から県への第一報は、不時着から約３時間後であり、所属や機種などの情報は、マスコミ等で既に報道されているにもかかわらず、不時着から約17時間経過した後でありました。また、事故の発生が午後11時頃であることや普天間飛行場における夜間の航空機の離発着が増加していることから、県としては、航空機騒音規制措置の趣旨がないがしろにされていると考えております。このため、事故発生時の正確な情報を迅速に提供することや同規制措置の厳格な運用を図ること等について、沖縄防衛局や在沖米海兵隊などに対し要請したところです。

同じく２の (2) のア、陸軍貯油施設における事故の状況及び管理体制等について。２の (2) のアと２の (2) のイは関連しますので、一括してお答えをいたします。

米側の説明によると、去る６月10日に、既に使用を中止した地上の貯水槽の蓋が劣化し雨水が流入したことにより、ＰＦＯＳ等を含む水が基地外の排水溝に漏出したことが判明したとのことです。ＰＦＯＳ等については、日米で問題視される中、事故が発生したことは、日々の管理体制に疑念を抱かざるを得ず、県民に大きな不安を与えるもので、大変遺憾であります。また、米軍が事故を覚知してから県に通報があったのは、丸１日以上経過した後であり、危機管理の観点から通報体制は不十分であったと言わざるを得ません。そのため、県は事故原因の詳細について早期に公表し、実効性のある再発防止策を徹底すること等について、沖縄防衛局や在沖米陸軍等に要請したところです。

同じく２の (3)、普天間飛行場の外来機、夜間訓練についてお答えをいたします。

沖縄防衛局の調査によると、令和２年度の普天間飛行場の外来機の離発着回数は2590回で、前年度に比べ186回減少しておりますが、平成30年度と比べた場合は、834回の大幅な増加となっております。また、令和２年度の22時以降翌朝６時までの全機種の離発着回数は356回で、前年度と比べ87回の増加となっております。普天間飛行場では、所属機の県外への移駐や訓練移転が実施されておりますが、県外移駐したＫＣ130が沖縄に戻って訓練を行うなど、県としては、必ずしも基地負担の軽減にはつながっていないものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (7)、子供の貧困の課題についてお答えいたします。

本県の子供の貧困率が高い背景には、県民所得が低いことや子育てと生計維持を一人で担うひとり親の出現率が高いことなど、様々な要因が考えられます。若年出産については、経済的に厳しい状況にある場合も多いなど、早期の支援が重要です。そのため県では、若年母子やひとり親家庭を含む全ての親子を妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する母子健康包括支援センターの設置促進や若年妊産婦の居場所の設置に取り組んでおり、引き続き市町村と連携してまいります。

次に４の (3) のア、医療的ケア児の数と公的支援についてお答えいたします。

医療的ケア児は、令和２年４月時点で275人となっており、身近な地域で適切な支援が受けられるための体制整備が課題と考えております。このため、県では、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係分野が連携する協議の場を設置したところであり、各市町村にも同会議の設置を働きかけているところです。また、医療的ケア児を支援するコーディネーター養成研修や、受入れ事業所を拡大するために医療機器等の購入費用を支援するレスパイトケア推進事業等を実施しております。

同じく４の (3) のイ、医療的ケア児支援法成立後の県の取組方針についてお答えいたします。

同法は、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止に資し、もって安心して子供を生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としております。

県としましては、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えるという理念の下、市町村、関

係機関と連携して、医療的ケア児及びその家族等の相談支援や、情報の提供、広報啓発、人材育成の充実等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (7)、米軍基地を英語教育に活用することについてお答えします。

基地内の学校を本県の児童生徒が訪問し、授業体験やスポーツを通した交流を行っている事例があります。また、在沖米国総領事館には、県教育委員会の英語立県沖縄推進戦略事業における委員として、県の施策の推進に協力をいただいております。

県教育委員会としましては、引き続き、英語力及び国際性を身につけたグローバル人材の育成に取り組んでまいります。

次に４、児童福祉、医療、保育行政についての御質問の中の (3) のウ、医療的ケア児の県立高校への入学等についてお答えします。

県立高等学校においては、これまで、看護師等の配置を要しない医療的ケア児の入学が２人確認されております。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の成立により、医療的ケア児の高等学校での学びの環境整備が一層促進されるものと考えております。

県教育委員会としましては、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組んでまいります。

次に３、教育行政についての御質問の中の (1) のア、臨時休校の影響と学習機会の保障についてお答えします。

休校期間中、各学校においては、事前に学習課題を配付したり、オンラインを活用するなど、学習支援を行ってまいりました。学校再開後は、休校中の学習内容の重点化を図るとともに、補習授業等を行い、学び残しがないよう取り組んでまいります。また、授業時数の確保のため、学校の実情に応じて、年間指導計画の見直し等を検討しているところであります。

県教育委員会としましては、コロナ禍にあっても、学習の遅れが生じないよう支援に努めてまいります。

同じく５の (1) のイ、分散登校の実施基準や市町村教育委員会との連携等についてお答えします。

県教育委員会では、地域の感染レベルに応じ、学校の対応を定めたガイドラインを作成しております。これまで可能な限り、一斉臨時休校を行わず、教育活動を継続してまいりましたが、今回は医療提供機関の逼迫による危機的な状況であったことから、県立学校の臨時休校はやむを得ないと判断したところであります。なお、休校に当たっては、事前に市町村へその旨連絡しております。また休校期間中は、市町村教育委員会に対し、関係部局と連携し、子供の居場所づくりに配慮するよう依頼しております。

県教育委員会としましては、引き続き学校や市町村教育委員会との連携を図り、適切に対応に努めてまいります。

同じく５の (2)、部活動実態調査についてお答えします。

今年１月、県立高校運動部員の自死事案を受け実施した部活動実態調査では、体罰・ハラスメントの解決について、学校や生徒等の受け止め方に大きな差があることや、２割の部員が指導者と信頼関係が構築されていない状況などが確認されました。

県教育委員会としましては、今回の事案を重く受け止め、今後このようなことが二度と起こらないよう、指導者の人権意識の高揚、生徒と指導者の信頼関係の構築など、望ましい部活動の指導体制づくりに全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　２、米軍基地問題についての御質問の中の (2) のウ、基地立入りに係る運用上の問題についてお答えします。

県が６月12日に行った陸軍貯油施設周辺のＰＦＯＳ等調査では、基地内からの排水は確認できなかったことから、貯水槽内のＰＦＯＳ等の濃度を把握する必要があると考えております。そのため、去る６月17日に沖縄防衛局を通じて、米軍に対し環境補足協定に基づく立入り申請を行ったところであります。

同じく (2) のエ、天願川で採取した水の検査結果についてお答えします。

県は、事故の通報があった翌日の６月12日に、基地周辺の水路３地点及び天願川の２地点で採水を行っております。検査の結果、天願川で１リットル当たり40から44ナノグラムのＰＦＯＳ等が検出されており、国の定める河川等の暫定的な指針値である１リットル当たり50ナノグラムを下回っておりました。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　３、新型コロナウイルス感染拡大に伴う県経済への影響と対策に関する沖縄県の経済対策基本方針についての御質問の中の(1)、現状認識と課題についてお答えいたします。

本県経済は、数次にわたる緊急事態宣言等に伴う行動抑制により、需要が減少したため、宿泊・サービス業、飲食・小売業、交通運輸業など、あらゆる業種で多大な影響を受けております。経済回復に向けては、ワクチン接種の推進をアクセルとして、１、行動抑制下でも経済の下支えに資する需要回復・拡大が必要であること、２、新しい生活様式に対応したビジネスモデルへの転換が必要なことなどが課題であると考えております。

同じく３の(2)、事業の継続や雇用の維持に関する施策概要についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県の経済対策基本方針に基づき、事業の継続や雇用の維持に必要な対策を優先的に講じてきました。事業の継続については、昨年度の実質無利子等の融資に加え、今年度は経営改善に取り組むための融資制度を創設し、九州で唯一、利子補給事業にも取り組むこととしております。また、雇用の維持については、雇用調整助成金の活用促進や、全国でも４県のみが実施する県独自の上乗せ助成のほか、企業間の人材マッチングによる出向等の促進に取り組んでおります。

同じく３の(3)、経営支援、需要喚起に関する施策の概要についてお答えいたします。

感染症流行による経済的影響に伴う経営支援については、観光関連事業者等をはじめとした幅広い事業者を対象とする支援金の支給や、サポート窓口を設置し各種支援金の活用を促進しております。また、域内経済を循環させ需要を喚起する取組として、ハピ・トク沖縄クーポンの発行やＥコマースに係る送料支援を通じた県外向け県産品販売促進支援、県産品消費促進キャンペーン、学校給食等への県産品提供に対する支援等を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　４、児童福祉、医療、保育行政についての御質問の中の(1)のアとイ、こども医療費助成制度について。４の(1)のアと４の(1)のイは関連しますので、一括してお答えします。

医療費の窓口負担を理由とする受診控えにつきましては、平成30年10月に未就学児への現物給付を実施した際、実施後１年間の医療費助成額が、実施前と比べ約13％増加しており、このことから受診しやすい環境が整えられているものと考えられ、今回の制度拡充においても同様の改善が見込まれるものと考えております。また、拡充に当たり必要となる事業費は、令和元年度に行った試算で、約11億5000万円増の約28億5000万円を見込んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあることから、直近の実績も勘案し、必要な予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　山里将雄君。

〔山里将雄君登壇〕

○山里　将雄君　皆さん、こんにちは。

てぃーだ平和ネット、山里でございます。

新会派てぃーだ平和ネット、２番手の代表質問をさせていただきます。

１、辺野古新基地建設問題について。

(1)、辺野古設計変更承認申請の審査の状況について伺う。

(2)、設計変更承認申請に係る名護市長意見を渡具知名護市長は、市長としての意見は存在しないとして提出しなかった。軟弱地盤の問題に全く触れず、作業ヤードの埋立て取りやめに異議はないとするたった３行の意見を名護市議会12月定例会で否決された結果、議会の承認を得る見込みが立たないことを理由に提出しなかったが、辺野古新基地問題を抱える地元市長として無責任と言わざるを得ない。名護市長が意見を出さなかったことについて、知事の見解を伺う。

(3)、美謝川の切替えについて。

ア、美謝川は法定外公共物であり、切替え工事を行うためには、名護市法定外公共物管理条例に基づき、名護市との協議が必要である。これまでは名護市、防衛局ともにその認識で協議は必要としてきた。防衛局は後に取下げはしたものの、2014年に名護市に対して、美謝川の既設河道埋立てに伴う美謝川切替えについての協議書を提出している。ところが、今年４月21日に、辺野古ダムにおける洪水吐きの付け替え工事及びそれに接続する水路整備工事の実施に伴う手続等についてと名護市に照会し、名護市も５月６日に、法定外公共物管理条例の適用はありませんと回答した。防衛局は、埋立承認願書や環境監視委員会資料でも、美謝川の切替えと明記している。それを今回名護市とともに、これは単なる水路であり美謝川ではないとしているのである。従来の対応と矛盾するものであり、辺野古新基地建設を進めたい防衛局と名護市が無理やり美謝川の位置づけと条例解釈をねじ曲げたものであり到底受け入れられない。沖縄県の見解を伺う。

イ、防衛局が美謝川の切替え工事に向け、県の林地開発行為実施要綱に基づく林地開発協議書を県に提出したと主張していることについて、県の認識と違うと報道されたが、その後の経緯について伺う。また協議書がいまだ提出されていないのなら、県としてどのように対応するか伺う。

２、本部塩川港のベルトコンベヤー設置許可について。

昨年１月に辺野古新基地建設の埋立土砂海上輸送に使用している本部塩川港で、ベルトコンベヤーの設置申請が県に提出されたが県は許可をしていなかった。しかし、今年３月末に４月分を許可し、強い抗議のある中、５月、６月についても許可している。

次のことについて伺う。

(1)、知事が辺野古新基地建設反対を訴えながら埋立てを加速するベルトコンベヤーの設置を許可した理由について伺う。

(2)、辺野古新基地建設工事の中止を求める県として、今回の設置許可の影響をどのように捉えているか伺う。

(3)、3000平方メートルもの荷さばき地を常時囲い込み、特定の業者に独占的に使用させることは、県港湾管理条例の港湾施設使用許可基準に抵触するとの指摘もあるがいかがか伺う。

(4)、県では辺野古埋立変更承認申請の審査中だが、審査の結果不承認となった場合、辺野古新基地の建設工事はできず、塩川からの土砂搬出の必要もなくなると思うが、ベルトコンベヤーの設置はその場合でも許可するのか伺う。

３、大浦湾の環境保護について。

(1)、防衛省有識者会議の一部の委員が、沖縄のジュゴンは2019年に絶滅したと英科学誌に投稿したとの報道があった。これは環境省の調査結果や国際自然保護連合の見解と違うとされる。辺野古の新基地建設で環境対策を助言する有識者会議で、ジュゴンは絶滅したとの認識の下、環境対策が議論されているのではないか。県の見解を伺う。

(2)、大浦湾の自然環境は、ジュゴンをはじめ生物多様性の面で、他に類を見ない貴重なものである。沖縄県として大浦湾の自然の重要性を積極的に県民及び県外、国外に発信していくことが必要ではないか。県の考えを伺う。

４、新型コロナ感染対策について。

(1)、終息がなかなか見えないコロナ禍で早急なワクチンの接種が望まれている。沖縄県内におけるワクチン接種の進捗状況と今後の見通しを伺う。

(2)、高齢者へのワクチン接種の促進を目的に、県が設置した広域ワクチン接種センターの接種が６月15日に沖縄コンベンションセンター会場で始まった。予約、接種の状況、今後の接種予定を伺う。

(3)、高齢者の接種が一通り終了した後、一般の接種も始まっていくことになると思うが、広域接種センターで一般接種も行うのか伺う。

(4)、伝染のおそれのある疾病の発生や流行を予防するために定められている予防接種法において、ワクチン接種の実施主体は市町村、県が協力と規定されている。改正予防接種法では、新型コロナワクチン接種を臨時接種の特例と位置づけているが、コロナワクチン接種における県と市町村の役割について伺う。また県の広域接種センターの接種は、改正予防接種法の規定の中でどのように整理されているか伺う。

(5)、ワクチン接種対象が1000人を超える企業や大学を対象に６月８日に申請が始まった職域接種だが、沖縄県内では打ち手や会場の確保、費用の問題等で出足は鈍いとのことだが現在の状況はどうか。また、促進に向けた県の対応を伺う。

(6)、県内で従来型から変異株Ｎ501Ｙにほぼ置き換わっている状況であり感染拡大の一因とも言われているが、さらに国内では新たにインド型変異株の感染が広がりつつある。沖縄県内でも感染拡大が懸念されるがインド株の特徴と拡大防止対策について伺う。

５、高齢者医療費２割負担について。

一定の収入のある75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を１割から２割に引き上げる医療制度改革関連法案が成立した。現役世代の保険料負担を軽減する狙いがあるとのことだが、高齢者の受診控えなどが懸念されている。法案に対する県の見解と引き上げによる沖縄県内高齢者への影響について伺う。

６、沖縄・奄美の世界遺産登録について。

環境省は今年５月10日、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島について、世界遺産諮問委員会である国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）が世界自然遺産登録を勧告したと発表した。ＩＵＣＮは国際的にも希少な固有種に代表される生物保全上重要な地域と高く評価している。正式決定までの今後のプロセスを伺う。また、登録を機に沖縄の豊かな自然はこれまで以上に注目され、沖縄観光の発展に大きく貢献するものと期待される。県の見解を伺う。

７、北部中高一貫校の開校について。

県立名護高校に新たな県立中学校を併設する北部中高一貫校については開校に向けて準備が進んでいる。中高一貫校の開校は、基幹病院とともにヤンバル住民

が切望してきたものであり、早い開校が待たれている。

以下について伺う。

(1)、北部中高一貫校開校に向けた現在の準備状況を伺う。

(2)、開校予定と今後のスケジュールを伺う。

(3)、６月18日までの期限で名護高校に併設される中学校の学校名称が公募されたが、現在の応募数・審査方法・決定時期等、公募の概要を伺う。

８、北部テーマパーク事業について。

大自然をテーマとして新しいテーマパークが名護市と今帰仁村にまたがり計画されている。着工は2022年４月頃、開園は2024年から2025年初旬とのことだが、事業の現在の状況について伺う。

９、国指定重要文化財・津嘉山酒造所の修復について。

６月５日に名護市大中にある国指定重要文化財・津嘉山酒造所の塀に自動車がぶつかる事故で一部が破損した。津嘉山酒造所は戦前からの沖縄の伝統的な酒造所の姿を残しており、2009年に国の重要文化財に指定された貴重な施設である。事故後、名護市教育委員会、県教育庁文化財課が調査し、早速国を含めて修復に向けた協議を進めるとのことである。一日も早い修復が待たれるが、今後どのように進められるか伺います。

皆さん、津嘉山酒造所、御存じですか。國華という酒を作っているところがこの津嘉山酒造所です。ぜひ一度、飲んでいただきたいと思います。

以上、質問とします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　山里将雄議員の御質問にお答えいたします。

大浦湾の環境保護についての御質問の中の３の(1)、ジュゴンは絶滅したという論文と環境省との調査結果の違いについてお答えいたします。

報道のあった論文には、予測手法を用いた結果、沖縄島周辺のジュゴンは2019年に絶滅したと記載されております。これに対して、県及び環境省が2020年６月から今年１月にかけて実施した調査では、古宇利島、屋我地島、伊是名島、伊良部島、西表島などの周辺海域で、ジュゴンのはみ跡が確認されており、ジュゴンは生息していると考えております。

次に、新型コロナ感染対策についての御質問の中の４の(2)、広域ワクチン接種センターについてお答えいたします。

沖縄県では、市町村における高齢者向けのワクチン接種を補完するため、市町村と連携し、広域ワクチン接種センター２か所で接種を開始したところです。６月23日現在、広域ワクチン接種センターにおける６月30日までの予約件数は、予約枠１万3610件に対し、１万899件、予約率80.1％で、そのうち、3619件が接種済みとなっております。

沖縄県としましては、市町村における接種が円滑に進むよう支援し、沖縄県全体のワクチン接種を加速化するため、広域ワクチン接種センターを増設するとともに、加速化計画を策定し、エッセンシャルワーカー等への接種を積極的に推進してまいります。なお、国が進めている職域接種につきましても、業界団体と連携して、促進してまいります。

次に、北部中高一貫校の開校についての御質問の中の７の(1)と(2)、開校に向けた準備状況等についてお答えいたします。７(1)と７(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

北部地域への中高一貫教育校の設置につきましては、人材育成及び教育環境の整備等の観点から推進してきたところであり、教育委員会において、名護高校への併設や北部地区に根差した特色ある教育活動の推進などの設置基本方針を策定しております。今年度は、校名の選定や設置条例の提案などを予定しており、引き続き令和５年度の開校に向けて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　１、辺野古新基地建設問題について(1)、変更承認申請書の審査状況についてお答えいたします。

県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、関係機関からの意見等も踏まえ、３次にわたり質問等を行い、提出された回答を確認してきたところであります。沖縄防衛局からの回答を踏まえ、県では、環境保全及び災害防止への配慮について、より詳細に確認するため、ジュゴンへの影響や地盤の力学的調査の必要性等、２項目９件の質問を去る16日付で行ったところであります。

県としては、沖縄防衛局からの回答を詳細に確認し、厳正に審査してまいります。

同じく１の(2)、変更承認申請書に係る名護市長意見についてお答えいたします。

県では、公有水面埋立法第13条の２第１項において準用する同法第３条第１項の規定に基づき、令和３

年３月26日を期限として、名護市長に意見照会を行ったところであります。期限までに意見が提出されなかったことについては、名護市長の判断によるものと考えております。

同じく１の (3) のア、美謝川の位置づけと名護市法定外公共物管理条例の解釈についてお答えいたします。

県は、切替え工事が必要となる美謝川について、名護市法定外公共物管理条例に基づき、名護市において管理されているものと認識しております。美謝川の位置づけと条例の解釈については、名護市が同条例に基づき判断されたものと理解しております。

次に２、本部塩川港のベルトコンベヤー設置許可について (1) と (2)、シップローダ設置許可の理由及び影響についてお答えいたします。２の (1) と２の (2) は関連しますので、一括してお答えします。

港湾施設の使用許可については、港湾関係法令上、公物管理の観点から支障を来すおそれが高い場合を除き、許可することが適当とされ、他法令の手続との整合性、特定の仕向港、仕出港であることを理由に不許可にすることは、港湾法の不平等取扱禁止に抵触することとなります。今回の設置許可については、港湾関係法令等に基づき、環境を悪化させるおそれがないことなど、適正に審査し、使用許可を行ったものと考えております。シップローダ設置による土砂搬出の影響については、稼働日数や稼働時間を勘案する必要があることから、現時点では把握することは困難であります。

同じく２の (3)、荷さばき地の使用についてお答えいたします。

今回の港湾施設用地使用許可によって、申請者だけが港湾を利用できる状況になるということはなく、申請者以外の利用者は他の岸壁や荷さばき地を利用できる状況であり、特定の業者だけに独占的な使用を認めた不平等な取扱いには該当しないと考えております。

同じく２の (4)、埋立承認申請が不承認となった場合のシップローダ設置許可の取扱いについてお答えいたします。

港湾施設の使用許可に当たっては、港湾関係法令等に基づき適正に処理することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　１、辺野古新基地建設問題についての (3) のイ、美謝川切替え工事に係る林地開発協議の現在の状況についてお答えします。

林地開発協議書については、令和３年５月24日付で北部農林水産振興センターに届けられており、現在、協議書の内容確認を行っているところであります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　３、大浦湾の環境保護についての御質問の中の (2)、大浦湾の自然の重要性に関する発信についてお答えします。

大浦湾については、県は自然環境の厳正な保護を図る区域及び自然環境の保護・保全を図る区域と評価しており、環境省の重要湿地にも選定されております。また、沖縄防衛局の調査でも、絶滅危惧種262種を含む5300種以上の生物が確認されるなど、生物多様性に富んだ貴重な海域であります。平成30年には、大浦湾の自然環境の貴重さをテーマとしたシンポジウムが開催されており、今年度中に２度目の開催が予定されております。

次に６、沖縄・奄美の世界遺産登録についての御質問の中の (1)、正式決定までのプロセス及び沖縄観光への期待についてお答えいたします。

世界自然遺産の登録については、去る５月10日に諮問機関であるＩＵＣＮがユネスコに対して、沖縄・奄美を世界遺産に登録するよう勧告したところであり、７月に行われるユネスコ世界遺産委員会で正式に決定される予定となっております。

県では、国や地元と協力し、沖縄島北部及び西表島の両地域で自然を損なうことなく持続的な観光を実現するための観光管理計画を策定しており、同計画に基づき環境保全と観光振興による地域活性化の両立を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　４、新型コロナ感染対策についての御質問の中の (1)、ワクチン接種の進捗状況と今後の見通しについてお答えいたします。

６月22日時点での県内におけるワクチン接種率は、全年代では１回目が10.66％、２回目が3.94％となっており、65歳以上の高齢者では１回目が43.86％、２回目が16.49％となっております。現在、各市町村では希望する高齢者のワクチン接種を７月末までに完了するよう取り組んでおります。

今後、各市町村における接種が円滑に進むよう、県としましても積極的に支援するとともに、県で設置した広域ワクチン接種センターでの接種を促進してまい

ります。

同じく４の (3)、広域ワクチン接種センターでの一般接種についてお答えいたします。

広域ワクチン接種センターにおける今後の予定については、高齢者接種の進捗状況を踏まえ、エッセンシャルワーカーや一般接種を含め、市町村と調整の上、さらに加速ができるよう取り組んでまいります。

同じく４の (4)、ワクチン接種における県と市町村の役割等についてお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種は、予防接種法第６条第１項に基づく臨時接種とされており、実施主体は市町村で、国が主導的な役割を果たし、都道府県は広域的な視点で市町村を支援することとなっています。また、県が大規模接種会場を設置する場合には、予防接種法に基づく接種として、実施主体である各市町村と医療機関との間で締結された集合契約に基づき行われるものと位置づけられております。県は、会場の確保、医療団体との調整・協力等といった役割を果たすことになります。

同じく４の (5)、職域接種の状況と県の対応についてお答えいたします。

国の取組において、職域接種の申請が開始されておりますが、接種費用については国の負担とされているところです。一方、接種会場や医療従事者の確保、運営は各企業等の責任で行うこととなっています。沖縄県では、６月23日現在で38件の申請があり、うち17件が国の承認を受けています。

県としましては、県全体のワクチン接種を加速化させるため、関係団体と連携し職域接種を促進してまいります。

同じく４の (6)、インド株の特徴と拡大防止対策についてお答えいたします。

インドで最初に確認された変異ウイルスは、現在デルタ株と呼ばれており、従来株に比べ感染性が高いことやワクチンの効果を弱める可能性があると言われております。また県では行政検査及び那覇空港や３か所の離島空港等で実施されているＰＣＲ検査で陽性となった検体について、デルタ株のスクリーニング検査を実施しておりますが、本日の衛生環境研究所での検査において２名のデルタ株が確認されました。この２名は現在入院治療中です。なお、保健所の積極的疫学調査では、今のところ感染の広がりは認められておりません。

次に５、高齢者医療費２割負担についての御質問の中の (1)、後期高齢者の窓口負担の引上げについてお答えいたします。

今回の見直しにつきましては、後期高齢者医療制度における現役世代の負担軽減を図ることを目的に行われたものと認識しております。また、国の資料によりますと、対象となる沖縄県の被保険者数は約２万2000人、全体に占める割合は15.2％と試算されており、見直しによる窓口負担の増に伴う受診控えなどが懸念されます。

県としましては、引き続き全国知事会を通し、必要な医療への受診抑制につながることがないよう要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　７、北部中高一貫校の開校についての御質問の中の (3)、校名募集についてお答えいたします。

５月17日から６月18日までの間、名護高校に併設する県立中学校について、「生徒が誇りと希望を持ち、県民に親しまれ、地域に愛される校名」を募集したところ、145件の応募がありました。今後は、校名検討委員会を経て県教育委員会会議において決定し、来年２月に設置条例を提案する予定となっております。

次に９、国指定重要文化財・津嘉山酒造所の修復についてお答えいたします。

国指定重要文化財・津嘉山酒造所施設の塀の毀損につきましては、去る６月７日に名護市教育委員会から報告を受け、翌８日には県の担当者が現場確認を行っております。文化庁へは毀損届を提出済みであり、壊れた瓦礫は、再利用のため保管するよう指導を受けております。修復に当たっては、元の状態を再現できるよう、工法について文化庁の指導の下、進める必要があります。できるだけ早期に修復できるよう引き続き調整してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　８、北部テーマパーク事業についての (1)、事業の現状についてお答えいたします。

民間事業者が進める沖縄北部テーマパーク事業では、今帰仁村と名護市にまたがる既存のゴルフ場を活用し、亜熱帯沖縄の魅力ある自然環境を生かしたテーマパークへの再整備が計画されております。現在、環境影響評価条例に基づく準備書の縦覧手続が進められているところであります。

なお、事業者に確認したところ、環境影響評価手続に加え、都市計画法に基づく開発許可手続等を経て事業計画を進めるため、現時点で具体的な着工の時期などは定まっていないと聞いております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　山里将雄君。

○山里　将雄君　先ほどコロナのデルタ株が２件発生したということを初めて聞きまして、ちょっと大変だなと思うんですけれども、時間がないのでこの件については後の同会派の一般質問に委ねたいと思います。

再質問は、２の本部塩川港ベルトコンベヤーの設置許可について、この件について少しお伺いをしたいと思います。

先ほど、今回許可した理由といいますか、それは環境を悪化させることがないというふうに判断したからと。要するに、赤土を伴う濁水が流れないと判断したからだと、そういう答弁だったと思うんですけれども、これは本当に濁水が流れていないのか。皆さん、確認しているんでしょうか。最近の大雨で濁水が流れ込んでいるという抗議、市民の皆さんが指摘しているんですけれども、その辺はちゃんと確認しているんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

最近の大雨が降っている状況がございますけれども、北部土木事務所におきまして６月14日、６月17日の２回、現場確認を行っております。事業者立会いの下で濁水処理プラントの貯留水の濁度を測定しており、その処理水については排出基準以下であることを確認をしております。

県としては、引き続き濁水対策が適切に講じられているか監視を行ってまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　山里将雄君。

○山里　将雄君　じゃ今後また確認をするということで、それが不十分だと、濁水対策が不十分だと、赤土が流れているということが確認されたら許可を取り消すということでよろしいんですね。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

県は港湾施設の使用許可に当たりまして、沖縄県港湾管理条例の第７条第２項に基づき、条件に違反した場合は許可を取り消すことがあり得る旨を記載をしております。

ただ、取消しにつきましては、個別具体の事案より判断するものと考えておりますので、改善の指示に従わない場合や使用許可時の条件に違反する場合において、使用許可の取消しについて検討していくものと認識をしております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　山里将雄君。

○山里　将雄君　そうなった場合にはぜひ取り消してもらいたいと思います。

それでは、もう時間ないので――昨日の新聞に載っていました。本当にえっと思ってあきれたんですけれども、今回使用料が840万円も安くなると。許可して便宜を図った上に840万も安くする。これは抗議する市民や県民感情からして、とても納得できるものではないと思うんですけれども、なぜわざわざ使用料が安くなる港湾施設用地に変えて許可する必要があったのか。その辺をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時34分休憩

午後３時34分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えをいたします。

今回の港湾施設用地の許可でございますけれども、容易に移動、撤去できない構造物、要するにシップローダを今回設置するというところで、港湾施設用地の許可を行っているところでございます。使用料の算定につきましては、従来のダンプトラックが使用する場合の荷さばき地の使用と、一方で、今回の固定物を設置するという場合の算定方法につきまして、違いがございます。この荷さばき地の使用料につきましては、使用料のほうが１平米当たりの金額が固定5.5円、あるいは11円というふうに、固定された使用料になっておりますけれども、一方で、港湾施設用地の使用の場合には、付近の隣接地の評価額というところで算定をしますので、この評価額を用いることによって金額が左右されると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　山里将雄君。

○山里　将雄君　まだいろいろ聞きたいんですけれども、時間がないので最後に知事。

かつて稲嶺前名護市長は、市長としてのあらゆる権限を行使して辺野古を止めるとして、美謝川の切替えを許可しないとしていました。知事も毅然と辺野古新基地建設を止めるために、踏み込んだ判断が必要ではないでしょうか。ぜひ知事に辺野古を止めるという強い信念を貫いていただいて、７月以降の許可について懸命な御判断をいただけるようにお願いをして終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺　昇君）　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時36分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　國　仲　昌　二

会議録署名議員　金　城　　勉

令和３年６月25日

令和３年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第４号）

令和３年
第 ４ 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）**

令和３年６月 25 日（金曜日）午前 10 時開議

議　事　日　程　第４号

令和３年６月25日（金曜日）

午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（48名）

議長	赤嶺　昇　君	23番	仲村家治　君
副議長	仲田弘毅　君	24番	仲宗根悟　君
1番	新垣光栄　君	25番	仲村未央　さん
2番	翁長雄治　君	26番	玉城武光　君
3番	喜友名智子　さん	27番	比嘉瑞己　君
4番	島袋恵祐　君	28番	当山勝利　君
5番	玉城健一郎　君	29番	照屋大河　君
6番	大城憲幸　君	30番	山内末子　さん
7番	上原章　君	31番	西銘啓史郎　君
8番	小渡良太郎　君	32番	座波一　君
9番	新垣淑豊　君	33番	大浜一郎　君
10番	島尻忠明　君	34番	呉屋宏　君
11番	仲里全孝　君	35番	花城大輔　君
12番	平良昭一　君	36番	又吉清義　君
13番	次呂久成崇　君	38番	崎山嗣幸　君
14番	國仲昌二　君	39番	玉城ノブ子　さん
15番	瀬長美佐雄　君	40番	西銘純恵　さん
16番	山里将雄　君	41番	渡久地修　君
17番	上里善清　君	42番	瑞慶覧功　君
18番	當間盛夫　君	43番	比嘉京子　さん
19番	金城勉　君	44番	末松文信　君
20番	新垣新　君	45番	島袋大　君
21番	下地康教　君	46番	中川京貴　君
22番	石原朝子　さん	47番	照屋守之　君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー　君	知事公室長	金城賢　君
副知事	謝花喜一郎　君	総務部長	池田竹州　君
副知事	照屋義実　君	企画部長	宮城力　君
政策調整監	島袋芳敬　君	環境部長	松田了　君

子ども生活福祉部長	名渡山　晶子　さん	知事公室秘書防災統括監	平敷　達也　君
保健医療部長	大城　玲子　さん	総務部財政統括監	平田　正志　君
農林水産部長	崎原　盛光　君	教育長	金城　弘昌　君
商工労働部長	嘉数　登　君	警察本部長	日下　真一　君
文化観光スポーツ部長	宮城　嗣吉　君	労働委員会事務局長	山城　貴子　さん
土木建築部長	島袋　善明　君	人事委員会事務局長	大城　直人　君
企業局長	棚原　憲実　君	代表監査委員	安慶名　均　君
病院事業局長	我那覇　仁　君		
会計管理者	大城　博　君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光　君	課長補佐	城間　旬　君
次長	上原貴志　君	主幹	宮城　亮　君
議事課長	佐久田　隆　君	主査	親富祖　満　君

○議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城　ノブ子さん　おはようございます。

日本共産党の玉城ノブ子でございます。

日本共産党沖縄県議団を代表いたしまして質問を行います。

１、新型コロナから県民の命と暮らし、医療、教育を守ることについて。

新型コロナ感染症から県民の命を守るために必死に奮闘されている医療機関、保健所、県コロナ対策本部等の関係機関と全ての関係者の皆さんに心からの敬意を表します。

医療機関や関係機関の必死の奮闘にもかかわらず、感染拡大が続いています。今、感染拡大を食い止める緊急の対策が求められております。新型コロナ感染拡大対策を強力に実施することを求め、以下の点について伺います。

(1)、ワクチン接種を安全で迅速に推進し、拡大することについて。

希望する県民が、安全で迅速なワクチン接種を受ける体制を確立するための対策が求められております。県の広域接種センター等のワクチン接種への取組と市町村への支援など、今後の計画と対策について伺います。

(2)、ＰＣＲ検査の拡充体制の強化、支援の拡大について。

ア、感染拡大を防止するために、検査と医療を抜本的に拡充すべきであります。感染が急増するリスクのある地域や業種に面の検査を行い、無症状の感染者を発見、保護することが必要です。検査、保護、追跡の取組を国と連携し、抜本的に強化することについて伺います。

イ、国に先駆けて県が実施してきた医療機関、介護施設、保育所、障害者施設などでの県独自のＰＣＲの定期検査を学校、学童保育等へ拡大していくことについて伺います。

ウ、学校等の各種大会などは、関係者の事前のＰＣＲ検査等を実施すべきであります。見解を伺います。

エ、保健所、県コロナ対策本部の体制強化を行うために、さらに緊急増員すべきであります。見解を伺います。

オ、島嶼県である沖縄では、空港と港での水際対策が特に重要です。国の責任で出発地での事前のＰＣＲ等検査を実施することを求めるべきであります。県の対応を伺います。

カ、地域医療を支える全ての病院・診療所に減収補塡を行い、コロナ患者を受け入れてきた病院、受診抑制などで医業収入が減少した全ての病院・診療所に減収補塡を国に求めるとともに、県としての支援を強化すべきであります。県の対応を伺います。

(3)、労働者や困窮している市民、県民の支援について。

ア、県はコロナ禍で大きな影響を受けている県民や中小業者への支援を実施してきましたが、これまでの取組と今後の困窮者への支援、事業者への支援について伺います。

イ、国の月次支援金制度とそれに上乗せする県の支援制度は、観光関連事業者だけではなく、幅広い事業

者が対象となることが知られていないのではないでしょうか。県の観光関連事業等応援プロジェクトと合わせて、対象となる全ての事業者に周知徹底し給付すべきであります。県の取組について伺います。

ウ、持続化給付金、家賃支援給付金を再度実施するよう国に求めるべきであります。見解を伺います。

エ、子ども食堂や学習支援など、子供の居場所づくりやひとり親世帯への支援を強化するよう求めます。見解を伺います。

オ、コロナ禍で生活に困窮している世帯への一律10万円の給付を直ちに実施すること、住宅確保給付金、生活福祉資金の特例貸付けの支援の延長、拡大、給付への切替えなど、コロナ禍で仕事や収入が減り、生活に困窮している人たちへの支援を拡充するよう国に強く求めるべきであります。見解を伺います。

カ、消費税を緊急に５％に引き下げるべきです。経営困難な中小業者に、19年度、20年度分の消費税の納税を免除することを国に要求すべきであります。見解を伺います。

(4)、米軍基地のコロナ対策について。

日米地位協定を抜本的に改定し、米軍にも検疫法等の国内法を適用するように国に求めるべきであります。見解を伺います。

２、沖縄戦跡国定公園の保全について。

慰霊の日の６月23日、糸満市摩文仁の平和祈念公園で沖縄全戦没者追悼式が開かれ、私は、沖縄戦の実相と教訓を伝え続け、基地のない平和で豊かな沖縄を目指す決意を新たにいたしました。

沖縄戦は、20万人以上が死亡し、最後の激戦地となった糸満市は、住民９万4000人が犠牲となりました。糸満市の戦災調査では、440世帯の約1200人が一家全滅となっています。私の母方の叔母の家族も一家全滅でした。当時16歳の一人息子を戦争で亡くし、叔母は、あの子を帰してちょうだいと毎日泣き崩れていました。その遺骨は戻ってきておりません。

私は戦後に生まれ、父や母の、ナーイクサーナランドー ナーイクサーナランシガ、悲しみが込められたこの訴えを聞いて育ってきました。再び戦争の悲劇を繰り返させてはなりません。県民の譲ることのできない心情です。

ところが政府は、県民の反対を押し切り、辺野古新基地建設を強行し続けています。新基地建設に使う土砂の７割以上を沖縄戦最後の激戦地となったこの糸満市、八重瀬町から搬出するということは、断じて容認できることではありません。

以下質問をいたします。

(1)、戦没者の血が染み込み、遺骨が眠る土砂を辺野古新基地建設のための埋立てに使用することは許されません。県は毅然として対処すべきであります。知事の見解を伺います。また、戦跡としては唯一の国定公園である沖縄戦跡国定公園について、特別地域区域の見直しや、保護・保全していくための県条例を制定すべきであります。見解を伺います。

３、ジェンダー平等について。

ジェンダー平等社会をどのように実現するか、誰もが尊厳を持って自分らしく生きられる社会を取り組んでいくか、今問われております。あらゆる分野で真のジェンダー平等を実現していくために、以下の点について伺います。

(1)、沖縄県の性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）について。

ア、宣言の中に、「性の多様性を尊重するということは、全ての人の命を大切にし、共に生きやすい社会を目指すことです。それはすなわち、私たちが、そして次代を担う子どもたちが、夢や希望を持って健やかに生きられる社会を創ることに繋がります」とあります。性の多様性宣言をどのように実現していくのか、県の今後の取組について伺います。

イ、世界80か国が性的少数者に関する差別を禁止する法律を整備しているとされております。日本においても差別を許さない法律の制定が必要です。見解を伺います。

(2)、女性の社会参加を促進するためにも、県の管理職や審議会などへも積極的に登用すべきであります。登用率を引き上げるための具体的、積極的な計画が求められております。県の対応について伺います。

４、県産農林水産物の県外への輸送を補助する農林水産物流通条件不利性解消事業を継続し拡充すべきではないでしょうか。見解を伺います。

５、糸満市の米須海岸はウミガメが産卵に訪れる自然豊かな海岸です。海岸漂着ごみの影響が危惧されておりますが、現状と県の対応について伺います。

以上、答弁よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

玉城ノブ子議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナから県民の命と暮らし、医療、教育を守ることについての御質問の中の１の (2) のオ、国の責任で出発地でのＰＣＲ等検査を実施することについて

お答えいたします。

島嶼県である沖縄では空港等における水際対策が重要であることから、私は全国知事会を通じ、旅行前に陽性者を発見できるよう出発地でのＰＣＲ検査体制の整備を国に求めるとともに、国内空港での戦略的なＰＣＲ検査体制の構築を直接、政府関係者に要望もしてまいりました。今般、西村経済再生担当大臣から、旅行者の出発地での事前検査をどう進めるか、観光庁、国土交通省と相談する旨の発言があったと承知をしております。また、先日、離島空港におけるＰＣＲ検査体制を整備したところですが、那覇空港における抗原検査の導入による検査体制の拡充等、引き続き水際対策の強化に取り組んでまいります。

次に、ジェンダー平等についての御質問の中の３の(1) のア、沖縄県性の多様性尊重宣言に基づく今後の取組についてお答えいたします。

沖縄県では、全ての県民の尊厳を等しく守り、個々の違いを認め合い、互いに尊重し合う共生の社会づくりを目指し、沖縄県性の多様性尊重宣言を本年３月に行いました。宣言に基づく最初の取組として、本年４月、悩みを抱える当事者やその御家族などが安心して相談できる相談窓口、にじいろ相談を沖縄県男女共同参画センターてぃるるに開設したところであります。今後は、この宣言の下、全ての人の性のありようを尊重し、誰もが自分らしく生きられる心豊かな沖縄を目指すことを県民全体で共有し、実践するため、なお一層、啓発活動などに取り組んでまいります。

次に３の (2)、県の管理職や審議会等における女性の登用についてお答えいたします。

沖縄県の管理職への登用については、沖縄県特定事業主行動計画に基づき、女性職員を対象とした研修や多様なポストへの積極的配置などに取り組んでおり、令和３年度の女性管理職の割合は、平成30年度の12.1％から4.3ポイント上昇し、16.4％となっております。また、審議会等については、第５次沖縄県男女共同参画計画に基づき、女性委員の割合40％の達成に向け、改選時の事前協議や関係団体への女性候補者の推薦依頼等、積極的な登用の促進に努めているところであります。男女が対等に意思決定に関わることは非常に重要であり、性別に関わりなく、あらゆる場面で個性や能力を十分に発揮し、喜びと責任を分かち合う社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　おはようございます。

１、新型コロナから県民の命と暮らし、医療、教育を守ることについての御質問の中の (1)、県のワクチン接種への取組と今後の計画についてお答えいたします。

現在、沖縄県では市町村の行う高齢者へのワクチン接種を補完するため、市町村と連携し、広域ワクチン接種センター２か所で接種を開始したところであります。また、市町村への支援としましては、ワクチンの流通調整、市町村の接種事務に係る調整、小規模離島におけるワクチン接種を円滑に進めるための調整等、関係機関と連携し、万全な体制で取り組んでおります。

県としましては、沖縄県全体のワクチン接種を加速化するため、広域ワクチン接種センターを増設するとともに、加速化計画を策定し、エッセンシャルワーカー等への接種を積極的に推進してまいります。

同じく１の (2) のア、検査、保護、追跡の取組の強化についてお答えいたします。

県では、感染拡大を未然に防止するため、介護、障害者、保育施設等の職員への定期ＰＣＲ検査、流行拡大地域の飲食店従業員向けの無料ＰＣＲ検査、学校で発生した場合のクラス単位等の一斉検査など、無症状であっても幅広く検査を行う体制を構築してきたところです。陽性者については、必要な療養につなげるとともに、保健所において積極的疫学調査等を実施するほか、集団発生が見られる地域においては、国の専門家派遣を依頼するなど、連携して取組を強化しているところです。

同じく１の (2) のイ、定期ＰＣＲ検査の学校等への拡大についてお答えいたします。

ＰＣＲ検査強化事業については、昨年度、介護や医療従事者を対象に、先行的なモデル事業として開始し、今年度は、障害者施設や保育施設へと拡大したところです。さらに検査対象を拡大することについては、優先度を勘案するとともに、検査機関のキャパシティーを踏まえて判断していくことが今後の課題だと考えております。なお、学校や学童保育において陽性者が発生した場合に、迅速な検査が行われるよう、新たに設置した学校ＰＣＲ支援チームにおいて対応しているところです。

同じく１の (2) のエ、県コロナ対策本部及び保健所の体制強化についてお答えいたします。

県コロナ対策本部総括情報部の体制については、令和２年度は、本務・兼務職員52名、令和３年度は、ワクチン接種や感染拡大等へ対応するため、随時体制強

化を図っており、６月15日現在、149名となっています。また、宿泊療養、自宅療養コールセンター、店舗巡回等について、令和２年度から現在までの間で、延べ約１万4100名の職員を動員しています。保健所については、４月３日から６月20日の間、関係機関に応援を依頼し、市町村、県内大学、看護学校、協会けんぽ、厚生労働省、退職保健師など、合計115名の保健師等が派遣されており、その後も継続して御協力いただいております。今後も必要に応じて体制強化を図ってまいります。

同じく１の (2) のカ、病院、診療所に対する支援についてお答えいたします。

医療機関においては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等に伴う収入の減少に加え、感染対策に係る費用の増加等により、経営的な影響が生じているものと認識しております。このため、県は、新型コロナ患者等の受入れ病院に対し、空床確保料や入院受入れ協力金など、令和３年度の予算計上額で総額約193億5000万円の財政支援を行う予定としております。また、国に対して、新型コロナ患者の受入れの有無にかかわらず、減収が生じている医療機関、薬局等への支援を行うことを全国知事会を通して要請しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　１、新型コロナから県民の命と暮らし、医療、教育を守ることについての御質問の中の (2) のウ、各種大会の事前のＰＣＲ検査についてお答えします。

県高体連等の九州・全国大会参加に伴うＰＣＲ検査については、県対処方針にのっとり、大会前後のＰＣＲ検査を義務づけております。また、離島から県大会に参加する場合は、可能な限りＰＣＲ検査をお願いしているところです。

県教育委員会としましては、関係団体等と連携を図り、大会前後のＰＣＲ検査や２週間の健康観察など、徹底した感染防止対策を講じ、各種大会の開催に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１、新型コロナから県民の命と暮らし、医療、教育を守ることについての御質問の中の (3) のア、事業者支援に関する県の取組についてお答えいたします。

県では、沖縄県の経済対策基本方針に基づき、全ての産業の基盤となる事業継続と雇用維持のため、事業者の資金繰り支援や雇用継続助成金事業を行っております。加えて、県産品の送料支援やキャンペーンの実施等による消費喚起など、域内の経済循環を活性化するための支援策に取り組んでおります。今後もワクチン接種の推進をアクセルとして、新しい生活様式に対応したビジネスモデルへの移行を支援し、県経済の回復に向け取り組んでまいります。

同じく１の (3) のウ、持続化給付金等の再実施に向けた国への要請についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本県でもあらゆる業種で多大な経済的影響を受けております。そのため県では、国に対し全国知事会の緊急提言として、持続化給付金、家賃支援給付金の再度の支給を繰り返し要望しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　おはようございます。

１、新型コロナから県民の命と暮らし、医療、教育を守ることについての御質問の中の (3) のア、生活困窮者への支援についてお答えいたします。

対象拡大等を実施しました住居確保給付金の令和２年度の実績は、新規支給決定件数が3376件、支給決定額が約６億4000万円となっております。また、緊急小口資金等の特例貸付けは６月７日時点で約10万7000件、約415億円の貸付けとなっております。

県では、今議会において特例貸付けの受付期限延長及び今般創設された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に要する経費として97億4800万円を措置したところであり、今後速やかな支給等に取り組んでまいります。

同じく１の (3)、子供の居場所づくりやひとり親世帯への支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、子供の居場所や無料塾の多くが休止となり、学びや育ちへの影響が懸念されます。このため、県では、学習支援が途切れないよう、無料塾にオンライン環境を整えたほか、沖縄子どもの未来県民会議と連携し、県内約220か所の子供の居場所等へ食料品を届ける取組を実施しており、今般の緊急事態宣言期間中には、弁当購入費支援やこども未来協力店への助成を実施しております。また、ひとり親家庭に対しては、給付金の支給や返還免除つきの住宅費貸付け等の支援を行っており、引き続

き市町村や関係機関と連携し､取り組んでまいります。

同じく１の (3) のオ、生活困窮者への支援の拡充についてお答えいたします。

今般、住居確保給付金の特例再支給の申請受付期間が本年９月末まで、緊急小口資金等の特例貸付けの申請受付期間が本年８月末まで延長されたところです。また、緊急小口資金等の特例貸付けを上限まで利用した世帯等に対する新たな支援として新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が創設されたことから、県及び市では来月以降の申請受付開始に向けて準備を進めているところです。

県としましては、引き続き生活に困窮する方々に適切な支援ができるよう取り組んでまいります。

次に３、ジェンダー平等についての御質問の中の (1) のイ、性的少数者に関する差別を禁止する法律の制定についてお答えいたします。

現在、国においては性的指向・性自認の多様性についての理解増進を図る法律の制定を目指し、様々な議論がなされているところです。

県としましては、その動向を注視するとともに、多様な性を理由とする偏見・差別やあらゆる種類の暴力を許さないことを盛り込んだ沖縄県性の多様性尊重宣言について、県民全体で共有していくため、普及啓発に努め、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　おはようございます。

１、新型コロナから県民の命と暮らし、医療、教育を守ることについての中の (3) のイ、観光関連事業者等応援プロジェクトの事業者への周知についてお答えします。

本事業は観光関連事業者をはじめ、小売業、飲食店への卸売業及び運転代行事業者等の幅広い事業者を対象に支援を行うものとなっております。事業者等への周知については、現在、商工会をはじめ中小企業の支援機関や業界団体を訪問し、協力依頼を行っており、広報誌やメーリングリストにより会員等への情報提供を行う予定です。引き続きテレビ、ラジオ、新聞等の各種媒体を活用した広報や沖縄県産業振興公社に設置された月次支援金の申請サポートを行う相談窓口とも連携を図るなど、周知徹底に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　１、新型コロナから県民の命と暮らし、医療、教育を守ることについての (3) のカ、消費税の緊急減税等についてお答えします。

消費税の緊急減税につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としての国の方針は示されておりませんが、引き続き国や他の都道府県の動向を確認してまいります。なお、消費税の納税につきましては、国において納税の猶予制度を活用し、適切に運用されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　１、新型コロナから県民の命と暮らし、医療、教育を守ることについての (4)、米軍への国内法の適用についてお答えいたします。

日米地位協定においては、米軍に原則として国内法の適用がないため、県では、平成29年９月に日米両政府に対し「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること」など、日米地位協定の見直しに関する要請を行っております。また、去る５月の本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小についての要請では、米軍に航空法や検疫法等の国内法を適用する等、日米地位協定の抜本的な見直しを求めております。

県としては、引き続き全国知事会や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　２、沖縄戦跡国定公園の保全について (1)、代替施設建設事業に使用する埋立土砂についてお答えいたします。

令和２年４月に提出された公有水面埋立変更承認申請書では、県内の埋立土砂等の採取場所のうち、糸満市、八重瀬町の南部地区から約７割となる土砂の調達が可能と記載されております。しかしながら、具体的な採取場所及び調達量については、契約段階において決定されるものであり、現時点において決まったものではないと承知しております。

県としては、係る地区の遺骨収集の状況等について、関係機関と連携し情報収集に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　２、沖縄戦跡国定公園の保全についての御質問の (1)、特別地域の見直しと県条例の制定についてお答えします。

沖縄戦跡国定公園は、自然公園法に基づき、昭和47年に国定公園に指定されております。去る４月23日に開催された沖縄振興拡大会議において、糸満市長から、国定公園指定後、かなりの年月を経ていることから、保全すべきところは保全し、活用すべきところは活用されるよう見直してほしいという趣旨の御要望がありました。

県としては、今後、地元糸満市や八重瀬町など関係者の意見を聞いた上で、見直しについて検討していくこととしております。

次に５、海岸漂着ごみの影響についての (1)、米須海岸の漂着物の現状と対応についてお答えします。

米須海岸では、ボランティアの回収した海岸漂着物を糸満市が収集・処分しております。

県としましては、糸満市の収集・処分に要する費用負担の軽減を図るため、同市に対して国の補助制度の活用を働きかけているところであり、海岸漂着物がウミガメの産卵や自然環境に影響を与えないよう、海岸管理者による回収・処理を促進するとともに、糸満市による回収・処理が円滑に進むよう支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　４、農林水産物流通条件不利性解消事業についての (1)、事業の継続・拡充についてお答えします。

県では、新たな沖縄振興のための制度提言の中で、農林水産物条件不利性解消制度として提言を行っております。本提言では、現行事業の発展的な承継を図り、県産農林水産物の市場競争力を確保し、県外出荷のさらなる拡大に向けた取組を総合的に支援するものとしております。制度実現に向けた国との調整において、対象品目の拡大などを要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　もう１秒しか残ってないようですので、ぜひ知事においてもこれからの平和で豊かな沖縄県、その実現のためにぜひ全力を尽くしていただきたいというように思います。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　こんにちは。

日本共産党沖縄県議団の西銘純恵です。

代表質問を行います。

沖縄戦から76年、慰霊の日に沖縄県民は非戦を誓い、戦没者を追悼しました。本土決戦に備えた時間稼ぎの捨て石とされた沖縄戦で、県民の４人に１人が犠牲になり、南部一帯には、遺族の元に帰れない戦没者の遺骨がいまだ埋もれたままです。南部の土砂を辺野古新基地建設の埋立てに使うのは、戦没者、遺族を冒瀆するもので断じて許されません。来年は、沖縄が本土復帰して50年になります。沖縄県が復帰に求めた米軍基地の即時無条件かつ全面的返還はならず、今なお基地被害と経済発展の阻害要因となっています。

1972年に施行された沖縄振興開発特別措置法の趣旨説明では、「沖縄は、さきの大戦において最大の激戦地となり、全島ほとんど焦土と化し、沖縄県民十余万のとうとい犠牲者を出したばかりか、戦後引き続き26年余の長期間にわたりわが国の施政権の外に置かれ、その間沖縄100万県民はひたすらに祖国復帰を叫び続けて今日に至ってまいりました。祖国復帰が現実のものとなったいま、われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもって事に当たるべきである」と述べています。沖縄振興の原点は、基地のない平和で経済発展する沖縄の実現にあるはずです。しかしながら、米軍基地あるがゆえの米兵犯罪、基地被害によって県民の尊厳も人権も脅かされています。沖縄振興の目的は、いまだ達成されていません。

それでは質問いたします。

１、知事の政治姿勢について。

沖縄21世紀ビジョンは、基地のない沖縄を明記しています。沖縄振興計画は来年３月で期限を迎えるが、沖縄振興の目的は道半ばではありませんか。次期沖縄振興計画実現に向けた取組と政府の対応を伺います。

戦後76年になるが、いまだ米国の占領下に置かれた状態の沖縄県で今年も慰霊の日を迎えました。来年の復帰50年に向け、県が米軍基地問題で政府に要請した内容と知事の所見を伺います。

子供の未来応援のため、２回目の未就学児調査が行われたが、コロナ禍の中で貴重な調査になったのではないか、どのようなことが明らかになりましたか。県の貧困対策の効果と知事の見解を伺います。

２、辺野古新基地建設問題について。

危険な普天間基地は一日も早く運用停止、閉鎖・撤去すべきです。辺野古が唯一と工事を強行している防衛局の設計変更申請に対するこれまでの県の対応を伺います。大浦湾の軟弱地盤の埋立ては、技術的にも政治的にも不可能です。知事は不承認すべきであり、その時期を伺います。

県知事の行った処分を国土交通大臣が取り消したのは、知事の権限を奪う行為で地方自治の保障の観点から重大問題ではないですか。国の裁定的関与の見直しについて、全国知事会における県の取組を伺います。

県民に朗報となった奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産への登録勧告、今後の対応と知事の所見を伺います。また、世界自然遺産にふさわしい環境整備が必要と思うが、返還跡地に放置された大量の弾薬などの米軍廃棄物は日米政府の責任で完全撤去させるべきではありませんか。高江など北部での爆音被害が増加している実態、米軍機の飛行訓練を中止させることを伺います。

４、教育行政について。

コロナによる学校休校で、学校施設利用による子供の居場所確保、給食提供、学童クラブへの支援などの対策と今後の課題を伺います。

コロナに感染した児童生徒、教職員は何人いますか。コロナ関連で１日でも学校を休んだ児童生徒は小・中・県立学校それぞれ何人いましたか。そのうち感染の不安で、精神的に登校できない児童生徒は何人でしたか。欠席扱いに対して保護者から改善を求める声があります。欠席扱いにしないことを求めます。担任に負担をかけない家庭学習の仕組みやインターネット環境を公費で整備して、授業のライブ配信による学習権の保障について伺います。

世界ではジェンダー平等の観点で、生理の貧困をなくそうという取組が進み、スコットランドでは昨年11月、生理用品を無償提供する法律が成立、フランス政府も大学生への無料配布を決めています。日本でも、配布や検討する自治体が255に上り、県内では沖縄市が予算措置をしました。学校のトイレにトイレットペーパーのように生理用品を常備したり、生理用ショーツを気兼ねなく相談できて、配布する環境整備について伺います。

制服や髪型、誰でもトイレの設置や学校のルールなど、子供の意見が反映され、子供の人権や権利を尊重した校則になっているか。小・中・県立学校の現状と見直しについて伺います。

５、軍港建設と浦添西海岸の埋立問題について。

昨年10月31日の市民説明会で、松本浦添市長は、軍港が欲しいと思っている浦添市民、手を挙げてください、私も含めて一人もいないと思いますと発言しています。知事は軍港反対の申入れを受けたことがありますか。

日米で移設条件つきで返還合意された那覇軍港は50年近くになるが返還されていません。那覇港湾移設協議会での県の対応と那覇軍港の先行返還を求めたことに関して、今後の取組を伺います。

2025年に返還予定の米軍牧港補給基地に日本の費用を106億円かけて、洗濯場が改築されました。また、海兵隊の第３上陸支援大隊の配備、宇宙軍の配備は基地の機能強化ではありませんか。先日、火災が起き住民を不安に陥れました。基地内立入りを要求し、火災原因、有害物質の有無、消火剤にＰＦＯＳの使用がなかったかなど原因究明と情報公開を急がせるべきです。

７、自衛隊のミサイル部隊配備問題について。

４月の日米共同声明は、対中国を念頭に、台湾海峡の平和と安定の重要性に言及しています。対中国戦略として日米一体の軍事強化が進められ沖縄本島、宮古島、石垣島、与那国島など12か所にミサイル配備も加速されています。台湾有事になると真っ先に標的になる自衛隊ミサイル部隊の配備撤回を求めるべきです。

宮古島の自衛隊ミサイル部隊が、住民地域に隣接する弾薬庫に危険なミサイル弾薬を搬入することに断固反対し、弾薬庫の撤去を政府に要求すべきではありませんか。

石垣へのミサイル部隊配備について、市長は住民投票を求める住民の意志に応えて、住民投票を実施すべきだが、県の見解を問います。また、地元住民が、絶滅危惧種のカンムリワシを守るために、５月の営巣活動から10月までの繁殖期の工事中止を求めているが、県は防衛局に工事中止を求めるべきではありませんか。

土地規制法案が採決強行されました。米軍・自衛隊基地周辺や国境離島の住民を監視して情報収集の対象にし、応じなければ処罰するという人権侵害の法律です。米軍占領下の土地強奪で基地周辺での生活を余儀なくされた沖縄県民を政府による監視と処罰の対象にするなど、断じて容認できません。北部訓練場跡の米軍廃棄物の撤去のために活動している宮城さんが家宅捜索をされました。全ての沖縄県民が政府の監視・処罰の対象になりかねない土地規制法を廃止すべきと思うが、見解を求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の (1)、新たな振興計画についてお答えいたします。

昭和46年10月のいわゆる沖縄国会で沖縄振興開発特別措置法案が提案された際、同法案の趣旨説明において「県民への償いの心をもって事に当たるべきである」との考えが示されました。そして、沖縄県の地理的事情、米軍専用施設・区域が集中すること等の社会的事情等の特殊事情を踏まえ、沖縄振興策が実施されてまいりました。沖縄振興策の展開により多くの成果が上がる一方で、沖縄県の特殊事情から派生する課題はなお残っており、新たに生じた課題等も明らかになっていることから、引き続き国の特別措置が必要であると考えております。また、先日閣議決定された、いわゆる骨太の方針において「これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する」とされたところであります。

県としては、本県の発展可能性を引き出すことは、我が国の発展につながり、国家戦略としても大きな意義を持つことを関係要路に丁寧に説明してまいりたいと考えております。

次に、世界自然遺産についての御質問の中の３の (1)、今後の対応等についてお答えいたします。

沖縄県では、推薦地の生物多様性を保全するため、マングース捕獲などの外来種対策、林道の夜間通行止めなどの密猟対策、道路への侵入抑制柵の設置によるイリオモテヤマネコの交通事故対策などに取り組んでおります。また、登録勧告と併せて指摘事項があった西表島の適切な観光管理や希少種の交通事故防止対策の取組を強化することとしております。

沖縄県としましては、この貴重な自然環境を将来に引き継いでいくため、引き続き世界自然遺産にふさわしい持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

次に、教育行政についての御質問の４の (1)、子供の居場所確保等の対策と今後の課題についてお答えいたします。

学校休校に伴う子供の居場所確保については、県教育委員会より市町村教育委員会及び学校長へ、福祉部局等と連携し対応に努めていただくよう通知をしており、多くの学校で学校施設等を利用し、預かり対応を行っております。給食については２市町において対応が行われたと報告を受けております。また、沖縄県では、小学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブの午前中からの開所を依頼するとともに、人件費等の必要な経費を支援しております。休校時の対応については、今後も市町村と連携し課題の改善に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　１、知事の政治姿勢についての (2)、本土復帰50年に向けた要請についてお答えをいたします。

今回の要請においては、在沖米軍基地の整理縮小や基地負担の軽減、訓練水域・空域の削減、日米地位協定の抜本的な見直し、さらなる在沖米軍基地の整理縮小に向けての協議、アジアにおける緊張緩和と信頼醸成の６項目の要請を行っております。復帰50年を迎える今もなお、沖縄の基地負担の状況は異常であり、到底受忍できるものではないことから、県としては、今回の要請をスタートとして、目に見える形で沖縄の過重な基地負担の軽減が図られるよう、日米両政府に対して、積極的に要請を重ねていきたいと考えております。

２、辺野古新基地建設問題についての (2)、裁定的関与の見直しに係る取組についてお答えをいたします。

裁定的関与は、地方自治体が行った処分について、審査請求の手続を通じて大臣が関与するもので、処分を取り消すこともできることから、地方分権改革に際し全国知事会等から問題が提起されていました。沖縄県では、知事の処分が大臣に取り消されるという事態が生じていることから、全国知事会に同制度の見直しについて提案し、６月の会議において提言書に盛り込まれたところです。

県としましては、全国知事会と連携し、憲法が定める地方自治の本旨の実現のため、政府に対し、同制度の見直しを強く求めてまいりたいと考えております。

３、世界自然遺産についての (1)、高江の騒音実態と米軍機の飛行訓練の中止についてお答えをいたします。

沖縄防衛局が行っている東村高江区牛道集落における航空機騒音測定結果によると、平成27年２月のＮ－４地区のヘリコプター着陸帯の先行提供開始以降、騒音発生回数が増加し、令和２年度は平成26年度の約3.6倍、夜間の騒音発生回数は約6.2倍となっており

ます。そのため、県としては、住宅地に近接するＮ－４地区の使用中止や住宅地上空の飛行を回避する等、騒音被害の軽減をこれまでも関係大臣に求めてきたところであり、去る５月にも菅総理大臣等に対し要請しております。

５、軍港建設と浦添西海岸の埋立問題についての(1)、那覇港湾施設の移設に関する松本浦添市長からの申入れについてお答えをいたします。

那覇港湾施設の移設について、翁長前知事や玉城知事は、松本浦添市長、城間那覇市長との三者面談において意見交換を行ってきたところでありますが、これまで、松本浦添市長から同施設の代替施設受入れについて、直接反対の申入れを受けたことはありません。

同じく５の (2)、移設協議会での県の対応と今後の取組についてお答えをいたします。

第27回移設協議会において、県は、代替施設について、民港部分と同様に環境保全に最大限配慮すること、移設面積を可能な限り縮小すること、民港の形状案を踏まえ、代替施設の適切な配置を検討すること、那覇市及び地権者の意向を踏まえ、代替施設の提供に先立つ早期の返還の可能性についても検討することを意見として述べました。

今後、県としては、移設協議会において、那覇市及び浦添市とも連携し、防衛省が示す代替施設の配置案について、民港との整合や環境保全への最大限の配慮等について確認してまいりたいと考えております。

６、米軍牧港補給地区についての (1)、牧港補給地区の基地機能の強化及び火災の原因等についてお答えをいたします。

牧港補給地区においては、国道58号の道路拡幅に伴いランドリー施設が同地区内に移設されたとのことであります。県としては、部隊配備により基地機能の強化につながることがあってはならないと考えており、引き続き宇宙部隊及び上陸支援大隊について注視してまいりたいと考えております。また、去る５月29日に発生した同地区の火災については、沖縄防衛局を通じて米側に照会したところ、倉庫内には人道支援活動や災害救援用の機材及び車両が保管されており、火災の規模は小さく、焼失した財産も少ないとのことです。なお、消火には水を使用し、化学物質及び有害物質の発生はないとのことです。

７、自衛隊のミサイル部隊配備問題についてお答えをいたします。自衛隊ミサイル部隊の配備撤回について。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって、様々な意見があるものと承知しております。県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。また、台湾海峡問題については、関係諸国において、対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避する等、冷静かつ平和的な外交によって解決を図ることが重要であると考えております。

同じく７の (2)、保良訓練場への弾薬搬入についてお答えをいたします。

去る６月２日に行われた陸上自衛隊保良訓練場への弾薬搬入については、地元自治体及び県に対して事前に十分な情報が共有されなかったことから、県は、陸上自衛隊西部方面隊に対し、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧な説明や地元の安心・安全への十分な配慮について求めたところです。

同じく７の (3)、ミサイル部隊配備に対する住民投票についてお答えをいたします。

石垣市住民投票を求める会が行った石垣市に住民投票の実施を求める訴訟については、訴訟要件を満たさないとして、投票実施義務の有無に関する実質的な審理が行われることなく訴えが却下されたことは残念であります。

県としましては、自衛隊配備について、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言い難い状況にあると考えており、政府において、配備スケジュールありきで物事を進めることなく、より一層丁寧な説明を行う必要があると考えております。

８、土地規制法案について (1)、土地規制法に対する見解についてお答えをいたします。

重要土地等調査法については、防衛関係施設や国境離島の機能を阻害する土地の利用を防止することが目的とされておりますが、国民の思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利、財産権などの人権が過度に制限されるおそれがあるなど、様々な問題が指摘されております。

県としては、今後の政令の制定状況について、注視していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　１、知事の政治姿勢に関する御質問の中の (3)、未就学児調査の結果等についてお答えいたします。

未就学児調査の結果、困窮世帯の割合は22.0％となり、前回23.3％から1.3ポイント改善しているもの

の、新型コロナウイルス感染症の影響など、その生活は依然厳しい状況にあります。一方、子供の病院等への受診抑制について、前回調査と比べ、家計を理由とするものが、１歳児・低所得層で60.3％から18.7％へと大幅に減少するなど、こども医療費の窓口無料化の効果が現れております。

県としましては、調査結果を踏まえ、子供の貧困対策のなお一層の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　２、辺野古新基地建設問題について(1)、変更承認申請書の審査状況と判断の時期についてお答えいたします。

県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、関係機関からの意見等も踏まえ、３次にわたり質問等を行い、提出された回答を確認してきたところであります。沖縄防衛局からの回答を踏まえ、県では、環境保全及び災害防止への配慮について、より詳細に確認するため、ジュゴンへの影響や地盤の力学的調査の必要性等、２項目９件の質問を去る16日付で行ったところであります。

県としては、沖縄防衛局からの回答を詳細に確認し、厳正に審査してまいります。なお、処分の時期については、審査状況等を踏まえ判断することとなります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　３、世界自然遺産についての(1)、返還跡地に放置された米軍廃棄物についてお答えします。

北部訓練場跡地については、世界自然遺産推薦地であることから、自然環境と生物多様性を保全していく必要があり、米軍の廃棄物が発見された場合には、沖縄森林管理署との協定に基づき、沖縄防衛局が撤去等原状回復を行うこととなっております。これまでに発見された米軍の廃棄物については、沖縄防衛局において撤去または撤去に向けた調査が行われているところであり、県は、今後とも米軍廃棄物が発見された場合には、沖縄防衛局に撤去を求めるなど適切に対応してまいります。

次に７、自衛隊のミサイル部隊配備問題についての中の(3)、カンムリワシ繁殖期の工事中止についてお答えします。

県は、平成31年２月以降、数次にわたり、沖縄防衛局に対し、カンムリワシの繁殖期間は騒音、振動が生じる工事を一時休止するよう要請しております。これを受け、沖縄防衛局は令和元年及び令和２年の繁殖期間中に一部工事を休止しており、本年は５月13日に営巣活動が確認されたため、突発的な騒音が生じる作業を一時的に控えるなどの対策を講じております。

県としては、引き続き繁殖期間中の工事休止等を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時５分休憩

午前11時６分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　４、教育行政についての御質問の中の(2)、新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒数等についてお答えします。

学校等からの報告によりますと、令和２年３月から令和３年５月までの本県公立学校における新型コロナウイルス感染者数は、児童生徒1121人、教職員147人であります。また、昨年度新型コロナウイルス感染への不安等により、30日以上出席停止となった児童生徒は、小学校221人、中学校254人、高等学校357人、特別支援学校は32人であります。なお感染不安で登校できない児童生徒に対しては、校長が合理的な理由であると判断する場合には、欠席とはしないなどの対応が可能であり、児童生徒の実情に応じた適切な判断をお願いしているところです。学びの保障については、休業期間中、教職員の負担を考慮しつつ、オンライン学習等で対応しております。今後もＩＣＴを効果的に活用し、学びの保障と業務改善に努めてまいります。

同じく(3)、学校における生理用品の常備等についてお答えします。

学校では、自身の体の変化に気づき対応できる力を発達段階に応じ指導しているところであります。第二次性徴を迎えた児童生徒はストレス等の要因により月経周期が乱れたり、経済的な理由により生理用品が準備できないこともあるため、保健室には、生理用品を準備し対応しているところであります。

県教育委員会としましては、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、環境整備に努めるとともに、生理用品等が必要な生徒に対しては、今後も継続して対応してまいります。

同じく(4)、校則の現状と見直しについてお答えし

ます。

県立学校においては、令和２年度より各学校へ校則の見直しを依頼してきたところであり、現在、調査中であります。また、中学校においては、令和３年６月に調査を実施したところ、社会通念上もしくは人権上、見直しが必要だと思われる校則について、91％の学校が「見直しを行った、もしくは検討している」と回答しており、積極的に見直しが行われていると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き学校及び市町村教育委員会と連携し、校則の見直しについて支援していくこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　教育長にお尋ねします。

生理の貧困をなくそうということで内閣府も男女共同参画ということで、ジェンダー平等の立場で交付金を２種類出していっている。そして沖縄市は予算措置をしたということで、私は今教育長が答えたことではなくて、新たな視点でちゃんとトイレに生理用品を置いておくということをやっぱり教育現場としても必要ではないかということでお尋ねしましたので、答弁お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　繰り返しになりますが、一応学校のほうでは、生理で困った場合は気兼ねなく相談できるように養護教諭とか担任教諭、または専科の教諭など、話しやすい方と相談するようなことを通じて、急に生理が始まった、または生理用品を忘れたという児童生徒のためには、保健室に生理用品を準備しておりますので、それをしっかり対応させていただきたいと思います。

また交付金のところがございましたけれども、これは適当な受託候補がなかったということで、現在使われていないということでございました。これについては、関係部局とまた引き続きどういったことが課題になっているのか、意見交換したいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　全国で進めているこれを学校でぜひ当たり前のものとして､配備できるように求めます。

最後に校則問題ですけれども、さっき答弁で中学校の調査をやったと。でも今日の琉球新報の独自調査で、校則について罰則があるのも専門家はおかしいということで、様々な生徒の意見を聞いて人権を尊重するような校則になっているのかということが改めて問われていると思います。

教育長の今後の取組と知事に対しても校則問題については見解をいただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　御答弁させていただきましたけれども、令和２年度から校則の見直しについては求めているところでございます。現在６月末を目途に、校則については学校が教育目標を実現していく過程の中で、児童生徒が遵守すべき学習上・生活上の規律と定められていて、その内容については児童生徒の実情、保護者の考え方、時代の進展などを踏まえたものになっているか絶えず見直しが必要だというふうに考えているところでございます。令和２年度から校長研修会等でも校則の見直しをしっかりやっているところでございますので、学校のほうにはそういったものを、しっかり見直すものをまず実態も把握していただいて、直すべきところはしっかり児童生徒と意見を交換しながら見直して行くべきだということで考えていますので、県教育委員会としてもそういった支援をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○西銘　純恵さん　頑張ってください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　校則については教育長から答弁をさせていただいておりますが、やはり校則の見直しについては社会通念上、人権上、もしくはジェンダー平等など現在の様々な課題について、学生たちがそこで何かの差別や格差を感じることがないように、不断の見直しを行っていくよう注視をしてまいりたいと思います。

○西銘　純恵さん　ありがとうございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　おはようございます。

会派立憲おきなわ代表の仲村未央です。

沖縄県議会において初となる立憲民主党会派の結成となりました。那覇市・南部離島選出の喜友名智子議員、崎山嗣幸議員、宮古島市選出の國仲昌二議員、共に県民各位の力をいただきながら歩みをスタートいたします。多様性を認め合い、互いに支え合う共生社会の実現に向け、人への投資、ベーシックサービスの拡充、地方自治の確立など市民との活動をはじめ、県議会における議論を通じながらその実践、方向性を示し取組を進めてまいります。また、この沖縄から問う最大の事案である辺野古新基地建設については、県民の民意に立って中止を求めます。過重な基地負担から生

じる環境被害、人権侵害等の解決については、断じて先送りを許さず、日米地位協定の改定など山積する課題について県政とともに取り組んでまいります。

県民の皆様、議会、執行部の皆様の御指導を賜りますようお願いを申し上げながら質問に入ります。

沖縄戦の記憶を継承する取組について。

(1)、６月23日慰霊の日、沖縄全戦没者追悼式が実施されました。戦後76年を迎えてなお、御霊に捧げる県民の祈りは深く、平和を希求する意思は地域や家庭において強く示され続けています。沖縄戦の経験と県民の意識について、知事の所見を伺います。

(2)、各所の慰霊塔、慰霊碑、資料館について、遺族等の高齢化に伴う管理や継承の課題があるが、県はどのように把握されているか。実態調査等について伺います。

(3)、沖縄戦跡国定公園の趣旨を踏まえた風景の維持・保全が県民の大きな関心を集めると同時に、開発権との調整も求められています。沖縄戦、地上戦の記憶を後世に伝えていく取組は、時間の経過の中で正念場にあると思うが、特別地域への格上げ、条例制定の必要性など検討するべき課題を伺います。

２、復帰50年を迎える沖縄県のビジョンについて。

(1)、去る５月27日に内閣総理大臣に要請した、本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小についてに込めた知事の思いを伺います。

(2)、「当面は在日米軍専用施設面積の50％以下」を達成する手順については、どのように考えているか。新たな振興計画、沖縄21世紀ビジョンとの連動、市町村との連携についても伺います。

(3)、復帰50年の節目に沖縄県政を担う知事として、本県の方向性、目指す姿を示し、県民と共有していく必要があると考えるが、取組を伺います。

３、新型コロナ感染拡大への対応について。

(1)、業務超過やマンパワーの不足、キャパシティーの限界で療養環境がなし崩しに悪化した側面がある。次に備えるための課題の検証、体制の補強について伺います。

(2)、ワクチンの優先接種についての期待、要請が多く寄せられています。介護者、保育士や学童など児童福祉施設、教育現場、公共交通などエッセンシャルワーカーへの対応を伺います。

(3)、夏のトップシーズンを迎える上で、宿泊、観光業への優先接種を戦略的に取り組む考えはあるか。職域接種への支援体制についても伺います。

(4)、緊急事態宣言や休校措置等の判断に係る議論の公開、解除の指標について伺います。

４点目、中学校卒業時の進路未決定者について。

進路未決定に至る背景、傾向を伺います。全国との比較、支援体制についても伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲村未央議員の御質問にお答えいたします。

沖縄戦の記憶を継承する取組についての御質問の中の１の (1)、沖縄戦の経験と県民の意識についてお答えいたします。

沖縄戦は、住民を巻き込んだ熾烈な地上戦であり、多くの貴い生命とかけがえのない文化遺産や美しい自然を失いました。私たち沖縄県民は、戦争の不条理と残酷さを身をもって経験したことから、平和の尊さを肌身で感じており、世界の恒久平和を心から望んでおります。今年の沖縄全戦没者追悼式においては、未来を担う子供たち、若者たちに、平和で真に豊かな世界に誇れる沖縄を託すことが私たちの責務であるとし、沖縄戦の実相と教訓を次世代に伝え続けていく決意を宣言いたしました。世代を超えて平和へのバトンをつないでいくことも私たちの大切な使命であると認識をしております。沖縄から世界へ平和の輪がつながっていくことを目指し、恒久平和の確立のため、これからも全身全霊で取り組んでまいります。

次に、復帰50年を迎える沖縄県のビジョンについての御質問の中の２の (3)、本県の目指すべき姿についてお答えいたします。

本県は、我が国の南西端に至る広大な海域の確保に寄与しており、海洋立国日本の新たな発展に貢献する可能性を有していることから、新たな振興計画においては、海の恵みを利用した持続可能な社会経済開発であるブルーエコノミーの推進による新たな産業の創出等を盛り込んでおります。あわせて、広大な海域保全の起点となる本県離島の振興に向けて、次世代情報通信基盤の整備や遠隔教育・遠隔医療の推進など持続可能な島嶼地域の形成等に取り組むこととしております。また、我が国が推進する2050年脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進など、世界に誇れる島嶼型環境モデル地域の形成や鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶネットワークの構築等に向けて取り組むこととしております。本県が有する健康・長寿、安全・安心など高次元のニーズにも対応した質の高い観光の推進、自然環境や歴史的風土等のソフトパワーをさらに具現化することで、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を推進してまいります。これら施策の展開に当たっては、新技術

や新ビジネスモデルの実証実験等を積極的に行うテストベッド・アイランドの形成に向けて取り組むことと考えております。これら施策の展開に必要な制度の拡充・創設についても、適宜機会を逸することなく、市町村長と一丸となって、国の関係要路へ御理解と御協力を求めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナ感染拡大への対応についての御質問の中の３の (1)、療養環境に係る課題検証及び体制強化についてお答えいたします。

今回の急激な拡大に伴い、重点医療機関等に緊急的な病床確保を要請するとともに、新たな宿泊療養施設を確保し、医療提供体制の強化に取り組んできたところであります。また、やむを得ず自宅療養となる方については、毎日の健康観察を確実に実施するとともに、必要に応じて訪問看護や医師による往診を行う体制を構築してまいりました。全国的にも異次元の波が押し寄せる中、医療崩壊を来さず、重症化を可能な限り抑制できたことは、県外からの応援や医療関係者及び県民の皆様の御協力があってのことだと認識しております。深甚なる敬意を表するものであります。一方、短期間に、多くの陽性者に加えて、濃厚接触者も多数発生したことから、不安を持ちながら自宅で待機された方もいたと伺っております。これらの経験を踏まえ、今後に備え、さらなる宿泊療養施設の確保や、感染状況に応じて速やかに職員を招集する体制を整えるなど、適切な療養環境の確保と体制強化に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　１、沖縄戦の記憶を継承する取組についての御質問の中の (2)、慰霊塔などの実態についてお答えいたします。

県内には440の慰霊塔が建立されておりますが、関係者の高齢化等に伴い、管理が十分になされていないという課題が顕在化しております。県では、昨年度、管理困難慰霊塔の調査を行い、その結果44基の管理者不明の塔を確認したところです。慰霊塔は土地所有者の意向や管理状況等がそれぞれ異なることから、今後個別に対応策を検討していきたいと考えております。また、現在は管理が良好な慰霊塔についても将来に備えて、定期的に調査を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　１、沖縄戦の記憶を継承する取組についての (3)、沖縄戦跡国定公園の課題についてお答えします。

沖縄戦跡国定公園は、自然公園法に基づき、昭和47年に国定公園に指定されております。去る４月23日に開催された沖縄振興拡大会議において、糸満市長から、国定公園指定後、かなりの年月を経ていることから、保全すべきところは保全し、活用すべきところは活用されるよう見直してほしいという趣旨の御要望がありました。

県としては、今後、地元糸満市や八重瀬町など関係者の意見を聞いた上で、区域区分の見直しについて検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　２、復帰50年を迎える沖縄県のビジョンについての (1)、本土復帰50年に向けた要請についてお答えをいたします。

本県には、戦後76年、復帰後49年を経た今もなお、全国の約70.3％の米軍専用施設が集中しており、騒音、水質汚染等の環境問題、米軍関係の事件・事故は後を絶ちません。本県の基地負担の状況は異常であり、到底受忍できるものではないことから、来年本土復帰50年という大きな節目を迎えるに当たり、在沖米軍基地のさらなる整理縮小や基地負担の実質的軽減、日米地位協定の抜本的な見直し、今回初めての要請となる訓練水域・空域の削減など、６項目の要請を行ったところであり、目に見える形で過重な基地負担の軽減が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

同じく２の (2)、50％以下を達成する手順等についてお答えをいたします。

ＳＡＣＯ最終報告及び統合計画による返還が全て実施されたとしても、沖縄の米軍専用施設面積は全国の69％程度にとどまることから、さらなる基地の整理縮小が必要と考えております。基地の整理縮小を図るためには、日米安全保障体制の維持と基地の整理縮小の両立や駐留軍等労働者の雇用対策などを踏まえて、日米両政府において、在沖海兵隊の段階的な整理縮小等、具体的な返還計画の検討・策定を行うことが重要であると考えております。返還計画の検討・策定に当たっては、沖縄県の意見を十分反映させる必要があることから、日米両政府に沖縄県を加えた新たな協議の場（ＳＡＣＷＯ）を設けることを要請しております。なお、県としては、経済活動の制約となっている中南

部都市圏の米軍基地や駐留軍等労働者の少ない訓練場については、返還を検討する必要があると考えております。また、新たな振興計画（素案）や沖縄21世紀ビジョンにおいて、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としていることなども踏まえ、引き続き軍転協と連携しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　３、新型コロナ感染拡大への対応についての御質問の中の (2)、エッセンシャルワーカーへの対応についてお答えいたします。

現在、沖縄県では市町村の行う高齢者へのワクチン接種を補完するため、市町村と連携し、広域ワクチン接種センター２か所で接種を開始したところであります。県では、沖縄県全体のワクチン接種を加速化するため、広域ワクチン接種センターを増設するとともに、加速化計画を策定し、エッセンシャルワーカー等への接種を積極的に推進してまいります。

同じく３の (3)、職域接種についてお答えいたします。

職域接種については、６月24日現在で56件の申請のうち、17件が国の承認を受けているところであり、観光関連事業者における取組も紹介されているところです。今後も引き続き関係団体と連携し、中小企業等に対しても職域接種を促進してまいります。

同じく３の (4)、対策本部会議の公開等についてお答えいたします。

県新型コロナウイルス感染症対策本部会議は、非公開ですが、議事については、事後検証に耐え得るよう、会議資料と併せて公表するとともに、県民に分かりやすい内容となるよう努めています。さらに、決定事項について、記者会見を開催し、知事から県民に対し広く周知に努めているところです。緊急事態措置の解除については、警戒レベル判断指標を目安に、専門家会議の議論を踏まえ、感染拡大状況や医療提供体制の逼迫状況を勘案し、対策本部会議で決定することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　４、中学校卒業時の進路未決定者についての御質問の中の、進路未決定に至る背景や傾向等についてお答えします。

本県の進路未決定者の割合は、年々改善傾向にあるものの、全国との比較において高い状況にあります。その背景として、目的意識を持った学習への取組の弱さ、学力の未定着、進路決定の遅さ、経済的な要因などが考えられ、学力向上及びキャリア教育の充実を図っているところです。

県教育委員会としましては、進路状況調査の結果を踏まえ、関係機関と連携しながら、その対応の在り方について協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　３点目の新型コロナの感染拡大への対応についてのところからお尋ねをいたしたいと思いますけれども、昨日、県内においてもデルタ株が検出をされたということです。昨日の段階ではお一人の方については県外の接触というのがはっきりしないという状況だと聞いておりますけれども、実際にはその感染経路等、どのような状況なのか最新の情報がありましたらお尋ねをいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　昨日現在の状況ではございますけれども、お一人の方は県外の方との接触があったというふうに聞いております。ただ、もうお一人の方については、今保健所のほうで濃厚接触者についての調査などを進めておりますが、まだ情報としては上がってきておりません。ただし、その調査の中で今のところ広がりは確認されていないところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　濃厚接触者の特定も今さなかだということですけれども、これは感染力の強さも２倍というふうにも言われていますし、そのスピード感も含めて逆に経路がはっきりしないということが、むしろ今、非常に市中感染があるのではないかという不安も含めて可能性を持っているという意味では、次の波への備えというのが非常に時間がないと、限られているというふうに見えるんです。先ほど知事から答弁もありましたが、特に今回の自宅療養者に関しては、５月30日から２週間にわたって1000人を超えたと。ピークの６月６日には1300人を超えていました。濃厚接触者の認定自体が厳しくなって、自宅待機を強いられた。こういった数は、実際の家族同居人だけでも２倍から３倍いたのではないかというふうに思うわけです。私自身もその一人ではあったんですけれども、ＰＣＲ検査の案内、体調の確認、これはほぼ成し得ていなかったというふうに見えます。そういう意味では、

先ほどのデルタ株の拡大も含めて、予断を許さないという意味では、早くも次の波に備えて必要な体制を確保する必要があると思いますが、その辺りはいかがなんでしょうか。間に合うのでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今回の急拡大に伴いまして、保健所の陣容も非常に厳しい状況にございました。議員がおっしゃるように自宅療養者それから待機者についても、なかなか連絡が行き届かない部分もあったと思います。ただ、県としましては、保健師の拡充ということで、積極的疫学調査については、今、通常の状態に改善しているところでございます。それから、変異株に関する検査につきましても、６月21日からの週で７割程度、陽性者のうちの69.9％を検査して今のところ確認しているところでございまして、その検査の体制についても拡充してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　それから、先ほど答弁において、異次元とも言える感染急拡大の中で重症化を抑えることができたというふうにおっしゃっていましたけれども、実際沖縄県の死亡率というのは出ているんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　６月19日時点の資料ではございますが、沖縄県では２万64名の新型コロナ陽性者が確認されている中、そのうち死亡された方は167名で、死亡率は0.8％となっています。ただ、全国でいいますと1.8％、東京の場合は1.3％などと比べても低く抑えられているという状況にございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　今の全国1.8％に対して0.8％ということですけれども、低く抑えられているという理由というか、その状況はどのような理由なんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　沖縄県としましては、独自の検査として、高齢者施設等の従事者に対するＰＣＲ検査でありますとか、希望する県民が安価で受検できる体制、それから無症状の方に対しても積極的に検査を実施できる体制を構築してまいりました。その結果、検査実績が東京都の約2.6倍になるなど――これは人口10万人当たりですが――無症状の方でも早めに陽性者を捕捉できる状態を構築してきたと考えておりまして、このことが重症化防止等につながっている可能性があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　いずれにしても医療従事者の技術、高い使命感、献身的な働き、こういったことを思うと本当に感謝が尽きないわけですけれども、現状は全国知事会の協力も得て全国からの支援も、派遣もいただいているというふうになっていることです。現場崩壊させることがないように、先手先手で政策判断して、資源を投入し体制を構築してほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲村　未央さん　それでは、２点目の復帰50年を迎える沖縄県のビジョンということで、知事にお尋ねをしたいんですけれども、現行の21世紀ビジョンの中では、在日米軍への基地提供は著しい不均衡、沖縄の新たな発展にとって重大な阻害要因であると。それから負担の公平を図る必要があって、国が責任を持って対応するべきだと。軍用地として長期間提供されてきた基地跡地の利用、これは日米安保条約に基づく基地提供義務と対をなす国の責務だと。これが従来の沖縄県の主張であるというふうに受け止めております。ただ、今回の知事要請ですけれども、万国津梁会議の提言にのっとって、沖縄県のこれまでの主張を単に肯定したものではなく、軍事的合理性も重視しつつ、それが沖縄米軍基地の整理縮小と両立し得る道筋を探ったもの、日米安保体制の維持を前提とした要請というふうに強調されているわけですね。そういう意味で沖縄県として従来の主張から何らかのスタンスの変化があるのか、お尋ねいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　仲村議員からの、従来の主張から変更があるのかということでございますけれども、まず沖縄県としては、日米安全保障体制が我が国及び東アジア太平洋地域における平和と安定の維持に貢献をしてきたというふうに考えております。一方で、国土面積の0.6％の沖縄県に全国の米軍専用施設が70.3％という形で存在をして戦後76年、それから復帰後49年の長期にわたる過重な基地負担は到底

容認できないというふうに考えているところでございます。また中国における超音速ミサイルでありますとか、それから中距離ミサイルの配備など、急激な軍備の増強によりまして、東アジア太平洋地域における安全保障環境が大きく変わっているという中において、米軍が戦略の見直しを行っているということで、従来の大規模で固定的な基地から小規模分散化された部隊による戦略への見直しを行っているということも踏まえまして、万国津梁会議の提言においても、米軍自体が分散化を必要としているこの時期を捉え、沖縄の米軍基地を県外の自衛隊基地の共同使用などを通して、基地の整理縮小を図ることは可能であるということを提言しております。そういったことも踏まえて、従来の基地要請というものについては、在沖米軍基地の整理縮小というのをメインに出してきましたけれども、これに加えて米軍における戦力の見直しも踏まえた上で、こういった状況の変化も踏まえて、今回、50年要請を行ったということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　本土復帰であるとか冷戦の終結、こういった社会情勢や国際社会を取り巻く変化、様々な変化があっても沖縄に基地を置き続ける理由というのはその都度生まれて、上塗りされて、結果として固定化をされてきたという経過があると思うんです。そういう意味では、今言うような軍事的合理性というものを強調するより、沖縄県の主体的なその要求を打ち出す従来の主張のほうが県民の要求になじむというか、かなうというか、そういうふうに感じております。

その上で知事にお聞きしたいんですけれども、復帰50年の節目を担う知事として、県民のその主体的意思と方向性、これを示す計画が必要ではないかというふうに思います。沖縄県のスタンス、これ強く表明されてきた計画、時代を代表してきたものの中には、先ほど21世紀ビジョンを紹介しましたけれども、これ県政初めての県民主体の長期構想として、県民のアンケートを集約する形で、20年後のあるべき姿、これを示し、そしてその実現を確保するための一括交付金、この要求を強く打ち出す中で、地方主権型自立モデル、こういった方向性を強く打ち出された。2010年、仲井眞県政の取組でした。それから次に遡ることができるのは、国際都市形成構想です。これは基地返還アクションプログラムとともに1996年に打ち出された、これも20年の長期構想でした。画期的だったのは、細切れ返還など不用意な返還をさせないために、計画的な返還を政府に要請したことです。2015年までの３段階に分けて、県土の再編をブランドデザインとタイアップを示して具体的に基地の整理縮小を迫ったわけです。その当時の橋本総理談話が手元にありましたので、改めて見てみると、やはり沖縄県がその願いを込めたこの国際都市形成構想、基地返還アクションプログラムについては、願いを込めた構想であると承知いたしております。政府としては、強くその与党の協力を得ながら全力を傾注してまいりたい。特別調整費を予算に計上するよう大蔵大臣に既に指示をしました。そして、沖縄政策協議会を設置してその協議会を踏まえて沖縄の振興に対応していきたい等々、かなり強く国際都市形成構想の要請を受けた、インパクトを持った、政府を動かしたということがこの談話を見ても分かります。そういう意味で知事にお尋ねしたいのは、来年の復帰50年、知事が求める協議体、ＳＡＣＷＯ。先ほど公室長答弁がありましたけれども、もちろん非常に重要ですが、問われているのはそのＳＡＣＷＯにおいて何を主張するかだと思うんですね。それで、今般のこの50％以下に削減、この要請をステップにしながら、基地のない平和で豊かな沖縄、これを県民共有の議論にしていくことが非常に重要ではないか。それから譲れない県益というものを示して、アクションプログラムをしっかりと作成をしながら復帰50年に向けた取組、これを県民とともにつくり上げていくこと。こういったことがちょうど復帰から半世紀という節目はまさに来年をおいてないわけで、その差しかかる、その知事のその姿勢そして取組というのは非常に重要だと思いますので、お尋ねをいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まず議員の御指摘は復帰50年を迎えて、例えば過去を振り返った場合には基地返還アクションプログラム、これは国際都市形成構想とリンクして行われていたというような部分がある。そういったものを踏まえて、沖縄県としても21世紀ビジョンそういったものも見据えて新たなビジョンを示すべきではないかという趣旨の御質問だと思います。

御指摘は、そのような趣旨はよく理解できております。振り返ってみますと、アクションプログラムは不幸な事件を契機として、当時の県政として県民世論の高まりも受けて発したもの、そして、それをまた当時の橋本総理もしっかり受け止めていただいたものと考

えています。一方で沖縄県が今般出しましたのは、やはり日米安全保障体制の変化、それからアジアの環境の変化、そういったものを踏まえたときに、一方で今現在、ＳＡＣＯですとか統合計画、これが全部返還されたとしても69％の基地が残る。そしてまた一方で多くの国民が日米安全保障体制を必要としている。そういった中においてまだ沖縄県は基地が過重に集中しているということを踏まえた中において、やはりこの機会にもう一度新たなビジョンをつくっていただく必要があるだろうということを考えてつくったものでございます。したがいまして、まず21世紀ビジョンで期待されております基地のない平和な沖縄、これを目指しながらも、基地従業員の環境、それからどういったところを返還すればいいか、いろいろ御意見が出ております。中南部に多くの基地があって、なかなか都市の形成、それから交通渋滞、様々な課題があります。それから一方で基地従業員、労働者の雇用をどのように守るかという観点から、例えばそういった基地従業員の少ない施設から返還を持っていくべきだろうと。そういったものは、やはり日米両政府において、真摯に議論を行っていただきたいということを我々も受けたものでございます。そういったことを求めるに当たっては、我々しっかりと今後、今回の要請を皮切りにスタートとして、しっかりと21世紀ビジョンの思い、それは県民の願いでありますので、それを根底に踏まえながら、より現実的な基地の整理縮小を今後沖縄復帰50年を節目としてスタートをさせていきたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　振り返って、時代を代表するということを先ほど触れましたが、例えば1972年、復帰の際の屋良朝苗主席の時期の建議書ありました。それから先ほど言った国際都市形成構想においては、やっぱり市町村の跡利用の計画の熟度、市町村総合計画、そういったことを見ながらこの返還の段階を示していった。これが非常にインパクトをもたらしたというふうに思います。それから21世紀ビジョンは県民のアンケート、それから高校生の作文、そして市町村のワークショップ、こういった積み上げの県民のその願い、そして沖縄がやっぱり死活的に重要とする価値が何であるかということを取りまとめるという意味では、非常に大きな構想として今県の指針になっているわけですよね。

それで知事にお尋ねしたいのは、やはり復帰50年というのは、その半世紀というのは非常に重たい節目であると思うわけです。ですので、その50％以下に削減ということをステップにして、皮切りにしてということを先ほど来おっしゃっていますので、それを皮切りにして一体どういうふうにこれを積み重ねたら、本来県民が求める基地のない平和で豊かな沖縄にたどり着くんだというそのグランドデザイン、そしてそのアクションプログラムというのは非常に私はこの機会に、一年をかけてつくるべきものだというふうに、それでもタイトでありますけれども、50年に向けてつくっていく必要があると思いますので、ぜひ知事の見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　これまでの県の基地返還におけるアクションプログラム等は、先ほど謝花副知事からお話をさせていただきました。そして、今般この50年要請については、公室長からその内容についてもお話をさせていただきました。つまり我々は今、沖縄県にあるその米軍専用施設面積を減らしていくために、具体的にどのようにアクションをしていくのかということをまず日米両政府に求め、そのためには沖縄における基地をあと１万ヘクタール程度返還させないと50％に達しないという現実があります。ですから、一つ一つの基地の在り方もそうですけれども、米軍においても今海兵隊の分散化が盛んに計画されているこの時宜を捉えて、日本政府に対しては、その米軍とのタイミングを合わせて、ではどのような沖縄の要望を聞き入れることができるのかということをまずそのことを示し、そしてそこにはやはり県民の意識をしっかりと織り込んでいくための沖縄が参画をする協議の場をつくるということで、段階的ではありますけれども、そのようにしっかりと意識を捉えていただくということが肝要であるというふうに思っております。

議員おっしゃるとおり、来年復帰50周年に向けて、我々はここからさらに政府に対しても様々な協議を求めていきたいと思いますし、県民におかれましても、国民におかれましても、日米安全保障体制のその検証とまではいかなくても、そのことについてもう一度しっかりと現状を改めて考えていただき、沖縄におけるこの過重な基地負担を、ではどのようにすれば解決の道へと探れるのかということについても我々からも提供いたしますし、国民への世論の喚起もまた求めていければというように思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　時間が来ておりますが、ぜひ知事におかれては、県民の主体性というものをしっかりと示していく、そういう復帰50年の節目に向けたアクションプログラム、ぜひ示していただけますように重

ねてお願いをいたしまして、質問を終わります。
ありがとうございました。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前11時55分休憩
午後１時20分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
午前に引き続き代表質問を行います。
平良昭一君。
〔平良昭一君登壇〕
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後１時20分休憩
午後１時21分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○平良　昭一君　会派おきなわの平良昭一でございます。
会派を代表して質問を行います。
１点目、知事の政治姿勢について。
(1)、那覇港湾施設移設について、令和３年５月19日に第27回移設協議会が開催されたが、その内容と今後の方向性について伺います。
(2)、(3) 飛ばしまして (4)、現在県内の貸切りバス事業は緊急事態宣言や旅行の自粛・中止などにより、極めて厳しい経営状況にあり、コロナ禍における貸切りバス事業者への支援策として、県内小・中・高生の南部戦跡等への平和学習を推進してはどうかということを伺います。
(5)、那覇空港内クリニック設置の進捗状況について伺います。
(6)、北部基幹病院関係について。
ア、昨年、基本的枠組みに関する合意書の合意が成立したが、その後の整備に向けた進捗状況を伺います。
イ、北部基幹病院への移行後の離島診療所の診療体制についてお聞きいたします。
(7)、世界自然遺産登録の今後の取組について。
正式な登録決定は、７月16日から31日にオンラインで開かれるユネスコ世界遺産委員会で決まる見通しだが、登録が実現すれば2011年６月の小笠原諸島以来、国内から10年ぶり５件目の登録となります。沖縄県では2000年に世界文化遺産に登録された琉球王国のグスク及び関連遺産群に続く朗報に期待がかかるものであります。しかし、自然遺産候補地の北部地域では、依然として課題が山積し、政府は推薦区域に返還された在沖米軍北部訓練場跡地の約2800ヘクタールを含め、区域見直しと自然保護を一体的に進める道筋を見いだした。ただ北部訓練場跡地からは、銃弾やドラム缶など米軍のものと見られる廃棄物が相次いで見つかっております。防衛省は、訓練場跡地の支障除去を１年間で終え、土壌汚染や水質汚濁がないことを確認したと主張しており、環境省は防衛省が適切に対応しているとしております。登録前までに徹底した環境調査を政府に求める声は多いが実現は道半ばとなっている状況からお聞きしたい。
ア、米軍北部訓練場跡地に対しては、沖縄防衛局と連携して情報収集しながら、地元と自然環境の保全に向けた取組に注力をしたいと述べている。県として具体的な実効策とどのような今後のスケジュールを描いているのか伺います。
イ、新聞報道によると、国頭村の世界自然遺産候補地の緩衝地帯でドリフト走行を繰り返すなどの危険行為が行われているという。場所は国頭村辺野喜ダム周辺で、近くにはヤンバルクイナなどの希少種が多く住んでおります。生態系に影響を与える可能性が高く、県として地元と連携した対策などについて伺います。
ウ、新型コロナウイルス感染症の影響で北部地域の観光事業者も影響を受けております。世界自然遺産登録を契機に、落ち込んだ観光業のＶ字回復に期待する声は多い。自然保護と観光や開発のはざまで難しい部分はあると思いますが、これをどう両立して環境保護と北部振興につなげていくか、その考え方を伺います。
２、新型コロナウイルス対策について。
県内のワクチン接種状況と沖縄県の接種計画について伺います。また県が設置する広域ワクチン接種センターは、市町村における接種を補完するとありますが、市町村の負担・課題に対し広域接種センター設置でどのようなことが解消されるのか伺います。一方、市町村のワクチン接種実施計画（接種券発送業務、医師・看護師確保）の見直しや二重予約などの影響が生じないか伺います。
(2)、小・中・高校の学校関係者に感染者が発生した場合のＰＣＲ検査についてですが、医療従事者に代わり教職員が採取、搬送までを行うとのことだが、10代の感染者が増加傾向にある中、学校内における対処が増えると考えられ、教職員の負担感がある。また、採取時における感染リスクへの懸念もあり、検体採取・回収・検査機関提出へのオペレーションについて聞きたいと思います。
(4)、小中学校の休校により、給食に食材を提供する業者や生産者に影響が生じております。給食用の牛乳、野菜などの在庫を抱え、価格の下落などにより売上額の減少が見込まれる。余剰分の一部補塡をするなど支援策は考えられないか、県としての対応策について聞きたい。

(5)、水際対策として那覇空港等でＰＣＲ検査を実施しておりますが、検査実施時間は９時から20時までとなっており、早朝、深夜便の乗客は利用できない。変異株の流入を含め、県内空港での水際対策は十分と言えるのか。検査時間の延長を含め体制強化についてお聞きします。

(6)、県外からの直行便がある空港はＰＣＲ検査が行われるようになったが、港の水際対策について伺います。

(7)、基地従業員へのワクチン接種の状況と課題について伺います。

３、新たな沖縄振興計画について。

(1)、新たな沖縄振興の目玉と今後のスケジュールについて伺います。

(2)、沖縄振興調査会の小渕会長により、単純延長はないとの発言があったが、県の受け止めについて伺います。また国への貢献とは具体的に何か伺います。

(5)、企業の稼ぐ力が自立型経済の構築につながるが、稼ぐためのＤＸの推進やイノベーションの促進等による生産性の向上、経営基盤の強化が求められる。すなわち、県民所得の向上が持続的な県経済の成長につながるものであり、そのためには県内企業の競争力強化を積極的に進めるべきだと考えるが促進策を聞きたい。

(6)、コロナによりダメージを受けた観光業を立て直し、安全・安心で快適な観光地の形成に向けた取組は急務である。ポストコロナを見据え、沖縄経済を牽引する観光産業の成長のため、さらなる魅力ある観光地として形成する必要があると思うが、新たな振興計画での施策を伺います。

(7)、政府目標の2050年に温暖化ガス排出実質ゼロに向け、各企業は技術革新に進むと思われます。沖縄県が先進県として取り組むことにより、企業の進出が図られ、最新技術が沖縄に集中し新たな産業構造が構築される可能性があります。脱炭素社会の実現に向け、新たなエネルギーの導入が不可欠であり、沖縄に適したエネルギー基本構想（方針）が必要であると考えるが所見を聞きたい。

４、企画部関係について。

(1)、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入について。

ア、鉄軌道の導入に関する課題と対策、現在の取組状況と次期振興計画への位置づけ作業の状況について伺います。

イ、新型コロナによる外出控えや交通手段の転換によるゆいレール等の公共交通機関の経営面への打撃が大きいと聞く。国からは採算性等が課題として示されている鉄軌道の導入に当たって、新型コロナやそれに伴う生活スタイルの変化の影響について伺います。

(2)、沖縄自動車道における独自料金及び割引制度について伺います。

５点目、土木建築関係について。

(1)、建設設計及び土木コンサル業に係る入札最低制限価格の引上げについて伺う。

(2)、伊平屋空港の進捗状況について伺う。

(3)、伊江島空港有効活用に向けた取組について伺います。

６点目、農林水産部関係について。

(1)、県内農林水産物の輸出について、香港、台湾などのアジア圏からの需要があるが、貨物直行便がないことや機材スペースの問題により量を出せず業者損失が大きい。アジアからの需要に応じるための対策を聞きたい。

(2)、航空便が減便されている中、県産農林水産物の県外輸送への対応について伺います。

(3)、県産農林水産物については需要の低下が懸念されているが、消費喚起策をどのように考えているか伺います。

(4)、黒糖の販売が低迷しているが、その要因と対策について伺います。

７点目、教育関係について。

(1)、コロナ対策の２週間休校の影響と再開後の子供たちに対し、学習の質を低下させないことが重要であると考えるがどのように取り組むか聞きたい。

(2)、休校になった場合のオンライン授業に向け、生徒へのタブレット配付状況はどうなっているのか伺う。

(3)、県内は３割を占める世帯が貧困とされている。学童保育の受入れ制限や児童館休館が多く、子供の居場所の確保が課題である。また共働き世帯が多く、休校措置期間は子供と家庭で一緒に過ごすことが困難である。仮に過ごせたとしても、親の精神的負担から子供への虐待も想定され、若年層の自殺増加が懸念される。休校措置により、子供の居場所の確保や共働き世帯への経済的・精神的負担が大きいと考えるが見解をお聞きします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　平良昭一議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(6)、公立沖縄北部医療センターの進捗状況について

お答えいたします。

公立沖縄北部医療センターの整備につきましては、現在、昨年度策定した基本構想を踏まえ、外来や救急部門などの各部門別計画、敷地に対する建物配置や院内の動線を定める施設基本計画など、病院を設計するに当たっての条件の整理を行う整備基本計画の策定作業を進めているところです。今後は、令和４年１月までに基本計画の素案を作成し、パブリックコメントを経て、３月に基本計画を策定する予定としており、引き続き北部医療センターの早期整備に向けて取り組んでまいります。

次に、新たな沖縄振興計画についての御質問の中の３の (7)、沖縄に適したエネルギー基本構想についてお答えいたします。

沖縄県では、世界的な脱炭素に向けた潮流や2050年のカーボンニュートラルを目指す国の方針に加え、沖縄らしいＳＤＧｓを推進するため、去る３月に沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブを策定いたしました。沖縄県としては、新たな振興計画の柱の一つとして脱炭素島嶼社会の実現に向けたエネルギー施策の推進を位置づけ、民間事業者等の再生可能エネルギー関連設備の導入、新たな技術開発を促す税制優遇及び補助制度の創設を目指し、2050年度脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、農林水産部関係についての御質問の中の６の (3)、県産農林水産物の消費喚起策についてお答えいたします。

沖縄県では、観光客の減少等により需要の低下が懸念される県産農林水産物の消費喚起策として、今年度予算２億円を計上し、ちばりよ～！わった～農林水産業応援プロジェクト事業を実施しております。具体的には、県産果実、野菜、畜産物及び水産物の学校給食への食材提供、県産花卉等を使った公共施設等での飾花・展示を実施し、食育・花育を通じた地産地消の推進による消費喚起に取り組んでいます。

沖縄県としましては、引き続き関係機関と連携し、県産農林水産物の消費拡大に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　１、知事の政治姿勢についての (1)、第27回移設協議会の内容と方向性についてお答えいたします。

去る５月19日に開催された第27回那覇港湾施設移設に関する協議会においては、那覇港管理組合から、浦添ふ頭地区における民港の形状案が報告されました。これに対し、防衛省において、同形状案との整合を図りつつ移設を進めるべく、今後、技術的な検討を進めることが確認されたところであります。今後、移設協議会において、防衛省から代替施設の配置案が示され、民港との整合等が確認されることになると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (4)、平和学習の推進についてお答えします。

県教育委員会では、平和教育を教育主要施策に位置づけ、児童生徒の発達段階に応じて、平和で民主的な国家及び社会の形成者としてふさわしい資質を育成しております。コロナ禍にあっても、各学校においては、タブレットを用いた調べ学習や新聞記事を用いた平和について考える授業など、様々な工夫を行い平和教育に取り組んでおります。今後とも、感染状況を見据えながら、南部戦跡等を巡ることや、平和関連施設の積極的な活用を図るなど、平和教育の充実に努めてまいります。

次に７、教育関係についての御質問の (1)、臨時休校の影響と再開後の学習についてお答えします。

休校期間中、各学校においては、事前の学習課題を配付したり、オンラインを活用するなど、学習支援を行ってまいりました。学校再開後は、休校中の学習内容の重点化を図るとともに、補習授業等を行い、学び残しがないよう取り組んでまいります。また、授業時数の確保のため、学校の実情に応じて、年間指導計画の見直し等を検討しているところであります。

県教育委員会としましては、コロナ禍にあっても、学習の遅れが生じないよう支援に努めてまいります。

同じく (2)、オンライン授業に係るタブレット配付状況についてお答えします。

市町村立小中学校においては、ほとんどの学校でＧＩＧＡスクール構想の補助金等を活用して、一人一台端末を整備し、授業で活用し始めております。一部の学校では、休校期間中においても端末を持ち帰るなど、オンライン学習等に活用している事例も報告されております。

県教育委員会としましては、ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて、教職員研修を進めるとともに、各学校での授業の活用事例などを提供し、支援してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての (5)、那覇空港内クリニック設置についてお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社は、旅客サービス強化の一環として、空港内クリニック設置を必要と認識し、検討を進めているところです。県は、那覇空港における水際対策として、希望者を対象にＰＣＲ検査を実施しており、さらに抗原検査の実施についても、調整を進めているところです。このような状況も踏まえ、クリニックの機能について調整する必要があると考えており、引き続き同社と連携して取り組んでまいります。

同じく１の (7) のウ、環境保護と両立した北部振興についてお答えいたします。

北部振興については、県土の均衡ある発展を図る観点から、地域経済の活性化や社会資本整備等の取組が北部振興事業などにより進められております。今後の世界自然遺産への登録を契機として、観光客の大幅な増加等が予想されることから、その効果が北部地域全体の発展に資するよう、持続可能な観光受入れ体制の構築と併せ、ＩＣＴを活用し世界自然遺産などの魅力を体験、学ぶことができる新しい形の観光コンテンツの創出や、滞在型観光の推進、周遊型観光ルートの形成など、引き続き環境保護と両立した北部振興に向けた取組を北部圏域市町村と連携し推進してまいります。

次に３、新たな沖縄振興計画についての (1)、沖縄振興の目玉と今後のスケジュールについてお答えいたします。

本県は、我が国の南西端に至る広大な海域の確保に寄与しており、ブルーエコノミーの推進による新たな産業の創出等に取り組むこととしております。あわせて、海域保全の起点となる本県離島の振興に向けて、次世代情報通信基盤の整備や遠隔医療・遠隔教育の推進などを図ることとしております。また、我が国が推進する2050年脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進等に取り組むこととしております。沖縄観光における高次元のニーズへの対応や高付加価値化など、量だけでなく質も併せて向上させることにより、サステーナブル・ツーリズムの推進など、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を推進してまいります。これら施策の展開に必要な制度の拡充・創設について、適宜機会を逸することなく、知事を先頭に市町村長と一丸となって、国の関係要路へ御理解と御協力を求めてまいりたいと考えております。

同じく３の (2)、沖縄振興調査会会長の発言等についてお答えいたします。

沖縄振興調査会において、知事は、これまでの沖縄振興策の展開により多くの成果が上がる一方で、沖縄の特殊事情から派生する課題はなお残っており、新たに生じた課題等も明らかになっていることから、引き続き国の特別措置が必要であることを説明したところです。また、先日閣議決定された、いわゆる骨太の方針において、関係各位の御尽力により、「これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する」ことが盛り込まれたところです。

県としては、本県の発展可能性を引き出すことは、我が国の発展につながり、国家戦略としても大きな意義を持つことを関係要路に丁寧に説明してまいりたいと考えております。

次に４、企画部関係についての (1) のア、鉄軌道の導入に関する課題と取組状況等についてお答えいたします。

県は、鉄軌道の持続的運営の観点から、駅やレール等のインフラ部分を公共が整備・保有し、事業者は運行のみを行う全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設が不可欠と考えており、新たな沖縄振興のための制度提言において、制度の創設を国に求めているところであります。また、新たな振興計画（素案）においても、県土の均衡ある発展などを図る観点から、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組むこととしております。

同じく４の (1) のイ、新型コロナウイルス感染症による鉄軌道導入への影響についてお答えいたします。

県は、アフターコロナにおいて、様々な分野で新しい生活様式に対応する取組を進めるとともに、深刻な影響からの復興に向けて取り組んでいくこととしております。沖縄21世紀ビジョンで掲げる県民が望む将来像の実現、陸上交通の現状の課題解決の観点から、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上、低炭素社会の実現などを図ることを目的に、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組んでまいります。

同じく４の (2)、沖縄自動車道の特別割引についてお答えいたします。

西日本高速道路株式会社が実施する沖縄自動車道のみに適用される特別割引は、県民や観光客の移動利便性の向上はもとより、北部地域の振興、さらには県経済全体の活性化にも寄与していることから、令和４年３月末で終了する同割引の制度は必要と認識しております。

県としましては、西日本高速道路株式会社をはじめとする関係要路に対して、沖縄の実情を丁寧に説明し、同割引制度の継続を要請してまいります。

次に５、土木建築関係についての (3)、伊江島空港の有効活用についてお答えいたします。

現在、伊江島空港は米軍訓練空域内にあり、運用時間が土日の限られた時間に制限されております。伊江島空港の活用については、運用制限の改善や施設整備の必要性等の課題が示されていることから、県としては、これらの課題を踏まえつつ、同空港への就航の実現性について、様々な観点から検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (6) のイ、離島診療所の診療体制についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターにつきましては、県立北部病院附属診療所及び北部12市町村が設置した診療所は、原則として、附属診療所として位置づけ、既存の診療体制及び診療機能の維持に配慮していくこととしております。また、離島・僻地の附属診療所における日常的な疾病や外傷等の診断、治療の支援を行うほか、僻地医療拠点病院として巡回診療の実施やＩＣＴの活用による遠隔診療等により、離島住民に対する専門医療を提供していくこととしております。

次に２、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の (1)、県の接種状況と広域ワクチン接種センターについてお答えいたします。

国の資料によると、６月23日時点で、ワクチンを少なくとも１回以上接種した者の人数は、22万2888人となっております。運営に当たっては、二重予約を回避するため、コールセンターにおける市町村予約の有無の確認、ウェブサイトにおける画面トップ上における注意書きの表示等において対策を行っております。市町村との接種情報の共有については、予約された接種券番号の市町村への報告等により対応を行っております。県の広域接種では、平日の夕方や土曜、日曜についても比較的遅い時間に開始するなど、市町村の接種体制に影響が出ないよう配慮しております。

県としましては、広域ワクチン接種センターの設置により、市町村の接種事務を軽減するとともに、県全体のワクチン接種を加速化させたいと考えております。

同じく２の (2)、学校ＰＣＲのオペレーションについてお答えいたします。

学校ＰＣＲ支援チームでは、まず、児童生徒の各家庭へ学校関係者を経由し、検体採取容器を配付いたします。次に、原則として各家庭において唾液を採取し、採取済みの検体は二重包装された状態で学校に提出されます。学校にて集約された検体は、まとめて検査機関へ搬送することになっております。なお、学校ＰＣＲの運用に当たって、６月４日に市町村教育委員会等向けの説明会を、同11日に学校関係者向けの説明会をそれぞれ実施し、実施内容について御理解、御協力いただけるよう周知を図ったところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (7) のア、北部訓練場跡地の環境保全についてお答えいたします。

北部訓練場跡地については世界自然遺産推薦地であることから、自然環境と生物多様性を保全していく必要があり、米軍の廃棄物が発見された場合には、沖縄森林管理署との協定に基づき、沖縄防衛局が撤去等原状回復を行うこととなっております。今後、米軍の廃棄物が確認された場合には、沖縄防衛局に情報提供するなど連携して対応するとともに、定期的な情報交換の場の設定について検討してまいります。

同じく (7) のイ、世界自然遺産推薦地内での車両の危険行為に対する対策についてお答えします。

現在、県では、世界自然遺産推薦地内の生物多様性を保全するため、外来種対策としてマングース等の捕獲、ヤンバルテナガコガネ等の希少種の密猟対策として名護警察署とのパトロールや林道の通行止めなどを実施しております。御指摘の危険行為につきましても、夜間の騒音等により自然環境へ影響を及ぼす可能性があることから、地元関係者と対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　２、新型コロナウイルス対策についての (4)、臨時休校による農産物の余剰対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による小中学校等の休校措置に伴う野菜などの在庫分については、量販店等へ販売しており、市場価格への影響は出ておりませんが、学校給食用牛乳については、供給が停止され、余剰乳が発生しております。そのため、生乳生産者は学校給食用牛乳を価格の安い脱脂粉乳等の原料として販売しており、その差額分の損失が発生します。

県としましては、余剰乳量の把握に努めるとともに、どのような支援が可能か検討してまいります。

続きまして６、農林水産部関係についての (2)、減便下の航空便による県外輸送についてお答えいたします。

県では、県産生鮮品の円滑な航空輸送体制の確立に向けて、航空物流機能回復事業により、関係者との意見交換を通して月ごとに貨物専用臨時便の就航を図っております。現在の状況として、県外便について関係者からの要望等はなく、離島便に関して５月期に宮古―那覇間４便の運航があり、おおむね円滑に県外輸送が行われております。今後とも関係者と連携し状況を注視してまいります。

同じく６の (4)、黒糖の販売低迷の要因と対策についてお答えします。

県産黒糖については、国内の砂糖消費の低迷や輸入黒糖等との競合に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観光客向けお土産品の消費が落ち込んでいることから、卸売業者等の取扱いが低迷しております。

県としましては、５月10日の黒糖の日における販売促進や一括交付金を活用した沖縄黒糖販路拡大推進事業において商談会を支援するなど、販売対策に向けた取組を強化するとともに、引き続き国や関係団体等と連携し、県産黒糖の消費回復及び販路拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　２、新型コロナウイルス対策についての中の (5)、那覇空港ＰＣＲ検査体制の強化についてお答えいたします。

那覇空港におけるＰＣＲ検査体制については、航空便の運航状況、県外空港等での検査実施状況を踏まえ、午前９時から午後８時までの運用としております。検査実施時間外の早朝・深夜便の利用者には、前日または翌日の空港での検査を案内するほか、県内の検査機関の紹介を行っております。また、県では、那覇空港での抗原検査の導入による検査体制の強化に取り組んでいるところであり、あわせて出発地でのＰＣＲ検査等の体制整備に係る国の取組についても注視してまいります。

次に３、新たな沖縄振興計画についての中の (6)、ポストコロナを見据えた観光施策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症により観光産業は大きな影響を受けておりますが、観光の回復なくして沖縄経済の回復はないものと考えております。新たな振興計画（素案）では、安全・安心で快適な観光地の形成を基本に、世界の観光需要に対応した受入れ環境を整備するとともに、ＳＤＧｓに適応する観光ブランド力の強化、ＤＸを取り入れた観光の高度化・多様化を促進することで、一定の量を求めながら質の向上を図り、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　２、新型コロナウイルス対策についての (6)、港湾における水際対策についてお答えいたします。

離島を結ぶ旅客定期航路においては、サーモグラフィーや非接触型体温計による乗船者の検温を行っております。乗船予定者に37.5度以上の発熱が確認された場合は、新型コロナウイルス感染症予防や体調不良時の相談窓口の連絡先を記載したパンフレットを配布し、旅行者専用相談センターＴＡＣＯまたはコールセンターへ連絡するよう協力依頼しております。今後とも関係機関と連携しながら、対応してまいります。

次に５、土木建築関係について (1)、業務委託の最低制限価格の見直しについてお答えいたします。

土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格については、契約の内容に適合した履行を確保するため、国に準じた最低制限価格試行要領に基づき設定しております。最低制限価格の見直しについては、適正な利潤を確保するための調査が必要であることから、関係団体等と意見交換を行うなど取り組んでいるところであります。

同じく５の (2)、伊平屋空港の進捗状況についてお答えいたします。

伊平屋空港については、航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証、関係機関との調整に取り組

んでいるところであります。引き続き伊平屋村、伊是名村と連携して、航空会社の意向取付けや需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の (7)、基地従業員へのワクチン接種の状況と課題についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、６月15日から嘉手納基地と海軍病院において、希望する基地従業員を対象に接種が開始されたとのことであります。課題としては、強制接種や未接種による配置転換など労働条件への影響、接種に伴う副反応への補償などが考えられますが、日米両政府において接種を希望しない基地従業員が未接種を理由に不利に扱われることがないこと、副反応が生じた場合は在日米軍人等と同様な米国の救済制度が適用される旨合意したとのことであります。

県としては、今後とも基地従業員の労働条件について、沖縄防衛局などと連携し情報収集に努めてまいります。

次に３、新たな沖縄振興計画についての御質問の中の (5)、県民所得の向上と県内企業の競争力強化についてお答えいたします。

沖縄県では、県民所得の向上が重要な課題であることから、稼ぐ力に関する万国津梁会議を設置し、県内の企業、個人、地域の稼ぐ力の強化について産業横断的に検討しております。県経済のさらなる成長に向けては、１、県内企業の競争力強化を図り、域外市場で稼ぐとともに、域内経済循環を促進し、２、企業が収益を給与や人材育成等、将来への投資に振り向けることを促進すること等が重要であると考えております。このため、リゾテックおきなわによるＤＸやイノベーションの推進、企業間連携による経済循環の促進など､稼ぐ力の強化に向けた取組を推進してまいります。

次に６、農林水産部関係についての御質問の中の (1)、農林水産物輸出におけるアジア需要への対策についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルスの影響による国際線の運休を受け、本土経由の輸送ルートを確保し、県産品の輸出促進に取り組んでおります。また、コロナ禍による航空物流を取り巻く環境変化に対応し、貨物機の活用に加え、豊富なネットワークを持つ旅客便の貨物スペースを活用する新たな輸送モデルの構築に取り組んでおります。

県としましては、多仕向地化や多頻度化など、航空物流の機能強化に努めるとともに、越境ＥＣの促進など県産品のさらなる輸出拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　７、教育関係についての御質問の中の (3)、子供の居場所の確保等についてお答えいたします。

県では、仕事を休むことが困難な保護者の負担を軽減し、子供の居場所を確保するため、市町村に対し、小学校の臨時休校期間中、放課後児童クラブを午前中から開所するよう依頼したところです。また、休校により食の確保への影響が懸念されたことから、沖縄子どもの未来県民会議と連携し、地域の飲食店による食支援活動への支援のほか、県内全域の約220か所の子供の居場所等へ食料品を届ける取組を実施しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　コロナ禍における貸切りバス事業の支援の件ですけれども、教育長の考え方は分かりました。これまで、バス事業者からいろいろな要請等もあったと思います。その観点から文化観光スポーツ部、商工労働部の意見を頂戴したい。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時５分休憩

午後２時６分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　貸切りバスの関係ですが、支援を含めて活用促進というところの部分ですけれども、県では観光関連事業者等応援プロジェクトにより、貸切りバス事業者を含めた幅広い事業者へ支援を行うこととしております。また、現在は感染状況を勘案して休止はしておりますけど、おきなわ彩発見バスツアー促進事業において、県内旅行会社が造成販売するバスツアー等に対する補助を実施しておりました。

今後は感染状況を勘案しながら、関係者の意見を聞きながら、おきなわ彩発見バスツアーにつきまして、事業スキームを見直しながら貸切りバス事業者の支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時７分休憩
午後２時７分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
商工労働部長。
○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。
貸切りバスへの支援についてという御質問だと思います。商工労働部におきましては、県内事業者が大変厳しい状況にあるかと思っております。そのため事業の継続、それから雇用の維持の観点から無利子、無担保の資金繰りの支援、それから雇用調整助成金の上乗せ助成等を実施しまして、事業者の事業の継続、雇用の維持という観点で支援を行っております。引き続き、こういった県内企業の事業について支援を行っていきたいというふうに考えております。
以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　バス事業者、協会から我々のところにも来まして、一緒に副知事のところへ要請に参りました。事業者の考え方、今も休眠状態にあるという形の中で、今後コロナが長期化することによって、会社運営自体ができない。非常に困っているという中で、彼らの発想というのは、来年の復帰50周年に向けて、青少年育成のための平和教育をしたいと。ひめゆり平和祈念資料館が今年リニューアルされた、それを大いに利用しながらセットでやっていけば生き延びるかもしれないという要望があったんですよ。その辺に対して、県としての考え方を聞きたい。
○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。
○副知事（照屋義実君）　御提案の事業について大変意義深い事業だと考えておりまして、来年の50周年記念事業もありますし、記憶の継承事業という位置づけでもって、全校の――どこまで対象にするか、教育委員会のほうで御検討いただくことになると思うんですけれども、前向きに検討し取り組んでいきたいというように考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　教育長、非常にコロナに対する微妙なところあると思うんです。しかし平和教育の観点からするといい時期だということもひとつ言えると思うんです。満員にするわけじゃなくてバスを４台、５台に分けても一人二座席ずつでもいいですから、そういう努力もあると思いますので、コロナの中だから経済的に助けることもできるし、子供たちの平和教育はできる。そういうプラスの材料も私はあると思いますけれども、どうですか。
○議長（赤嶺　昇君）　教育長。
○教育長（金城弘昌君）　各小中学校、高校等も含めて年間事業計画をつくって計画をしているところでございます。平和教育については大変重要ということで、先ほど答弁させていただきましたので、いわゆる戦跡巡り含めて、しっかり平和関連施設の利用については組み込んでいただけるように促していきたいというふうに思っています。
以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　ぜひ検討していただきたいと思います。
那覇空港内のクリニックについてでありますけれども、これは県議会の中からも過去にそういう必要性を訴えてきました。那覇空港ビルディングとの意見交換の中でも、場所は確保できるんだということがあり、そしてまた開業を希望する業者も出てきているというんですけれども、実際どうなんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　那覇空港ビルディング株式会社とは、随時意見交換をしておりまして、開業というか、希望する医療機関があるということは、県としても聞いているところです。ただし、今、那覇空港ビルディングは、クリニックの運営事業者として離島医療も担えるような体制が望ましいのではないかという視点で考えているようでございます。どのような役割を担うか、それからどのような運営事業者が望ましいのか、この辺りを今、意見交換を進めているところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　これはコロナの前からの問題なんですよね。必要性があるんだということを県議会の中でも議論してきたわけです。アフターコロナを見ることも大事ですけれども、那覇空港は絶対必要だとの認識を持っていますので、ぜひ今後しっかり対応していただきたいと思います。
それと、広域ワクチン接種センター、これは県の接種計画はないんですか、具体的に。市町村はあるかもしれないけれども。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後２時12分休憩
午後２時12分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　広域ワクチン接種センター２か所については、市町村の接種、特に高齢者の接種について補完する役割でまずは設置いたし

ました。ただし県としましても、県全体のワクチンの――市町村を取りまとめてプランを立てることは大切だと思っております。また第３の会場につきましても、促進するための加速化計画というのをつくることになっておりますので、それも含めて全体として計画性を持って取り組んでいきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　結局、コンベンションセンターにかなり空きがあるというんです。今日の話の中で予約はしっかりされている、しかし接種を受ける方が何％もいないという、こういう状況があるわけですよね。実際、県民の中からかかりつけの病院でやったほうがずっと早いんじゃないのかという意見も出てきているわけ。総合的な問題の中で県の考え方、接種計画というのは絶対必要だと私は思うんです。これからカバーするのであれば、これからでも必要だと思いますけれども、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員おっしゃるとおり、県も計画的に進める必要がありますのでしっかりと計画を立てて取り組んでいきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　最後に、伊平屋と伊江島空港の件。粟国に第一航空さんが再開するという情報があります。極秘の情報かもしれませんけれども、伊江島と伊平屋空港の航路を開設してやりたいというような話もありますけれども､具体的にそういう話がありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　航空会社から具体的な就航希望のお話があるかというふうに捉えていますけれども、現在直接的に我々伺っておりませんが、伊平屋村・伊是名村と連携して就航の可能性について意見交換を行っていきたいと考えております。

○平良　昭一君　僕は今、伊江島も含めてということで、そういう情報があるけれども、聞いているか聞いてないか。

○土木建築部長（島袋善明君）　伊江島ですか。伊平屋ですか。

○平良　昭一君　第一航空……。

休憩でいいか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時15分休憩

午後２時15分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

今正式な形での御要望等は伺っておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久　成崇君　こんにちは。

会派・南風代表の次呂久成崇です。

このたび新会派結成に伴い、各会派、各議員には、各委員会異動をはじめ協議していただくなど負担をおかけいたしましたが、御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

私たち会派南風は、中頭郡区仲宗根悟議員、そして那覇市・南部離島選出の翁長雄治議員、そして私の３名で互いに力とそして思い、心を合わせ爽やかな風、パイカジを議会内に吹かせ、県民の負託に応えるべく頑張っていく所存です。県民の皆様、各会派、各議員の皆様、引き続きよろしくお願いします。

それでは、代表質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、石垣市平得大俣で進められている陸上自衛隊配備計画において、沖縄防衛局が石垣市に提出した伐採行為通知書に、工事着工前に予定地で実施した現況調査報告書に記載のない国指定天然記念物のサキシマスオウノキやアマミアラカシが記載されていたことが判明した。サキシマスオウノキは群落が天然記念物に指定されるほど貴重であり、これが事実なら大発見である。環境保全・希少種の保護のため現場を確認する必要があるのではないか。知事の見解と対応について伺う。

２、新型コロナウイルス感染防止対策について。

(1)、県内市町村の新型コロナワクチン優先接種の取組と実施状況について伺う。

(2)、エッセンシャルワーカー等の優先接種の取組と実施状況について伺う。

(3)、まん延防止等重点措置の営業時間短縮要請及び緊急事態措置に係る休業要請等に伴う協力金の支給状況について伺う。

(4)、相次ぐまん延防止等重点措置、緊急事態措置、県立学校休校措置等により、離島の児童生徒や保護者は県内外の大会参加の対応に苦慮している。現状と課題を把握しているか伺う。

(5)、児童生徒の学びの保障の取組と課題について伺う。

３、環境行政について。

(1)、世界自然遺産登録について。

ア、知事は５月12日にマスコミの取材に対して、自然環境を保全することが沖縄県の使命だと重く受け止めていると、環境保全の取組を進める考えを示した。保全の具体策として、１、管理型観光の仕組みづ

くり、２、希少種保護に向けた交通事故や密猟の防止、３、外来種対策を挙げているが、その真意と進捗について伺う。

イ、西表島の入島制限について、県は島内の水道供給能力を基に受入れ可能な観光客数の上限（基準値）を１日当たり1230人に設定している。2020年１月に住民らの合意を経て運用を始めているが、これは努力義務でしかなく実効性が担保できない。県は今後、地元の竹富町や船会社とどのように連携し取り組んでいくのか伺う。

ウ、竹富町はツアーガイド事業者の乱立と無秩序なツアーを防ぐため、2020年４月に町観光案内人条例を制定した。観光ガイド事業を町長の許可制とし、適正ガイドを通して自然環境の過剰利用を防ぐためのほか、エコツーリズム推進法に基づきツアーで立ち入る森林や河川などに上限人数の設定を、国の認定を経て2022年度からの運用を目指している。県は、県独自の対策を打ち出す考えはないか伺う。

(2)、環境影響評価制度について。

ア、（仮称）石垣リゾート＆コミュニティ計画に係る環境影響評価手続について、17項目70件の知事意見が出され、県の評価は今回で終了する。その主な内容と今後の手続等について伺う。

イ、沖縄県環境影響評価条例は、平成30年10月１日に一部改正され10ヘクタール以上も事業対象となったが、それでもなお大規模な土地造成を伴う開発事業であるにもかかわらず、対象事業とはならないものがある。県内の環境の保全について適正な配慮がなされているという認識なのか、見解を伺う。

(3)、有害鳥獣捕獲・駆除の取組について。

ア、県内の有害鳥獣捕獲・駆除の対策と課題について伺う。

イ、自然公園内や指定鳥獣保護区内の有害鳥獣捕獲・駆除対策について伺う。

ウ、石垣市北部の野生牛問題について県の見解を伺う。

４、県立病院職員の欠員状況と休暇制度について。

(1)、医師、看護師の欠員状況と改善取組について伺う。

(2)、コロナ関連の時間外勤務の実態と休暇取得状況について伺う。

(3)、医師及び看護師等の医療従事者が自己啓発休業制度を活用する場合の内容と実態について伺う。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　次呂久成崇議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策について御質問の２の(1)、ワクチン優先接種の取組と実施状況についてお答えいたします。

沖縄県では、６月１日に市町村に対し、高齢者・障害者施設の従事者等へのワクチン接種を計画的に進めていただくよう、文書を送付したところです。現在、一部の市町村において、社会福祉施設の入所者及び従事者、透析患者、保育所・学童等の児童福祉施設従事者や幼稚園・小中学校の教職員を対象に優先接種が行われていることを確認しております。

次に２の(2)、エッセンシャルワーカー等への優先接種の取組等についてお答えいたします。

現在、沖縄県では市町村の行う高齢者へのワクチン接種を補完するため、市町村と連携し、広域ワクチン接種センター２か所で接種を開始しております。沖縄県では、沖縄県全体のワクチン接種を加速化するため、広域ワクチン接種センターを増設するとともに、ワクチン接種の加速化計画を策定し、エッセンシャルワーカー等への接種を積極的に推進してまいります。

沖縄県としましては、感染症対策の切り札であるワクチンの早期接種を目指し、全力で取り組んでまいります。

次に、環境行政についての御質問の中の３の(1)ア、世界自然遺産登録に向けた取組についてお答えいたします。

西表島の自然環境は世界に誇れる生物多様性を有しており、５月に諮問機関であるＩＵＣＮがユネスコに対して世界遺産に登録するよう勧告したところであります。これまで遺産登録に向け、国や地元と連携し、西表島の観光を適切に管理するため、１日当たりの入域観光客数1230人、年間33万人を基準とする観光管理計画の策定や、イリオモテヤマネコを保護するため、アンダーパスや進入抑制柵の設置などに取り組んできたところであります。

今後、沖縄県としましては、この勧告と併せて指摘のあった西表島の観光管理や希少種の交通事故防止対策等の取組を強化し、この貴重な自然環境を百年、千年後の子々孫々に引き継いでいくため、世界自然遺産にふさわしい地域づくりに取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、サキシマスオウノキ等の現場確認につい

てお答えします。

今年４月、石垣市に提出された行為通知書で、これまで確認されていなかったサキシマスオウノキやアマミアラカシの存在が判明したことについて、現在、石垣市及び沖縄防衛局に情報提供を求めているところです。

県では、今後提供資料を基に、現地調査や保全対策を検討していきたいと考えております。

次に３、環境行政についての (1) のイ及びウ、西表島の適切な観光管理についてお答えします。３の (1) のイと３の (1) のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

県では、西表島の自然を損なうことなく持続的な利用を実現するため、地元住民代表や観光事業者、ＮＰＯ団体、竹富町、国等と協力し、令和２年１月に観光管理計画を策定しております。同計画では、関係者の役割を定めており、竹富町が観光案内人条例の制定やエコツーリズム推進法に基づく森林などへの立入り人数の制限とルールづくりを、県が西表島の観光客の平準化を図るため、混雑状況に関するカレンダーの作成や新型コロナ感染症終息を見据えた旅行代理店等との意見交換を実施することとなっております。さらに、観光客の来訪時期の分散化や平準化を促進するため、令和２年３月には同計画に基づき、竹富町、離島航路事業者３社、環境省及び県による協定書を締結したところであります。

県としましては、西表島の自然環境や地域生活への観光による影響を最小限に抑制するとともに、持続可能な観光利用を推進してまいります。

同じく (2) のア、（仮称）石垣島リゾート＆コミュニティ計画に係る知事意見についてお答えします。

評価書に対する知事意見の主な内容は、事業の実施に伴う土地の改変、赤土や農薬の流出、地下水の取水等による水環境や動植物への影響に対して、十分な配慮を求めるものとなっております。事業者は、当該意見を踏まえ、評価書の内容を補正し、公告・縦覧を行うこととなります。なお、その後、工事に着手した際に、事業者は、事後調査報告書を作成し県へ送付することになることから、今回の知事意見を踏まえ十分な配慮がなされているか厳正に審査し、必要に応じ事業者を指導してまいります。

同じく３の (2) のイ、条例の対象とならない開発事業者の環境配慮についてお答えします。

沖縄県環境影響評価条例の対象規模未満であっても、事業者は、沖縄県環境基本条例において、事業活動に伴って生ずる汚水、廃棄物等を適正に処理するとともに、その他の公害を防止し、自然環境を適正に保全するよう努めなければならないとされております。そのため、県は、事業者が実施する環境保全措置の状況を確認するため、水質汚濁防止法、沖縄県赤土等流出防止条例、沖縄県生活環境保全条例等の関係法令に基づき審査を実施し､環境の保全に努めてまいります。

同じく３の (3) のイ、自然公園内等での捕獲についてお答えします。

鳥獣保護管理法では、生態系に係る被害等を防止するため、自然公園や鳥獣保護区の内外を問わず、許可を得て有害鳥獣の捕獲を行うことが可能となっております。現在、県では、やんばる国立公園内でマングースの捕獲、慶良間国立公園内でニホンイノシシの捕獲、伊良部自然保護区内でニホンイタチの捕獲等を実施しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２、新型コロナウイルス感染防止対策についての御質問の中の (3)、営業時間短縮要請及び休業要請等に伴う協力金の支給状況についてお答えいたします。

飲食店等向けの協力金について、まん延防止等重点措置等に伴う第６期分は、６月１日に受付を開始し、６月22日時点で申請が8296件、支給済みが3546件となっております。緊急事態措置に係る休業要請等に伴う第７期分については７月19日から、大規模施設等に対する協力金については、緊急事態措置終了予定日の翌日、７月12日から受付開始予定です。なお、これまでに実施した第５期分までの飲食店向け協力金の支給実績については、４万9873件、293億4772万円となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　２、新型コロナウイルス感染防止対策についての御質問の中の (4)、離島児童生徒等の大会参加についてお答えします。

コロナ禍における高体連・中体連の大会については、離島チームの負担が生じないよう、感染症対策本部や関係団体と連携し、開催可否及び延期について慎重に進めてきたところであります。離島から参加するスポーツ少年団等の大会については、今後、県教育委員会の方針が行き届くように各市町村教育委員会や関係部局と連携し、離島の児童生徒、保護者の負担に配慮した大会開催に努めてまいります。

同じく (5)、児童生徒の学びの保障の取組と課題についてお答えします。

休校期間中、各学校においては、事前の学習課題の配付やオンラインを活用するなど、学習支援を行ってまいりました。学校再開後は、休校中の学習内容の重点化を図るとともに、補習授業等を行い、学び残しがないよう取り組んでまいります。また、授業時数の確保のため、学校の実情に応じて、年間指導計画の見直し等を検討しているところであります。

県教育委員会としましては、コロナ禍にあっても、学習の遅れが生じないよう支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　３、環境行政についての (3) ア、有害鳥獣捕獲・駆除の対策と課題についてお答えします。

農作物における有害鳥獣被害対策については、関係団体で構成する市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業を実施しているところであります。具体的には、有害鳥獣の銃器・捕獲箱による駆除や捕獲個体の買取り、防鳥ネット施設や侵入防止柵等の整備などを実施しております。課題としましては、侵入防止柵等の整備がまだ十分ではないため、順次整備を進めていく必要があります。

県としましては、今後とも関係機関と連携し、鳥獣害被害防止対策に取り組んでまいります。

同じく (3) のウ、石垣市北部の野生化した牛についてお答えいたします。

令和３年２月、石垣市北部の県道において野生化した牛と軽自動車が衝突する事故が発生し、幸い運転手にけがはありませんでしたが、軽自動車が全損廃棄となっております。そのため、石垣市主導で石垣市伊原間地区野生化牛対策協議会が設置され、関係機関と連携し、問題解決に向けて取り組んでいるところです。また、県は、石垣市が野生化牛を駆除できるよう、石垣市鳥獣被害防止計画の変更を承認したところです。今後とも、石垣市と情報共有を図りながら、問題解決に向けて協力してまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　４、県立病院職員の欠員状況と休暇制度についての御質問の中の (1)、医師、看護師の欠員状況と改善取組についてお答えいたします。

令和３年６月１日現在の欠員状況は、医師定数415名中15名、看護師定数1883名中13名の欠員となっております。改善の取組として、医師は、県内外の大学病院等への医師派遣要請や就職希望医師への病院視察ツアーの実施、人材紹介会社の活用等により人材確保を行っております。看護師は、令和３年度は正職員を30名程度多く採用したほか、育児休業等の代替職員として臨時的任用職員を採用することで欠員の解消に努めるとともに、会計年度任用職員を配置することで勤務環境の改善に取り組んでおります。

同じく４(2)、コロナ関連の時間外勤務及び夏季休暇の取得状況についてお答えいたします。

感染症予防や感染症対策に従事する感染管理認定看護師の令和２年度の時間外勤務時間数は、月平均22時間で、対前年度比で15時間増加しております。病院事業局では、看護事務作業補助員を採用するとともに、感染管理認定看護師の育成に取り組んでいるところでございます。また、令和２年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により夏季休暇を取得できない職員が見込まれたことから取得期間を年度末まで延長したところ、平均取得日数は4.3日で、対前年度比で0.4日減少しております。

同じく４の (3)、医療従事者の自己啓発休業についてお答えいたします。

自己啓発休業は、在職期間が２年以上の職員の申請により、公務の運営に支障がなく、公務に関する能力の向上に資することが認められる場合、大学等課程の履修は原則２年、国際貢献活動は３年の休業を承認するものでございます。病院事業局では、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例に基づき、平成20年度から看護師21名、臨床検査技師１名合計で22名の職員が自己啓発休業を取得しています。なお、その取得事由の多くは、沖縄県立看護大学での助産専攻課程の履修となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　答弁ありがとうございます。

再質問を行います。

まず、新型コロナワクチン優先接種についてです。

予防接種の実施に関する手引きでも接種順位が示されて、エッセンシャルワーカーなどの接種、そして今朝の報道にもありましたが、飲食店従業員も広域接種の優先対象に追加する方針を決めたということですが、沖縄の産業はやはり観光をはじめとする第３次産業の割合が高いことを踏まえ、県経済を回復させていくためには、さらにこの優先対象に観光関連事業者も

追加して、観光客の受入れ体制を整えていかなければならないのではないかなと思いますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時41分休憩

午後２時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県の設置する広域センターにおいて、優先接種という考え方をこれからまとめることになりますけれども、考え方としましては、社会秩序を維持するため、それから社会活動を維持するため、またクラスターの発生予防のため、経済活動のためといろいろな切り口があると考えております。ですので、加速化計画を策定した上でどのような対応をするかということを考えたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　八重山そして宮古のほうでは、本土からの直行便もあるんですよ。この地元の観光従事者からは、とにかく観光客がいないと仕事もない、経済も回らないと。検温とか消毒とかできることは全てやっているんだという、本当に悲痛な声が寄せられているんですよ。ですのでこれから夏場、トップシーズンを迎えます。やはり直行便があるということもありますので、ぜひ観光客受入れ側がワクチンは済んでいるよと。そして実施しているんだよということをしっかりアピールすることによって、観光客にも安心・安全をアピールすることができるんじゃないかなと思いますので、ぜひ市町村とも連携してこれは取り組んでいただきたいというふうに要望をしたいと思います。

次に協力金についてですけれども、時短営業そして休業要請に応じているんですが、この協力金がいつ支給されるのか分からないと。だから従業員の雇用、そして経営を考えると、もう店は開けざるを得ないんだという声があります。ですから今、もう第６期申請も始まって給付も始まっているんですよ。ですが、大体申請してからどれぐらいの期間で給付されるんだというようなめどというのは示せないんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時43分休憩

午後２時43分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　協力金の早期支給ということですけれども、支払いのめどにつきましては、まず申請書類に不備がなく第４期分の協力金を既に受給し、下限額で申請されている事業者については大体４週から８週までには支給することとしております。

○議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　今大変だと思います。ただ４週から８週というと、やはり店の人にすると、かなりこの期間というのは長いと思うんですよ。なので迅速に給付するためにも、やはり体制というものを強化していかないといけないというふうに思うんですが、その取組はどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

協力金の迅速な支給に向けての体制ということですけれども、現在審査体制を50名から100名に倍増しまして、不備の多い郵送による申請をなくしまして、電子申請に一本化するなどして支給の早期化に努めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　これは石垣、宮古とかの体制はどうなっているんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

電子申請に一本化したことに伴いまして、電子申請に不慣れな事業者、それから高齢者については、県内に――これは離島を含めまして19か所の電子申請サポートエリアを設置し、申請をサポートしております。

なお、離島における申請サポート会場としましては、宮古であれば宮古合同庁舎、それから八重山であれば八重山合同庁舎、その他については商工会等から要望があれば出張により申請をサポートすることとしております。

○議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　迅速に給付できるように、これからもまたお願いしたいと思います。

次、学びの保障について伺います。

今回、県の方針で離島間の往来自粛を求められているということから、学生寮は継続して開所したというふうに聞いておりますが、これはとてもいい対応をしたのではないかなと思っております。そこで高等学校学習指導要領では、この全日制の課程における各教科、科目及びホームルーム活動の授業数は年間35週行うことを標準とするとあるんですが、この分散登校、そして休校措置で各教科の自宅学習とかオンライン学習、実施されていますけれども、これは授業数に換算されるんですか。それとも夏休みとかで調整するのか。そしてまた県立学校の対応は統一されているの

かどうか伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　教育長。
○教育長（金城弘昌君）　お答えします。
　年間の指導計画があって、教育課程がそれぞれ組まれているところでございます。各学校におきましては、教育課程の内容であったり、また生徒の登録単位の実態等がございますので、それを今回は２週間の休校でございましたので、年間指導計画の見直しであったり、行事の精選、あわせて補修の授業ですとか、場合によっては夏季休業の期間の短縮等、学校の実態に応じてしっかり学びの保障をしたいと思っています。
　オンラインでやられたものについては、文部科学省からの通知で授業日数としてはカウントできないということになっておりますので、ただ学び残しがないように取組は進めていきたいと思います。
　以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。
○次呂久　成崇君　児童生徒からすると、やはりカウントされていない、そして夏休みが削られるということになると、じゃ自宅学習って何なんだろうということにもなってきます。
　やはり学校で対応も違うということでしたら、きちんとそこら辺の説明は、生徒とまた保護者のほうにもお願いをしたいと思います。
　次、世界遺産登録についてなんですけれども、この登録候補地の西表島のほうで、この推薦区域内に樹木や岩に落書きされていた件が新聞で報道されておりました。その詳細と現在の対応状況について伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。
○環境部長（松田　了君）　まず経緯についてですけれども、５月23日午後、西表島のピナイサーラの滝周辺の登山道などで、地元ガイドにより樹木などへの落書きが見つかったという経緯がございます。新聞報道では、同日午前中にレンタカーから降りる男女３人組がガイドをつけず登山道に入る姿が目撃されていたという記事になっております。その後、竹富町に確認しましたところ、落書きは町水道施設の看板等にも及んでいたため、６月４日に竹富町上水道課が八重山署へ器物破損の被害届を出しております。また、公園を管理します環境省西表自然保護官事務所に確認したところ、自然公園法や森林法の適用ができるかどうかは落書き等の規模や位置にもよるが、今回の事例では適用ができなかったという回答がございました。
　県では、地元団体が環境保全の取組の中でパトロール活動の強化を検討していることから、その支援について今協議を行っているところであります。
　以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。
○次呂久　成崇君　管理基本計画、こちらのほうを策定して、この１日最大1230人と計画しているということなんですけれども、このＩＵＣＮのほうはそれでもまだ不十分だというふうに言っているわけですよね。今、県のほうでも混雑カレンダーを作成して、分散化、標準化するということなんですけれども、それをしても、やはり依然として西表島内のほうでは、この自然遺産登録に反対している住民の皆さんもいるわけですよ。ですから、そこら辺の計画も併せてなんですけれども、しっかりとこの地元住民の皆さんには説明していく必要があると思いますが、その予定はありますか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後２時50分休憩
　　午後２時50分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　環境部長。
○環境部長（松田　了君）　ＩＵＣＮからの西表島の入域客数の管理につきましては、今、県のほうで地元の協力を得て作成しました上限の基準値1230人ということについて、その実現に向けてさらに取り組むべしというふうな御指摘だったかと理解してございます。
　県では、地元の離島航路事業者、竹富町、環境省と県による協定書を締結しまして、情報交換あるいは県の今後策定を予定しております混雑カレンダー等を観光客の方々に周知することによりまして、分散化や平準化を図っていきたいと考えておりまして、その取組を推進する中で、新たな課題が見つかりましたら、地元と協力して取り組んでいくということを実施してまいりたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。
○次呂久　成崇君　世界遺産はこの観光の看板とか、地域おこしではないと。一番のこの目的というのは、世界のみんなで守らなければいけないものというふうに思いますので、しっかり対応をお願いしたいと思います。
　次に、この環境影響評価制度について、改めて本県のこの手続とまた特徴について伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後２時51分休憩
　　午後２時51分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　沖縄県では、沖縄県環境影響評価条例を制定しまして、法の基準の規模要件未満の事業も対象にするということで対応しているところでございます。リゾート開発等につきましては、特別地域が10ヘクタール、それ以外の地域が20ヘクタールということになってございます。さらにその手続等につきましても、法に準じまして、より細かな手続をするという制度を運用しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　県の環境保全の目的と実効性をどう担保するかということが、やはりこの具体策と対応というのが今、問われているかと思いますので、引き続き対策のほうお願いしたいと思います。

次に、有害鳥獣捕獲駆除についてなんですけれども、県営のバンナ公園、石垣のほうなんですが、そこが実はクジャクとかコウライキジ、あとまたイノシシの温床となっているわけですよ。ですので、そこの管理は県なんですけれども、この被害の状況とかまた対策というのはどのように考えていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　県営バンナ公園内での有害鳥獣の捕獲駆除等に関してですけれども、都市公園条例第３条において鳥獣及び魚介類を捕獲し、また殺傷することを禁止されております。今後、公園内への有害鳥獣の捕獲駆除につきましては、必要に応じて関係部署と調整を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　クジャクとキジは次にやりたいと思います。どうしても今日は牛がやりたいので。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時54分休憩

午後２時54分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○次呂久　成崇君　皆さん、見えますか。（スクリーンに表示）　これ牧場じゃないです。この左のほうに子牛も見えます。そしてこの向かってくる牛、全部これ野生牛です。地元では野良牛と呼ばれています。この角を見てください。昔の近鉄バファローズのマークを思い出すような角をしているんですけれども、これが50頭から60頭いるというふうに言われているんです。先ほど交通事故の話もありましたが、山でイノシシのわなにかかっていて、それが１トンぐらいの大きな牛で、どうしても対応ができなくて何日か置いてから薬殺をしたというようなこともあります。この死亡した牛というのは、本来は産業廃棄物です。この適切な処理というのは義務づけられているんですけれども、今回この野生化した牛、野良牛、これは有害鳥獣として捕獲駆除をどのようにするのか。そしてまた、今回埋葬処分等の対応は可能なのか、伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　石垣北部の野生化した牛の対応につきまして、県としましては、関係者からの相談について適宜対応してきておりまして、薬殺の際には、関係機関と連携しながら、薬殺方法や薬殺後の牛の処分方法等について指導・助言を行ってきたところであります。

また、石垣市伊原間地区野生化牛対策協議会は、八重山家畜保健衛生課や八重山農業改良普及課等も委員となっておりまして、今後とも協力を図りながら問題解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　この周辺は牧場もあって、この牧場の牛が発情していたらこの野良牛が来るというような牛の被害まであるんですね。ぜひ関係機関と連携して取り組んでいただきたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後２時56分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○次呂久　成崇君　時間がありませんので最後に、県立病院職員の休暇制度なんですけれども、先ほど看護師も15名ですか、欠員をしているということで、実際にこの休暇制度、夏休み、年度末まで一応取れるようになりました。これしっかり取ることは可能なんでしょうか、現実的に。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　昨年はコロナがありまして、通常の夏季休暇というのは６月から11月というふうになっておりますが、これはどうしてもこの期間は難しいということで、年度末の３月まで取れるということでございまして、これは確実に取ることができます。

○議長（赤嶺　昇君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　この自己啓発休業制度について、対象職員が在籍２年以上の職員ということなんですけれども、国境なき医師団に所属している医師がこの制度を利用しようとしたときには、やはり制度に該当し

ないと。この医師団の皆さんは結局派遣をして、日本に戻って来たときに所属先が決まらず、アルバイトをして生活しているということです。ですので、医師がやはり不足している、この離島医療の現場でこういう医師団もどうにか雇用できるような制度というのをぜひ考えていけば、医師確保の一つの対策になるのではないかなと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　該当する医師、八重山病院におられると思うんですが、実はこの医師は国内の留学で１年半ほど出て、その後昨年八重山病院に勤務してございます。その後、今まだ国境なき医師団で協力をされているところなんですけど、基本的には、八重山の場合は外科医が少ないということで、まずそのポストは一応契約は終わってから再雇用ということになりますけれども、再雇用することに関しては、特に大きな問題はないと考えています。昨年もそういうふうに再雇用されました。国境なき医師団の場合は、これには参加者と国境なき医師団との間で労働雇用契約を結ぶ必要があって、これには報酬が伴うということでございます。一般職の地方公務員は、地方公務員法で報酬を得て事業等に従事することは営利を目的としないものであっても原則としては禁止されているということでございます。

以上です。

○次呂久　成崇君　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　こんにちは。

公明党を代表して質問をさせていただきます。

現在、世界中がコロナ対策で大変な状況でありますけれども、このコロナ対策、最も効果的と言われているのはワクチン接種であります。私は注射ウトゥルーで、注射が怖いんですけれども、勇気を奮い起こして一昨日、接種をしてまいりました。一日も早く、また元の穏やかな日常が取り戻せることを願っております。

では、質問に入ります。

１点目、新型コロナ対策について。

(1)、コロナ禍の現状を踏まえ、145万県民の代表、責任者としての知事のコロナ対策への決意を伺います。

(2)、コロナ感染防止対策として、県内各地のＰＣＲ検査体制、宿泊療養体制、医療提供体制等について伺います。

(3)、コロナワクチン接種の取組について、進捗状況及び見通しを伺います。

(4)、時短要請や休業要請に協力した業者や関連業者への支援について伺います。

２、次期沖縄振興計画実現への取組、知事の決意を伺います。

３、在沖米軍基地の負担軽減について、専用施設50％以下を求めるその意図と実現可能性を伺います。

４、医療福祉関連について。

(1)、こども医療費無償化について、県の取組を伺います。

(2)、コロナ禍で生理用品の購入もままならない小・中・高校生の話題が注目を集めております。国会でも今年３月４日の参院予算委員会で、公明党の佐々木さやか参議院議員がこの問題を初めて取り上げました。政府も去る６月16日に決定した女性活躍男女共同参画の重点方針2021に同問題を明記し、取組を強化する方針を示しました。全国の各自治体で支援の輪が広がる中で生理の貧困について、県も具体的対策が求められております。対応を伺います。

(3)、看護師等養成所へのＩＣＴ施設整備支援事業を立ち上げてはどうか伺います。

５、教育関連について。

(1)、奨学金返還支援制度について伺います。奨学金返済で苦戦している人たちが多く、企業や自治体が協力して奨学金を肩代わり返済する支援制度が全国で広がっております。沖縄県としても人材育成、人材確保のために、県独自もしくは県内企業との連携・協力の下、取り組んではどうでしょうか。

(2)、家族の介護や幼い兄弟の世話に追われるヤングケアラーと呼ばれる子供たちの存在が注目を集めております。学校での勉学や友人関係の行き詰まりなどの課題を抱えるヤングケアラーの実態と支援策について伺います。

６、エネルギー政策について。

(1)、2050年に脱炭素社会を目指すとしておりますが、いかに取り組んでいくか。太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、循環型バイオマス発電、水素エネルギーなどいろいろ想定されておりますが、具体的な構成比率など県の計画を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　金城勉議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナ対策についての御質問の中の１の(1)、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたし

ます。

沖縄県としては、今般の感染急拡大を踏まえ、医療提供体制の整備について、重点医療機関等の追加、病床の確保を図るとともに、新たな宿泊療養施設の設置、入院待機ステーションの開設等を行っており、そのため不足する人材については、全国知事会や厚生労働省を通じて、医師及び看護師等の応援をいただいているところであります。また、感染拡大を抑え込むため、検査の拡充が必要であるということから、県独自の取組であります希望者が誰でも安価で受けられる検査や飲食店従業員向けの無料ＰＣＲ検査を継続しているところであります。さらに、高齢者施設従事者などのエッセンシャルワーカーを対象とした定期検査、那覇空港に加え直行便のある離島空港におけるＰＣＲ検査の開始、児童生徒の感染拡大を抑え込むための学校ＰＣＲ支援チームの設置のほか、県内でも確認されたデルタ株に対応する検査体制の拡充等に、さらに重点的に取り組んでまいります。感染対策の切り札であるワクチン接種を加速化するため、広域ワクチン接種センターを増設して、エッセンシャルワーカー等への接種に積極的に取り組んでまいります。これらの取組により、県民の生命及び健康を保護し並びに県民生活を支え、社会経済の早期回復を図り、安全・安心の島沖縄を実現するため､全庁挙げて取り組んでまいります。

次に医療福祉関連についての御質問の中の４の(1)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

こども医療費助成制度の現物給付（窓口無料化）につきましては、現在、既に18市町村が、中学校卒業以上まで実施をしております。沖縄県では、県内全ての地域で、同様のサービスが受けられることが重要であると考え、市町村と協議を行ってきましたところ、先般、未実施の市町村全てから、実施するとの回答を得られております。今年度は、市町村のシステム改修への支援を行うこととしており、引き続き市町村等と連携し、令和４年度の円滑な制度拡充に向け取り組んでまいります。

沖縄県としましては、今後とも、こども医療費助成制度の強化充実を図り、子供の健全育成及び子育て支援にしっかりと取り組んでまいります。

次に教育関連についての御質問の中の５の (2)、ヤングケアラーの実態と支援策についてお答えいたします。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題として表面化しにくいこと、本来なら支援が必要とされる子供自身が認識していないこと等から、実態把握が課題となっております。支援に向けては、福祉、介護、医療及び教育関係者や、地域の自治会、民生委員など地域に詳しい方々と連携し、訪問支援等により、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見することが重要と考えております。

沖縄県としましては、子供らしい暮らしができずに辛い思いをしているヤングケアラーの気持ちにしっかり寄り添い、必要なサービスにつなげることにより、子供たちとその家族が安心して生活し、学び成長していけるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、新型コロナ対策についての御質問の中の (2)、医療提供体制等についてお答えいたします。

県内の検査協力医療機関は、北部に33、中部81、南部92、宮古16、八重山７の計229か所、検査機関としては、県衛生環境研究所と民間検査機関10か所で計11か所あり、最大検査可能件数は１日約9000件となっております。宿泊療養施設は、那覇・南部地域に３施設、北部、宮古、八重山に各１施設の合計６施設で563室を確保しており、今後さらに810室を確保し、稼働率向上の取組も合わせ、合計1412室の確保に向けて取り組んでおります。確保病床は、那覇・南部地域に332床、北部地域69床、中部地域192床、宮古地域62床、八重山地域60床の合計715床を確保しております。

同じく１の (3)、ワクチン接種の進捗状況と今後の見通しについてお答えいたします。

６月23日時点での県内におけるワクチン接種率は、全年代では１回目が11.00％、２回目が4.05％、65歳以上の高齢者では１回目が45.23％、２回目が16.97％となっております。現在、各市町村では希望する高齢者のワクチン接種を７月末までに完了するよう取り組んでおります。今後、各市町村における接種が円滑に進むよう、県としましても積極的に支援し、沖縄県全体のワクチン接種を加速化するため、広域ワクチン接種センターを増設するとともに、加速化計画を策定し、エッセンシャルワーカー等への接種を積極的に推進してまいります。

４、医療福祉関連についての御質問の中の (3)、看護師等養成所へのＩＣＴ施設整備支援についてお答えいたします。

県内の全ての看護師等養成所においては、国及び県の補助事業等を活用し、オンライン授業が可能な環境を整備していると聞いております。県では、令和３年度もタブレットパソコンの購入を支援することとしており、引き続き看護師等養成所におけるＩＣＴ施設整備を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１、新型コロナ対策についての御質問の中の (4)、時短要請や休業要請に協力した事業者や関連業者への支援についてお答えいたします。

時短要請等に応じていただいた飲食店等については、感染拡大防止対策協力金を支給しております。また、大規模施設等運営事業者やテナント事業者等については、要請に協力した面積や本来の営業時間に対する時短割合に応じて、協力金を支給することとしております。緊急事態措置等による影響を受けた関連事業者については、沖縄県産業振興公社に相談窓口を設置し、国の月次支援金等が円滑に受けられるよう支援しております。

次に５、教育関連についての御質問の中の (1)、奨学金返還支援制度の県の取組についてお答えいたします。

県では、これまで本制度の他県での運用状況や課題把握のための情報収集に加え、経済団体等との意見交換を行っているところであります。既に導入している他県では、産業界からの出捐額の確保に苦慮していること等の課題がある一方で、本制度を活用せず独自の仕組みにより実績を上げている自治体もあること等から、国の制度の活用のほか、本県独自の仕組みも含めた制度の在り方を検討してまいります。

次に６、エネルギー政策についての御質問の中の (1)、脱炭素社会に向けた取組等についてお答えいたします。

県の新たなエネルギー計画である沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブでは、再生可能エネルギー電源比率の2030年度目標を18％とし、構成比を太陽光48％、バイオマス36％、風力11％程度と見込んでおります。目標達成に向け県では、新たな振興計画の柱の一つとして、脱炭素島嶼社会の実現に向けたエネルギー施策の推進を位置づけ、民間事業者等の再生可能エネルギー関連設備導入、新技術開発を促す税制優遇及び補助制度の創設等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、次期沖縄振興計画実現への取組、知事の決意についてお答えいたします。

沖縄振興策の展開により多くの成果が上がる一方で、沖縄の特殊事情から派生する課題はなお残っており、新たに生じた課題等も明らかになっていることから、引き続き国の特別措置が必要であると考えております。また、先日閣議決定された、いわゆる骨太の方針において関係各位の御尽力により「これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する」ことが盛り込まれたところです。

県としては、本県の発展可能性を引き出すことは、我が国の発展につながり、国家戦略としても大きな意義を持つことを関係要路に丁寧に説明してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　３、在沖米軍基地の負担軽減についての (1)、50％以下を求めることについてお答えをいたします。

国土面積の約0.6％の本県に今もなお、米軍専用施設面積の約70.3％が集中しており、応分の負担には程遠い状況にあります。ＳＡＣＯ合意から25年、在日米軍再編計画の合意から15年が経過し、中国などのミサイル能力の向上に対して、米軍は部隊の分散化を検討するなど、海兵隊の再編が議論されています。一方で、統合計画に続く沖縄の米軍基地の整理縮小に向けた動きは、現在の日米両政府には見られません。県は、これらのことを踏まえ、在沖米軍基地の整理縮小を求めたものであり、今後、その実現に向け、駐留軍等労働者や地権者等の意見も踏まえ、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　４、医療福祉関連についての御質問の中の (2)、生理の貧困に対する県の具体的対策についてお答えいたします。

生理用品を買う経済的余裕がない生理の貧困の問題については、県内では、市町村における生理用品の配

布に向けた予算措置の取組や防災備蓄品の活用など、地域での取組が広がりつつあり、県においても防災備蓄品を県教育委員会を通じて一部の学校に提供したところです。

県としましては、市町村等関係機関と情報共有を図るとともに、各相談窓口において女性の抱える様々な悩みに寄り添いながら、必要な支援につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　御答弁どうもありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

知事、このコロナの大変厳しい状況の中で、様々な対策を打っていただいたと、そういう答弁がありました。私も、担当部局をはじめ、あるいは医療現場の皆さん方、そうした方々の不眠不休の努力、取組については本当に敬意を表したいと思っております。ただ一方で、知事の取組については、いささか疑問が出てくる、そういうことがあります。といいますのは、実はある方から私に電話がありまして、県のコロナ対策専門家会議が去年から今年にかけて、約20回余り開催されておりますけれども、知事が出席というのはあまりないと。たまに出席しても、グスーヨー　チューウガナビラ、よろしくお願いしますというような冒頭の挨拶だけで退席してしまうというふうに聞いたんですけれども、これは事実ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時22分休憩

午後３時23分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　失礼いたしました。

県の感染症専門家会議、これまで21回開催されております。私は第７回の会議のときに参加をして、おっしゃるように挨拶をさせていただきましたが、この所管であります保健医療部長、総括情報部が担当しておりますので、そこで協議をしていただいたことについて、後刻報告を受けるということになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　部長が呼びかけて招集をしている。そこで専門家の話を伺う。そしてそれを後で報告を聞く。これもいいかと思います。しかし知事、そういう専門家の声というのは大変重要な話、協議がなされているわけで、先日も、つい最近の話。このまん延防止対策がなかなか解除できない。むしろ悪化して緊急事態宣言をせざるを得ない。さらにそれが５月23日から６月20日まで設定されたけれども、その延長について協議をしたのが今月14日に開かれております。この緊急事態延長をするか否か、その話合いをするのが専門家会議で14日に開かれている。しかしそこにも知事の姿はない。これほど県民の命を守るか、また経済活動がどうなるか、そして観光関連産業をはじめ、多くの業界の皆さん方が生きるか死ぬかというそういう厳しい状況の中にありながら、そして専門家会議の皆さん方も自らの時間を割いて出席して、様々なデータを用いながら協議をし、そこで延長やむなしという提言をするわけです。そういうときには、知事はじかにそういう専門家の皆さん方の意見をお聞きし、そしてその実態を把握して、その上でちゃんと国との連携の下に方針を出す。これがトップ、責任者たるものの姿勢じゃないですか。いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時25分休憩

午後３時28分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今回の緊急事態宣言の延長に関する議論に関しましては、６月14日に専門家会議を開き、その前にもコロナ対策本部を開いて、まず感染状況として本部で確認した上でその夕刻に専門家会議を開き、翌日には経済関係団体との意見交換などを行って、６月16日にさらに対策本部を開催しまして、そのような方針を決定されたというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　私はそういうことを聞いているんじゃないです。知事の姿勢を聞いているんです。県民の命を預かっている。しかも口を開けば、誰一人取り残さないというこの知事が、さらには県民に常に寄り添っていくという知事が、こういう重要会議に姿も見せない。大変な意思決定をするその場面に、じかに話も聞いていない。報告だけで決定をする、方針を出す。この姿勢を私は問題にしているんです。そういう姿勢で県民の今の苦しみ、悩み、格闘している姿。知事の目には映っていますか。口を開けば、いろいろ饒舌なまでに言葉を発しますけれども、こういう具体的な行動が知事の本質を現すんですよ。ですから今、観光業界のみならず飲食業界、あるいはまた残念ながら陽性になってしまった方々のこの苦悩、家族、その他経済的に働こうにも働けない厳しい方々、そういう県

民の姿を思い描きながら、知事は対応すべきではないですか。

時間がないからここで終わりますけれども、ぜひそこは反省して対応していただきたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時31分休憩

午後３時31分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○金城　　勉君　次にコロナ対策なんですけれども、今、多くの感染、陽性者が出て入院治療をして、幸い回復をした方々の中でも、後遺症に苦しむという方々が多くいらっしゃるという報道もなされております。県内ではそういうコロナ後遺症に悩み苦しむ方々の実態というのは把握されていますか。

○議長（赤嶺　昇君）休憩いたします。

午後３時31分休憩

午後３時31分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　コロナに感染された後の後遺症ということでお悩みの方がいるというのは報道では把握しておりますが、その個々の方々について医療機関で相談・対応されているところでございまして、県として全体を今把握している状況にはございません。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　県外においては、各県立病院などで相談窓口を開設しているところもあるんです。ですから、そういう方々がどこに相談していいのか、どういうアドバイスを受けたらいいのかということで悩んでいる人たちが結構いらっしゃると思うんです。ですから、そこはそういう対応をすべきではないかと思うのですがいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時32分休憩

午後３時32分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　コロナに関しまして、心の相談であるとかそのような相談体制は保健所やそれから精神関係の専門のところでもやっているところではございますが、後遺症に関しましての直接的な窓口というのは、今のところない状況でございますので、どのような対応が可能か検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ぜひ御検討をお願いいたします。

次に、ワクチン接種の取組についてですけれども、例えば学生で海外留学をしたいと。そのとき、９月、10月の入学というときに、若い人たちはこの優先接種に入らない。そういう方々への対応というのは考えていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時33分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先日も委員会の席で議員からそのような御質問がございました。

県としましては、まずは一義的には市町村に相談していただいて、接種券を発行していただいて県の広域でも対応可能かというような答弁をさせていただきました。県のほうから、このような方々がいらっしゃるということを、各市町村にぜひ優先的に扱っていただきたいというような内容の趣旨のメールを出しております。もしそこで対応が難しいということであれば、県に相談をしてくださいというような対応を今考えているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　この件もしっかり対応をお願いいたします。

次に次期振計について伺います。

知事、この次期振興計画の策定、次への展望については、我々公明党としても党本部に、沖縄21世紀委員会という協議機関を設置しまして、そこで鋭意議論をし、あるいはまた様々な関係各団体からの意見聴取も進めております。ぜひ沖縄県民のために、沖縄県発展のためには必要だと思っておりますから力強く、積極的に後押しをしていきたいと思うのですが、知事が目指す次期振計の素案が出ておりますけれども、この過去10年の計画と今回の次期振計の違いの骨子は何ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　新たな沖縄振興計画の素案を示させていただきました。国際社会が進めるＳＤＧｓ、国も実施指針を示しておりまして、各地方公共団体にあってもこのＳＤＧｓを取り入れた総合計画を策定されたいというところです。今回、沖縄らしいＳＤＧｓの理念、それから本県の地域特性等を取り入れたところで、これまで今現行計画では２つの基軸――強くしなやかな自立型経済、それから優しい社会の構

築、これに加えて沖縄らしいＳＤＧｓを取り入れて、新たに環境を加えたというところで、この３つの基軸を基に持続可能な社会の構築を目指していくというところが挙げられます。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ＳＤＧｓ、大事ですけれどもこれはもう国際社会の公約です。沖縄だけのテーマじゃないですから。だからそれを骨子だと言われてもなかなかぴんときません。

それで知事、私からの提案ですが、私はやっぱり前々から申し上げているんですけれども、沖縄の次の自立発展を目指すためには、人材育成が一番の核にならなければならないと思っております。それで様々なテーマ、様々な政策、当然メニューがあるんですけれども、その中に国も今度こども庁を設置して、少子化の流れの中で子供の政策に大きく舵を切ろうという方針を示しております。そこで県としてもこの機会に、子供特区を要請するくらいのそういう考え方を持って、子供を育成するためのあらゆる施策を取り上げて、そしてこれは貧困対策にも即つながることですから、子供に関する施策については、公が面倒を見るというぐらいの、生まれ落ちて保育から幼稚園、小学校、中学校、せめて義務教育の間は、しっかりと県が、公が面倒を見る。そのための子供特区というものを沖縄に設置する。それぐらい大胆な発想はいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　沖縄県では、合計特殊出生率が全国１位であり、年少人口の割合が高いなど、子供が多いことは非常に大きな強みであるとも思っております。また、最近の児童虐待であったり子供の貧困対策であったりという部分につきましては、関係部局が連携をして、総合的に支援をしていくことが重要であると考えております。

次期振計におきましても、そのような子供への支援ということを県の大きな政策として取り組んでいきたいと考えておりまして、そのような位置づけの下で強化をしていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　これは、名渡山部長が答えるべきものではないですよ、知事。この次期振計の大きな柱の一つに、骨子としての子供政策を位置づけてはどうかと。そのための子供特区をどうかということを提案しているわけですから、知事の思いを答えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど、部長が答弁をさせていただきましたが、沖縄県としても、子供の貧困に対応していく課題は最重要課題と位置づけておりますし、これまでにも、子供を取り巻くその環境をよくしていかないと子供の貧困問題そのものが解消されないということで、社会・経済・環境というこの３つの側面からあらゆる施策を持って沖縄振興と併せて人材育成、子供たちのための施策に取り組んでいくということを次期振計でもしっかりと位置づけております。

なお、先般の閣議決定でも沖縄振興については、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的、積極的に推進するとされたところでありますから、私たちとしてはなお一層子供の計画についても、子供たちを取り巻く施策についても本腰を入れて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ぜひ具体化していただきたいと思います。

次に、基地問題について伺います。

この専用施設50％以下を求めるということを改めて知事の口から御説明をいただきたい。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時40分休憩

午後３時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　50％についての質問でございますけれども、繰り返しになりますが、国土面積の約0.6％の本県に米軍専用施設面積の70.3％が集中している。これはやはり、国民の８割が安全保障は国にとって重要であると、政府の調査でもはっきりしているとおり、我々としては、であるならば応分の負担をということで考えていることであります。

沖縄県は、沖縄21世紀ビジョンにおいて、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めるとしているということと、そして県議会においても、これまで繰り返し在沖海兵隊の撤退を図ることなどを決議していることも、重く受け止めております。ですから日米両政府に対して、まずはこの在沖海兵隊の段階的な整理縮小をはじめとする、当面は在日米軍専用施設面積を50％というそのロードマップを描いてほしいということを今般要請したものであります。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　そういう一般的な話というのはいいんです。誰でも沖縄の過重な基地負担の軽減、段階的整理縮小、これは誰しも望むことです。それを自らが

50％という具体的な数字を示して、そして日米で話し合ってくれと。ただ投げているだけで、知事自らのそういう案として具体的な提案にはなっていないじゃないですか。それを各議員も指摘しているわけです。ですからそういう50％というからには、先ほど公室長の答弁にもありましたように、１万ヘクタールの返還が必要になってくる。１万ヘクタールの基地を考えるならば、ハンセン4800ヘクタール、シュワブ2000ヘクタール、北部訓練場3500ヘクタール。ほぼこの面積に匹敵しますよ。それ以外にありますか。そういうことを具体的に50％という数字、抽象的な要求だけじゃなくて、もし本気でそういう負担軽減を訴えるのであれば、具体的にそうした計画を示して、日米両政府に交渉を持ちかけるべきではないですか。いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時44分休憩

午後３時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員がおっしゃるように、それぞれ面積などを当てはめていくと１万ヘクタールを返還できるというような形が見えてくると思います。しかしそこには、市町村との協議あるいは基地従業員の皆さんの雇用などについても、これは雇用主である日本政府と使用者である米国政府の責任において、しっかりとその問題についても解決を図っていかなければならないということも申し上げなければなりません。そのほかにも、例えば弾薬庫ですとか、あるいは使用されていないいわゆる遊休耕地――軍用地ですね――そういうところも含めると、さらに検討が必要であろうと思いますので、まずやはり政府のほうでそういう50％に向けた協議の場を設置し、そして沖縄も十分意見ができる場を設置していただきたいということを求めたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　知事が言っていることは、全く説得力がないですよ。本気度もないですよ。ただ、両政府に投げかけて何とかしてくれと言っているだけで、これはいわゆる県民向けのパフォーマンスでしかない。具体的にそういう１万ヘクタールということを、具体的にやっていくと。雇用はどうするか、地主はどうするのか、市町村はどうするのか。そういう問題が当然浮かび上がってくる。それに対しても具体的な考えというものもなしに、ただ数字だけ先行させてしまって、何の責任感もないと言わざるを得ません。再度検討いただきたい。

以上、終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　20分間、休憩いたします。

午後３時46分再開

午後４時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　それでは皆さん、こんにちは。

代表質問、最後でありますが、無所属の会の當間盛夫でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、コロナ対策についてからでありますが、全国で我が沖縄県だけ緊急事態宣言が延長されたという、本当に厳しいコロナ感染状況ということで、今日も82名という速報がありましたが、早急に改善することが我々政治家の責任であると考えております。

私たち無所属の会も、これまで那覇空港におけるＰＣＲ検査、そしてまた県民へのＰＣＲ検査の拡充、さらに県、米国大使館や日本政府にも――米国枠での日本人基地従業員、また出入り業者、そして家族へのワクチン接種等、そしてまた民間を活用した大規模接種場の設置など、コロナ感染拡大阻止に向けて様々な提案を行ってまいりました。沖縄経済を回復させるにも、この大規模ワクチン接種、また職域接種等をどこよりも加速させることが最も重要であると考えております。

そこでお伺いいたします。

(1)、沖縄の経済回復を早める観点からもワクチン接種を加速して感染拡大防止をしなければなりません。大規模接種や職域接種への具体的対策と希望する方々の接種完了目途をお伺いいたします。

(2)、未曽有の経済危機での倒産、休廃業、解散の状況と自殺者の状況、このことを未然に食い止める具体的対策の取組をお伺いいたします。

次に、新たな振興計画についてであります。

沖縄振興特別措置法第３条の２では、「内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針を定めるものとする」とあります。そして第４条は、「沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定める」ということになっております。

そこでお伺いいたします。

(1)、基本方針は国が定めるとありますが、そのことは示されたのでありましょうか。また基本方針が示

されて県が基本計画を策定するとありますが、素案は何に基づいて策定されたのかをお伺いいたします。

(2)、戦略的クリーンエネルギー導入についてであります。

ア、再エネ電源比率の目標値の県と国の整合性、そしてまた戦略的なクリーンエネルギー導入拡大に向けての概算予算額をお伺いいたします。

イ、沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業の成果と課題。私はこの事業で久米島町が果たした役割は大きなものがあると思っておりますが、海洋深層水活用をどのようにこれからまた促進していくのか、取組をお伺いいたします。

(3)、国の骨太方針でのデジタル時代について。

ア、デジタル時代での５Ｇ利用活用における基地局の設置状況と官民インフラ整備の取組をお伺いいたします。

イ、稼ぐ力での県内事業者へのＤＸ、イノベーションの促進での具体的政策をお伺いいたします。

ウ、沖縄情報通信センターの状況と課題、今後の活用についてお伺いをいたします。

最後、基地問題でありますが (1)、知事は、日米安全保障体制の必要性や昨今の日本を取り巻く安全保障環境の厳しさを増していることをどのように理解されているということでしょうか。お伺いいたします。

(2)、馬毛島における自衛隊施設整備が着々と進められておりますが、沖縄の過重な訓練、施設の移設の要請を行うべきではないかということを改めて見解をお伺いいたします。

最後 (3)、米軍専用施設面積50％以下を目指すことを国に要請しておりますが、知事は馬毛島を視察されるほうが国へこの50％という本気度を示すことができるのではないかというふうに思っておりますが、見解をお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　當間盛夫議員の御質問にお答えいたします。

まずコロナ対策についての御質問の中の１の (1)、大規模接種や職域接種の具体的対策と完了の目途についてお答えいたします。

沖縄県は、市町村における高齢者向けのワクチン接種を補完するため、広域ワクチン接種センターを２か所に設置し、接種を開始したところです。さらなる加速化のため、同センターを増設するとともに、加速化計画を策定し、取組を強化してまいります。職域接種については、６月24日現在、56件の申請のうち、17件が国の承認を受けており、沖縄県としても引き続き関係団体と連携してまいります。なお、６月18日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2021において、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指すと、その旨示されております。

沖縄県としても、12月までを目途に見据え早期に完了できるよう、さらなる接種の加速化に努めてまいります。

次に、新たな振興計画についての御質問の中の２の (3) のイ、県内事業者へのＤＸ、イノベーション促進の具体的取組についてお答えいたします。

県内企業の稼ぐ力を強化するためには、労働生産性の向上が重要と考えており、その実現に向けては、全ての産業でＤＸ、デジタルトランスフォーメーションを推進し、足腰の強い経済構造へと転換していく必要があります。このため沖縄県では、企業のＤＸを支援する仕組みづくりや、デジタル社会の実現に向けた機運の醸成など、リゾテックおきなわの取組を推進していくこととしております。具体的には、ＩＴ導入の支援や、デジタル技術を有するＩＴ事業者と各産業の事業者とのマッチングを支援するとともに、新たなビジネスモデルの実証支援、ＤＸ啓発イベントの開催、データ活用人材の育成等に取り組んでまいります。

次に、基地問題について御質問の中の３の (1)、日米安全保障体制の必要性等についてお答えいたします。

日本を取り巻く安全保障環境については、中国の軍事力の強化、東シナ海・南シナ海における現状変更の試み、台湾をめぐる問題、朝鮮半島をめぐる問題などが存在しており、より厳しさを増していると理解をしております。沖縄県は、日米安全保障体制が、我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと認識しております。また、本年４月に行われた日米首脳会談において、日米両国は自由、民主主義、人権、法の支配等の普遍的価値を共有し、インド太平洋地域の平和と安定の礎である日米同盟を一層強化していくことや、台湾海峡の平和及び安定の重要性と両岸問題の平和的な解決の促進等が確認されております。さらに、先般行われたＧ７サミット（主要国会議）においても、台湾海峡に関する問題について平和的な解決の促進等が確認されていると承知しております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、コロナ対策についての御質問の中の (2)、自殺者の状況及び対策についてお答えいたします。

令和２年の全国の自殺者数は２万1081人で、前年と比較し912人増加しておりますが、沖縄県では214人で、前年と比較し35人減少しております。県では、新型コロナウイルス感染症による影響で、生活困窮、失業、休業等により自殺リスクの高まりが懸念されたことから、令和２年12月から電話相談員を増やし相談体制を強化したところであります。また、身体的不調を伴う鬱状態患者に対応するため、かかりつけの内科医師等を対象に、自殺リスク評価の技術向上研修等を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１、コロナ対策についての御質問の中の (2)、事業者の倒産及び休廃業の状況と対応策についてお答えいたします。

民間の調査会社によると、沖縄県における令和２年度の倒産件数は40件となっており、このうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する倒産が、11件となっております。また、令和２年に休廃業及び解散をした事業者は、384件となっております。県では、事業の継続や雇用の維持を図るため、国及び県による資金繰り支援の拡充に取り組むとともに、国の月次支援金や事業再構築補助金等の活用に向け、各支援機関による相談サポートを実施しております。

次に２、新たな振興計画についての御質問の中の (2) のア、再エネ電源比率の目標値等についてお答えいたします。

県の新たなエネルギー計画である沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブでは、再エネ電源比率の2030年度目標を18％としています。本県の目標は、国の目標から沖縄で活用できない水力発電等を除いた約13％を上回る値ですが、国の動向を踏まえ、上方修正に着手しています。目標達成に向け、現在、新たな振興計画において、再エネ関連設備導入、新技術開発を促す税制優遇及び補助制度の創設等を検討しており、所要額は10年間で3000億円程度と試算しています。

同じく２の (2) のイ、沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業の成果と課題等についてお答えいたします。

県では、沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業の成果として、ワークショップやエネルギー教育などの取組を通じて、民間企業における技術交流等を推進し、両地域の再生可能エネルギー導入拡大を後押ししてまいりました。一方、共通の課題としては、化石燃料への依存や電気料金の高さなどが挙げられます。また、これまで両地域において海洋温度差発電の実証を行ってきましたが、発電効率等の課題により、現時点では実用化には時間を要するものと認識しております。

同じく２の (3) のウ、沖縄情報通信センターの状況等についてお答えいたします。

現在、同センターでは、民間や自治体の情報システムやデータを預かり、管理運営するサービス等を提供しておりますが、同センターのサーバーラック設置スペースの約30％の利用にとどまっていることから、残りのスペースを有効に活用する必要があります。このため沖縄県では、政府が推進する国内データセンターの地方分散化の動きを注視しながら、県内データセンター事業者で構成するアジア沖縄データセンター協議会と連携し、引き続き国や自治体、企業等のデータ誘致に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、新たな振興計画についての (1)、新たな振興計画（素案）と国の基本方針についてお答えします。

県においては、内閣府をはじめ関係要路に対し、新たな沖縄振興特別措置法の制定を要望しているところであります。新たな振興計画については、現行法と同様の仕組みで、国が定める沖縄振興基本方針に基づき策定することを想定しております。また、現行法においては、「沖縄の自主性を尊重しつつ総合的かつ計画的な振興」を図ることが規定されていることから、国と連携の下、沖縄県自らが主体的に計画を策定するものと考えております。

同じく２の (3) のア、５Ｇ基地局の設置状況と官民インフラ整備の取組についてお答えします。

５Ｇ基地局については、各携帯事業者ともに、総務省より認定を受けた計画において、令和６年度末の県内の基盤展開率50％以上を設定し、令和２年３月より順次、整備を進めております。総務省は、従来の４Ｇ等よりも、多くの基地局を必要とするとしており、県においては、５Ｇ基地局の設置が促進されるよう、各事業者と、官民連携の在り方も含め、幅広に意見交

換を行っているところであります。
　以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
　　〔知事公室長　金城　賢君登壇〕
○知事公室長（金城　賢君）　３、基地問題についての (2)、馬毛島への移設についてお答えをいたします。
　防衛省の馬毛島における自衛隊施設の整備計画では、戦闘機の離着陸訓練やヘリコプター等からの展開訓練も示されているものと承知しております。一方、地元の西之表市においては、馬毛島の利活用について、市民間で様々な意見があり、市民の分断は決してあってはならないとしております。
　県としては、自衛隊馬毛島基地（仮称）に関しては、整備状況や利用計画、防衛省と地元自治体との調整状況などについて、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。
　同じく３の (3)、本土復帰50年に向けた要請及び馬毛島の視察についてお答えをいたします。
　復帰50年を迎える今もなお、沖縄の基地負担の状況は異常であり、到底受忍できるものではないことから、県としては、今回の要請をスタートとして、目に見える形で沖縄の過重な基地負担の軽減が図られるよう、日米両政府に対して、積極的に要請を重ねていきたいと考えております。一方、馬毛島の利活用については、様々な意見があることから、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。
　以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　ありがとうございました。
　知事、このワクチンの完了というものを国は10月、11月という方針を示しているわけですよね。何で沖縄県は12月という方針なんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後４時29分休憩
　　午後４時29分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　我々としてもしっかり頑張ってまいりたいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後４時29分休憩
　　午後４時30分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○知事（玉城デニー君）　先ほども答弁させていただいておりますけれども、我々もできるだけ早期に接種が終えられるように頑張りたいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　沖縄は、観光はリーディング産業ということで、皆さん今度は質を求めてやった。ハワイはもうワクチン２回目――全年齢ですよ。全年齢のワクチンの２回目がハワイはもう60％来ている。近くのグアムにしても全年齢で70％。沖縄は幾らですか今、全年齢にしたら。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後４時31分休憩
　　午後４時31分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　６月23日時点で、全年代で１回目が11％でございます。
○當間　盛夫君　全年齢で。65歳以上……
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後４時31分休憩
　　午後４時32分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○保健医療部長（大城玲子さん）　１回目が11.0％で、２回目は4.05％です。
○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　やはり沖縄の経済を回すためには、ワクチンをいち早く皆さんに接種してもらうということが大事だと思っていますが、広域、職域のワクチン申請一時停止ということで国の発表があるんですが、県への影響、それに対する対応はどのようにされましたでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　昨日の河野大臣の発表を受けまして、県としても新たな広域ワクチン接種センターについて、そこにしっかりとワクチンを供給していただく必要があると考えております。
　そのため様々なルートを通して、政府に対して情報の収集、そして働きかけを行っているところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　それに伴って現在の沖縄県のワクチン、市町村の在庫状況、そして県の広域になるのか、県の在庫状況というのは把握していますか。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　まず市町村の在庫状況ですけれども、県においては、配分したワクチンと国から示された接種実績を基に、各市町村のワクチンの在庫状況を確認しているところでございます。
　６月24日時点で、県全体で約34万回分のワクチン

在庫が確認されているところではございますが、ワクチン接種記録システム――ＶＲＳと言いますが、そこへの接種実績の登録がちょっと遅れている市町村も見受けられるため、正確な在庫状況の把握が現在は困難な状況にございます。引き続き市町村に接種実績の登録をお願いしながら、正確なワクチン在庫の状況を把握してまいりたいと考えております。

それから県の広域ワクチン接種センターの在庫についてでございますが、６月25日現在9460人分ございます。今後７月10日までに１万8000人分が入庫するということになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これは市町村とタイアップしてでも、市町村で今、数字的なものではあるんでしょうけれども34万回ということがあるわけですから、市町村はファイザー、広域はモデルナということで、昨日の河野大臣の分はこのモデルナがいろんな職域で不足しているということであれば、この市町村とぜひ連携を取りながら、ファイザーでの接種の在り方をどう持っていくかということを、ぜひ市町村と協議をしながら進めていっていただきたいというふうにも思っております。

そして我々もまだ来ないんですけれども、65歳以下の接種券の配送というものを早める必要があるんじゃないかと思うんですよ。そういったものは。それはどう市町村と連携を取られているんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時35分休憩

午後４時35分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先日、事務連絡で市町村に対しましては、64歳以下の接種券についても早めに発行を検討するようにということで、通知を出させていただいたところです。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　やり方で、市町村のその範囲の中で８月頃だとか９月頃だとかというのもいいんでしょうけれども、その接種券が来ることで、広域でやれるわけですよね、その分では。だからそういう分で広域で、例えば今回でもコンベンションセンターの予約の空きがあるということであれば、接種券を持っていればこの広域でできるわけです。接種券がないものですから､なかなかその部分での進みがないということで。

僕は知事、先ほど県は12月までというような話ではなくて、そのことを加速することがやっぱり沖縄にとってのまん延防止含め、今、緊急事態宣言があるんですけれども、どこよりもやっぱり沖縄はこのワクチンの接種を受けることで、沖縄の経済が回復したということを、ぜひやっていただきたいなと。ましてやワクチン担当大臣、そして沖縄担当大臣が河野太郎大臣であるわけですから、河野太郎大臣にそのワクチン接種の促進、そしてまた沖縄の経済を取り戻すための要請をぜひ知事からやるべきだと思うんですけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　県の広域接種センターは、市町村の接種を支援、補完するという形でサポートしながら、キャンセルが出た場合にはエッセンシャルワーカーなどへの接種も進めるように、その空きがないような形で取組を進めさせていただいております。

昨日も私、河野大臣に電話をさせていただいて、沖縄における状況とそしてさらにワクチン接種を加速化していきたいということもお話しさせていただいておりますので、沖縄の状況についても、河野大臣にも十分その状況は御理解をいただいているものというように思います。

引き続き、とにかく加速化できるようにしっかり取り組んでいきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事から率先してされたらいいですよ。コンベンションに行ってでも。やっぱり知事も対策本部長という重責を担っているわけですから。その分ではやっぱり知事が率先してこのワクチンを受けるということも大事だというふうに私は思っていますし、この県のワクチンの政策をやっている公務員の皆さんも、やっぱりそれは早めて、エッセンシャルワーカーと同じような形で県の皆さん、市町村のそのワクチンを担当している皆さんも率先して受けるべきだというふうにも思っておりますので、その辺もぜひ検討していただければなと思っております。

それでは次に、新たな振興計画についてでありますが……、休憩します。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時38分休憩

午後４時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　先ほど宮城部長のほうから、その進めている理由等々があったんですけれども、部長、この平成24年、10年前につくったこの基本方針、この一括交付金だとかいろんなもろもろ、そういったものの考え方で皆さん、振興計画策定して進めていいです

よということは､国から何か助言でもあったんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　国は３月に現行の沖縄振興計画の総点検結果を公表したところで、新たな沖縄振興については、いまだ方向性が固まっていないというところでございます。先ほど答弁申し上げたとおり、沖縄の自主性を尊重して計画を策定する立てつけになるという想定の下に、各団体、各層、様々な方から意見を頂戴して素案を今、取りまとめたところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　皆さんもこの沖縄振興特別措置法、この分にのっとってやっているはずなんですよ。国の基本方針が示されないのに、我々がこの基本計画をつくれるんですかと。基本方針を早めに出してくださいということは、何でその分の要望をしないんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　10年前の現行の計画なんですけれども、これまでの県が案を策定して国の計画というようなものから、10年前に我々は沖縄県の計画にしてもらいたいという話をしました。そのときに、沖縄県の計画にするということについては議論をさせていただいて、その話はさせていただきました。ただ、この法律上の立てつけはまだ決まっておりませんでした。
　ただ、いろいろ一自治体に対して国が支援をするという場合の法律の立てつけ、そして計画の在り方について、やはり大きな枠組みとして方針というものが必要だろうというものが大分後になって出てまいりました。これはもう県がある程度の計画の素案をつくった後の段階から、国のほうは基本方針をつくるという法の立てつけになりますよというような話があって、今結局、県の素案に合うような形で、網羅的な表現になるような形で基本方針ができたというふうに考えております。
　今回の立てつけも、先ほど企画部長からございましたが、どういう形になるかというのは、まだ最終的な判断は示されておりませんが、今回のような形でぜひやっていただきたいという思いで、県としてはまず先行的に素案を、関係各種団体から御意見をいただきながら、市町村からの意見もいただきながら策定しているという状況でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　10年前に、沖縄県知事が沖縄振興計画を定めるということを勝ち取ったんですよね。我々は、そのことは。その勝ち取った分をやればいい話で、今度は。我々のこの沖縄県のその分で振興計画は、県が今回はこれですということで、国が基本方針をまだ示さないのであれば、我々もこれですということをやるべきで、今10年以降の――その前の振興計画をつくるときと同じように、僕は国と調整する必要は何もないと思うんです。沖縄県が出して、それをやるかやらないかは国が決めるということになると思うんですけど、どうですか。
○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　10年前は大体そのような、議員がおっしゃったような雰囲気でございました。我々は県の思いで、自主的に主体的に計画をつくらせていただきたいという思いでやっております。今回の今の作業もそういった形で動いております。ただやはり、法律上の立てつけとして、基本方針というものはつくるということに、今回――次の場合もなるかどうかということは、国のほうで御判断いただくと思いますけれども、その際も先ほども申し上げたと思うんですが、県が今つくっている素案、いずれ計画に合うような形の基本方針、これを網羅的な形であります。いろんなものがこの基本方針では、県の案が読めるような形の方針をつくっていただく。そういうような形を目指して行きたいと思っております。
○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　国が厳しいとかというような話で、皆さんも大変だ大変だと言わないで、しっかりと示すことはちゃんと示したらいいです。法律でこれでうたわれているわけですから、そのことは。そして、令和４年の概算要求がもう８月には出さないといけないですよね。この概算要求に、皆さん多分、宮城部長の答弁を聞くと、この一括交付金また3000億円、そしてまた高率補助を前提とした各要求項目を令和４年のその概算要求もする予定なんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後４時44分休憩
　　午後４時44分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　たしか10年前の平成24年度の概算要求にあっては、その当時の制度にのっとった概算要求がなされたと記憶しております。また、沖縄県が要望しておりました一括交付金制度、これについては特に沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金については事項要求で、概算要求後に中身を詰めていくという仕組みだったと記憶しております。今回の概算要求にあっても、現行の制度を前提とした概

算要求をしていただくという方向で調整を進めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　あのときには民主党時代で、その振興計画をやるということが前提で、この一括交付金の扱いも民主党の部分での一丁目であったものだから、それを議論する中で進めてきたんですよ。今は振興計画をやるのかやらないのかも分からない。そういう中で皆さんがこういう概算要求をどういう根拠で示していくのかが僕はちょっと分からないということを疑問を呈していきたいなというふうにも思っております。

次にエネルギーに関してなんですが、これはもう間違いなく我々この沖縄にとっての再生エネルギーのこの沖縄振興計画にのっとるというのは僕は大事だというふうにも思っているんですが、このエネルギーの脱炭素化というのは、沖縄だけじゃないんですよね。金城代表もあったように、ＳＤＧｓもそう。この脱炭素化、地球温暖化に向けてのものは各県そう。いろんな形をやるわけですから、その中でこの振興計画に今までずっとあるその石油、石炭税の免除、そしてまたクリーンエネルギーの導入、先ほど3000億を概算で予定しているということがあるんですけど、部長、これ振興計画で勝ち取れますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時46分休憩

午後４時46分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

現在国とはヒアリングですとか、要望内容に関する疑義照会を通じて随時やり取りを行っているところではあります。県としては、この10年間で再エネを大幅に導入拡大して、沖縄はその島嶼地域における再エネ導入拡大モデル地域として我が国の再エネ主力化に貢献することを目指して、本制度を要望していきたいというふうに国には伝えております。その中で化石燃料である石油、石炭免除を要望していることにつきましては、確かに国からも厳しい指摘を受けているところではあります。

ただ、県としましては、引き続きこのクリーンエネルギーの導入拡大支援制度を要望していくとともに、電気の適正かつ安定的な供給の観点、電気料金の観点ですけれども、再エネが主力化するまでの当面の間は石油、石炭の免除の継続を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　僕は沖縄電力、大変だと思いますよ。この数字で、平成28年から平成30年まででこの石油石炭税の免税が98億あるんですよね、３年間で。この分が今、国の方針は、もう石炭に対する部分の取扱いは厳しくなっている。これはただ日本国、国だけじゃなくて世界の目がある、その分では。そういった面でこういった石油石炭税を減免するとか軽減するとかということになってくると、違反になってくる。公約違反になってくる。その辺はどう捉えますか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　確かに世界的な潮流からいって、その石油石炭税の免除というのは非常に厳しい目が向けられているというふうに思っておりますけれども、これは経産省が設けておりますワーキンググループの中においても、九州とつながっていない沖縄、それから北海道については、その特殊性については、考慮すべきだという意見も出ているというふうに認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、エネルギーのことは、沖縄は大胆にやったほうがいい。今言う九州との融通もないわけですから、沖縄は離島県ということで、沖縄単独ですよ。沖縄単独だからこそ、再生エネルギーに関しては、国が全面的にしっかりと取り組んでいくということを示すべきだというふうに思いますけど、知事どうですか、このエネルギーに関しては。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　離島を抱える、離島県である沖縄県にとっては、島嶼型の再生可能エネルギーを実証実験なども踏まえて技術開発を進めていくということは、まさに我々にとってのエネルギー改革にもつながっていくと思います。その点も踏まえて、テストベッド・アイランドとして、どのような実証実験などができるかということも、次期振興計画にもしっかりと書き込んでおりますので、ぜひそのことについては、しっかりやっていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　その中でやっぱり、これだけ海洋に囲まれた沖縄だからこそ、他府県にはない、我々はこの再生エネルギーの在り方を持てるというふうに思っております。私は、再三、久米島の海洋深層水の増設をやって、温度差発電の実証実験もこの久米島でやったわけですから、そういったこともしっかりとやっぱり離島のその活性化も含めた、このエネルギーの政策の在り方でも、この海洋資源のエネルギーの活用の仕方ということは大事だというふうに思っていますの

で、ぜひ知事、その辺はまた重点項目として取り組んでいただければなと思っております。

次に、沖縄情報通信センターの状況なんですが、70億円かかったんですよね、あれ。平成27年でしたか、70億かかっていまだ30％しか活用されていないという状況、これどうなんですか。実際、この情報通信センターの県なり市町村の活用状況はどうなっているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時51分休憩

午後４時51分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　なぜ十分に活用されていないかということですけれども、まず１点目として、その首都圏近傍に低価格で利用できるデータセンター、これが数多く申請されていることによって、遠隔にある県内データセンターにおいては、価格競争の面で不利に働いているということが１つ。それから加えて、技術革新により機器の高集積化、それから仮想化技術を使ったシステムの集約が進んだことで、従来に比べて省スペースでデータセンターの利用が可能になったことが主な要因であるというふうに考えております。

県だけではなくて、他の自治体ですとか、県内の企業の活用という点ですけれども、沖縄情報通信センター、これは本土と比べ同自治体のリスクが低いという沖縄県の地理的優位性を生かしまして、国内外の重要な情報システムやデータを沖縄県に集積させ、新たなＩＴビジネスを国内外に展開することを目的に整備しておりますので、県内でもこの自治体のデジタル化の動きが出てきておりますので、今後はこれらの需要も取り組んでいくことも必要であると考えております。さらに、県内の企業それから県外の企業についても、誘致に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　アピールが足りないかもしれないよね。沖縄にこの情報通信センターがこういう形であるということの認識も、なかなか持てていないと。だから中国に行って、いろんな問題があったわけですから、これが回帰するわけですので、その辺をどう取り組んでいけるかということは大事だというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時52分休憩

午後４時53分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　知事、馬毛島は翁長知事も視察に行ったんですよね。知事も視察すべきじゃないですか、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時53分休憩

午後４時53分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　もろもろ情報収集してみたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　鹿児島県知事と行って、鹿児島の状況、その種子島だとかそういう関係するところのそういった状況もよく協議されたほうが、お互い知事同士の話合いもあるはずでしょうから、ぜひその辺を進めていってもらいたいと思っています。そしてまた、50％以下ということで、前回も私質問させてもらっているんですが、自衛隊との共同使用は負担軽減にならないという認識なのか、その専用施設50％以下の共同使用は求めないということになるんですか、どうなんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時54分休憩

午後４時54分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　當間議員から御質問の、県内において自衛隊と米軍との共同使用ということにつきましては、県といたしましては、実質的な負担軽減につながらないという観点から求めないという考えでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　前回の質問で、やっぱり１万ヘクタールを削減するには、共同使用も含めたことをやっていかないといけないというのは、あなたではなく、副知事と知事が言ったんですよ。それぐらいしないと共同使用を含めてやらないと、この１万ヘクタールというのは削減的なものは厳しいということがあるわけですから、皆さん、もう少し整合性を持たないといけない。自衛隊施設と米軍施設が一緒になれば、それは１足す１がその分での１になればいい話だから、それは。自衛隊施設の削減も出てくるわけですから、その辺も含めてぜひそういったものを検討していただきたいと思っています。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、６月28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時55分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　國　仲　昌　二

会議録署名議員　金　城　　勉

令和３年６月28日

令和３年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第５号）

令和３年 第４回 沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

令和３年６月 28 日（月曜日）午前 10 時開議

議　事　日　程　第５号

令和３年６月28日（月曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程追加　うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する意見書

日程追加　うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する抗議決議

日程第１　一般質問

日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで

乙第１号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例

乙第８号議案　財産の取得について

乙第９号議案　訴えの提起について

乙第10号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第11号議案　沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第12号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について

出　席　議　員（47名）

議　長	赤　嶺　　昇　君	12　番	平　良　昭　一　君
副議長	仲　田　弘　毅　君	13　番	次呂久　成　崇　君
1　番	新　垣　光　栄　君	14　番	國　仲　昌　二　君
2　番	翁　長　雄　治　君	15　番	瀬　長　美佐雄　君
3　番	喜友名　智　子　さん	16　番	山　里　将　雄　君
4　番	島　袋　恵　祐　君	17　番	上　里　善　清　君
5　番	玉　城　健一郎　君	18　番	當　間　盛　夫　君
6　番	大　城　憲　幸　君	19　番	金　城　　勉　君
7　番	上　原　　章　君	20　番	新　垣　　新　君
8　番	小　渡　良太郎　君	21　番	下　地　康　教　君
9　番	新　垣　淑　豊　君	22　番	石　原　朝　子　さん
10　番	島　尻　忠　明　君	23　番	仲　村　家　治　君
11　番	仲　里　全　孝　君	24　番	仲宗根　　悟　君

25番	仲村未央さん	36番	又吉清義君
26番	玉城武光君	38番	崎山嗣幸君
27番	比嘉瑞己君	39番	玉城ノブ子さん
28番	当山勝利君	40番	西銘純恵さん
29番	照屋大河君	41番	渡久地修君
30番	山内末子さん	43番	比嘉京子さん
31番	西銘啓史郎君	44番	末松文信君
32番	座波一君	45番	島袋大君
33番	大浜一郎君	46番	中川京貴君
34番	呉屋宏君	47番	照屋守之君
35番	花城大輔君		

欠席議員（1名）

42番	瑞慶覧功君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	謝花喜一郎君	企業局長	棚原憲実君
副知事	照屋義実君	病院事業局長	我那覇仁君
政策調整監	島袋芳敬君	会計管理者	大城博君
知事公室長	金城賢君	知事公室秘書防災統括監	平敷達也君
総務部長	池田竹州君		
企画部長	宮城力君	総務部財政統括監	平田正志君
環境部長	松田了君	教育長	金城弘昌君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	警察本部長	日下真一君
保健医療部長	大城玲子さん	労働委員会事務局長	山城貴子さん
農林水産部長	崎原盛光君	人事委員会事務局長	大城直人君
商工労働部長	嘉数登君	代表監査委員	安慶名均君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	主幹	宮城亮君
次長	上原貴志君	主査	親富祖満君
議事課長	佐久田隆君	政務調査課副参事	中村守君
課長補佐	城間旬君	主幹	下地広道君

○議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

先ほど、照屋守之君外13人から議員提出議案第１号「うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する意見書」及び議員提出議案第２号「うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する抗議決議」の提出がありました。

○議長（赤嶺　昇君）　この際、お諮りいたします。

議員提出議案第１号「うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する意見書」及び議員提出議案第２号「うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する抗議決議」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号「うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する意見書」及び

議員提出議案第２号「うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する抗議決議」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　この際、**議員提出議案第１号　うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する意見書**及び**議員提出議案第２号　うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋守之君。

〔議員提出議案第１号及び第２号　巻末に掲載〕

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第１号及び同第２号の２件につきまして、本日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第１号を朗読いたします。

〔うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、議員提出議案第１号の意見書の宛先に係る県内所在関係機関、同第２号の抗議決議の宛先で第３海兵遠征軍司令官及び在沖米国総領事につきましては、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号及び第２号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　これより議員提出議案第１号「うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する意見書」及び議員提出議案第２号「うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号及び第２号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺　昇君）　ただいま可決されました議員提出議案第１号及び第２号については、提案理由説明の際、提出者からその趣旨を県内の関係要路に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第１号及び第２号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**乙第１号議案から乙第12号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

○島袋　　大君　おはようございます。

沖縄・自民党の島袋大です。

まず初めに、私が前回の一般質問で取り上げました朝日新聞デジタル版のインタビューについてお聞きします。

これについては、前回議会において質問させていただき、その後、総務企画委員会において議論をされました。当然照屋氏の副知事就任前ですから、照屋氏本人との受け答えではなく、池田総務部長そして新城前秘書課長が答弁する形で、結果照屋氏の副知事就任は問題ないとなりました。しかし、私は腑に落ちないんです。明らかに事実と違うことを朝日新聞で発言しているんです。皆さん、天下の全国紙朝日新聞に、天下の全国紙である朝日新聞で事実とは違うインタビューを行う人物が事実誤認を認めず、ましてや謝罪もせず沖縄県の副知事にいるということがどうしても納得できない。ここはせっかく本人が答弁することができるわけでありますから、しっかりと副知事に事実確認をしたいと思っております。

議長、あえて申し上げますけれども、私は照屋副知事本人しか答弁できない質疑を行います。答弁に当たっては、本人以外が答弁することはやめていただきたいと思っております。議長の取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○島袋　　大君　前回使ったボードを用意しております。（パネルを掲示）　これからする質問は、前回議会でも知事に行っております。

照屋副知事、あなたが平成26年10月29日の朝日新聞デジタル版で、沖縄が問いかけるものと題して、インタビューに応じております。間違いありませんか。はいかいいえでいいですよ。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　その新聞につきましては、当時新聞が発行された後、送られてきたときに確認しまして、びっくりした覚えがありました。

確認しております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　全文は読みませんが、重要なところを抜粋します。あなたはインタビューで、米軍基地に起因する工事を批判しつつ、こう述べております。照正組は、脱公共事業依存を目指し、ここ10年は米軍や防衛省関連の工事には手を挙げてさえいません。全国紙で堂々と述べているんです。

まずここまで照屋副知事、余計な言い訳は要らないです。朝日新聞のインタビューにこのような回答をしたことは事実ですよね。紙があるんですよ紙が。あります。これ、確認させてください、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　はい、そのように答弁いたしております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですが実際は、インタビューの前に５件の沖縄防衛局の発注工事に手を挙げているんです。ましてや５件目の入札は、インタビューの２か月前です。この事実関係、そこから聞かせてください。

あなたが代表取締役会長にもかかわらず、自分が知らないところで部下が勝手にやったとか、そういうことは聞いていません。私が聞きたいのは、あなたがインタビューで、基地関連の工事はここ10年手も挙げていないと言いながら、実際は沖縄防衛局の入札に５件も参加をしております。それが紛れもない事実かどうか、それだけお答えください。私がボードでも示したことがそのとおりなのか。事実ではないのかのみ答えてください。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　この５件につきましてはいきさつがありまして、その件については、既に２月議会で委員会等を通じて答弁をさせていただいているものと考えておりますが、５件目の旧嘉手納飛行場 (26) 土木その他工事につきましては、その後辞退しているということが判明しております。改めて御確認をいただきたいと思います。

以上です。

○島袋　　大君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時15分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○副知事（照屋義実君）　そのように述べているのは事実でありますけれども、応札した工事につきましては受注を目指したものではなく、電子入札制度への対応など社員の能力向上や、発注者側から見た自社の技術的評価を確認するために行ったものだというふうなことが、その後の社内での会議、関係者を集めての会議で確認されております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　そのとおりと一言言えばいいんで

す。そうなんですよ、これは事実なんです。

ですから、照屋副知事による虚偽インタビューと私は訴えているんです。違いますか皆さん。

照屋副知事、あなたが照正組のオーナーにもかかわらず、担当部署が勝手にやったとか、会社の事情なんてどうでもいいんです。このインタビューに記載されていることは、事実ではありませんね。間違いですよね。そこをまず確かめたいんです。どうですか、この記事ですよこの記事。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　このインタビューは、2014年11月に実施された県知事選挙直前の10月に、選挙に対する所見を問う形で行われたものでありまして、事前に質問内容を知らされておらず、実績を精査確認し応答したものではありません。当時の私の持論を率直に述べたものでありまして、紙面に書かれてありますのはそのとおり答えただろうというふうには思いますけれども、私の思いとは違うというふうなことについては、改めて弁明させていただきます。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　間違いと言っていますよね。さっきは間違いじゃないと言っておきながら、間違いであるならば謝罪すべきでしょう。当時は、翁長雄志前知事が勝利した選挙が平成26年11月16日にありました。この朝日新聞の記事は、その直前のインタビューなんです。その重要な選挙の前に、あなたは虚偽の、間違った回答をして、そのインタビュー記事を全国に流したんです。新聞は公正かつ正確な記事を出さなければなりません。これは新聞の生命線です。結果的にあなたは朝日新聞に正確でない報道をさせたんです。それに対して、県民そして朝日新聞に対して謝罪ぐらいはするべきじゃないですか、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　あくまでも私の持論を述べたものでありまして、これは見解の相違というふうに言わざるを得ません。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

島袋　大君。

○島袋　　大君　去る３月の総務企画委員会で、照屋副知事の就任について議論されております。間違いがないように申し上げますけれども、委員会での議論は、朝日新聞の記事が正確なのか間違いがあったのかどうかには触れていません。照屋氏の副知事就任が適任かどうかの議論でありました。議事録を私も細かく見ました。池田総務部長、そうですよね、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　私のほうからは、主に地方自治法などの欠格要件なども含めましてお答えさせていただいたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　池田部長は、照屋副知事から３月５日に事実確認を行い、４点の確認をしたと答弁しております。議事録にも載っております――総務企画委員会ね。

１、応札した事実はあるが、いずれも受注を意図したものではない。――どういう意味ですかこれ。受注するつもりがなかったら、入札参加すべきではないでしょう。

２、平成28年から県で電子入札制度が導入されることが示されたことから、この新制度に早く慣れるために先行実施をしている防衛局電子入札制度に試験的にトライした。――副知事、あなた社内で防衛局の受注する営業活動はしないと徹底したんでしょう。それなのに、米軍基地工事で電子入札する練習をさせるんですか。

３、若手技術者の養成を目的とした研修の一環として行った。

４、自社の施工実績が、他の発注者にどう評価されているか知るためにも行ったもの。――意味が分かりません。

過去10年、米軍基地関連工事に手を挙げていないと全国紙に豪語しておきながら、防衛省にどう評価されているか知るために入札に参加した。副知事、本当にこういう説明をしたんですか総務部長に。皆さん、この答弁を聞いてどう思いますか。副知事任命ありきでまともな答弁じゃないですよ。こんな答弁をしないといけない池田部長と当時の新城秘書課長に心から同情しますよ。今映像を見ている県職員は、ほとんど皆、苦笑いしていると思いますよ。

もう一度はっきりさせておきますけれども、この４

点の理由であのインタビューを正当化できませんよ。そうでしょう皆さん。この４点、照屋副知事、あなた本当に池田部長にこんないい加減な説明をしたんですか。副知事。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　お答えいたしたいと思います。

　この４件の事実を私があらかじめ知っていれば、ああいうふうなインタビューへの応答をしていないはずでありまして、知らなかったからああいうふうな受け答えになったということであります。

　したがって私は、島袋大議員がちょうど質問している２月議会のさなかには、庁内で放送されておりますテレビの前におりました。大変びっくりいたしまして、すかさず私の相方であります弟――前専務、その後副社長になりましたけれども――副社長にメールを送ったわけであります。このような質問が出されているけれども事実かというふうなメールをいたしました。そうすると、それは全くないと、覚えていないと。談合問題が発覚して以降は、応札していないはずだというふうな回答が返ってきたんです。つまり認識は私と一緒なんです。そういうふうなことはしていないと。あくまでも防衛局に関しては手を挙げない、受注する意図は持っていないというような認識では一致しているわけであります。

　以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　総務企画委員会では、こういう答弁もあるんです。これは前秘書課長の新城課長が、我が会派の仲田県議の質問に対して、こう答弁しています。そのまま読みます。入札への参加等については、担当セクションに任せていると聞いている。このことは、防衛局の受注を目指す営業活動はしないという氏の方針が徹底されているものだと考えています。

　照屋副知事、これはどういう意味ですか。

　まず確認しますけれども、防衛省の受注はしないことは、あなた徹底していたんですよね。どうですか、はいかいいえかでいいですよ。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　建設会社のみならずほとんどの企業についてはそうでしょうけれども、役員は役員の中で分担がなされておりまして、私は経営全体のマネジメントを統括する。公共工事の営業に関しては、全て私の弟である専務、後の副社長が統括しておりました。したがって、私は公共工事の営業にはある時期から一切携わっておりません。全て専務の統括下にあったというふうなことで、細かい入札の事案などについては、私は一切関知していないわけであります。そういったことで、これらの案件についても関知するところではなかったと。その延長線上であああいうふうな答弁が、受け答えが出てきているということであります。

　以上です。

○島袋　　大君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午前10時24分休憩

　　午前10時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○副知事（照屋義実君）　入札している事実はお示しのとおりでありますけれども、落札の意図を持って応札したわけではないというふうなことを申し上げているわけであります。そのことについての経緯につきましては、去る２月議会の委員会等でも関係部長から御答弁をしていただいた。そのとおりであります。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午前10時26分休憩

　　午前10時26分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○副知事（照屋義実君）　繰り返しになるわけでありますけれども、落札の意図を持って入札しているわけではないというふうなことは、社員もそのように申しております。同業の建設業の役員の皆さんであればよく御存じだと思うのですが、落札の意図を持って応札すれば、何回も集中的・連続的に応札していくんです。これはあくまでもスポットなんですよ、御承知のように。間断的にあるときにぽっと入ってきている。こういうふうなことに示しているように、落札の意図を持って入札しているわけではないというふうな趣旨は、社内でも徹底されているというふうに私は感じております、理解しております。

　以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ということは、担当セクションが言うことを聞かず暴走したということですか。それとも担当セクションが行った入札は、先ほど４つの理由から、受注を目指す営業活動に当たらないと判断したんですか。副知事、改めて聞きますよ。常識的な答弁をしてください。

　どういう理由であれ、照正組は防衛省の米軍基地工事を５件入札したんです。結果、受注はしなかったけれども、あなたの照正組での方針は、防衛省の受注を目指す営業活動はしないということでしょう。そこを

聞きたいんです。どういう理由であれ、照正組は防衛省の米軍基地工事を５件入札しておりますから。一般の人が見たら、防衛省で入札参加しておいて、これは受注を目指す営業活動ではないと言い訳が通りますか。あなたのこれまでの政治信念に照らし合わせるなら、防衛省の米軍基地に関係する工事には入札も一切手を出さないというのが普通じゃないですか、副知事。間違っていますか私が言うのは。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　建設業界に身を置いている人であれば、あるいはかつて置いていた方であれば、この辺の事情をよく理解できるはずだと私は考えております。つまり、公共工事は防衛局の工事だけではないんですよ。ほかにもたくさんあります。そして入札対応につきましても、発注要件が全部変わってきていますので、様々なテストをしながらどちらが有利な状況をつくっていけるかということについては、社内で模索をしていく。これが営業活動なんです。入札だけではありません。したがって、テスティングで防衛局の工事にこういった形で応札したと、入札したというふうなことは、同業の方であればよく理解できることだというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　次の質問に行きます。

知事、あなたは私の質問に対して、朝日新聞の記事に対して本人に確認すると言いましたけれども、知事は照屋副知事に直接確認しましたか。事務方に任せたんですか、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は直接確認をいたしまして、今副知事が答弁したような内容で理解をしたものであります。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　そこであなたは、私は問題ないということで任命権者として決定したというふうに理解します。

次の質問を行います。

３月の総務企画委員会で、新城秘書課長は、このインタビューは平成26年県知事選直前の10月に選挙に対する所見を問われる形で行われたもので、事前に質問内容を知らされておらず――先ほども言っていましたね――実績を精査確認し応答したものではなく、当時の持論を述べたものであるとのことですと答弁しております。

副知事、あなたは県の確認に対し、こう言ったのですか。これは事実ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　そのとおりであります。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　事前に質問内容を知らされていないと言って、子供の言い訳ですよ。マスコミに関しては、報道の自由とともに取材の自由も十分に尊重されなければいけないんです。事前に通告がなかったから、選挙前だからといって出任せを言っていいことになりませんよ。あなたは副知事として資質がないと思っています。これは答弁要りません。

次の質問に移ります。

改めて聞きますけれども、今後照正組は米軍や防衛省関連工事に手を挙げませんよね。それとも副知事になって照正組は、あなたとは関係なくなったので、今後は防衛関連工事をやるかもしれないんですか、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　例えば、普天間基地返還が決まったときには基地の解体が始まりますので、そのときは応札するかもしれません。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

島袋　大君。

○島袋　　大君　すごい答弁ですね。沖縄防衛局のホームページを調べました。令和３年度の防衛省工事に関する入札参加資格の登録をされていますよ、照正組は。防衛省のホームページで確認できます。今年の６月24日に更新された入札参加資格に照正組は引き続き登録されています。手も挙げない、解体工事はやるかもしれませんと言っておきながら、令和３年度の入札資格申込みをしているんだよ、照正組は。返上すべきじゃないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　入札参加資格申請というのは、全発注部局に自動的に出しているものでありまし

て、事務的に対応したものというふうに理解をいたしております。落札の意図を持って入札参加申請しているわけではないというふうに私は考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時35分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

島袋　大君。

○島袋　　大君　じゃ副知事、県の発注工事も全部入札参加してやるということですか。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　県の発注工事といいますと、発注部局が幾つか限られておりますけれども、今までの認識では応札してきております。ただ、会社の事情に応じて――つまり工事を抱えている案件、最盛期には本当に手に負えないほど抱えております。あるいは暇なときもあります。そういうふうなときには、発注物件をよく選んで応札したというのが実情であります。

ただ私は、もう３年前に社長を退任しておりますし、去年の６月末をもって会長職も代表権も全て返上し、退職金ももらって退職をしておりますので籍はありません。したがって、先ほどの解体工事があれば応札するかもしれないというのは、あくまでも私自身の推測でありまして、今や会社の運営にタッチする権限は一切ないということをここで言明しておきたいと思います。

○島袋　　大君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○副知事（照屋義実君）　不慣れで大変失礼しておりますが、先ほどの憶測、推測というのは、つまり私の後継者が既に会社の権限を全て掌握しておりますので、私はそういうふうな発言をする場にはないけれども、もし３代目、いわゆる後継者が考えることがあるとすれば、そういうふうなことがあるかもしれないというふうな意味で申し上げたわけでありまして、先ほどの発言は修正をしておきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○副知事（照屋義実君）　先ほどの答弁は、たしか島袋議員の質問に答えたというふうなつもりでおります。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○副知事（照屋義実君）　失礼いたしました。先ほどの答弁は、それでは撤回させていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　全部適当に……。

次に移ります。

県職員によるコロナ療養施設の勤務についてであります。コロナ療養施設に関する県職員の労働条件についてお聞きします。

最近、宿泊療養施設の公募を始めておりますけれども、これもう少し早くできなかったかと思いませんか。職員は、去年４月から現在もコロナ療養施設で24時間勤務を行っているようです。その延べ人数は何名となっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　宿泊療養施設には、生活支援を行う各部局の職員が配置されておりまして、日勤で３名、夜勤２名の体制で勤務しております。これまでの延べで１万4000……。

すみません、ちょっとお待ちください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　失礼いたしました。

宿泊療養施設及び店舗等の調査等に動員している総計で、延べ約１万4000人を動員しているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

島袋　大君。

○島袋　　大君　ある職員から聞きましたけれども、１回勤務すると手当が４万円と聞きましたが事実ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　宿泊療養施設での勤務に対しては、特殊勤務手当で１回3000円というのがつきます。それ以外は、時間外手当の対応になると考えております。
○島袋　　大君　だから４万円と聞いたけれども、事実かと聞いている。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午前10時42分休憩
　　午前10時42分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○保健医療部長（大城玲子さん）　１人当たりの手当の額がどれぐらいになるかというところでの数字はちょっと持ち合わせておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、危険手当が3000円プラス時間外勤務手当がつくということで、その人の勤務している時間、夜間についての時間外手当がつくということでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　これまで療養施設で県職員の勤務による費用の総額は幾らくらいですか。今までです、これまでね。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午前10時43分休憩
　　午前10時43分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　大変申し訳ありませんが、宿泊療養施設における県職員の勤務に対する手当等の額については、今、算出しているものがございません。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午前10時44分休憩
　　午前10時44分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　島袋　大君。
○島袋　　大君　これまで宿泊療養施設で、県職員のコロナ感染はありましたか。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
　休憩いたします。
　　午前10時44分休憩
　　午前10時44分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○保健医療部長（大城玲子さん）　県職員で、動員の職員で陽性に、感染したという職員はおりませんが、看護師で家庭内感染でということでの感染の事例は１例ございます。この方は任期付職員でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午前10時45分休憩
　　午前10時45分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○保健医療部長（大城玲子さん）　訂正させていただきます。
　県職員で宿泊療養施設の関連で感染した職員はおりません。
○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　知事、ようやく公募に踏み切りましたね。遅過ぎますよ。コストを考えても、県職員の疲労度を考えても、もうちょっと早く公募すべきだったんじゃないですか。コロナ感染者が出ていないなら、今コロナで疲弊しているホテル業界の方を雇用してもよかったんじゃないですか。いかがですか、どう思いますか知事。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午前10時46分休憩
　　午前10時46分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　県としましても、やはり動員だけではなかなか厳しい状況がございますので、業務委託を何度か試みておりまして、業界の方々とも意見交換してまいりましたが、やっとこのたび業務委託を公募する段階に来たというところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　もう部長は大変お疲れのようですけれども、頑張っていますよ。私はもうそれしか言えませんよ。本部長はしっかりしてください。それを聞きたいんですよ本部長、ひとつよろしくお願いします。
　また、このコロナ禍で大変な問題がある中で、また９月ぐらいからトークキャラバンを再開するみたいですね。こういう今県民が非常に厳しい状況で、自分は来年の知事選に向けてこういう行動をしようとしているんですか。いろいろこれから議員が質問すると思いますから、しっかりと答えてください。
　議長、休憩お願いします。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午前10時47分休憩
　　午前10時47分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○島袋　　大君　待機児童等の対策について、令和３

年４月１日現在の数値はどうなっているか。また５月１日現在の数値はどのようになっているか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　本県における待機児童数は、令和３年４月１日時点で564人となっておりまして、前年度から801人減少し、過去最大の58.7％の減となっており、各市町村の取組の成果が着実に現れております。待機児童数については、例年厚生労働省からの調査依頼を受けまして、各年４月１日と10月１日時点の各市町村における調査結果を取りまとめているところでございます。ですので５月１日時点の数値というのは把握してございません。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　待機児童が減少する要因は何ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　今回の減少の要因といたしまして、市町村の分析等も踏まえまして申し上げますと、各市町村においては、それぞれの子ども・子育て支援事業計画の着実な実施のため施設整備を進めてまいりました。また県においても、保育所整備の市町村の国庫補助事業の裏負担分への支援ですとか、保育士の処遇改善等の後押しに取り組んできたところでございまして、そのような取組の成果が現れ始めているものと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　まさしく担当部長としては、そうだと思っています。

私もいろいろ地元で歩いてもそうですけれども、施設も増えてきて、これは皆が連携して県が監督者としていろいろ頑張った成果だと思っています。しかし、この２年になりますけれども、コロナ禍でこういう問題になって、ゼロ、１、２歳児を抱えるお母さん方が仕事を自粛して、あるいはリモートを含めて、自宅で子供を見ようという傾向もあると思っている。だからそういったことを考えれば、このコロナ禍の中でこういった形での待機児童が減ったという形も、全国から見てそういう数字にも値しないかということを思っているんだけれども、担当部署ではなかなか答え切れないと思うんだが、これは商工労働部としては把握は、チェックはしていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　雇用情勢についてお答えしますと、労働力調査によると、令和３年４月の完全失業者数が２万8000人。これは前年度同月比3000人増加しております。一方で、就業者数、これは73万5000人で２万1000人の増加となっております。それから休業者数、これは３万6000人で対前年度比３万6000人の減少、それから家事や通学等の非労働力人口は、これは45万1000人で１万8000人の減少となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響によって雇用環境は悪化しているものの、国や県の雇用維持と事業計画の取組等もありまして、急激な完全失業者数の増加は抑えられているものというふうに考えておりまして、今、議員が御質問の雇用情勢が待機児童への影響という点につきましては、この労働力調査――これは就業、不就業の状況を把握するための抽出調査となっておりますし、単位も1000人単位であることから、同調査結果のみから影響を分析することは困難であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　その辺はちょっと大変かもしれないけれども、調査するというのはありだと思っていますから、ひとつ大変だと思いますけれども頑張っていただきたいと思っています。

新型コロナウイルスのワクチン接種についてでありますけれども、保育所及び学童職員、小・中・高教職員に対して県での集団優先接種を行う考えはないか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　現在、県では市町村の行う高齢者へのワクチン接種を補完するために市町村と連携して、広域ワクチン接種センター２か所で接種を開始しております。

県では、沖縄県全体のワクチン接種を加速化するために、広域ワクチン接種センターを増設するとともに、加速化計画を策定してエッセンシャルワーカー等への接種を積極的に推進していきたいと考えているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　広域が待てないとしたら、今近隣の市町村では独自でそういう方々の接種も優先的に行っているところもあるんだけれども、ここは県として、市町村が早めにできるのであったらぜひともお願いしますということの通達は出しているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県としましては、

まずは重症化リスクの高い高齢者の接種を７月末までにお願いしたいということと、あわせて64歳以下の方についても早めに接種券を発券していただきたいというような通知を出しているところです。

県としましても、市町村の接種の補完的役割は重要であると考えておりますので、市町村と連携して取り組んでいきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ワクチン接種までの間に、ＰＣＲ検査費用を補助する考えはないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず県では、ＰＣＲ検査を希望する県民に安価でいつでも受検できるようにということで、県内６か所の民間検査機関に補助をしているところでありまして、この事業を活用していく方針です。なお、保育施設等の職員につきましては、６月から定期的なＰＣＲ検査を開始しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　定期的にやっているとしても、これは何回も何回もできるということではないでしょう。私が言いたいのは、要するにワクチンが打てない今の状況。保育士の皆さん方は、親御さんとも迎えるときに会う。子供たちとも接する。一番問題となっているのは、ゼロ、１、２歳児の子供たちが先生がマスクを着けたまま怒っているのか笑っているのか、表現も分からない。ゼロ、１、２は一番そこの感度が強いところですよ。そこを親御さんしかマスク取るのを見ていないですよ、ゼロ、１、２は。そういった状況の中で、今一番保育とかもクラスターが出たら大変なことになるんですよ。小学校も中学校もそうです。だからこそＰＣＲ検査を週に１回、２週間に１回でもどんどんチェックして、ワクチンが打てるまでの間は、これは県が全額負担してまでもやるべきだと思うんだけれども、ここはもう部長が答え切れないはずだから、知事、副知事どうですか。ここはちゃんとやったほうがいいと思うよ。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　保育施設等に関するＰＣＲ検査については、６月から開始しているということで答弁申し上げましたけれども、２週間から３週間に一遍ということで、現状では実施しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　そこの市町村が、管轄の監督者の県がそういう考えでも、市町村は認識を持っていないんだ。市町村でこの保育園、学童、あるいは小学校、中学校まで管轄が下りるんだったら、そこに皆下ろすようなシステムをつくらないといけないと思うんですよ。ここはもう大変だと思っています、職員の皆さん方の仕事の量は。だけどここは臨時を雇ってでもそうだけれども、ここオンリーにする部署をつくっているんだから、ここを臨時でも雇ってしっかりと対応できることはしないと、この方々が受入れ体制ができなくなった場合は、大変なことになるんです。ワクチンも打てない状況で。だからそこをどうにかしてくれませんかと言っているんだけれども、知事、副知事しかもう答え切れませんよ、ひとつ。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

ゼロ、１歳児、２歳児のお子さんたちはやはりマスクも着用できませんし、また変異株の影響で家庭内感染というものが脅威と考えております。そういった中においては、しっかりとしたＰＣＲ検査、この体制をつくるということで、今２週間から３週間に１度ということですが、それについてしっかりと市町村とも連携して、実施できるようにしたいというふうに考えております。あわせまして、ワクチン接種につきましても、基本、広域接種センターである程度のゆとりができた段階では、県としても積極的に対応したいと思っております。基本、市町村立の保育園の保育士等については、市町村で対応していただきたいというふうに考えておりますけれども、なかなかそういったことができない認可外の保育所ですとか私立の保育園、そういった方々については、県のほうでエッセンシャルワーカーの一員として対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　分かりやすく言えば、保育士の職場は豊見城だけれども住まいは与那原だと。副知事の住んでいるところだけれども。与那原はこの間やったんだよ、1000名規模の、優先的に。だから住んでいるのは与那原だから打ちましたよと。早く我々もワクチンを打って、きちんとして子供たちの対応をしたいねというのが切実な現場の声なんだよ。保育も、小・中・高等学校みんなそうなんだよ。みんな同じ考えかもしれないけれども、そこを受皿となっている――言葉、表現が悪いかもしれないけれども、そういった形でやっている方々もしっかりと優先的に上げてでも考えないといけないと私は思っているから。そこは、対策本部長の知事を中心に、大変だと思うけれども、頑張っていただきたいなというふうに思っています。

最後です。

出生率において、沖縄県は全国１位となっているけれども少子化は進んでいる状況である。県としての少子化対策を具体的に伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　沖縄県の合計特殊出生率は、令和２年の速報値で、全国１位の1.86となっておりまして、前年度から増加しているところではございますけれども、人口維持に必要な水準である2.07を下回る状況が続いております。出生率向上に向けては、安心して結婚し出産・子育てができる社会の実現を目指す必要があると認識しておりまして、現在、結婚支援ですとか待機児童の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいるところでございます。

引き続き、このような取組を進めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　私がこれを聞きたかったのは、来年は次期沖振です。金城勉さんも、先週ありましたけれども人材育成ですよ。これだけ少子化だったら、出生率をもっと伸ばすような政策を打たないといけない。全国長寿沖縄県１位だったのが、今何位ですか。その対策がなかなかできなかったからだと思いますよ。だからこそ次の沖振は、制度設計の中にまさしく子ども・子育て特区ですよ。そういうことをすることによって、生まれた子供から義務教育が終わるまでは、きちんと国と県がしっかりと責任を持ってやりますよと。子ども生活福祉部長なんてもう頑張れ頑張れ頑張れ、すばらしいねとしか答弁、議会で出てこなくなりますよ。怒られることなく。知事、この制度設計をつくるのが県職員の皆さん方と我々議会が一緒にスクラムを組むところだと思っていますよ。どうですか。次期振計に向けて。強い思いはないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員御意見のとおり、次期振計では子供の貧困の問題の抜本的な解消のための子育て施策全般に対する推進、そしてさらには幼い頃からの教育、高等教育に結びつけていくまでの教育にもしっかりと取り組んでいきたいというように考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　ありがとうございます。

会派沖縄・自民党の新垣淑豊です。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

デジタルトランスフォーメーション、ＤＸについてであります。

組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成、以下の重要取組事項の計画的な取組、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化、テレワークの推進、セキュリティー対策の徹底など、さらには都道府県による市町村支援などが自治体ＤＸ推進計画に挙げられておりますが、以下、沖縄県のＤＸ対応について伺います。

デジタル庁が2021年９月より発足するが、沖縄県のデジタル庁対応の部署についてどのような体制が整っているのか現状を伺います。

そして、沖縄県行政のデジタル化に関連する部局はどこか伺います。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　県においては、デジタル庁の設置をはじめとする国の施策に対応するため、本年度より、デジタル社会推進課を設置したところです。同課においては、各分野における施策や具体的な取組を担う各部局と連携の上、分野横断的、総合的にデジタル化を推進することとしております。

また、デジタル化に関連する部局としては、行政のデジタル化の推進及び庁内や市町村との情報通信基盤等を所管する企画部、行政内部の事務を所管する総務部のほか、産業振興を所管する商工労働部など、県民や各種団体・法人との接点を持つ、あらゆる部局が含まれるものと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　ありがとうございます。

デジタル社会推進課、これがデジタル庁対応ということになりますけれども、この体制というのはどういうふうになっているのでしょうか。人員体制ですね。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　現在５名、課長、班長、班員３名の体制でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　先ほど御答弁いただいた中で、企画から総務、商工含め、また農水、それと教育も、全てにおいて多分このデジタル化というものは必要になってくると思っておりますけれども、実際にこれを統括する担当の方というのはどなたになっているんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　知事、それから企画部のラインの指示の下に、今取組を進めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　今取組を進めているということは、具体的な組織は今できていないということでよろしいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　先ほど申し上げましたデジタル社会推進課が担うことになります。

あと、全庁的な体制ということで申し上げますと、今、県のデジタル化の全体指針となるおきなわＩＣＴ総合戦略、これの後継計画の策定に取り組んでいるところで、その取組と併せて知事を筆頭とする全庁的な推進体制構築、これを今、検討しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　昨年ですけれども、リゾテックおきなわが開催されたかと思います。そのときに、お隣の国であります台湾、こちらのオードリー・タン・デジタル担当大臣と、たしか知事は会談をされたかと思います。この会談を踏まえて、この沖縄県のＤＸ、デジタル化についてどのように印象を持たれましたか。知事にお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　台湾はＳＡＲＳの経験、今般のコロナウイルスの対応について、非常にデジタルを有機的、機能的に活用している。しかも民間のいわゆるデジタルハッカー ――ハッカーと言っても、これはデジタルに非常に詳しい集団なんですが、そういう民間団体なども活用しながら、この国民に広く、デジタルに信頼を持って取り組んでいるということが、非常に印象的でありました。ですから、情報の保護はもちろんのことですが、このＤＸを進めるに当たっては、県としてもそのように民間の活力、普段はなかなか参画ができない方々にもぜひ幅広く取り組んでいただいて、そのデジタル化への推進を努めていきたいというように部局と協議をしているところです。

○新垣　淑豊君　休憩、休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時６分休憩

午前11時６分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事（玉城デニー君）　先ほど企画部長から答弁がありましたとおり、デジタル社会推進課を中心にその組立てを行っているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　先ほどの答弁にありましたように、おきなわＩＣＴ総合戦略、これに組織を横断して情報化施策全般を統括する最高情報統括責任者、ＣＩＯの設置及びＣＩＯ補佐体制の構築などについて検討してきましたが、検討課題が多いことから、引き続きその在り方について検討していくこととしておりますとありますけれども、この課題というのはどういったことになるんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時６分休憩

午前11時７分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　専門的な知見を有する人材の確保、この辺りが課題というふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　次年度からの沖縄振興計画（素案）を拝見いたしますと、非常にどのページを見ても、ＩＴ、ＩＣＴであったり、ＤＸであったりという言葉が非常に多く出てきます。昨日、私、読みながら何個あるのかなと数えようと思ったんですけれども、数えるのが面倒くさいぐらい、そのぐらい入っていました。ということは、本当にこのＩＴということについては、しっかりとした責任者を置かなければいけないと思っております。これは確かにほかの都道府県でいえば知事、副知事が担当しているというところもありますが、その専門の担当者を置くべきだと私は思っておりますけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　デジタル化の推進に当たっては、庁内体制だけではなくて、専門的な知識を有します有識者会議、これも併せて設置したいと考えているところです。加えまして、庁内にも外部人材の登用について調整を今、進めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　これだけいろんなものに対してＩＴが関わるということに対しては、例えば今、知事もいろんな方々を参与として採用している。そういった事例もありますので、ぜひこの点について御検討いただけないかということで、これ知事、お願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員おっしゃるとおり、本当にこれからは、それぞれの部署でこのＩＴ化を前提とした取組を進めていかなくてはなりません。そういう意味では、有用な人材をそのように登用することも

ぜひ検討していきたいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　それぞれの部署がばらばらにこの戦略をつくっていてはしようがないと。これはもうしっかりとした沖縄県としての在り方を考えなければいけないと思っておりますので、ぜひこれはお願いをしたいと思います。
　１点、ちょっとお伺いしたのが、この振興計画の素案の中で、「格差の進行」という部分がありますけれども、ここに「デジタル化に代表されるＡＩ、ＩｏＴなど技術の急激的な進歩は「格差」を拡大させる要因ともなっており、こうした新技術の活用に係る企業間の格差も拡大している」という言葉がありました。今後、この沖縄県ＩＴ化を進めていく、いろいろな技術化を進めていくという中で、この格差についてはどのように対応するつもりでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　デジタルデバイス対策ということで、企業間においてもＩＴの活用について濃淡といいますか、取組に差異があると承知しております。新たな振興計画にあって、稼ぐ力の強化、これに取り組むこととしており、全産業に及ぶこのデジタル化の推進、ＡＩ、あるいはビッグデータの活用なども含まれると思います。様々な取組をこの振興計画の中で進めて、産業間あるいは企業間における格差について、解消に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところです。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　ぜひ、これはもう本気になって取り組んでいただきたいと思っております。
　続きまして、２番に進みます。
　新型コロナウイルスワクチン接種と沖縄観光についてでございます。
　本定例会初日の質疑でも取り上げましたが、沖縄県のワクチン接種率は全国的にも低い状況であります。全国的にワクチン接種が加速するに従い、旅行熱が高まるであろうと予想もされています。米国では、航空機の利用も回復しつつあるとの報道もなされており、ワクチン接種の迅速化こそが沖縄県経済の軸となる観光の回復を促すものであると考えますが、この緊急事態宣言以降の誘客というものをどのように行う予定なのか伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　現在、観光産業、多大な影響を受けておりまして、ウイズコロナ、ポストコロナにおける沖縄観光の需要喚起策等につきましては、感染状況に応じた段階的な戦略を講ずる必要があると考えております。
　県としましては、まず抗原検査等による那覇空港の検査体制の拡充や感染防止対策認証制度の導入など、感染防止対策の強化に取り組んでまいります。県内の感染状況等を勘案しながら、宿泊施設利用に伴う割引助成や観光体験・アクティビティ商品に利用できるクーポン券の発行等により域内需要の喚起を図ってまいります。また、国の地域観光事業支援を活用しまして、旅行商品を割引販売し、旅行需要を創出してまいります。県外からの誘客に当たりましては、旅行前のＰＣＲ検査の呼びかけを徹底するとともに、その後の全国的なワクチン接種状況などを勘案し、テレビ・新聞・ウェブ等の各種メディアを活用したプロモーションを、ターゲットを明確にして実施するなど、段階的な出口戦略に基づき安全・安心な沖縄観光を推進してまいりたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　ワクチンが進むと、やっぱり私の周りでも早く旅行に行きたいと言う方がいるわけです。そういった方々に対して、今からしっかりと仕掛けを準備しておかなければいけないと思っておりますが、そこには予算の裏づけも必要だと思います。この観光誘客に対する予算についてはどのように考えていますか。
○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　先ほどありましたように、おきなわ観光体験支援事業とあるいはおきなわ彩発見バスツアー、そういったものが実施されているところでありまして、さらに国のほうの地域観光事業支援、これにつきましては現時点で補助交付限度額が示されておりまして、62億ほど示されておりますので、これが活用できれば非常に大きな施策が組めるのではないかなと期待しているところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　当初の予算で文化観光スポーツ部の予算というのは、約90億ほどで全体の1.13％ぐらいだったと思います。観光事業者の方からは、もうリーディング産業と言っているんだったら、もっとしっかり予算を出してくれと。今回コロナにおいても、非常に観光に対してなかなか厳しい予算づけしかされていないよという話がありますけれども、これは県としての予算づけというのはどう考えていますか。大体どれくらいの規模でというものがあれば､教えてください。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　観光産業というのは、裾野の広い、幅広い産業に広がっているというような形でありますので、観光部局の予算に加えまして、商工労働部、雇用の維持確保であったりとか、あるいは農林水産業のほうの予算だったりとか、そういった県の様々な事業と連携しながら、観光産業の振興に連携して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　稼ぎ頭にするためにも、ぜひそこに対してしっかりと予算づけをしていただきたいという、これは要望にとどめさせていただきます。

続きまして、首里城復興基本計画についてでありますが、首里城復興基本計画に記載されている松崎馬場というところがあります。そこの復元についての整備方針、この首里城復興基本計画には、基本方針６の、新首里杜構想による歴史的まちづくりに段階的整備が含まれています。那覇市でもせんだって行われました６月議会において、しっかりとした文化財発掘調査、早期の復元の要望があり、市としても県や関係機関と連携し取り組みたいとの答弁がなされました。その点をどのように考えているか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　松崎馬場の園路整備に関しましては、これまで首里城公園基本設計等において検討を行っており、今年度は、測量設計を行うとともに文化財発掘調査などに係る関係機関との調整を行う予定であります。

県としましては、首里城復興基本計画を踏まえまして、次年度以降も引き続き、那覇市等関係機関と連携を図りながら、早期整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　早期整備といいますと、大体どれぐらいをめどにと受け取ったらよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時17分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　松崎馬場の整備につきましては、首里城復興基本計画におきまして、令和13年度末までに達成するという長期に位置づけられております。文化財発掘調査や用地交渉等に一定の期間を要すると考えられますけれども、早期整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　(2) 番も併せていきます。

同計画に記載されている中城御殿や円覚寺三門、御茶屋御殿の再建に関して何が課題となっているのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時18分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　中城御殿跡地整備につきましては、今年度、有識者等で構成します中城御殿跡地整備検討委員会を設置し、事業のスキームあるいは首里城火災に伴う展示収蔵機能の在り方、防災対策等について今後検討を行っていくという予定でございます。

○新垣　淑豊君　ほかは。円覚寺とか……

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君）　失礼しました。

御茶屋御殿の復元につきましても、復元予定地内に存する施設がございまして、その移転が伴うことから、今後国、県及び那覇市の間で設置しましたワーキンググループ等で議論を深めながら、整備主体も含め引き続き検討を行っていきたいと考えております。

○新垣　淑豊君　円覚寺。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　円覚寺三門の再建のところでございますけど、県教育委員会では、令和５年度までの計画で円覚寺三門の復元整備を進めておりまして、今年度は基壇の基礎と素屋根の設置並びに三門の１階部分の工事を予定しております。本工事に関しましては、発注に向けた準備が整い次第、着手する予定となっております。

県教育委員会としましては、事業が計画どおり進むよう、今後も関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　ありがとうございます。

先ほどの松崎馬場含めて、円覚寺はもう計画が見えてきたということですけれども、これはありがたいことです。松崎馬場、あと中城御殿と御茶屋御殿の再建に向けてもできるだけ早めに取り組んでいただきたいと。これは地元の声もお伝えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

３番ですけれども、首里城復興基本計画の中には周辺の電線地中化が含まれています。今後の新型コロナウイルスワクチン接種により観光が再開し、首里城正殿の再建などが進むにつれて首里城観光の数も増えると予測されます。万が一の災害時に、首里地域の周辺の住民は高齢化しているということもありまして、住民と、このいらっしゃる観光客の移動を考えると、周辺の電線地中化というものはエリアで整備するべきではないかと思いますが、県としての見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　現在、県におきましては、首里城周辺のまず街路事業としまして、龍潭線及び県道の49号線及び50号線、３路線の無電柱化事業に着手をしております。現在の進捗率につきましては、約68％程度となっております。また、那覇市におきましては、首里金城地区街路整備事業において、無電柱化に向けた関係機関との協議を実施しているとのことであります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　もちろん今申しましたように、防災という意味もあるんですけれども、やはり観光地という意味で、空に電線がいっぱい走っていると、やっぱり写真を撮ったりするのはちょっと見苦しいかなとか、そういった声もありますので、これは決してその県道だけというわけではなくて、できれば面で捉えていただきたいなと思っております。なぜならば、今後いろんなものが整備されるに従って、周辺地域へこの観光の方が散策に行くということも出てきますので、すっきりとした首里の地域というものをぜひつくっていただきたいということは、これは要望として上げさせていただきます。

では、続きまして４番に行きます。

新たな沖縄振興計画（素案）に係る海洋資源プロジェクトについてです。

本県は周囲を海に囲まれた島嶼県でありながら、これまで海の可能性や課題について一般に広く議論されることは少なかった。しかし今回、新たな振興計画（素案）には、12ページにわたり海洋資源（17回）、海洋政策（13回）、ブルーエコノミー（８回）、海洋熱水鉱床（２回）、メタンハイドレート（１回）と海洋関連のキーワードが記述されていることから、本県の海洋資源政策への意気込みが感じられております。その海洋政策について以下伺います。

現時点での本県の状況と認識について、伺います。

海洋資源の可能性と課題についての検討状況と概要について伺います。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

海洋資源の可能性と課題等についてということですけれども、海洋資源である海底熱水鉱床につきましては、沖縄周辺海域においても確認されておりまして、県では、国等と情報共有を図りながら、海洋調査・開発の支援拠点形成に向け取り組んでおります。一方で、海底熱水鉱床に関する国の報告書におきましては、採算性や法整備に関する課題等について言及されておりまして、今後コスト削減等の調査検討を行うこととされております。

県としましては、引き続き国や関係機関等と連携しながら、将来の海底資源を活用した産業化を見据えて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　今、可能性というところではお答えいただきましたので、イは削除いたしまして、ウ、海洋経済の規模ということで、県の現時点での認識はどのようになっていますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　海洋経済の規模ということでございます。

本県は、亜熱帯・海洋性気候の東西約1000km、南北約400km に及ぶ我が国南西端の広大な海域を有していることから、海洋経済の面からも、かなりの規模になると思われます。大きな可能性を秘めているものと認識しているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　大きな可能性というと、具体的にどういったものが海洋経済の中で挙げられているのでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　まず、海洋資源の活用を

生かすという取組になるかと思います。例えば海洋鉱物、海洋エネルギーもありますし、また海洋から得られる魚介藻類などの生物資源、そして食塩等をはじめとする海水溶存物、これらの資源を生かした取組によることによって、経済規模もかなりの規模になるというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　これは今後、様々な可能性があるということは多分県も認識をしているので、今回の素案に関して非常に盛り込んでいるかと思いますが、この中で素案における海洋資源、海洋政策、そしてブルーエコノミーというのは、どのようなイメージになっているのかお伺いさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　海洋資源は、先ほど申し上げましたとおり、海洋から得られる魚介藻類などの生物資源、食塩をはじめとする海水溶存物、海底鉱物、海洋エネルギーなどを指しております。海洋政策は、海洋基本法に基づく国の海洋政策の理念及び方向性、基本的な方針を踏まえ、本県の地域特性を生かした海洋立国日本の実現につながる施策を指しております。またブルーエコノミーは、海を守りつつ、海の恵みである海洋資源を利用した、海洋政策を展開する持続可能な社会経済開発、これを意味しております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　確かにこのブルーエコノミー、これまでの資本主義社会というところから、ちょっと転換しなければいけないなという部分も入っているかと思いますけれども、この中で、今そういった政策、国の海洋基本政策にのっとってというお話もありましたが、県自体はどのような方向性を持っているのかということで、海洋政策の県の方向性について伺います。

本県の将来のために、国とも海洋政策の連携を図りながら、これは海洋経済の促進が重要と思うが、これは先ほども御答弁いただきましたが、その見解を改めて伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　海洋基本法においては、海洋に関する基本理念、それから国の責務、地方公共団体の責務が定められております。

県としては、国の基本理念や国との適切な役割分担を踏まえて、本県の自然的・社会的特性に応じた施策を展開してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　今お答えの中に、地方公共団体の責務とありましたけれども、それでその中にはやはり海洋基本計画、この制定が必要だというふうに思っておりますが、我が国の中で、海洋に関した基本計画など制定している自治体はどこがあるか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　国に確認しましたところ、全国の自治体の基本計画の策定状況等については把握していないとのことでありました。一方で、一般社団法人海洋産業研究会に確認したところ、海洋に関する基本計画を策定している自治体としては、石垣市、それから竹富町、全国でこの２団体について確認しているとのことであります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　今、沖縄県で１市１町が海洋基本計画を立てているということですけれども、我が沖縄県、この海洋に関する総合的な方針・指針を定めたものは存在していますか。あればその内容を伺います。なければその必要性、重要性についてはどのように考えているのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　県においては、海洋に関する総合的な指針等は策定しておりませんが、それぞれの事業の進捗状況、あるいは効果検証等を行う必要があると考えております。沖縄21世紀ビジョン基本計画において、海洋に関する各種施策を盛り込んで、ＰＤＣＡによる検証を行いながら、施策を展開しているところです。海洋に関する総合的な指針につきましては、新たな振興計画（素案）における、海洋島嶼圏の特性を生かした施策に係る沖縄県振興審議会での議論等を踏まえるとともに、具体的な取組の明示と施策の進捗管理や効果検証が可能となります実施計画、これを策定した上で、検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　基本計画自体、必要だというふうな認識でよろしいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　資源の投入量がどの程度になるのかという実施計画、これをまず策定した上での判断になると思いますし、あと国の基本理念にもありますけれども、国際的な協調というのも掲げられておりまして、これは他国間の――例えば海洋ごみの問題であれば、他国間の外交の問題にもなると思います。この辺りの国の方向性も見ながら、それから実施計画の策定も見極めた上で検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　本当に素案を見たら非常に多くのところに海洋計画について掲載されていました。なので、しっかりとそこも基本的な計画を立てていかなければ、先ほどおっしゃっていたＰＤＣＡを回すとか、そういったことにもつながらないと思うんですね。ですから、ぜひこれは取り組んでいただきたいと思うんですけれども、知事、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど来、部長から答弁をさせていただいておりますが、これからの2030年以降の時代を見据えると、バックキャストとしてやはり沖縄県における海洋政策の推進は、これはもう非常に大きな可能性を秘めているということは、議員御案内のとおりであります。そこの新たな振興計画（素案）の中には、海洋政策センター（仮称）の設置の促進など持続可能な海洋環境に寄与する各種情報の整備ですとか、研究体制の充実など、ＯＩＳＴの海洋関連研究や国内外のネットワークの活用、県内研究機関との連携など、非常に幅広い取組をやっていかなければならないということも明記させていただいております。ですから、産学官連携はもちろんですけれども、広くこの海洋島嶼圏である沖縄県と海洋国家である政府と連携をして、さらには島嶼国家との連携も視野に入れた沖縄県ならではの技術をしっかりと高めていきたいというように考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　ありがとうございます。

知事からも力強いお言葉いただきまして、ぜひこの海洋政策というのは、本当にこの日本国にも寄与するものだと思っておりますし、あと沖縄県の可能性をさらに高めていくものだと思っておりますので、ぜひ特段の御配慮いただきたいなというふうに思っております。

最後になりますが、我が党関連になります。

花城大輔議員の２の (1)、普天間飛行場の早期返還問題についてから質問させていただきます。

普天間基地の辺野古移設に向けた沖縄防衛局のサンゴ特別採補許可申請をめぐる訴訟で、県敗訴とした高裁判決が支持され、最高裁判決が確定するという見通しが報道でなされました。この訴訟について、以下の点を伺いたいと思います。

今回で何回目の最高裁判決となりますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　辺野古新基地建設をめぐり県と国の間で生じた訴訟につきましては、これまでに２つの訴訟で最高裁判決が言い渡されており、７月６日に言い渡される予定の判決で３件目となります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　これまでの訴訟費用の合計額はお幾らになっていますか。また今回の訴訟費用というのは幾らぐらいかかったんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　まず、これまで辺野古新基地建設をめぐり県と国の間で生じた裁判に係る訴訟費用の総額は、8788万7354円となっております。このうち、今回のサンゴ特別採捕に関する裁判に係る訴訟費用につきましては、第一審に要した費用が603万5770円、上告に要した費用が234万1700円、合計が837万7470円となっております。なお、法律相談や国地方係争処理委員会への審査請求等を含めた争訟等に要した費用の総額は、１億9311万8152円となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　今分かりましたように、２億円近いお金がこの訴訟にかかっております。

これまで２件、最高裁判決が出ていますけれども、これ以外に現在何件の訴訟を抱えているか。これは申し訳ありませんが、和解したのか、敗訴したのか、また勝訴したのか、そして継続中なのか、分かればこれは教えていただきたいです。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

これまでに合計で９件の訴訟がございます。このうち和解により取下げとなったものが４件ございます。それから、敗訴という形のものが不作為の違法確認訴訟でまず１件です。それから、令和２年３月にございました関与取消訴訟に係る訴訟の敗訴というものです。これ敗訴が２件ということになります。それからあと１件、岩礁破砕訴訟に係る敗訴というものが１件ございますので、これも加えますと敗訴は３件でございます。それから現在係争中のものが２件ということになります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　これ現在、この７月６日予定のものは、これは継続中に入っていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　そのとおりでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　９件のうち、和解が４件、敗訴が見込みまで入れると４件あります。継続中が１件。これまでの訴訟に関して、多分県はこれ勝ち目があると思って訴訟しているんですよね。この判断をやっているのって、誰なんでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。
　辺野古新基地建設をめぐる訴訟に関しましては、法的問題につきまして行政法学者や弁護士等の意見を伺いながら、検討を重ね、これを精査した上で、最終的には知事の判断において訴訟の提起の判断を行っているということでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　これはその行政法の学者さんとか弁護士さんは、勝てると言っているんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（金城　賢君）　県の主張には正当性があるというふうに訴訟に臨んでいるということでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　すみません。私は勝てるかどうかという話をしているんですが、勝てると言ってこの裁判に臨んでいるのかどうかということについて聞かせてください。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午前11時38分休憩
　　午前11時38分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　知事公室長。
○知事公室長（金城　賢君）　県として訴訟を提起しているわけでございますので、県の主張が認められるのであれば、勝訴の可能性が当然あるという前提で提起しているところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　この９件の訴訟に関して、弁護士の方というのは、何人もいらっしゃるんですか。それとも同じ方がやっているんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午前11時39分休憩
　　午前11時40分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　知事公室長。
○知事公室長（金城　賢君）　基本的には同じ弁護士でございますけれども、平成27年、当初の頃は少し違う方もいらっしゃいます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　負け続けている弁護士に、ずっとお願いするんですよね。そういう状況はちょっと私はおかしいと思うんですけど、この人の判断であったり――それって、例えば私が何か訴訟を起こす場合、勝てる弁護士にお願いします。それか勝てないのであれば、しっかりとした和解をする、そういったことを勧めていただく弁護士にお願いすると僕は思うんですけれども、県はなぜそういうふうに負け続ける弁護士さんに依頼をかけているんでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。
　辺野古新基地建設問題対策に係る訴訟後の委託に当たっては、辺野古新基地建設問題の経緯、それから内容等、法的論点等に精通をしている、県の行政手続等にも熟知をしているという弁護士が適当であろうということで、同じ弁護士の方に委託をしているという状況でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　だから私は、精通していても負けているんだと言っているんですよ。だからおかしくないかと言っているんです。この原資はどこから出てくるんですか。この１億9000万は。
○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（金城　賢君）　訴訟に係る財源については、一般財源でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　私は、一般財源はいろいろなことに活用できる非常に大事な財源だと思っています。本当に勝てるのであればいいんですよ。県がしっかりと主張して、それが通る。これは我々法治国家の中におりますので。そういった中でこの１億9000万円、もう２億円近いお金を使ってこの訴訟をし、負け続けているわけです。それに対して我々は議員としてしっかりと県民にも説明しないといけない、そういった義務があります。その点について、今の状況であれば、我々は県民の皆様に何と説明していいのか分かりません。ぜひ、この責任の所在について、ひょっとしたら、これまた敗訴となったときに住民から訴えられる可能性があると、訴訟が起こる可能性というのもなきにしもあらずだと思っておりますが、この件についてはいかがお考えでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（金城　賢君）　議員から御指摘でござ

いますけれども、この訴訟に関しましては、法的問題点等につきまして行政法学者、弁護士と検討を重ねまして、これを精査して訴訟を提起するという判断に至っているものでございます。訴訟の提起に係る手続において、法令等に違反する行為はなく、また訴訟を提起するに至る判断の過程に過失はないことから、訴訟の提起に関しては問題ないものというふうに理解しております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　負け続ける裁判に対して、ゴーを出す。この判断をした知事がいらっしゃるわけですから、ぜひこの件について最後にコメントいただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど来、公室長が答弁をさせていただいております。この主張にはやはり県の正当性があるということでの訴訟というものになっているんですが、県はかねてから、司法の判断に委ねるよりもやはり対話による解決を求めているという姿勢ですので、そこは議員にも御理解をいただき、ぜひともそのような方向性で議論に臨んでいただけるよう、またお力添えをいただければと思います。

○新垣　淑豊君　訴訟を起こしているのはどこかという話ですよね。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

〔大浜一郎君登壇〕

○大浜　一郎君　ケーラネーラ　ミシャーロールンネーラ。

通告に従って質問いたします。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、コロナ感染対策について。

ア、ワクチン接種加速化による県内集団免疫体制確立へ向けた目標時期について。

イ、感染症予防上極めて重要な感染源排除及び感染経路追跡調査の徹底した強化について。

ウ、家庭内感染防止における軽症自宅待機者の早急な専用宿泊施設への隔離方針について。

(2)、Ｇ７首脳会議における台湾海峡の平和と安定声明に対する知事の認識について。

(3)、新たな沖縄振興計画について。

ア、離島振興政策のこれまでの課題克服成果と新たに克服すべき重点課題について。

(4)、コロナ禍において危機に瀕する沖縄観光産業を含む経済全般の再興へ向けた早急なロードマップ策定について。

２、防災対策について。

(1)、南西諸島海底地震・津波観測網の早期整備に向けた取組について。

３、八重山地域の課題について。

(1)、石垣島で建設計画されているゴルフ場を含むリゾート施設関連について。

ア、当該地における農振除外等の調整手続進捗状況について。

(2)、世界自然遺産登録を目前にする西表島の環境美化における整備方針について。

ア、仲間港、船浦港の継続的な廃棄パレット除去、廃棄車両撤去等その他廃棄物処理方針及び地域から要望のある仲間港の老朽化激しい休憩所 (あずまや) の撤去跡地への駐車場整備について。

イ、県道沿いの継続的な樹木剪定・雑草除去及び海浜漂着ごみ処理等の美観形成整備方針について。

(3)、西表島北岸エリアの携帯電話不通等、電波障害状況の早急な改善対策について。

(4)、与那国港線の整備状況と供用開始時期について。

(5)、西表島２級河川田原川の浸水防止対策を含めた整備進捗状況についてお伺いします。

我が党の代表質問との関連については、取り下げます。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (2)、Ｇ７首脳会議共同声明に対する認識についてお答えいたします。

去る６月11日から13日にかけて、イギリス・コーンウォールで開催されたＧ７サミット（主要国会議）においては、包摂的で法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋を維持することの重要性、台湾海峡の平和及び安定の重要性と両岸問題の平和的な解決の促進、東シナ海及び南シナ海の状況を引き続き深刻に懸念し、現状を変更し、緊張を高めるいかなる一方的な試みにも強く反対することなどの共同声明が発表されております。

沖縄県としましては、台湾海峡を含むアジア太平洋地域における平和と安定は、県民の生命・財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上で極めて重要であることから、関係諸国による平和的な外交・対話が行われ、同地域の緊張緩和や信頼関係の構築が図られるこ

とが必要であると考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (1) のア、集団免疫体制確立の時期についてお答えいたします。

６月18日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2021において、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指す旨示されております。

県としても、集団免疫体制の確立に向けて、早期にワクチン接種が完了できるよう、さらなる加速化に努めてまいります。

同じく１の (1) のイ、感染源排除及び感染経路追跡調査についてお答えいたします。

保健所の積極的疫学調査により感染源、感染経路の特定を行うことは、感染予防対策上重要であると認識しております。今回、感染者の急激な増加により、保健所では業務が逼迫し、一部では積極的疫学調査において迅速な対応が取れなかったことが課題となりましたが、関係機関の応援により、現在は改善しているところです。

県としましては、感染者の急激な増加に備え、迅速に応援保健師等を招集できる体制を整えるとともに、保健師以外の職員も積極的疫学調査に対応できるよう事前の研修を行うなど､体制強化に努めてまいります。

同じく１の (1) のウ、自宅待機者の隔離方針についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の無症状または軽症の患者については、基本的に宿泊療養としておりますが、宿泊施設に空きがなく適切な感染対策が可能な場合には、自宅にて療養を行っていただいております。この場合、宿泊療養が望ましい方については、宿泊施設に空きが出れば、速やかに入所していただくこととしており、待機期間中は県コロナ本部が毎日電話連絡を行い健康観察を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての (3)、離島振興の成果と課題についてお答えいたします。

県では、離島住民が住み慣れた島で安心して暮らせるよう、交通・生活コストの低減や情報通信基盤の整備、島々の特性に応じた各種産業振興施策を実施しており、定住条件の整備・向上など、一定の成果があったものと認識しております。一方、人口減少対策や離島を支える人材の確保・育成など課題も残されており、新たな振興計画においても、離島振興を最重要課題に位置づけ、市町村とも連携し取り組んでまいります。

次に３、八重山地域の課題についての (3)、西表島北岸エリアの携帯電話不感地帯への対応についてお答えいたします。

西表島北岸エリアの一部にあっては、住居や事務所がなく、事業採算上の問題により基地局が整備されておらず、不感地帯が発生しております。そのため、県では、これまで竹富町や携帯事業者等と、不感地帯解消に向けた進め方について、意見交換をしてまいりました。現在、竹富町から携帯事業者に対し、インフラシェアリングを活用した基地局整備の提案がなされたところであり、世界自然遺産登録も見据え、県としては、引き続き連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (4)、経済全般の再興へ向けたロードマップの策定についてお答えいたします。

県では、昨年５月に策定し、11月に改定した経済対策基本方針に基づく出口戦略ロードマップにおいて、繰り返し発生する感染拡大の波に応じた対策を重層的に講じることとしております。同ロードマップに基づき、現状では、ワクチン接種の推進をアクセルとしまして、行動抑制下でも経済の下支えに資する需要回復・拡大、それから業態転換など新しい生活様式に対応したビジネスモデルへの転換等に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　２、防災対策についての (1)、南西諸島海底地震・津波観測網の早期整備についてお答えをいたします。

海底地震・津波観測網については、国が北海道から高知県沖まで整備を行い、現在、高知県沖から日向灘の整備が進められておりますが、南西諸島周辺においては現時点で整備されておりません。一方、県内においても海溝型の巨大地震が起きる可能性が大学等の研究機関から指摘されていることから、沖縄県として

は、観測網の整備は県民の生命と財産を守る観点からも重要であると認識しており、令和３年６月に九州地方知事会を通じ、整備に向けた検証・評価を国へ求めたところです。今後とも関係する各県とも連携し、南西諸島海底地震・津波観測網の早期整備に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　３、八重山地域の課題についての (1) のア、石垣島ゴルフ場整備における土地利用調整の進捗についてお答えします。

地域未来投資促進法では、計画地に農地が含まれる場合には、土地利用調整計画を策定することとなっており、現在、石垣市からゴルフ場建設に伴う土地利用調整計画の本同意申請が提出されており、調整を続けているところです。同計画案においては、広大な農用地区域が含まれていることから、県としましては、地域未来投資促進法における土地利用調整の基本方針及び基本計画、さらに農振法に沿いながら、石垣市と十分な調整を図ってまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　３、八重山地域の課題について (2) のア、仲間港、船浦港の廃棄パレット等の撤去及び駐車場の整備についてお答えいたします。

離島港湾は、その島の玄関口として第一印象につながることから、港内の環境美化に努めることは重要と考えております。仲間港、船浦港に放置されているパレットや車両等については、港湾の維持管理を権限移譲している竹富町において撤去や整理を行っており、県としては放置させないルールの遵守に向け、関係機関と連携・協力し取り組んでまいります。また、仲間港の休憩所の撤去及び駐車場の整備については、現地状況を調査の上、対応方針を検討していきたいと考えております。

同じく３の (2) のイ、八重山地域の道路植栽管理についてお答えいたします。

八重山地域の県管理道路においては、年１回から３回程度の除草を行っているほか、街路樹については、主に交差点部や信号機等の視認性を阻害する箇所の剪定を優先的に実施しております。西表島においては、世界自然遺産に登録される見込みであるため、特に玄関口である港の周辺道路について、年間を通じて良好な沿道景観が形成できるよう、効果的・効率的な植栽管理に取り組みたいと考えております。

同じく３の (4)、与那国港線の整備状況等についてお答えいたします。

与那国港線は、祖納港から与那国島線との交差点までの延長約300メートル区間で、平成27年度から事業に着手しており、令和２年度末の進捗率は、事業費ベースで約13％となっております。令和３年度は、所要額を確保して用地取得に取り組んでいるところであり、令和８年度の供用を目指し整備を推進してまいります。

同じく３の (5)、田原川における河川整備事業についてお答えいたします。

２級河川田原川は、祖納集落の南側を流れ、東シナ海に至る総延長約1.3キロメートルの河川であります。県では、浸水被害の軽減や周辺環境に配慮した河川整備に向け、平成30年度から事業に着手し、令和２年度に河口から約300メートルの護岸詳細設計が完了しており、令和３年度は橋梁詳細設計等を行う予定であります。

県としては、被害の軽減に向け、河口部の暫定的な掘削も検討しながら、引き続き与那国町と連携を図り、早期の工事着手に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　３、八重山地域の課題についての (2) のイ、西表島における海岸漂着ごみの処理方針についてお答えします。

県では、世界自然遺産推薦地包括的管理計画に基づき、西表島の海岸の美化活動に取り組んでいるところです。具体的には、国の補助制度を活用して海岸管理者が海岸漂着ごみの回収・処理を実施するほか、竹富町が実施する場合も、事業費の９割を補助しており、令和２年度は約94トン、約800立方メートルを回収・処理しております。

県としましては、引き続き国や地元と連携して、海岸の美化活動の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　質問の途中ではありますが、大浜一郎君の再質問は時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時３分休憩

午後１時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

大浜一郎君の再質問を行います。

大浜一郎君。

○大浜　一郎君　それでは、よろしくお願い申し上げます。

集団免疫体制の確立についてでありますが、知事、本当に残念なことなんですけれども、全国で沖縄県のみが緊急事態宣言の延長がされた。コロナ感染者の病床使用率は、沖縄のみステージ４、まさに沖縄は全国の中で唯一レッドゾーンのままという状況にあります。多くの職員の奮闘がある中、沖縄県は結果的にコロナ対策において、現時点においては落第点だと評価されても仕方がないと思います。

今議会の知事の発言に対しては、どうしても危機感、切迫感が伝わらないと。そんな感じを持っているのは私だけではないというふうに思いますが、知事、心が折れると嘆く県民の切実な声に対して、コロナ対策本部長として県民に今、何を伝えるべきか。それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　県民及び休業要請に協力をしていただいている事業者の方々、そして医療の現場で献身的に奮闘していらっしゃる方々、本当に全ての県民に対して心からの敬意と感謝を申し上げたいと思います。そして、この現在のコロナの感染を終息させるためには、やはり徹底して感染防止対策を県民お一人お一人、事業所一社一社がしっかりと取っていただくということが前提であろうということは言うまでもありません。そして、現在進めている市町村のワクチン接種を可能な限り加速させていって、それを補完する形で我々も広域接種センターを置いています。

集団免疫を獲得するためには、県民のさらなる感染拡大への取組と、そして市町村、県が行っているワクチンの接種体制をいかに早く進めていくか、それによって可能な限り早期に集団免疫を獲得できるかということだと思いますので、そのことについてしっかりと取り組んでいきたいと思いますし、ワクチン接種までの間、やはりＰＣＲ検査もさらに拡充をしていって、そこでもできる限り無症状の方でも、いわゆるデルタ株など感染力の強い、そういうウイルスの感染に遭わないような方法もしっかりと取っていくべきだろうというように認識をしています。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ワクチン接種事業について、今回10億6000万もの多額の補正予算を計上しています。しかしながら、費用対効果を最大限に生かすために、準備すべき多くの課題がまだ検討中というような答弁に正直驚いております。

また、この加速化事業について対策本部長として陣頭指揮を執るのかどうか、その決意もちょっとお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　もちろんワクチン接種加速化を進めていくためには、市町村が接種の主体となりますので、しっかりと補完をしながら、広域センターでもそのエッセンシャルワーカーをはじめとする方々に、できる限り早期にまたワクチンの接種を行っていけるような体制を取りたいと思います。

今般、新たに沖縄県エッセンシャルワーカー等広域ワクチン接種センターを設置するということで今進めておりますので、そこでも感染リスクの高い職種や社会秩序の維持及び経済活動の回復に従事するエッセンシャルワーカー等を対象として、那覇クルーズターミナルにおいてその接種を進めていきたいと。そうすることによって、観光関連産業は幅の広い産業ですから、そういう方々の集団的な接種も併せて進めていけるというように考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　実は、石垣市においては６月27日で65歳以上の２回目の集団接種が完了するということです。一般接種を７月９日から始めて８月19日には接種を完了するということです。ワクチン接種加速化により、いち早く地域の安全宣言を目指して、観光産業など地域経済を本格稼働につなげる独自のプランも公表しました。首相官邸もツイッターで石垣市の取組を参考事例として紹介をしております。６月26日からは公共交通機関、旅客船舶の社員、空港カウンター、スーパーやコンビニのレジ、あとレンタカー関係者、ごみ収集業者、葬祭業者などのエッセンシャルワーカーを先行して接種がもう始まりました。平日は大体900名、土曜、日曜で１日当たり1500名を目標にしているということです。というのは、やっぱり石垣市同様ワクチン接種が順調な自治体においては、首長のリーダーシップが重要な役割を担うということがはっきりしたのではないかなと思います。

国は10月から11月にかけて接種を完了すると発表しましたが、知事は12月までに接種を何とかしたいというようなことをおっしゃっておりますが、これは国のスケジュールよりも１か月遅い。どうしてこれが加速化と言えるのか。これは減速化しているんじゃないかと言わざるを得ないと思いますよ。知事はワクチン接種を加速化すると発言したことに大きな責任を持つべきだというふうに思います。一日でも早く沖縄県

の安全宣言を提示して、次の観光産業や地域産業の再興に向けた取組に万策を尽くすべきだというふうに思います。

ぜひその辺についても、対策本部長としての強い意気込みをお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　可能な限り早期に集団免疫が獲得できるよう、しっかりと頑張ってまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　よろしくお願い申し上げます。

感染経路の追跡なんですが、実は私ども会派では、琉球衛生研究所の所長を務められた沖縄の公衆衛生の歴史に精通されている吉田朝啓先生とのウェブ会議をしまして、様々な知見を勉強させていただきました。先生いわく、感染予防の基本中の基本は徹底した感染源の特定と排除、そして感染経路の追跡であるということを本当に力説しておりました。

保健所においては、現場の逼迫から追跡調査を一時取りやめる状況になっているのは承知をしておりますが、感染経路不明が多い現状が結果的に感染拡大につながっているという先生の指摘は、これはもう当然の意見だというふうに思います。しかしながら、保健所側の業務量の多さは今に始まったことではないんですね。昨年からの県内の感染状況からして、保健所の対策は徹底しておくべきだったんです。徹底しておくべきだった。大城部長からも答弁がありましたけれども、これは以前からやっておくべきだった。現状の対策をもう一度徹底しなければならないというふうに思いますが、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員がおっしゃいますとおり、積極的疫学調査は県としても非常に重要であると認識しております。今回の急増に関しましては想定以上の拡大でございましたこともありまして、保健所の業務が逼迫したのは事実でございます。そのために保健師等115名を保健所に派遣して取り組んだところでございまして、今現在では改善が図られたところですが、今後のこともございますので、県としましては、保健師以外にも県の職員で積極的疫学調査を代われるような体制をつくるべきであるということで、研修等を含めて体制を整えていきたいと考えているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　インド型のデルタ株が沖縄でも確認されましたね。デルタ株の感染と言われている渡航者の１人は八重山保健所管内で確認されておりますが、実はその一報が保健所から石垣市に知らされていなかったということを聞いております。

驚異的な感染力を持つ変異株なのに、情報管理の共有がおろそかになっている。これはとんでもない話です。謝花副知事、これはどういうふうに思いますか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　まず、情報共有は大事だと思っております。一方でデルタ株の表明については、感染研でまず確認をした後、さらに再確認のため東京に送って再度確認を行うという状況があったと思います。その間には既にその方は八重山病院で隔離された病床にいたということなんですけれども、そういった一報があったときには、今後石垣市のほうにも情報共有を行うように、こちらからも働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　これは速やかに情報共有できるような体制にもう一度立て直してほしいというふうに思います。

それと軽症者の専用宿泊施設への隔離なんですが、空室がないからというような答弁がございましたけれども、空室がないというのはどういうことですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時36分休憩

午後１時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　軽症者用のホテルにつきましては、室数としては確保しているところでございますが、地域の空室状況であるとか、あと部屋としては空いているけれども清掃が間に合っていないという状況も多々ございまして、入れるような状況になっていなかったということで空室がなかったというような表現をさせていただいたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　では、現在どれだけ空きがあるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時37分休憩

午後１時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　直近の状況で申し上げますと、６月25日金曜日の時点で確保している部屋数は563室でございますが、入所しているのが25日現在で138室でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　感染の温床となっているのは家庭内の療養ですから、できる限り早期に移れるように最善の努力をお願いしたいと思います。

Ｇ７サミットの件に移ります。

今般のＧ７サミットの共同宣言に台湾海峡という文言を入れるのは初めてのことであります。これほどまでに世界の主要国が台湾海峡を厳しい目で見ているということになります。沖縄と台湾、とりわけ八重山地域は台湾海峡と近接をしており、尖閣海域での中国の暴挙による危険性が増大すれば、いや応なしに沖縄が巻き込まれることは避けられないわけですね。尖閣諸島において、連日やむことのない中国の高圧的な振る舞いに対して、常々知事は自らの言葉で直接抗議することを拒んでおられますが、民主主義を重視して世界を先導する主要国の首脳は、中国の身勝手な暴挙にノーと、ノーだと宣言したんです。知事はこの件に関してどういうふうに思われますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時39分休憩

午後１時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

尖閣諸島における中国政府の行動は、既存の国際秩序とは相入れない独自の主張に基づき、力を背景とした一方的な現状変更の試みにより、尖閣諸島を中国の領土だとする既成事実化を着実に進める姿勢、意図を表しているものと考えており、これは国際法上も許されるものではないというふうに考えております。

県としては、尖閣諸島は歴史的にも国際法上も我が国の固有の領土であり、中国との間に領土問題は存在しないとする国の考え方を全く同じ見解で支持するものであり、中国政府が自国の領土であると主張して繰り返すこの行為に対しましては、日本政府が主権国家として行っている冷静かつ毅然とした対応を継続していくことが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　毎回同じ答弁ですね。私は知事の所見を聞いたんですが、知事からこの所見がもらえなかったのは非常に残念です。

知事が本当にこの地域の平和を願うのであれば、台湾海峡の平和は維持をされなければならない。これは沖縄の平和にとって極めて重要な要素であると。沖縄と中国の歴史的なつながりを尊重して、互いに友好的関係の維持を望むのであれば、沖縄県民は中国の身勝手で覇権主義的な暴挙を絶対に許すことはできないと。これは知事が平和維持への思いとして中国に主体的に言うべきメッセージじゃないですか。どうなんですか。これは知事が答えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど公室長が答弁したとおり、沖縄県も政府のその認識を踏襲させていただいております。ちなみに外務省が出しております外交青書2021に、中国、韓国、ロシアといった近隣諸国外交のページでは、中国に対して「安定した日中関係は地域及び国際社会の平和、安定、繁栄にとって重要であり、日中両国が共に責任ある大国として、地域・国際社会の諸課題に取り組み、貢献していくことが日中関係の更なる強化につながる」というように記されています。ですから、そのようなことから平和的な外交対話が行われ、この尖閣地域の緊張緩和や信頼関係の構築は非常に重要であるというふうに認識をしております。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　私は主体的にメッセージを発したらどうかと聞いているんです。その辺についてはどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど申し上げましたとおり、日中関係について日本政府がしっかりと対応していくものというように認識をしています。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

休憩いたします。

午後１時42分休憩

午後１時43分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　平和構築のためのそのようなメッセージは検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ありがとうございます。本当に期待をしております。

次に南西地域への観測網の件ですけど、今年は明和の大津波から250年になるんですね。この防災対策は極めて重要だと改めて分かりました。九州地方知事会を通して取り組むということがありましたけれども、その後皆さんは――令和２年11月に九州地方知事会から意見書が出ていますよね。それについて何かフォローとか調査関係はしていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時44分休憩

午後１時45分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　大変申し訳ございませんが、今、手元に令和２年11月の意見書というもの、少し確認ができませんで、申し訳ないのですが、お答えすることは難しい状況でございます。

○大浜　一郎君　ちょっと休憩いいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時45分休憩

午後１時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事公室長（金城　賢君）　失礼いたしました。

令和３年６月のところでございますが、今、議員からございましたとおり、琉球海溝付近においては南海トラフ地震のような海溝型の巨大地震が起きる可能性があることが大学等の研究で明らかになっていることから、国においても検証、評価を行うことというふうな形での表現がございます。

○大浜　一郎君　これについてフォローしましたかということを聞きたいんですけど。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後１時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事公室長（金城　賢君）　今、議員からフォローしたのかという御質問でございますけれども、県といたしましては、今年６月の九州地方知事会を通じまして、引き続き整備に向けた検証、評価を国へ求めたということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　私、琉大の中村教授とウェブ会議をしまして、全然県からの問合せがないと。どういう状況になっているかという、何のフォローもないんだと。全く無関心なんだというようなお話がありました。ぜひちょっとフォローしてくれませんか、その辺のところ。今年で明和大津波から250年、防災に対して――しかもコロナ禍で何か起きたら大変ですよ。こういったものも踏まえてフォローしていただきたいなと思います。

休憩します。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時50分休憩

午後１時50分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○大浜　一郎君　ゴルフ場を含むリゾート関連についてですけれども、21日付の地元紙で、この件に関する県の進捗状況について、石垣市の当局から厳しい答弁が掲載されていましたが、その記事は御覧になりましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　八重山の地元紙につきましては、確認しております。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　その指摘について、どう思われますか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　未来投資法における土地利用調整計画につきましては、各種法令並びに農振法における基準等ございますので、これらを石垣市と十分に調整をして進めることが必要かなというふうに感じております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　そうです。これは地域未来投資促進法、縮めて未来法と言いますけど、県と市は共同で基本計画を策定して、去年の９月に国に計画を出して同意をされておりますよね。今年の３月に議会答弁で、土地利用調整の除外要件は農振法と同義であるというような答弁をされておりますが、それをもう一度確認させてください。そのような対応でいいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　変わりはございません。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　未来法において、土地利用の除外要件を同義と解している内容について、国はどういう見解をしていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時52分休憩

午後１時53分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　国から石垣市への回答はどうだったかということをお答えしようと思います。

土地利用調整においては、農振を踏まえるか否かについて、土地利用調整において農振法の考えを参考にすることは特段問題ないとの回答を国から得ております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　ということは、農振法に基づきなさいと言っているわけじゃない。参考にしなさいと言っているわけですよね。基づくのではない。参考にしてもいいですよと言っていることなんですよね。そういう認識でいいですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後１時53分休憩
午後１時54分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（崎原盛光君）　国から県への回答の内容でございますけれども、土地利用調整において農振法を踏まえるか否かについては、土地利用調整において農振法の考えを参考にすることは特段問題ないとの回答を受けております。
○大浜　一郎君　休憩してください。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後１時55分休憩
午後１時55分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○農林水産部長（崎原盛光君）　土地利用調整計画は、地域経済牽引事業を実施する土地に農地が含まれる場合に策定します。策定に当たっては、施設用地の面積規模が最小限であること、農用地区域外での開発を最優先とすることなど、土地利用調整の基本方針や同意基本計画に沿ったものであるかを確認することとされており、県と市町村の農林部局とで十分な調整を行うことが必要となります。このため、土地利用調整計画の策定は農用地区域からの除外と同等となると位置づけされているところです。
○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　それではそれに関連して聞きますけれども、未来法において土地利用調整区域に含めることのできる優良農地の割合、農用地区域の面積の上限について国はどのような見解をしていますか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後１時56分休憩
午後１時57分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（崎原盛光君）　土地利用調整計画に何％以上の優良農地が含まれるかをもって不適当とすることができるか等については、県が基本方針や基本計画の適合性を総合的に判断するとの回答を得ております。
○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　休憩します。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後１時57分休憩
午後１時57分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（崎原盛光君）　繰り返しになりますけれども、何％とか数字的な根拠はございませんで、先ほど申しました回答になります。
○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　これは各地域の実情に応じて異なることから、未来法においては具体的な数値基準を設定はしていないとはっきり言っているわけですね。それで面積は最小という考え方は、土地利用調整区域に占める面積が事業者のニーズ、そして地域経済牽引事業用途のために必要最低限の面積としていると。これは事業者の立地ニーズも考慮されるということが、この最小面積の国の解釈だと私は理解しているんですよ。それでいいですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後１時58分休憩
午後１時58分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（崎原盛光君）　土地利用調整において事業者の立地ニーズ等は一切考慮されないのかについては、事業者の立地ニーズも踏まえた上で、県が基本方針や基本計画への適合を総合的に判断するという回答を得ております。
○大浜　一郎君　休憩します。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後１時59分休憩
午後１時59分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○農林水産部長（崎原盛光君）　面積上の何％かという概念に加えて、今回の課題としては、まず土地利用調整における主な課題としては、約100ヘクタールの農用地が開発地域の対象となっていることから、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生ずることがないかの確認。また、100ヘクタール以上の大規模開発案件がありながら、土地利用調整上の面積規模が最小限になっているかどうかということの確認。また、土地利用調整計画の内容について、国土利用計画及び農業振興地域整備計画等との調和が保たれているかの確認。以上のことについて、国への確認も踏まえなが

ら、石垣と調整を行っているというところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　これは基本計画の中で、ちゃんと県が主体となって市と一緒になった中で全部盛り込まれているんじゃないですか。土地利用調整計画についても出しているわけじゃないですか。これを全部盛り込んで調和が取れた状況にして、これは知事名で出ている、国から許可いただいているんですよ。それを今さらほじくり返して、これが未来法の規定の中にあるんですか。ちょっと整理されたほうがいいんじゃないですか、もうちょっと。
○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。
○農林水産部長（崎原盛光君）　地域未来法の基本計画には、１、基本計画の対象となる促進区域の設定でありまして、石垣市においては石垣全体となっております。地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標では、石垣市では約１億9000万円としております。３つ目に地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項では、石垣市ではゴルフ場を上げております。促進区域内に重点促進区域を定めることであり、石垣市では字新川と字石垣が重点促進地区になっている。これが基本計画の内容になっております。
　一方、土地利用調整計画につきましては、内容としまして令和３年５月に本同意が申請されておりまして、7308ヤードを有するゴルフコースと宿泊施設等整備、また、前勢岳北側の120ヘクタールを開発地域、このうち97％が農用地区域内の農地となっておりますので、これらの調整をすることが必要だということでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　多分基本計画の中と土地利用調整計画の中でそれは網羅されているというふうに思いますよ。面積が最小というのはさっき申し上げましたように、土地利用調整区域として占める面積が事業者のニーズとか地域経済の牽引事業の用途のために必要最低限の面積としている。この辺が事業者としての立地のニーズも考慮しなければならない。農地転用に当たり面積の要件はないんですよ。127ヘクタールがもし開発されたからといって、石垣の農業が大きな毀損を受けますか。であるならば、生産者から文句が来ますよ。市の農政部だってノーと言うでしょう。ＪＡとか漁協ですらこれを推進してくれと長年言っているわけですよ。そういった中において、基本計画ももう国も同意した。土地利用の調整計画もきちんとしている。であるならば、この未来法の中でしっかりと、これは総合的な勘案ということになっていますから、その辺のところを速やかに進めていただかないと、僕は大変地域の発展を阻害すると思いますよ。その辺のところ、もう少し部長、明確な答弁をいただけませんか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後２時４分休憩
　　午後２時４分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（崎原盛光君）　現在の土地利用調整計画では、100ヘクタール近くの農用地区域が消失することになりますので、市と慎重な調整を行うことが必要であると考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後２時４分休憩
　　午後２時５分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○農林水産部長（崎原盛光君）　繰り返しになりますけれども、100ヘクタールもの巨大な農用地が消失することになりますので、近隣の土地利用において影響があるかないかを丁寧に調整することが必要だというふうに考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　基本計画の中には周囲の調和が取れたということが前提なんですよ。調和が取れたものになっているかということを総合的に判断するわけですよ。面積は関係ないと言っています、国の見解でも。ですので、ちょっとあまりにも農振法の原理原則論にとらわれ過ぎて、この未来法がいうところの開発というものに対してのあまりにもそごがあり過ぎる。この辺のところ、もう少し調整をしていただきたいと思います。これは冬場のこの地域を活性化するためにとても大事な生産基盤だと我々は思っているんですね。ですので、そういったことも含めて、総合的に勘案するということはどういうことかということを、しっかり市と再度詰めの協議をしていただきたいと思いますがどうですか。
○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。
○農林水産部長（崎原盛光君）　現在の土地利用調整計画では約100ヘクタールの農用地が含まれております。農振法においては、10ヘクタール以上の一団の農地は有効活用を図るべき優良農地との位置づけがありますので、これらを参考に市町村等とこれから丁寧に調整をしてまいりたいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　よろしくお願いしたいと思います。

照屋副知事、石垣市に建設が計画されているこのゴルフ場を含むリゾート施設なんですけれども、地域経済を牽引し得るとして、ＪＡや漁協などの生産団体を含め地域の経済団体が総意として長年推進してきているものなんですね。特に冬場の観光時期においては、ゴルフ場を含むリゾート施設が石垣島にないがゆえに高単価のＦＩＴの集客が非常に難しい時期を過ごしました。また、地域経済循環の視点からも経済的価値はすごく高いというふうに私たちは思っています。地域の農水関係の波及効果も十分に見込めます。まさしく地域の稼ぐ力、富の生産基地としての側面もあるので、早急に事業を進めていただくように調整方お願いしたいと思っているんですけれども、副知事、最後に御答弁をいただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　過日、石垣市長からお電話をいただきまして、この件に関して調整方急いでいただきたいという旨の御要請をいただきました。早速農林水産部長に報告していただいたところ、答弁がありましたように、当計画案においては広大な農用地区域が含まれていることから、土地利用調整についていろいろと課題があるので、今それに取り組んでいるところだという報告を受けて、今その状況を注視しているところでございます。

ただ、冬場の観光対策という点につきましては十分に理解できることと承知しておりますので、私も農林水産部を所掌する立場から、この点につきましては鋭意農林水産部長と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○大浜　一郎君　シカイトゥ　ミーファイユー。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派末松文信、一般質問を行います。

まず初めに、１、知事の政治姿勢についてでありますけれども、(1) 本土復帰50周年に向けた在沖米軍基地の整理縮小に関する政府要請について。

去る５月27日、知事は菅義偉内閣総理大臣に、本土復帰50周年に向けた在沖米軍基地の整理縮小について要請をされました。その要請書によりますと、本土復帰から今日まで５次約50年にわたる沖縄振興計画の推進により、人口の増加や県民総所得の拡大、そして各種インフラ整備による沖縄県の飛躍的発展は隔世の感がする、また、米軍基地の整理縮小による返還跡地利用の促進により、那覇新都心をはじめとする多くの都市整備が進み、活況を呈する中で、新たに西普天間における医療拠点の整備などに言及をされております。加えて、昨今の日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、今回の要請も日米安全保障体制の維持を前提としていると表明されております。他方、在日米軍専用施設の70.3％が本県に集中し、ＳＡＣＯ最終報告や統合計画が実施されたとしても、全国の69％程度にとどまり、応分の負担には依然として程遠い状況にあると指摘した上で、当面は在日米軍専用施設面積の50％以下を目指すことを求めておられます。

そこで伺います。

ア、昭和47年の本土復帰から今日まで、５次約50年にわたる沖縄振興策に対する知事の評価について伺います。

イ、本土復帰から今日までの在沖米軍基地整理縮小と返還に伴う跡地利用による経済効果に対する知事の評価について伺います。

(2)、在沖米軍基地の整理縮小について。

ア、知事が政府要請で50％以下にした根拠と方策について伺います。

イ、政府要請書による応分の負担については、在日米軍専用施設面積の50％以下で、その面積は基地負担の許容範囲と考えておられるか、知事の所見を伺います。

(3)、普天間飛行場代替施設の整備について。

ア、普天間飛行場代替施設の建設計画は完成が困難であると言っておりますけれども、事業者側の言い分を伺いたいと思います。

２、次期沖縄振興計画について。

(1)、脱炭素社会に向けた鉄軌道整備計画について。

ア、計画の進捗状況について。

イ、整備に向けた特例制度の創設について。

ウ、整備計画に太陽光発電を導入することについて伺います。

エ、太陽光発電導入に必要な太陽光パネルの必要面積について伺います。

オ、太陽光パネルを線路上屋根に設置する場合の延長線、総延長について伺います。

カ、整備に伴う一般車両の抑制に係る排出ガス効果と経済効果について伺います。

キ、整備に伴う交通渋滞緩和に係る排出ガス効果と経済効果について伺います。

(2)、脱炭素社会に向けたエネルギー施策について。

ア、現在のエネルギー供給体制と分野別数値について。

イ、再生可能エネルギー、2030年及び2050年の数値目標について伺います。

３、我が党の代表質問との関連について。

(1)、石原朝子議員の代表質問２の新型コロナウイルス感染症対策について。

ア、新聞報道による行政検査数と感染者数の相関関係について伺います。

イ、感染者数が全国でワーストである中で、死亡率が低く推移しているが、それぞれの要因について伺います。

以上。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　末松文信議員の御質問にお答えいたします。

１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (1) のア、５次にわたる振興計画についてお答えいたします。

これまでの５次にわたる沖縄振興計画等により、空港、港湾、道路等の社会資本の整備が図られるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大前の令和元年には、入域観光客数1016万人、情報通信関連企業は累計で490社が新たに立地し、就業者数は72万6000人、完全失業率は2.7％、有効求人倍率は1.19倍と着実に成果を上げてまいりました。その一方で、１人当たり県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築に向けてもなお道半ばであります。加えて、離島の条件不利性、米軍基地問題など本県が抱える特殊事情から派生する固有課題や子供の貧困の問題、雇用の質の改善などの課題も残されております。これらの課題解決に向けて、全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての (1) のイ、基地跡地利用の経済効果に対する評価についてお答えいたします。

本土復帰から令和元年度末までに返還された米軍基地は79施設、約１万190ヘクタールとなっております。また、県では、既返還地の那覇新都心地区、小禄金城地区、桑江・北前地区の３地区の合計で、活動による直接経済効果は返還前の約28倍になると試算しております。基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、今後、基地返還及び跡地利用が進めば、さらなる沖縄の経済発展等が期待できると考えております。

次に２、次期沖縄振興計画についての (1) のア及び (1) のイ、鉄軌道整備計画の進捗状況及び特例制度の創設について、２の (1) のアと (1) のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、鉄軌道の導入に向け、沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を平成30年５月に策定いたしました。令和元年度には、国から課題として示されている費用便益比について、現状で考え得る合理的な手法を検討した上で試算を行ったところ、ケースによっては１を超えることを確認いたしました。令和２年８月に学識経験者で構成する委員会において、その算定手法等について、科学的、論理的であると考えられるとの評価をいただいたところです。また、県では鉄軌道の持続的運営の観点から、駅やレール等のインフラ部分を公共が整備・保有し、事業者は運行のみを行う全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設が不可欠と考えており、新たな沖縄振興のための制度提言において、制度の創設を国に求めているところであります。

同じく２の (1) のウ、(1) のエ、(1) のオ、鉄軌道導入に係る太陽光発電について、２の (1) のウからオまでは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

鉄軌道における構想段階の計画書においては、概略的なルートや構造などについて取りまとめたところです。鉄軌道導入に当たっては、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上、中南部都市圏の交通渋滞緩和、駐留軍用地跡地有効活用に加えて、脱炭素社会の実現を図る観点から、具体的なルートや駅位置、駅数等を検討する計画段階において、太陽光発電導入なども含め幅広く検討を行っていくものと考えております。

同じく２の (1) カ、(1) のキ、鉄軌道導入に係る排出ガス効果と経済効果について、２の (1) のカと (1) のキは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、脱炭素社会の実現などを図る観点から、鉄軌道と地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組んでいるところです。県調査によると、鉄軌道導入に伴い、将来の自動車交通量は１日当たり約5.8万台削減されると推計されており、排出効果ガス削減にも一定の効果があるものと考えております。また、移動時間の短縮効果や道路混雑緩和な

どの効果が見込まれているところであり、それ以外にも、中心市街地の活性化や観光客誘客等に伴う経済効果等、社会全体に関する様々な効果が期待できると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　１、知事の政治姿勢についての (2) のア、50％以下にした根拠等についてお答えをいたします。

今回の要請は、基地のない平和で豊かな沖縄を求める沖縄21世紀ビジョンの考え方、統合計画による返還が全て実施されても米軍専用施設面積が全国の69％程度にとどまること、日米安全保障体制の維持と基地の整理縮小の両立、駐留軍等労働者の雇用対策などを踏まえ、日米両政府に対して、在沖海兵隊の段階的な整理縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50％以下を目指すとする具体的な数値目標の設定を求めたものであります。また、返還計画の検討・策定に当たっては、沖縄県の意見を十分反映させる必要があることから、日米両政府に沖縄県を加えた新たな協議の場ＳＡＣＷＯを設けることを要請しております。

同じく１の (2) のイ、応分の負担についてお答えをいたします。

戦後76年、復帰49年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在する状況は異常であり、到底受忍できる状況にはありません。内閣府の調査では、国民の約８割が、日米安全保障体制は日本の平和と安全に役立っていると回答しています。日本の安全保障が大事であるならば、基地負担の在り方についても日本国民全体で考え、その負担も全国で担うべきであると考えております。

県としては、在沖米軍基地のさらなる整理縮小や基地負担の実質的軽減、日米地位協定の抜本的な見直し、今回初めての要請となる訓練水域・空域の削減など、６項目の要請を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　１、知事の政治姿勢について (3) のア、普天間飛行場代替施設建設事業についてお答えいたします。

令和２年４月に沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書では、埋立承認後に実施した土質調査により、海底地盤に粘性土等が厚く堆積していることが判明したため、所要の箇所に地盤改良を行うとともに、より合理的な設計・施工方法等としたとのことであります。また、埋立工事に要する費用は、約7200億円と記載されております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２、次期沖縄振興計画についての御質問の中の (2) のア、現在のエネルギー供給体制と分野別数値についてお答えいたします。

県が算定した2019年度の電源構成比は、再生可能エネルギーが7.5％、石炭59％、ＬＮＧが20％、石油14％程度となっております。このうち、再生可能エネルギーの内訳については、太陽光が81％、バイオマス12％、風力が５％程度となっております。

同じく２の (2) のイ、再生可能エネルギーの2030及び2050年の数値目標についてお答えいたします。

県は、新たなエネルギー計画である沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブにおいて、2050年度目標として再生可能エネルギーの主力化等によるエネルギーの脱炭素化、すなわちエネルギー供給における温室効果ガス排出実質ゼロを目指しております。その実現に向け、2030年度に再生可能エネルギー電源比率を現状の約7.5％から18％とする目標を設定しておりますが、国の動向を踏まえ、上方修正に着手しているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　３、代表質問との関連についての (1)、行政検査件数と陽性者数の関係についてお答えいたします。

毎日公表している陽性者数は、行政検査のほか、保険診療検査や県独自の検査事業等において判明した陽性者数を合わせて公表しております。検査件数について、毎日の公表時に把握できる行政検査の件数は同時に公表しているところですが、保険診療による検査件数等は医療機関等からの報告を集計する必要がありますので、後日、件数を公表しているところです。

同じく３の (2)、死亡率が低い要因についてお答えいたします。

本県の感染者数が多い要因としては、活発な世代間交流、人口密度が高いことなど複合的な理由から感染が拡大したものと考えております。死亡率が低い要因としましては、県の独自検査として高齢者施設等の従事者への定期ＰＣＲ検査や、無症状の方に対しても

積極的に検査を実施できる体制を構築した結果、早めに陽性者を捕捉でき、感染拡大や重症化の防止につながっていることが挙げられます。また、感染症専門家による指導や必要物品・人材の手配などの対策支援を行うことで、高齢者施設等におけるクラスター発生を未然に防いでいることや、必要な病床を確保し、早期に入院調整を行い、適切に入院・治療につなげたことも要因であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　答弁ありがとうございました。

それでは、２次質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

今回の要請ですが、これ万国津梁会議の提言を受けたようですけれども、この中に重要な事柄が含まれておりますので、ちょっと確認させていただきたいと思います。

まず１番目に、日米安全保障体制は理解する立場、それから２番目に、近年の安全保障環境を踏まえて基地の整理縮小に取り組むべき、３番目に、安全保障体制の維持を前提としている。それから、自衛隊と米軍による基地の共同使用を進めるなど、これは知事の政治姿勢と密接に関連しますので確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時32分休憩

午後２時35分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　ただいま末松文信議員から何点か質問をいただきました。

その内容は、まず万国津梁会議の提言を受けて、その内容も論拠の一つとさせていただいているということはそのとおりでございます。それから、近年の安全保障環境を踏まえて、米軍基地の整理縮小に取り組むということ、それからこの要請についても、日米の安全保障体制の維持を前提としているということなど、ここに書いてあるとおり、そのような認識で私も、この提言の内容と一致しているものというように考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　ありがとうございます。

この後の質問はこれを前提としてやるものですから、一応確認させていただきました。

先ほど公室長は、50％を目指す根拠とそれから応分の負担について答弁がありましたけれども、皆さんの考え方を聞いているんじゃなくて、何を根拠にしてそれを示したのかと聞いているんです。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時37分休憩

午後２時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　まず50％以下とする今回の要請に係る執行部の考えでございますけれども、まずは沖縄21世紀ビジョンにおきまして、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら整備縮小を求めるということも、県議会における海兵隊撤退の決議、それから駐留軍等労働者が今現在約9000名ぐらいいらっしゃいますけれども、こうした駐留軍等労働者の雇用の確保の観点、そういった観点から在沖海兵隊の段階的な整理縮小が必要であろうという考え方、それから日米同盟による我が国の安全保障の維持と基地の整理縮小との両立を前提としているということを踏まえまして、まずは当面は在日米軍専用施設面積の50％以下を求めると、数値目標の設定を日米両政府に求めるという考え方の下に要請を行ったところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　この50％ということについては、これ万国津梁会議からの提言の中に含まれていましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　この50％以下とする考え方は、万国津梁会議の提言の中にはございませんでした。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　それで私は、応分の負担ということで皆さんがこの50％の数字を持ち出しているものですから、知事は50％以下になれば、これは沖縄の米軍基地の許容範囲ですかと伺っているんですが、そのことについての直接の答弁はないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時39分休憩

午後２時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　県の基本的な考え方といたしましては、沖縄21世紀ビジョンで掲げる基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら基地の整理縮小を求めるというのが基本的な考え方でございますけれども、先ほども申し上げたとおり駐

留軍等労働者の雇用の確保でありますとか、日米同盟による安全保障体制の維持といったものとの両立などの観点から、まずは、当面は在日米軍専用施設面積の50％以下を求めるとする数値目標の設定を日米両政府に要請したということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　私が尋ねているのは、それはいわゆる応分の負担といって位置づけしていいと理解していいわけですね。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時40分休憩

午後２時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　議員からございました応分の負担ということでございますけれども、県といたしましては、戦後76年、復帰後半世紀にわたって、沖縄県民の過重な基地負担という現状につきましては、到底受忍できるものではありません。加えて国民の約８割が日米安全保障体制を支持している中にあって、やはりその負担についても日本国民全体で考えて、その負担のありようというものをしっかりと国民全体で議論する必要があろうというふうに考えております。

議員からも御質問のありますところの、その応分の負担として、では50％を認めるのかということについては、そういうことではなくて、まずはその沖縄の米軍基地を整理縮小していく上で、駐留軍等労働者の雇用の確保でありますとか、我が国における日米安全保障体制の維持等も勘案しながら、当面は50％以下を求めるという考え方の下に要請を行っているところでございます。

○末松　文信君　議長、休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時41分休憩

午後２時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事公室長（金城　賢君）　議員からございますところの50％、全国米軍専用施設面積の50％というものが、県が考えるところの応分の負担かという御質問であれば、そういうふうには理解をしておりません。

○末松　文信君　してない。

休憩してください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時42分休憩

午後２時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事公室長（金城　賢君）　まずは当面の目標として、応分の負担として理解していて求めるではなくて、当面の目標としてまずは50％以下ということで、この50％以下にするためには、約１万ヘクタールの沖縄の在沖米軍基地の整理縮小が必要になりますので、そうしますと今１万8500ヘクタールの在沖米軍基地がございますけれども、約半分程度、まずは当面の目標として、沖縄の米軍基地を約半分程度にしていただくということでの要請を行っているということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　これは応分の負担には程遠いとおっしゃるから、そこまでいけば応分の負担ですねと聞いているんですよ。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時43分休憩

午後２時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　現在、沖縄県に70.3％の米軍専用施設が存在をしておりますけれども、これ全国で見ますと、青森県が9.0％と、それから神奈川県が5.6％、東京都が5.0％であるということで、やはり沖縄県における過重な基地負担という状況からしましても、この現状70.3％からまずは50％というのを目標にして、基地の整理縮小を求めていきたいというふうに考えています。

○末松　文信君　議長、今の答弁は何度も聞いているんですよ。時間の無駄ですよ、これ。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時44分休憩

午後２時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事公室長（金城　賢君）　末松議員から、50％以下を目指すとした場合において、50％という数字をもってそれを応分の負担として認めるかという御質問でございましたので、そういうふうには理解していないと。応分の負担ではないというふうなことを答弁させていただいたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　じゃ何で皆さんはこういうふうに要請しているんですか。

ＳＡＣＯ合意なんか実施したにしても69％にしかならないと言う。それは依然として応分の負担としては認め難いと、こういう話をしているんですよね。だ

から、50％以下になればこれは認めるという、必然的な論理じゃないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　繰り返しになりますけれども、ＳＡＣＯ統合計画を実施したとしても69％程度にとどまるという現状を踏まえて、さらなる米軍基地の整理縮小ということで、駐留軍等労働者の雇用の確保、あるいは我が国における日米安全保障体制の維持等も踏まえて、まずは、当面は50％以下を目指すとする数値目標の設定を求めるという考え方でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　国の総理大臣に要請する以上は、そういったこともきちっと整理した上で要請しないと誤解を生みますよ。

それと知事、今の話も含めてそうですけれども、この万国津梁会議は、今度本当にすごい提言をされたなと思っているんですよ。というのは、先ほど述べた４つの項目もそうですけれども、こう書いているんですよね。沖縄に駐留する海兵隊を日本本土の自衛隊基地に分散移転・ローテーション配備するとともに、自衛隊と米軍が基地の共同使用を進める。それによって、日本政府が基地全体の運用に責任を持つことにより、米軍の地元への悪影響を減らしつつ、沖縄の基地負担を軽減すると同時に、日米同盟の相互の運用性の向上を図ることができるとしているんですよ。これ立派ですよ。私はまさにこれが今知事がよく言われる、沖縄の特殊事情である基地問題の解決につながると思っているんですよ。

どうですか、知事。御所見を。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時47分休憩

午後２時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　今回の提言は、我々万国津梁会議の――要請は万国津梁会議の提言を受けて、この安全保障体制を認めるというこの県政において、いかに過重な基地負担を減らすことができるか。これ日本全国民の方々に、沖縄県のただのわがままではなくして、本当に切実なる思いとして、いかに現実的に対応できるかということの中での要望でございます。

それは、このアジア、25年前にできたこのＳＡＣＯ統合計画から大分安全保障環境は変わってきている。それから中国の台頭、そういった中において、我が国全体でこの安全保障体制を考える必要があるということの提言を踏まえて、沖縄県として、ではどういったことが日本全体として実現可能な問題として、できる問題として捉えていただけるかということが、先ほど言ったローテーション配備などのものでございます。

より具体的に申し上げますと、我々初めて今回訓練空域・水域の返還を求めました。やはり沖縄の過重な基地負担の原因というのは、沖縄にこの米軍施設が集中しているこの背景としてはあるわけですけれども、訓練空域・水域が多い。陸上においてもそうです。そういったことも踏まえて、我々訓練空域・水域、まずはそこを返してくれということが、沖縄の過重な基地負担の軽減につながるだろうというような思いで行っております。ただ、この沖縄県には多くの基地従業員の方々がいらっしゃるわけですから、こういった方々の雇用も守りながら、しっかりと具体的に、基地の返還を着実に、新たなロードマップをつくっていただく。そのためには日米両政府において、しっかりと沖縄県の意見も聞いていただいた上で対応していただく必要があるだろうという現実的な方策、対応を日本政府に求めたものということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　私は、万国津梁会議の提言はすばらしいねと。これについてどう思いますかと聞いているんですよ。副知事の持論を聞いているわけじゃないですよ。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時50分休憩

午後２時50分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど来、繰り返し答弁をさせていただいておりますが、今回のこの要請は、万国津梁会議の提言を基本にして、そしてさらに我々が望む50％以下をまずは目指すということですとか、訓練空域・水域の返還についても踏み込んで言及をしております。ですから、そのような内容については、議員おっしゃるとおり、この中でしっかりと実現可能な項目を要求しているということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　知事は、この普天間の代替施設の建設についても反対をして、その代替案も示すことはない。そして今回の50％以下にすることについても、これ県が自らその整理縮小に向けたアクションプログラム――先ほどから軍雇用員の話もしますけれども、こういったことも含めて、どういう段取りでどれだけ

返していくかという独自の提案なくして、政府頼みだけで事が済むと思っていますか。日米両政府頼みで知事がいつも答弁されますけれども、知事が常々おっしゃる、この沖縄の自主性、決定権、アイデンティティーというのはどこに行ったんでしょうか。日米両政府にお任せするという理解でよろしいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　何度かこの議会でも出ています基地返還アクションプログラムで、それは平成８年の不幸な事件をきっかけに、その後に日本政府はＳＡＣＯ中間報告を出されております。その中には、この返還アクションプログラムで出された施設が入っているというのは我々も承知しております。ただ２つございまして、１つはその返還が、合意がほとんどが県内施設だと。特に普天間飛行場の場合そういったところがあって、いまだに返還が実現していないという。それから、先ほども申し上げましたけれども、ＳＡＣＯ合意から25年がたっていて、まだ同じようなものが、2025年またその後という、2030年以降になるかもしれない、それより後のものをロードマップがまだできていないということを我々は問題視しております。ＳＡＣＯ合意については、我々も普天間飛行場を除いては推進する立場ではございますけれども、その後のものも今のうちから議論をしていただきたいということが今回の要望でございます。ですから、この場合にアクションプログラムという形で県のほうから出すというよりも、これはやはり日本政府において訓練施設――先ほど話しましたけれども、北部の訓練場ですとか、駐留軍労働者の雇用に関係のないようなところ、ハンセンですとかシュワブですとか訓練地域、やはりこの細くて狭い沖縄の中に、陸上において実弾射撃演習等が行われていて、流弾事故などが起こっているわけですから、そういったところについては、もうそろそろ返還を検討していただいてもいいのではないかということの提言でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　もうこれ以上言っても何かかみ合わないようですから、終わります。

次に、普天間飛行場代替施設の整備についてでありますが、土建部長に伺いますけれども、これ技術的には可能と当事者は言っているわけですけれども、それを土建部がこの事業者の可能と言っていることに対して、これ以上県として何か行政指導、あるいはその知見があるのか、あるいは法的根拠があるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

公有水面埋立変更承認申請書につきましては、これまでも我々は３次の質問を行っております。去る６月16日付で２項目９件の４次質問を行っているところです。我々としましては、公有水面埋立法にのっとりまして、災害防止あるいは環境保全に十分配慮した計画になっているかというところをしっかりと審査していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　どうですか、なっているんですか、なっていないんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今まさに第４次質問を行いまして、その回答を待って、今後審査するという状況でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　際限なくやってください。

実はこれ、そもそもこの埋立事業は、沖縄県が公有水面埋立法に基づいて承認した埋立事業であります。ところが、翁長知事がこの承認を恣意的に取り消す訴訟を起こしました。これに対し、最高裁は、知事の承認取消しは違法との判決を下しました。翁長知事は当時、司法の決定を尊重するということで、自ら改めて埋立承認を復活させたのであります。今般、埋立承認が復活された同埋立事業は、着々と進捗している状況にあります。そしてこの埋立事業が完了すれば、必然的に普天間飛行場の代替施設が整備され、移設が完了します。普天間飛行場の危険性の除去と米軍基地の整理縮小が進むものと理解しておりますけれども、知事の御所見を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時57分休憩

午後２時58分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　土建部といたしましては、公有水面埋立変更承認申請書については、公有水面埋立法に基づき厳正に審査していくこととしております。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　ぜひまた今の変更申請についてもしっかり審査した上で、早めにその承認を出すようにお願いします。

それから、次にコロナウイルス感染症についてでありますが、これは行政検査以外の検査件数がちょっと分からないので、その関係が整理できないわけです

けども、感染者は全国ワーストでありながら、死亡者数、率が少ないということについて、これは私、医療界の皆さんのお話を伺うと、こういうことを申されておりました。これ、全国と比較して死亡率が低く推移していることについては、国公立病院をはじめとして、沖縄県医師会がリードする浦添総合病院を中核とした19か所の民間病院が自ら病床を工面してコロナ病床の確保や医療体制を確立し、医療崩壊を回避された。特に、重症化させないという医療関係者の強い使命感と尽力によるものだというふうにおっしゃっていました。このことについて、知事の御所見を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先ほど答弁で検査数については申し上げましたけれども、その後半で病床の確保であるとか、治療につなげたということで答弁を申し上げましたけれども、今議員がおっしゃるように重点医療機関の皆様の献身的な治療と、それから、この間の経験に基づいた治療法の確立なども大きな要因であると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　ありがとうございます。

なぜ沖縄の感染率が高いかということについて、部長から先ほど答弁がありましたけれども、私をはじめとして、沖縄県民、あるいは沖縄県への来訪者、この人たちがやっぱり感染症に対する理解というか、緊張感が足りない。それに加えて、水際作戦ということについて、その対応が足りなかったのではないかというふうに反省をしております。特に知事が緊急事態宣言を出しながら、ツイッターが報道されるというような状況もありますけれども、こういったことを厳に慎まなければならないと思うんですよね。知事、どうですか。そのことについて。その後の経過も含めて御答弁お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど保健医療部長からありましたとおり、病院の現場においても必要な病床を確保し早期に入院調整を行い、適切に入院につなげ、そして病院においても本当に献身的に頑張っていただいていることに関しては、本当に心からの敬意を表したいと思います。

それから、この感染の拡大した状況というものも、実は厚生労働省の管理対策専門官の方の――これは個人的な意見ということなんですが、沖縄県にとっては観光立県であることで常に外からの脅威にさらされるということ。それから離島を多数抱えていて、患者の移送をはじめ多くの業務が陸続きでできないことの時間的な調整などを要すること。それから大家族が多い、アルファ株に置き換わってからは、本当に一家が家族感染をするというその速度が早過ぎたということ。それに加えて家族の人数も多いということで感染者数としても増大しやすいこと。さらには模合などの文化、地域の風土としてコミュニティー全体が家族同然の付き合いをしている部分が多い、そういう模合やいろんな集まりなどで人と人が触れ合う機会が多いことなどが課題として挙げられると言っております。ですから、これはまた私たち生活をしている者にとっても、日常どういう場所で感染するのかということについても、私たちも常に意識をしながら、感染拡大させないための取組を繰り返し繰り返し実践していただくことに限るということで、呼びかけをさせていただいている次第です。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時３分休憩

午後３時３分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

末松文信君。

○末松　文信君　（パネルを掲示）　これは前の新聞報道ですけれども、この報道を見ると、全国のデータを見ますと、全国の感染者数に対する死亡者数、それから北海道から沖縄まであります。これ死亡率を計算してみると、沖縄が0.08、北海道が0.33、東京が0.21でしたか、こういうことで沖縄が断然死亡率が低い。これは先ほど言いましたように、厚生省から派遣されたメンバーも言っていたそうですけれども、沖縄の医療人たちの活躍は目覚ましいというふうに言っておられたそうです。これは紹介するために持ってきたんだけれども、忘れてしまってすみません。

それでは続いて、時間もありませんから。この間のコロナウイルス感染対策に尽力いただきましたボランティアの皆さんをはじめ、医療機関の皆さんに心から敬意と感謝を申し上げます。どうぞ、引き続きまた御協力をよろしくお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、知事、去る22日、日本ジャーナリスト会議主催のオンラインイベントに参加されて、本土復帰50周年を迎えるに当たって、新しい振興計画とともに米軍専用施設の70.3％が沖縄にあるのを、せめて50％に減らそうというくらいの具体的な計画を持ってもいいのではないかというふうに述べておられます。わざわざこの時期に振興計画とともに米軍基地の整理縮小を絡めて発言されたのは、その真意を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時５分休憩

午後３時６分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄の振興と米軍基地の問題を私は関連はないと思います。どちらもやはり政府と一体となって実現していかなければならない、これは沖縄の将来のためでもありますし、それから基地のない平和な沖縄を目指すという沖縄21世紀ビジョンの実現に向けてのロードマップの一環であります。ですから、基地と振興はリンクしないということで、政府にもしっかり要請を行ってまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　いや、私はこれ伺ったときに、暗に知事は振興策と基地はリンクしていることを示唆したのかなというふうに理解いたしました。知事、この際ですから、万国津梁会議も提言されているように、来年の復帰50周年に向けて、この沖縄が今抱えているこの課題、基地問題、沖縄振興計画、これについて大胆な提案をして50周年を迎えられたらどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時７分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　ぜひ、沖縄における基地の負担軽減が現実的に図られるよう、日米両政府においてしっかりとロードマップを作成して、それを実現していただきたいというように要請をしてまいりたいと思います。

○末松　文信君　ありがとうございました。

終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

〔下地康教君登壇〕

○下地　康教君　会派沖縄・自民党、宮古地区選出の下地康教でございます。本日５人目の登壇者であります。

当局におきましては誠意のある、かつ県民に分かりやすい簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。

昨年から続く新型コロナウイルス感染問題。世界中の国々でその感染症が猛威を振るい、政治・経済・医療、全ての人間の生活環境を一変させております。また、それに追い打ちをかけるかのごとく、ウイルスの変異株による感染力の増強がその対応をますます困難にさせています。我が国においてもたくさんの方々が罹患し苦しい思いをし、お亡くなりになられた方々もいらっしゃいます。御冥福をお祈りするとともに御遺族の方々にお悔やみを申し上げたいと思います。また、この危機的社会状況の中で、医療現場や介護現場で懸命にお仕事をなされている医療従事者やエッセンシャルワーカーの皆様方には深く感謝を申し上げたいと思います。そして、政治に関わる者として、未曽有の経済活動の停滞によって社会生活に困難を極めている県民・市民の皆様方の暮らしを守っていくために全力を尽くしていかなければなりません。

さて、本県は昨年の７月31日から９月５日まで37日間に及ぶ１回目の緊急事態宣言に始まり、今年１月19日から２月28日までの40日間の２回目の緊急事態宣言、４月12日から５月22日までの34日に及ぶまん延防止等重点措置、３回目の緊急事態宣言は５月23日から６月20日までの期間が――感染が収まらない沖縄県では、さらに７月11日まで延長され拘束期間は50日間となっております。合計しますと160日間にも及ぶ、コロナ戒厳令というべき社会的経済活動の厳しい制限に県民生活は窮地に追い込まれ、経済的にも精神的にも疲弊し切っております。

また６月25日現在で、本県における感染状況のバロメーターである療養者数、病床占有率、新規感染者数、重症者用病床占有率において、いまだに最も緊急を要するフェーズ４、つまり感染蔓延期から脱しておりません。

そのような状況下において、本県におけるコロナウイルス対策はその実効性が示されていると言えるのでしょうか。ワクチン接種、ＰＣＲ検査、不要不急の外出自粛、３密の回避、手洗い・マスクなどの感染防止対策や経済支援、生活支援対策等あらゆるコロナ対策が講じられておりますけれども、本県における玉城県政ではその対策に効果が現れているかといえば、感染状況の数字を見れば不十分だと言わざるを得ません。

そこでその状況を踏まえて一般質問に入りたいと思います。

１、新型コロナ感染防止対策。

(1)、ワクチン接種に係る潜在看護師の活用について。

ア、ワクチン接種率の向上は、打ち手の数を増やすことが最も効果的な対策だと考えますが、潜在看護師等を活用する考えはないのか。また、民間医療団体等の活用計画はあるのか伺います。

(2)、離島における接種率向上について。

ア、宮古島市を含む離島におけるワクチン接種状況を伺います。

イ、離島におけるワクチン接種は順調に実施されているとの一部報道がありますけれども、宮古島市におけるワクチン需要と県からのワクチン供給バランスはどのようになっているか伺います。

ウ、医療体制が脆弱な離島からワクチン接種を完了すべきと考えるが知事の見解を伺います。

(3)、ワクチン接種意欲対策について。

ア、ワクチン接種を希望しない住民に対するワクチン接種対策はどのように考えているか伺います。

(4)、ワクチン接種執行ペースについて。

ア、国はワクチン接種目標ペースを１日100万回としていますけれども、県内での１日当たり接種回数はどのようになっているか伺います。

(5)、かかりつけ医でのワクチン接種について。

ア、ワクチン接種率の向上を図るためには、開業医の営業時間内でのワクチン接種も重要な課題の一つであると考えますが、開業医へのワクチン供給体制はどのようになっているか伺います。

２、新たな振興計画について。

(1)、宮古圏域振興計画について。

ア、下地島空港の整備計画について伺います。

３、社会資本整備について。

(1)、下地地区前浜海岸線浸食問題。

ア、台風により海岸線が浸食されております。浸食防止対策を伺います。

(2)、宮古地区における県道整備状況について。

ア、本年度の事業整備計画について伺います。

(3)、県道維持管理状況について。

ア、空の玄関口である宮古空港をつなぐ県道高野西里線の清掃管理状況について伺います。

４、農林水産業振興について。

(1)、ナスミバエ防除対策と根絶計画について伺います。

(2)、離島廃棄物適正処理促進事業について伺います。

ア、多良間村における産業廃棄物等の処理事業について伺います。

イ、宮古島市における廃タイヤ処分対策について伺います。

５、県管理港湾における港湾施設管理について。

(1)、宮古地区来間・前浜港内における港湾施設の管理状況について。

ア、船揚場の利用状況、管理状況を伺います。

イ、民間施設の県有財産の使用について伺います。

６、宮古地区土地改良事業に係る入札方法について伺います。

(1)、2020年度の大規模工事（１億5000万円以上）の発注方法を伺います。

７、その他、我が党関連質問について。

花城大輔議員代表質問の知事の政治姿勢についての本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の50％以下の整理縮小について伺います。

以上、答弁を聞いて再質問を行います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　下地康教議員の御質問にお答えいたします。

７の我が党の代表質問との関連についての (1)、本土復帰50年に向けた要請についてお答えいたします。

沖縄県には、戦後76年、復帰後49年を経た今もなお、全国の約70.3％の米軍専用施設が集中しており、騒音、水質汚染等の環境問題、米軍関係の事件・事故は後を絶ちません。沖縄県の基地負担の状況は異常であり、到底受忍できるものではないことから、来年本土復帰50年という大きな節目を迎えるに当たり、在沖米軍基地のさらなる整理縮小や基地負担の実質的な軽減、日米地位協定の抜本的な見直し、さらには今回初めての要請となる訓練水域・空域の削減など、６項目の要請を行ったところであります。

沖縄県としては、今回の要請をスタートとして、目に見える形で沖縄の過重な基地負担の軽減が図られるよう、日米両政府に対して、積極的に要請を重ねていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、新型コロナ感染防止対策についての御質問の中の (1) のア、ワクチン接種に係る潜在看護師等の活用についてお答えいたします。

県では、沖縄県看護協会等と連携し、南部離島等におけるワクチン接種の際や広域接種会場での接種の際に、潜在看護職員を派遣する体制を構築しております。同協会においては、ナースバンクと呼ばれる復職をはじめとした看護師の求人のためのシステムがあり、県や小規模離島からの求人依頼に対し、７月末までに延べ333人の潜在看護職員等が各接種会場においてワクチンの接種業務に従事する予定となっております。

同じく１の (2) のア、宮古島市を含む離島におけるワクチン接種状況についてお答えいたします。

宮古島市においては高齢者優先接種が順調に進んでいることから、高齢者と並行して、７月より一般住民向け接種を始める見込みであり、９月末頃をめどに希望する全ての住民へのワクチン接種が完了する計画となっております。また、多くの小規模離島においては、住民一斉接種を実施するなど、効率的な接種体制の構築を図り、７月には希望する全ての住民接種が完了する見込みとなっております。

同じく１の (2) のイ、宮古島市におけるワクチンの需給バランスについてお答えいたします。

宮古島市の一般住民向けワクチン供給については、国からの事務連絡にて、ワクチン使用率の高い優先配分市町村と位置づけられていることから、国の指針にのっとり、納入希望量どおりの配分となっております。県においては、ワクチン使用率や接種体制を勘案しながら、引き続き各市町村の希望に沿ったワクチン配分を行うよう努めてまいります。

同じく１の (2) のウ、離島におけるワクチン接種の体制についてお答えします。

医療体制の脆弱な離島のワクチン接種体制に関しましては、県においても重要な枠組みと位置づけており、関係機関と連携し、ワクチン供給、医療チームの派遣等､万全の支援体制で取り組んでいるところです。

同じく１の (3) のア、ワクチン接種を希望しない住民に対する対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策において、ワクチン接種は重要であると考えます。このため、ワクチンの有効性と併せて副反応等についても情報提供し周知に努めているほか、県で設置している沖縄県新型コロナウイルス対策専門家会議から提案があり、新型コロナワクチンに関する広報ポスター及びリーフレットを作成しております。公共機関やスーパー・コンビニなどでポスターを掲示することや、市町村からリーフレットを配布することで県民の皆様へ周知・啓発を図っているところであります。なお、新型コロナワクチン接種は強制ではなく、ワクチンの有効性と副反応について理解した上で、御本人の意思に基づき接種の判断をしていただきたいと考えております。

同じく１の (4) のア、県内の１日当たりの接種回数についてお答えいたします。

高齢者向けワクチン接種が始まった当初は、多い日でも、数百回程度の接種ペースで推移しておりましたが、ワクチン供給量が増え始めた５月中旬から接種実績も順調に伸び始め、６月の平均値は６月23日現在、１日当たり約6600回となっております。

同じく１の (5) のア、かかりつけ医でのワクチン接種についてお答えいたします。

地域住民への接種を実施する開業医等はサテライト型施設と位置づけられ、ディープフリーザーが設置された基本型施設からファイザー社製ワクチンの分配を受けるという供給体制になっております。また、現時点で基本型施設が117施設、サテライト型施設が360施設登録されており、開業医へのワクチン供給体制が構築されています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　２、新たな振興計画について (1) のア、下地島空港の整備計画についてお答えいたします。

県では、下地島空港及び周辺用地の利活用を促進するため、平成26年度から利活用事業に取り組んでおります。第１期で、国際線等旅客ターミナル、航空パイロット養成の２事業が開始し、また、第２期では、宇宙港事業が開始されております。あわせて、国内外の新規路線等の拡充が行われております。県としては、早期に第３期事業の募集を行い、宮古島市と連携しながら、宮古圏域の特色を生かした空港及び周辺用地の利活用の促進に取り組んでいきたいと考えております。

次に３、社会資本整備について (2) のア、宮古地区における本年度の県道整備計画についてお答えいたします。

宮古管内における県道整備については、道路事業で３か所、街路事業で４か所の整備を推進しております。街路事業のマクラム通り線は、北給油所交差点から平良保健センター前までの延長約１キロメートルを幅員16メートル、２車線で整備を行っており、令和２度末の進捗率は、事業費ベースで約26％となっております。引き続き用地買収及び工事に取り組み、2020年代後半の完成を目指し、鋭意整備を推進していきたいと考えております。

同じく３の (3) のア、県道高野西里線の植栽管理状況についてお答えいたします。

宮古地域の県管理道路においては、年１回から２回程度の除草を行っているほか、街路樹については、主に交差点部や信号機等の視認性を阻害する箇所の剪定を優先的に実施しております。また、今年度、空港から観光地へのアクセス道路等、特に景観に配慮する地域の植栽管理計画の策定に着手しております。今後とも効果的・効率的な道路の維持管理に努めていきたいと考えております。

次に５、県管理港湾における港湾施設管理について(1) のアとイ、来間・前浜港の利用状況及び管理状況について、５の (1) のアと５の (1) のイは関連しますので、一括してお答えします。

来間・前浜港は、浮き桟橋や船揚げ場、東屋、トイレなどの港湾施設が整備されており、遊漁活動を行う小型船や観光船等に利用されております。当該港湾の管理については、施設の使用許可等は県で行い、日常的な管理は、沖縄県港湾管理条例に基づく権限移譲により宮古島市が行っております。民間施設の県有財産使用については、来間地区において、県が整備したトイレの給水管から水道を引くため、来間港内休憩施設の所有者に対し平成12年に給水管の分岐を認めております。当該施設は、港湾の利便性の向上とともに、公共の用に供することから給水管の分岐を認めたと考えております。

県としては、今後も宮古島市と連携し、適切な管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　３、社会資本整備についての (1) のア、下地地区前浜海岸線の浸食防止対策についてお答えいたします。

宮古島市前浜海岸は、農林水産省農村振興局所管の海岸として、平成10年９月１日に海岸保全区域に指定しております。前浜海岸については、台風等の影響により浸食を受けているものと認識しており、今年度は浸食状況等を確認するための調査を計画しているところであります。

県としましては、宮古島市等と連携して前浜海岸の浸食防止対策に向けた検討を進めてまいります。

続きまして４、農林水産業振興についての (1)、ナスミバエの防除対策等についてお答えいたします。

ナスミバエは、適切な防除を行っているピーマン等への寄生はなく、一部無農薬で栽培されている家庭菜園等のトウガラシ果実に寄生が見られます。そのため、島トウガラシの青果については、県外への移動自粛を呼びかけております。なお、ナスミバエは、植物防疫法において、国内での移動規制対象となっていないことから、ピーマン等の県外出荷に影響はありません。県では、ナスミバエの根絶の予定はありませんが、引き続き防除対策の指導等、蔓延防止対策に取り組んでまいります。

続きまして６、宮古地区土地改良事業に係る入札方法についての (1)、2020年度の発注方法についてお答えします。

県が発注する工事については、規程により発注金額に対する等級格付を行っており、１億5000万円以上の土木工事は特Ａランクの業者が選定対象となっております。2020年度の宮古地区土地改良事業に係る１億5000万円以上の本庁契約工事については、一般競争入札方式で２件実施しております。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　４、農林水産業振興についての (2) のア、多良間村における産業廃棄物等処理事業についてお答えします。

県は、多良間村で処理が滞っていた農業用廃プラスチックについて、昨年度、小型焼却炉による焼却処理の実証試験を行い、適正処理が可能で、処理コストも低減化できるとの結果を得ました。それを踏まえ、今年度から多良間村が当該小型焼却炉を活用し、農業用廃プラスチックの処理を行っております。

県としましては、同村の処理状況について聞き取りを行い把握するとともに、円滑に処理されるよう支援してまいります。

同じく４の (2) のイ、宮古島市における廃タイヤ処分対策についてお答えします。

県が令和元年度に宮古島市で行った廃タイヤの実態調査では、不法投棄の約７割を廃タイヤが占めており、また、自動車解体業者などに多量に保管されていることが確認されております。

県としましては、今後、詳細な実態把握に努め、必要な対策を検討・実施してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　御答弁ありがとうございました。

まず、新型コロナ感染防止対策についてでありますけれども、私はワクチンの接種率を上げるためには、やはり打ち手の確保と会場とか、そういったものが必要だというふうに思っているんです。まず打ち手の確保に潜在看護師を活用したらどうかということに対して、活用は進んでいるという答弁でございました。その潜在看護師が、７月末現在で333人という答弁だったかと思うんですけれども、これからその潜在看護師をさらに増やしていく計画があるのか、またその予算というのをどのように対策が取られているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ワクチン接種の打

ち手に当たる看護師の確保について、潜在看護師を活用するということで、看護協会の中のナースバンクと呼ばれるところを活用して今、人材確保を行っているところです。予算等につきましては、接種主体が市町村でございますので、市町村において接種費用は国が賄うことになっておりますので、予算については確保はできている状況でございます。

また、県の広域接種会場でも、その予算については確保をして取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　ありがとうございます。

ワクチン接種率向上も重要な課題でありますが、コロナに感染して入院できない自宅療養者やホテル療養者のケア、それに介護施設等での医療従事者の人手不足の解消も、喫緊の課題ではないかなというふうに思いますけれども、そのような医療体制が逼迫した状況の中でも、打ち手だけではなくてそういったところに潜在看護師を活用していくという考えはあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　医療が逼迫する状況の中で、例えば重点病院でも看護師の不足であるとか、宿泊療養施設でも看護師が必要、それからワクチン接種についても看護師が必要ということでございますので、それを含めて看護協会等と連携しながら今、取り組んでいるところでございます。そのほかにも、例えば全国知事会を通して看護師をお願いしたり、またＮＰＯ法人などの活用もさせていただいたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　今までの打ち手の確保であったり、そういった医療体制の充実であったりとか、そういったものをしっかりと改善といいますか、対応していくためにはやはり民間医療団体の活用というのが考えられると思うんですけれども、民間医療団体の活用に対する対応というのはあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時38分休憩

午後３時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　看護師の確保については、もちろん公立だけではなくて民間医療団体などからも御協力いただいているところでございまして、特に離島につきましては、民間病院などが御協力いただいているというふうに聞いております。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　私が質問しているのは、地元の民間医療団体ということではなくて、例えば県外からのそういった民間の医療団体の支援というのは考えているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時39分休憩

午後３時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　民間の医療団体、全国的な団体がございますが、そこからも今回急増した場合に委託という形で看護師を活用させていただいている事例もございますので、そういった形で民間の医療団体も含めて、ワクチン接種についても活用ができないか検討していきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　これは今、検討しているということですけれども、まだやってないということですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　宿泊療養施設などについては既に活用させていただいております。ただワクチンについては今般、追加補正で議決いただいた会場について民間医療団体が活用できるかどうか、提案募集を行いますので、その中で検討が進むと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　民間医療団体を活用するというのは決まっていないと、これから検討すると。しかし、今回の補正予算の中でそういう委託料というのが入っていますね。それは民間医療団体の活用というふうに考えてよろしいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今回の会場につきましては、運営は全て業務委託という形で考えておりますので、システムからロジの回りまで全部含めてでございますので、人材の確保も含めて、提案募集の中でどのような御提案があるかを見た上で検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　ちょっとよく分かりづらいんですけれども、この補正で組んだ委託料というのは、これは提案型ということなのでしょうか。民間医療団体からの提案を受けて、それを審査して採用するという考え方なのですか。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　提案募集をさせていただきまして、より効率的に安全に運営ができるところを選んでいくという形で考えております。委託ですので、民間の業務委託ができるところというふうに今考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　これはその募集というのはもう始まっているのでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　本日、提案を募集しますということを公表させていただいております。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　分かりました。

やはりこういった接種率を上げると、そういったことは非常に重要なことでありますので、そういう民間の団体も効率よく活用して接種率を上げていただきたいというふうに思っております。

今まさに医療体制が逼迫している中で、医療従事者はマンパワー不足や風評被害にさらされながら、勤務によって疲労こんぱいしているという状況であります。ぜひ医療現場の深刻な課題解決のために潜在看護師を含めた民間医療団体の活用を検討し、それを早急に対応すべきだというふうに考えますけれども、知事はどう思いますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　県といたしましても、市町村の接種をしっかりと補完させていただき、広域ワクチン接種センターも県民の皆さんに利用していただきながら、ワクチンの接種をさらに加速化してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　ワクチンの接種については非常に重要な解決策というふうになっております。それをしっかりやっていただきたいというふうに思っております。まずは医療体制の脆弱な離島において、ワクチンの接種率を上げて実効性を高めて、コロナ対策の充実を共にしていただきたいというふうに考えております。

さて次は、新たな振興計画についての宮古圏域における下地島空港の整備計画について伺いたいと思っております。

１期、２期と今、整備計画のプランが進行しているというふうにお聞きしたんですが、第３期の活用計画、それは募集中だということですけれども、募集の作業内容、いつ始まって、いつ頃その募集が決まるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　第３期募集に係る利活用業務を支援するための委託業務を６月１日付で契約をいたしました。ですので、今月から第３期募集に向けての取組が始まるというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　６月に契約をして、委託の内容が決まれば早速募集をかけるということでよろしいですね。それをしっかりとやっていただきたいと思っております。

新たな振興計画の素案の中で、下地島空港は国際線やプライベートジェット機等の受入れ強化に取り組むというふうに書かれているのですが、宮古島市は将来観光客200万人を目指すという観光計画を持っているのですけれども、宮古島市には２つの空港があります。その下地島空港と宮古空港を有効に活用するためには――現在宮古空港にＪＴＡ、ＡＮＡの２社が乗り入れております。下地島空港では現在はＬＣＣ、それと国際線を中心に利用されているというところでありますけれども、空港管理者である県は、宮古島市が200万人の観光客の受入れを計画している将来において、２つの空港をそれぞれの航空会社がそれぞれ単独で利用するというような構想は考えているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　議員からお話がありましたとおり、下地島空港につきましては、国際線定期便やＬＣＣ、あるいはプライベート機など、一方で宮古空港につきましては、従来から就航しておりますフルサービスキャリアと呼ばれております国内線、各航空会社といったような役割分担が現在なされているところでございます。議員御指摘のとおり、将来200万人の観光客が見込まれると、航空需要の拡大につきましては、今後宮古島市あるいは地元の関係団体等の意向というのが非常に大切になるかと思いますので、その辺はお互いの意向を確認しながら、今後のこの200万人に向けて対応していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　宮古島市はコロナが収まった後に――アフターコロナ、それに向けて、また200万人の観光計画、入域観光客数を目指して頑張るという形になりますので、それに対しては、現在の宮古空港ではもう手狭になってくるということがありますので、ぜひ地元のほうもそれを考えながら、県と協議をしながら、空港の活用に関してはしっかりと皆さん方と一緒

にやっていきたいと思っております。
休憩お願いします。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後３時49分休憩
午後３時49分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○下地　康教君　（パネルを掲示）　社会資本の整備について、これは下地の前浜地区の海岸浸食の状況でございます。台風の影響でそうなっているというふうに言いますけれども、この位置というのがここです。宮古島市の下地地区、そういったところがありまして、そこの先端部分、それが浸食をされている場所であります。浸食について調査をしていくということですけれども、単年度調査ではちょっと難しいと思うんです。やはり何年かしっかり続けて調査していくということをお願いしたいと思いますけれどもどうですか。
○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。
○農林水産部長（崎原盛光君）　今年度、海岸浸食防止対策に向けての浸食状況を経年的に整理するため、過年度において実施されたモニタリング調査の結果を基に、その結果を補完するための追加調査等を計画しております。これらの調査結果を基に防止対策の基礎資料として活用したいというふうに考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。
○下地　康教君　この下地地区の海岸線は、農林水産部と一般公共海岸の管理者である土木建築部、それの守備範囲があると思うんですけれども――これ東急ホテルがあるんです。そこは一般公共海岸となっているはずなのですけれども、それに対する浸食の対策も考えてもらいたいと思いますが、いかがですか。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　議員おっしゃるとおり、海岸保全区域が指定されていない一般公共海岸につきましては、土木建築部の所管となっております。そのため農林水産部が行う検討を踏まえ、そういった関係機関との意見交換を行いながら、我々も広域的な調査と今後の対応を検討してまいりたいと思います。
以上です。
○下地　康教君　ありがとうございました。
○議長（赤嶺　昇君）　20分間休憩いたします。
午後３時52分休憩
午後４時15分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。
小渡良太郎君。
○小渡　良太郎君　皆様、こんにちは。
１日目の一般質問も佳境を過ぎて、そろそろ日も暮れてくるかなという時間になっておりますが、少々お疲れのところでもあるかと思うんですけれども、慎重な答弁、誠意のある答弁を当局の皆様方にはお願いしたいと思います。
それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただくのですが、沖縄県の新型コロナ感染症対策に関して、今年に入って沖縄県が実施している、または既に実施したものに関することを少し詳しくお聞きしていきたいと考えております。さきに補正予算の審議の中で質疑をさせていただいた部分もあって、そこで答えが得られたものもあるんですが、それも併せてお聞きしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。
まず最初に、今年に入ってからの感染者の増減、主な理由、感染経路等について、これも質疑の中でお聞きしたんですが改めてどういった感染経路があるのか。割合についてもお聞かせいただきたいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後４時17分休憩
午後４時17分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　まず今年に入ってからということでございますけれども、沖縄県の全般的な特徴としまして、活発な世代間交流、人口密度が高いことなど複合的な理由から感染が拡大しやすい特徴があると考えています。また、県民や渡航者によって県外で拡大した変異株が県内に持ち込まれて、連休中及びその後に行われた様々な交流活動によって今般の急激な拡大につながったものというふうに考えておりまして、変異株への置き換わりが進んだことが感染拡大した大きな要因であるというふうに考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。
○小渡　良太郎君　先日の質疑への答弁の中で、感染理由として家庭内感染が一番多いという話がありました。この家庭内感染に関して、質疑でも議論はしているんですけれども、家庭内感染をどのように防止していくのかということが――今２度の緊急事態宣言延長をされている状況にあります。少し感染者数は減ってきているとはいっても、やはり割合的に自宅待機の割合、昨日の時点の数字でも療養先調整中も合わせると562名、約47％が自宅にいるという状況の中で、先ほども言ったように家庭内感染をどう防止していくのかというのが重要になってくると思うのですが、この家

庭内感染防止策に関して教えてください。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後４時19分休憩
午後４時19分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　家庭内の感染というのは、非常に防ぐことが厳しい状況にあることは承知しております。ですので、まずは持ち込ませないということが大切かと思いますので、大人から家庭内に持ち込まない対策というものが必要になろうかと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。
○小渡　良太郎君　それだと、感染拡大は防止できないんですよね。持ち込むのを防ぐというのは一つ重要になってくるし、後でまた水際対策に関しても確認していくんですが、今ある感染に関して広がらない努力をしていく。この緊急事態宣言の発出の際にも、感染の拡大を防止するために緊急事態を宣言するという形でのお話もありました。市町村の取組を見ていると、家庭内感染防止対策事業とか、家庭内感染拡大防止事業という事業を掲げている自治体も幾つかございます。市町村でそういう事業をやられていて、県が何もやっていないというのは少々おかしな話なのかなと。県全体で感染拡大を防止していくためには、一番大きな要因である家庭内感染の対策もしっかり打っていくということが重要になると思うのですけれども、今の答弁だったら、難しいからやっていませんというふうに言っているのと同じだと思います。これについてどうお考えなのか、改めてお聞かせください。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　やはり家庭内感染を防ぐためには、宿泊療養施設をフルに回転させる必要があると考えております。宿泊療養施設数の増加についても、今般の補正予算で議決いただきましたので、施設の拡大について取り組んでいきたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。
○小渡　良太郎君　今、答弁にあった施設数の増加なんですが、先ほど大浜議員の一般質問の中で、６月25日現在563室中、138室しか利用されていないという答弁がございました。宿泊療養施設の全室稼働できる予定というのはいつ頃になっているのかとか、改めて教えてください。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後４時22分休憩
午後４時22分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　現在563室確保させていただきまして、その中の――先ほどは６月25日の段階で138室と申し上げましたけれども、本日新しいデータが今手元にありますので、それで申し上げると153室に入所しているということでございます。これは稼働していないというわけではなくて、部屋数は確保しているのですが清掃・消毒のタイミングでありますとか、本日も退所する方もいらっしゃるということもあって、数的にはこれよりも多い部屋数が今、動いているということにはなります。現在は、宿泊療養施設を希望するけれども待機しているという方はいらっしゃらないです。ただ、厳しい状況のときには100名規模でそういう方々がいらっしゃいましたので、その部分は改善しているというところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。
○小渡　良太郎君　先ほど私の話もしましたように、自宅に今いる数が562、療養施設が563室あると。一見充足しているように見えるんですけれども、やはり稼働している部分が足りないと。療養、入院等調整中となっている方々に対して、現在どのような呼びかけとか働きかけをしているのか。答弁に出ていたように、自宅療養を希望するという方に関しては、それはそれでいいと思います。でも調整中になっている――昨日時点では、190名いらっしゃいます。この方々に対して、どのような考えで自宅にそのまま置きっ放しという形が続いているのか教えてください。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　入院等調整中の人数につきましては、本日の数で申し上げますと179名という形になっております。ただこれは、一両日中には入院なのか、宿泊療養施設なのか、自宅療養なのかというところを、入院調整を行っておりますコーディネーターの医師において、それを判定しているところでございます。現在は、そのように順調に調整が進められておりますが、厳しい状況の中では確かに入院等調整中がその日１日、２日ではどうしても収まらないという状況もございましたので、そういう中で例えば入院待機ステーションを設置したところでございまして、状況の悪くなりそうな方については、そこに入っていただくという対策も取ってきたところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　答弁ありがとうございます。

今、私の手元に７日間移動平均――ちょっと資料として出してはいないんですけれども、７日間移動平均のグラフがあります。これは2020年の１月からずっと私、資料を作ったんですけれども、この移動平均のグラフの動き方と感染者の出方というのが、沖縄の場合、ほとんどの場合において一致しています。この宿泊療養施設の運用、または家庭内感染の防止、これはコロナ感染対策全般に言えると思うんですけれども、今のものに対応するということも非常に重要だと思うのですが、これからどのような予測をしていくのか。どういう形で感染者が減ったり増えたりという形にしていくのかということも、非常に重要になってくると思います。

質問取りの中で、７日間移動平均のデータというのを活用しているかということを聞いたところ、一応参考にはしていますという話だったんですが、実際にどうなのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　人口動態につきましては、毎回のコロナ本部においても資料を提出しまして本部員にも見てもらって、議論をしているところでございます。議員おっしゃいますように、その流れの中であらかじめ予測してというところでの対策というのは、非常に重要だとは思いますが、なかなか先を見てというところで難しい部分もございます。実際に警戒レベルの判断指標の中では、病床逼迫度合いなども見ていくこととしておりますので、なかなかこの人流だけで判断するというのは、今のところ非常に厳しいかなというふうには思います。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　このタイミングで７日間移動平均の話を出したのは、宿泊療養施設の整備の部分ですよ。医療の逼迫が待ったなしだから緊急事態宣言をする、まん延防止等措置を取るということで、沖縄県は知事が国に対して要請してきたと思います。その中で、医療の逼迫をどう防止していくのかということも重要になってきます。感染拡大の主要因が家庭内感染になっているのであれば、家庭内で感染を広げないために宿泊療養施設を早めに確保しておこうとか、または先ほども申し上げたように、市町村がやっている家庭内感染防止事業等々、市町村と連携して県も何かしら手を打っていく。そういうことが重要になってくると思うのですが、今までの特に今年度入ってからの部分については、状況に応じて対応していると。それでいっぱいいっぱい、一生懸命やっているのも事実ですし、それに追われて大変ということも分かってはいるんですけれども、あらかじめしっかり先手を打っておいて、医療の逼迫を防止していく。それがちゃんとなされれば、緊急事態宣言なんか出さなくてもいいんですよ。

下地議員の質問の中にもあった160日間、今沖縄県は何らかの緊急事態措置の下にずっと置かれ続けているわけです。県民の生活に非常に悪影響が出ている。経済にも大きなダメージが出てきていると。その中で毎回毎回、感染者が増えたら大変、どうしよう。その場で対応していくということをやり続けたら、何のための経験かと。何のための今までの知見の蓄積かという形になっていきます。ですから、いろんな指標データをしっかり活用して、先手先手で対応できるようなコロナ対策というのを沖縄県にはやっていただきたい。

去年、ある週刊誌で各自治体の都道府県のコロナ対策通信簿という記事がありました。沖縄は最低でした。恐らく今時点で同じような記事が出たとしても、沖縄県は最低になると思います。ワクチン接種率も低い、10万人当たりの感染率も高い。今のところ、日本で唯一の緊急事態宣言下に置かれていると。そのような状況を県民は一刻も早く打破してほしいと願っているんです。その願いは知事のところには届いていないんですか。先手先手を打って、県民が安心できる環境をつくっていくというのが県の仕事、県知事のリーダーシップなんじゃないですか。知事、そこのところをどう考えるか。見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時31分休憩

午後４時31分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員おっしゃるとおり、昨年から今日に至るまで、国内にとっても世界にとってもそうだと思いますが、コロナウイルスという未知の脅威に向き合いながら、様々な取組を行ってきたところであります。昨年の４月の段階でも、緊急事態宣言を国が一斉にかけたときにも、恐らくその頃はまだワクチンもない、治療薬もない、具体的な取組ができない。であれば、感染症対策の原点として人と人との接触を徹底的に避けるためにどうするかというところから、対策がまず始まっていったと思います。この間、沖縄県としては国の様々な取組に時に呼応し、時には独自に県民の皆様に呼びかけながら、宿泊療養施設を例えば1400室まで広げてくる。そして安価なＰＣＲ

検査も５か所で受けられるようにする。空港では、ＴＡＣＯを昨年の６月から、沖縄Ｔｏｕｒ Ｓｔｙｌｅ ｗｉｔｈ コロナと銘打って、沖縄に来られる方々には、どうぞ万全な事前の２週間の健康観察を行ってくださいということから始まって、空港でもＰＣＲ検査が受けられるようにしていった。そして今般、抗原検査も導入していくというように、様々な取組をそのように知見を積み重ねながらやらせていただいてきております。

ですからその間、医療現場でもコロナウイルスにどのように対応するのかということが蓄積されていって、医療関係者も現在でも非常に――頭が下がるだけなんですが――献身的に当たっていただいておりますし、その先生方もコロナはこういうふうにして収めていこうということでの感染症専門家の先生方からの知見もまた積み上がってきているという御報告もいただいています。そのような取組をしっかり行っていくこと。そして家庭内で今、待っていらっしゃる方々には、パルスオキシメーターを貸与して、御家庭でもちゃんと観察ができるように、そして自宅療養チームも毎日電話をかけて、きちんと健康観察をするようにと一つ一つ、ここまで皆さんの努力が積み重なってきたものというように認識しています。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　この訪問診療看護とかパルスオキシメーターの配付というのは、自宅療養を前提としているようにしか見えないんですね。家庭内感染の拡大防止をどのようにやっていくかというところの議論の中で、ちょっとベクトルを変えての知事への質問だったので。

もう一点、以前、我が会派の皆さんがコロナにかかったとき、私も濃厚接触者になりました。そのときに、沖縄市がちょうど家庭内感染拡大防止事業ということを当時からやっていて、内容としては、濃厚接触者または濃厚接触者の家族に対して宿泊費を支援するという内容でした。私は、発覚した時点で陰性だったものですから、妻子はそのままホテルに移動してもらって、私は自宅療養、妻子はホテルでしばらく待ってもらうという形で対応を取らせていただいて、家庭内感染の危機だったかもしれないんですが、私も発症せずに、また妻子もうつらずに済むことができました。このような取組、自治体幾つかやっているところがあると思うのですが、県で把握はされているのか教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時35分休憩

午後４時35分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　沖縄市をはじめ、幾つかの市町村でそのような助成事業をやっているということは認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　先ほどの質問の中で出した昨年のコロナ対策通信簿の中で、沖縄県のワーストワンの理由が市町村との連携がうまく取れていないということも挙げられていました。市町村が独自でこのような形でやっているのであれば、県も連携してそのような事業をやっていくべきじゃないかなと思うのですけれども、見解を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　市町村との連携は、確かに大事だと思います。ただ第１波のときには、沖縄県は恐らく全国でも先駆けて宿泊療養施設を確保したというふうに認識しております。県は県としての役割、感染者をしっかり把握してその方々にできるだけ早く入院等の治療を受けてもらう。ただそれが状況が厳しいときには、感染拡大防止のため家族内感染を防ぐために宿泊療養施設を確保する必要があるということで行ったということでございます。

今般、緊急事態宣言を行うに当たって41市町村との意見交換を行いまして、その際にも桑江市長が市町村との連携という話をなさっておりました。私も全く同感でございます。終わった後も、市長ともちょっと時間をいただいてお話をさせていただきましたけれども、やはり感染拡大防止対策というのは県単独ではもうできない、ぜひ市町村の皆さんとの連携が必要だと。やはり県の予算、財源もある程度限られている中で、市町村が持っている政府から来る様々な交付金などがありますので、それについては意見交換もしながら、ぜひ今後取り組んでいきましょうという話もさせていただいたところです。

今後、何とかまずは第４波を抑えて、次の対応はどういう形でやるかということは、まさしく意見交換をしっかり行いながら、各界各所との意見交換を行いながら、いろんなデータも駆使して、こういう状況になればこういう対応の必要があるという情報共有を今後していく必要が大事だろうというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　この７日間移動平均の予測値では、７月の後半からまた移動量が伸びるという予測も

出ております。それがそのまま今までのように、感染者も増大するという形にならないように、ぜひ先手を打って感染拡大防止をやっていただきたいなと。実効性のあるものをやっていただきたいと要望いたします。

次 (2) 番、時間を使い過ぎたので急ぎで行くんですけれども、先ほども申し上げました160日間緊急事態措置にずっと置かれているという中で、その分析というのももちろん当たり前にやられているものと思います。発出の背景、根拠となるデータの詳細、措置の目的及び有効性について一括してお答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず県では、年度末である３月以降の飲食や人事異動による交流を原因としまして感染が拡大したことから、県独自の対策として、４月１日から中南部に対して夜９時までの営業時間短縮要請を緊急特別措置対策として実施いたしました。その後も感染が拡大したために、４月12日から県内９市を対象に、政府によってまん延防止等重点措置が指定されましたので、全県に夜８時までの営業時短要請を行ったところです。連休前には感染者数の増加は一旦抑えられておりましたが、連休中及びその後の県民と移入者との活発な交流及び変異株の置き換わりが進んだことによりまして、感染の急拡大を来したために５月19日に沖縄県医療非常事態宣言を発出して、５月23日からは政府により緊急事態宣言が発令されたという背景でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　この緊急措置の実効性について、まん延防止等重点措置の期間内、また緊急事態宣言の前半で感染者数がかなり急激に増えたということがあります。接触を減らして感染拡大を防止しようと言って、こういった措置を取っているにもかかわらず、これだけの増大を招いたということについて、どのように考えているのか。見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時40分休憩

午後４時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まん延防止等措置によりまして、感染源が飲食であるということがかなり率的に大きかったものですから、飲食店等への要請をしたところでございます。それを踏まえて、飲食に関する感染は徐々に減ってきておりまして、その効果もあってある程度減少傾向が見られたんですけれども、その後、活発な交流がさらにゴールデンウイーク中などに起こったということもございました。それから変異株の存在もございます。そういったことがあって急拡大したというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　飲食で抑え込めたという話があったんですが、皆さんから頂いているデータ、私もずっと毎日見させていただいております。先ほど申し上げましたように、家庭内感染が防止できていないから増えたというふうに私は認識をしているのですが、いろいろ見ていてですね。それについて正しいのか、正しくないのか教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　確かに家庭内感染が一番多いのは事実でございます。ただ、家庭に持ち込むということを考えますと、大人が外で活動をし家庭内に持ち込んだということの結果であるというふうに考えますので、そういうことから、例えば飲食の場でありますとか、人と人とが接触する場面であるとかを避けるための対策が必要というふうに考えたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　飲食以外にこの家庭に持ち込む理由として、どのようなものがあるか。飲食が一番多いというのは聞いたんですけれども、それ以外にどのようなものがあるのか教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時43分休憩

午後４時43分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　手元にある衛生環境研究所の資料によりますと、５月中旬のデータを見ますと家庭がやはり43.3％、飲食が17.2％、職場関係が12.3％、そのほかに医療介護で17.3％ということで２桁になっているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　緊急事態宣言を含めてずっと飲食、飲食、飲食、飲食ということで県からのいろんな情報の発出があるんですけれども、職場内での感染に気をつけましょうという話はあんまり聞こえてこないんですね。家庭内感染でも広がっているから気をつけようとか、データに基づいてきっちり県民に説明をして行動に気をつけてもらおうということも重要になってくると思うのですが、なぜ飲食の部分だけ取り上げられるのかというのが私はちょっと理解に苦しむ部

分でもあります。有効性、実効性を確認したのはそういった部分で確認をさせていただきました。これは引き続き議論させていただきたいと思います。

次 (3) 番です。

専門家会議の構成並びに権能と役割に関して、あまり議論になることがないものですから、ここで改めて聞かせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　沖縄県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議につきましては、呼吸器内科、感染症科、ウイルス学、救急医療、公衆衛生の専門家及び医師会代表の計12名で構成されておりまして、役割としましては、県における対策を企画立案する際に必要となる科学的かつ専門的な知見を得ることを目的に設置しているというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　このコロナ対策本部の会議でいろいろと意思決定をされていると思うのですが、この専門家会議はどの程度影響を及ぼしているのかというのがちょっと分からないもので、そこの部分も併せて教えてください。役割に含まれると思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　専門家会議につきましては、コロナ本部を総括情報部という形で保健医療部が担っておりまして、その保健医療部が専門家の皆様に対策を打つ上で科学的知見を伺うという立てつけになっております。コロナ本部で重要な案件を協議するような場合には、その前に専門家会議を開きまして、そこから御意見等をお聞きした上でコロナ本部にそれを報告し、本部決定の参考にするという形でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　会議の中身がクローズドになっていて、中身を知らないものですからあくまで外から見た感じなんですけれども、医療の逼迫という事実が殊さら重要視されているのかなという印象を受けるのと、専門家会議等が緊急事態宣言を求めるべきだと話し出したら、そのまま県も緊急事態宣言をやりますという形になっている。意思決定に重要な影響を及ぼしているんじゃないかなという印象を受けます。この専門家会議で何を決めて、何を提言するのかという部分がもう少し明らかにならないと、なかなか――じゃ根拠は何ですかということを我々が県民に聞かれたときに、知事が言ったから、専門家会議が言っているからということぐらいしか答えられないんです。だからもう少し――マスコミの会見もやっているのは存じ上げてはいるんですが、もう少し専門家会議の議論、県民に対してやるのか、議員に対してこんな形で議論をしているというものを出すのか、それはお任せするんですが、ちょっと透明性を持っていただきたいなとこれは要望いたします。

次に (4) 番、学校の休校措置に関して、緊急事態宣言の下では休校になりました。延長の部分では、休校は解除されて学校が始まりました。この休校措置に関しても、いろんな市町村や父兄から不満が多く出ていたところなんですけれども、何で違うのということをよく聞かれます。緊急事態宣言下では休校になって、また延長の部分では休校にならなかったという理由と、休校措置の実効性、分かっている範囲でいいので教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今回の感染拡大につきましては、過去の流行と異なりまして未成年者の感染者が増加し、家庭内及び学校内での感染を多数確認したところです。このため、５月23日の緊急事態宣言措置後も感染拡大が続いていたことから、６月７日から20日までの２週間、県立学校を休校すること、それから市町村教育委員会に対し同様の措置を取るよう協力要請を行ったところでございます。

まずその効果としましては、小学生、中学生、高校生の感染者が５月18日の週が131名いました。５月25日の週が225名、その次の６月１日の週が225名と推移しておりましたが、休校措置後の１週間で、６月８日の週は135名と減少したところでございます。この２週間の措置で一定の効果があったものと考えているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　今後はどのように考えているのか、今後のビジョンや方針があれば教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　これは教育長のほうでお答えになるべきかもしれませんけれども、文部科学省からの通知にもありますとおり、学校の休校については慎重にというような考え方がございます。社会全体に影響が及ぶようなとき以外はというような記述があるというふうに聞いております。学びの保障を重点に置いたものというふうに考えますので、やはりここは慎重に休校については考えるべきであると思います。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　学びの保障というのは非常に重要

なことだと思います。子供たちの中で感染が増えたのも、先ほどから何度も申し上げているように家庭内感染が一番の要因であるということも言われておりますので、やはり対策をしっかりやっていかないと、また子供に迷惑をかけるということになります。ぜひ子供に迷惑をかけることがないように、子供の未来に悪影響が出てくるということがないように、これ以上出てくると、我々大人の感染対策がちゃんとうまく機能していないから子供の未来に影響しているということが言われても仕方ないことだと思います。ぜひ家庭内感染防止対策を改めてしっかりと考えてやっていただきたいと思います。

水際対策をちょっと飛ばして (6) 番、ワクチン接種に関して。

ワクチンの廃棄という問題がちょいちょいマスコミ等でも取り上げられるんですけれども、沖縄県内でどういう状況になっているのか。あまり沖縄で報道されないので､これも確認させていただければと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時51分休憩

午後４時52分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　報道にもございましたけれども、冷蔵庫の温度の管理不備等において一部市町村で廃棄になったという報道はございます。市町村のほうでは管理をしっかりやっていまして、１バイアル当たり６回とか７回とかいうふうな取り方をしますので、１回開けるとどうしても余りが出てくるという部分はございます。そういった部分については、接種会場の職員であるとか優先順位を決めて、それが無駄にならないような対策を取っているというふうに聞いております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　接種の段階で少し余るならしようがないと。でもヒューマンエラーで廃棄になってしまうというのは、これは防止できることだと思います。しっかりとここの部分も、そういった報道が今後聞かれることがないように努力をしていただきたいと。

最後の部分です。

県の新型コロナ収束に向けたビジョンと、その実現に向けて達成するべきと考える目標等があれば。なかなかどうなればコロナが落ちついて、安心して生活ができる、安心して観光客を迎えられるということが県民には分からないんです。だからぜひビジョンを県知事に示していただきたいと。答弁をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほども議員の質問の中にもありましたが、やはり２週間子供たちに学校を我慢してもらった後、私もメッセージで発出させていただきましたが、ここからは大人がもう一頑張りしようということで、家庭内にどうやって持ち込まれているのかということは、家庭内で誰が誰と接触したか、どこに行ったかということをしっかりと把握をしていただくことが、非常に重要でございます。ですからそのことについては、繰り返しお願いさせていただいておりますので、ぜひみんなで子供たちを守り、大切な方を守り、県民を守るために理解と協力をお願い申し上げたいと思います。

さてその上でビジョンですが、新型コロナウイルス、今の段階で医学の技術では完全に根絶することは困難であると考えられますが、しかしその脅威を季節性のインフルエンザ並に軽減させることが必要であると考えております。そのためには、まず特効薬がない現状においては、まずはうつらない、うつさないための感染拡大防止を徹底していただくこと。そしてワクチン接種により、集団免疫を獲得していくことが重要であり、県民へのワクチン接種――必ず集団免疫を獲得できる数まで達成させていきたい。当面は、観光関連の様々なメニューを活用させていただくためには、国もレベル２まで引き下げなければならないというような目標を出しております。ですから我々としては、第３段階、第２段階としっかりと改善させていく、そのための取組を県民、業界、医療界一体となってしっかりと取り組んでいって緊急事態を脱し、その後、感染状況を先ほど申し上げました第２段階以下の状況に抑え込むことによって、県民生活や経済活動をしっかり回復させるということが目標であります。しっかりと取り組んでいくためにも、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○小渡　良太郎君　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

〔仲里全孝君登壇〕

○仲里　全孝君　皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の仲里全孝です。

政府は沖縄県の緊急事態宣言を６月20日から７月11日まで３週間延長しています。玉城デニー知事は６月16日に２週間の延長を求めたが、人口10万人当たりの感染者数で全国最多が続き、政府は感染状況を見極めた上で３週間の延長が必要と判断し、延長したのは全国で沖縄だけとなっています。一方、玉城デニー知事は、県内の小中学校や県立高校などの休校

要請については、学習機会を確保するため、当初の予定どおり６月20日で解除しています。沖縄県の小学校から特別支援学校まで現状を確認すると、小学校が221人、中学校が254人、高校367人、特別支援学校32人、計、生徒が1121名、教員が147人の感染者が出ています。

そこでコロナ対策について質問を行います。

緊急事態宣言に伴い県立高校や特別支援学校など６月７日から20日まで休校となり、市町村教育委員会へも小中学校の休校が要請されています。県の考え方を伺います。

(1)、県は、休校中の学習支援について、オンラインなどを活用し、学びの保障を行うと説明しているが状況を伺う。

(2)、22市町村への休校要請に対し、休校しない判断をした市町村、学校の数などの状況を伺う。

２、本部港で起きた死亡事故について。

５月27日夕方、本部港にある倉庫で鉄製の扉が倒れ、作業していた男性が下敷きになり死亡した事故が発生しました。

以下のとおり県の考え方を伺う。

(1)、倉庫の管理主体は県にあるのか伺う。

(2)、事故原因の詳細を伺う。

(3)、これまで使用者側から改善要望が県にあったか伺う。

３、旧沖縄県立古宇利診療所について。

(1)、平成19年４月１日に休止になっているが現在の状況を伺う。

(2)、今帰仁村は、建物を取り壊し、更地で村へ戻してほしいと希望していますが、県の考え方を伺う。

４、河川・海岸整備について。

(1)、東海岸へ位置する金武町屋嘉地域から伊芸地域までの海岸について、40年余も整備工事が進んでいないが、遅れの要因を伺う。

(2)、伊芸海浜公園施設の台風被害修復が進まないが、遅れの要因を伺う。

(3)、金武町屋嘉付近のクラ川について、整備の進捗状況を伺う。

我が党の代表質問について。

花城大輔県議の代表質問の中で２(1) オ、在沖米軍基地の整理縮小について。

知事は復帰50年に向けて在沖米軍専用施設を対全国比70.3％から50％以下にすることとしている。知事、副知事、金城知事公室長は、返還で駐留軍等労働者の雇用の影響を受けない施設から返還の検討が必要と答弁しているが、雇用の影響を受けないとは具体的にどの施設か伺いたい。

以上、よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲里全孝議員の御質問にお答えいたします。

コロナ対策についての御質問の中の１の (1)、休校中のオンラインなどを活用した学びの保障についてお答えいたします。

休校期間中、各学校においては、事前に学習課題を配付したり、オンラインを活用するなど、学習支援を行っております。県立学校においては、約88％の学校がオンラインを活用しており、公立小中学校においても、オンラインによる学習やドリル教材等を活用して、児童生徒の学習の支援を行っております。一方で、家庭でオンライン学習が受けられない児童生徒に対しては、文部科学省の衛生管理マニュアル等に基づき、感染対策を十分に講じた上で学校に登校させるなど、個別に対応しております。

沖縄県としましては、コロナ禍にあっても、児童生徒の学びの保障の支援に努めてまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　１、コロナ対策についての御質問の中の (2)、休校しない判断をした市町村及び学校数についてお答えいたします。

緊急事態宣言に伴い、休校しない判断をした市町村は18町村であり、うち２町村は午前中授業などの対応をしております。学校数は、小学校52校、中学校34校となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　２、本部港で起きた死亡事故について (1)、本部港上屋の管理についてお答えいたします。

このような痛ましい死亡事故が発生したことについて、亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様に心よりお悔やみ申し上げます。

本部港上屋の管理については、日常の維持管理や当該施設の使用許可について、沖縄県港湾管理条例第31条に基づき本部町へ権限移譲しており、本部町で行っております。

同じく２の (2)、事故原因についてお答えいたします。

５月27日夕方、本部港にある上屋で鉄製の扉を操作した際に扉が倒れ、作業していた男性が下敷きになり、死亡する事故が発生しました。事故の原因については、現在、警察が捜査を行っているところであり、状況を注視していきたいと考えております。

県としましては、全面的に捜査へ協力してまいります。

同じく２の (3)、使用者から県への修繕要望の有無についてお答えいたします。

本部港上屋の修繕については、令和２年１月及び令和３年４月に本部町から要望がありました。昨年度は各市町村からの様々な修繕要望がある中、同上屋の修繕の実施には至りませんでしたが、今年度４月に専門業者からの見積りを徴取し、修繕工事の発注に向けて準備を進めておりました。

次に４、河川・海岸整備について (1)、金武湾港海岸の整備状況についてお答えいたします。

金武湾港海岸屋嘉地区から伊芸地区に至る海岸については、昭和56年度から平成20年度にかけて、護岸工や養浜工など高潮対策事業による整備を行っております。伊芸地区の一部未整備区間については、関係機関と意見交換を行い、整備の必要性等を検討してまいります。

同じく４の (2)、金武湾港海岸の飛砂対策についてお答えいたします。

県管理の金武湾港海岸の背後には、金武町管理の伊芸海浜公園が位置しております。台風時等の暴風や波浪による海岸からの飛砂により、緑地広場や遊歩道等に砂が堆積するなどの被害が生じた際は、金武町が除去作業を行っております。県としては、海岸管理者として金武町と連携し対応してまいります。

同じく４の (3)、クラ川の整備状況についてお答えいたします。

金武町屋嘉地内に位置する普通河川クラ川は、平成元年に国道329号より上流部が砂防法に基づく砂防指定地に指定されております。その後、平成３年度に砂防事業に着手し、流路工、堰堤工などの整備を実施し、平成８年度に事業は完了しております。現在、流路工の左岸に損傷等が見られることから、対策工法を検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　３、旧沖縄県立古宇利診療所についての御質問の中の (1) と (2)、旧古宇利診療所の現状と今後の対応について。３の (1) と３の (2) は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

古宇利診療所については、平成４年度に整備を行ったところでありますが、平成17年の古宇利大橋の開通に伴い、本島内の医療機関を島民が利用可能となったことから、平成19年度からは診療を休止し、その後、県議会令和２年６月定例会において、同診療所の廃止が議決されたところであります。同診療所については、平成25年度及び令和２年度に今帰仁村から隣接する看護師住宅も含め、無償譲渡等の要望がなされており、病院事業局としては、今後、県の公有財産管理運用方針等を踏まえ、今帰仁村と調整を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　５、我が党の代表質問との関連についての (1)、米軍基地返還による雇用への影響についてお答えいたします。

今回の要請に当たっては、駐留軍等労働者に対する影響を最小限にとどめ、雇用不安を与えることのないよう、雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつ、きめ細かな雇用対策を行っていただくよう、雇用主である日本政府に求めているところであります。北部訓練場や伊江島補助飛行場などは、駐留軍等労働者が少ない施設となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　ありがとうございます。

再質問をさせてください。

代表質問の関連の中の、県は50％以下を目指していると。先ほど知事公室長や副知事のほうからも、キャンプ・ハンセンとか北部訓練施設とか、そういう話が出ました。実際皆さんが返還を目指しているのはキャンプ・ハンセン、シュワブ、北部訓練施設のことを指しているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時15分休憩

午後５時15分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　県といたしましては、駐留軍等労働者雇用の確保の問題でありますとか、あるいは我が国の安全保障体制の観点等々から、まずは

在日米軍専用施設面積の50％以下を目指すとする数値目標を日米両政府につくっていただきたいということを求めているところでございます。

こうした要請の中において、例えば県で具体的にどういった施設が対象となり得るかということを検討した場合にあって、ただいま申し上げたところの駐留軍等労働者が少ない北部訓練場でありますとか、伊江島補助飛行場等が想定をされるというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　今、北部訓練施設の駐留軍等従業員が少ない地域からと答弁しました。場所はどこですか。具体的な場所を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時16分休憩

午後５時17分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えをいたします。

例えば、北部訓練場でありますと、従業員18名となっております。それから、キャンプ・シュワブでいきますと254名、あと伊江島補助飛行場であれば18名といった形で、比較的駐留軍等労働者が少ない施設という形で申し上げたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　議長、休憩してください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時17分休憩

午後５時18分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　キャンプ・ハンセンは656名でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　この施設が、皆さんが50％以下を目指している、今回１万ヘクタールの面積を削減するこの４つの米軍施設を含んでいるわけですね。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

今回県が求めているところの、在日米軍専用施設面積の50％以下を求めるとした場合、約１万ヘクタールの返還が必要になります。そうした場合にあって、今申し上げたところの北部訓練場でありますとか、伊江島補助飛行場、それからキャンプ・ハンセンの訓練エリアとか、そういったところを合計いたしますと、約１万ヘクタールになるというふうに考えています。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　それでは、皆さんの50％以下にする、１万ヘクタールを削減する計画の中に、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ、伊江島、北部訓練施設、それを含んでいるわけですね。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　県においては、今回その在日米軍専用施設面積の50％以下を目指すというこの数値目標については、日米両政府において駐留軍等労働者の確保でありますとか、あるいは日米安全保障体制等、基地の整理縮小との両立等踏まえまして、日米両政府において検討の上、計画を策定していただきたいということでございまして、この時点で県のほうから具体的にどの――今私が申し上げたところの施設が決定した形で求めるというものではございません。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　公室長、ちょっと分かりにくいね。本当に分かりにくい。

皆さんは１万ヘクタールを、面積を削減するというふうに皆さん目指しているんですよ。その中に、４つの施設が入っていると言っているんですよ。代表質問の中でも。今日の知事の答弁でも。だから、その１万ヘクタールの中に４つの施設は、皆さん削減するというふうな計画に入っているわけですね。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時20分休憩

午後５時21分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　県が今回求めているところの基地の整理縮小、駐留軍等労働者の雇用の確保を図りつつという観点から、海兵隊の段階的な整理縮小を求めているというところで、今申し上げたところの基地の返還も想定をしているということでございます。

○仲里　全孝君　議長。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時21分休憩

午後５時21分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事公室長（金城　賢君）　先ほども答弁いたしましたけれども、この施設が50％の中に入っているという形ではなくて、在沖海兵隊の段階的な整理縮小を図っていく中で、今申し上げたところの施設の返還も想定されるというふうに考えているところでございま

す。
○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。
○仲里　全孝君　じゃ、どの施設ですか。根拠を示してください。どの施設ですか。これ本会議ですよ。県民が聞いています。皆さんが50％以下に削減して、従業員に不安を与えているのは皆さんですよ。昭和47年で２万人の従業員が１万人しかいないですよ、今。そのときは約5000ヘクタール、今回１万ヘクタールですよ。固有名詞もキャンプも言っていますよ、皆さんは。キャンプ・ハンセンの話もしました。シュワブの話もしました。伊江島の話もしました。北部訓練施設の話もしたでしょ。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後５時23分休憩
午後５時23分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。
私、お答えさせていただきましたけれども、沖縄県の過重な基地負担を軽減するためには、やはり訓練、これを少なくすることが大事だろうというふうに考えております。そういったことで訓練空域・水域、それを返還を求めました。あわせまして、目に見える形でこの基地の陸域面積を縮小するためには、やはり具体的に返還を求める必要がありますけれども、その際には基地従業員の方々の雇用も考えながらやらなければならない。そういったときに我々考えますと、基地従業員の数が少ない地域、そして陸上における訓練を行っている地域、そこのほうから返還することが現実的ではないかというふうに考えております。
そういった意味において、北部訓練場、新しくヘリパッドができましたけれども、そこも高江の近くの訓練施設などについては、地元住民からやはり住宅集落地に近くて厳しいという声などがあります。そういった地域はやはり返還の候補になるのではないか。それからキャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセンもいわゆる兵舎、隊舎などがあるところは別ですけれども、そこは雇用員がおります。ただやはり訓練区域があるわけですよね。エリアがあります。そういったところは返還していただいて、具体的な数字を少なくする。それをやることによって、訓練が少なくなる。そうしますと基地の被害が少なくなる。兵員も少なくなると思います。そういったことを沖縄県は求めているということでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。
○仲里　全孝君　副知事、私が通告しているのは、従業員のことなんですよ。従業員のこと。訓練区域に従業員はいないんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　訓練エリアをと申し上げましたけれども、訓練エリアには従業員はいないというふうに考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。
○仲里　全孝君　確かにいません。誰が管理していますか、そこ。誰が管理しているのか。従業員がいないと言っていましたけれども、誰が管理しているの。
○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　そういった広い意味での管理といえば、従業員はゼロではないと思います。ただ、そういったものについては、例えば普天間飛行場ですとか、嘉手納飛行場、そういったところで働いている基地従業員などの数とは異なると思うんですよ。全くゼロのところというのは、なかなか厳しいだろうと。ここから訓練空域・水域以外は。ただそうじゃなくして、やはり管理というのは確かにゼロではないにしましても、数少ない影響、少ないところのものは、何とかこれは対応できるのではないかという思いでお話をさせていただいているところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。
○仲里　全孝君　その区域はどこですか。今、謝花副知事が言った区域、教えてください。
○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　この要望書にも書いてございますけれども、やはりこのシュワブでもハンセンでも、実弾演習などでいろいろこの区域を越えたところがございました。ですから、実弾の演習をするところを私どもは想定しているところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。
○仲里　全孝君　副知事、皆さんは雇用が影響しないところから、どんどんどんどん縮小していくとそう言っているんだけれども、具体的な場所も示さないじゃないですか。10分前、５分前は北部区域、キャンプ・ハンセンもシュワブも、伊江島も、北部訓練施設も返還するんだなというふうに聞こえましたよ、私は。皆さんが――国じゃないよ。地元と調整して、国と調整して、地主と調整して、段階的にそういったふうにパッケージをつくっていくのが皆さんの責務じゃないですか。それを一方的に、大々的に国に要請して、皆さんが従業員に不安を与えている。
○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
議員のおっしゃるとおりだと思います。

そういったことがありますので、我々は今までもこの訓練地域ですとか、それから雇用に影響を与えないところということでお話をさせていただきましたけれども、具体的にどうなのかという話がありましたので、答弁をさせていただいております。訓練のエリア、そういったところがやはり基地の被害、そして負担が大きいと県民の声がありますので、そういった声を我々は政府に対してはお届けをさせていただいて、政府においてはそれを米側と調整をしていただく。そういった数字の積み重ねで１万ヘクタールという数字を出していただければというふうに考えているところでございます。

あわせまして、駐留軍等労働者対策についても、今回の要望ではしっかり入れさせていただいておりますので、この分も政府において検討していただきたいと思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　次に移りたいと思います。

本部港で起きた事故に関してですけれども、私も事故直後、同僚議員と一緒に現場踏査しました。

県はいつ確認取れていますか、現場で。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時29分休憩

午後５時30分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

５月28日金曜日10時45分、北部土木事務所と本部港管理事務所で現場を確認しております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　この皆さんが現場踏査したときに、その現場踏査報告書を上司に報告していますか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　同日28日金曜日に、上司に事故概要資料を提供しております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　この概要資料の中身を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時31分休憩

午後５時32分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　本部港上屋扉の倒壊による事故ということで、事故の概要。発生時刻、令和３年５月27日木曜日、18時10分頃。事故の場所、本部港本部地区の上屋。平成27年度完成。本部港物流拠点強化事業、１億9000万円。事故の内容、定期船の貨物を上屋に運び終え、入り口の扉を閉める際、内側に倒れ下敷きとなり亡くなられたと。被災者の方の会社と年齢が書かれております。

あと経緯につきまして、令和３年５月27日ということで、時系列に18時10分頃、事故発生。19時30分頃、本部港管理事務所から電話で一報を受ける。20時30分頃、本部港管理事務所からメールで追加情報報告あったと。あと土木建築部の対応として、本日各港湾管理者、土木事務所、市町村などへ上屋等の港湾施設の点検を指示したところ。再発防止の徹底に努めると。

以上の内容です。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　何でその上司に――どういった事故原因かと今話をしていないんだけれども――報告していないんですか。何が原因だったんですか、この事故は。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　事故原因につきましては、先ほど申し上げましたとおり、警察のほうで捜査中ですので、具体的なコメントについては差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　部長、困るね。再三、本部町から改善してくれ、改善してくれというのが事故原因につながったんじゃないですか。何でその詳細が言えないの。何回も何回も町から県にそこを改善してください、改善してくださいと言っている間に、死亡事故が起きたんですよ。お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時34分休憩

午後５時35分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　本部町からの報告で、扉が閉まりにくい状況等がある中で、扉が倒れることは想定されず、使用禁止する判断には至らなかったと考えております。現在、警察が捜査を行っている最中であり、県としましては、その経過を見守っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　知事、副知事、報告を受けてどう感じましたか。内容を確認します。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時35分休憩

午後５時35分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　第一報を受けたときに、あってはならないことが起きてしまったというふうに考えました。詳細がまだ私も――今も答弁がありましたけど、原因についてまだ捜査中ということですけれども、この原因も含めて県としてもしっかりと協力を行って、何が原因だったのか、どういった対応をすべきだったかということを県としてもしっかり検証する必要があるだろうと思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　労働基準監督署からの事故報告は届いていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時36分休憩

午後５時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　労働基準監督署からの報告はまだ届いておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　その間、知事、副知事――両副知事ですね。現場踏査されていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　担当は私でございますけれども、今時点ではまだ捜査中ということもありまして、まだ現場には行ってございません。

状況がある程度落ち着きましたら、現場を見る必要があるだろうと思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　副知事、私も新聞見て驚いて、我々も現場に直行、翌日現場踏査しているんですよ。県の施設で、町に権限移譲したからって、県の施設で死亡事故が発生して、皆さんは現場も確認しないんですか。皆さんの施設で死亡事故が発生しているんですよ。内容は、何回も何回も、本部町から改善してくれ、改善してくれと言われたにもかかわらず、何も実行しない。死亡事故が発生しても皆さんは現場にも行かないわけ。いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　先ほども申し上げましたけれども、５月28日金曜日、北部土木事務所のほうで現場を確認しております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　私が言うのは、部長自ら、皆さん、知事も、副知事も現場に行って確認すべきじゃないですか。皆さんの施設で死亡事故が発生しているんですよ。

休憩します。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時39分休憩

午後５時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲里　全孝君　この件について、知事はいつ把握されましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　ちょっと定かではないんですけれども、5月28日には報告を受けておりますが、27日で恐らくメールで第一報を受け取っていたものというように思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時40分休憩

午後５時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事（玉城デニー君）　失礼いたしました。私の勘違いでした。

28日に詳細報告、連絡を受けております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　両副知事はどうでしたか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　私のほうにも同様だと記憶しております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　そうしたら時間的にも皆さん、現場に行ける状態なんですよ。受けているんだから､報告。

次の質問に移ります。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時41分休憩

午後５時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲里　全孝君　（パネルを掲示）　河川護岸整備について、３か所の危険区域というんですか、そこを今回質問しているわけなんです。これが、この地域が金武町字伊芸地域です。この地域が金武町屋嘉地域です。知事のほうがよく現場を把握されていると思うんですけれども、ここに国道329号、ここの護岸なんですけれども、いつ崩落してもおかしくないという状態。これが１点と、ここにクラ川というところがあるんですけれども、そこの住宅が近くにあって、崩落するとと

ても危険な区域であります。
休憩お願いします。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後５時42分休憩
午後５時43分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○仲里　全孝君　（パネルを掲示）　ここが金武町字屋嘉、県が管理しているクラ川の近くです。これ住宅ですね。今日午前中、那覇市で土砂崩れの報道があったと思うんですけれども､現場全く同じような場所です。
休憩してください。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後５時43分休憩
午後５時43分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○仲里　全孝君　（パネルを掲示）　ここです。329の、ここもう329ですよ。もう護岸が今、先ほどの説明で50年前――以前にやったのか定かじゃない。道路がいつ崩落してもおかしくない状態。
休憩してください。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後５時44分休憩
午後５時44分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○仲里　全孝君　（パネルを掲示）　きれいな海浜公園が――これ県の管理ですよ。こちらから町の管理。こういった状態が10年近く続いている。
どうですか。副知事の決意をお願いします。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後５時45分休憩
午後５時45分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　伊芸地区の一部未整備区間につきましては、土木建築部所管の一般公共海岸となっております。地元金武町道路管理者、伊芸区と意見交換を進めながら整備の必要性を検討してまいります。
クラ川につきましても、左岸側に損傷等が見られるというところですので、今対策工法を検討しておりますので､早急に対策等検討してまいりたいと思います。
○仲里　全孝君　議長、ありがとうございました。
これで一般質問を終わります。
○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　沖縄・自民党の又吉清義です。
今、我々はなかなか伝わらないコロナ感染症の正確な情報を知ることにより、県民の命と健康、暮らし、経済を守ることができると私は信じております。そのような立場で今回、コロナ一本に絞って質問させていただきます。
まず知事に、お分かりでしたら質問に入る前にお考えをお聞かせいただきたいんですが、コロナ感染症で知事が一番恐れているのは何でしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　考えられることはたくさんありますけれども、やはり一番は感染して人の命がなくなるということだと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後５時47分休憩
午後５時48分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
又吉清義君。
○又吉　清義君　知事、私もまさしく同感です。その立場でこれから質問に入らせていただきます。
日本ではどのぐらいの方が感染症と診断されているかお答えください。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　厚生労働省の資料によりますと、日本国内では、令和３年６月27日までに、日本全人口の約0.6％に相当する79万4457人が新型コロナウイルス感染症と診断されております。
○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　人口の１％にも満たない数字だということですね、0.6％。
では、全国の感染症と診断された方のうち、重症化する人や死亡する人はどれくらいかお答えください。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　厚生労働省によりますと、新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は、年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向があるとされております。2020年６月以降に診断された人の中では、重症化する割合は50歳代以下で0.3％、60歳代以上で8.5％、死亡する方の割合は50歳代以下で0.06％、60歳代以上で5.7％となっております。
○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　細かく言えばそういうことになるんですが、例えば重症化、感染症として判断された方の約1.6％が全体的に重症化する。そのうちの死亡者は約1.0％であるということです。
では、直近の人口動態統計の死因別、１位、２位、３位､順位の病名と死亡者数についてお答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時51分休憩

午後５時51分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　手元に詳しい資料がございません。記憶の範疇でお答えいたしますけれども、第１位はいわゆるがんで、２位、３位については虚血性疾患であるとか脳卒中というふうに記憶しております。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時52分休憩

午後５時53分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　手元にある厚生労働省の資料でいきますと第１位が悪性新生物、がんでございます。第２位が心疾患、第３位が脳血管疾患というふうになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　皆さん、もう少し頑張ってもらいたいですよ。ガンの死亡数が日本で37万8356名、心疾患が20万5518名、お年を取って老衰で亡くなる方が13万2435名、そして10位、認知症、不明で亡くなるのが２万811名です。御理解できましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時54分休憩

午後５時54分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　死因につきましては、その順位だというふうに認識いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　せめて沖縄県の死因別の１位から４位までの死亡数とか、そういうのも全く把握はしておりませんか。把握しているようだったら、またお答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時55分休憩

午後５時55分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　大変申し訳ありませんが、今、手元に資料を持ち合わせておりませんが、その順位については全国と同じような状況だというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから部長、こういう状態で県民にコロナに関する正確な情報をお伝えできませんよ。だからコロナは増えるんですよ。皆さん、県内の１位で年間ガンで亡くなる人、3000人です。心疾患で亡くなる人、1700名です。そして老衰で亡くなる方は900人です。皆さんが出した資料ですよ、部長、心配しなくていいですよ。ですから、こういう状態でまずコロナで亡くなる人は、じゃ県内で何名かお答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時56分休憩

午後５時57分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　昨日現在で、死亡者数は179名となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　知事、コロナと老衰で亡くなる人、どっちが多いですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時57分休憩

午後５時57分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先ほど議員からもお示しのありましたとおり、老衰で亡くなる方よりもコロナの死亡者が少ないということになります。

○又吉　清義君　ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時58分休憩

午後５時58分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　手元にあります資料で申し上げますと、平成30年、老衰で亡くなった方が935名、コロナにより亡くなられた方がこれまでに179名ということですので、935名に対し179名というところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　老衰で亡くなる人はコロナの５倍以上なんですよ、皆さん。５倍。何もしなくても。ねえ、皆さん。

そこで次、海外と比べて日本国民の感染症と診断された人の数は多いか少ないか、お答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時59分休憩

午後５時59分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　厚労省の調べによりますと、日本の人口当たりの感染者数、死者数は、全世界の平均や主要国と比べて低い水準で推移しております。
○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　なかなか理解に苦しいですね。
　では平均とは何％のことなのか、それについてお答えください。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後６時０分休憩
　　午後６時１分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　海外との比較で申し上げますと、国ごとに状況が異なりますので、例えばアメリカですと感染者数が3362万1348人、死亡者数が60万3886人ということで、死亡率は1.80％でございます。ちなみにイタリアなどで申し上げますと、感染者数は425万7289人、死亡者が12万7458人ということで、2.99％というような数字でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　これについては後から詳しく聞きます。ちょっと聞き方が悪かったかもしれませんが。
　世界の感染者数、人口78億に対して１億7990万人です。感染率、人口の約2.3％です。沖縄県は0.6％、何も慌てる必要はない。
　だから私の結論です。私なりに調査、分析した結果です。１点目に、コロナ感染の累計、県民の死亡者数は今日現在179人であり、ガンの年間死亡数3000人よりも圧倒的に少なく、コロナで亡くなる方はガンの17分の１と圧倒的に少ないのが事実である。２点目に、コロナ陽性者と判断され、入院・療養を余儀なくされた方のほとんどは死亡せずに元気になれる。また、コロナ関係死亡者のほとんどは高齢者と基礎疾患を持っている方々であり、高齢者は老衰だけで毎年900人の方が県内でお亡くなりになり、コロナ関係死亡者の５倍以上である。３点目に、海外と比べて感染者数や死亡数は日本、沖縄は圧倒的に少ないのが現状である。これ間違いでしょうかね。当たっていますか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後６時４分休憩
　　午後６時４分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　議員のおっしゃる数については、その事実のとおりだと思います。比較することが必要なのかどうかについては検討する必要があると思います。
○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　私は結論から言いますと、このコロナ、我々はつくられた恐怖の中で今、生活しているんじゃないのかと。もっと正しい事実を知ることによって現実的に対応、これができると思います。だから、それをぜひするべきじゃないかなと。対策をするなとは言いませんよ。もう少し落ち着いて対応したらどうですかということです。
　あまりにも時間がありませんので、次もう飛ばします。
　まず、ワクチン接種についてですが、２の(4)、ワクチンは感染を防ぐものか、それとも感染した方の重症化を予防するものか、どの効果が正しい判断かお答えください。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　現在、国内で接種が進められています新型コロナワクチンにつきましては、ファイザー社、武田／モデルナ社のどちらも、ワクチンを接種した人のほうが接種していない人よりも感染症を発症した人が少なく、発症を予防する効果――いわゆる発症予防効果でございます――が確認されたと示されております。また、重症化を予防する効果についても、効果が期待できるとされています。感染を予防する効果につきましては、現時点では十分には明らかになっていないとされています。
○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　そうですよね。ですから私は正確な情報を流してくださいと。ワクチンを打った方はもう感染しないと思っているんですよ。違うんですよ。発症しないだけですよ。ちゃんとコロナにかかるんですよ、皆さん。だからワクチンを打った人は自分はもうコロナにかからないと、間違えた対応をしてしまう。これは部長、新聞にちゃんと載せたほうがいいですよ。私はそう思いますが、いかがですか。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　この効果については、厚労省からも県からもそのように申し上げているところでございます。ただ一方で、感染予防効果についても最新の研究結果などが論文等で発表されている状況もございまして、一定の効果が確認されたと発表している論文もございます。ただ一般的には、県とし

ましても国としましても、発症予防効果、それから重症化予防効果については期待できる、感染予防効果については十分には明らかになっていないというのが公表ベースの話でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　お気持ち、よく分かります。

これタイムス、新報に載っていました。（資料を掲示）　こちらにも感染症がかなり抑えられますと。これを見て、県民で予防効果があると誤解するから困るんです。予防効果があると。皆さん発症と予防、分かる方、県民ほとんどいませんよ。ですから丁寧に教えてくださいと思いますけれども、いかがですか。これはどこかというと、厚生労働省から出ているんですよ。当たっていますよ、発症を抑えますって。今、私たちに必要なのは、コロナにかかって発症するのを抑えたほうがいいのか、コロナにかからないよう予防をしたほうがいいのか、部長、どちらがお得なんですか。お答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時８分休憩

午後６時８分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ワクチンにつきましては、今申し上げました３つの効果が重要であるというふうに考えます。現在のコロナワクチンにつきましても、発症予防効果、それから重症化予防効果がございますので、感染予防効果についてはこれから明らかになるものと考えております。そういう意味では、この３つの効果が必要であるというふうに考えます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ワクチンについての効果、これから明らかにしましょうね。部長、ありがとうございます、聞いていただいて。

じゃ日本に先駆けてワクチン接種を実施した海外の感染状況は今どのように変化をしているか。ベスト１、２、３、４位をお答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時９分休憩

午後６時９分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　報道によりますと、ワクチン接種が進む国においては新規感染者数が減少しているというところでございます。例えば、イスラエルではワクチン接種が完了した人の割合が約60％となった６月には、１週間10万人当たり新規感染者数が約１名、米国では接種完了割合が約40％で約24名、イギリスでは接種完了割合が約40％で約34人となっており、ワクチン接種割合が高い国では新規感染者数が抑えられている状況にあります。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長、これはいつの情報ですか、お答えください。通用しないよ、こんな古い情報は。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時10分休憩

午後６時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今答弁申し上げましたのは、今年６月の状況ということでございます。

先ほど少し答弁の足りない部分がございます。ワクチン接種割合が高い国では新規感染者数が抑えられている状況にありますが、最近になってイギリスでは上昇傾向になったというところでございます。

○又吉　清義君　じゃ先ほどお答えにあったイスラエルは。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時11分休憩

午後６時11分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　イスラエルについても上昇しているというふうに報道がございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　このイスラエル、イギリス、ワクチンの接種率は世界で高い国なのか低い国なのか、どちらですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　両方とも高い国です。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　そうですよね。ワクチンを打ちました。終息しました。ある月を超えたらぐんぐんぐんぐん、今、上昇気流です。株みたいにどんどん上がっています。ですから皆さん、情報をもっと正確につかんでくださいよ。去年の10月頃から予測されているんですよ。何も今日出ていないからと言っているんですよ。ですから、正しい情報を発信してくださいと私は皆様方にお伝えしている次第であります。ですから、それを分かっていてやらないと大変なことになりますよということです。

次に、３番の (2) に移ります。

ワクチン接種のお知らせとワクチン予防接種についての説明書に「本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります」と明記されております。どのような症状が出たか把握しておりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　厚生労働省のホームページで公開されています厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第９回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）の資料がございまして、その資料によりますと、副反応疑いの症状についてその中で確認しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　私はあえて申し上げません。部長で責任を持って調べてください。

そこでこの予防接種についてなんですが、１つ大きな、私は県も各自治体、ちょっとミスがあるんじゃないかなということで、前のほうに前後しますが、それについて部長、お答え願いたい。

２の (1) です。ワクチン接種のお知らせ、ワクチン予防接種についての説明書を県は内容等を十分に把握しているか伺います。すみません、２の (1) です。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　新型コロナワクチンの接種に当たりましては、予防接種の有効性、接種を受けることができない方、接種を受けた後の注意点、副反応のリスクなどについて、接種対象者に対して情報提供を行うために国から説明書などが作成されております。これらは情報提供の資材としまして、適宜、市町村に対し提供されまして、各市町村では、これらを活用して、新型コロナワクチン接種のお知らせ、それから予防接種についての説明書を接種対象者に送付しておりまして、周知啓発を行っているものと認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　そこで照屋副知事にお伺いいたします。

高齢者でワクチンを打ちましたということで、それはそれで結構です。そういった説明書の中身、十分把握いたしましたか。見たことないと思いますよ。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時15分休憩

午後６時15分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　私は次の日曜日が２回目でありますけれども、１回目のときにあらかた説明書は一応読みました。読みましたけれども、当たり前と思って受けておりますので、十分に把握しているかどうかについては、多分把握しているんだろうというふうに思います。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　いいですよ、副知事。副知事でさえも理解できないぐらいなんです。副知事が見たのは説明書、予防接種説明書とは全然中身が違います。でも残念なことに、これをワクチン接種券を送付する中に入ってない市町村がある。副知事でさえも中身を読まないのに、いいですか。読まないのに、一般市民の方々、中身も分からずにワクチン接種をする。これが後々どういう結末になるか御存じですか、皆さん。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時16分休憩

午後６時16分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先ほど申し上げましたとおり、市町村からはワクチン接種のお知らせということで分かりやすく書いている資料をお届けしているところでございます。その中で副反応に対する情報であるとか注意点などについて書かれているところでございます。また、会場でもそのような接種のお知らせの文書について掲示するように、県からも市町村に対して通知をしているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今部長がおっしゃいましたワクチン説明書、これはワクチン説明書なんですよ。もう一つ、ワクチン予防接種説明書と２通入っています。ですから部長も理解していないんだなということで、改めて分かりました。中身が全然違います。ファイザー社なり、モデルナ社なり、チュージーク言っていますよ、チュージーク。それを皆さん読みましたかということを言っているんですよ。

じゃ、これが何を意味するかというと、次につながるんですよ。お互い理解しないままにやるということが何になるかというと、４番に行きますよ。

厚生労働省の健康課の６月９日公表分のコロナワクチン接種後の死亡例について。(2) です。

ブライトン分類において、ワクチン接種と副反応の関係が認められないレベルについてお伺いします。どのレベルですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ブライトン分類のレベル４については、十分な情報が得られておらず、症例定義に合致すると判断できないという症状でございます。

　レベル５についてもお答えしますか。レベル５については、診断の必須条件を満たさないことが確認されており、アナフィラキシーではないという症状でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、副反応が出た方でブライトン分類の１、２、３と４以下、比率はどうなっていますか。何対何でどちらが圧倒的に多いですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午後６時19分休憩

　　午後６時20分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　これは６月23日の検討部会の資料でございますが、アナフィラキシーとして報告された1407件のうち、ブライトン分類の１から３、いわゆるアナフィラキシーであるという分類でございますが、これが238件。それ以外が1169件ということになります。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　この多い数字と少ない数字は、医療に対する何が受けられて何が受けられなくなるんですか、皆さん。お答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午後６時20分休憩

　　午後６時22分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先ほど議員がおっしゃいました新型コロナワクチン予防接種についての説明書、私の手元にあるのがファイザー社製の説明書がございますが、その中で予防接種健康被害救済制度についての説明がございます。そこに書いてあることは、「予防接種では健康被害が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。　新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済が受けられます。申請に必要となる手続きなどについては」というようなことで、説明が続いているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　説明書にはそうあります。否定しませんよ。ですから、ブライトン分類レベルでやって、医師に聞いてみてください。１から３と４以下はどうなるんですかと。聞いたことありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午後６時23分休憩

　　午後６時23分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　被害救済制度につきましては、国においてその制度の適用になるかどうかを決定することになると思いますけれども、今のブライトン分類で１から３だからとか、４か５であるからとかというようなことの説明はございませんので、総合的に判断なさるのかなというふうに思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長、だから総合的に判断して、調査中であり該当しないという結果になるんだから、なっているのが現状なんだから、これは部長、しっかり調べたほうがいいよ。ワクチンを受ける方、これみんな分からない。予防接種説明書も読まない。副知事でさえも分からないのに県民が分かるわけないんだって。そしてこういう説明書を入れていない市町村もあります。ちゃんと入れるように指示してください。そして自己判断でさせる。そしてワクチンは感染症の発症を防ぐものであって、コロナ感染を防ぐものじゃありませんよと言わないと、ワクチンを打った人が俺はもう大丈夫だって。だからコロナは収まらないんですよ。

　次に行きますよ、時間がありませんので。次、７番行きます。

　県内でコロナ変異株が発見されたのはいつ頃か伺う。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　令和３年３月３日に、県内医療機関から変異株に係る行政検査の依頼がありまして、県衛生環境研究所にて検査したところ、翌４日にはN501Y陽性が確認されました。その後、国立感染症研究所に送付しまして、ゲノム解析を行ったところ、３月11日にN501Y変異があるアルファ株、いわゆるイギリス型であることが確定いたしました。また、６月24日にはデルタ株、いわゆるインド型が確認されたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　このように去年は出なかった変異株、年が明けて出始めてきました。おかしいと思いま

せんか。そこで今、変異株を勉強してみて非常に理解できないのが、インド型株です。これについて皆さん、どのような情報を持っていますか。お答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時26分休憩

午後６時26分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　デルタ株について申し上げますと、ＷＨＯと日本では、ＶＯＣということで位置づけて注意深く見ている株でございます。主な変異としましては、Ｌ452Ｒという情報が変異しているというところでございます。また、発生を認める国としてはインドやイギリス、日本など74か国に及びます。感染力については高い可能性があると言われておりまして、従来株の1.8とか1.7とかということが言われているところでございます。それから重篤度につきましても、入院リスクが高い可能性があることと、ワクチン効果につきましては、効果を弱める可能性があるというふうに言われているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、ワクチン効果があるというふうに言われているだけですよ、皆さん。世界で言いました――例えば、先ほど世界でワクチンをたくさん打った英国はどうなっているのと。英国ではワクチンの普及にもかかわらず、６月中旬に１日当たりの感染者が約４か月ぶりに――そこがポイントです――１万人を超えたと。インドで最初に確認された感染力の高い変異株、デルタ株が99％を占める。これが流行り始めてきたわけですよ。だから部長、私は何も皆さんを驚かそうと思っていないですよ。このインド株についてもっと情報を知らないんですか。どうしたら防げるか、知らないんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時28分休憩

午後６時28分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員のおっしゃいますとおり、イギリス等では感染が拡大しているという状況もあります。一方では、その感染者につきましては、デルタ株での感染であるということではございますが、そのうちワクチンを接種していない人が多くを占めていると。また、１回しか打っていない方もまた多いというような情報もあるところでございます。

デルタ株の感染拡大をどう抑えるかということでございますが、コロナの感染症に関しましては、変異型についても従来と同様に、やはり３密対策であるとか飛沫感染、接触感染、マイクロ飛沫感染などの対策をしっかりと取るということが重要であると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長、強いて私、情報は流しませんよ。部長は何か否定的みたいだから。大切な情報、調べたほうがいいですよ。デルタ株でびっくりしているぐらいなのに、今度プラスデルタ株がもう出たんですよ。知りませんよ、私。部長の今の答弁聞いて、もう教えません。

ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時30分休憩

午後６時30分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○又吉　清義君　部長にお伺いします。

去年と今年の感染者数、死亡者数、変異株等について比較検討すると、数字はどのように変化してきましたか。今年は減ったんですか、多くなったんですか、どうなっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　陽性者数につきましては、令和２年は5413名、令和３年は６月27日現在で１万5194人、累計２万607人でございます。死亡者数につきましては、令和２年は81名、令和３年は６月25日現在98人であり、累計179名となっております。変異株につきましては、令和３年２月時点では検査に占める割合はゼロ％でございましたが、４月下旬にＮ501Ｙの割合が50％を超えまして、５月下旬以降、90％を超える割合で推移しております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから部長、去年より悪化する一方なんですよね。感染者も増える、死亡者も増える、新しい変異株もどんどん出始めてきた。だから正しい情報を流しなさいと私は言ったわけですよ。皆さん、分析をしないと。

じゃ９番です。

コロナ感染を防ぐために、県はどのような取組と対策をこれまで行ってきましたか。お答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）県におきましては、感染拡大に対応するために重点医療機関の追加、病床

の確保、新たな宿泊療養施設の設置など、医療提供体制の整備を図っております。また、感染拡大を抑え込むため、ＰＣＲ希望検査等の継続、エッセンシャルワーカーを対象とした定期検査、それから学校ＰＣＲ支援チームの設置、デルタ株に対応する検査体制の拡充を実施しているところでございます。加えて広域ワクチンセンターの増設等により、感染対策の切り札であるワクチン接種を加速していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　皆さんが一生懸命頑張っているのはよく分かりますよ。しかし、増える一方ですよね。ですから皆さん、これでいいですかと私は言いたいんですよ。一生懸命と言ったって増える一方ですよ。減ったのは財源だけですよ、皆さんの。財源以外何も減っていないですよ。違いますか。だから今、皆さん県が取っている感染症対策、これは失敗だと私は思っています。悪化にしか向かっていない。

ですからそこで伺います。

コロナ感染症対策本部長、知事、１年を振り返ってみてどのように思いますか。お答えください。今までどおり進んでいくんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時33分休憩

午後６時33分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　感染症対策は本当に県民お一人お一人に――この感染症は接触感染と飛沫感染、マイクロ飛沫感染でうつる。つまり物に触って、その手に触ったものを自分を触ってそこからうつる。あるいは話し合って飛沫で唾が飛んで、その中のウイルスでうつる。そのウイルスが漂っている空気がよどんでいてうつるなど、県民の皆さんもこの間、いろいろな対策について御理解をしていただいていると思います。ですから、感染拡大に対応するため、県として重点医療機関の追加や病床の確保などをお願いし協力していただきながら、ＰＣＲ検査の拡充、さらには学校ＰＣＲ支援チームなどを設置して、あらゆる世代がしっかりと検査が受けられる体制を取りながら、ワクチンの接種を進めていくということに注力してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　なかなか理解できなくて、大変すみません。

知事、一生懸命説明していますが、私はこういうふうに自分で思います。県のこれまでの対策は、県民がコロナに感染してから後の対策であり、県民がコロナに感染しないようにする予防対策に取り組んでいるとは理解し難い。

そこで、これから具体例に行きたいと思います。

10番、玉城知事のゴールデンウイーク中のバーベキューについて伺います。

知事、自粛要請中の間、このバーベキューを行いましたが、コロナ感染者は発生しませんでしたか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　５月３日に実家の庭先で、５月４日には妻の実家の庭先で家族で夕食を取りました。私たちの家族からは陽性者は出ておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　非常によかったですね。なぜ陽性者が出なかったか、どのような点を厳重に注意しましたか。お答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　いつも県民にお話をしていることです。マスクをつけて会話をする。食事をするときにはおしゃべりをしない。そして隣の人とは１メートル以上の距離を空ける。そして屋外で食事をして短時間で済ませるということです。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　じゃ次に移ります。

11番、コロナに負けない体力や免疫力を高めるために、県はどのような対策を講じているか伺う。お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　健康的な生活習慣の実践が、自らの免疫力の維持向上を図り、ウイルス感染への抵抗力を高め、発症や重症化の抑制につながると考えております。県におきましては、コロナ禍における健康に対する行動や意識変化が期待される中、新たな健康習慣を身につける転機と捉え、気軽に取り入れられる体操、それから免疫力に着目した、うちなー予防めしの開発、健康づくりの動画制作を行い、ウェブやＳＮＳで発信するなど普及啓発に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　すみませんね、もっと明確におっしゃったほうがいいかと思います。

私は個人的にこう思っていますよ。このコロナ感染症を抑えるために、１つ、感染症後の対策以上に感染させないようにするための予防対策に力を入れるべきである。２点目、経済を動かしながら感染者を増やさ

ないために、除菌や換気を徹底させる設備の普及拡大に向けた新たな制度メニューを出す。そして３番目に、コロナ感染の正確な情報を発信することにより、つくられた恐怖を払拭し、県民はストレスから解放され、ワクチンに頼らない自らの健康、命を守る意識づけを確立させる。そして最後に、コロナ感染者が発生しないバーベキュー方法を知事から今教わりましたので、それをマニュアル化し、県民にビーチや公園、広場、公共施設など、開放できるシステムを確立し、県民のストレスをやわらげ、免疫を高める環境づくりに取り組むべきだと思いますが、知事がちゃんと自粛中でもコロナに負けない方法を発見したんだから、皆さん。これをしっかりとマニュアル化して県民に普及したらどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど私が答弁したことで県民が勘違いをされたら、私自身としても非常に反省すべきところであるというように思います。私はこの感染が厳しい中では、やはり少人数で家族で食事をすること、そして今は、例えば私の場合はこれは家族の食事という認識で捉えておりましたけれども、バーベキューというようなイベント的なものは今はやるべき時期ではないということもしっかり申し上げておきたいと思います。その上で、お一人お一人に感染防止対策をしっかり取っていただくこと。食事で免疫力を上げて、日頃からやはりコロナを寄せつけないという、そういう意識と体づくりをしていただきたいということは、これまでにも重ねてお願いをしてきておりますので、ぜひ間違った情報や喧伝によらずに、しっかりと対策を取っていただきたいというように思います。

○又吉　清義君　１秒なかったね。惜しい。また次回します。ありがとうございます。

○議長（赤嶺　昇君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時39分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　國　仲　昌　二

会議録署名議員　金　城　　勉

令和３年６月29日

令和３年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第６号）

令和３年
第 ４ 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）**

令和３年６月 29 日（火曜日）午前 10 時開議

議　事　日　程　第６号

令和３年６月29日（火曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで

乙第１号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例

乙第８号議案　財産の取得について

乙第９号議案　訴えの提起について

乙第10号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第11号議案　沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第12号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について

出　席　議　員（48名）

議　長	赤　嶺　　昇　君	14　番	國　仲　昌　二　君
副議長	仲　田　弘　毅　君	15　番	瀬　長　美佐雄　君
1　番	新　垣　光　栄　君	16　番	山　里　将　雄　君
2　番	翁　長　雄　治　君	17　番	上　里　善　清　君
3　番	喜友名　智　子　さん	18　番	當　間　盛　夫　君
4　番	島　袋　恵　祐　君	19　番	金　城　　勉　君
5　番	玉　城　健一郎　君	20　番	新　垣　　新　君
6　番	大　城　憲　幸　君	21　番	下　地　康　教　君
7　番	上　原　　章　君	22　番	石　原　朝　子　さん
8　番	小　渡　良太郎　君	23　番	仲　村　家　治　君
9　番	新　垣　淑　豊　君	24　番	仲宗根　　悟　君
10　番	島　尻　忠　明　君	25　番	仲　村　未　央　さん
11　番	仲　里　全　孝　君	26　番	玉　城　武　光　君
12　番	平　良　昭　一　君	27　番	比　嘉　瑞　己　君
13　番	次呂久　成　崇　君	28　番	当　山　勝　利　君

29番	照屋大河君	39番	玉城ノブ子さん
30番	山内末子さん	40番	西銘純恵さん
31番	西銘啓史郎君	41番	渡久地修君
32番	座波一君	42番	瑞慶覧功君
33番	大浜一郎君	43番	比嘉京子さん
34番	呉屋宏君	44番	末松文信君
35番	花城大輔君	45番	島袋大君
36番	又吉清義君	46番	中川京貴君
38番	崎山嗣幸君	47番	照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	謝花喜一郎君	企業局長	棚原憲実君
副知事	照屋義実君	病院事業局長	我那覇仁君
政策調整監	島袋芳敬君	会計管理者	大城博君
知事公室長	金城賢君	知事公室秘書防災統括監	平敷達也君
総務部長	池田竹州君		
企画部長	宮城力君	総務部財政統括監	平田正志君
環境部長	松田了君	教育長	金城弘昌君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	警察本部長	日下真一君
保健医療部長	大城玲子さん	労働委員会事務局長	山城貴子さん
農林水産部長	崎原盛光君	人事委員会事務局長	大城直人君
商工労働部長	嘉数登君	代表監査委員	安慶名均君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	課長補佐	城間旬君
次長	上原貴志君	主幹	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**乙第１号議案から乙第12号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております……

○島袋　　大君　議長。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時０分休憩

午前10時４分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　おはようございます。

一般質問を行います。

県知事はじめ執行部の皆様には、誠意ある答弁を、そして答弁は簡潔に、心からお願いを申し上げまして通告順に従い一般質問を行います。

大項目１、南部土砂について。

南部土砂をめぐり大きな騒動にまで発展した。南部の土砂が辺野古建設に使用されることが決まってもいないのになぜ問題となっているのか、事の発端は何が原因なのか、誰が問題を提起したのか、見解を求めます。

(2)、南部地区の鉱山から全ての公共、民間事業で遺骨が混じって工事を行われているものだと考えているのか、見解を求めます。

(3)、照屋副知事の３月11日辞令交付式後の地元紙でのコメントにおける南部土砂使用阻止、新しい規制の枠組みについての明確な中身をお聞かせください。

(4)、當銘糸満市長の赤旗新聞での記事記載を照屋副知事はどのように受け止めていますか。また、４月27日における糸満市役所での當銘市長との意見交換で、公園法範囲見直しを要望とのことで４月29日の地元紙での掲載がありますが、自然公園法に基づく特別地域拡大の意見交換なのか、照屋副知事の見解を求めます。

(5)、一連の騒動をあおる糸満市内における違法ポスターや違法横断幕がありますが、撤去すべきだと考えていますが見解を求めます。

(6)、不法侵入及び業務妨害の疑いについて（鉱山関係者の声)。

ア、鉱山関係者が所有する敷地内を許可なく無断でドローン撮影を行い、令和３年２月定例会で一般質問でも活用されていますが不法侵入等に当たらないか。また、鉱山関係者の敷地内に許可なく勝手に侵入し、辺野古移設反対派の活動家による不法侵入及び業務妨害で仕事にならない現実です。これから県警に相談したいと述べていますが､県警本部長の見解を求めます。

イ、玉城知事が令和３年３月４日の県議会一般質問で与党議員の質問に対し、沖縄土石工業の敷地を視察したときに、実際に骨片を手に取ってみると、ここをどうしようかという思いで頭がいっぱいになったと指し、著しい営業妨害的な答弁と感じていますが、骨片はどのように手に入れたのか、明確にお聞かせください。

ウ、令和３年３月19日、県自然保護課からの依頼を受け、照屋副知事や他職員が沖縄土石工業敷地の視察を認められ、敷地内許可をしたにもかかわらず、石にも血が染み込んでいると思うと足を踏み入れてよいのかという気持ちになると語り、一県民の事業であることを忘れ、著しい人権侵害と営業妨害を行い県民に寄り添うことができない発言だと感じていますが、沖縄土石工業に対し謝罪すべきではありませんか。照屋副知事の見解を求めます。

(7)、沖縄土石工業に対する措置命令について。

沖縄土石工業に関連し、沖縄県が行った措置命令の内容が自然公園法、その他関連法令に照らして適法と言えるのか、見解を求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

新垣新議員の御質問にお答えいたします。

南部土砂についての御質問の中の１の (6) のイ、骨片の入手方法についてお答えいたします。

当該骨片は、私が現場視察の許可をいただいて、糸満市米須の石灰岩採石場を視察した際に、遺骨が発見された場所で、説明員である戦没者遺骨収集情報センター職員から手渡されたものです。ここをどうしようかという思いで頭がいっぱいになったというのは、やはりそのように御遺骨がまだ残されている状況に対して、率直に自分の思いを言葉にしたものというように理解をしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

〔副知事　照屋義実君登壇〕

○副知事（照屋義実君）　新垣新議員の御質問にお答えします。

令和３年３月19日の現地視察における私の発言は、沖縄戦で亡くなられた方々をしのび、また遺族に寄り添う思いから発言したものであります。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　１、南部土砂についての (1)、事の発端と原因についてお答えします。

今回の届出に関して、県は、令和２年11月２日に糸満市から大規模な伐採が行われているとの連絡を受け、11月11日に現地確認の上、無届けの行為が行われていたことから、作業の停止と自然公園法に基づく手続の実施を指導しております。また、本件が県民の関心を集めた背景には、普天間飛行場代替施設建設事業の変更承認申請書に、想定される埋立土砂採取場所として、新たに本島南部地区が記載されたことが要因の一つとしてあると考えております。

同じく (2)、遺骨混じり土の工事利用についてお答えします。

鉱山において遺骨が発見された場合、事業者は掘採を中断し、遺骨収集等が行われた後、掘採を再開する等の配慮がなされていると理解しております。

同じく (3)、辞令交付式後の照屋副知事の発言についてお答えします。

辞令交付式後の発言は、遺骨を含んだ土砂を使ってはいけないという県民の声が大きいことを踏まえ、副知事自身の考えを述べたものと理解しております。なお、その後糸満市長から、沖縄戦跡国定公園は指定後、かなりの年月を経ており、保全すべきところは保全し、活用すべきところは活用されるよう見直してほしいという趣旨の要望があったことから、県は地元糸満市や八重瀬町など関係者の意見を聞いた上で、見直

しについて検討していくこととしております。

同じく (4)、記事に掲載された糸満市長の発言と４月27日の意見交換についてお答えします。

県としては、記事に掲載された糸満市長の発言は、糸満市がさきの大戦で多くの犠牲者を出した沖縄戦終えんの地であり、御遺骨が混ざった土砂を使うのは人道的に許されないという思いから述べたものと受け止めております。また、４月27日の意見交換は、沖縄戦跡国定公園の見直しの必要性に関するもので、特別地域の拡大に関する意見交換は行っておりません。

同じく (7)、県が行った措置命令についてお答えします。

本件届出地は、斜面の掘削による風景の悪化が見込まれること、他の事例と異なり、周辺に多数の慰霊碑が集中して存在すること、また、戦没者のものである蓋然性が高い御遺骨が確認されていることなどから、沖縄戦跡国定公園内の風景を保護する必要があると判断し、自然公園法第33条第２項の規定に基づき、措置命令を行ったものです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　１、南部土砂について (5)、違法な屋外広告物への対応についてお答えいたします。

沖縄県屋外広告物条例では、広告物を原則禁止とする禁止地域と、基準の範囲内である広告物は許可できる許可地域があります。県道などは禁止地域のため、同条例に基づき、違反広告物の警告や除却を行っているところです。市道の大部分は許可地域のため、同条例の基準に適合しているか確認するとともに、道路管理者である糸満市へ情報提供するなど、連携し対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

〔警察本部長　日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君）　１ (6)、不法侵入及び業務妨害の疑いについての質問のうちア、不法侵入等に当たらないかについてお答えいたします。

現段階では、不法侵入など犯罪の成否を判断することは困難でありますが、県警察といたしましては、相談等がいただければ事実確認をした上で適切に対処いたします。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時19分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　それでは１、南部土砂についての (5)、違法な屋外広告物、ポスター、貼り紙、それから広告板等の対応についてお答えいたします。

冒頭の３行のみ。沖縄県屋外広告物条例では、広告物を原則禁止とする禁止地域と、基準の範囲内である広告物は許可できる許可地域があります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　御答弁ありがとうございます。

まず南部土砂の小項目 (1) について伺います。

今、事の発端という形でありますが、去る４月８日に行われた土木環境委員会の参考人招致で、沖縄土石工業の代表者は、まずボランティア団体の方、代表者に対し、不法侵入と述べていました。事の発端は、今当局が言った発端と当たってはいますが、正しいことを言ってないものですから、このボランティア団体が参考人招致で述べていたことは不法侵入と述べていました。不法侵入は犯罪ですか。また刑事罰をお聞かせください。県警本部長。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　お答えいたします。

一般論で申し上げますと、不法侵入とは、刑法上だと住居侵入や建造物侵入等でございます。これらの刑事罰にあっては、３年以下の懲役または10万円以下の罰金となります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　知事、今、県警本部長の答弁を聞いて知事はどのように受け止めますか。これ不法侵入です。見解を求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

ただいまの県警本部長の答弁は、不法侵入とは住居または建造物への侵入と言っております。それ以上のことはございませんので、今の答弁で不法侵入と判断

することは困難だと考えております。
○新垣　　新君　休憩。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前10時23分休憩
午前10時23分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
新垣　新君。
○新垣　　新君　副知事、今聞いて、勝手に許可なく人の土地に入ったというのは――明らかに一般論ですよ、不法侵入に当たるんですよ。それをどう思うかと聞いているんですよ。もう一度答弁を求めます。間違いなく不法侵入に当たりますよ、これ。
○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　繰り返しますけれども、住居または建造物という表現がありました。当該場所が住居または建造物に当たるかどうかは、私には判断できないということでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　これは間違いなく不法侵入に当たります。両方に捉えても。それは理解してください。
休憩。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前10時24分休憩
午前10時24分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○新垣　　新君　小項目 (2) について、まず第２滑走路や首里城、そして公共、民間事業で鉱山関係者の活躍をどのように受けていますか、伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前10時25分休憩
午前10時25分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　今お話の件で、那覇空港の第２滑走路やそのほか公共工事等で南部の採石等は利用しております。公共事業の材料の一つとして利用しております。
以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　その活躍は、貢献度が高いと思っていますが、もう一度貢献度、活躍に対して敬意を表するべきではありませんか、伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　公共事業の資材として非常に重要な資材だと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　次に移ります。
第２滑走路や首里城や公共事業では何一つ遺骨が混ざることがありません。
照屋副知事、照屋副知事は建設業の代表者時代、南部の石、鉱山、製品を使ったことがありますか、伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前10時26分休憩
午前10時26分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
照屋副知事。
○副知事（照屋義実君）　私は、今まで工事現場に出ることはめったにありませんでした。したがって南部の鉱山からどれだけのものが、私が前にいた会社の工事現場に入ったかということはよく分かりません。覚知しておりません。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　私は使用していると聞いております。
次伺いますが、照屋副知事、(3) と (4) 関連して再質問します。
照屋副知事は３月11日に辺野古建設のための南部鉱山阻止と、はっきり３月12日の地元紙に載っています。この気持ちは不退転の覚悟ですか、伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前10時28分休憩
午前10時28分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
照屋副知事。
○副知事（照屋義実君）　これは就任初日でありまして、その日の午後にたしかインタビューを受けた覚えがありますけれども、私の言葉で南部土砂阻止という言葉は使ってないと思います。これは見出しでそういうふうに使われていますけれども、私が申し上げたのは、ここの記事にもありますが、県民からは土砂を辺野古に使ってはいけないという声が大きいと思うと、この辺の意を十分酌んだ新しい規制の枠組みが合法的にできればと考えていると。こういうふうに発言したんです。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前10時29分休憩
午前10時29分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
新垣　新君。
○新垣　　新君　（パネルを掲示）　照屋副知事、伺いますよ。

この周辺一帯、南部の土砂周辺一帯、自然公園法の普通地域、特別地域があります。それを目がけて規制ということも３月11日のコメントでも申し上げています。糸満市長との意見交換では、場所をどことは決めてないということ、事実確認を伺います。まず伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　糸満市長との話合いは、特別地域の拡大について話をしたものではなくて、県の基本的な考え方についての説明をしに参ったわけでありまして、県の現状認識といいますか、今までなぜこういうふうなことになっているかとの事の経緯についてお話をしながら、県はこういうふうに考えていますよという話をしに行ったわけであります。特別地域の拡大云々については話をしておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　この糸満市長との意見交換は誰が持ちかけたんですか、伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　これはああいう状況になっておりましたので、当該場所が存在する糸満市と話を進める必要があるだろうと、意見交換する必要があるだろうということで、私のほうから提起しまして実現しました。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　副知事、あなたはもともとオール沖縄の会議の代表でもあったし、辺野古反対なんですよ。普通一般多くの市民ですよ、多くの市民から受けて、特別指定地域の話合いをしに行ったんだろうと。就任当初も言っています。糸満市長も要望を上げています。だから申し上げますよ、一番大事なこと。この辺地域一帯、視察なされたことありますか。一軒一軒歩いてですよ、視察。経済活動は何があるか、自然、慰霊塔跡に何があるとか、全て歩いたことはありますか、視察なされたことがありますか、伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　一々、この地域の全てを歩いたということはございません。ただ、摩文仁の丘の祈念公園、あるいは魂魄の塔周辺、ひめゆりの塔、こういった県民の記憶によくとどまっている地域は歩いているつもりでおります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　経済活動、この地域一帯まばらなんですよ。慰霊塔石碑もあって、経済活動もあって。それを規制かけられっこないんです、できっこないんですよ。今でも規制を外してくれって声なんです、地域の声。正直申し上げますよ。今回――鳥獣保護区、今から６年前に糸満市に、マスコミへ出す前に事前に説明会がありました。地域にも農家の方々にも。この米須、大度、あの地域一帯に。今回何も、当事者に対する、農家に対する説明、地域に対する説明も何もない。まさにこれフライングというんですよ。辺野古は選挙がかかっているから気持ちは分かるんだが、地域を混乱させているんですよ。これ規制の特別指定地域に拡大した場合、農振を除外して、ビニールハウスができないんですよ。サトウキビからマンゴーのビニールハウスもやりたいと、一括交付金が削られて今できないので我慢している人もいるんですよ。大規模な密封型の和牛業者も来ているんですよ。規制を外してくれが本当なんですよ。糸満市長も上げた、あなた方もやっている。本当に地域は大混乱で、大反発なんですよ。その謙虚な声に謝罪すべきでありませんか、伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　糸満市長と話をしに行ったのは、措置命令についての説明をしに行ったんです。メインというのはそれでした。それに時間を大半割いたということでありまして、糸満市長のほうから要望が幾つかありましたけれども、それは聞き置くということで帰ってきました。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田　了君）　沖縄戦跡国定公園の見直しに関して御説明申し上げます。

今年４月に行われました令和３年度沖縄振興拡大会議のウェブ会議の席上で、糸満市長からは、沖縄戦跡

国定公園の指定後かなりの年月を経ており、保全すべきところは保全し、活用すべきところは活用されるよう見直してほしいという御要望がございまして、その席で私のほうから糸満市等の御意見も伺った上で見直しをしていきますと、検討したいというふうにお答えしております。そういう考えも踏まえて、今後糸満市等の考えも聞いた上で、どのように見直していくべきかを検討したいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　じゃ今、糸満市から上がってきたと分かります。本当に、県も規制と言っているんです、照屋副知事は就任当日に。ですから、この発言、糸満市と照屋副知事の、この受け止めた住民、地域、当事者は経済に損失があるという懸念を持っているんですよ。

　じゃはっきり聞きます。経済に損失を与えるんですか、辺野古反対のために、あの地域一帯を。南部の鉱山は出ます。はっきり言います。全て特別地域にかさ上げて、経済に損失を与えたいんですか。まずここ狙いですよ、あなた方は辺野古阻止、反対と言っているんだから。だからここを聞きますよ。伺います。大事なポイントだから。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　繰り返しますけれども、そういう話はしておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　じゃ簡単に特別指定地域の拡大と言わないでくださいよ。地域を混乱させているんですよ。その件で配慮がなかったと思いますけれども、伺いますがどうですか。（発言する者あり）　配慮がないよ。鳥獣保護区のときは事前に言っているよ。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午前10時37分休憩

　　午前10時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　県としましては、糸満市の要望を受けまして、今後糸満市の考えも聞いた上で、見直すべきところは見直すという考えでございますので、現時点で特別地域の拡大、あるいはその縮小といったことについて、予断を持って糸満市と調整するということは考えておりません。あくまでも糸満市の考えを聞いた上で必要な見直しを行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　今、糸満市はと言っているので伺います。

　照屋副知事、糸満市長と意見交換の場で、糸満市長が辺野古容認なのか反対なのか、辺野古建設容認なのか反対なのか、意見交換の場でそれを確認なされましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　そういうふうな話題は出ておりません。話もしておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午前10時38分休憩

　　午前10時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○新垣　　新君　（パネルを掲示）　照屋副知事、伺います。

　オール沖縄会議や島ぐるみ会議は政治団体ですか、伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午前10時39分休憩

　　午前10時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　両団体が政治団体に登録しているかどうかについては確認いたしておりません。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午前10時40分休憩

　　午前10時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○副知事（照屋義実君）　お答え申し上げます。

　オール沖縄会議は、オール沖縄というスローガンの下に集まった政治勢力を支える運動体であります。組織構成は幹事会で運営され、各団体のゲート前での抗議活動やあるいは沖縄防衛局等への抗議や申入れ等々を支援しております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　照屋副知事、これはオール沖縄会議と書いてあります。違反です。それを受け止めて知事、照屋副知事、コメント求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午前10時41分休憩

　　午前10時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

沖縄県屋外広告物条例では、広告物を原則禁止とする禁止地域と、基準の範囲内である広告物は許可できる許可地域があります。県道などは禁止地域のため、同条例に基づき、違反広告物の警告や除却を行っているところであります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　繰り返しになりますけれども、県道などは禁止地域のため、同条例に基づき、違反広告物の警告や除却を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　じゃ伺います。

罰則はどうなっていますか。県の広告物条例、道路法。どうなっていますか、伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　沖縄県屋外広告物条例は、屋外広告物法に基づき制定をしております。関連しまして、国土交通省から屋外広告物条例ガイドラインが定められており、同ガイドラインでは、屋外広告物条例の規定に違反した広告物について、知事の命令に違反した者は50万円以下の罰金とあることから、それを準用しております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　知事、知事の命令に違反している団体じゃないですか。知事を支える団体が。いかがですか、これは知事しか答え切れないですよ。答えてください。

ちょっと待って。僕は知事に聞いている。これ知事に――違反した団体、知事しかできないんだよ。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　違反した者は50万円以下の罰金と……

○新垣　　新君　違う、俺はこれ聞いてない。休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君）　沖縄県屋外広告物条例におきまして、違反した者は50万円以下の罰金となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君）　県道等に貼られておりました貼り紙や横断幕につきましては、簡易除却ということで警告シールを貼り付けた後に除却をしております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　じゃ、これは誰に行政措置しましたか、伺います。誰に指導しましたかってことを聞いているんです。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

現場に警告シールを貼り付けた後、一定期間経過後も現場にある場合、管理されずに放置されていると判断し除却している状況でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　はっきり申し上げますよ。私は先月の５月27日からこれを訴えているんですよ。いまだに全く改善されてないんですよ、これ、まだ取られてないんですよ。取られてないんですよ、これまだ。今日の朝も確認しています。取ってないですよ。１か月近くもこうなっているんですよ、実は。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　議員御指摘の貼り紙や横断幕等につきましては、６月10日と24日に県道などの禁止地域につきましては、除却をしております。先ほどのところも、何といいますか、巻き付けて処置をしてあります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　まだ除去してないですよね。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　まだ一定期間たっておりませんので、除却のほうはしておりません。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　ぜひ除却をお願いします。
　もう一点が、電柱を所有する２社と意見交換をして分かったことがありましたが、ポスターを厳しく取り締まる刑罰も何もないと、だからやりたい放題なんだと。特に国政選挙、県知事選挙になると、ある団体は本当にこのような形でという指摘も受けてきました。そこで、このような問題が起きた場合、本当に景観が悪い。県民に対して、観光客に対しても。ぜひ土木建築部長、沖縄県の広告物条例の見直し、改正、強化、提案しますよ。道路法と同じように沖縄県広告物条例を厳しく改正すべきだと思いますが、懲役１年、罰金100万円の罰金を厳しく関係団体、市町村も網羅して改めて協議していただきたいんですよ。もうどうしようもないんですよ、景観が悪過ぎて。将来も同じように見てください。ぜひ協議を求めたいんですが見解を求めます。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　今、議員おっしゃられました罰金あるいは禁止地域等の拡大といいますか、それにつきましては、やはり権利制限をかなり強化するということにもつながりますので、管理者である市町村あるいはＮＴＴ、電力、県警等々、慎重に検討していきたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　もしできないんだったら県警にお願いがあります。厳しくできないんだったら道路法でもできる可能性があると、法律に詳しい弁護士からも聞いてきましたので、県警でもできると聞いていますから、取り計らいもお願いを申し上げます。
　休憩。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午前10時52分休憩
　　午前10時54分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○新垣　　新君　(6) のア、伺います。
　知事、辺野古反対の活動の気持ちは分かります。これは５月15日にある鉱山関係者のところに許可なく無断で入っています。これを見てどう思いますか。これはオール沖縄の会議の関係者、ちょっと名前は出せませんが、本人のブログでも書いてあります。どう思いますか、知事。知事を支える団体です。会議の方々らしいです。伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午前10時54分休憩
　　午前10時54分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　どのような方々がどこに行かれたのか確認はしておりません。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　辺野古反対のために、こうやって中に入って、不法侵入することに対してどう思いますかということを聞いています。知事、どうですか。伺います。県民ですよお互い。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午前10時54分休憩
　　午前10時55分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　不法侵入という言葉が入っているものですから、先ほど私のほうも県警本部長の言葉を受けてやりましたが、それを判断できないという状況の中でどうですかと言われても、答弁のしようがないんですけれども。
○新垣　　新君　ちょっと待ってください。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午前10時55分休憩
　　午前10時55分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　新垣　新君。
○新垣　　新君　知事、知事はオール沖縄の実質上のリーダーですよ。このような、勝手に人の土地に無断で入るというのはやめさせてもらえませんか、知事。知事の一言で変わると思うんですが、いかがですか。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　どのような方々が、何を目的で、何を行動しているのかを、私はつぶさに確認はできておりません。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　知事、Ｔさんの沖縄日記といいます。そこからの、全く一緒なんです。これは鉱山関係者が写真を撮ったんです。知事は会っています、このＴさんの沖縄日記をブログ出している方と。会っています。Ｔさんとしか言えないんですね。知事、どうですか伺います。Ｔさんの沖縄日記って知事も出ています。会っています。これをやめさせてくれと言っているんです、私は。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○新垣　　新君　知事が骨片を手に持っているという答弁を先ほどいただきましたが、この骨片はなぜ人骨と判断できたんですか、伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私が現地を視察させていただいた際に説明をしていただいた説明員は、戦没者遺骨収集情報センターの職員の方でした。その職員の方がそこで見つかった骨片を私に渡してくれたということです。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　知事、いいですか、今、その当事者からも話を伺いました。伐採するときに遺骨はなかったと参考人招致でも言っているんですよ。普通だったら許可が認められたときに、遺骨が見つかった場合は当事者にも説明するという、戦没者遺骨収集についての留意事項という、このマニュアルがあります。地主の方には可能な限り収集の実施について了承を得てくださいと、マニュアルにもあります。マニュアルも守らなかったんですか、県知事。普通、地主に対して――帰りにすれ違ったらしいんですけれども、何でこういった配慮がなかったんですか。事を政局化に荒立てようって荒立てて、なぜですか。政局化したいだけでしょう、ただ。伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　その骨片ですけれども、先ほど知事から御答弁ありましたとおりに、戦没者遺骨収集情報センターの職員が――これはふだん遺骨収集に携わっている職員でございますが、そちらの職員が遺骨調査の計画のために現場を確認した際に発見をいたしまして、後日の収集に備えて現場にとどめ置いたものでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　許可を得てないでしょうと。普通だったら事前に見つかった場合は、私たちがそういった供養をしますよと、遺骨収集情報センターに持っていきますよと、その関係各位に持っていきますよと、地主に対して何で説明の一つもなかったんですかと聞いているんですよ、知事。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　発見時点で収容しなかったのは、その時点では地権者の方の収容の同意は得ていなかったということが理由でして、視察の３日後に遺骨調査が入る予定でございましたので、その際に収容するということで現場にとどめ置いたものでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　普通――配慮の一つもないって、非常に情けないですね。これだけは強く、情けないなと強く感じております。

次に移ります。

副知事、遺族に寄り添う気持ちと先ほどの (6) のイで言っています。この当事者に対する、企業に対する気持ちは全くなかったんですか、そういう気持ち、発言なされて。伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員の質問の中に、実際に骨片を手に取ってみるとここをどうしようかという思いで頭がいっぱいになったと知事は発言している。これは骨片はどのように手に入れたのか明確に聞きたいという質問に添えて、その骨片を見たときの私の心情として言葉となって出たものであると御理解をいただきたいというふうに思います。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時１分休憩

午前11時１分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事（玉城デニー君）　何度も申し上げますが、その骨片を手に取った瞬間の私の脳裏に浮かんだ言葉ですので、そのように御理解いただければと思います。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時１分休憩

午前11時１分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

新垣　新君。

○新垣　　新君　(6) のウで、副知事に申し上げますよ、副知事に伺います。

先ほど、遺族に寄り添う思いと言いました。答弁がありました。企業のことはどうでもいいという、逆の捉え方もあるんですけど、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時２分休憩

午前11時２分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　先ほどの答弁で沖縄戦で亡

くなられた方々をしのび、また遺族に寄り添う思いからというふうに申し上げました。実は私の祖父も戦没者の一人でありまして、墓にある骨壺には遺骨が帰ってきておりません。石ころのままであります。そして戦争勃発当時に住んでいたところが旧玉城村の堀川でありまして、なりわいは向かいの具志頭村港川の石切場に行って仕事をしていたというふうに聞かされております。したがって戦争が起きてから、逃げ惑いながら――糸満の米須辺りは近いんですよ、そう遠くはないんです。あの辺りまで逃げたんだろうなということを思いました。そして米須の現場に行ったときに壕がありました。中将の碑の隣に。壕を初めて見たんですけれども、相当な数の方々がここに逃げ込んだろうなというふうなことを思いました。兵隊もいたかもしれませんし、住民の方も交ざっていたかもしれません。それから西のほうに歩いていきますと、伐採した枝の山がありまして、そこから丘に上がっていったわけですけれども、稜線の辺りまで行きますと、あそこはもうハンタ、崖なんですね。当時は海上から艦砲射撃が陸地に向かって砲撃されている。したがって逃げ惑っている人たちからすると、向こうは盾になっているんですよ。盾になっているところで、壕に入れなかった人たちが伐採された森の中に逃げ惑って、潜り込んでいったということは私でも想像できるわけでありまして、ひょっとしたらこの一帯で私の祖父も亡くなったのかなという思いから、現場視察を終えた後、待ち構えていた新聞記者の方に聞かれて、そういうふうなことを申し上げたわけであります。遺族に寄り添う思いというのは、私の祖父も含めて述べた当時の心境であります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　遺族に寄り添う思いは尊重します。しかし、企業に寄り添う思いはなかったんですねと聞いているんですよ。先ほどの演壇でも。それはどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　企業人でもあったわけですので、それについて理解がないわけではありませんが、そのときは遺族への思いが強かったということであります。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時５分休憩

午前11時５分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

新垣　新君。

○新垣　　新君　沖縄土石工業から(7)、再質問です。土石工業に対する措置命令について。

陳述書、なぜ回答を出さなかったんですか、伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時６分休憩

午前11時６分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田　了君）　県は弁明通知書を発出後、弁明書と陳述書等が提出されておりまして、その弁明書の内容を踏まえて、５月14日に措置命令を発出しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　沖縄土石工業が去年の11月に自然公園法第33条１項の届出を沖縄県にしたにもかかわらず、事実上少し中断させて今年の４月に受理したそうですが、なぜ正式な受理について時間を遅らせたのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時６分休憩

午前11時７分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田　了君）　お答えします。

当該届出につきましては、糸満市を経由しまして、県のほうに１月21日に提出されてございます。その後、県で形式審査等を行った結果、一部修正すべき点があったことから、事業者に修正すべき点を示して補正をしていただいたと。補正が完了しましたのが令和３年３月18日でございまして、それ以降届出を受理しまして審査を行ったという経緯がございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　措置命令について回答は出さない。もう一度、なぜ出さなかったのかということと、そうなるとお互いが歩み寄れない、万が一裁判になったら大変なことになると、汚点がつくと、お互いが傷つけ合うと、そう思うんですけど、なぜ出さなかったんですか。伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時８分休憩

午前11時８分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田　了君）　お答えします。

弁明書と同時に提出されています陳述書等の内容につきましては、知事、副知事の発言等に関するものでございまして、謝罪を求めるといったような内容がございます。この件につきましては、措置命令を発出した５月14日の際に知事のほうから当該発言についての発出した経緯について御説明することによりまして、対応させていただいたという状況がございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　これはお互い歩み寄らないで、もう裁判の経緯を見守る以外ないなと感じました。

最後に、知事。この南部の土砂、遺骨は混ざることは一切ありません。６月23日の慰霊の日にも遺骨が混じって辺野古に運ばれようとしている、使用されようとしていると述べています、知事が。入っていません、遺骨は。混ざって送られることはありません。見解を求めます、知事。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　これまでも答弁をさせていただいておりますが、公有水面埋立変更承認申請書では、県内の埋立土砂等の採取場所のうち、糸満市、八重瀬町の南部地区から約７割となる土砂の調達が可能と記載をされております。しかしながら具体的な採取場所、調達量については契約段階において決定されるもので、現時点においては決まったものではないと承知をしております。やはり県としては係る地区の遺骨収集の状況等について関係機関と連携し、情報収集に努めていきたいと考えております。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事（玉城デニー君）　議員がおっしゃっているのは、私が平和宣言で話した内容だと思いますが、少し確認をしたいと思います。「今もなおここ摩文仁を始め県土の各地には、犠牲になられた方々の御遺骨や多くの不発弾が埋もれており、戦争の傷は未だ癒えることがありません。　県民の思いに寄り添い、国の責任において一日も早い御遺骨の収集、不発弾の処理を行っていただきたいと思います」と述べています。行き先がどこであるかとか、どこから採るかとかいうことの具体的なことは発言はしておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　辺野古に運ばれようとしていますと平和宣言ではっきり述べているじゃないですか、知事。ちゃんとありますよ、僕も。言っているよ。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　もう一度宣言文を読み上げたいと思います。「今もなおここ摩文仁を始め県土の各地には、犠牲になられた方々の御遺骨や多くの不発弾が埋もれており、戦争の傷は未だ癒えることがありません。　県民の思いに寄り添い、国の責任において一日も早い御遺骨の収集、不発弾の処理を行っていただきたいと思います」。この御遺骨や不発弾という言葉が出てくるのはこの行のみであります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　知事、南部の土砂は何が何でも、この鉱山、使用阻止という覚悟はあるんですか。やりたいって気持ちは何ですか。辺野古を阻止するために。伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

今回の南部の土砂につきましては、先ほど知事からもありましたけれども、事の発端は、公有水面埋立変更承認申請書の中で糸満市、八重瀬町の南部地区から７割となる土砂の調達が可能と記載されたということがまず端を発していると思います。ただそういった中において――まだ現時点で決まったものではないということも承知しておりますけれども、そういった中において自然公園法の関連で県に申請が上がったということで、その際に我々としてもいろいろ県議会の決議などを踏まえて、人道上の観点から悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂は採取しないことということは、留意事項としてつけてございます。その上で措置命令を出しているということでございますので、ぜひ政府においてそういった県議会での思い、そして県が措置命令、そして留意事項につけた思いを酌んでいただきたいと思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　私も、遺骨が土砂に混ざることは反対です。しかしながら、今もずっと昔から遺骨が混ざることがないということをぜひ、またこの鉱山関係者は誇りを持って仕事をしていますので、遺骨が混ざることがないということを強く申し上げて、知事、遺骨

が混じったとか様々なところで発言しておりますが、ぜひこの問題を知事の強いメッセージで、遺骨が混ざることはありませんということを、県民にも社会にも、強くメッセージを発信していただきたいということを強く申し入れて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時19分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　実は質問通告後に発生した件で、本日沖縄県に初めて発生しました線状降水帯についてであります。この件について、事務局並びに議長の許可を得ていますので、追加質問とさせていただきたいと思います。

執行部に確認をさせてください。

先ほどから非常通報が鳴ったりしていますが、私も今日朝からニュースを見ていました。沖縄県で初めて発生した線状降水帯と。全国各地でもいろんな洪水がありました。その中で、県として今、県内の被害状況、避難世帯の状況等々、情報があれば御説明をお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

６月29日０時36分に大雨警報が発表され、県では同時刻をもって沖縄県の災害対策準備体制を取り、要員を配備するとともに同日朝、知事を含め情報共有を図っているところであります。

本日発生した線状降水帯の影響により、６月29日０時36分から随時、各地に大雨警報、洪水警報及び土砂災害警戒情報が発表されております。現在、被害情報の確認、収集を行っており、今日の８時30分時点で人的被害は報告されておりませんが、３件の床上浸水、それから４件の床下浸水の報告を受けております。そのほか停電が約3200戸、これは北部150、中部1440、南部1620戸となっております。また、東村の県道14号線が土砂崩れの影響で通行止めとなっております。

それから避難世帯の状況でございますけれども、６月29日の９時30分現在で６市町村が避難指示を発令し、１市が高齢者等避難を発令しております。避難所は14か所開設されており、沖縄市で１名の方が避難をしている状況にございます。

さらに県の体制でございますけれども、６月29日０時36分、大雨警報の発令を受け、現在、災害対策準備体制を取り、要員を配備するとともに情報収集に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ありがとうございました。

ぜひ各市町村との情報の連携を行って、いろんな対策も迅速にできるようにお願いしたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　すみません、質問の順番を少し変えさせてもらいたいと思います。

先ほど訂正をしました４番、保健医療部についてでありますが、(1) 沖縄県感染防止対策認証制度の状況（認証店舗数等）と課題について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　沖縄県感染防止対策認証制度は、令和３年５月31日から申請受付を開始しておりまして、６月25日現在の申請件数は551件、認証店舗数は197店舗となっております。緊急事態宣言明けの経済活動再開に向けて、感染対策を実施した店舗を増やすことが課題でございます。

県としましては、積極的な周知や巡回調査を実施しまして、認証店舗数の拡大に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　部長、以前も質問しましたがシーサーステッカー ――商工労働部管轄で自己チェックの下、ステッカーも配付されていると。その中で、店舗によってシーサーステッカーとこの認証制度の２つを持ち得る店舗もあるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今回の認証制度は、通称シーサーステッカーの制度を強化するということで位置づけておりまして、シーサーステッカーの上にこの認証制度のマークが貼付されるというイメージで持っております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　分かりました、ありがとうございます。

続いて、順番は本当に申し訳ありません、３番のほうに移らせていただきたいのですが、文化観光スポーツ部関連の質問をしたいと思います。

(1)、沖縄観光コンベンションビューローへの令和３年度委託事業等について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　令和３年５月末現在における県から沖縄観光コンベンションビューローへの委託契約は15件、13億1759万円となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私も調べてみましたけれども、コンベンションビューロー、平成23年から見ると、収益事業それから受託事業、もう大幅に予算が減っております。そして、令和２年度、初の赤字というふうに聞いております。

そこで部長にお伺いしたいんですけれども、観光立県沖縄としてのいろんな課題があるとは思いますが、県としてコンベンションビューローをどのように考えているのか。そういうことについてちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　沖縄観光コンベンションビューローですけれども、沖縄観光を推進する上での行政と対をなす両輪というふうに考えております。ビューローは全県的なネットワーク、観光業界の意向を集約しリードする組織であるとともに、沖縄観光の総合窓口、観光客の誘致及び受入れ、各種コンベンションの推進等について、観光分野における新たな戦略を構築するなどの先導的な役割を担っているものと認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　コンベンションのほうも職員数も平成28年度254人いた人数が直近で、令和２年度ではもう169名ということで、人数の大幅削減の中で与えられた事業を行いながら、受託事業を行いながらまた収益事業、自主事業も行っていますので、どうかいろんな意味で私も県との両輪だと思いますので、しっかり対応をお願いしたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　(2) に行きます。

観光目的税の導入について現状と課題及び今後の方向性について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

県では、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民の生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、宿泊税の導入が必要であると考えております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の沖縄観光への影響を鑑み、直ちに導入することは困難であると考えております。沖縄観光を取り巻く情勢の変化を把握するとともに、引き続き観光関連業界等と緊密に意見交換を行いながら、宿泊税の導入時期等について検討してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これは経済労働委員会でも議論したり説明を受けたりしました。この中でやはり安定的かつ持続的な財源を確保するのも目的の一つにあったと思います。昨今、観光産業が大変厳しいコロナ禍で、使途を明確にするという意味でも基金化の話もありました。たしか42億円だったと思います。私としても、宿泊税がいいのか入域税がいいのか分かりませんけれども、ぜひ観光産業の基盤の確立、観光立県というのであればしっかり支える、それについてもぜひ今後議論していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　続いて (4) 番ですけれども、しまくとぅば普及推進計画の状況、成果と課題について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　県では、平成25年度にしまくとぅば普及推進計画を策定し、平成25年度から27年度までの前期で県民の機運醸成、平成28年度から30年度までの中期では県民への普及促進、令和元年度から４年度までの後期では県民への定着をテーマに掲げ、戦略的に普及運動を実施して

きたところです。その結果、機運醸成及び普及促進においては、令和２年度に実施した県民意識調査において、親しみを感じる割合が84.8％と過去最高となるなど、成果が現れております。

一方、しまくとぅばを使用する頻度は減少していることから、各地域の団体等と連携し、聞く機会や話す機会の創出に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　しまくとぅば普及推進計画の中で、これまでに予算として投じた総額を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　平成26年度から令和３年度までの予算の累計額で、６億7180万6000円となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これは何度か質問でも申し上げたんですけれども、私は、しまくとぅば自体を否定するものではないんですが、県がこれだけの予算をかけて普及推進をするべきものなのか。それよりもやはり伝統文化、芸能の中でそういった方々への支援をもっと厚くすることでできることはないのかということも何度か申し上げたと思います。ぜひ、これについても後ほど政策参与の件でも触れたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、２番に行きます。

保健医療部関連についてであります。保健医療部関係についてで (1)、感染拡大防止策等についてア、医療崩壊の定義及び崩壊防止対策について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　医療崩壊とは、病床や人材等の医療資源が逼迫し、必要な医療を受けられずに、救える命が救えなくなるような厳しい状況をいうものと考えております。県では、コロナに対する医療と一般医療の提供体制を確保し、医療崩壊が生じないよう、コロナ用病床の確保とともに、軽症者及び無症状者の宿泊療養施設の確保、それから重点医療機関におけるコロナ回復者を受け入れる後方支援医療機関への協力金の創設、また応援看護師の派遣等を行っているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これについても、ある団体の方からのホームページ資料を読みますと、この医療崩壊については発言者おのおのの主観、ある意味言葉の独り歩きがあると、定義が曖昧なので不安をあおるというような表現もありました。定義としてはもちろん、「「日常の提供体制」を前提とした医療需給バランスの崩壊」のことをいうというように書いていますが、いずれにしても平時、非常時を含めてしっかりこれは沖縄県の医師会との連携の下に取り組んでもらいたいと思います。

続いてイ、コロナ感染者用病床数（公立病院・民間病院）の内訳について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　新型コロナウイルスのウイルス感染症専用病床につきましては、県が指定した25の重点医療機関において確保しておりまして、そのうち国立及び公立医療機関は11か所、確保病床数は395床、民間医療機関は14か所で確保病床数は320床となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いてウ、県内の総病床数についても伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県内病院の一般病床の総数は、9373床となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　休憩をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県内病院と呼ばれるところの一般病床の総数です。一般病床といいますのは、精神、感染症、結核、療養の病床を除く病床ということです。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私も、ＪＭＡＰというんですか、地域医療情報システムでも調べてみました。数字が多少違うんですが、これは取るタイミングかもしれません。いずれにしても、私自身が思うのは、もちろん国公立、民間の方々、本当にいろんな協力をする中でコロナ対策に臨んでいると思います。その中でやはり気になるのが、先ほどの感染防止対策の中でも少しありましたけれども、県としてやはり何をするべきなのか、何を重点的にやるべきなのかについては、私も幾つか疑問があります。

そこで、エの質問に入りますけれども、自宅療養者の地域別の状況、ホテル療養できない理由等について把握していれば御説明をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県としましては、感染者は原則入院とした上で、軽症者につきましては、病床の逼迫を避けるためにホテル療養とし、自宅療養せざるを得ない場合に、自宅の療養環境を確認した上で自宅療養としているというところでございます。しかし、４月からの感染拡大を受けまして、ホテル療養を希望しても、重症化リスクの低い方については自宅療養とする状況も生じておりました。自宅療養者の地域別状況については、最大となった６月６日時点で総数で1332名となっており、その時点の地域別に見ますと、北部圏域で４名、中南部圏域で1301名、宮古圏域で27名、八重山圏域での発生はございませんでした。自宅療養者については、在宅患者対応調整グループを設置しまして、必要に応じて訪問看護や医師による往診を行っているほか、パルスオキシメーターの貸与などの対応を行ってきたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　すみません、中南部で1301名とおっしゃいましたけれども、中部で何名、南部で何名――この南部の中に那覇が入っているか、入っていなければ那覇の数字もお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　中南部圏域については、中部、南部、那覇というような分け方の数値を取っておりませんで、中南部の中に那覇も入れて1301名というところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ちょっとすみません。

理由について、どのように把握していますか。要は、ホテル療養しない方の理由、どういうのがあったか、もし把握していればお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　例えば、家族の方が、小さいお子さんがいるとか、あと何名か家族が同時にかかっているというような状況でありますとか、あとペットがいてどうしても離れたくないというようなこととか、様々でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私は、部長、いろんな理由があるのかもしれませんけれども、特に中部・南部の内訳を把握すべきだと思います。その理由を把握する中で、例えば中部の方が那覇まで来られない、または北部まで行けないと。ホテルが近くにないからという理由もあるかもしれません。そういう意味では、県が新たにホテルを、療養数を増やすときに那覇に増やしましたよね。ですから私はこれが本当に対策として合っているのかどうか。原因があって、自宅療養にしたい理由が遠いからというのが把握されていれば、本来は中部にしっかり設けるべきだと思います。できない理由をこの間の一般質問をやる中でも、やはりエレベーターがどうのこうのとか条件があるとは思いますけれども、そこをクリア、どの辺までが条件なのか分かりませんが、そこをしっかり、多少緩和してでもやらないと、私は感染拡大防止には――昨日の又吉議員の話もありましたけれども、そこはしっかり原因を、理由をはっきり把握して、どの地域に求めるべきかというのはやるべきだと思います。

少し余談になりますけれども、以前、糸満市とうるま市に県の感染センターを持つといったときに、私はある担当の方をお呼びして聞きました。まず決定じゃないにしても、どういう理由で選定したのと言ったときに、駐車場とかスペースの件というふうにおっしゃっていました。私はそのときに、じゃ地域別の接種状況は把握していますか、私は那覇が低いと思うけれどもどうでしょうかと言ったときには、個別は出せませんという話だったんです。何を言いたいかといいますと、県としては、やはり細かいいろんな情報を科学的に分析して、それによって対策をしないと、糸満につくったらいいと思うんではないと僕は思いますよ。別に糸満につくったときに、那覇からどれだけ行くのか分かりません。ですから、そういった判断をするための材料を科学的にぜひ分析をして、お願いをしたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　続いてオ、入院待機施設の開設場所・時期と体制について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　急激な感染拡大と医療提供体制の逼迫によりまして、今後、入院治療が必要な場合についても、すぐに入院できない状況が生じるおそれがあったところです。そのような事態に備えまして、入院調整が整うまでの間、一時的に酸素投与などの措置を行う入院待機ステーションを６月12

日に開設いたしました。開設場所につきましては、療養者のプライバシーの保護や運営上の安全確保の観点から非公表とさせていただいております。運営に当たっては、医師・看護師を配置するとともに、本島中南部の消防本部から救急隊員を派遣いただきまして、体制を整備していたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いて (2) になりますか。陽性者の状況――これ６月27日現在で結構ですが、年代別・地域別・症状別状況について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　昨日の６月28日現在の数字でございます。新型コロナウイルスの新規陽性者数は25人で、年代別の内訳は10代５人、20代３人、30代２人、40代７人、50代５人、60代２人、80代１人であります。居住地につきましては、保健所管内別に中部６人、南部７人、八重山１人、那覇11人となっています。また、療養状況につきましては、入院中が445人のうち、重症12名、中等症289名、軽症60名、症状確認中84名となっているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いてイに行きますけれども、ＰＣＲ検査（行政検査・保険診療・検査事業）の件数について伺います。これも累計でも結構です。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　新型コロナウイルスの検査件数につきましては、４月から６月25日までの実績で申し上げますと､行政検査が１万9450件、保険診療検査が６万3481件、検査事業が17万943件、合計しますと25万3874件となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　（スクリーンに表示）　今ｉＰａｄでデータを出していますけれども、これは県が毎日更新している感染者の状況です。資料１は昨年の当初からだと思いますけれども、この資料が非常に見にくいと私は思っているんですね。お手元にｉＰａｄないですか、ごめんなさい、すみません。例えば、６月27日のこれを見ると、年代別に男性、女性ありますけれども、これは全て累計ですよね、数字が。となると、先ほど言った６月27日単日でどうかというのが見られない。累計は累計で別に作ってほしいんです。

それともう一つ、この重症者のものも累計で書かれているので、先ほど部長が答弁したようなデータをやはり公表すべきじゃないかと私は思います。もちろん、プライベートに係る、人権に関わるようなものは伏せていいんですが。

それともう一つ、この資料の最後に莫大な資料が載っていますよね。感染者の一覧というのが四百何ページ。あれは私、必要ないと思います。私、時々印刷するとして、ページ指定をしないで四百何十ページ印刷してしまって大変苦労したことがあるので、あれはもう我々――我々というか、議員としては、私個人的には要らないと思います。あれはまた別途、別のページにしないと印刷のときにとっても大変な苦労をしました。ぜひこの辺については検討をお願いします。

それと、下のところで行政検査数というのがありますが、前日までと単日の日にちがあります。下に新規陽性者数もありますけれども、これも右側に保険診療の検査数とか検査事業等も含めて、ぜひ数字の提供はお願いをしたいと思います。

続いて (3)、ワクチン接種について。

ア、市町村別状況と市町村・県・国の役割について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　６月25日までの県への報告によりますと、県内において、接種対象者のうち、少なくとも１回の接種が完了している割合は、最も高い自治体で83.8％、低い自治体で4.4％となっており、県庁所在地の那覇市では10.2％となっているところです。また、新型コロナウイルスワクチン接種については、実施主体は市町村となっておりますので、国が主導的な役割を果たし、都道府県は広域的な視点で市町村を支援することとなっているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これも質問ですけれども、県のホームページには地域別は出ておりません。地域別を出さない理由について説明をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今、県で発表しておりますのは、国のほうがＶＲＳというシステムで全国の集計をしておりまして、沖縄県の状況、全体の状況を県のホームページにも載せているところでございます。ただ、市町村ごとの数字につきましては、この集計の仕方について、つい最近からこのＶＲＳに統一

したということもございまして、私どもが市町村に確認してアンケート形式でいただいている資料とこのＶＲＳの総計の資料がまだ合わないという状況がございます。ですので、今その調整をしているところでございまして、ただ、市町村の状況については発表する必要があると思いますので、そこを少し数字には違いはあるというような表現をつけて公表する方法を考えていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　先ほどＶＲＳ――内閣官房ＩＴ総合戦略室が窓口になっていると思います。私、電話を入れて、この市町村のデータはどのようにしているんですかと言ったら、県には情報を流していますが、市町村については詳細を流さないでくれと。その理由は何ですかと聞いたら、全国市長会の要望で出さないようにしているということでした。私は県市長会会長の桑江市長に確認しましたけれども、市長会としてそういう要望は何かありましたかと言ったら、市長は御存じなかったです。

もちろんいろんなデータを我々県議が知る必要がないかどうかは別としても、私が申し上げたいのは、これは競争をあおる可能性があるからと説明したんですね、内閣官房のほうは。私は競争をあおるのではなくて、例えば県としては補完するのであればどこが遅れている、どこが進んでいる、医療体制の応援をするのも、全てこれ市町村が主体ですけれども、市町村任せではなくて、接種の目標値についてもある程度県が各自治体とも相談しながら設定をする。そして、遅れている市町村についての支援や、またはうまくいっているところの情報を提供する。例えば私が聞いたのは中城村。予約の電話は旅行社にお願いしたそうですね。そうするとやっぱり慣れています。旅行社も今、人が余っていますから――余っていると言うと失礼だな。そういう体制ができるところに頼んで、成功事例がいっぱいあるのであれば、その市町村にもいろんなことをアドバイスする。これは県として大変重要な仕事ではないかと思います。ぜひそれについては御一考お願いをしたいと思います。

続いて (4)、保健所の状況について。

ア、保健所の抱える課題及び残業実態等、その対応策について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　保健所では、新型コロナ感染症拡大に伴いまして、陽性者の健康観察、積極的疫学調査などの業務量が急増しており、体制強化が課題となっておりました。職員の超過在課時間が月80時間を超えるなどし、産業医の面談対象となった職員は令和２年度が延べ202人となっております。

県としましては、対策本部の保健所支援チームを強化するとともに、兼務職員、会計年度任用職員及び他所属からの応援を増員するなど引き続き体制強化に努めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　次に行きます。

積極的疫学調査の現状と課題・対策について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　新規感染者の急激な増加によりまして、保健所では業務が逼迫し、一部では積極的疫学調査の着手に４日から５日を要していたこともございました。そのため、関係機関からの保健師等の応援によりまして、現在は改善しているところでございます。今回、感染者急増に伴う保健所の積極的疫学調査において迅速な対応が取れなかったことが課題となったことから、今後に備えまして、迅速に応援保健師等を招集できる体制を整えるとともに、保健師以外の職員も積極的疫学調査に対応できるよう、事前の研修を行うなどして体制強化に努めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　部長、那覇の保健所は中核市になった関係で県の管轄外だとは思いますけれども、実はこの間、保健所に行って責任者の参事の方と室長、ワクチン推進室かな、お会いしてきました。積極的疫学調査の現状と課題について私もお聞きしたんですけれども、那覇の方がお答えしたのは、やはり電話でお互い口頭でやり取りをすると。記憶にたどって、例えば濃厚接触者の確認をしようとしても、最近陽性者が濃厚接触者のことを語りたがらないケースもあるそうです。となると、もう人的手段で記憶に頼って、ましてや高齢者の方だったらなかなか記憶というか、大変失礼ですが、そういうこともある中で、限界があるんじゃないかなという気がするんですよね。中部保健所がこの間もやらないという話が出ていたときに、やはり何らかの科学的な方法で追跡ができるような仕組みをつくるべきだと私は思います。特にこの沖縄においては。ですから、この辺についてもぜひ御一考いただ

いて、今後の感染源の確認、感染経路の追求という観点でしっかり対応を検討いただきたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　では１番、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、新型コロナウイルス感染症対策についてア、本部長として、これまでの対策――いろんな判断・決断があったと思いますが――に対する自己評価及び課題、反省点も含めて伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○西銘　啓史郎君　ちょっとすみません。知事に答えてほしいんですけど。本部長としての評価ですから。部長が評価できないと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　失礼いたしました。

沖縄県では、私、知事を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染症の専門家や経済関係団体からの意見、これまでの経験等を含めて議論を重ね、その時々で考え得る最善策を講じてまいりました。医療提供体制、検査体制、水際対策、感染予防策に関する周知・啓発などの取組について、これまで講じた対策における経験を踏まえ、拡充を図ってきたところであります。長期にわたる新型コロナのコロナ禍の中で、新型コロナウイルスに関する知見も深まり、どのような場面で感染リスクが高く、どのような行為が感染拡大につながりやすいのかということも分かってきています。

しかしながら、変異株への置き換わりが急速に進み、警戒レベル判断指標は高い水準のまま推移をしております。県民や来訪者の方々及び全ての事業者の理解と協力を得て、新規陽性者の発生を抑え込むことがやはり課題であると認識をして取り組んでおります。さらに感染症対策の切り札でありますワクチン接種については、加速化計画を策定し、広域接種センターを設置するなどにより、市町村の接種体制を支援・補完するとともに、エッセンシャルワーカーなどへのワクチンの接種加速化にも取り組んでまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　（スクリーンに表示）　今、手元に資料１を出しました。これは私のほうでまとめましたけれども、今年度まん延防止等重点措置の日にちから対策概要、それから予算関連、いろいろ書いています。以前も申し上げました対象市が追加になったり、対象期間が延期になったり、この４月の間だけで２、３回変わっています。その中で私が申し上げたいのは、特にこの６月16日の記者会見です。知事、６月16日の記者会見で、緊急事態宣言を７月４日まで延長すると、２週間というふうに記者会見していましたけれども、誰が誰に要請を行ったか、説明お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　政府に対しまして、知事から要請書をお届けしているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　期間延長を要請することについて本部会議で決定して後、知事名で官房長官等に文書を発出しておりますが、その文書につきましては、東京事務所を通じてお届けしたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　そのときの政府の対応はどうだったんでしょうか。７月４日までで分かりましたということだったのかどうか、これを御説明願います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　東京事務所長がお届けしたところでございますが、特にそのときに何かコメントがあったというふうには聞いておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これは大切なことです。知事、決定権が県にない。であれば16日の段階で記者会見すべきではないですよ。調整をしてオーケーをもらったから記者会見をしていると私は思っているんですね。そうじゃないということだという気がするんですが、17日に慌てて、急遽11日まで延長をしますという話になりました。

知事、これまでいろんな質問がありましたけれども、マラソンで言うと42.195キロのゴールを目指して走っている我々県民が、ゴールを目前にしてあと５キロ走ってくださいと言われているようなものです。もうヘトヘトですよ。５キロ走ろうとしたら、あと５キロ追加になりましたというようなものだと思います。そこはやはり、しっかり県の思いを国との調整をした結果をやらないと、県民はどたばたすると思います。この辺については、知事、どのような考えでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　いろいろとやり取りをして、２週間の延長をしなければならないというように我々としては判断をしていたものですが、政府のほうから７月11日までということの報告を受けたわけであります。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　次の質問、イですけれども、これはちょっとすみません、時間の関係で取り下げさせてください。

そこでちょっと関連するんですけれども、県の行動計画がありますよね。行動計画の主たる目的について簡単に御説明をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時56分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　行動計画の目的といたしましては、病原性が高い新型インフルエンザなどの危険性の高い新感染症などが発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的にということで法が制定されておりますので、これに基づいた行動計画ということで理解しております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　主要６項目の中に、３番で情報提供・共有とありますけれども、その中の情報共有の目的をちょっと読み上げてもらっていいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　主要６項目のうちの６番目の県民生活及び……

○西銘　啓史郎君　休憩してください。

違います。３、情報提供の共有を読み上げてもらって。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　失礼いたしました。

「情報提供・共有の目的」というところを読み上げます。「県の危機管理に関わる重要な課題という共有の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、県民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において国、県、市町村、医療機関、事業者、県民の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のもので、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する」と書かれております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　部長、すみません。ついでに「(4)発生時における県民等への情報提供及び共有」について読み上げてもらってよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　「新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う」ということです。

○西銘　啓史郎君　県民についてはというところ、最後の数行。県民についてはというところも読んでください。

○保健医療部長（大城玲子さん）　「県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う」とあります。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事に伺います。

知事、この主要６項目の情報提供・共有については、沖縄県として十分であるとお考えでしょうか。御答弁願います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時０分休憩

午後０時１分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○西銘　啓史郎君　いや部長、知事にちょっと答弁していただきたい。知事がどう考えているのか。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず保健医療部としてやっていることをお答えさせていただきたいと思います。

日々の感染状況につきまして、ホームページで公表するとともに、毎日医療技監が対応して感染状況についてブリーフィングを行っているところでございます。それに応じて報道をしていただいているというふうに認識しております。それから、感染状況につきましては、県のホームページで特別のサイトを設けて毎日更新している状況でございます。まだ足りない部分も、不足の部分もあるかとは思いますが、工夫していきたいと考えているところです。

○西銘　啓史郎君　知事､答弁しますか。できますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　連日のこの状況については、総括情報部を中心に、全庁、各部局でしっかり情報共有を図れるよう、そのことにもしっかり努めております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私はこの行動計画に沿っていないと思います。まず理由は、目的のところで双方向というのが出てきました。それと県民、いろんな多様な媒体を用いてということで、私、一度知事にも県の番組を使って広報すべきじゃないかということも提言申し上げました。一度ＱＡＢの番組に出たのは拝見しました。しかし、やはり情報の取れない方々がたくさんいるわけですよ。その辺、県としては十分ではないと思います。これは強く提言をしておきます。

それとエに行きます。

公立高校の休校・解除について決定から通知に至る経緯を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時３分休憩

午後０時３分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今回の感染拡大は、過去の流行と異なり未成年者の感染者が多く、家庭内及び学校内での感染を多数確認し、緊急事態措置後も感染拡大が続いたことから、６月２日に感染症専門家会議からの意見を聴取しまして、翌６月３日の対策本部会議にて７日から20日までの県立学校の休校を要請することを決定いたしました。その後、教育委員会から市町村教育委員会に対し情報をその同日中に提供していると聞いております。その対応によって、小学生、中学生、高校生の感染者数が、休校措置後１週間で90名減少し135名となりました。また学校ＰＣＲ支援チームによる迅速な検査体制の構築ができたこともございましたので、６月17日に休校措置延長の要請をしないことを決定し、教育委員会が休校措置の解除を通知したところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事、これは知事が専門家会議に出ていないということでしたので、私はあえて議事概要をずっと取り寄せて読んでいます。残念ながら６月２日の専門家会議では、休校措置には賛成という意見と、休校だけありきは反対という２つの意見が出ています。そのまとめとしての結論の中に、休校については一言も触れていません。ですからどこで決まったのか、見えないんです。先ほど言いました数字、どういったデータに基づいて225名から135名が、科学的な数字で減ったと言えるのか。感覚論、感情論ではいけないと私は思います。それから解除についても、どういったデータがあったのか全く分かりませんが、これでいいと思うのか。教育長、どういう考えがあったのかお答え願います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

まず、先ほど休校に至った経緯は、保健医療部長からもございましたように、児童生徒の感染が拡大していたというところがございました。基本的には、学校の休校に当たっては、文科省のほうでマニュアルを示しておりまして、地域の一斉の臨時休業というのは当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合に限るような措置であって、学校のみ休業するということは、学びの保障、心身の影響から避けるべきというところがございました。ただ一方で、今回学校のほうで急拡大したということ、また部活動等でもクラスターが発生したというところもありまして、子供たちの安全・安心を守るという観点から、対策本部から休校要請がございましたので、じゃこの期間に限ってということで、専門家会議も２週間というところがございましたので、そういったものも総合的に判断して、また併せて感染者が減少したというところもございましたので、２週間で措置は解除していただきたいということで、教育委員会のほうから本部宛て要請したところでございます。

以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　先ほどの情報の共有の中でもありました。対策決定のプロセス、科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮して判断されたか、対策の理由、実施主体を明確にとありました。これは正直言って、いろんなものが不十分だと思います。ぜひ、改めていただければと思います。
休憩お願いします。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後０時６分休憩
午後０時６分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○西銘　啓史郎君　(2) のア、５月臨時議会中の上京についてですけど、決定の経緯、どのように決まったのか教えてください。
○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。
今回の要請につきましては、来年本土復帰50年の大きな節目を迎えるに当たり、日米両政府に対して在沖米軍基地のさらなる整理縮小や基地負担の実質的軽減などを求めるものであり、両政府において検討を行っていただくためにも、１年前までの要請が必要と考え、本年２月頃から要請の時期を慎重に検討してきたところでございます。
加えて、新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加を受け、加藤官房長官、岸防衛大臣、藤井内閣府副大臣に対して、沖縄県の新型コロナウイルスの実情を訴えるとともに、国内空港での戦略的なＰＣＲ検査体制の構築、大規模接種センターの設置、ワクチン接種の優先順位等について直接要請する必要があると判断し、上京したものであります。
以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　謝花副知事、照屋副知事、この件は事前に話は了解していたんでしょうか。お答えください。
○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　ちょうど臨時議会の最中ではございましたけれども、やはり先ほど公室長から答弁がございましたように、コロナウイルスの感染症の拡大を踏まえて、その実情を訴え、そしてＰＣＲ検査体制の構築、そういったものを要請するのは必要だろうというふうに考えていました。
○西銘　啓史郎君　照屋副知事。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後０時８分休憩
午後０時８分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
照屋副知事。
○副知事（照屋義実君）　知事の上京につきましては、あらかた存じ上げておりました。要請の内容につきましても、あらかた知っておりました。
○西銘　啓史郎君　休憩お願いします。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後０時９分休憩
午後０時９分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○副知事（照屋義実君）　失礼いたしました。
議運のときも、ちょっと勘違いをした発言が私にあったなというふうなことを、終わった後振り返って気がついたところでありましたし、当日の新聞を見たら、知事上京という記載がありましたので、これは新聞を御覧になる方は等しく皆さん御存じだと思うんですけれども、私は見てはいたはずだけれども、しっかり記憶になくて、あのような発言になったというふうに考えております。申し訳ありません。
○西銘　啓史郎君　休憩。休憩。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後０時10分休憩
午後０時11分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　政策参与についてはちょっともう時間もないので、(2) のイもちょっとすみません。
知事、新型コロナウイルスで全国、全世界の取組の差というものは、私は各国、各都道府県知事のリーダーシップと危機管理対応能力の差と言っても過言ではないと思います。未曽有の経験の中で、過去に学び他国に学び、また他県に学ぶということが私はとっても大事だと思います。そういう中で、先ほど申し上げました科学的データに基づかない感覚的な判断や感情的な判断は、私は不安で危険だと思います。ぜひクライシスマネジメント、危機が発生したときに初期対応を迅速に行い二次被害を防ぐこと、これを特に全部長含めて保健医療部長、体調本当に心配しています。過労で倒れないように。声も少しかすれていますので、健康に留意して､特に副知事もそれを支えてください。
以上を申し上げて質問を終わります。
ありがとうございました。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後０時13分休憩

午後１時30分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲村　家治君　議長。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時30分休憩

午後１時31分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

仲村家治君。

〔仲村家治君登壇〕

○仲村　家治君　昨年の６月に初当選して１年がたち、２周目の定例会に入ります。また気を引き締めて頑張ってまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、質問通告書に基づきまして質問をいたします。

１、港湾行政について。

(1)、那覇港管理組合における浦添ふ頭地区における民港の形状案の公表についての知事の所感についてお伺いします。

(2)、これまでの県議会において、那覇港湾施設の移設についての問いに、民港の形状案を優先し、その後に協議会で議論すべきだと知事は何度も答弁をしておられました。いよいよ民港の形状案が公表され、建設に向けてのスケジュールはどうなっておりますでしょうか。

２、那覇港湾施設の移設について。

(1)、去る４月12日の知事、那覇市長、浦添市長の三者会談での内容を問う。

(2)、三者会談後の知事の記者会見の内容について問う。

(3)、４月14日の松本浦添市長の記者懇談会の内容を問う。

(4)、４月21日の城間那覇市長の定例記者会見の内容を問う。

この (1) から (4) までの記者会見は、これは三者対談の中身を受けての知事、浦添市長、那覇市長の件ですのでよろしくお願いいたします。

(5)、５月19日に行われた移設協議会の内容を問う。

(6)、那覇軍港用地等地主会と那覇市と知事との意見交換会は開催されましたでしょうか。

大きい３、沖縄の食文化の象徴である島豆腐について。

(1)、国際的な衛生管理基準ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理が６月１日から義務化され、沖縄の食文化の象徴であるアチコーコーの島豆腐やゆし豆腐の管理基準が厳しくなった。詳細を問う。

(2)、今回のＨＡＣＣＰによる危機的な島豆腐文化に対して、県としてどのような支援を考えているか問います。

(3)、沖縄の伝統文化の継承についての食文化の位置づけはどうなっているか問います。

(4)、しまくとぅばの普及に関連する予算について。

大きい４、道路・公園行政について。

(1)、県内のアカギの葉枯れが広がっている問題。経緯と原因と対策を問う。

大きい５、海の安全・安心について。

(1)、水上安全条例改正後の組織等の状況を問う。

(2)、自然海岸の安全・安心の状況を問う。

(3)、神奈川県と日本ライフセービング協会が昨年に引き続き協定を結んだ。その内容を問う。

(4)、沖縄ライフセービング協会が中心になって県内の自然海岸などのボランティア・パトロールの活動を開始している。活動内容を把握しているか。

(5)、６月９日に知事は、沖縄振興計画の素案を県振興審議会に諮問した。その中の「海洋立国への貢献」を掲げたとの報道があったがその内容について問う。

６、我が党の代表質問との関連について。

花城大輔議員の代表質問、２(1) のエ、普天間飛行場の早期返還について。

県は、統合計画による嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還の実施に加えて、約１万ヘクタール程度の返還が必要と試算しているが、それに該当する施設・区域は示していない。どこを想定しているか、海兵隊施設の全面返還を求めるのか、改めて問いたい。

(2) 番目に石原朝子議員の１の (4)、沖縄振興策の推進について。

我が自民党県連は、沖縄振興特別措置法の10年延長と一括交付金の拡充、沖縄振興開発金融公庫の存続など４項目の実現を自民党沖縄振興調査会（小渕優子会長）に要請した。その中で委員から、県の決意とビジョンが不足しているとの指摘があった。このことについて県の認識を改めて問いたい。

(3) 番目、同石原議員の２の (5)、新型コロナウイルス感染症対策について。

ワクチン接種について、本県は他県に比べ遅れが目立つ。その要因は何か。ワクチン確保に問題があったのか、打ち手の確保に問題があったのか。また、県のワクチン接種の基本計画・方針はどのような内容か、改めて問いたい。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲村家治議員の御質問にお答えいたします。

２、那覇港湾施設の移設についての御質問の中の(2)、三者面談後の記者会見についてお答えいたします。

去る４月の記者会見で、私は、三者面談において、引き続き県、那覇市及び浦添市の三者が一体となって、民港及び那覇港湾施設の移設推進に取り組むべく意見交換を行ったこと、先行返還については、現行計画を進めていく中で、早期のまちづくりのための一つの考えとして求めたものであり、移設なき返還を求めたものではないと説明したことについて発言いたしました。また、那覇港湾施設については遊休化が指摘されていることなどを踏まえ、移設面積を可能な限り縮小していただきたいとの県の考えを併せて述べたものであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　１、港湾行政について(1)、浦添ふ頭地区における民港の形状案についてお答えいたします。

那覇港管理組合では、那覇港管理組合構成団体調整会議において、浦添ふ頭地区における民港の形状案について合意し、令和３年３月31日に公表しております。民港の形状案については、沖縄県ＳＤＧｓ推進方針や国の港湾の中長期政策ポート2030等を踏まえ、物流空間、交流・にぎわい空間ともに、経済効果の創出を図りつつ、浦添の自然環境に最大限配慮し生かすことができる形状案になっていると考えております。

同じく１の(2)、民港の建設に向けてのスケジュールについてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、港湾計画改訂のスケジュールとして、那覇港湾施設の代替施設の位置が示され、民港との整合が確認された後、港湾計画改訂までに約20か月間かかると見込んでいるとのことであります。改訂後の港湾計画に位置づけられた港湾施設の事業化については、港湾の利用状況、港湾利用者のニーズ、費用対効果や予算措置状況等、様々な観点から判断することになるとのことであります。

次に５、海の安全・安心について(2)、自然海岸の安全・安心の取組状況についてお答えいたします。

自然海岸における安全管理については、沖縄ライフセービング協会等の関係団体から情報収集を行い、現状の把握に努めているところであります。また、他県における取組状況を調査し、現在、その結果を分析しているところであります。

県としては、関係団体等と意見交換を行い、今後の対応について検討してまいります。

同じく５の(3)、神奈川県と日本ライフセービング協会との協定についてお答えいたします。

神奈川県に確認したところ、昨年度、海岸における水難事故防止等に向けた取組を推進し、安全・安心な海岸づくりの実現を図るため、公益財団法人日本ライフセービング協会と包括協定を締結したと聞いております。今年度も包括協定に基づき、神奈川県が管理する海水浴場を対象に、令和３年７月から９月までの期間における海岸水難事故防止活動の実施に関する協定を締結し、事故防止に取り組むとのことであります。

同じく５の(4)、沖縄ライフセービング協会によるボランティア・パトロールについてお答えいたします。

沖縄ライフセービング協会は、沖縄本島及び石垣島において、毎週土曜日に一定の区域の海岸パトロールを行い、救助が必要な場合に備えていると聞いております。また、海岸利用者に対して、リーフレットの配布等を行い、安全に海岸を利用できるよう注意喚起を行っているとのことであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　２、那覇港湾施設の移設についての(1)、４月12日の三者面談の内容についてお答えいたします。

去る４月12日の三者面談においては、これまでの経緯を踏まえ、那覇港湾施設の移設推進について、引き続き三者が一体となって取り組んでいくことなどの意見交換がなされました。また、知事からは、令和２年10月10日に加藤官房長官に先行返還を求めた件について、現行計画を進めていく中で、早期のまちづくりのため、先行返還という考えもあるのではないかという趣旨でお話をさせていただいたものであり、移設なき返還を求めるものではないということを説明いたしました。

同じく２の(3)、４月14日の松本浦添市長の記者懇談会の内容についてお答えをいたします。

松本浦添市長の４月14日の記者懇談会について浦添市に確認したところ、三者面談後の会見では知事の発言を否定しなかったが、面談では軍港の面積縮小を政府に求めていく議論はしていない、環境への負荷の観点から配慮を求めるのは当然だが、それがイコール

代替施設の縮小を求めるものではない、自然環境への配慮を求める点では一致している、形状や工法も含め、自然環境の負荷を減らす努力を政府に要望したいといった旨の発言をしているとのことであります。

同じく２の (4)、城間那覇市長の定例記者会見の内容についてお答えをいたします。

城間那覇市長の４月21日の定例記者会見について那覇市に確認したところ、那覇港湾施設の代替施設の面積縮小を求めることについて、三者面談で話題になったかもしれないが、合意事項ではなかったと思う、那覇市が面積縮小を求めることについて、市としてそこまで考えが熟成していない、知事の三者面談後の記者会見における発言について、那覇港湾施設が浦添に移設される時点で現在の面積より縮小されるため、そのことと受け止めていた、さらなる縮小を求めるという意識はなかったといった旨の発言をしていたとのことであります。

同じく２の (5)、５月19日の移設協議会の内容についてお答えいたします。

去る５月19日に開催された第27回那覇港湾施設移設に関する協議会においては、那覇港管理組合から、浦添ふ頭地区における民港の形状案が報告されました。これに対し、防衛省において、同形状案との整合を図りつつ移設を進めるべく、今後、技術的な検討を進めることが確認されたところであります。

今後、移設協議会において、防衛省から代替施設の配置案が示され、民港との整合等が確認されることになると考えております。

同じく２の (6)、那覇市等との意見交換についてお答えいたします。

県は、那覇港湾施設の代替施設の提供に先立つ早期の返還については、那覇市及び地権者の意向を踏まえることが重要であると考えており、今月、那覇市の担当部署に対し、早期返還を求める県の考え方について説明を行ったところです。その中で、基地負担の軽減と産業振興の観点から、引き続き代替施設の提供に先立つ早期の返還の可能性についても求めていきたいとの説明を行いました。

県としましては、引き続き那覇市及び地権者と連携し調整してまいりたいと考えております。

６、我が党の代表質問との関連についての (1)、返還を求める米軍施設についてお答えをいたします。

今回の要請は、日米安全保障体制の維持と基地の整理縮小との両立や駐留軍等労働者の雇用確保などを踏まえて、日米両政府において、在沖海兵隊の段階的な整理縮小等、具体的な返還計画の検討・策定を行うことを求めるものであり、そのことが米軍基地の整理縮小の実現可能性を高めることになると考えております。

そのため、県としては、経済活動の制約となっている中南部都市圏の米軍基地や、駐留軍等労働者が少ない訓練場等については、日米両政府において返還を検討していただく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　３、沖縄の食文化の象徴である島豆腐についての御質問のうち (1)、衛生管理基準についてお答えいたします。

島豆腐を製造する事業者は、事業者団体及び有識者等から構成された協議会が作成し、厚生労働省が認めた「温かい状態で販売する島豆腐小規模製造事業者におけるＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」を参考にして衛生管理を行う必要があります。手引書では、加熱に強いセレウス菌が増殖しないよう製品温度を55度以上の状態で維持し、また、55度未満に低下した際３時間以内で消費するか、速やかに冷却し冷蔵保存するよう示されております。

同じく３の (2)、事業者への支援についてお答えいたします。

島豆腐を製造する事業者に対する技術的な支援としまして、各保健所職員が事業所への立入り等を行い、手引書に基づいてＨＡＣＣＰ導入への助言・指導を行っており、今後も事業者からの衛生管理に係る相談につきましては、丁寧に対応していきたいと考えております。ＨＡＣＣＰの導入に伴い、施設整備を希望する事業者に対しましては、県の融資制度の活用も可能となっているところでございます。

次に６、代表質問との関連についての御質問のうち (3)、ワクチン接種の状況及び方針についてお答えいたします。

６月27日時点の全年代の１回目の接種率は全国16.84％に対し本県は13.14％、２回目の接種率は全国が6.54％に対し本県は5.05％となっており、都市部において接種体制の構築に時間を要していることや、現在の接種対象者の中心が高齢者のため、本県の高齢化率が低いことが相対的に接種率が低くなる要因と考えます。

県としましては、各市町村における接種が円滑に進むよう支援するとともに、県全体のワクチン接種を加速化するための計画を策定し、取組を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　３、沖縄の食文化の象徴である島豆腐についての (3)、沖縄の伝統的な食文化への取組についてお答えします。

本県の食文化は、地理的特性や歴史的過程を経て醸成された独特のものであり、先人たちによって育まれた医食同源の思想等、将来にわたって保存、普及、継承されるべき大切なものであると考えております。

このため、県では平成28年度に沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画を策定し、県民が食文化の価値を再認識し継承していく機運の醸成等に取り組んでいるところであります。

同じく３の (4)、しまくとぅば普及に関する予算についてお答えいたします。

県内各地において受け継がれてきたしまくとぅばは、組踊、琉球舞踊、島唄などの沖縄文化の基層であり、沖縄県民のアイデンティティーのよりどころであります。そのため、県では、県民大会の開催、功労者表彰、読本配布、民間団体への補助、しまくとぅば普及センターを中心とした人材養成など、しまくとぅば普及継承のための取組を行ってきたところであります。

事業費の実績は、平成30年度が7258万9000円、令和元年度が9101万4000円、令和２年度が8778万3000円となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　４、道路・公園行政についての (1)、アカギ被害の経緯等についてお答えいたします。

令和元年６月に県内で初めてアカギの被害が確認され、令和２年９月時点で約8000本の被害となっております。原因は、アカギヒメヨコバイという国内初確認の外来種であり、現時点では、農薬取締法上、登録農薬がないため、薬剤による駆除ができないことから、枝葉の剪定により対処されています。

そのため県では、関係機関と連携し、農薬登録申請に必要な効果試験等を実施済みであり、引き続き農薬の早期登録に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

〔警察本部長　日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君）　５、海の安全・安心についての御質問のうち (1)、水上安全条例改正後の組織等の状況についてお答えいたします。

県警察では、水上安全対策の取組を推進するため、本年４月、警察本部に地域部を設置し、同部地域課に警視の階級にある者を長とする水上安全対策室を設置するなど体制強化を図り、県民への積極的な各種広報、マリンレジャー業者やマリンレジャー団体との連携強化に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　５、海の安全・安心についての (5)、海洋立国への貢献との報道についてお答えいたします。

新たな振興計画（素案）においては、社会・経済・環境の３つの側面が調和する統合的取組を推進することとしております。海洋の観点で申し上げると、本県は、我が国の南西端に至る広大な海域の確保に寄与しており、持続可能なブルーエコノミーを推進していくこととしております。あわせて、海域保全の起点となる離島の振興を図ることとしております。また、我が国が推進する2050年脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、量だけでなく質も併せて向上させるサステーナブル・ツーリズムの推進など世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に取り組むこととしております。

次に６、我が党の代表質問との関連についての (2)、新たな沖縄振興に向けた県の決意とビジョンについてお答えいたします。

新たな振興計画（素案）においては、ＳＤＧｓを取り入れ、社会・経済・環境の３つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、ウイズコロナからアフターコロナの新しい生活様式に適合する安全・安心で幸福が実感できる島を形成し、アジアをはじめ世界との経済のかけ橋となり、県民全ての幸福感を高めるなど、自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目標としております。これら施策の展開に必要な制度の拡充・創設については、適宜機会を逸することなく、知事を先頭に市町村長と一丸となって、国の関係要路へ御理解と御協力を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

休憩いたします。

午後１時59分休憩

午後１時59分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲村　家治君　それでは、質問の順番を若干変更しますが、まず島豆腐の件ですけれども、これはＨＡＣＣＰの国際的なということで、先ほど大城部長からもありましたし、また文化観光スポーツ部長からもありました。

基本的に、厳密に衛生管理の観点から俗に言うアチコーコーの島豆腐の買える期間が短くなったというものがあるんですけれども、昔から島豆腐イコールアチコーコーという文化がありましたし、私が小さいときは母に近所のマチヤーグヮーに行って豆腐を買ってきなさいということで、アチコーコーの島豆腐を買って、そのお使いの駄賃代わりに少し豆腐を切って食べた文化がありました。それが今はもう一般的にはスーパーということで、スーパーにも限られた時間でしか現在置かれていません。パックに入ったものも、ヤマト形式で水が入っている状況なんですけれども、先ほど事業者から相談とか融資があるという話があったんですが、それを踏まえて相談があったらということで受け身なんです。県の豆腐の組合とかがあると思うんですけれども、もう少し積極的に何かありますかという申入れをしたほうがいいんじゃないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時１分休憩

午後２時１分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　島豆腐に関しましては、ＨＡＣＣＰの導入に伴って販売の方法等についていろいろ制約が出てきていることは事実でございます。事業者団体とも保健所を通して衛生監視の観点から意見交換などは行っているところでございますので、今後とも事業者団体の御意見は丁寧に聞いてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

○仲村　家治君　大城部長、いろんなことをやっていらっしゃって大変だと思うんですけれども、島豆腐を忘れないようにお願いします。

私の古い知り合いの先輩から、「シマ豆腐紀行」という本を10年前に頂いたんですけれども、どこかに消えてしまって、再度借りてきたんです。知事もよく知っている宮里さんです。面白い本で、沖縄の島豆腐というのは、沖縄だけじゃないんです。全国そして南米、ハワイまでこのアチコーコー豆腐の文化があるということで、本当に身近なソウルフードの最たる食材ですので、知事ぜひ、先ほど大城部長からもありましたけれども、島豆腐を守っていくということで決意で述べていただけますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄の食文化の象徴である島豆腐も、チャンプルーで使うにはこれしかないというぐらい県民はこの固さと味わいに食のアイデンティティーがしっかり結びついていると思います。そういう視点から食文化をどのようにして守っていくのかということは、さらに業者の皆さんともしっかり意見交換をさせていただき、アチコーコー豆腐の文化を保全していくためにどのような支援ができるのかについても、改めて検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

○仲村　家治君　ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、続きましてアカギの葉枯れなんですけれども、実際に私の近所の方から、これは那覇市道なんですが、街路樹で年三、四回葉っぱが枯れて――最初は一度枯れて葉が落ちて、また若葉が出てきて終わるのかと思ったらまた虫がついて、これが年間三、四回繰り返されて落ち葉を掃除するのが大変だと。おまけにこの虫は、樹液なのか体液なのか分からないんですけれども、茶色い液を出すんです。そうしたら、車のボンネットにも染みついて落ちないということなんですけれども、今ようやく原因が分かってこの虫を駆除するために調査研究しているということなんです。見ていると剪定して擬木のようなアカギがあちこちあります。これは早急に――根っこから早く切りなさいという過激な方もいるんですけれども、アカギはやはり大変沖縄の風土に合っていて、日中の直射日光からも日陰をつくってくれる最高の木だと思っていますので、いま一度この対策について決意を述べていただけますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　お答えします。

現在このアカギヒメヨコバイを駆除するための登録された農薬がないことから、薬剤による駆除ができない状況でございます。そのため県では、関係機関と連携して、農薬登録に必要な効果試験等を実施済みでございまして、今、農薬メーカーのほうがその結果に基づきまして農薬登録の申請を行った段階でございます。早急に登録がなされますよう――この場合は、農薬登録の適用拡大という手続でございますけれども、引き続き関係機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

○仲村　家治君　幸い、アカギにしかつかないということです。ほかの樹木にも波及すると大変なことになりますので、早急に対策を取っていただきたい。またデイゴも外来の害虫が入ってきて、ほぼ今デイゴの街路樹はない。あと松くい虫の影響でリュウキュウマツ、琉球王国のすばらしい風景も消えつつあるということで、この辺は、沖縄の風景というのはそういう樹木でも支えられていることですので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時７分休憩

午後２時７分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲村　家治君　１番の港湾行政についてです。

土建部長、４月から替わりましたけれども前任者の上原部長を相当、私、追及して、本当に部長は悪くはないんですが、港湾の組合からそういう回答が来て、答弁して、私は違うだろうということで散々言って、ようやく民港の形状案が昨年度末に出てきて、やっと那覇港管理組合の計画がスタートしたと思うのです。先ほど大まかなスケジュールを聞いたんですが、直接は管理組合で議論されると思うんですけれども、新たに就任した部長として民港の推進についてどう感じているかよろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　那覇港につきましては、議員おっしゃるとおり那覇港管理組合で実際の事業を執り行っているところではございますけれども、沖縄県もやはり構成団体の一員として深く関わりがあることでございます。那覇港は御存じのとおり、沖縄県で最大の貨物量を取り扱う港ということで、今後もぜひ将来の貨物量が増大して、敷地につきましても逼迫しているような状況があるというふうに聞いておりますので、今後とも那覇港の発展のためにその一助となればと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

○仲村　家治君　続きまして、那覇港湾施設の移設についての項目に移りますけれども、知事、４月12日の知事、那覇市長、浦添市長の三者会談の後、知事が記者会見で述べたことを４月14日に浦添市長、４月21日に那覇市長が否定的な会見をなさいました。それに対して知事はどう思っているのでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時10分休憩

午後２時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　去る４月12日の三者面談においては、これまでの経緯を踏まえ、那覇港湾施設の移設推進について、引き続き三者が一体となって取り組んでいこうということを意見交換させていただいたものであります。

三者面談においては、特に代替施設の面積の縮小については意見交換を行わなかったんですが、県としては、那覇港施設については遊休化が指摘されているということ、民港部分においては現行計画よりも面積を縮小する案が示されていること、それから環境保全に最大限配慮することとしていること、それらを踏まえて、日米合同委員会において改めて移設に必要な面積を検証し、移設面積を可能な限り縮小していただきたいと考えていることから、三者面談後の記者会見で県の考え方を述べさせていただいたものであります。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

○仲村　家治君　那覇市長と浦添市長が知事の見解について、否定的なことを定例の会見上で述べているというのは大変重たいと私は思います。知事、こういう発言をするときは両市長に対しても再度確認をして、正式な会見ですので慎重にやられたほうがいいと思うんですよ。何で否定するような会見を両市長がやらないといけないかというのは、知事自身よく分かっているじゃないですか。この件に関しましては、後ほどうちの会派の島尻議員もやると思いますのでこれ以上質問はやめますけれども、再三同じような那覇港のアンケートのときも説明した、しない。結局アンケートが中断された。そのようなことを何度も何度も意見の違いがあって、県が言っていることと那覇市が言っていること、浦添市が言っていることが違うという。こういうのは、あなた、県のトップリーダーとしての知事の発言は重たいんですよ。しっかりした形で、気をつけて発言していただきたい。この件に関しては、これ以上触れませんけれども、ぜひ自覚を持っていただきたいなと思っております。

続きまして、港湾施設の (6) の那覇軍用地主会との意見交換会は、12月議会でも――その当時知事は欠席なさっていました。謝花副知事が発言なされた。前回は知事がいろんな意見があるので努力しますという発言があったんですけれども、先ほど知事公室長は事務方と話をしたという話なんですが、であればトップがやる必要は当面ないと思うんです。事務方で三者が、例えば那覇市地主会、県、キンザーも跡地利用の話をしないといけないので、県、浦添地主会、この二

者の――普天間もそうなんですけれども、早急に事務方でいいので、そういう話合いをするような場所を設けたほうがいいと思うんですがどうでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。
○知事公室長（金城　賢君）　仲村議員から地権者も交えた意見交換、協議ということでございますけれども、県といたしましては、那覇港湾施設の返還跡地の重要性に鑑みまして、まずは行政レベルでしっかりと意見交換を行ってまいりたいと考えています。
○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。
○仲村　家治君　続きまして、ワクチンに関連する話なんですけれども、24日、池田総務部長が保健医療部参事監を兼務するという人事が発令されました。池田部長でよろしいんですけれども、この辞令はどういう仕事の内容か教えていただけますか。
○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。
○総務部長（池田竹州君）　ワクチンの接種につきましては、保健医療部・総括情報部で進められているところでございます。そのうちさきの議会で予算を議決いただきました３か所目の接種センターで、例えばエッセンシャルワーカーなどについて接種をしていく、あるいはそのほかの言わば合同接種のようなところもお手伝いをしていくということで、その辺の庁内調整につきましては、総務部が組織とか人事とか調整経験が豊富ですので、そこの計画につきまして私どものほうが庁内の調整をして、接種の加速について取り組んでいきたいというふうに考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。
○仲村　家治君　去る補正予算で、今まさしくおっしゃったエッセンシャルワーカー等ワクチン接種加速化事業ですか――おといか、昨日公募していますよね、大城部長。これを見るとなかなか運営とか設置会場の確保、いろいろ細かくこの受託した人たちが完結するという事業内容なんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　今、提案募集をしていますのは、その会場でのセンターの運営を一括して担っていただけるところを業務委託するという形で募集しております。
○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。
○仲村　家治君　この辺は、沖縄県の医師会とか相談しているんでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　先行して設置しております２か所については、県医師会を中心に受けていただいております。この３か所目につきましても事前に相談いたしまして、このような形になっているところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。
○仲村　家治君　土曜日に武道館のほうに行ったんです。土曜日の夕方だったので接種者が少なかったですけれども、國場代議士、西銘啓史郎さん、新垣淑豊さんと行ったんですが、まだ改良の余地があるということを感じました。よく大名行列型というのがありますが、それを検討する余地があると思うんですけれどもどうでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　既設の２会場については、レーン方式で５レーンをつくってやっております。第３会場につきましては、提案募集型ですので提案がどういう形で出てくるのかを見まして、効率的なところを選定することになろうかと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。
○仲村　家治君　第３の会場の応募者が１社であっても、それはどのように対処するんでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　提案を募集しまして、応募者が１か所であっても、私どもの保健医療部内で審査会を開いておりまして、その中で運営が可能かどうか、効率的かどうかなどを判断しまして、審査したいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。
○仲村　家治君　県内でこれを受託するようなところがあるかどうか分からないんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　県内にこだわらずに、全国的な規模のところでももちろんお受けいただけると思っておりますので、その内容によって審査したいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。
○仲村　家治君　とりあえず接種率が上がるようにぜひやってください。
　以上です。
○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。
　　〔島尻忠明君登壇〕
○島尻　忠明君　皆さん、こんにちは。
　沖縄・自民党、島尻忠明です。
　所感を申し上げ、一般質問を行います。
　新型コロナウイルス感染防止対策として、昨年４月初旬に１回目となる緊急事態宣言が発出され、今月20日を期限として４回目となる緊急事態宣言も、宣

言解除の目安となる指標が解除に必要なレベルに至らず、来月11日まで３週間の延長を余儀なくされるなど、日々の県民生活と経済生活に与える影響は極めて大きく、深刻な状況下にあります。この間の取組に問題はなかったのか、改めて検証する必要があるものと考えます。しかし、そうした予断を許さない深刻な状況にあってさえ、強い使命感の下、治療の最前線で県民の命を守る医療関係者、県保健医療部、県職員の不眠不休の御尽力に対し、改めて感謝申し上げます。

さて、今月４日の沖縄タイムスに2021年の県内出生率が前年比7.5％減となる推計値が南西地域産業活性化センターの調査結果として報道されていました。復帰以降で最も高い減少率となり、その背景として、コロナ拡大による休業や失業などで雇用環境が悪化し、経済的な不安定要素があると指摘しております。その上で、今後はデジタル変革を推進できる人材の育成や、子育て支援などの少子化対策に取り組んでいく必要があるとしております。こうして少子化が計量的に数値で具体的に示され、現実問題であることを改めて再認識させられるように、県内でも小中学校の閉校が見られるようになってきました。

私の生まれ島、伊良部島でも小中学校が統合され、今年３月には島唯一の高校も閉校いたしました。小さな島から大きな挑戦を合い言葉に、1984年に宮古高校の分校として開校した伊良部高校。２年後の86年には、伊良部高校として独立したものの、今年３月卒業生や関係者はもちろんのこと、島で暮らす全ての人に惜しまれながらも、少子化の波は避けられず、37年の歴史に幕を下ろし閉校いたしました。これまで島唯一の高校として2170人の卒業生を送り出し、男子バレーボール部は全国大会に６度出場するなど、小さな島から大きな挑戦の合い言葉を体現し、島の生活に活力を与え、島の子供たちにやる気と勇気を与えてきました。ここに改めて37年前、伊良部高校開校に御尽力をいただいた関係者はもちろんのこと、開校に向け思いを一つに取り組んできた島の先輩方に敬意を表し感謝申し上げます。今後は残された教育施設を最大限に生かすべく、時代の趨勢をしっかりと見極め、時流に乗り遅れることなくこれからの島の活性化に効果的に生かされるよう跡地利用の在り方を検討し、その実現に向けて取り組んでいくことこそが島の先人の労に報いることになるものと考えます。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、コロナ対策、感染防止対策について。

ア、沖縄県には、今回のような危機に対処した危機管理マニュアルに相当する指針等はあるのか否か。あるとした場合、今回のようなウイルスも視野に入った指針になっているのか伺います。

イ、県において新型コロナウイルス対策をマネジメントしている部署は保健医療部となっていると思いますが、本来、保健医療部は一般的な感染症を所管するところであり、危機管理マネジメントを行う部署ではないものと考えており、県民の生活支援、経済支援等を含めた全庁横断的なマネジメントの実態はどうなっているのかお聞きいたします。

ウ、さらに、今回のように非常事態宣言が発出されるような危機にあっては、速やかに全体を把握し、組織横断的に一丸となり必要な対応策を徹底していくためには、危機管理をマネジメントする部署として、知事公室こそがその役割を担うべきものと考えますが見解を伺います。

(2)、那覇港湾計画改訂と浦添埠頭地区・西海岸開発について伺います。

ア、現港湾計画と比較して33ヘクタール、約23％縮小した今回の合意案をどのように評価しているのか、那覇港管理組合管理者である知事の見解を伺います。

イ、縮小した合意案にあって、物流空間が77ヘクタールの算定根拠となる貨物量推計手法について伺います。また、貨物量推計の手法として犠牲量モデルに用いた経済成長率等の各種経済指標の数値と、現在策定中の新たな振興計画に用いている数値との整合性についても伺います。

ウ、那覇港の整備費用は管理組合設立時に６対３対１での各母体の負担割合が決まっており、県の負担割合は６割となっています。そこで事業が残る新港埠頭地区の事業完了なく、県は必要な予算を６割負担して浦添埠頭地区の物流空間と交流・にぎわい空間の事業着手はあり得るのか伺います。

エ、去る５月19日に開催された第27回那覇港湾移設に関する協議会において、何を議論し、何を確認したのか、また、県として何を要望したのか伺います。

(3)、伊良部高校跡地利用について。

ア、伊良部島の発展の源泉こそは、グローバルな人材育成であると思っております。そこで、グローバル人材育成の核として、伊良部高校跡地利用を考えていくことは、島の創造的かつ持続的な発展につながっていくものと考えますが、伊良部高校跡地利用についてどのように考えているのか伺います。

イ、伊良部高校跡地利用を考えていく際には、島で生活する島民の意見を最大限尊重しながら、校歌の第

一小節に込められた「黎明告ぐる南の文化の潮寄るところ」、「永遠に伸びゆく伊良部高校」、カギスマ・伊良部、ズミスマ・伊良部となるような、島民一体となった取組が求められてくるべきものと考えますが、知事及び関係当局の見解を伺います。

(4)、沖縄県中央卸売市場について。

ア、現状と課題を伺います。

イ、施設内に空きスペースがあると聞いているが、その対応について。

ウ、仲卸業者及び売買参加者に対する支援について。

エ、中央卸売市場の建て替え等の要望について。

次に、我が党の代表質問との関連についてでございます。

我が党代表質問をいたしました花城大輔議員の１の(2)、本土復帰50年に向けた要請についてでございます。これは先日も答弁がありましたが、この50％以下の根拠をもう一度お聞かせください。

次に、関連質問の (2)、同じく花城大輔議員の２の (1) ク、自衛隊との共同使用について。

これは答弁におきまして、これまでは国外ということで私は聞き入っておりましたが、この件につきましては、県外も含むという答弁があったかのように思いますので、その辺も確認のため御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　島尻忠明議員の御質問にお答えいたします。

１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (2) のア、浦添ふ頭地区における民港の形状案についてお答えいたします。

浦添ふ頭地区における民港の形状案については、県、那覇市、浦添市及び那覇港管理組合において議論を重ね、去る３月に合意し、公表しております。民港の形状案については、沖縄県ＳＤＧｓ推進方針や国の港湾の中長期政策ポート2030等を踏まえ、物流空間、交流・にぎわい空間ともに、経済効果の創出を図りつつ、浦添の自然環境に最大限配慮し生かすことができる形状案になっていると評価しております。また、４月の三者面談後の記者会見において、松本浦添市長からは、お互いにとっていい形でつくれたとの発言がございました。

沖縄県としましては、港湾計画の改訂に向けて、引き続き那覇市、浦添市及び那覇港管理組合と連携して取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　１、知事の政治姿勢についての (1) のア、(1) のイ、(1) のウ、新型コロナウイルス感染症に対する危機管理指針及び実施体制についてお答えをいたします。１の (1) のアから１の (1) のウまでは関連しますので、一括してお答えいたします。

県では、危機が発生した場合等において、迅速な初動体制の確立と的確な応急対策等を実施することにより、県民の生命及び財産の保護並びに生活の安全を確保することを目的として、危機管理の基本を定めた沖縄県危機管理指針を作成しています。当該指針では、想定される具体的な危機事象として、大規模風水害や武力攻撃事態、感染症の蔓延、家畜伝染病等の54の危機事象を計上しており、おのおのの事象に主たる所管部室等が定められ、各部室等において、対応マニュアル等が整備されているところです。各危機事象に係る対処方針は、所管が明確かつ各部室等における個別対応が可能な事態については各部室等で対応することとされ、所管が複数部室等にまたがる場合は、主たる部室等が総合調整を行い、マニュアルに従い対応することとしています。

新型コロナウイルス感染症対策については新型インフルエンザ等対策特別措置法第７条に規定される県行動計画に基づき、県対策本部を設置し、対策に当たっております。また、沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱においては、保健医療部長が対策本部の総括情報部長を担うこととされており、国との連絡調整、市町村への指導・助言に関すること、及び本部の庶務に関すること等の事務を総理することとされています。また県民への経済支援等については、産業界等の意見を踏まえながら迅速に対応するため、商工労働部において新型コロナウイルス感染症緊急経済対策本部を設置し、全部局が連携して、経済対策に取り組んでいるところです。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策の実施に当たっては、各部が所掌する分野に係る情報を新型コロナウイルス感染症対策本部会議で共有し、現状を分析の上、課題解決に向けた対策を協議するなど、本部長である知事の指揮の下、全部局一丸となって取り組んでまいります。

同じく１の (2) のエ、第27回移設協議会の内容についてお答えをいたします。

去る５月19日に開催された第27回那覇港湾施設移

設に関する協議会においては、那覇港管理組合から、浦添ふ頭地区における民港の形状案が報告されました。これに対し、防衛省において、同形状案との整合を図りつつ移設を進めるべく、今後、技術的な検討を進めることが確認されたところであります。また、県からは、代替施設における環境保全への最大限の配慮、移設面積の縮小、代替施設の適切な配置の検討、那覇市及び地権者の意向を踏まえた代替施設の提供に先立つ早期の返還の可能性の検討などについての意見を述べました。

２、我が党の代表質問との関連についての (1)、本土復帰50年に向けた要請における在日米軍専用施設面積50％以下を目指す根拠についてお答えをいたします。

今回の要請は、基地のない平和で豊かな沖縄を求める沖縄21世紀ビジョンの考え方、統合計画による返還が全て実施されても米軍専用施設面積が全国の69％程度にとどまること、日米安全保障体制の維持と基地の整理縮小の両立、駐留軍等労働者の雇用対策などを踏まえ、日米両政府に対して、在沖海兵隊の段階的な整理縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50％以下を目指すとする具体的な数値目標の設定を求めたものであります。

同じく２の (3)、在沖米軍基地の移転についてお答えをいたします。

内閣府の調査では、国民の約８割が日米安全保障体制は日本の平和と安全に役立っていると回答しており、日米安全保障体制が重要であるならば、その負担も全国で担うべきであると考えております。県としては、沖縄の過重な米軍基地の整理縮小を図るためには、県外・国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進する必要があると考えております。本土への分散移転・ローテーション配備に当たっては、米軍専用施設と比較して、日本政府が米軍の運用に責任を持つことにより地元への影響を軽減できる自衛隊基地の米軍との共同使用を含め、検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　１、知事の政治姿勢について (2) のイ、那覇港の貨物量推計と新たな振興計画との整合についてお答えいたします。

那覇港の取扱貨物量については、那覇港管理組合において、将来推計人口等の主要経済指標、過去10年の港湾取扱貨物量等の港湾統計データや港湾関係者へのヒアリング等に基づき、貨物需要を推計しております。県は、令和３年６月に新たな振興計画の素案を公表したところであり、経済指標等についても整合が図られるものと考えております。

同じく１の (2) のウ、那覇港浦添埠頭地区における事業着手についてお答えいたします。

那覇港管理組合では、港湾計画の改訂に向けて取り組んでいるところであります。改訂後の港湾計画に位置づけられた港湾施設の事業化については、港湾の利用状況、港湾利用者のニーズ、費用対効果や予算措置状況等、様々な観点から判断することになるとのことであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (3) のア及びイ、伊良部高校跡地利用についてお答えいたします。１の (3) のアと１の (3) のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えします。

伊良部高校の跡地及び施設の利活用については、これまで、教育庁各課、県各部局、宮古島市へ照会を行ったところであります。

県教育委員会としましては、伊良部高校の跡利用については、地元に寄与できる利用の在り方が望ましいと考えており、宮古島市とも情報交換しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　１、知事の政治姿勢についての (4) のア、県中央卸売市場の現状と課題についてお答えします。

当市場の現状としまして、市場の取扱量は、産地と量販店との直接取引や農作物直売所の増加など、流通チャネルの多様化により減少傾向であります。また、開設から30年以上が経過し、建物・設備等の補修及び更新が見込まれることに併せ、コールドチェーン整備等の近年の商環境に対応した施設整備等の機能強化が求められております。

続きまして (4) のイ、空きスペースの対応についてお答えします。

当市場施設内には、令和３年６月時点で、中央棟２階の８か所、842.4平方メートルが空きスペースとなっております。現在、売買参加者から作業等のスペースとして活用したいとの要望があることから、使

用用途等について確認をしているところです。今後、売買参加者も含め市場関係者と意見交換を重ねながら、施設の有効活用に向け検討してまいります。

同じく知事の政治姿勢についての (4) のウ、仲卸業者等に対する支援についてお答えします。

県では、市場関係者のニーズに応えるため、冷蔵配送センター等の整備を通して施設の機能強化に取り組んでおります。また、市場内業者の資金繰りの円滑化を図るため、決済業務を行っている精算会社に対し、資金の貸付けを行っております。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応として、国が実施しているコロナ対策事業等の周知や施設使用料等の納付猶予を実施しております。

同じく知事の政治姿勢についての (4) のエ、建て替え等の要望についてお答えいたします。

当市場につきましては、平成27年度に策定した沖縄県中央卸売市場修繕計画に基づき、計画的な維持保全に努めているところであります。一方、市場関係者からは、建て替えについての要望も受けているところです。そのため、今年度行う調査の中では、市場の機能強化を図る改修手法の検討に加え、将来的に建て替えの検討を進める上で必要な情報等について整理する予定であります。引き続き、市場関係者と意見交換を行い、市場の機能強化及び活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

休憩いたします。

午後２時45分休憩

午後２時45分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○島尻　忠明君　それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、公室長が答弁をいたしました政治姿勢の (1) のアからウについてでございますが、私もこの答弁は知事公室、そして商工労働部、保健医療部が答弁するのかなと思っていたんですけれども、この前聞き取りに来たときに、昨日ですか、一括して答弁をするということでありましたので、私も冒頭申し上げたように、やはり今回はこういった危機的な状況でありますので、危機管理を所管するのは皆さんのところかというふうに最初から、冒頭で申し上げております。そしてそういう答弁もありましたので、ぜひ――確かに設置したその時期とは、現状は全く違っていると思うんですよ。最初はやはりコロナということで、所管であります保健医療部のほうがやっていたんですけれども、やはりこれが大分長引いておりまして、教育行政そして経済界、そして雇用問題といろんなことで大分大きな影響を受けているわけですから、やはりこの辺も踏まえて、公室長、いま一度、私が申し上げているように皆さんのほうで――所管は所管ですけれども、２階建てというんですか、そういう意味で、やはり皆さんの部署で危機管理ということでマネジメントできないものかどうか、答弁をお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　ただいま島尻議員から危機管理を所管する公室においてという御質問でございますけれども、この新型コロナウイルス実施体制につきましては、全国それぞれの地域の実情に応じて様々な形で実施をされているというふうに理解をしております。ちなみに公室のほうで、ちょっと九州各県を調べてみましたけれども、大方の県が福祉保健部を所管するところでという形もございます。今、議員から御指摘もございました形で当初と現状、全く状況も異なるという指摘もございます。

県といたしましては、現在行われている保健医療部を中心としたこの現在の実施体制を含む様々な角度から検証した上で、将来的にと申しますか、実施体制というものについて検討していく必要はあるかというようには認識をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

○島尻　忠明君　皆さんのほうから九州の件もいただきましたが、これは宮崎県では、危機管理部局で福祉保健部から資料をいただき、対策本部の運営をしているというものもあります。そしてまた、私のほうで調べたら、あと宮城県とか秋田県、山梨県とか、そういったふうにやっぱりしっかりと現場と、そしていろんなところに関係しているところに影響があるわけですから、そういう対策を取っているところもあります。さらに……。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時49分休憩

午後２時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○島尻　忠明君　ワクチン接種が始まっている状況ではありますが、我が沖縄県だけがまだ緊急事態宣言が発出されております。まだ終息すら感じられておりません。ぜひこの困難と言えるコロナ問題に関しては、私が申し上げましたように、組織の重層的かつ横断的な対応こそが求められていると思いますので、どうぞ

今回の事態は平時ではないですよね。緊急事態宣言というのが出されているわけですから、やはり今、現場も大分疲労こんぱいをしております。そのことによって、この担当部署も少しは仕事が緩和されるのではという思いがありますので、その辺も含めていま一度、これからの考え方を答弁いただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員の御意見、本当にありがとうございます。

私どもも、三役、四役も各県の取組状況をいろいろと調査研究しながら、それぞれの都道府県なりの努力をしていらっしゃる足跡といいますか、去年４月の段階から今年４月までにどういうふうに変わったかとか、そういうこともいろいろと研究をさせていただきながら、現在本当に一生懸命、保健医療部長中心に、総括情報部で担っていただいているところを本来のそれぞれの部局の担える部分に兼務ではなく、それが本務であるという形で対策本部をさらに充実させていくことも重要だろうというように認識をしております。

つきましては、もうしばらく今の緊急事態体制の中で、しっかりと業務に当たっていただきながら、我々としてもできる限りより広範な県民のニーズにしっかり応えていけるような、そういう本部体制にしていきたいと思っておりますので、引き続き研究、検討を重ねてまいります。

○島尻　忠明君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後２時51分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻　忠明君　公室長、先ほどの移設協議会、３点ほど県のほうから要望があったというふうに聞いておりましたが、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　さきの５月19日における那覇港湾施設に関する協議会におきまして、沖縄県からは４点意見を述べております。

まず１点目が、代替施設についても民港部分と同様に環境保全に最大限配慮をしていただきたいということが１点目です。

それから２点目として、日米合同委員会において改めて移設に必要な面積を検証し、移設面積を可能な限り縮小していただきたいということ。

それから３点目として、代替施設の配置案については、公表された今回の民港の形状案を踏まえまして、民港部分に支障のない適切な配置を検討していただきたいということ。

それから４点目として、那覇市及び地権者との協議を踏まえた上で、代替施設の提供に先立つ早期の返還の可能性についても検討いただきたいといった形で意見を述べたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

○島尻　忠明君　この項目についての国の返事はいかがだったでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後２時53分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　移設協議会におきましては、沖縄県から意見として述べたということでございまして、これからその移設協議会の枠組みの中で県が述べた意見につきましても、協議がなされていくものというふうに理解をしております。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後２時54分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○島尻　忠明君　その項目、いろいろありましたが、先ほど我々自民党の仲村家治議員からもありました。この面積縮小の件について、那覇市長も浦添市長もこれは三者会談でもなかったというふうになっているのか。なぜ――私はいつも思うんですけれども、皆さん、知事はじめ執行部の皆さん、合意したものをしっかりと国に伝えなくて、またそこでちゃぶ台を返すようなこういうことをやると、後でまた母体の皆さん、説明に追われるわけですよ。その件についてはいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　三者面談につきまして、意思決定の場ではなく、あくまで意見交換の場であり、これまでの経緯を踏まえ、那覇港全体が那覇市、浦添市及び県の振興発展にしっかりとつながっていくよう、民港及び那覇港湾施設移設推進について、引き続き三者が一体となって取り組んでいくという形で意見交換を行ったところでございます。

三者面談におきましては、代替施設の面積の縮小について特に意見交換は行われなかったものの、県としましては、那覇港湾施設について遊休化を指摘されていること、さらに民港部分においては現行計画よりも

面積を縮小した案が示されたことや、環境保全に最大限配慮することとしていることなどを踏まえて、日米合同委員会において改めて移設に必要な面積を検証し、移設面積を可能な限り縮小していただきたいと考えていることから、第27回移設協議会において県の考えとして、代替施設の面積縮小の必要性について言及をしたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

○島尻　忠明君　三者会談は調整をする場といっても、その調整する場でも出てこない話題をあの場で言うことがおかしいと、私は言っているんですよ。

それでは、これまで沖縄県は代替施設の配置、位置について言及してきませんでしたが、北側配置の検討を了承したのはいつですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後２時56分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　今回の移設協議会におきましては、防衛省から那覇港管理組合から報告された民港の形状案を踏まえ、今後技術的な検討を進めることが報告されたところであります。したがいまして、今回の移設協議会においてその具体的な代替施設の配置案が示されたものではありません。国において民港の港湾計画との整合を図りつつ、代替施設の配置に係る技術的なこの検討を行うということについては、これまでも移設協議会において確認をされてきたところでありまして、県としては、代替施設の配置案については公表された民港の形状案を踏まえ、民港部分に支障のない適切な配置を検討することについて意見を述べたということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

○島尻　忠明君　それでは今、県としては民港部分を勘案してできる北側案を検討しておりますが、それが出てきますと国、県、那覇、浦添、四者合意ということで捉えてよろしいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時57分休憩

午後２時58分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　第27回移設協議会において確認をされたのは、防衛省から北側案というのが示されたわけではなくて、技術的な検討を進めていくという確認でございました。検討を進めることについては、県としても、これまでも民港の形状案に対して代替施設の配置案を示すのは、防衛省が行うということについては確認してきたところでございますので、その検討を行うということの報告に対して、県としては了としたということでございまして、北側案を了解したということではございません。

○島尻　忠明君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時58分休憩

午後２時59分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事公室長（金城　賢君）　繰り返しになりますけれども、今回防衛省から北側案という形で代替施設の配置案が提示があったということではなくて、北側案をベースにして検討を進めるということでございましたので、そのことについては、県として了承したと。移設協議会の場で具体的に代替施設の配置案という、その27回移設協議会の場では防衛省から示されておりません。そういう方向で検討を進めたいということに対して、県としては了解をしたということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

○島尻　忠明君　いずれにせよ移設協議会が開かれたことは、大分前進だと思っております。浦添市西海岸開発は、地元浦添市のみならず、沖縄県全体の振興に寄与するものと私は思っております。早期の開発が期待をされております。そのためには、那覇港湾施設の移設を遅滞なくしっかりと進めていくことが必要と思っておりますので、よろしくこれからも進めていただきたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時０分休憩

午後３時１分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○島尻　忠明君　伊良部高校の跡地利用について再質問をさせていただきます。

私は、やはりこの島の経済発展は、源泉はグローバル人材というふうに申し上げました。ぜひ今、ＩＴの問題もいろいろありますが、ＩＴに関連した企業誘致や、そして今、伊良部島は観光地としても大分発展をしております。ワーケーションとセットした新しい働き方を提供するような島おこしが今、求められていると思っておりますが、その辺の利用については、教育長いかがお考えですか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

伊良部高校の跡地及び施設につきましては、基本的には沖縄県公有財産管理規則等に基づいて対応するということにはなりますけれども、今議員がお話ししましたような利用について、地域の雇用の確保ですとか、地域の活性化が図られるというような活用が好ましいというふうに考えております。具体的な提案はまだ出てきていないところでございますけれども、引き続き宮古島市と情報交換しながら、跡地利用について検討を進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

○島尻　忠明君　企業誘致もそうでありますが、やはり跡地利用について冒頭申し上げました、小さな島から大きな挑戦を合い言葉に開校した伊良部高校の教室や体育館等の教育施設を最大限に生かして、通信制の高校やエンターテインメントの研修拠点として、文化芸術の情報発信拠点とする跡地利用の在り方も考えられますが、その件と、あとこの高校の跡地利用については、賃貸あるいは売却、どちらを検討しているのかをお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

伊良部高校の建物自体は築40年近くなっているところでございますが、ただ一方で、体育館とか運動場とか――私も閉校式典に行かせていただきました。大変立派な施設だなというふうなに受け止めましたので、多様な利活用が可能なのかなと考えております。具体的な提案がないものですから、どういう形での活用というのは今申し上げられませんが、基本的には宮古島市とまずは情報交換しながら、どういうふうな活用の在り方があるかも含めて、いろいろ意見交換してできればと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

○島尻　忠明君　地元のほうでもいろいろと検討会が始まっている様子でありますので、ぜひ地元の声を最大限聞いていただいて、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時４分休憩

午後３時５分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○島尻　忠明君　我が党関連の質問の件ですけれども、この50％については地主、あるいは軍雇用員など関係する皆さんとお話は、調整は済んでいるということでよろしいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時５分休憩

午後３時５分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　県といたしましては、今回の要請内容を検討するに当たりまして、軍転協構成市町村及び全駐労――全駐留軍労働組合からの意見聴取を行ったところでございます。議員から御質問の地権者から意見を聴取したかということについては、実施をしておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

○島尻　忠明君　これは上京する前ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　要請書はかなりの期間をかけまして、昨年の４月ぐらいからスタートしていますので、意見聴取したものについては、かなり早い段階で行ったところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時６分休憩

午後３時６分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事公室長（金城　賢君）　上京、５月27日でございますけれども、要請書をつくる過程で軍転協構成市町村でありますとか、全駐労から意見聴取をしたということでございます。

○島尻　忠明君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時６分休憩

午後３時７分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻　忠明君　先日の我々自民党仲里県議の質問の中で、返還の施設が明確に答弁をされております。そして、その訓練エリアを返還させることで雇用への影響を抑えながら、訓練を減らせば基地被害がなくなると謝花副知事は言っておりますが、普通、施設が減ればそこに勤めている従業員は仕事が少なくなるという考えですけれども､そのような理解でよろしいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　海兵隊の全面撤退という言葉が一時期出たときに、この駐留軍労働組合のほうからいろいろ御意見をいただきました。やはり彼らからすると、全面撤退となると働く場がすぐなくなると

いうことがございます。ですから、やはりこの施設がなくなることは、彼らにとっては大変な問題だろうというふうに理解しております。

そういったことで県としましては、軍雇用者の雇用に影響のないところ、しかもまた訓練などが激化しているということがございます。そういったところから返還をということで想定をしているということで、昨日答弁をさせていただいたところでございます。

○島尻　忠明君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時９分休憩

午後３時９分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻　忠明君　働く場が返還されてなくなるわけですから、そこで雇用が守られるというのは、私は本末転倒だというふうに思っております。そしてやはりこれまでも基地返還にはしっかりとした跡地利用、そして皆さんの雇用、いろんなことを考えて要請はしたわけでありましたが、その辺が私には全く見当たりませんので、この前テレビでやっておりました、空回り要請という言葉が出ておりましたので、まさしく私はそのような感じがしております。やはりしっかりとした根拠に基づいて、要請はしていただきたいというふうに思っております。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　皆さん眠たそうですから、早めに終わらせましょうね。

順番を変えさせていただきます。

まず、２番の防災ヘリについてからさせていただきたいと思います。

その防災ヘリについての導入のめどは立ったのか、そして防災ヘリの組織はどのようになるのかというところを一括して質問させてください。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えをいたします。

県では、県及び41市町村で構成をいたします沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会の設立につきまして、同意が得られていなかった５市町村と協議を重ねてまいりました。この結果、令和３年５月に全ての市町村から同意が得られたところでございます。現在、同推進協議会の早期の設立に向けて、協議会委員の選定でありますとか設置要綱等について、各市町村と調整を進めております。今後、同推進協議会において、運用体制や市町村消防機関からの人員派遣、それから機体の仕様等について議論を重ねまして、令和７年度の運用開始を目指していきたいというふうに考えております。

それから、議員からのもう一つの御質問でございますけれども、消防防災ヘリの組織につきましては、沖縄県消防防災ヘリコプター運航体制につきまして消防防災の防災航空センター、仮称でございますけれども、センター長となる運航責任者や航空消防活動の専門的な知識を有する運航安全管理者を配置するとともに、パイロットや整備士、事務員のほか、市町村消防機関から派遣される航空隊の隊長、副隊長、隊員等による組織の構築を計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　実は昨日、昼でしたけれども、静岡県の防災ヘリのパイロット、金森さんといいますが、彼と意見交換をさせていただきました。皆さんの防災課も少し紹介をしたんですが、とにかく47都道府県で沖縄だけが整備されていない、この防災ヘリ。これをどうにかしなければいけない。これは146万人の我々県民のためでもあるけれども、コロナ禍が過ぎ去ったときに本当に1000万人来るかどうかは別として、この観光客のためにもこれは整備をしなければいけないというふうに考えているんですね。この静岡県の金森さんという方はかなり全国的なネットワークを持っている方で、最後の沖縄の防災ヘリは、あちらこちらの県のパイロットと手を組んでみんなで一緒にやろうやという話になっているんだそうですよね。これだけありがたいことはない。特に九州は、沖縄を除く全県が持っているわけですから、大分の防災ヘリが止まっても周辺の県から応援ができる。しかし、沖縄はそれができないんですよ。ということになると、よっぽど彼らの経験をもってここに充当していって、きちんとした形でやらないと、これはまさに、沖縄振興計画の東西1000キロ、南北400キロはその防災ヘリが就航できるかどうかが最後の振興策だと僕は思っていますから、そこはしっかりとやっていただきたいんです。知事、これに対する決意表明はどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員おっしゃるとおり、沖縄県にとっては、全国で唯一まだ導入がされていないということと、離島を抱える島嶼県ですので、その導入については加速化させていきたいと思います。今般５月に全ての市町村から同意が得られたということで、今後のスケジュールについては、早め早めに協議を進めていけるように取り組んでいきたいと思いま

す。
○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　それと、その方から一つの提案がありました。総務省と少し話をしたそうですが、これはパイロットみんなが口々に言っていることで、最後の沖縄県で全国になかった消防防災ヘリの拠点、スクール、学校を沖縄に造ろうじゃないかというところまで盛り上がっているんだそうです。そういうところがあってこそ、これは防災の組織で今までどおりつくるんじゃなくて、沖縄だけは、逆に言えば委託をして、その学校と一緒に防災拠点を整備するというのも一つの方法ではないのか。これは沖縄にしかできないということも言っていました。名刺交換もしていただきましたから、そこはぜひその方とよく話合いをして、いろんな人たちと話をしてほしいと思いますね。機種によっては、非常に航続距離がないだとか、あるいは整備にあまりにも時間がかかるだとか、部品の取り入れが外国のために非常に遅くて４か月、５か月止まっているだとか、いろんな経験をそこの方々は持っていますから、そういうこともできるだけ金をかけないような形の整備をどうするかということを考えてください。要望だけしておきます。
　それと、３番の保育行政について。
　保育士などのキャリアアップ研修事業を説明していただきたいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後３時16分休憩
　　午後３時16分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　教育長。
○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　保育士等キャリアアップ研修事業でございますけれども、保育現場におけるリーダー的職員の育成、保育士の専門性の向上を図るため、平成29年度から実施をしておりまして、本研修の受講が処遇改善の加算の要件というふうにされています。また、当該研修では、乳児保育や幼児教育など８つのテーマが設定されておりまして、県が委託しました団体が実施する研修と、県から指定された民間団体が実施する研修の２つの形態で実施しております。
　以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　この研修分野で皆さんがやる、１科目定員300名というのが出ていますね。これは１分野15時間以上の研修ということになっていますが、これは有料ですか。
○議長（赤嶺　昇君）　教育長。
○教育長（金城弘昌君）　お答えします。
　県が実施しております委託研修は無料でございますけれども、指定民間団体が行っております研修は分野、また内容等によって違いますので、約１万1000円から１万9800円、分野ごとに出ているところでございます。
　以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　これは今、現場で問題になっているんですよ。これは６つのカリキュラムから３つを取らないといけないという授業ですよね。つまり45時間やらなければいけない。ところが、これは皆さんがやるときには無料だけれども、民間がやると１万5000円から２万近くになっていると。この１万5000円から２万というのは誰が持つんですかと。もちろんこれはキャリアアップ、スキルアップをさせるためにそれを導入しようと思っているんだけど、園が持たなければこれは――個人のスキルアップを園が持つということ自体がおかしな話になっていきますよということになっていきますが、一方は無料、一方は有料、この辺はおかしいと感じませんか。
　そしてもう一つは、これ300名で今４年やっているのかな。４年で一体この保育士が何名いて、これ全体が取り組めると思っていらっしゃるのか、ちょっとその辺もどうぞお答えください。
○議長（赤嶺　昇君）　教育長。
○教育長（金城弘昌君）　先ほど冒頭に言いましたけれども、平成29年度から始まったということで、当初は８分野のうち県のほうでやる事業については１分野、マネジメントの部分だけは県でやって、それ以外については民間団体でやっていただいて、それは有料でということを当初考えていました。この考え方としましては、やはり県内保育関係団体、養成校が主体的に研修を実施することで、県内の養成校の講師の育成等もあるということで、それを29年度から始めて、30年度まではそういう形でさせていただきましたが、なかなか研修が進まない。県内の養成校、また保育団体のほうでそのような研修ができないというところがございましたので、県でできる分野は、その辺の対象を受講の偏りが出ないように選考基準などを設けて、一定県でもカバーしつつ、民間団体のほうでやっていただくということでさせていただきました。
　このキャリアアップ研修については、平成29年度につくりましたけれども、そのときに国のほうでおおよその研修の見込みを立てております。それによりま

すと、１万4160人分を令和３年度までに終わらせるということで、現在令和２年度中までに１万688人分が終わっております。令和２年４月１日時点、全体では１万390人の保育者がいましたので、計画どおりには進んでいるのかなと思っていますが、ただ、依然コロナ禍で大変厳しい環境がありましたので、引き続きどういった形で県の事業と民間の事業をすみ分けるかも含めて、調整しながら検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これは今年度で終わるという形で聞いているんですけれども、そのとおりですか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

当初は今年度までということでしたけれども、先般、国のほうから情報が新たにございまして、キャリアアップ研修の内容自体に変更の予定はないんですが、処遇改善加算の要件確認において、これまで経過措置とされていた当該研修の受講については、令和５年度以降に必修化する形で見直しを始めているというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　つまりこの保育士の講習を受けなければ、ある意味では今現在、それでもスキルアップされたというか、その研修している主任クラスだとか、そういうところには実はお金は出ているんですよね。ですから――出ているんですよね。教育長どうなんですか、これ。キャリアアップしたらその分だけ費用を出すということになっているんですよね。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　先ほど来、教育長のほうから答弁ありましたけれども、研修を受講した職員で一定の要件を満たす場合には、この月額5000円以上４万円以下の処遇改善加算という制度が設けられております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これは今年度から令和５年度までと言っているんですが、これが終わってしまうと、その研修を受けていない人たちはそれがもらえなくなるということで考えていいんですね。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　基本的には研修を受けた方を対象として設けられた加算制度でございますけれども、先ほど教育長からの答弁もございましたように、現在経過措置期間ということで、当初であれば今年度をもって次年度からはこの研修の受講が必須ということになっておりました。ただ、コロナウイルスの状況等がございまして研修が少し遅れているというような状況から、令和５年度からというような情報を今、教育長のほうが御答弁されたのかと理解しております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　分かりました。その１年が延びたということが聞ければ、ある程度現場は落ち着くのかなと思っています。

それでは順番を戻して、中学生までの医療費の無料化について質問させていただきたいと思います。

私はこの政策、現在沖縄に非常に必要だと思っていますし、僕は個人的にはこれに反対するものではありません。しかし、少しずつ確認をさせていただかなければ――ここから実は皆さん行政側と、部長側とやるつもりはないんですね。これは皆さんが冒頭に出してきた各市町村に送られているこども医療費の無料化、１枚目のページに経緯が書かれているわけです。(1)、知事公約。平成30年９月10日。こども医療費助成の窓口で完全無料化を着実に実施しと書いているわけですから、これはまさに政治の議論なんですね。ですから、そこでこれを質問させていただきますが、現物給付はいつからやるつもりでいるのか、そこをお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　令和４年度からの通院対象年齢の中学校卒業までの拡大に合わせまして現物給付を実施していただけるよう、県と市町村で協議を行ってきましたところ、先般、全ての市町村から令和４年度から実施するとの回答を得たところでございます。なお、一部の市町村では令和３年度中の実施を予定しているところもございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　それでは２つ目に、淡々と質問しますけれども、これまでこども医療費の無料化、現物給付というのは、あちこちからかなりニーズがあったと思うんです。これまでなぜできなかったんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時25分休憩

午後３時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　現物給付については、確かにこども医療費について窓口負担がないということで、非常に要望が強いところでございました。ただし、これまでの調整の中では、こども医療費を無

料化することによって受診行動が増える、医療費が増える、それから国のほうの国民健康保険の減額調整の部分が出てくるという課題もございましたので、これまでの調整が時間を要したものというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　事務方にではなくて知事にお伺いします。

　これは30年の９月に当選をして、その公約だったものが、スタートまでに３年半かかるわけですね。今聞いているのでは、今年度ではなくて次年度スタートなんですね。この３年半かかる理由はどうしたんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　そもそもこの医療費の無料化、現物給付、窓口での支払いがないということは、子供たちがいらっしゃる全ての御家庭には非常に大きな施策であるというところから、本来は段階的に中学卒業まで進めようということの方針であったというものを、私が前の保健医療部長から話を聞いておりました。しかし、それではこの沖縄の子供の貧困をめぐる社会全体の取組として遅過ぎるということで、至急調整をしてくださいということで調整に入っていただき、各市町村に説得をし、説明をし、御了解をいただくまでにこのような時間を要したということです。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　知事、少し地方行政を触った人だったら分かりますよ。これは、理想的なこども医療費の実現をすることになるんです。なぜこれまでにできなかったかというところは御存じですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午後３時28分休憩

　　午後３時28分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先ほど御説明したとおりでございますけれども、こども医療費を窓口で無料にするということで、やはり受診行動等が増えるということもありまして、医療費が増加するということ、それから国民健康保険の財政上の問題から、窓口無料化にした場合の減額措置等があるということも財政的に課題があったというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これは部長、あなたからさっき聞いていれば分かるよ。知事がその認識の下にこれをやっているのかというのが問題なんだよ。みんなこれで苦しんできたんだよ。理想なんだ、これは。しかし、このやっている市町村を見てごらん。あなたは分かるでしょうが。小さい市町村は全部、現物給付をやるんだよ。那覇市がやっていますか。浦添市がやっていますか、豊見城市がやっていますか。できないんだよ。やりたくてもできなかったんだよ。だから僕は、知事がその認識を持ってやっているのかと聞いているんだよ。

　別の質問します。

　現物給付についてここまで踏み切って記者会見をやったということは、41市町村の首長はみんな了解しているということですね。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、令和３年１月下旬から２月上旬にかけまして市町村を個別に訪問した上で、令和３年２月に現物給付未実施の24市町村に意向確認を行い、21市町村から実施するとの回答をいただいたところでございます。その後、残る３市町村からも実施するとの回答が得られたことから、先般、６月11日に知事から発表させていただいたということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これの中身を質問してくれと頼んだのは、うるま市長ですよ。名前を出していいと言っているから僕は出しているんだけれども、今まで自動償還でやってきた。うるま市は中学までは自動償還でやってきているんですよ、苦しい中でも。現物給付に入っていくと、当然議員をやってきた方々はみんな分かる。ペナルティーがかかる。うるま市が算定したら、ペナルティーは1600万円だ。ここに入っていくよりは、我々はもう自動償還でいいと言っているんですよ。だから僕はあなたに聞いている。これは前市政の中で１月に取ったんでしょう。現市政は違う考え方を持っているんだよ。だから僕はさっき言った、みんな了解しているのかと。うるま市ができなかったらこれはやらないのか、それとも40市町村でやるのか、そこのところどうなるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午後３時31分休憩

　　午後３時31分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　３月までに現物給付についての御了解をいただいたというふうには考えておりまして、今後につきましても、市町村とは意見交換を丁寧に行って、できましたら令和４年度から

は現物給付、全県でできるような体制が望ましいとは思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　そこまで言うのであればついでに、私たちはこの現物給付で1600万の支出が出るというのを具体的に向こうが算出をしてきた。自民党もなかなかそれに切り込めなかったというのは、もう一つ、このペナルティーを政府と調整をして、了解をもらった上でここに踏み切ったほうがいいというものを持っていた。そこは政府はオーケーしているんですか、このペナルティーは。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　減額調整措置につきましては、特に今のところ変更はございませんが、県としましても、国に要請を続けているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　この了解が取れない間は、県が持つということで考えていいのか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時32分休憩

午後３時33分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　この減額調整措置につきましても、それから医療費の拡充に伴う予算につきましても、各市町村の皆様には丁寧に説明した上で御了解をいただいたものというふうに理解しております。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時33分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　この現物給付については、議員御指摘のとおり、本当に長年の懸案で、やはりこの分についてもこの間、保健医療部は大分市町村を回って、私もその都度報告は受けていましたけれども、今般ようやく同意が得られたということでございます。ただ、今議員が御指摘のうるま市の件は、私も初めてこういう形をしましたけれども、やはりこの件については、これまで説明したことをもう一度、私、市長にもお話をさせていただいてしっかり同意をいただくと。その上で、このペナルティーについて県が持つかという仮定のお話については、まずは県としてしっかりと御説明をさせていただく。これがまず大事だろうと思いますので、それに向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　ですから僕は、うるま市が市政が変わったときに、皆さんがどういうような立場で――そこで３月までにというのは、選挙は４月25日なんだから、それが終わったところはちゃんとそこはフォローしてやって、やるのかやらないのか決めて、それから記者会見はやるべきだったと私は思いますよ。これもう入ってしまっている、記者会見に。

知事、僕はあなたと話をしたいと思っているんです、政治家同士で。今、沖縄県の経常収支比率は幾らですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時35分休憩

午後３時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　財政指標です。経常収支比率、平成29年度で96.5となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　直近のもので私が持っているのは令和元年度で、沖縄県は、決算ベースですけど97.1ですよ。僕はだから何で、皆さんが助けるのはいいけれども、少なくともこれぐらいの指標ぐらいは分かって、今どんな話でこども医療費がどこに問題が出てくるのかということを分かった上で議論をしなければ、これはただ単に選挙に当選するがための選挙戦略にしかならないんですよ。これ全体で８億円でしょう。違うの、部長。８億の新たな支出を出すわけでしょう。これは10年したら80億だよ。ましてや今コロナ禍だ。来年度の予算は本当にきれいに組めますか。そこまで逼迫しているんだよ。このタイミングでやるのかと。

だから私は最初に言ったでしょう、反対じゃないですよと。今コロナで苦しんでいる人の命を助けなければいけない。もちろん子供たちも大事。駄目だとは言っていない。だけどタイミングが、だったら30年のあの９月10日に、それから間髪入れずに１か月、２か月でこれを実施しているんだったらまだタイミングはよかった。しかし、コロナ禍の中でこれをやって、財政負担が全部のしかかってくる、来年の２月に。こんな状況で財政をベースにして考えていったときに、これは本当に分かっている人がやっているのかと思うぐらいです。

おまけに、将来負担比率というのは、部長もよく分かるように今、何で２位になっているかが分かるで

しょう。財政負担比率は東京に次いで非常に低い、高率補助があるから。しかし、高率補助が来年切れるかもしれない。切れたときにこれはどうなるんですか、一体。だからトータル的に全てを考えながら財政をスタートしていかないと、これ知事、あなただけのものじゃない。これはずっと続く。ここで踏み込んだらもう後には引けない。そんな政策ですよ、これは。どう思うのか、責任者が答えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時38分休憩

午後３時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員おっしゃるとおり、様々な課題、大きな課題はそれぞれの市町村もお持ちでありましょうし、県もまた同じように持っております。しかし、沖縄県もやがて少子化に入っていくというそういう状況の中で、今、打っておくべきこと。コロナ対策はもちろんしっかりやりますし、それ以外のことについても県は一生懸命やりますが、しかし、その将来性において市町村に何とか協力をしていただきながら、その財政を支えていくための経済的効果も沖縄県がどのようにして市町村と協力をして生み出していくか。つまり、自立型経済に向かって現在の状況からいかにして継続的に持続可能な社会をつくっていくかということについては、様々な課題はあると思いますが、しかし、それをしっかりと支えて、県民あっての行政を県民とともに進めていきたいという思いで取り組む決意であります。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　言葉は明瞭なんだけれども、意味不明なんだよ、僕に言わせれば。僕が言っているのは、いいですか、知事。簡単に言えば、１か月に30万円の給料をもらっている人が、30万の中の97.1％はもう使途が決まっているんだよ。使えるお金は2.9％しかないんだよ。さらにそこにまた上乗せをするんだよ、８億。この財政が硬直化したら一体どうなるの。弾力化しませんよ、これは。硬直化しますよ、間違いなく。そういうことを頭に入れた上でやっているんですかということを聞いているので、これ以上知事に言っても恐らく分からないと思うからもういいけど、別のことを質問させてください。もう時間がありません。

コロナウイルス問題。現在のＰＣＲ検査の日量と、今後ＰＣＲの拡大を検討しているのかどうかを教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　６月現在、ＰＣＲ検査の可能件数は、１日当たり最大で約9000件となっておりまして、検査実績としましては、６月の第３週で１日当たり約4800件となっております。検査需要の見込みとしましては、通常最大時で約6500件、緊急最大時で約7700件を想定しておりまして、現在の検査能力で対応可能というふうに見込んでおりますが、今後の計画につきましては、検査需要の動向を踏まえて検討が必要であると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　とてもじゃないけれども時間がありませんから急いで行きましょうね。

このＰＣＲ検査、私はもう随分携わってきたんだけれども、これピンキリなんですね。本当に正確な部分もあれば、そうじゃない部分もあると思います。それはもう名前は公表しませんけれども、少なくともこれというのは、私は適材適所に配置をしないと、同じようなところでやったのでは――ＰＣＲ検査はみんな一緒だと思っていますよ。時間が短ければ短いほど正確性は落ちるんだよ。そういうことを分からないでただやればいいというような、ＰＣＲという名前がつけばいいという話では、我々でも分かりますよ。だからそこはしっかりとその辺どうするのか、部長どうするの、これ。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県内に検査機関、民間の検査所が幾つかございます。それぞれの精度管理につきましては、県のほうとしても力を入れて見ていかないといけないというふうに考えております。また、検査機関同士が意見交換をしながら、それぞれ改善していくべきところ等についても話し合う必要もあるかと思いますので、先般、６月の中旬だったと思いますけれども、検査機関の皆様に集まっていただいて意見交換をしたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　部長、僕は沖振法も準備していたんだけれども、もうやりません。コロナだけさせてください。

６月18日にワクチン接種率を見て、今25日にワクチン接種率を見て、41市町村のほとんどが変わっていないんだよね。接種が１週間動いていないんだよ。だから私は、あなた方が大型の会場をもう一つつくるというのもいい、悪いとは言わない。ところが、何であなた方は25％しかできないんですか、先週から今週にかけてなぜ１件も伸びていないんですかというこ

とを、もっと市町村とヒアリングをして、相手の立場に立って、本当に何が足りないのかということをやってあげるほうが接種率は伸びると思うよ。ただ同じように41市町村に呼びかけて、頑張ってください、何でもやりますからじゃなくて、行ってちゃんとフェース・ツー・フェースでやったらどうですか。そういうことがないと田舎は――田舎と言ったら失礼だけれども、過疎化地域だとか離島は６割とか８割とか行っていますよ。そこの中で一番僕が見ていて頑張っているのは石垣市だ。65歳以上が85％まで来ている。ここまで頑張っている。でも聞いてみたら、那覇から医者を呼んでいるんだよ、医師会とつるんで、つるんでと言ったら失礼だね、タイアップして。だから私は、それまで何が何でもワクチンを打つぞという市長の決意だと思う。その違いが出ているんだよ。だからあなた方がやらないといけないのは、41市町村の接種率が何でこんなに低いのかというのをもっとコミュニケーションを取るべきだと僕は思っている。ただやれということだけでは駄目だと思うけど、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　市町村によって様々な事情はあると思いますけれども、県のコロナ対策本部の中でも市町村担当を置いて、それぞれ意見交換をさせていただいているところです。特に都心部においてはなかなか接種が厳しいというところもございましたので、まずは中南部に広域接種センターを置いたところでございます。特にエッセンシャルワーカー等については県のほうで補完をして、各市町村の役割を少し補完するという意味で支援しながら、全体の接種が進むようにということで今、意見交換をしているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　一生懸命頑張っている部長をいじめるつもりはありませんけれども、幾ら質問をしても答えないんだよ、トップが。だからむなしさを感じているんだが、本当にワクチンというのは、さっきも我々みんなが分かっているんだけれども、ある意味では先頭に立って一生懸命やっている首長、この首長の頑張りなんだよ。知事、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

やはりおっしゃるとおり首長の頑張り、それはどういったことがあるかといいますと、やっぱり担い手の確保、そこをやはり石垣市は相当頑張られたと思います。それと、そこで大分地域によってもいろいろ地区医師会との連携、様々な事情があったと思いますが、県においても、例えば南部地区においては、県が間に入って県医師会をしっかりサポートしたり、また県立病院での支援などをいろいろさせていただいているところでございます。

また一方で、もう一つの課題としましては、ワクチンの供給がどうなるかという部分があったと思いますが、これについては、国といろいろ意見交換をしましたところ、昨今では在庫を見て、在庫状況が少ないところを優先的に行うんだということで、逆に市町村に対してハッパをかけているということもございます。そういった情報を我々は市町村にも提供いたしまして、ぜひワクチンの接種には頑張っていただくと。今もう既に走り始めていて打ち手の確保はできておりますので、後はいかにそれをスムーズにいかせるか、そこが大事だと思っておりますので、先ほど大城部長からもありましたが、県も各担当者をつけておりますので、それぞれそういった情報をしっかりと提供して、ワクチン接種の全県的な加速化に向けて取り組んでいきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　今の答弁だったら８月中には終わりそうなので期待をしたいと思います。

令和２年７月10日公表分から今年の６月27日公表分までの10万人当たりの感染者、これ沖縄がトップですよ。本当にワクチンがこんなにならないように、ぜひ首長の頑張り一つで変わってくると思いますから、よろしくお願いをして終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　20分間休憩いたします。

午後３時49分休憩

午後４時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に引き続き、質問及び質疑を行います。

中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。項目に従い、順次質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、基地問題について。

ア、基地の整理縮小、基地被害、負担軽減をどのように考えているか伺いたい。

イ、沖縄の基地を50％以下に削減すると発表したが、その内容について伺いたい。

ウ、普天間飛行場辺野古移設と那覇軍港浦添移設に

ついての違いを伺いたい。

エ、嘉手納町議会からの嘉手納基地内のパパループ継続使用に厳重に抗議し、使用禁止を求める意見書に対し、県はどのように対応をしたか伺いたい。

(2)、基地関連収入について。

ア、軍用地料や思いやり予算など、県に入る収入、市町村に入る収入について伺いたい。

イ、地域振興・基地補正・密度１（傾斜配分）の設置された経緯と現状について伺いたい。

(3)、新型コロナウイルスにより、県経済の打撃はもちろん、全国的に経済・産業にも影響が出ている都道府県に対し、今後予測される国からの予算の減額をどのように考えているのか伺いたい。

２、新型コロナウイルス感染拡大について。

(1)、我々自民党会派はこれまで玉城知事に対し、新型コロナウイルスに対する防疫体制の強化と感染対策を何度も要請したが、その成果が出ていない。感染が拡大した要因について伺いたい。

(2)、令和２年度は第16次補正予算合計1824億円、令和３年度は当初予算を含む第８次補正予算1544億円、合計3368億円でコロナ対策を行ったにもかかわらず、コロナウイルスが拡大し県民が苦しんでいる状況について今後の対策を伺いたい。

(3)、コロナ感染症第４波は、感染力が強く重症化しやすい変異株に置き換わったことで、連日新規感染者が最多を更新するなど、医療関係機関は病床の確保や入院先探しで危機的状況に陥っている。知事の認識と対策を伺いたい。

(4)、本県における地方創生臨時交付金について伺いたい。

(5)、中小企業を支援するための県内の雇用調整助成金について伺いたい。

(6)、新型コロナウイルス感染拡大防止を受け、県内の学校の臨時休校などで影響を受ける関係者への支援について伺いたい。

(7)、酪農家支援について、酪農経営を安定して継続するためには、学校給食用牛乳との差額補塡が必要であるが、その支援について伺いたい。

３、沖縄振興計画について。

(1)、知事は、新たな沖縄振興特別措置法の制定など、河野太郎沖縄担当相に要請したが、現段階では白紙と述べたようである。大臣との会談の内容と、今後国との調整をどのように進めていくか伺いたい。

(2)、我が自民党県連は、沖縄振興特別措置法の10年延長と一括交付金の拡充、沖縄振興開発金融公庫の存続など４項目の実現を自民党沖縄振興調査会（小渕優子会長）に要請した。その中で委員から、県の決意とビジョンが不足しているとの指摘があった。このことについて県の認識を伺いたい。

(3)、第１次から第５次にわたる沖縄振興総予算と成果について伺いたい。

４、社会資本整備について。

(1)、国道・県道交通渋滞対策について。

ア、那覇空港第２滑走路が完成し、1000万人観光客１兆円観光収入の目標値のうち1000万人から1200万人へと引き上げたことに伴い、国道・県道の交通渋滞が予測される。その対策と課題について、私が提案した２次交通による高速船（海上タクシー）の活用（那覇から北谷まで15分、名護まで30分、本部まで40分）についての現状と課題について伺いたい。

イ、西湾岸道路の整備の進捗状況について伺いたい。

ウ、高速道路の空港までの建設に向けての現状と課題について伺いたい。

エ、高速道路の渋滞緩和の現状と対策について伺いたい。

オ、沖縄市池武当近くのフルインターチェンジの状況と課題について伺いたい。

５、我が党の代表質問との関連について。

花城大輔議員の代表質問の３の (2)、県内観光業の現状と国及び県の支援について、コロナ後の経済回復について県は準備ができているのか伺いたい。

答弁を聞いて再質問を行います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

沖縄振興計画についての御質問の中の３の (1)、河野沖縄担当大臣との会談内容等についてお答えいたします。

私が河野沖縄担当大臣へ要請した際、大臣から現行沖縄振興特別措置法の期限後の沖縄振興の在り方について検討している段階で、発言できる状況にないという発言がございました。期限後の沖縄振興の在り方については、私も委員である国の沖縄振興審議会において検討されており、私からかねて新たな沖縄振興の必要性について説明を行うなど、時期を逸することなく、あらゆる機会を捉え、国の関係要路へしっかり説明を行い、理解を得たいと思います。また、先日閣議決定された、いわゆる骨太の方針においては、関係各位の御尽力もいただき、これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の

経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進することが盛り込まれたところであります。いわゆる骨太の方針は、次年度の予算編成の基本方向が示されるものですが、沖縄振興の文言が盛り込まれたことに私どもも楽観視することなく、引き続き新たな沖縄振興に必要な沖縄振興交付金や高率補助制度、沖縄関係税制など特別措置について、国と調整をしながら、沖縄県の要望がより多く実現できるよう取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　知事の政治姿勢についての、１の (1) のア、基地の整理縮小等についてお答えをいたします。

戦後76年、復帰49年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在する状況は異常であり、到底受忍できる状況にはありません。また、米軍基地が集中することにより、騒音、水質汚染等の環境問題、米軍関係の事件・事故は後を絶ちません。このため、在沖米軍基地のさらなる整理縮小や基地負担の実質的軽減、日米地位協定の抜本的な見直し、今回初めての要請となる訓練水域・空域の削減など、６項目の要請を行ったところであり、目に見える形で過重な基地負担の軽減が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

同じく１の (1) のイ、50％以下に削減の内容についてお答えいたします。

県としては、統合計画による返還が全て実施されたとしても、沖縄の米軍専用施設面積は全国の69％程度にとどまることから、さらなる基地の整理縮小が必要と考えております。今回の要請は、日米安全保障体制の維持と基地の整理縮小の両立や駐留軍等労働者の雇用対策などを踏まえて、日米両政府において、当面は在日米軍専用施設面積の50％以下を目指すとする具体的な数値目標の設定を求めたものであります。

同じく１の (1) のウ、那覇港湾施設と普天間飛行場移設との違いについてお答えいたします。

那覇港湾施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが、移設協議会において確認されてきたところです。また、儀間元浦添市長は、那覇港港湾区域内での場所の移設となることから、整理整頓の範囲内であると考えている旨の発言をしております。一方、政府が推進する辺野古新基地建設計画においては、弾薬搭載エリア、係船機能付護岸、２本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

同じく１の (1) のエ、嘉手納町議会からの意見書についてお答えいたします。

嘉手納飛行場の駐機場拡張整備工事に伴うパパループの使用については、整備格納庫の建設工事の遅れにより使用期間が延長されていると承知しております。パパループ周辺では、深夜早朝を問わず地上騒音及び悪臭被害が増大しており、負担軽減と逆行する状況にあると言わざるを得ません。

県としても、同工事により地元の負担が増加することがあってはならないと考えており、これまでも外務大臣や防衛大臣来県時等、あらゆる機会を通じ、航空機の騒音や排気ガスの悪臭の軽減を求めてきたところであります。

同じく１の (2) のア、思いやり予算についてお答えいたします。

防衛省の資料によると、令和３年度の在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算の額は2017億円であり、その内訳は労務費が1555億円、訓練移転関連が10億円、提供施設整備が218億円などとなっております。そのうち、在沖米軍基地に係る同経費負担は549億円で、内訳は労務費が493億円、提供施設整備が57億円となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての (2) のアのうち、軍用地料及び市町村の基地関連収入についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、令和元年度の県及び市町村有地並びに私有地の軍用地料の総額は881億円となっているとのことです。また、令和元年度決算における市町村の軍用地料や基地交付金等の基地関連収入は、約363億3000万円となっております。

次に２、新型コロナウイルス感染拡大についての (4)、地方創生臨時交付金の活用状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、使途の自由度の高い財源となっております。これまで、同交付金を活用し、感染症対策として、空港におけるＰＣＲ検査等の水際対策や医療機関の空床確保などを実施しているほか、経済対策として、営業時間短縮等により影響を受けた事業者への協力金や雇用調

整助成金の上乗せ措置など、沖縄の実情を踏まえた対策に取り組んでおります。感染症対策や経済対策を迅速かつ切れ目なく講じていけるよう、引き続き知事会と連携し、同交付金の確保に努めてまいります。

次に３、沖縄振興計画についての (2)、新たな沖縄振興に向けた県の決意とビジョンについてお答えいたします。

新たな振興計画（素案）においては、ＳＤＧｓを取り入れ、社会・経済・環境の３つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、ウイズコロナからアフターコロナの新しい生活様式に適合する安全・安心で幸福が実感できる島を形成し、アジアをはじめ世界との経済のかけ橋となり、県民全ての幸福感を高めるなど、自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目標としております。これら施策の展開に必要な制度の拡充・創設については、適宜機会を逸することなく、知事を先頭に市町村長と一丸となって、国の関係要路へ御理解と御協力を求めてまいりたいと考えております。

同じく３の (3)、沖縄振興総予算と成果についてお答えいたします。

これまでの沖縄振興総予算（最終予算ベース）の総額は、令和元年度までの累計で12兆7800億円となります。これまでの５次にわたる沖縄振興計画等により、空港、港湾、道路等の社会資本の整備が図られるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大前の令和元年には、入域観光客数1016万人、情報通信関連企業は累計で490社が新たに立地し、就業者数は72万6000人、完全失業率は2.7％、有効求人倍率は1.19倍と着実に成果を上げてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大が、これまで好調に推移してきた県経済に打撃を与え、観光関連産業をはじめ、広範囲に大きな影響を及ぼしております。

県としましては、コロナ禍で落ち込んだ県経済の回復に向け、全力で取り組んでまいります。

次に４、社会資本整備についての (1) のア、高速船活用の現状と課題についてお答えいたします。

現在、民間航路事業者において、那覇港から本部町の港を結ぶ高速船の定期運航が行われており、名護市等への就航についても検討がなされていると聞いております。那覇―本部間を結ぶ高速船の利用状況については、同事業者から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて厳しい状況と聞いております。

県としましては、引き続き同事業者の運航状況や事業展開等の把握に努めるとともに、今後の利用促進等について、同事業者と意見交換をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての (2) のア、基地関係の県の歳入についてお答えします。

基地関係歳入予算は、令和３年度当初予算において防音工事等に係る国庫支出金、県有地の貸付けに伴う土地貸付料など約19億円を計上しております。

同じく１の (2) のイ、普通交付税に係る基地関係経費の設置された経緯及び現状についてお答えします。

普通交付税に係る基地関係経費については、基地等が所在することによる渉外関係事務や清掃関係事務等に係る行政経費に対し、平成９年度から措置が講じられており、令和２年度の普通交付税の基準財政需要額に算定された基地関係経費については、県分が約21億円、市町村分が約55億円となっております。

同じく１の (3)、今後の国からの予算減額についてお答えいたします。

県では、全国知事会を通じ、令和４年度以降も地方財政計画における地方の一般財源総額について、実質的にこれまでと同水準を堅持するよう求めてきたところであります。国においては、去る６月18日に閣議決定された骨太の方針で、地方の一般財源総額について、令和４年度から令和６年度までの３年間、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされており、地方の要請に配慮したものとなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　２、新型コロナウイルス感染拡大についての御質問の中の (1)、感染拡大の要因についてお答えいたします。

沖縄県では、活発な世代間交流、人口密度が高いことなど複合的な理由から感染が拡大しやすい特徴があると考えられます。また県民や渡航者によって県外で拡大した変異株が県内に持ち込まれ、大型連休中及びその後に行われた様々な交流活動によって県内各地に拡大したこと、変異株への置き換わりが進んだことが感染拡大した要因であるものと考えます。

同じく２の (2)、今後のコロナ対策についてお答えいたします。

県においては、感染拡大に対応するため、重点医療機関の追加、病床の確保、新たな宿泊療養施設の設置

など、医療提供体制の整備を図っております。また、感染拡大を抑え込むため、ＰＣＲ希望検査等の継続、エッセンシャルワーカーを対象とした定期検査、学校ＰＣＲ支援チームの設置、デルタ株に対応する検査体制の拡充を実施しております。さらに、広域ワクチンセンターの増設等により、感染対策の切り札であるワクチン接種を加速してまいります。

同じく２の (3)、医療機関の状況に関する認識と対策についてお答えいたします。

本県における療養者数や、重症・中等症の入院患者数は共に高い水準となっており、改善傾向は見られるものの、依然として医療提供体制についても厳しい状況が続いています。県は、これまでに感染者急増時の緊急対応方針の策定や沖縄県医療非常事態宣言の発出などを行い、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる新たな医療機関の指定やさらなる病床の確保などに取り組んでおります。引き続き関係機関と連携を図りながら医療提供体制の維持、強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２、新型コロナウイルス感染拡大についての (5)、県内の雇用調整助成金についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、県内の雇用調整助成金の活用状況は、令和３年６月18日時点で、支給決定件数が５万8867件、支給決定額が約481億8772万円となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　２の新型コロナウイルス感染拡大についての (6)、(7)、臨時休校などで影響を受けた酪農家等関係者への支援についてお答えいたします。２の (6) と２の (7) は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

新型コロナウイルス感染症による小中学校等の休校措置に伴う野菜などの在庫分については、量販店等へ販売しており、市場価格への影響は出ておりません。一方、学校給食用牛乳については、供給が停止され、昨年同様余剰乳が発生しております。昨年の余剰乳対策では、価格の安い脱脂粉乳等の原料として販売した際は、国の緊急対策事業で支援がされております。また、国事業の対象とならなかった余剰乳は、県事業で1694万円の支援を実施したところであります。

県としましては、今回の休校措置について、余剰乳量の把握に努めるとともに、どのような支援が可能か検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　４、社会資本整備について (1) のイ、沖縄西海岸道路の整備の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄西海岸道路は、読谷村から糸満市に至る延長約50キロメートルの地域高規格道路であり、国において整備が進められております。これまでに、読谷道路、浦添北道路、那覇西道路、豊見城・糸満道路の約15キロメートルが開通しており、現在は、令和元年より事業着手した浦添北道路のⅡ期線や那覇北道路など６つの区間において、事業が実施されております。今後とも、関係市町村と連携し、沖縄西海岸道路の整備促進を国に要請していきたいと考えております。

同じく４の (1) のウ、那覇空港自動車道の進捗状況についてお答えいたします。

那覇空港自動車道の小禄道路は、那覇市鏡水から豊見城市名嘉地までの約5.7キロメートルの高規格幹線道路であり、国において整備が進められております。令和２年度末の進捗率が約60％となっており、今年度は橋梁上下部工、トンネル工等を実施するとのことであります。令和３年４月には開通見通しが公表され、関係機関協議等が順調に進んだ場合、今後５か年程度での全線開通を目指すとのことであります。

同じく４の (1) のエ、高速道路の渋滞緩和の現状と対策についてお答えいたします。

沖縄自動車道の接続交差点については、沖縄南、沖縄北インターチェンジ等が主要渋滞箇所として選定されております。沖縄南インターチェンジの接続交差点については、ボトルネック対策として、県道における右折帯の延長及び２車線化を完了し、現在はＮＥＸＣＯ西日本による対策工事が行われております。沖縄北インターチェンジの接続交差点については、国やＮＥＸＣＯ西日本等により、周辺道路の左折帯の設置及び直進２車線化等の渋滞対策に取り組んでいるところであります。

同じく４の (1) のオ、池武当インターチェンジの状況についてお答えいたします。

池武当インターチェンジは、ハシゴ道路ネットワークに位置づけられており、沖縄南及び沖縄北インターチェンジ周辺の渋滞緩和等に資するものであります。現在、県において予備設計を実施し、都市計画決定に

向けた作業や関係機関等と調整を行っており、沖縄市等と連携して、早期の事業化に向けて取り組んでおります。事業予定地には多くの地権者が存在することから、地域との合意形成は重要と考えており、地域へ丁寧に説明し理解を得ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　５、代表質問との関連についての (1)、県内観光業の現状と新型コロナ終息後の経済回復についてお答えします。

令和２年度は入域観光客数の大幅な減に伴い、観光消費額は試算で1963億円、前年度比で5084億円の減となっており、県内観光業は大きな影響を受けております。このため、県としては、抗原検査による那覇空港の検査体制の拡充や感染防止対策認証制度の導入など、感染防止対策の強化に取り組んでまいります。県内の感染状況等を勘案しながら、宿泊施設利用に伴う割引助成や観光体験・アクティビティー商品に利用できるクーポン券の発行等により域内需要の喚起を図ってまいります。また、国の地域観光事業支援を活用して旅行商品を割引販売し、旅行需要を創出してまいります。県外からの誘客に当たっては、旅行前ＰＣＲ検査の呼びかけを徹底するとともに、全国的なワクチン接種状況などを勘案し、各種メディアを活用したプロモーションをターゲットを明確にして実施するなど、段階的な出口戦略に基づき安全・安心な沖縄観光を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　再質問を行います。

再質問する前に、ぜひ知事に確認したいんですが、私が前回の一般質問の中でも申し上げましたが、政策的なことは、やはり知事や副知事が答えるべきであって、知事公室長や総務部長が政策的――特に基地問題については答えるべきではないと考えております。そして、知事に確認したいことは、両副知事や部長が答えることは知事の考えだということで理解してよろしいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私に代わって県政に関する各部門､政策的なことを答弁していただいております。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　それでは、確認したいと思っております。

知事の政治姿勢の中で、私はこれは仲井眞県政でも同じ質問をいたしました。そして、翁長県政でも、当時の翁長知事にも質問したことを県議会議員の方々は議場で確認していると思っております。翁長知事に、私はこの本会議場で、翁長知事は保守ですか、革新ですかと質問したことがあります。翁長知事は、私は保守ですと答えたことがあります。また、議場以外では翁長知事に、この沖縄県政、次期振興計画やまちづくりについて話をしたときに、翁長知事が答えたことは、私は普天間飛行場の辺野古以外は全て自民党の考えと一緒ですよと。まちづくりも次期振興計画も、県民のために一生懸命汗をかいていきたいという話をしておりました。知事も、その考えは一緒ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は以前にも、ある議員の質問にもお答えさせていただきましたが、これまで保守・中道の政治家として活動してきたというように思っておりますし、この間、沖縄県が進めてきた経済政策・安全保障についてもほぼ同じ考え方に立っているのではないかと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　照屋副知事にお伺いします。

照屋副知事は保守ですか、革新ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　こういうふうな立てつけで考えたことはあまりありませんでした。翁長知事に、どうして私ですかというふうにお尋ねをしたときに、大変面白いお答えをされましたのが印象的でありますけれども、共産党、自民党と保守・中道だったら、あなたは自民党、共産党、ここにいるでしょうと。だから、保守・中道という捉え方ですね。そういった意味でいえば。だから、あなたが僕のそばに来てくれたら、皆さん安心するんですよというふうな言い方をされましたのが大変印象的でありましたので、私もそのように自認しているつもりであります。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事にお伺いします。

知事は、法律を尊重しますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　はい、法治国家の一首長として法律を尊重いたします。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　土建部長にお伺いします。

普天間基地の辺野古移設、そして埋立法と、那覇軍港、キャンプ・キンザーの埋立法は一緒ですか。埋立法についてお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　はい、同じ公有水面埋立法でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　知事は、なぜそれを反対するんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　安全保障の考え方は保守政治家の中でもいろんな考え方を持っている方がいらっしゃいます。かつて私が所属していた政党でも、その考え方が違う方もいらっしゃいました。ですから、一人一人のこの安全保障の考え方、特に沖縄におけるこの過重な基地負担については、おのおのの考え方があるのではないかと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　知事、実はこの埋立事業は、仲井眞県政のときに沖縄県が公有水面埋立法に基づいて承認した埋立事業です。先ほど土建部長が答えたとおり、この事業は知事が替わっても変わらないんですよ、法律は。ところが、翁長知事がこの承認を恣意的に取り消す訴訟を起こしたんです。これに対し、最高裁は知事の承認取消しは違法との判決を下した。翁長知事は司法の決定を尊重し、自ら改めて埋立承認を復活させたのであります。埋立承認が復活された埋立事業は今、着々と進んでいますよね。知事は辺野古に基地を造らせないと言って当選したはずであります。なぜ造っているんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　法律の従うところによって進められているものと思われます。
○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　確認します。
　知事は、令和元年12月の私の一般質問において、辺野古承認撤回訴訟の最高裁判決を尊重して、真摯に遵法の精神を守っていきたいと答弁しております。その答弁したとおり､知事の考えは変わらないですよね。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　はい、法律を尊重するという意味においては変わりません。
○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　これで着々と埋立工事が進むものだと思っております。そして、埋立工事が完了すれば、必然的に普天間飛行場の代替施設が整備され移設が完了します。普天間飛行場の危険性の除去と米軍基地の整理縮小が進むものと理解しております。これが、現実対応なんです。無責任な政党・政治は基地の全面返還、無条件返還と言います。本当に返還できますか。我々自民党は歯を食いしばって――今はいろんな批判があるかもしれません。しかしながら、10年後、20年後を考えたときに、今の自民党よくやったと、普天間が返還されて、あの跡利用がしっかりされたときに、我々は評価されると思っております。知事どう思いますか。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　まず私は政党に所属をしておりません。ですから、あらゆる県民のその思いを負託を受けて、悩み、考え、決断をする必要にある立場だと思っております。それから、これは多くの県民が望むところですが、やはりこれ以上沖縄に新たな米軍基地は要らないという方々が過半数を超えています。ですから、そういう方々の思いを実現するためにはどのような手だてを、日本、アメリカ政府に対して取っていただくのかという主張は、私は大切な主張だと思います。仮にそれで普天間が辺野古移設で進められていったとしても、恐らくはそれで普天間が返還されたとしても、それ以外の基地の負担軽減については、また多くの県民から求められていくのではないかと思います。ですから、そういうことも一つ一つ政府に要望をし、しっかりとその市民、県民の、国民の意思を尊重する国家として、米国としっかり協議をし、沖縄の意見も聞いて、民主主義の基本的な立場からその国政運営を担っていただきたいというように希望しています。
○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　知事、主張は大切だと言いますが、じゃ知事は主張だけしているんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　沖縄の現状については、例えばトークキャラバンのように、国内でも沖縄の現状についてお伝えをし、この日米安全保障問題は沖縄とアメリカだけの問題ではありません、日本とアメリカの問題ですから、ひいては全ての国民にとっても非常に重要な問題、わけても地位協定の改定は、これは日本国民全員の頭の上にかぶさっている網のようなものですから、普段は見えない網ですけれども、いざ事件・事故が起こったときには、必ず米軍優先の仕組みになっているということが、国民、どこに住んでいても、それが米兵の公務中に行われたことであれば、必ずその害を被るということも話をさせていただきました。ですから、そういうことを一つ一つ理解をしていただくためにも、これからもそのような沖縄における課題となっていることを国民で共有して、ではその課題を日本全体で解決するためにはどうすればいいかと

いうことを自分ごととして考えていただきながら協力を求めている次第です。
○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　知事、先ほど、私はどの政党にも属していないと答弁しておりましたが、しかしながら知事が民主党のとき、鳩山政権のときに普天間、辺野古を決めたんです。違いますか。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　あのときは確かに鳩山総理が一旦は最低でも県外と言って努力をされたものを、様々な状況があって、また再び辺野古に戻ったという経緯は私も承知をしておりますが、しかし、それでも党内では様々な議論があり、一致した見解ではなかったということをお伝えしておきたいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後４時52分休憩
午後４時52分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
中川京貴君。
○中川　京貴君　知事、御承知のとおり、知事が民主党のときに鳩山内閣が普天間、辺野古移設を決めました。そしてそのときの総理の言葉、今でも印象に残っております。基地問題は学べば学ぶほど難しいと。あの総理でさえも普天間、辺野古移設を止めることができなかったんです。そして御承知のとおり、これまで日本政府においては村山内閣、社民党と自民党の連立政権が誕生したとき、そのときも、村山総理も同じことを話しておりました。外交問題、国防の問題。これまで反対してきた社民党が、自衛隊の位置づけ、それに外交努力をしなければならないことを知って、今の社民党になっていると思っております。そういった意味では、責任政党として国防を預かる、県民の生命、命を預かる最高責任者としての知事の責任なんです。ですから、普天間は辺野古に新基地ですか。辺野古は、普天間は基地内統合なんです。キャンプ・シュワブに基地内統合するんじゃないですか、違いますか。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　今議会でも当局から答弁をさせていただいておりますが、普天間の辺野古新基地建設は普天間にはない新しい機能が加わった基地です。ですから我々はそういう状況を見て、これは新基地であるという認識に立っている次第です。
○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　那覇軍港を浦添に造るのは、那覇軍港は基地じゃないんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　これも公室長から答弁をさせていただいておりますが、浦添に移設する那覇港湾施設は現行の機能を維持するというようになっていると思います。
○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　現行の機能を維持するということは、埋立てしませんか。あれも埋立てで一緒じゃないんですか。丘に造るんですか。海を埋立てして造るんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　埋立てをするかどうかというのは恐らく今の段階ではまだ決まってはないのではないかと思います。つまり、民港の形状案が出来上がって、その形状案に合う形でこの移設を検討する、技術的に可能かどうか検討するということになっているので、その埋立てということが今の段階で決まっているのではないかと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　県民には分かりにくいんですよね、知事。普天間代替施設を辺野古に造るのは反対、そして埋立ても反対、埋立ての上が米軍基地だから反対。しかしながら那覇軍港の浦添移設については賛成。県民にとってよく理解できないと思っています。賛成なら賛成、反対なら反対、その理由をしっかり明記して、説明責任を果たすべきだと思っています。いかがでしょう。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　賛成なら賛成、反対なら反対……
○中川　京貴君　理由を述べる。
○知事（玉城デニー君）　ではないという言い方ではなくて、それだけで判断できない状況もこれから先、出てくるのではないかということもあり得ると思います。つまり、基地の整理縮小がどのような考え方で及ぶのかということは、これは日本政府とアメリカ政府が協議をすることですから、今の段階で私がそれに対して明確にお答えすることはほぼ不可能だと思います。しかし、未来を予測して、どのような形で沖縄県の発展、まちづくりに寄与していくかということについては、しっかりと努力をしてまいりたいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　今回、知事は沖縄県の基地を50％まで削減すると言いますが、50％まで認めたというメッセージも送られていると思っております。そして、今日これ新聞出ております、今日の新聞に。（資料を掲示）　玉城知事が北部訓練場、伊江島補助飛行

場、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン、４施設を今回は本当明示したと。新聞を今日見ましたか、知事。これは、キャンプ・シュワブを返還させるということは、これはみんなで話合いをして知事は発表したんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　50％というものを、例えばということで例示をさせていただきましたが、その例示をさせていただくに当たっては、やはり激しい訓練を伴うそういう施設、なおかつ基地従業員の就労、雇用の環境に比較的影響のない場所、そしてさらには、私はもう一つ、この間県議会では度々数次にわたって海兵隊の撤退の決議がされております。そういう条件を加えていくと、必然的にそういうふうな施設が例示されるのではないかというふうに、あくまでも例示したのであって、それは県がここを返してくださいと決定しているわけではありません。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、あくまでもじゃなくて知事の発言は重たいんです。知事が返還させると言ったら――あの稲嶺前名護市長は、百条委員会のときに我々の質問に対して、私はキャンプ・シュワブの返還を言ったことはないと。それどころか、稲嶺前市長は、この高速入り口のインター、そこも米軍軍用地なんです。そこも継続使用していただきたいと防衛局に要請しているんですよ、稲嶺前市長も。名護のインター、高速インターの山ですけれども。そして、新たに埋立てする飛行場については、基地については認めないと言ったのが稲嶺さんです。それを踏み越えて、知事はキャンプ・シュワブも伊江島も返還させると言った。じゃここで暮らしている方々、地主の皆さんもいますよね。その方々は本当に返還すると期待していると思っていますよ、知事。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　繰り返し申し上げますが、例示をしたということですから、それを何らか決定をして要求をしているということではありません。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　これを言うだけ番長と言うんですよ。言うのは簡単なんです。問題は解決することが大変なんです。読谷村の瀬名波通信所を御存じでしょう。読谷村の瀬名波通信所はトリイステーションに村内移設しました。

知事お伺いします。

北谷町にあったハンビー基地はどこに行ったんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時59分休憩

午後４時59分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　ハンビーのヘリポートは恐らく普天間飛行場に統合されたと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　誰よりも知事のほうが詳しいじゃないですか。県内移設したんですよ、ハンビーも普天間に。そうやって歴代の国会議員の先生方、また地域の関係者の努力によって、全て県内移設をしてきて今の沖縄県の基地なんです。知事は、当選をしてこれまで３年、もう４年目に入りますけれども、沖縄の基地政策、県民にどのような形で説明しますか。どの段階で返還していく。このビジョンがありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今の段階で具体的に申し上げられることはございませんが、しかし沖縄21世紀ビジョンは策定された時点で、その将来は基地のない平和で豊かな島を目指すということが明記されております。ですからそこに向かっては、苦難の努力であっても少しずつ話合い、対話によって解決をしていくという姿勢は大事であろうと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　我々自民党会派が一番心配するのは、これからの10年、次期振興計画が継続されるのか、また税制改正ももちろんそうでありますが、それともう一つは、知事、記憶にあると思いますが、橋本総理のときに梶山さんが官房長官、そのときに、先ほど私が質問した傾斜配分、密度１というのが出てきたんです。当時は自治省です。今は総務省で普通交付税で入ってきます。この予算を当てに市町村は絵を描くんです。また、沖縄振興計画の予算で、一括交付金で来年度の予算、ビジョンもつくりたい。しかしながら決まっていないから、そのビジョンが決まっていないからつくれないんです、予算が。それを考えたときに、少し知事も副知事も汗をかいて国との交渉をしっかりとやっていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　当然予算の獲得、制度の拡充、創設など沖縄県が求めているその要求については、しっかりと実現できるように各関係要路に汗をかいてまいりたいと思います。

○中川　京貴君　議長。

○議長（赤嶺　昇君）　総残時間が切れました。

○中川　京貴君　とにかく、我々自民党会派としては、次期振興計画を継続させて、あと10年、税制もしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時３分休憩

午後５時３分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲田　弘毅君　改めて皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党仲田でございます。

通告に従い､所見を交えながら一般質問を行います。

まず最初に、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、政府の骨太方針について。

去る６月９日、政府から骨太方針の原案が発表されました。経済財政諮問会議で議論が行われ、与党との調整を経て６月18日に同方針は臨時閣議で決定されたと報道がありました。昨年同様、沖縄振興を国家戦略に位置づけると明記されていますが、一方、昨年の方針で沖縄振興策全般について、多角的な検証を進める旨の明記もされております。また、内閣府は今年３月、現沖縄振興計画の実施事業を総点検し、その結果も公表しました。

そこで伺います。

ア、国会が終われば、いよいよ予算編成の時期を迎えます。県は概算要求についてどのように想定し、対応していくか今後のスケジュールを伺いたい。

イ、今後、予算編成の指針となる骨太方針と概算要求は、大きく関連するとされています。昨年の沖縄振興に関する骨太方針の記述について伺いたい。

(2)、自民党沖縄振興調査会と次期沖縄振興計画について。

これまで沖縄振興は、政府・与党が一体となり社会資本整備や産業推進に向け、予算の確保と税制措置を講じてきたことは言うまでもありません。沖縄振興の方向性について検討を進め、取り組むべき点をしっかり提言をしてきた沖縄振興調査会の果たしてきた役割は大きいものがあります。

そこで伺います。

ア、沖縄振興調査会について、知事の認識を伺いたい。

イ、知事は、５月19日沖縄振興調査会の会議に参加し、小渕優子会長に次期振計の要請を行っております。要請後の手応えと感想を伺いたい。

ウ、次期沖縄振興計画の素案について基本的な考えを伺いたい。

２、新型コロナ感染防止対策について。

昨年から我が国はコロナ禍による未曽有の危機に直面し、社会経済面で大きな困難が続いてきております。本県においては長い間感染拡大に歯止めがかからず、全国最悪の状況を招いた玉城知事の対応・対策に大きな批判が寄せられました。大型連休後、さらに県内感染は高止まりが続き、政府への緊急事態宣言要請は連休前に行うべきであったという声が大半であります。また、クラスターの発生件数を４割以上も未発表にした事例もあり、間違った資料、不正確な情報発信は、誤った対策につながる可能性も強く指摘されております。新型コロナ対策本部長として、知事の発言と行動は非常に強いと言わざるを得ません。

そこでお聞きします。

(1)、コロナ感染の現況説明をお願いしたい。

(2)、コロナ感染拡大の要因について、県の見解を伺いたい。

(3)､厚生労働省からの日本ＥＣＭＯｎｅｔを含め、県外からの医師、看護師等の派遣状況を伺いたい。

(4)、コロナワクチン接種について。

ア、最も連携・調整が必要とされる各自治体との役割・対応について伺いたい。

イ、基地内における、米軍による日本人従業員のワクチン接種について県の考えを伺いたい。

ウ、各市町村の住民検診を一部休止して、その医師・看護師をワクチン接種に充てている地区もありますが、県の見解を伺いたい。

(5)、アフターコロナについて、県の展望を伺いたい。

３、教育行政について。

昨年度から県教育委員会と各市町村教育委員会、そして教師一人一人が新型コロナ対策の中で児童生徒の学びの保障・維持・確保に向け一生懸命頑張ってきたものと理解しております。現状は回復傾向にあるとはいえ、終息にはほど遠く、子供たちの学習とスポーツに影響を及ぼすことを危惧しております。

そこで質問を行います。

(2)、全国学力テストは、コロナ禍による学校現場の負担につながることから、新年度は見送るべきとの意見もあったが、５月27日に延期し実施されました。その経緯と見解を伺いたい。

(3)、緊急事態宣言中の学校休校について。

ア、２週間の休校措置による授業や学習・部活動等への対応策を伺いたい。

イ、昨年は、全国高校総体が中止になり、今年の県大会はコロナ対策指導の下に延期して実施されまし

た。経過と評価について伺いたい。

ウ、九州大会の一部の競技が本県で開催される予定でありましたが、休校等で中止になった。その影響について伺いたい。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲田弘毅議員の御質問にお答えします。

知事の政治姿勢についての御質問の１の (2) のイ、知事要請の内容と手応えについてお答えいたします。

私は、自由民主党沖縄振興調査会役員会に出席し、新たな沖縄振興特別措置法の制定などの要請と新たな沖縄振興の必要性について説明を行ったところ、国民の理解と共感を得られる形とする必要があるなどの御意見を頂戴いたしました。沖縄県は、その頂戴した御意見等も踏まえ、新たな振興計画（素案）を取りまとめさせていただいております。また、先日閣議決定された、いわゆる骨太の方針においても、関係各位の御尽力により、「これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興のあり方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する」ことが盛り込まれたところであります。引き続き、新たな沖縄振興に必要な沖縄振興交付金や高率補助制度、沖縄関係税制など特別措置について、国と調整しながら、沖縄県の要望がより多く実現できるようしっかり取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての (1) のア、国の概算要求に向けた県の対応についてお答えします。

県では、去る６月１日に新たな沖縄振興計画（素案）を公表したところであり、その施策展開に必要な各種制度を要望しつつ、あわせて、必要となる予算の確保に向け、令和４年度の需要額の積み上げ作業を進めているところです。今後、例年７月に財務省から示される国の概算要求基準を踏まえ、８月には、内閣府沖縄担当大臣、官邸、国政与党をはじめ関係要路に対し、所要額の確保について要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての (1) のイ、昨年の骨太方針の記述についてお答えいたします。

昨年７月17日に閣議決定された、いわゆる骨太の方針においては、「沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光の再生、層の厚い各種産業の振興、基地跡地の利用を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。現行沖縄振興特別措置法の期限を踏まえ、沖縄振興策全般について多角的な検証を進める」と記されております。

同じく１の (2) のア、沖縄振興調査会についてお答えいたします。

自由民主党沖縄振興調査会は、同党政務調査会の下に置かれた国会議員で構成される調査会であります。沖縄振興に係る調査検討のほか、様々な沖縄の声を拾い上げ、沖縄振興の方向性に係る提言や政府に対する要請などを行っていると認識しております。最近は、今後の沖縄振興に関するヒアリングがなされていると承知しております。

同じく１の (2) のウ、新たな振興計画（素案）の基本的な考えについてお答えいたします。

新たな振興計画（素案）においては、ＳＤＧｓを取り入れ、社会・経済・環境の３つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、ウイズコロナからアフターコロナの新しい生活様式に適合する安全・安心で幸福が実感できる島を形成し、アジアをはじめ世界との経済のかけ橋となり、県民全ての幸福感を高めるなど、自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目標としております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　２、新型コロナ感染防止対策についての御質問の中の (1)、感染の現況についてお答えいたします。

本県における新型コロナウイルスの感染状況は、令和３年６月28日時点で、療養者数は1107人、人口10万人当たりの直近１週間の新規感染者数は34.69人となっております。新規感染者数は５月下旬をピークに減少傾向に転じているものの、県内でデルタ株の感染事例も確認されていることから、警戒が必要な状況が続いているものと認識しております。

同じく２の (2)、感染拡大の要因についてお答えい

たします。

沖縄県では、活発な世代間交流、人口密度が高いことなど複合的な理由から感染が拡大しやすい特徴があると考えられます。また県民や渡航者によって県外で拡大した変異株が県内に持ち込まれ、大型連休中及びその後に行われた様々な交流活動によって県内各地に拡大したこと、変異株への置き換わりが進んだことが感染拡大した要因であるものと考えます。

同じく２の (3)、県外からの医師、看護師等の派遣状況についてお答えいたします。

今般の急激な感染拡大を受けて、県内の医療機関が逼迫状態となり、医師、看護師等の不足が課題となったことから、厚生労働省、全国知事会等を通じて医師、看護師等の派遣を要請したところ、６月28日までに看護師114名、医師35名、その他臨床工学技士等７名の派遣が決定しております。派遣された医師、看護師等は県内の重点医療機関、入院待機施設及びクラスター発生施設で重症者の治療や看護体制の維持等に貢献していただいているところです。

同じく２の (4) のア、各自治体との役割及び対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種は、予防接種法第６条第１項に基づく臨時接種とされており、実施主体は市町村で、国が主導的な役割を果たし、都道府県は広域的な視点で市町村を支援することとなっています。県は、万全な体制でワクチン接種を行うため関係医療機関等の連携を図っているほか、接種の遅れている市町村に対しては、個別に聞き取りを行い、課題解決に向け調整を行うなど、接種が加速化するよう支援してまいります。

同じく２の (4) のウ、ワクチン接種による住民健診の一部休止についてお答えいたします。

現在、新型コロナワクチン接種に対応するため、住民健診を休止している医療機関等が一部あることは承知しております。特定健診の実施については、ワクチン接種機会が損なわれないよう健診実施期間を見直す等柔軟に対応をいただくよう、国からの通知も発出されているところであります。これらも踏まえて、市町村が医療機関との間で調整した上で、高齢者向けワクチン接種を早期に完了するために取組が進められているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２、新型コロナ感染防止対策についての御質問の中の (4) のイ、米軍による日本人従業員のワクチン接種に係る県の考えについてお答えいたします。

ワクチンの接種については、あくまでも個人の任意でありますが、未接種による差別や配置転換など労働条件への影響に関する懸念があるとともに、一方では接種に伴う副反応への補償などの懸念もあります。県としましては、日本人従業員がワクチン接種により不安を感じることがないよう、雇用主である国や米軍の責任において、適切に対応されるべきものと考えております。

同じく２の (5)、アフターコロナの展望についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、本県の社会・経済に甚大な影響を与えており、今後の経済回復と発展につなげるためには、新しい生活様式に対応した社会変容が求められております。今後は、ワクチン接種等による感染終息を見据えて、県内企業の稼ぐ力を強化するため、企業の業態転換や新分野展開等、事業の再構築に向けた支援、さらには、観光産業とＩＴの連携により高度化・高付加価値化を推進するリゾテックおきなわに取り組み、足腰の強い経済構造への転換を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　３、教育行政についての御質問の中の (2)、全国学力テスト実施の経緯と見解についてお答えします。

例年、４月に行っていた全国学力・学習状況調査を、今年度はコロナ禍の影響等への配慮から、５月に実施することとなりました。県教育委員会としましては、児童生徒の学習状況を把握し、授業改善につなげることで、学力の定着を図ることは大変重要だと考えております。とりわけ、昨年度は休校等により授業日数が短縮されたことから、本調査が今後の学習計画を立てる上で、有効な資料となると考えております。

今後も市町村教育委員会及び学校と連携を図り、本県児童生徒の確かな学力の向上に努めてまいります。

同じく (3) のア、休校措置による授業や学習・部活動等の対応策についてお答えします。

休校期間中、各学校においては、事前に学習課題を配付したり、オンラインを活用するなど、学習支援を行ってまいりました。部活動については、原則、中止としております。学校再開後は、休校中の学習内容の重点化を図るとともに、補習授業等を行い、学び残しがないよう取り組んでまいります。また、授業時数の

確保のため、学校の実情に応じて、年間指導計画の見直し等を検討しているところであります。

県教育委員会としましては、コロナ禍にあっても、学習の遅れが生じないよう支援に努めてまいります。

同じく３(3) のイ、県高校総体の経過と評価についてお答えいたします。

県高校総体は、緊急事態宣言前の５月15日から開催され、ゴルフ競技を延期し、６月２日までに残り全ての競技を終了しております。２年ぶりの全国高校総体へ向けて、生徒達は日頃の練習の成果を発揮するとともに、今後の大学推薦等、生徒の進路実現にもつながる機会になったと考えております。

同じく３の (3) のウ、九州大会一部競技中止の影響についてお答えいたします。

今年度の全九州高等学校体育大会では、既に全国高校総体出場が決定している種目が中止となりました。そのため、本県開催予定であった４競技のうち、男子サッカー及びなぎなたについては中止となっており、生徒の活躍の場が失われたことは大変残念に思います。残りの女子サッカー及びフェンシングについては、全国高校総体代表権がかかる競技であるため、感染症防止対策を十分に講じた上で開催予定であります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時26分休憩

午後５時28分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲田　弘毅君　御答弁ありがとうございました。

嘉数部長、すみません。再質問で予定していたものですから。再質問を行います。

まず骨太方針についてでありますが、知事、閣議で骨太方針が決定された後で、先ほど８月末には各省による財務省への概算要求が始まっていくんだというお話がありましたけれども、内閣府への概算要求の中で、沖縄県独自の高率補助とか一括交付金、もろもろについて具体的に要請すべきと考えますが、知事いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　令和４年度の概算要求に向けては今まで４月、そして今月と内閣府とウェブで意見交換、会議を重ねてきております。その中で一括交付金でありますとか、そういったところも含めましてその必要性と効果などについても説明をさせてもらっているところでございます。引き続き、国の概算要求が示されましたら正式な要求になると考えていますので、それに向けて意見交換を密にしていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　特に一括交付金等については、７か年連続減額されて、知事も各自治体41市町村への予算配分で大変苦労されていると思うんです。そういったもの含めて、満額回答を取るためにどういうふうに頑張っていくのか、まずはそこのところもお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　今年は10年に一度の、いわゆる制度がまだ出来上がる前の概算要求の調整を行っているところでございます。ですから一応、現行の制度をある程度前提としながら調整は進めさせてもらっております。そのような中で、国の総点検でもありましたように、効果をきちんと示すことなどについても、県として最大限国からの要望には応えつつ、その必要性について理解を求め、そして７月、８月と知事の要求、あるいは市町村長も交えた要望について検討していきたいと思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　知事、大変懸念するのは知事のブレーンの皆さんの中に、高率補助不要論を唱える方々がいらっしゃるし、そしてまた基地問題の中でもいろいろ意見の食い違いはあったとしても、その国との対応の中でそういったものがあまり大きく前面に出ますと、知事の本来の仕事である沖縄県民への行政サービスの根幹をなす予算の財源を確保するという大きな仕事が隠れてしまうという懸念をしているわけですが、そういったことも含めて、ぜひ頑張っていただきたいなと思います。

次に、骨太方針の沖縄振興についてでありますけれども、昨年度の骨太方針に国家戦略として沖縄振興を推進すると、そういう文言は、沖縄にとっては大変力強い後押しにつながると考えております。しかし、具体的にどういう政策を要望して、どういった成果があったのかお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　昨年の骨太の方針の要請に当たりましては、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた県経済への緊急支援策、それから経済対策の実施、那覇空港の機能強化やモノレール輸送力増強等の産業インフラの整備拡充の推進、子供の貧困対策、首里城の早期復元、駐留軍用地の跡地利用の推進等について要請を行ったところです。政府は令和３年度に

おいて、那覇空港のエプロン増設、あるいは首里城正殿の復元に向けた仮設施設の整備などに新たに着手するとしているほか、子供の貧困緊急対策事業、それから西普天間住宅地区跡地整備事業等にも予算措置いただいたところで、沖縄県の要請内容、おおむね予算に反映されているものと認識しているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　昨年度の骨太方針に、次期沖縄振興計画も継続する旨の趣旨がしっかり明記されておれば、これは大変すばらしいことだと思ったんですが、残念ながら白紙状態であります。県は政府に対して今後そのことも含めて、次期振計をどういうふうに取りまとめていくかということも含めて、どういった働きかけをしていくのか、考え方をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　知事は昨年来、沖縄振興の必要性について関係要路に説明してきたところです。５月、先月に沖縄振興調査会、それから関係要路に対して沖縄振興特別措置法の延長等についても要請したところです。その際、説明したのは、これまでの沖縄振興策の展開によって社会基盤の整備など一定の成果が上がったけれども、沖縄の特殊事情に係る固有課題がまだ残っている、これらの解決を図る必要があるという点と、沖縄の置かれた広大な海域、日本の南西端の広大な海域を有する本県は大きな発展可能性を秘めている。国の発展にも貢献することができる。そういう意義もあるということを説明してきたところです。今後ともその点について丁寧に説明してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　次期振計に関して、今年の次期振計に対しては改正を前にしての一番重要な時期だと思うんですが、昨年度の要請と今年の要請は、どういうふうな違いがありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時37分休憩

午後５時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　今年の要請に当たりましては、これまでの施策の展開によって大きな成果を上げてきたけれども、まだまだ課題や重要性を増した課題もあるという前文を付した上で、要請の項目の内容のまず１点目に国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進いただきたいという内容の下に要請を行ってきたところであります。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　次に振興調査会について質問を行いますが、小渕会長は次期沖縄振計について単純延長は難しい、そして焼き直しは駄目だと言及しておりますが、私はその発言は大変厳しいものと理解しております。知事の見解をまずはお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　自民党の沖縄振興調査会役員会に出席をさせていただいたときにも、いろいろな御意見を頂戴いたしましたし、また小渕会長からも単純延長は考えられないというような厳しい意見もいただいております。他方で、やはり沖縄の離島などの不利性の解消や特殊事情の解消に向けて、あるいは県民所得の向上や自立型経済への取組は道半ばであり、まだ十分ではないというようなことは理解をいただいていると思うんですね。ですから私たちは、やはりこれまでもそうでありましたように、例えばコロナの影響を受ける前は、非常に好調な県経済と観光客の伸びを見せておりました。ですから、間違いなく今次振計においても着実に経済効果や社会に対する成果は上がってきていたということは、実証済みだと思います。ですから、次期振計においても、その沖縄の優位性を発揮していくことによってアジアのダイナミズムを取り込み、これまで以上に、また例えば世界の富裕層のターゲティングなども行い、リゾテックおきなわを発信していって、本当に沖縄らしいポテンシャルを引き出すことができれば、日本経済に資することは十分御理解をいただけるものというように思います。引き続き、努力してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　小渕会長の発言の中に、新型コロナ等含めて、今、国も大変財政が厳しい中において、国民一人一人にしっかりと理解が得られるような要請であってもらいたいという発言があったわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　先ほど、沖縄振興を図ることが国家戦略としても大きな意義を持つということを答弁申し上げました。本県が我が国の南西端の排他的経済水域の確保に寄与するなど、新たな海洋立国日本の発展に大きく貢献できる地域であること、それからアジアの経済の活力を我が国へ取り込むため、南の重要な拠点となり得ることなど、沖縄の発展可能性を引き出すことが、我が国の発展にもつながっていくということをしっかりと説明していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　素案についてでありますが、次期振計の素案は、１月の骨子案に続いて５月、そして６月１日に知事が発表したわけですが、復帰50周年という大きな節目にとって、何が目玉になるのか、そこのところ知事、しっかりと次期振計に向けての素案の中に目玉を加えていくべきだと思うんです。いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　まず目玉と言えるというよりも、中身として沖縄らしい――すみません。新たな振興計画を推進するに当たっては、ＳＤＧｓを取り入れる。そしてこれまで社会・経済の２つだった基軸に環境を新たに加えて、持続可能な沖縄の発展につなげていくということで、県民が安心・安全で幸福感を実感できる島、この形成目指していくということを目指しつつ、沖縄の自立発展等を目指すこととしているところです。

先ほど広大な海域を有している、それから日本の南の玄関口、拠点となり得るという話をいたしました。その視点に立ちますと、あるいは国の施策の方向性に合致しているカーボンニュートラルの取組、これは島嶼地域におけるカーボンニュートラルの推進、あるいは日本の南の玄関口に当たる観光の振興をサステーナブルツーリズムの推進等にあって、日本の南の玄関口たる観光拠点になり得る、そういう視点で今施策の整理を進めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　同じく素案の中に本当は入るべきだったと思うんですが、知事は先月27日ですか、米軍専用施設50％以下に縮小する目標、それとＳＡＣＷＯについての要請を行ってきたにもかかわらず、素案の中からそれが削除された理由は何でしょうか、お聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時44分休憩

午後５時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　ＳＡＣＷＯについては、ＳＡＣＯ合意以降の基地の整理縮小の検証及び沖縄の基地負担軽減の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場の設置が必要、この協議の場をＳＡＣＷＯと称しており、骨子案に記載したところです。その後、素案の策定過程において、新たな振興計画は期間を10年としていることから、固有の名称は記載しないこととしたものであります。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　この問題はいろいろ今日も議論されてきましたけれども、次期振計の要請に行かれたときにその文言を出さなかったのは、国に対する忖度ではないかという御意見もあるんですが、そのことについていかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　骨子案を策定したのが１月でございます。素案を策定したのが５月末、取りまとめて６月１日に公表いたしました。その前の５月の18、19日に関係要路に新たな沖縄振興の必要性等について説明をしております。要請に当たって忖度したというような事実はございません。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　次にコロナ関連についてお聞きします。

大城部長、必要な医療を必要な人が受けられない。救える命を救うことができない。こういった状況は行政の担当当局、特に対策本部長の知事は、そういったことは絶対に避けていかなければならないというふうに考えております。その中で現在、累計で２万人余りの感染者が出ているわけですが、県は急変する感染患者の処遇をどうするかという一つの定義の中で、入院待機ステーション設置の説明がありましたけれども、その進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　本来であれば救急で運ばれるというときには、病院と入院調整を行いまして入院していただくのが一番でございますけれども、患者急増に伴いまして、なかなか入院調整がままならないというような状況が、例えば夜中であれば難しいという状況も出てくることを想定しまして、入院待機ステーションというものを設置したところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　待機期間はどの程度になっていますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず想定しておりますのは、夜間に救急で運ばれる方々について入院調整がなかなか厳しいということもございますので、朝までの間、酸素投与などをしながらその待機ステーションで待機していただいて、翌日には入院調整ができるようにということでやっておりますので、ほぼ１日という想定でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　これ前から、自宅療養は家庭内感染にとって大変厳しいという状況もあって、早めに隔離してほしいという対策の中から出てきたことですよね。これは今現在、充当してしっかりカバーできているんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　南部のほうに設置をしておりますが、今までの実績としましては、そのように夜間に救急で病院に入れなくてということの対象になった方は、現在の実績では４名でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　質問を変えますが、重点医療機関である県内の各県立病院が去る６月１日に、病院緊急事態宣言を発令しています。このことは沖縄県の救急医療体制、それから新型コロナ対策の中でも大変厳しい、支障が出ているんじゃないかと懸念されているわけですが、現状はどうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県のほうとしましても、５月19日、医療非常事態宣言というのを発出させていただいておりまして、その中で緊急時の対応としてコロナ病床を確保していただくための、例えば延ばせる手術については延期をしていただくとか、そういうような緊急の対策を取っているところでございました。ただ新規の感染者数も徐々に減少しておりまして、そのような状態からは幾分改善していると思いますけれども、ただし、まだ中等症に関する数字は多い状況でございますので、予断は許さないと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　厚生労働省、それから知事会からの要請を受けて、医師が35名、看護師の皆さんが114名いらっしゃると。それ以外の方も７名、沖縄県の医療バックアップのためにいらっしゃると。県民の一人として心から感謝を申し上げたいと思います。しかし、県もそれなりの努力をしなくちゃいけないと思うんです。県外からただお願いして来てもらうだけではなくて、県内においてもフルタイムで働いていらっしゃらない医師とか、あるいは資格は持っているけれども就労していない、俗にいう潜在看護師の皆さんとか、そういった方々への活動要請も県は積極的にやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県としましては、看護師等の不足については潜在看護師の活用が非常に重要だと考えておりまして、病院で不足する看護師、それから宿泊療養所で必要な看護師、それからワクチン接種に必要な看護師を看護協会を通じて確保しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　時間がありますので、教育長、休校中の授業対応について、オンライン授業・オンライン学習、補習授業等でカバーするということですが、自治体によっては十分に対応できなかったという報告もあるわけですが、その点に対して実情をどの程度把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まずハード、ＧＩＧＡスクールによる端末なんですけれども、令和３年５月段階ではほとんどの市町村で一人一台端末が整備をされているところでございます。整備されていないところが３市町村残っていたところでございます。

また、今回の休校中で、学びの保障のオンラインの学習状況調査をさせていただきました。そうしますと、小学校では207校中94校で45.4％。中学校では108校中53校で49.1％。県立高校では61校中55校で90.2％、特別支援学校では20校中16校で80％という形で、オンラインの学習の支援が一定程度できたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　オンライン、リモート、これは文明の利器であります。職場においてもテレワーク等がありますけれども、そのオンラインに関して、文部科学省は計画を前倒しして実施したＧＩＧＡスクール構想というものがありますけれども、その事業について教育長、御説明お願いできますか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

令和２年度中にということで文部科学省から予算が出たところでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、令和３年５月の段階では端末の納品が終了しているところが、３市町村以外の38では納品が済んでいると。一部の市町村では今年度中には配付されるというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　総残時間がなくなりました。時間が切れました。

○仲田　弘毅君　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　本日の最後ではありますが、答弁のほうも簡潔明瞭によろしくお願いいたします。

それでは、順を変えて行いますが、まず６番。地域の課題についてからであります。

まず南部東道路――私は毎回というぐらいやっていますが、その南部東道路と空港自動車道との直結事業の早期化について、ぜひまた議論させてください。

まず南部東道路。令和８年完成予定でありますが、そのとおりに完成できるのか。そしてまた直結事業の完成予定はいつになっているか、お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

南部東道路の令和２年度末の進捗率は、事業費ベースで今、約37％というところで、今年の３月に議員御承知のとおり４工区を供用開始しております。令和８年度の供用開始に向けて――この８年度というのは、空港自動車道への直接乗り入れも含めまして令和８年度というところで、事業推進に鋭意取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　直結も含めて令和８年。非常にありがたい話ではありますが、しかしながら進捗状況からいったらかなり厳しいだろうと。予算の要求額を見ても厳しそうな感じがします。

そこで私から提案があります。この直結事業部分を国直轄事業、あるいは国からの権限代行をお願いしてはということをお願いしたい。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　一義的には、南部東道路というのは、議員御承知のとおり県道でございますから、管理主体の県が事業を実施するということが原則だと思います。現在、直接乗り入れ部分の橋梁の予備設計を実施しておりますので、工事規模はそういった事業規模、橋梁形式等が把握できた段階で検討したいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　橋梁部分の設計が完了次第検討したいということですか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　やはりある程度どういった構造物か、あるいは費用とか、そういった概算費用がどういった規模になるのかと、そういったものが把握できませんとなかなか検討もできかねますので、そういった意味での発言でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　沖縄県の制度提言が出されております。その中に、沖振法の特例として、権限代行の部分が入っていますね。だからこれはできるということなんですよ。お願いすればできる。ですので国のほうも――私もある程度聞き取りをしました。沖縄県の方針が決まれば、それは話合いに応じますということです。私が権限代行あるいは直轄を要請しているのは、事業の早期化なんです。今のままでは予算の確保ができない。ですので、そうしたほうがいいんじゃないかということです。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　沖振法の中では道路、河川、港湾等特例がございまして、国のほうで代行ができるというところは承知しております。例えば県道を国の代行をお願いするというところで、実施体制でありますとか技術的な難易度、やはりそれなりの理由がないと国にお願いするのもなかなか厳しいのかなというふうに考えております。まずは橋梁の予備設計等々の工事規模、難易度等も把握が必要ですので、その段階で検討したいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　難易度の点からいっても、現那覇空港自動車道が走っていますからね。これは通行の安全性も確保しながらの工事という点では、そういう難易度もありますから、ぜひそういった方向で検討していただきたいということで、検討するということは間違いないですね。この一言、お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　予備設計ができた段階で検討いたします。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　次に、国道507号の予算確保について。

これも同じく一定期間、予算が都市モノレールに非常に多く傾斜配分されました。そのおかげで遅れた。しかしながら、都市モノの計画が終わっても、まだ予算がなかなかつかない。かなり遅いわけです。そもそも非常に進捗が遅い中で、それも同様に予算を確保するためにいろんな手法を考えなければいけないんですが、やはり一括交付金頼みなんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　国道507号八重瀬道路につきましては、ハード交付金を用いて実施しているところでございます。議員御指摘のとおり、ハード交付金の所要額の確保につきましては、昨今厳しいところでございますけれども、次年度以降も所要額の確保には努めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　ハード交付金――要するに一括交付

金が減額されれば、当然これもできませんよというような答弁にしかならないわけですから、これをどうするのかというのが県の役目なんですよ。そういう新たな知恵というのはないんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　土建部が実施しております道路事業等、やはりその主な財源はハード交付金となっておりますので、先ほど総務部長もお話がありましたとおり、来年度もその予算が続くだろうという立てつけで今、予算編成をしておりますので、関係要路に要望しながら一括交付金の確保に努めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　次に移ります。

農振地域整備計画の見直しについてでありますが、これは全県的な課題であります。このまちづくりの計画において、都市計画の問題もあります。これは、市街化調整区域がかなり問題であるということで、昨年48年ぶりに見直しが検討されたということになって、いい方向に行っています。しかしながら、私もうっかりしていました。この農振地域の見直しが整合されていないということに、後から気がついてしまった。そのせいで、この地域の都市マスあるいはマスタープラン、地域計画が実行の段階でかなり遅れているという現実が来ております。私のところの南城市もそうです。南部地域、あるいは議論にもありました石垣市のリゾート計画もありました。そういうところに、沖縄県と国と調整して、地域のまちづくり、あるいはそういう計画に支障のないようにやるべきではないかということで、農振地域の見直しの件についてもっともっと調整が必要ではないかということを言いたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　基本的なことになりますけれども、農振法においては、各市町村が定める農用地区域については優良農地は積極的に保全しますが、他法令への状況を見ながら、原野化等が進み今後も農業振興に使う予定のない地域は、必要に応じて農用地区域から除外すると、各市町村に説明しているところでございます。

○座波　　一君　基本的な話はいいですよ。

○農林水産部長（崎原盛光君）　農振法は、優良農地の周辺の農村集落を維持するための法律であることから、大規模な都市利用については都市計画法と他法令との調整を行うよう併せて説明しているところでございまして、県としましては、各市町村のまちづくりの要望に対しては、関係法令に基づき適正に対応することにしております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　部長、こういう基本的な話をするために今やっているんじゃないですよ。それを踏まえた上で、そうするべきじゃないかと言っているんですよ。部長が駄目なら副知事どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時６分休憩

午後６時６分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　石垣市長からも直接お電話いただいたということは、昨日答弁させていただいたところでありますけれども、農業振興地域整備計画につきましては、ふるさとの明日をつくっていくという意味では、大変重要なテーマだろうというふうには考えております。実際に担当してみて、いろんな問題があるんだなということも認識させていただいておりますけれども、かなり細かいところまでは、まだ掌理するに至っておりませんので、ここは農林水産部長に頑張っていただいて、直面する課題については、熱心に部下を指揮しながら働いていただきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　この問題は、沖縄にとって非常に大きな問題で次の振興計画にも影響してきます。ですので、先ほど申し上げた土地利用の問題と農振地域の問題というのは、そういう意味では次の振興計画の中でも大変効果が期待できるという点では、その方向性を出さずには出ないという重要なものですから、ぜひとも突っ込んだ検討をしていただきたい。これは農水だけじゃないです。企画あるいは土木も含めて、何度も言いますが、横断的な取組の中で考えていただきたいと思っております。

次に、南城市佐敷湾岸地区の整備についてなんですが、この地域は今年度中城湾港湾計画の中で改訂される予定であります。ここはトビハゼが生息していまして、そのせいである程度の保全が図られてきたわけですが、これがこの改訂計画から外す予定なんです。それはしようがないと。しかしながら外れた後に何も残らない、何の計画もない。おまけにこの地域には、築島という島があって、この島が終戦直後の米軍のしゅんせつ工事で積まれた残土なんです、しゅんせつ土。これが島となって今あるわけです。この島のおかげ

で海水の滞留が起こって、さらにまた砂が移動したり陸地側の排水がかなり詰まってくるという悪循環が起こっております。同時に、トビハゼの生存も非常に厳しくなっている。生活環境も悪くなっている。これは、港湾計画の変更もそうなんですが、第一義的に沖縄県が戦後処理としてやるべきじゃないかということを言いたいわけです。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　議員御指摘の今の佐敷東地区でございますけれども、私も現場を確認してまいりました。やはり干潟環境の整備、今おっしゃられた築島の保全活用につきましては、今年度、港湾計画の改訂作業の中で南城市ともしっかりと議論をしながら対応方針を検討していきたいと考えております。

○座波　　一君　戦後処理の観点からありませんか、副知事。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時10分休憩

午後６時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　ただいまの島の話は、私も初めて聞いております。土建部長は現場を見ているということ、また南城市と意見交換をしたいということなんですが、私自身は、実際そういった話を具体的に聞いてどういった背景があったのか。また議員のお気持ちは重々承知しているつもりですので、どういう形の対応がいいのか検討させていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　同時に沖縄県は、中城湾南部地域のマリンタウンプロジェクトということで、中城湾の南側を一体的にマリンタウンプロジェクトで計画してきたわけです。その後にその部分を外すということですから、その間何もされなかったわけです。ですので、その責任があるということなんですよ。今度は、港湾計画以外の地域活性化事業という形での取組が必要であるということを申し上げたいと思います。

部長、その辺はどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　議員がおっしゃっている箇所、佐敷東地区に関しましては、やはり中城湾港内ですので、港湾計画改訂の作業の中で対応方針を検討すべきだと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　またあわせて、環境を守るためにも環境を守る再生土木という観点から、トビハゼも生存していくと思いますから、ぜひともよろしくお願いします。

次に、５番の南部の鉱山の掘採行為に関する措置命令についてであります。

そもそも、遺骨が混入した土砂を使わないというのは、人間として当たり前のことであります。あたかも沖縄県南部の土砂には全て遺骨が混入されているような表現、風潮、論調、そして行政の在り方に疑問と怒りを覚えております。そもそも沖縄県が辺野古の埋立てのために土砂条例をつくった。そして沖縄で採集するところが、県外から入れるのが難しくなってきて、地元調達という方法がやっぱり必要になってくるということが始まりなんです。またそれを戦没者の遺骨問題を政争の具にして、反対のための公平公正な政治であるべきものを、適切な行政手続をゆがめているというのが私の感想でございます。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時13分休憩

午後６時14分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○座波　　一君　（パネルを掲示）　ここにあるのは、沖縄県職員の職務行動規範であります。ここには――全部は読みませんが、私たちは、公平・公正に職務を執行します。一つ、私たちは、法令に則した適正な手続に基づき、財務に関する事務を執行します。一つ、私たちは迅速かつ的確に情報開示を行い、説明責任を果たします。一つ、私たちは、県民の権利利益を保護します。明確に書かれております。そういう中で言うと……。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時14分休憩

午後６時14分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○座波　　一君　この問題は、明らかに問題があるという点をこれから説明します。

まず現場で発見された遺骨が、蓋然性が高いという理由で、そういう措置命令に至ったわけですが、戦没者の遺骨として証明されたのか。この１点を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　当該鉱山内で骨片が発見された場所からは、砲弾の一部と思われる鉄の破片ですとか、旧日本軍の装備品の一部と見

られるプラスチック片、靴の一部と見られるゴム片などが見つかっております。これらのことから、発見された骨片は戦没者のものである蓋然性が高いと戦没者遺骨収集情報センターでは判断しています。ただ、最終的には国による同位体比分析によって戦没者遺骨だと確定することとなります。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　だからまだ証明されていないわけですよ。客観的証拠から判断しているわけですね。少なくとも証拠が出てからそういった行動をしなければ、行政としておかしいですよ。さらに、この蓋然性を措置命令の理由にすると、過去の公共工事で遺骨混入の可能性はもう否定できなくなってしまった。そうなりますよね。可能性があるわけだから。そういうことでいうと、この矛盾が出てくるわけですよ。過去の工事にも入っていた可能性があるということになってくる。

照屋副知事も、公共工事を結構やってきたわけですよね、南部で。南部の土砂は当然のように使ったと私、思いますよ。そのときに入っていた可能性があると思いませんか。率直な感想をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　先ほどの答弁でもこの質問が出たわけでありますけれども、通常建設業者は、資材販売所に行って、バラス土の集積されているところにダンプトラックを寄せて、そこで積み込んで現場に移動するということでありまして、バラスあるいは各種建材をどこから取ってきたかということについては、関知しないままに運んでいるというのが、どこの建設会社もそういうような現状だと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　副知事に質問を振ったのが間違いでした。この措置命令の主な理由に、採掘により風景が乱れる。そしてまた慰霊碑に近い。さらには遺骨が発見された。この３点を言っていましたね。そういうことを挙げて、措置命令を取ったわけなんですが、それが国定公園の普通地域の中で、元来開発は制限されないんですね、そもそも。環境省の国立公園の基準で、国定公園の普通地域をこういう処理基準で使えるのかという問題が今、出てきています。それについてはどうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時18分休憩

午後６時19分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田　了君）　国立公園、国定公園における行為許可に係る基準は、自然公園法で同様に規制されております。そういったことも踏まえて、国定公園普通地域において国立公園の普通地域における措置命令等に関する処理基準を参考に検討することは、不合理なものではないというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　先ほどの蓋然性を理由にしたり、こういう過去の経緯を完全に無視した新たな処理基準を打ち出したというのは、これは完全に裁量権の逸脱ですよ、逸脱。先ほど沖縄県の職員の行動規範――これは職員は一生懸命法律を守ろうとして頑張っているのに、トップがそういう指示を出すからそうなるんですよ。これは完全に決め打ちとしか言えないですよ。ですので、これは大変大きな問題を含んでいると思っております。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時20分休憩

午後６時20分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○座波　　一君　これまでも鉱山業者は、戦没者遺骨には畏敬の念を持って、遺骨の発見・収集に手厚く慎重に手続に沿って対応してきています。そういった事実、その行為を把握していますか県は。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時21分休憩

午後６時21分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　南部地域の採石場で以前に発見された例といたしましては、平成27年に糸満市真栄平地区にて工事中の事業者から戦没者遺骨情報収集センターに連絡を頂戴いたしまして、センターのほうが糸満市、糸満警察署等立会いの下で現場確認を行った経緯もございます。

今回の鉱山におきましても、遺骨収集に関しましては地権者の同意を得て、現在も引き続き行っているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　ですから業者の皆さんも、決して遺骨を粗末に扱っていないということを事実、分かっているわけですよね。そういう真面目にやっている業者もいるわけですので、そういう業者にもしっかりと言い分を聞いて、それから法律の措置命令というのを行うべきであって、そういったものを拙速にやるという

のは大変問題があるということを指摘しておきます。
　次に、知事が手に持った骨片についてですが、具志堅さんが発見したのが昨年の11月、知事が現場に行ったのが２月ですよね。先ほど平和財団にあった骨片を運んできてもらって現場で手にしたと言っていたんですけれども、それは事実ですか。
○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　いえ、先ほど答弁申し上げましたのは、その骨片は鉱山に遺骨の調査に入る計画を立てるために、事前にそこを訪れた際に戦没者遺骨情報収集センターの職員が発見をいたしまして、その現場にとどめ置いたものでございます。それを後日、知事が視察されたときにお見せしたところでございますが、その後、県が調査に入りましたときに、その骨片は収容しているというところでございます。
○座波　　一君　休憩。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後６時23分休憩
　　午後６時24分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　座波　一君。
○座波　　一君　分かりました。それでも戦没者の遺骨として確定しないうちに、このような行政手続が行われたというのは、大変問題があるということは間違いありません。
　休憩お願いします。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後６時24分休憩
　　午後６時24分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○座波　　一君　次に移ります。
　１番の沖特措法の延長について伺います。
　まず、我が国の発展への貢献策についての考え方、どのような考えを持たれているかお願いします。
○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　我が国の南の玄関口に位置する地理的特性、最西端の広大な海域を確保する海洋島嶼性、アジア諸国との交易・交流で培ってきた歴史的・文化的特性など、本県が有する地域特性を生かし沖縄の発展可能性を引き出すことは、我が国全体の発展にもつながり国家戦略としても大きな意義を有しているものと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。
○座波　　一君　今の貢献策についての答弁としては、ぼわっとして具体性が全くないんです。これ説得力ないですね全く、部長。考えは海洋立国への貢献と書かれていますよね。それであれば今、新たな振計を立てる見直しの時期に来ているわけだから、私なら尖閣だけとは言いませんよ。沖縄県内に散在する有人、無人離島全てを振興地域に入れる。海洋立県、海洋立国を目指すわけだから、海洋をしっかり資源として捉えて振興策の対象に入れる。これは領土問題とか何とか関係ない。これは存在しないんです。沖縄県の立場として、それを入れるべきです、主張すべきなんです。私たちは振興調査会でこれを主張しましたよ、自民党本部に。いかがでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後６時26分休憩
　　午後６時26分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　今、離島全て対象に含むべきではないかというのは、指定離島のことだと思います。
○座波　　一君　ごめんなさい。指定離島にすべきだと。
○企画部長（宮城　力君）　指定離島については、内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して指定した島、これを指すことになります。新たに離島を指定する際は、国が法令の趣旨を踏まえつつ、その定義に合致するか検証し指定を行うものと考えているところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。
○座波　　一君　だから国任せではなくて、今、振興の見直しの時期で国へ貢献するというのであれば、こっちが主体的にそういうふうに考えていますと。ぜひ指定をお願いします。これ離島の領土問題とは全く切り離して考えてもいいんじゃないですか、これは。さらに今年の６月かな、県漁連が尖閣地域における安全操業を求める決議を出しております。ですので、大変時期的にも時宜を得ていると思います。そういう全体の漁業の振興、あるいは海洋資源含めて守るというのであれば、振興の対象地域に入れるべきではないかということです。無人島でも指定に入れることはできるんですよ、どうでしょうか。アクションを起こしたらどうですか。
○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　指定離島にあっては、有人島、または議員おっしゃるとおり無人島であっても畜産業・水産業・農業等が営まれ、また観光レクリエーションの場として有人島と一体として振興を図る

必要があると認められる島が対象になります。現行の指定離島のほかに、こういう有人島と一体として振興を図る必要があると認められる島があるかどうかというのは、随時、市町村の皆様と意見交換をすることになろうかと思います。

今の段階では、新たに指定離島を追加するという方向性では、協議は行っていないところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　沖縄県の日本国の発展に貢献するという本気度を示す一番いい方法だと私は思っています。ぜひとも検討願いたい。

次にですね……。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時29分休憩

午後６時29分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○座波　　一君　３番、新たな振興計画についてから財政基金の対応について。

財調が19年229億円から５億円になったという大変危機的な状況。私は、前から公有財産を早く洗い出して処分をして、財政の確立、健全化に進むべきではないかという提案をしておりますが、その辺の考えというのはどうなんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　県有財産売却に向けた取組でございます。

未利用の県有地につきましては、これまで毎年度、前年度末時点における各部局の実態調査を行い、行政目的が終了した未利用財産の売却を進めてきたところであります。さらに今年度の調査におきましては、利活用計画等を検討中の財産も含め調査を行っております。また、今後３年以内に利活用のない未利用県有財産は原則売却するなどの方針の策定を今、検討中でございます。

このような取組によりまして、積極的な売却を促し歳入確保を図っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時31分休憩

午後６時31分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○総務部長（池田竹州君）　県の財産には行政財産と普通財産がありまして、行政財産から普通財産に移行して売却を進めております。現在、行政財産で使用目的がないところを調査しておりますが、これまで――例えば利活用というのは特に期限を定めていませんで、長期間、先の利活用も含めて行政財産として認めてきたところでございます。それにつきまして、今回、３年以内という時限を限った形で、ある程度一定の期間利活用されないところについては、普通財産に移替えの上、市町村等の利用意向も確認して積極的に図っていきたいというふうに――売却に向けてですね――考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　次に、市町村のハード交付金事業についてなんですが、この数年来、既に決まった工事、道路工事あるいは農地整備事業も全く予算要求に満たないようなものしかできない。それを確保するのが県の仕事ですが、本当に必要分の予算、あるいはこれは絶対に継続すべきだというような、しっかりと現状に沿った予算を確保するように努めていますか。やっているとは思うけれども、どのようにするのか。これは県の責任ですよ。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄振興公共投資交付金につきましては、平成27年度から減額が続いていることから、市町村から事業進捗に影響が出ているなどの意見がございます。

県としましては、市町村事業への影響を最小限にとどめられるよう、要望額や執行状況等を勘案し、県事業から市町村事業へ一定程度優先配分を行っているところでございます。令和４年度の予算の確保に向けましては、国に対し市町村からの意見も伝えつつ、所要額が確保されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時33分休憩

午後６時33分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

座波　一君。

○座波　　一君　先ほど財政の再建の問題です。これはもうこのコロナ――この時期にこういうふうに財政危機に陥っていくわけですので、これ本当に加速化していって、政府に対しても沖縄県がこれだけ努力しているんだというのを見せながらやっていかないと、国の支援ももらいづらいだろうと思います。県の努力も見せるべきだと思います。

知事、副知事、意見がありましたらどうぞお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　今コロナにおいて厳しい、様々な基金を取り崩したり、また可能な限り公債

などもやって、やりくりしております。ただ、やはりこの後、歳入も減になるということなどが見込まれております。そういった中で、県として改めて財政の健全化に向けて――先ほど総務部長からもありましたけれども、公有財産の活用など様々な面を県を挙げて取り組まなければならないだろうというふうに考えております。

全力で取り組み、そしてそのことをもって国にも示してまいりたいと思います。

○座波　　一君　はい、終わります。（発言する者あり）　質問すみません、全部できなくて。

○議長（赤嶺　昇君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時36分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　國　仲　昌　二

会議録署名議員　金　城　　勉

令和３年６月30日

令和３年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第７号）

令和３年
第 ４ 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）**

令和３年６月 30 日（水曜日）午前 10 時開議

議　事　日　程　第７号

令和３年６月30日（水曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで

乙第１号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例

乙第８号議案　財産の取得について

乙第９号議案　訴えの提起について

乙第10号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第11号議案　沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第12号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について

出　席　議　員（48名）

議　長	赤　嶺　　昇　君	14　番	國　仲　昌　二　君
副議長	仲　田　弘　毅　君	15　番	瀬　長　美佐雄　君
1　番	新　垣　光　栄　君	16　番	山　里　将　雄　君
2　番	翁　長　雄　治　君	17　番	上　里　善　清　君
3　番	喜友名　智　子　さん	18　番	當　間　盛　夫　君
4　番	島　袋　恵　祐　君	19　番	金　城　　勉　君
5　番	玉　城　健一郎　君	20　番	新　垣　　新　君
6　番	大　城　憲　幸　君	21　番	下　地　康　教　君
7　番	上　原　　章　君	22　番	石　原　朝　子　さん
8　番	小　渡　良太郎　君	23　番	仲　村　家　治　君
9　番	新　垣　淑　豊　君	24　番	仲宗根　　悟　君
10　番	島　尻　忠　明　君	25　番	仲　村　未　央　さん
11　番	仲　里　全　孝　君	26　番	玉　城　武　光　君
12　番	平　良　昭　一　君	27　番	比　嘉　瑞　己　君
13　番	次呂久　成　崇　君	28　番	当　山　勝　利　君

29番	照屋大河君	39番	玉城ノブ子さん
30番	山内末子さん	40番	西銘純恵さん
31番	西銘啓史郎君	41番	渡久地修君
32番	座波一君	42番	瑞慶覧功君
33番	大浜一郎君	43番	比嘉京子さん
34番	呉屋宏君	44番	末松文信君
35番	花城大輔君	45番	島袋大君
36番	又吉清義君	46番	中川京貴君
38番	崎山嗣幸君	47番	照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	謝花喜一郎君	企業局長	棚原憲実君
副知事	照屋義実君	病院事業局長	我那覇仁君
政策調整監	島袋芳敬君	会計管理者	大城博君
知事公室長	金城賢君	知事公室秘書防災統括監	平敷達也君
総務部長	池田竹州君		
企画部長	宮城力君	総務部財政統括監	平田正志君
環境部長	松田了君	教育長	金城弘昌君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	警察本部長	日下真一君
保健医療部長	大城玲子さん	労働委員会事務局長	山城貴子さん
農林水産部長	崎原盛光君	人事委員会事務局長	大城直人君
商工労働部長	嘉数登君	代表監査委員	安慶名均君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君	選挙管理委員会委員長	当山尚幸君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	課長補佐	城間旬君
次長	上原貴志君	主幹	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

６月９日から21日までに受理いたしました請願１件及び陳情28件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（赤嶺　昇君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**乙第１号議案から乙第12号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋守之君。

○照屋　守之君　おはようございます。

よろしくお願いします。

質問の前に、平和宣言について申し上げます。私は県議会議員として今回の玉城知事の平和宣言について失望いたしております。言葉を並べるだけ、具体策がない。なぜ基地問題を具体的に示さないのか。私は立場は違いますけれども、おかしいと思います。特に在沖米軍の整理縮小のロードマップの作成を求めるだけで、玉城知事自ら要請した50％以下については、方針、計画、決意を示しておりません。これでは玉城知事の50％以下の要請はパフォーマンスであったと思わざるを得ません。辺野古問題も諦めの感がいたします。誰一人取り残さない、全身全霊も言葉だけ、翁長前知事のように闘う覚悟はないと思います。

一方で、平和宣言を日本語、英語、しまくとぅばの３通りで行っておりますけれども、私は日常的にしまくとぅばを使っておりませんから、玉城知事のしまくとぅばが理解できずに、翌日新聞で確認をしました。平和宣言は全ての県民が理解できる言葉でいいと思います。これからは県議会も含めて平和宣言の起草委員会を設置して進めたほうがいいと考えております。

同時にもう一つ、玉城知事にこども医療費の現物給付についてお願いをしておきます。市町村がペナルティーを受けないよう国と調整をし、確約を取ること。もしそれができなければ県が国から財源を確保し、市町村のペナルティー分を県が財源負担をすること。

以上を申し上げて質問に入ります。順番を入れ替えて行います。御理解をお願いします。

５、玉城知事のコロナ対策本部長としての感染対策について。

県議会の会派及び議員から、対策本部長を副知事に替えてほしいとの要望が文書で出されております。玉城知事の対応を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　新型コロナウイルス感染症対策において、都道府県は新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施するとともに、当該区域内において関係機関が実施するコロナ対策を総合的に推進する重要な責務を有しております。このことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて設置しております対策本部については、本部長は知事をもって充てることとされているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　今答弁にあったように、せんだってもコロナ対策法によってという説明でした。コロナ対策法の23条、県条例第４条で知事を対策本部長とするとして替えるつもりはないということであります。一方で、玉城知事はコロナ対策法24条９項、県条例第４条の対策本部長の権限や県対策本部の事務を総括する責任、コロナ対策法に反する行為を私は行っていると思います。玉城知事の見解はいかがですか。この知事としての法律で認められている一方で、法律で認められている玉城知事の対策本部長としての権限、それに反していませんか。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時５分休憩

午前10時５分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　新型コロナウイルス対策については、私、知事を本部長とする対策本部を中心に様々な対策を講じる必要があるため、本部長である私を先頭に、様々な場面において県民の理解と協力が得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　県の専門家会議にも１度だけ出席、挨拶のみ。連休中は家族でバーベキュー、これを自ら発信。観光誘致事業はコロナ対策本部会議や専門家会議にも諮らず断行。全国最悪の感染率は改善するどころかさらに悪化。玉城知事はコロナ対策法で定める、本当に対策本部長の権限のとおりやっていると思いますか。私は反していると思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　新型コロナウイルス対策につきましては、対策本部におきまして本部長である知事を先頭に、様々な対策を取ってきたものと考えております。感染症の状況につきましては、専門家会議の御意見を頂戴して本部会議に諮りまして、その中で議論が行われたものと認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　対策を講じて悪化したんでしょ。悪くなっているんでしょ。全国最悪じゃないですか。玉城知事の対応は、県民の命に関わるコロナ感染問題で責任を果たしているとは絶対に思いませんね。ですから、コロナ対策法に定める、そこに反しているから玉城知事は辞任をする。それでいいんじゃないですか。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　対策本部の運営に当たって私は、様々な事態に対応するため幅広い方々の意見を聞きながら、特に専門家会議の先生方の専門的な意見、さらには経済関係の団体会議の方々からの意見など幅広い意見を聞き、そして対策本部で議論をしコンセンサスを得ることを重視し、総合的に判断し対応をしております。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　結果的に悪化しているじゃないですか。結果責任を取るのが対策本部長ですよ。悪化しているんでしょう、コロナ感染問題は。だから替わったほうがいい､辞めたほうがいいと言っているんですよ。

観光誘致事業の全国紙の広告で15万人、大きな成果を出しております。ところが一方で、コロナ対策の視点では大失態ではありませんか。コロナ感染を爆発的に拡大させていますよ。５月の後半は300名以上に

なっていますよ。全国最悪の感染率がさらに悪くなっているんですよ。本部長として責任を取るべきじゃないですか。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　コロナの拡大につきましては、様々な要因があると思いますけれども、特にゴールデンウイーク後につきましては、人の移動の多さ、それから変異株の状況もございまして急拡大いたしました。非常に厳しい状況にありましたが、医療提供体制の補強であるとか検査拡充等によりまして、どうにか減少傾向に抑えることができているものと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　観光誘致事業で観光客がたくさん来て悪化したという、認めているんでしょう。玉城本部長を中心にそういうのをつくったんじゃないですか。違いますか。観光誘致事業、これですよね、新聞。（パネルを掲示）　何で感染率全国最悪の県知事がモデルになるんですか。おかしくないですか。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　当時は首都圏において３月21日に緊急事態宣言が解除される中、春休みと相まって首都圏を含め多くの観光客の来訪が予想されておりました。そのため渡航者を迎えるに当たっての本県の取組を発信すると同時に、来訪者に対し出発地での事前のＰＣＲ検査の受検や体調が悪い場合の延期を含む徹底した対策を呼びかけるために、この広告を掲載したものでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　徹底した対策を全国に呼びかけるんですか。これは沖縄に呼びかけ――県民に対してやらないんですか。それを全国最悪の感染率の玉城知事ですよ。これは報道でも全国に行っているんですよ、もう。同時に何で高山先生ですか。高山先生は何でお医者さんの格好をしないんですか。玉城知事とかりゆしウエアで何かのＰＲポスターみたいなものじゃないですか。どういうことですか、このやり方は。知事、説明してください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　この内容については、これから沖縄に行きたいけど感染が心配だという、そういう沖縄への旅を願いながらも戸惑っていらっしゃる方々へ、しっかりと対策を取ってくださいというように呼びかけている内容であります。ですから、このことについては、県内の皆さんにはほぼ連日、保健医療部がブリーフィングを行い、この県内の状況については県内の報道機関からは細かく伝えられていると思いますが、県外に伝える、その手だては限られているために、それを有効的に利用し、県外の方々に沖縄が行っている那覇空港でのＴＡＣＯ――旅行者専用相談センター、それから那覇空港のＰＣＲ検査プロジェクト、さらには厚生労働省のＣＯＣＯＡという接触確認アプリと、そして県が独自につくっている感染対策アプリのＲＩＣＣＡなど、そういう沖縄県が取っている対策をしっかりと皆さんにも理解をしていただき、同じようにそういう行動を取ってください。２週間前から健康観察もしてください。そして旅中において、もし体調不良があったらぜひＴＡＣＯ、あるいはコールセンターに問い合わせてくださいというように、重々この感染症対策についての内容を告知するために掲載をしているものであります。そのために感染症内科医という名目で高山先生にも登場願っているという仕様になっていると理解しております。

○照屋　守之君　休憩願います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時14分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　広告の内容をもう一度御説明したいと思いますけれども、知事と県立中部病院の高山医師の対談形式という形で、観光客が来られる行程をなぞるような形で、まず沖縄に着いたとき、それから到着ゲートで、それから沖縄の滞在中、沖縄の旅中というところの４つのパートに分けて、旅行者専用相談センターＴＡＣＯ、それから那覇空港ＰＣＲ検査プロジェクトのＮＡＰＰ、それからＲＩＣＣＡ、シーサーステッカー等の紹介をして、出発地での事前のＰＣＲ検査のお願いと、２週間前の感染対策の徹底、それから体調不良を感じたときには、旅行の延期とかそういう旅行前からの安全対策の徹底などを旅行者のほうに注意すべきことを呼びかけているものでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　いずれにしてもこの誘致事業は、沖縄県が感染拡大の真っただ中ですよ。そのときに３月25、26日、全国紙に出して、５月に15万人来ましたと。その関係で感染拡大が爆発しているわけでしょう。だからこれは観光誘致では成功しました。コロナ感染では大失態ではありませんか。知事、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時15分休憩
午前10時16分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　あくまでもこの広告は、事前の、あるいは旅中の観光客への注意をお願いしたというところでございます。先ほど保健医療部長のほうからもございましたけれども、ゴールデンウイークに人が入ってきた。その後の人流というところで感染が拡大したというところで、そういう意味でも人が一定程度来られたという、この来られた方々に注意喚起をしたというところでは効果があったものと思っております。
○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　これは沖縄県におけるコロナ対策の大失態でしょうね。全国最悪のコロナ感染率、それをさらに悪くしていますよ。緊急事態宣言のような、そういう対策も打っていないじゃないですか、５月の連休前に。そういう対策も打たない。ただ県民には観光客との接触をやめてくださいと呼びかけをする。自分で観光客を呼び込んでいて、県民にはそういう自粛をお願いする。こういうやり方がありますか。
県立指定病院の院内感染クラスターの状況、これを説明してもらえませんか。中部病院でコロナの院内感染が発生をして、クラスターが、死亡者も出ているということですけど、今までそういう情報は公開されておりませんね。ちゃんと説明してください。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前10時18分休憩
午前10時18分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　クラスターの状況につきましては、毎日のブリーフィングの中で発生状況等については公表しているところでございます。ただし、総括情報部からは名称等、例えば病院の名前であるとか施設の名前というような公表はしておりません。地域の病院でクラスターが発生したというような公表をさせていただいているところです。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前10時18分休憩
午前10時18分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○保健医療部長（大城玲子さん）　総括情報部からの公表内容につきましては、例えば福祉施設で中部とか南部ということでお話をさせていただいているところです。
○照屋　守之君　休憩。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前10時19分休憩
午前10時20分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○保健医療部長（大城玲子さん）　公表ベースとしましては、５月下旬に中部の病院でクラスターが発生したということで公表はさせていただいているところでございます。
○照屋　守之君　休憩願います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前10時21分休憩
午前10時22分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○保健医療部長（大城玲子さん）　保健医療部・総括情報部の毎日のブリーフィングでは、公表した内容につきましては、うるま市の医療機関でクラスターが発生したという公表はさせていただいているところでございます。
○照屋　守之君　休憩願います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前10時23分休憩
午前10時25分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○保健医療部長（大城玲子さん）　クラスターにつきましては、全て発生が確認できた時点で公表しているところでございまして、先ほど申し上げましたように、うるま市の病院についてクラスターが発生し、その時点では、５名の陽性者が確認された時点でクラスターというふうに発表をしているところでございます。
ただ、その状況につきましては、議員おっしゃるようにクラスターの広がりがあるというようなことも情報は入っておりますが、今、確認をしている途中というふうに聞いております。
○照屋　守之君　休憩願います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前10時26分休憩
午前10時27分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○保健医療部長（大城玲子さん）　クラスターにつきましては、以前の状況につきましては確定がしているということと、それからこれから広がりがあるかどうかということも踏まえて、公表するかしないかというような基準を持っていたところでございますが、昨年

末に全ての部分を出すべきであろうということで、統計的な数字を出すというその方向で、今は発生した段階、確認できた段階で公表させていただいているところです。

ですので、件数等については全てを公表しているということと、あとどの地域でどういった分類のところが出ているというようなことは、毎日のブリーフィングで出させていただいているところでございます。

今の件につきましても、５月の下旬からということで、クラスターが発生しているという状況を確認しておりまして、当初は５人ということではございましたが、その後の状況については今、病院内も含めて確認を、精査をしているという状況でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　ただいまの保健医療部長の答弁について、コメントを補足させていただきます。

県立病院での発生のことで質問があったと思いますが、南部では南部医療センター・こども医療センターで、これ４月にございました。それから、今御指摘のように中部病院でクラスターが発生したということがあります。クラスターが起こったかどうかということを対外的に公表するかどうかということに関しては、いろいろ専門家の意見とか、それから保健医療部と話もしております。それから毎週行われている対策本部会議では、私は毎週この県立病院の状況を報告しておりますので､ここは共有しているところでございます。

対外的に公表する場合に、１つは、このクラスターが発生したことによってこの病院の医療機能を制限するということが一つの指標になりますが、両病院ともそれで手術とか検査の制限があったんですが、クラスターが発生したことで新たにその制限は行わなかったということで対外的には出ていないんですけれども、中部病院に関しては、そのクラスターが発生したことで、外来の診療が少し制限があったものですから、これはホームページに発表はしております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　そういうことを言って、県民の命に係る大事な部分をそれぞれの都合で公表しないというふうなやり方はおかしいですよ。

病院事業局長からありましたように、中部病院のクラスターの状況、いつ、何名感染、お亡くなりになった方、そこも含めて説明してください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　中部病院のクラスターですが、最初に報告したのは５月24日ということでございます。その後の感染に関しては、現在いろいろ詳しく調査中ということで、中部病院とは調整と言いますか、話をいろいろ聞きながらやっているところでございます。

○照屋　守之君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時35分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

先ほど最初の症例は24日と言ったと思いますけれども、５月25日に訂正したいと思います。それからその以後の患者さんの発生については、これは院内の患者さんの出入りとか、それから勤務状況とか非常に調査する因子がたくさんございます。大変時間がかかるんですが、現在までに分かっている範囲で、確定の患者さんが36名でございます。それから、職員が14名でございます。それから、死亡した――これは元々持病があることもあるんですが、それに感染が加わったということも考えますと、そういったことを合計しますと、亡くなった方は16名ということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　いやいやいや、玉城知事。一月以上もそういうふうな情報、よく隠していますね。対策本部長としてどう思いますか。院内感染で36名、死亡者が16名。調査したらまだいるかもしれない。こんな重要な情報を一月以上も隠して、どういうことですか、知事。本部長としてこれを知りながら県民に公表しないというのは、どういうことですか。本部長、いかがですか。病院事業局長に聞いているんじゃないですよ。対策本部長ですよ。どういうことですか。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　先ほどもお答えしましたが、コロナ感染からどういった患者さんにこれが波及しているか確認に時間が、分析には時間がかかるところでございます。それから今、死亡した方が

16名というお話をしましたが、この方々は元々は基礎疾患といいますか――で入院した方々でありまして、この時期に院内で感染が起こったということでございますが、コロナ自体がはっきりとしたその死因と直結するかどうかに関しては、まだ十分な調査が難しいというところがありまして、また因果関係をコロナだけにするというのが非常に難しいところがございます。そこら辺は御理解といいますか、この数にはそういった因子も入っているということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これを県民が理解できますか。県立中部病院ってどういう病院ですか。そこでクラスターが36名、もっといるかもしれない。死亡者が16名。で、それを隠す。どういうことですか。これ県民から皆さん方に対する信頼は完全に失墜ですよ。こんな状況を隠して、知事、何を考えているんですか。何で隠すんですか。どういうことですか。この隠蔽の責任をはっきりさせてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　死亡者についても毎日のブリーフィングで報告をさせていただいているところでございます。先ほど局長から死亡者について16名ということで中間報告的な御答弁がございましたが、そのうちここで確認しているのが４名の――４名については既に県から公表させていただいたところです。残りの12名については、現在病院と保健所で陽性かどうかの確認をさせていただいているというふうに理解しております。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　休憩願います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　この間、保健医療部長、病院事業局長から経緯、それから確認の状況について説明をさせていただいております。なお、お亡くなりになった方々に関しては、毎日のブリーフィングでその人数については御報告をさせていただいておりますが、そのうちコロナの関連があった方々については４名と、先ほど答弁をさせていただきました。そして、保健所ではそのコロナとの因果関係については、引き続き調査をさせていただいておりますが、その報告についても都度私のほうにも報告をいただいていますが、その調査を続けているという段階においては、それを病院事業局、保健医療部、それから保健所と連携をして、その追跡確認を行っているということでの報告も私のほうに届いております。

○照屋　守之君　休憩願います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事（玉城デニー君）　先ほども申し上げましたけれども、このコロナの状況については、積極的疫学調査も含めて、その事後の調査をしっかりと行うよう指示をしておりますし、その調査で判明した段階で都度報告を受けております。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　隠したということはないんですが、都度その状況、結果が報告され次第、それを公表することにしております。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　公表につきましては、決してこれを隠しているということではございませんで、クラスターが発生したときには、うるま市の病院で５名発生したということを公表しておりますし、また死亡者につきましても――すみません、先ほど私が言い間違えまして、４名と言いましたが、６名、16名のうちの６名が……

○照屋　守之君　あー、もう。数字も。

○保健医療部長（大城玲子さん）　６名が死亡したということで、毎日のブリーフィングの中の死亡者数には入れて公表させていただいているところでございます。

○照屋　守之君　休憩。休憩願います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

20分間休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

この際、申し上げます。

沖縄県議会における新型コロナウイルス感染症対策についてにおきまして、基本的な感染症対策の徹底として、各自飛沫感染防止に努めることとしておりますので、会議中における自席からの大声での不規則な発言を慎むよう議長として注意を喚起いたします。

休憩前の照屋守之君の質問に対する答弁を願います。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　照屋守之議員の御質問に対し、中部病院のクラスターの死亡者数につきまして、これまでに公表した数字について４名と申し上げた上で、再度６名と訂正しましたことについて確認が不十分であったことをまずはおわび申し上げます。

その上で改めて御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、コロナによる死亡者の公表につきましてのこれまでの手続というか、スキームでございますけれども、まず病院等で死亡者が確認された場合には、保健所に報告が行き、保健所から陽性者の死亡の報告がコロナ本部に上がってまいります。コロナ本部では、死亡者の状況について公表する前に保健所を通して御遺族への確認をさせていただいております。その確認を経た上で、毎日のブリーフィングで公表させていただいているという手続を取っているところでございます。これはお亡くなりになられた方々の公表については慎重に、また丁寧にということがございますので、そういう手続を取らせていただいております。

その上で事実関係でございますが、まず中部病院においてクラスターが発生したのは５月25日でございます。６月３日に総括情報部から、うるま市の病院でクラスターが発生した、５名ということで公表しております。その後６月10日に、これは中部病院のホームページで、中部病院でクラスターが発生していることがアップされているところでございます。

また先ほど病院事業局長からも御答弁がありましたとおり、中部病院ではその間、発生状況等、それから調査などを行っておりまして、その最新の院内情報について御答弁がありました。６月29日の情報でございますが、このクラスターに関する陽性者について、入院患者が36名、職員が14名、合計50名。死亡者が16名ということでございます。これを受けまして、県の総括情報部での死亡者の公表の状況でございますが、昨日までの発表分の中に６名死亡者の数が含まれております。これは６月11日までにお亡くなりになられた方が公表されている状況でございます。

また、先ほども説明申し上げましたとおり、コロナ本部に今そのほかに７名の方の報告が上がっておりまして、この方々については、保健所を通して御遺族に確認をしている途中でございます。

先ほどの16名のうちの６名と７名でございますので、残りの３名の方については、現在、病院と保健所において手続が進められているところでございまして、この後、コロナ本部に報告が来て、御遺族の確認を取った上で公表という形になるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　職員の数と、職員の中にお亡くなりになられた方もいらっしゃるんですか。その確認をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

職員の中には、死亡した方はいません。

○照屋　守之君　何名ですか、数。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　先ほどもお答えしましたが、職員の感染者数は14名でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　対策本部長、中部病院で50名。患者さんが36名、職員が14名。亡くなられた方が16名。こういう情報を一月以上も流さない。ですからこれは結果的に、組織的な隠蔽ではないかということですよ。違いますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　５月25日に発生してからこの間、発生状況、それから検査等々、調査が進められてきたものと考えておりまして、６月29日の院内情報を先ほど局長からお話になったものと考えておりまして、決して隠蔽ということではございません。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これは県民の命に関わるコロナ対策で、第１、第２、第３、今第４次でしょ。中部病院というのは、全国でも感染症対策で有名な病院でしょ。

事業局長、違いますか。どうですか。
○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。
○病院事業局長（我那覇　仁君）　議員のおっしゃるとおり、県立病院の中でも中部病院は感染症の専門医が複数名いて、院内対策に関してはいろんな県立病院の指導とか、院内でも感染の予防に関しては一生懸命やっている病院というふうに考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　だから、そういう病院だから、皆様方はそこで発生したクラスター、この死亡の方々も含めて､公表していないんじゃないですか。違いますか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前11時57分休憩
午前11時57分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
病院事業局長。
○病院事業局長（我那覇　仁君）　先ほど保健医療部長からも話がありましたけれども、決してこれは隠蔽とかそういうことではございません。先ほどの数というのは累積の数でございます。その都度人数は変わってくると思いますが、こういった調査をしながら、院内で、しっかりした対策をやっていくということで、院内では管理をしているということでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　高山先生はどこの所属ですか。
○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。
○病院事業局長（我那覇　仁君）　高山医師は、県立中部病院の所属でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　高山先生は、そういう病院で、自分の、これだけのもの発生して、これ全国に医師という形ではなくて、何かこれ、かりゆしウエアで、そういうふうにアピールしているような感じですよ。何で自分のところもしっかりそういう対応をしなくて、そういうクラスターがあるのに、幾ら――これ知事が誘ったんでしょ。こういう形で。何かおかしいですよ。もうタレントみたいな雰囲気じゃないですか。何でこういうことするんですか、知事。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前11時59分休憩
午前11時59分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　先ほども御答弁しましたけれども、知事と高山医師との対談形式という形で、旅行者目線で対策をお願いするということで広告したものでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ですから結果的に――いいですか。知事は、全国最悪の感染率。高山先生は地元の中部病院の中でそういうクラスターが発生して、50名。16名の方が亡くなっている。そういう方々が全国紙に対して、感染予防を訴える。こんなことができますか。対策本部長、これ反省ありませんか。このことについて。いかがですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします
午後０時０分休憩
午後０時０分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　コロナウイルスに感染する確率が、完全にかからないという確率が、誰でも０％ではないと思いますが、できるだけうつらない、うつさないために一生懸命個人個人で取り組んでいただいていることについて、それが感染拡大を抑えていくということは言うまでもないと思います。ですから、私たちはこの新聞に掲載されたのが３月25、26日。その時点でゴールデンウイーク前にしっかりと県外の方に呼びかけようということで、この新聞紙上で沖縄において行っているコロナウイルス対策と、そして行っていただきたい事前のコロナウイルス感染防止対策を呼びかけているものであります。
○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　対策本部長として、結果的にこの50名、死亡者も含めて、公表していなかった。その結果については、県民にしっかりわびをするなり、あるいはまた自らの立場を替わるなりという、そういうけじめって必要じゃないですか。いかがですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後０時１分休憩
午後０時１分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　中部病院のクラスターに関しましては、クラスターの発表方法につきまして、県の基準で発表してきたところでございます。
死亡者について、お亡くなりになられた方々の公表は慎重に丁寧にということがございまして、手続上のことを先ほど答弁差し上げましたが、その意味でタイムラグが生じていることも事実でございます。しかしながら、コロナ本部としては、しっかりと公表しているというふうに認識しているところでございます。

○照屋　守之君　休憩いいですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後０時２分休憩
午後０時２分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　お亡くなりになった方々については、お悔やみを申し上げるところでありますが、病院現場でもできるだけ重症者を出さない、中等症から重症にならない、ましてや亡くなるようなことがあってはならないということで懸命に対応していただいておりますが、このような形として亡くなられる方々が出てしまうということについては、私としても非常に申し訳なく思います。しかしやはり既往症を持っていらっしゃる方々であれ、コロナに感染してしまった方であれ、病院現場では懸命に献身的に頑張っていただいておりますので、引き続き対策本部長としてもでき得る限りの支援体制を取っていきたいというように思います。
○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　コロナ対策法、県条例、コロナ対策に関することは、対策本部長の責任です。対策本部長がこういうことを自分たちでやってきたのに、それに対して何ら反省もない、わびもない。対策本部長を替わってくださいよ。今の本会議でもそうでしょう。謝花副知事がいろいろ保健医療部と調整しているじゃないですか。対策本部長、そこに座っているだけじゃないですか。それで本当に県民の命が守れるんですか。絶対おかしいですよ。
議長、この件は今、執行部の方々が一生懸命取組をしておりますけれども、コロナ対策に関しては、これ議会としてもあれですよ。特別委員会を設置して、検証する必要がありますよ。大変ですよ。第１次、第２次、第３次、第４次まで、そういう経験をしながら、こういう対策本部の取組、知事の対応では、これ県民に対して説明できないんじゃないですか。ぜひ後ほど特別委員会の設置、それぞれの会派も含めて調整してください。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後０時５分休憩
午後０時６分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○照屋　守之君　さらにこの観光誘致事業でびっくりするのは、こういう形で15万人もの観光客を呼んで、コロナが爆発的に感染拡大の状況があって、緊急事態宣言も７月11日までですか、３週間延長されました。このスカイマークの機内誌、６月号。空の足跡。（資料を掲示）　６月号ですよ。全く同じことが広告､載っているんですよ。緊急事態宣言で人を入れないと、あれだけ反省も含めてやったにもかかわらず、６月号でまた同じことをやっている。これはどういう意味ですか、知事。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後０時７分休憩
午後０時７分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　経緯を御説明したいと思いますけれども、全国紙に掲載されているものをスカイマークが見まして、機内誌へ広告できないかという打診がございました。その後の調整を含めまして、実は原稿を最終的に入れたのが５月10日の時点でございます。その当時はまん延防止等重点措置、何回か延長されているんですけれども、５月31日までという期限になっておりました。そういう状況の中で、機内誌というところでございますので、既に飛行機に搭乗している観光客でございます。その方々に、県では基本的には出発地でのＰＣＲ検査等のお願いをしているところではあるんですけれども、やむを得ず来県されている方に関しまして、那覇空港等でＰＣＲ検査、あるいは旅行者専用相談センター沖縄等を準備しているということについて発信するというところで、市中感染を防止するという目的で機内誌に掲載したものでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　広告料､幾らかかっているんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後０時８分休憩
午後０時９分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　コンベンションビューローを通して契約しまして、64万4000円の支出となっております。
○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　全部一般財源ですよね。とにかく知事、これ大変なことですよ。これで観光誘致事業で、コロナ感染を大失敗したにもかかわらず、さらにまた緊急事態宣言中にこういう広告出して、お客さんを集める。そうすると永遠にこの沖縄、感染がどんどんどんどん広がっていくじゃないですか。その責任はしっかり取ってください、知事。

以上を申し上げて終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時10分休憩

午後１時30分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　こんにちは。

公明党会派の上原章です。

通告に基づき質問を行います。

昨年２月14日に県内で初めてコロナ感染が確認され、約１年４か月が経過しました。昨日まで県内の感染者が２万714名、亡くなられた方が181名、大変残念でならず、お亡くなりになられた方々の御冥福を祈るとともに、御家族の皆様に心からお悔やみを申し上げます。また、コロナ感染の最前線で頑張っている医療従事者の皆様をはじめ感染対策に取り組んでいる全ての関係者の皆様に、心から敬意を表する次第です。

沖縄県は現在、全国で感染状況が最も悪く、唯一緊急事態宣言が解除されていません。また、感染の終息の大きな鍵を握るワクチン接種も全国と比較して低い状況です。医療現場の逼迫、観光産業を中心とする県経済の厳しい現状に、県の対策の実効性が問われています。これ以上感染者を誰一人出さない、一日も早く全ての県民にワクチンを届ける。改めて今、政治・行政にその強い覚悟、そして具体的なきめ細かい実行力が求められています。

質問します。

１、コロナ感染対策について。

(1)、感染者の治療について。

ア、入院が必要な患者及び宿泊療養施設を希望しているが入れないとの声があるが、実態数及び対策を伺います。

イ、医療現場が逼迫し酸素吸入等、必要な治療を受けられず重症化することがあると聞くが、実態と対策を伺います。

ウ、保健所に対し感染者や濃厚接触者に対する的確な指示が遅く、問い合わせても連絡がつかない等、厳しい声が寄せられているが現状、対策はどうか。

(2)、感染対策について。

ア、県が実施しているＰＣＲ検査の補助事業について、効果と予算拡充が必要と思うがどうか。

イ、離島空港のＰＣＲ検査について、空港内で働く人も希望すれば受けられるようにできないか。

ウ、まん延防止や緊急事態宣言に伴い、時短営業や休業要請に応じなかった店舗の実態及び対策・効果を伺います。あわせて飲食店等への協力金の予算措置、給付金が遅いとの声があるが､現状と対応を伺います。

エ、飲食店の休業・時短営業や外出自粛の影響を受けた事業者へ給付する月次支援金の取組は重要と考えるが進捗、周知はどうか。

オ、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業の進捗状況、周知はどうなっているか。

(3)、ワクチン接種について。

ア、国は65歳以上の接種について、７月末で終わらせることを目標にしているが県内の状況、対策を伺います。

イ、64歳以下の接種について県内の見通し、県の取組を伺います。

ウ、県広域ワクチン接種センターの増設及び64歳以下の接種会場としての活用について伺います。

２、福祉行政について。

(1)、重度心身障害児や家族の生活実態調査及び必要な支援の取組について伺います。

(2)、自立促進を促すひとり親家庭住宅支援資金貸付事業について、内容と周知の取組を伺います。

(3)、国は、たんの吸引などが必要な医療的ケア児や家族に対する支援法を成立しました。保育所や学校への看護師らの配置や、全国に支援拠点を設置することが柱となっています。自宅で暮らす医療的ケア児は、全国に約２万人いると推定されているが、県内の状況と必要性及び県の取組を伺います。

(4)、県内の特別養護老人ホームの入居希望者数及び入居者数を伺います。あわせて今後の増設数はどうなっているか。

(5)、県内には、特別養護老人ホームに入居を希望しているが、年金や生活費が少なく申込みができない方が多いと言われています。支援体制が必要と思うが対策を伺います。

３、フードバンク支援について、県内の関係団体から食品や費用が不足しているとの声があるが、実態と対策を伺います。

４､救急医療電話相談＃7119事業の導入について、国は全国展開を推進するとしているが、全国の導入状況及び県の取組を伺います。

５、おきなわ工芸の杜整備事業の内容及び隣接する空手会館等との共同イベント、連携について伺います。あわせて、県の委託事業で運営する公共施設における自主事業の規制緩和の必要性について伺います。

６、国が成立したプラスチック資源循環促進法について、内容と県の取組を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　上原章議員の御質問にお答えいたします。

１、コロナ感染対策についての御質問の中の (3) のウ、広域ワクチン接種センターの増設及び64歳以下の接種会場としての活用についてお答えいたします。

現在、沖縄県では市町村の行う高齢者へのワクチン接種を補完するため、市町村と連携し、広域ワクチン接種センター２か所で接種を開始したところであり、引き続き、高齢者以外の接種についても市町村の補完的役割を果たしてまいります。沖縄県では、沖縄県全体のワクチン接種を加速化するため、広域ワクチン接種センターを増設するとともに、加速化計画を策定し、エッセンシャルワーカー等への接種を積極的に推進してまいります。また、64歳以下の対象者についても接種券を早期に発行するよう市町村に対し依頼をしたところであります。感染症対策の切り札であるワクチンの早期接種を目指し、全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、コロナ感染対策についての御質問の中の (1) のア、入院が必要な患者等についてお答えいたします。

今般の急拡大により、コロナ病床が逼迫した状況が続いておりましたが、医療機関の御協力により、直ちに入院が必要な重症患者については、全ての入院調整を行ってきたところであります。また、宿泊療養を希望する方が、感染急拡大の時期には入所できないこともありましたが、現在では感染者数の多い中南部圏域に新たな宿泊療養施設を開設し、受入れ人数の拡充に努めた結果、入所待機者は発生しておりません。今後は、感染拡大に対応するため、新たな宿泊施設の確保に努めてまいります。

同じく１の (1) のイ、医療逼迫の実態と対策についてお答えいたします。

４月末からの感染の急激な拡大により、医療機関は大変厳しい状況にありましたが、各医療機関の御協力により、直ちに入院の必要な重症患者については、これまで全て入院調整ができております。酸素投与が必要な中等症の患者については、すぐに入院調整ができない場合には、６月に整備した入院待機施設において、一時的に酸素投与などの措置を行い、医療機関の受入れ体制が整った後に入院調整を行うこととしており、必要な医療が提供できる体制を整備しております。

同じく１の (1) のウ、感染者や濃厚接触者に対する対応の現状と対策についてお答えいたします。

新規感染者の急激な増加により、保健所では業務が逼迫し、一部では積極的疫学調査の着手に４日から５日を要しておりましたが、関係機関からの保健師等の応援により、現在は改善しております。今回、感染者急増に伴う保健所の積極的疫学調査において迅速な対応が取れなかったことが課題となったことから、今後に備え、迅速に応援保健師等を招集できる体制を整えるとともに、保健師以外の職員も積極的疫学調査に対応できるよう事前の研修を行うなど、体制強化に努めてまいります。

同じく１の (2) のア、ＰＣＲ検査補助事業の効果と予算拡充についてお答えいたします。

ＰＣＲ検査補助事業については、本年２月から開始しており、現時点で６事業者において実施しております。当事業では、６月24日までに1567人の陽性者を発見し、入院等の措置を講じてきたところです。予算については、６月補正により増額を措置いただいたところです。

同じく１の (2) のウ、時短や休業要請に応じなかった店舗の実態及び対策・効果についてお答えいたします。

県では、今回の緊急事態宣言において、夜８時以降の営業が確認された店舗の巡回を実施し、施設の休業または営業時間短縮の要請を行っているところです。営業が確認された店舗に対しては、１回目の巡回時に事前通知書を、２回目の巡回時に弁明通知書を交付し、それでもなお要請に応じない店舗に対し、６月11日付で68店舗、６月18日付で41店舗に休業等を命じる文書交付及び店名の公表を実施したところです。今後は過料の手続を進めることとしております。

県としては、これらの取組により、休業等の着実な実施と不公平感の解消が図られるものと考えております。

同じく１の (3) のア、高齢者の接種状況及び対策についてお答えいたします。

首相官邸ホームページにおける６月28日時点での県内における65歳以上の高齢者のワクチン接種率は、１回目が55.76％、２回目が22.57％となっております。現在、各市町村では希望する高齢者のワクチン接種を７月末までに完了するよう取り組んでおります。

今後とも、各市町村における接種が円滑に進むよ

う、県としましても積極的に支援するとともに、市町村の行う高齢者へのワクチン接種を補完するため、県で設置した広域ワクチン接種センター２か所での接種を推進してまいります。

同じく１の (3) のイ、64歳以下の接種の見通しと取組についてお答えいたします。

沖縄県では、高齢者に次ぐ接種を進めるため、64歳以下の対象者についても接種券を早期に発行するよう市町村に対し依頼したところであります。国においては、６月18日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2021において、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指す旨、示されていることから、県としましても、市町村と協力し、早期に完了できるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　１、コロナ感染対策についての中の (2) のイ、離島空港のＰＣＲ検査の対象者の拡充についてお答えいたします。

現在、本土から直行便が就航する離島空港においては、航空便利用者を対象として、ＰＣＲ検査が受けられる体制を整備しております。離島においては、空港以外で無症状者等が検査を受けられる体制が十分に整っていないことから、今後の運用実績や空港ごとの処理能力も踏まえつつ、航空便の運航状況により影響の少ない時間帯を活用するなど、地域住民への対象拡大について、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１、コロナ感染対策についての御質問の中の (2) のウ、飲食店等向け協力金の現状と対応についてお答えいたします。

飲食店向け協力金については、４月１日から５月22日までの第６期分からは、規模別支給となり要件が複雑化していることから、受付を電子申請のみとするとともに、申請サポート窓口の設置、審査体制の強化など、早期に支給できるよう取り組んでおります。なお、受付については、６月１日に開始し、６月29日時点で申請が9909件、支給済みが5243件、支給率にしますと52.9％というふうになっております。

同じく１の (2) のエ、月次支援金の進捗、周知についてお答えいたします。

国が実施する月次支援金については、６月16日から申請受付が開始されております。県では、同支援金に加え、国の一時支援金や事業再構築補助金が円滑に活用されるよう３月から沖縄県産業振興公社内にサポート窓口を設置し、現時点で1310件の相談対応を行っております。また支援金制度の幅広い周知を図るため、新聞、ホームページ等による情報発信に加え、県内関係団体への個別訪問や電話等により制度内容・申請方法等の情報提供に取り組んでおります。

次に５、おきなわ工芸の杜整備事業についての御質問の中の (1)、事業の内容及び近隣施設との連携についてお答えいたします。

県では、工芸産業の振興のため、人材育成や商品開発及び情報発信を行うおきなわ工芸の杜を豊見城城址公園跡地に整備しており、令和４年３月に開館予定です。同施設には、工芸従事者の共同工房やインキュベート施設に加え、県内各地の工芸品の展示及び制作体験施設を備えております。また、隣接する沖縄空手会館等とは、関連イベントの開催など、効果的な集客のため連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　１、コロナ感染対策についての御質問の中の (2) のオ、ひとり親世帯への給付金の支給及び周知についてお答えいたします。

支給については、児童扶養手当を受給している世帯には、５月上旬に既に支給済みとなっておりますが、感染症の影響等により家計が急変した世帯など申請が必要な世帯について、現在、申請を受け付けております。周知については、県及び市町村において、広報誌やホームページに案内を掲載するほか、市町村担当課から、ひとり親世帯に案内を通知しております。

県としては、対象世帯に給付金が漏れなく支給されるよう、引き続き市町村と連携し、取り組んでまいります。

次に２、福祉行政についての御質問の中の (1)、障害者等の生活実態調査及び必要な支援策についてお答えいたします。

障害者総合支援法において、市町村は、区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、必要な支援事業等を総合的かつ計画的に行うことと定められております。紙おむつの給付等については、日常生活用具給付等事業において実施されており、給付対象者や給付条件等は、実施主体である市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて定めております。

県としましては、市町村への情報提供を行い、地域の実態に応じた支援の実施を働きかけてまいります。

同じく２の(2)、住宅支援資金貸付事業の内容と周知についてお答えいたします。

本事業は、自立に向けて取り組むひとり親世帯に対し、１世帯当たり月額４万円を上限に、最長12か月、住宅費の貸付けをし、貸付終了後、１年以内に就業し、または収入が増える転職等を行い、１年間就業を継続した場合は返還が免除される制度となっております。就労による自立を目指すひとり親の積極的な活用を促すため、県においては、ホームページや広報誌のほか、関係機関の窓口にリーフレットを配布するなど、広く周知に努めてまいります。

同じく２の(3)、医療的ケア児の現状と県の取組等についてお答えいたします。

医療的ケア児は、令和２年４月時点で275人となっており、医療的ケア児及びその家族が個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが必要と考えております。

県としましては、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律における医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えるという理念にのっとり、市町村、関係機関と連携して、医療的ケア児及びその家族等の相談支援や情報の提供、広報啓発、人材育成の充実等に取り組んでまいります。

同じく２の(4)、特別養護老人ホームの入所待機者等についてお答えいたします。

令和２年10月末現在、特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、772名となっております。また、令和３年５月末現在の特別養護老人ホームの入所者数は、4802名となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき令和３年度から令和５年度までの３年間で、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備により、1289床の定員増を図ることとしております。

同じく２の(5)、特別養護老人ホーム入居希望者への支援体制についてお答えいたします。

特別養護老人ホームの施設介護サービス費については、利用者の所得に応じた負担限度額が設けられております。また、低所得の入所者に対しては、居住費及び食費に所得に応じた負担限度額が設けられているとともに、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度があります。

県としましては、これらの負担軽減制度について、市町村と連携して周知するとともに、他県の状況等、情報収集に努めてまいります。

次に３、フードバンク支援についての御質問の中の(1)、フードバンク支援の実態と対策についてお答えいたします。

フードバンク活動を行っている関係団体に確認しますと、コロナ禍の影響で学校の休校などにより食品の需要が高まっている現状があると聞いております。県では今後、食品ロス削減の仕組みづくりを行う中で、未利用食品を生活困窮家庭等に提供するなどの取組を検討しており、その際、フードバンク関係団体との連携・協力等について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　４、救急医療電話相談#7119事業の導入についての(1)、＃7119の県の取組等についてお答えをいたします。

＃7119については、総務省消防庁により全国展開が推進されており、令和２年10月時点における全国の導入状況として、12の都府県に加え、５つの市及び周辺地域で導入されております。県では、令和３年１月の国からの全国展開に関する通知を受けて、去る５月に防災危機管理課、医療政策課、病院事業総務課で構成する＃7119導入検討ワーキンググループを設置したところであります。今後は、同ワーキンググループを中心に＃7119の実施体制などの在り方について、関係各課等と連携し、整備に向けた検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　５、公共施設における自主事業の規制緩和についての(1)、指定管理施設の自主事業の緩和についてお答えします。

指定管理者による自主事業については、民間のノウハウにより施設の利用促進や活性化に資するものであることから、管理運営業務に支障を与えるものや、公共性の確保が図られないなどの特段の事情がない限りは、その実施を認めているところです。また、自主事業は、指定管理者の収入獲得の機会となることからも、施設の設置目的を踏まえ、引き続き適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　６、プラスチック資源循

環促進法についての (1)、内容と県の取組についてお答えいたします。

プラスチック資源循環促進法は、プラスチック資源循環の取組を促進するため、製造事業者による環境配慮設計、市町村による分別・収集、販売業者等による自主回収、排出事業者による排出抑制・再資源化等の役割を規定しており、県は市町村に技術的援助を与えるよう努めることとされております。

県としましては、市町村や各主体と連携してプラスチック資源循環の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問させていただきます。

感染拡大に伴って、入院を待たされて病状が悪化した事例は過去にありませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時59分休憩

午後１時59分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先ほど答弁申し上げましたとおり、重症患者については直ちに入院ができるという体制は、これまでも全てできたというところでございます。ただ入院調整中、自宅で待機している間に症状が重くなってということであれば、救急による対応で入院措置をしてきたというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　議会でも、入院調整中179名という数字も出ていました。こういった方々、入院調整中というのは、どういう背景か、もう少し詳しく教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　一般的に申し上げますと、陽性と確認をされて入院とするのか宿泊療養施設に入るのか、あと自宅療養となるのかというようなことをコロナ本部の医療コーディネーターを中心にそれを判断していくんですけれども、それを調整している間、家庭で待機していただいている方々のことを入院調整中というふうになっているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　これは大体どれぐらいの期間でしっかり判断できる、対応しているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　原則としては、その当日中にということではございますが、翌日に持ち越す分もございます。急拡大したときには、さらにかかっていたこともあると思います。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　宿泊療養施設にも入れなくて、病状が悪化した事例は過去にありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時２分休憩

午後２時２分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　宿泊療養の待機中に症状が重くなってきたという方については、早期に受診をするということで、県のコロナ本部で手配して受診調整をしていますので、その間で悪化してそのまま置いたということはないと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時２分休憩

午後２時３分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　宿泊療養を待っているときにということでございますか。

その間に症状が重くなってきたという場合には、県のコロナ本部からこの方をお連れして受診をさせるということとか、さらに厳しい状況であれば救急車を呼んで対応するということでやっておりますので、その間に悪化するということはなかったと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　今回、いろんな感染拡大がある中で私が気になるのが、陽性と判明して、例えば自宅療養に500名を超える人が、一時期は1000名を超えている時期があったんですよね。これはこの方々が希望するとはいえ、ホテルに待機も含めて、家庭内感染につながったケースというのは本当にないんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時４分休憩

午後２時５分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　自宅療養をしている場合についてでございますが、家族の間で複数感染者が発生したり、自宅療養をしている間に感染したかどうかについては、なかなかそこはどこが先かというのが難しい状況もございまして、それを確認するのは非常に難しいんですけれども、自宅療養については、

県のほうとしましても、健康観察には非常に気を配ってきたところでございます。特に多くなってからについては、パルスオキシメーターの配付などをして健康観察に力を入れてきたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　県内の自宅療養者で、パルスオキシメーターを何割の方が利用されていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時６分休憩

午後２時６分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　パルスオキシメーターの貸与について、自宅療養者には５月７日から開始しておりまして、その後６月22日以降の新規発生者については、全員に配付しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　ぜひ、家庭内感染――とにかく追跡調査が半分確認できないという現状を考えると、このホテルも、500室を超える準備をしていても150人しか入っていないとか、非常にちぐはぐなのかなと。感染した方には、徹底して感染防止もしっかりとお願いしていただきたいと思います。

時短営業、休業要請についてですが、先ほど公表したお店は68プラス41。これはみんな通報があって確認した店ですか。それとも全部巡回して確認した店になりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　時短営業それから酒類提供、カラオケ提供については、まずは業務委託で全ての店舗を調査した上で、その結果を受けて県の職員が巡回をして確認した結果でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　部長、巡回指導の機能を非常に疑問視する声があるんですね。例えば応じない店舗、公表店舗に含まれない。そして指導も受けない、罰則すら受けない。そういったところもあるという地域地域からの声がございますので、しっかりとこれは不公平さがないように徹底していただきたいと思います。

月次支援金についてなんですが、県が上乗せすることは評価しますが、店舗の規模に応じて、さらに拡充してほしいという声もありますがいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時８分休憩

午後２時９分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　県独自の制度としまして、月次支援金の上乗せということで観光関連事業者等プロジェクトを実施し、今、支給の準備を進めているところでございます。幅広い事業者を対象に支援を行うこととしていますので、まずはこの幅広い事業者に支給が行き届くような形で執行できるように進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　一律ということはそれはそれで評価しますけれども、ぜひ規模に応じても売上げに応じても、しっかり支援してもらいたいという多くの意見もあります。よろしくお願いします。

ワクチン接種がなかなか加速しないという、ちょっと気になるんですが、特に広域ワクチンセンター、２会場、７月からの予約状況はいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時10分休憩

午後２時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　６月末までの予約状況は96.0、95.5という状況でございますが、７月１日から７月15日までの予約を今、始めておりまして、これは６月30日現在で、コンベンションセンターと武道館を足したものが７月の予約のパーセントが14.3％という状況でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　部長、７月って明日からなんですよ。ですからこんな状況というのは、なぜ広域センターが埋まらないのか。例えば供給が間に合わないのか、打ち手が確保できないのか。それとも接種券は持っているけれども申込みがないのか。その辺は分析されていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　予約状況につきましては、今申し上げましたとおり14.3％なんですけれども、その予約状況を見まして、県としては、例えば市町村で接種がなかなか難しいと言っている介護従事者であるとか――昨日も保健師であるとか、その辺のエッセンシャルワーカーについてもその予約のほかに入れておりまして、特に打ち手の問題とかではございません。接種券がまだ全てに配られていないということもありまして、予約については７月１日以降まだ空きがあるという状況でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　市町村によって、83％終わっているところもあれば、4.4％という、市町村で接種券の配り方も様々あるのかなと。私は思い切って県が取り組んでいる地域、広域センターは本当に大きく対象を広げて、エッセンシャルワーカー、いろんな疾患のある方々も大事です。それでも広げながらやらないと、３つ目の会場も10億円かけて開くと言っていますよね。これもう少し工夫すべきだと思うんですがいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員御意見のとおり、市町村の補完的な役割で広域接種センターを設けてありますけれども、どうしてもなかなか接種券が行き届かない、時間が遅れているという状況があれば、それぞれのエッセンシャルワーカーの方々にも積極的にお受けいただけるように広域センターを活用してまいりたいと思います。

なお、観光分野に関しては、沖縄コンベンションビューローを中心に、取りまとめをお願いしておりまして、できる限り早期のワクチン接種と感染を防ぐという方向性でしっかりと取り組んでいきたいというように思います。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　沖縄の場合、タクシー会社、レンタカー会社、バス会社、いろんな方々がいろんなところで支えているわけですから、本当に対象を広げていただきたいと思います。

知事、国も改めて10月から11月で対象になる全ての方をワクチン接種したいと言っています。県も、11月までにしっかり取り組むと、知事が明言すべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　この間、12月までにはというふうに申し上げておりますが、本当に我々人と人が動いて、触れ合っての観光を中心とする沖縄県ですので、一日も早く県民の方々に打ち終えることができるよう加速化してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　ですから、首長の決意、覚悟がどうしても現場の加速につながるんですよ。これは市町村の違いでも分かるんですよね。ですから知事、県のリーダーとして、全市町村にも県民にも11月、国がそう言っているわけですから、何で国に遅れて県が12月と言うのか、ちょっと理解できないんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　繰り返しになりますけれども、市町村の皆さんにも頑張っていただきながら、我々も11月を目指してしっかり取り組んでいきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　ありがとうございます。

11月までにできる。まず決意が大事だと思います。

次に、ひとり親世帯の件なんですが、１人５万円。部長これは、要件を満たせば二人親世帯、高校生のみを養育している世帯、離婚協議中の配偶者と別居している人、ＤＶで避難している方も対象になる可能性があると聞いていますが、こういった周知というのはしっかりやっていただきたいんですが､いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　ひとり親向けの給付金等につきましては、申請不要である児童手当ですとか、児童扶養手当の受給世帯に対しては、既に支給済みではございます。その他の議員がおっしゃったような家計急変世帯であったり申請を要する世帯につきましては、県の広報媒体を活用した周知のほか、市町村から当該世帯への通知等を行うことにより、また当事者団体等も通して申請を呼びかけていくことで、対象世帯が漏れなく受給できるように、その広報に努めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時17分休憩

午後２時17分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○上原　　章君　重度障害のそういう実態調査についてなんですけれども、市町村は市町村で福祉計画でやっていくと思うんですが、実は去年の３月、県議会はその陳情に対して採択しているんですけれども、実態調査、私は県がしっかりやるべきものだと思うのですが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　答弁申し上げましたように、障害者総合支援法では市町村はその実態を把握した上でというような立てつけとなっているところでございますし、また市町村は、障害児等に対する障害福祉サービスの支給決定において、御本人の状態ですとか、生活実態等の調査を行っているところから、市町村においてその実態は確実に把握され

るものとは考えているところでございます。
　県といたしましても、市町村の代表や事業者団体等から成る自立支援協議会等がございますので、そういった組織を通じて実態の把握には努めていきたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。
○上原　　章君　全県統一の調査は過去にないと私は聞いています。市町村それぞれアンケート調査をやるにしても、本当にこの実態がどういう状況、どういう支援が必要かというのは、それぞれの障害を――またこの家族の思いがあるんです。ですから、このおむつの件も、実は市町村で支給されているところもあれば、ないところもあります。那覇市でこのほどスタートしていただいたというんですけれども、私はやっぱり県がリードして、こういった見えないところの支援というのは、本当に家族の皆さん、御本人もそうですが、大変な状況で頑張っているわけですから、その支援は県がしっかり調査をして、しかもそのアンケートというのは、マル・ペケだけじゃなくて、記述するところがあるんです。この家庭がどういった支援をしてほしいと、その他のところが重要なんです。そこをしっかり県がリードしてやっていただきたいのですが、いかがですか。
○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　県といたしましては、各市町村の取組状況等を取りまとめて、こういった事例があるということを市町村にお示しして、その取組の充実の働きかけを行うほか、どのような形で実態調査ができるかについては検討してまいりたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。
○上原　　章君　医療的ケア児の、本当にやっとできた法律かなと。ずっとこの支援が必要だと。学校や保育園いろんな場所に、本当に看護師を派遣してもらわないと、もう若いお母さん、お父さんが会社を休んだり、辞めて子供たちと学校に一緒に行って医療的ケアをするという。そのケア児支援センターを各都道府県設置するという、今回の法律の柱になっていますが、これはどうされますか。
○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　今回この法律が成立したところですけれども、まだ成立したばかりで、国として今後どのような施策が示されていくのかも分からない状況ではございます。
　今後、国の動向を見ながら、どのような対応ができるかについては検討していきたいと思いますし、議員がおっしゃいました保育所等での受入れに関しましても、県においては現在、医療的ケア児の保育支援事業等を通じて、保育所に看護師や保育士を加配するような取組を支援しているところでございますので、そういった既存の事業も活用しながら、医療的ケア児の支援、その御家庭への支援を充実させていくように努めてまいりたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。
○上原　　章君　あと高齢者の特別養護老人ホーム、本当に毎年待たされている数字があるんですけれども、市町村も県もいろいろ取り組んでいる、増設もそうですけれども、実はさっき負担軽減支援策、おっしゃっていましたけれども、あれはあくまでも世帯の収入が合算されて支援が決まるので、例えば年金が少ない、生活費も少ない。だけど御家族もその支援をする余力がない。だけど施設には入れない。これから高齢化社会が本当に進む中で、これは最重要項目だと思うんですよ。施設に入りたくても申し込めない。こういった方がたくさん県内にいらっしゃるんです。独居老人、もしくは一緒に住んでいても、そういう支援がないと。そういったところを今後しっかり考えていかないといけないと思うんですが、いかがですか。
○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　答弁申し上げました負担軽減制度の活用状況について申し上げますと、平成30年度の事業報告書によりますと、特別養護老人ホームを利用されている方の約87％がこの負担軽減措置を利用できているということで、かなり効果は上げている仕組みだとは思っているところでございます。ただ議員がおっしゃいましたように、支援のはざまにいらっしゃる方もいるというところではございます。介護保険制度は、全国一律の制度となっておりますので、その運用についても全国一律の制度となっています。九州各県の状況なども意見交換しながら、どのような対応が可能か検討してまいります。
○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。
○上原　　章君　あとフードバンクでの支援で、県の備蓄は、私は何度か取り上げたんですが、これは活用できないんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後２時23分休憩
　　午後２時23分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　県では、県の備蓄方針に基づき計画的に購入をしているところ

ですけれども、賞味期限があと１年を切った段階で、防災訓練への使用ですとか、食料を必要とする公益性の高い団体に提供するなどの有効活用を図ることとしております。

今後この方針に基づきまして、市町村ですとか社会福祉協議会、フードバンク団体等と何らかの調整ができるのかについては検討してまいります。

○上原　　章君　ありがとうございました。

終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　こんにちは。

無所属の会の大城です。

２番の代表質問関連は取下げをしまして、新たな部長の下、農政頑張っていますので、今日は農林業振興について議論を深めたいと思います。

(1)、2020年農林業センサスと沖縄振興策に基づく農政の評価についてということで、御存じのとおり、５年に一度、国が調査・公表する農林業センサスが公表をされました。その主な数字、農家人口及び耕地面積を、共通認識を持って今後の農政振興策に生かすために議論を深めたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず１点目、ア、農業従事者数の推移とその要因についてお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　よろしくお願いいたします。

今年４月に公表された農林業センサスによると、本県の基幹的農業従事者数は、平成22年の２万318人から、令和２年は１万3288人と減少しております。その要因としては、新規就農一貫支援事業等により新規就農者の育成・確保が図られている一方で、高齢化や後継者不足等により減少していることが考えられます。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　今あったように、この10年で7000名減っているんですよね。多分割合としては過去最高じゃないかと思っていて、本当に厳しい状況です。

イ、経営耕地面積の推移とその要因についてお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　本県の経営耕地面積は、平成22年の２万5983ヘクタールから、令和２年には１万9475ヘクタールと減少しております。その要因としては、高齢化や後継者不足等による農業従事者数の減少、また、全国と比べて１経営体当たりの経営耕地面積の拡大幅が低いことが考えられます。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　これも大きく減少しております。

これを踏まえてウ、10年の農業政策をどう総括し次の振興策に生かすか、お願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　本県の農業は、一括交付金等を活用した生産振興対策などにより、農業産出額の増加をはじめ、県外向けの供給産地として定着している冬春期の施設野菜、全国的にも有数の子牛供給産地となった肉用牛など、着実に成果が現れつつある状況にあります。一方で、依然として全国と格差のある農家所得や農業従事者数の減少など、様々な課題を有しているところであります。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　知事、副知事、今は答弁を求めませんけれども、今あったように農家人口で7000名、２万人の農家がこの10年で１万3000人まで、約35％減っているんですよ。全国でもこの５年で40万人ぐらい減っていますから、沖縄だけということではないんですけれども、やっぱりこの減り幅、割合を見ると沖縄の農家の状況というのは厳しいというのが１つ。

それから経営耕地面積にしても、これも6000ヘクタール。２万5900ヘクタールから１万9000、もう２万切るまでに減りましたので、この減り幅というのも25％、もう４分の１が減ってしまった。これは過去と比較しても非常に大きな減り幅だと思いますので、この辺は職員の皆さんが頑張っているのはそのとおりです。ただ、やっぱり我々は、特に政治に携わる者は結果ですから、そういう意味でこの10年の農政を評価した場合に、様々な施策をやってきて評価もしますけれども、やっぱり結果として農家がこれだけ35％減った、実際経営に使っている農地が25％減ったという事実を押さえて、次の議論に進みたいと思いますので、よろしくお願いします。

(2)、農家のための農振農用地の在り方についてお願いをいたします。

ア、この10年、農振農用地面積の推移をお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　お答えいたします。

農振農用地面積の推移については、平成22年度から令和２年度まで、６万5000ヘクタールから６万4000ヘクタールの間で推移しております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　イ、農振農用地と農家が耕作する面積の差異の推移をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　本県における直近10年間の農振農用地面積は、６万5000ヘクタールから６万4000ヘクタール、経営耕作地面積は２万5000ヘクタールから１万9000ヘクタールで推移しております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　言葉が少し専門用語なものですからいろいろな取り方があって分かりにくいと思いますけれども、いわゆる農振農用地というのは、農地を守るために沖縄県が規制をかけている面積です。それに対して、幾つか言葉が出ましたけれども、今、押さえたいのは経営耕地面積。実際に農業を主にしている皆さんが耕作している面積、単なる耕作地ではなくてですね。それを見ると、さっきもあったように、この10年で約２万6000ヘクタールから１万9000ヘクタールまで、6000ヘクタールが減っているんですけれども、県が農地を守るために規制をかけている土地は６万5000から６万4000ヘクタール、ほとんど減っていないと。農地は守っているけれども、実際使われている土地のこの差というのは、年々開いていますよというのが今のところ。

それに伴って、やはり市町村からもっと住宅地を増やしてくれ、あるいは企業誘致をさせてくれ、農家の皆さんから何千坪も土地があるのに次男、三男のお家を造る土地がないんだよと、そういう声というのが増えていっている状況であるのは間違いないんですね。

それを踏まえてウ、農地転用許可の市町村への権限移譲、現状と課題についてお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　農地の転用許可事務の市町村への権限移譲の状況につきましては、令和３年４月１日現在、南城市など９市町村となっております。課題としましては、法令解釈や事務処理に係るノウハウの蓄積・継承、または国や県の助言・支援等が必要であるというところです。

県としましては、引き続き市町村への説明会などを通して、農地法関連事務について周知していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　市では南城市と宮古島市だけ、あとは町村という意味では小規模離島しかないと私、把握していますけれども、何で――国もできるだけ国から権限移譲をしようとしている。地域の事情によって市町村にも権限移譲を進めなさいというのが今の農地法の流れだと思うんですけれども、なぜ市町村への権限移譲が進まないと思っていますか。その辺はどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　県から市町村には権限移譲の募集等を毎年かけている状況でございますけれども、基本的に市町村からの要望が今、上がっていないところでございます。

課題としては、やはりそれに伴う法令の解釈だとか、専門的な知識等の蓄積が課題なのかなというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　私の認識では、ずっと政令省令に沿って調整しますよという話ですけれども、法律等はできるだけ地方の事情に合わせてやりなさいという流れになっているんですが、なかなかやっぱり難しい。農地法があったり農振法があったりというのが難しい。それにプラス、市町村の声からすると、法律は権限移譲、あるいは地方分権と言っているけれども、県のほうが厳しいという意見も多いんですよ。部長名で運用基準を出す。あるいは担当課長名で200ページ、300ページの事務手続を出す。説明会に行っても何に抵触しているのか、何が問題でこれが転用できないのかというのが、非常に難しいというお話。

だから、これはやっぱり農地を守るという意味で様々な規制をかけてきたのもそうだし、一気に緩められない現状というのも私はよく分かっているつもりです。ただ一方で先ほどあるように、これだけ実際農家が耕作しているところと規制をかけている面積の差が年々年々大きくなっていく状況では、やっぱりもっと地域の事情に合わせた権限移譲というのを進めるべきだと私は思っているんですよ。そういう意味では、考え方をもう一度お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　農地等を規制する法律については農振法、農地法の二大の法律がございます。両法律ともに国からの運用に関する指導等もいろいろとあるんですが、一部県で考えられるところもあろうかと思いますので、この辺りにつきましては少し勉強しまして、地域の実情に合わすように頑張ってまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ちょっと最後の部分でもう少し議論

したいんですけれども、エ、地域に合わせた土地活用を進めることが農業を守り地域を活性化することにつながると考えるが、所見についてお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　繰り返しになりますけれども、農業振興地域制度は、土地の農業上の有効利用等を計画的に推進するということを目的とした法律でございます。県内では36市町村が農業振興地域整備計画を策定しており、令和元年度現在、約６万4000ヘクタールが農用地区域に指定されております。

県としましては、農業的土地利用の観点から、農用地区域は積極的に保全しつつも、各市町村の地域活性化の要望に対しては、関連法令等に基づき適切に、また勉強して頑張ってまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　部長は、もうそこまでしか答え切れないと思います。

基本的には、今までの姿勢はそうなんですよね。やっぱりこれは一気に緩めるわけにはいかない。実質的にも副知事なんかはもう、照屋副知事はよく知っていると思いますけれども、地域では農地であれば数千円だけれども、これが転用が効けば何十万にもなるわけですよ。やっぱりそういう意味で、地域活性化の波、地域が土地を、農地を活用させてくれという声は大き過ぎるぐらい、多くある。だからこそ、これを一気に緩めてしまうと収拾がつかなくなるという現状があるのも私は理解をしています。

ただ、やはり今一番最初にセンサスで話をした農家数が、もう過去ないぐらいの割合で減っていっている。耕地面積も減っていっている。こういう中で、一方で都市型の土地をうまく活用しながら、農地をたくさん持っている農家がどんどん農業に土地を活用して投資をしてうまくいっている、規模拡大しているという成功事例もたくさんあるわけですよね。だから私は今後10年間の振興策、農政を考えたときに、この土地の活用、農地を守るという考え方も、もう一回少し整理して考えてもいいんじゃないかなというふうに私は感じているんですよね。

その辺については照屋副知事、関わってきたから少し言いにくいのか、思うところがあるのか分かりませんけれども、やっぱりこれからは政治の話だと思います。当然、具体的な実務は部長をはじめ農地を守るという視点でやります。これは今後、本当に農家の皆さんにももっと資産を持って農業を頑張ってくれというためには、この農地の活用というのは今少し転換期に来ているんじゃないかというふうに考えていますけれども、所見をいただければと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　農林水産部を所管しまして今、勉強しているところでありますけれども、農本は国の基だというふうにも学んできております。

今まで農政に関してはほとんどと言っていいほど関知をしたことはありませんでしたけれども、近隣の南城市の例を今まで見てきておりますと、たしか古謝市政のときに広域圏域から外れて、かなりフリーハンドで市政の下でコントロールできるようになったということから、旧大里村がかなり活性化してきたということをお聞きしております。ただ、今、御提示のようなデータを見させていただきますと、やっぱり農業振興とどこでどういうふうなバランスを取っていくかということにつきましては、相当に留意しながら注視していかないといけない課題だろうなというふうに理解しております。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　副知事指摘のとおり、ほかの地域では、今議会でもありました市街化調整区域と農振地域と２つの規制がかかっていますから見えにくいんです。南城市の場合はこの市街化調整区域が南城市の権限になり、なくなりましたので、この農振地域の課題というのは見えやすいんですけれども、今日の議論は、冒頭言ったように、やっぱり今の沖縄の農家が置かれている実情を考え、そして農地の規制の強弱を考えると、やはり今、副知事が言ったバランスの問題、もう一回これをリセットというか、頭を柔らかくして農地の活用というのを考えてもいいと思います。特にますますこのコロナ禍で県も国も市町村も、もう体力以上の財政を吐き出している。そういう中で市町村が農家を支援しよう、農政を進めようとすると財源が必要なんです。そのために、農地に不向きな土地が何千坪、何万坪もあるわけですから、やっぱりそこは企業誘致をする、あるいは活用して農業に投資をする、そういうような議論が今は必要だと思いますので、取組のほうをよろしくお願いします。

次に進みます。

(3)、農畜産業における再生可能エネルギーについてお願いいたします。

ア、農畜産業に関係する発電事業の現状について、まずお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　営農を継続しながら農地に太陽光発電設備を設置する、いわゆる営農型太陽光発電整備については、農地転用許可が必要であり

ますけれども、令和元年度末現在で22件となっております。また、県内畜産業における再生可能エネルギーの取組としては、民間事業者が環境省の事業を活用して整備したバイオガスプラントを八重瀬町が譲り受けまして、八重瀬堆肥センターへ管理運営を委託している先進事例があります。本プラントでは乳用牛のふん尿と食品残渣を処理し、発生したメタンガスをエネルギー源として発電に活用しているという事例がございます。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　私も三、四年くらい前に千葉県でソーラーシェアリング――農業をしながら上で発電をする。それを組み合わせることによって農家の収益にもなるし、再生可能エネルギーの割合も増やせる、取り組むべきだという話をしたんですがなかなかこれ進んでないんですよね。今言った22件、これ民間がやっているだけで、県にはそういう担当もいません。それから、畜産農家が毎日何百トンという畜ふんを抱えて規模拡大したくてもできない、あるいはふん尿の臭いで苦情に悩まされている。そういう中で、この八重瀬のバイオ発電のセンターが2015年に環境省の事業を入れて、今度なんて自己資金7000万円、農家が自己資金を入れて発電量を１時間25キロワットから100キロワットに、４倍にしているんですよ。それぐらい、本当にこの厄介であった畜ふんを資源に変えて、去る日曜日にタイムスの１面にも出ましたけれども、サトウキビ農家にも非常に喜ばれていると。そういう事例がありますよと。畜産課長が替わるたびに、私は紹介して見せているんですけれども、なかなかこれが広がっていかないんですよね。これはやっぱりしっかり取り組むべきだと思いますよ。

次の答弁もらってから議論しますけれども、イ、脱炭素社会、県のエネルギー政策ともに農林水産業は大きな役割を担えると考えるが、認識をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　農林水産業は、その活動を自然資本や環境に立脚するなど、脱炭素社会の実現のみならず、ＳＤＧｓの推進の観点からも、貢献できるのではないかと考えております。このため、新たな振興計画においては、令和３年５月に策定された国のみどりの食料システム戦略における化学農薬の使用量の低減や、地域・未利用資源の一層の活用などの方向性を踏まえ、環境と調和した持続可能な農林水産技術の開発、地域資源を活用した域内循環の創出などに取り組むこととしております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ここはもう取組の強化を求めているだけですから、細かい答弁は求めませんけれども、知事も含めて、ずっとさっきも言ったように、私はデニー知事にも話したはずです。農業がこの再生エネルギーに非常にメインのプレイヤーになれるよという議論はしたはずですよ。ただ、なかなか今日に至るまで担当者すらいないんですよね。それぞれの情報は集めていると言いますけれども、なかなか広がってない。そしてこの沖縄県のエネルギー政策についても、今議会代表質問でやったように、現在再生可能エネルギーの割合が7.5％。10年後の目標が18。国の目標が36。日本という国自体が世界の中では後進国であると言われている。その中では、本当にもうその10年後でさえ全国の半分しか目標がないわけですよ。それは、商工の中ではこの18を目指すのについても3000億くらい概算でかかりますよと。これ以上商工ではなかなか積み上げ切れないというのが現状です。だからこそ私は、農林水産業でできること、もっともっとあるんじゃないかということで、バイオの取組、ソーラーシェアリングの取組を提案しているんですけれども、なかなか進んでいません。

私はこの振興策に向けてもこの３つの柱はすばらしいと思います。社会・経済・環境。環境は世界に誇れる島嶼型の環境モデル地域の形成。経済は世界に選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革。そういう意味では、これだけうたっている中で、再生可能エネルギーの割合が10年後も18％ですよと、やっぱりそれはよくない。観光地としての魅力も半減する。そういう意味で、しっかりと農林水産業、商工関係も含めて、横の連携が取れるように、やっぱり知事、リーダーシップを取るべきだと思いますよ。具体的に進めるべきだと思いますけれども、一言で構いませんので決意をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員からも以前お話を聞かせていただきましたソーラーシェアリングは、確かに沖縄県内で、上で発電をして下で農業をするという意味では非常にその沖縄の環境に合う、環境重視型の農業になるであろうというふうに、その手応えを感じております。あわせて、次期振興計画にはこの経済・環境・社会という３つを一体となって組み合わせていって、様々な分野でそれぞれの持てるポテンシャルをしっかりと発揮していくために、県としても、担当部局としてもさらなる研究を進めていく必要があると思います。ですから、精力的にこの営農分野において

も、それからこのバイオマスのプラントにしても、やはり再生可能エネルギーはもっと野心的にそのパーセンテージを上げていくということのほうが、技術の開発がうまく進んでいくという、これはもう紛れもない事実だと思いますので、そこに向けて、ここもまた鋭意しっかり取り組んでいきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　さっきも言ったように、ちょっと横の連携が弱いと思いますので、ぜひリーダーシップを発揮して頑張っていただきたいと思います。

(4)、民間資金活用による青果市場の再整備と物流拠点化についてお願いいたします。

ア、青果市場の建て替え、経過と課題についてお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　県の中央卸売市場につきましては、平成27年度に策定した沖縄県中央卸売市場修繕計画に基づき、計画的な維持・保全に努めております。また、市場の機能強化については、令和元年度に調査を実施するとともに、市場関係者と意見交換を続けておりまして、建て替えの要望も受けているところです。建て替えに向けた課題としては、施設の機能や規模、整備手法などについて市場関係者との合意形成を図っていくことと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　次イ、市場関係団体が求める食料供給拠点としての市場の役割について所見をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　当市場は、集荷、分荷及び価格形成機能等を通じまして、県民へ生鮮食料品等を安定的に供給するとともに、生産者の出荷先として第１次産業を支える役割を担っております。市場の新たな役割として、県内の食料供給拠点化を図るための物流機能強化等について、今年６月に関係団体等から要請を受けたところです。

県としましては、今後、市場関係者とも意見交換しながら、当市場に付加する機能について必要性も含め検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　６月に、今部長からあったように要請を受けているということですけれども、もう市場関係者は意見交換じゃなくて、方向性は、意思表示はしているんですよ。もうずっとあるように、老朽化で建て替えが必要、今のままの修繕では根本的な機能が、コールドチェーンは担えませんと。そういう状況の中で、建て替えるのであればやはり民間の力も借りて建て替えなければいけないんじゃないですかという議論が１つ。

それから、今この話をしたように、やっぱりこの食料の供給拠点としての役割というのを新たに出してきたのは大きいと思っているんですよ。沖縄はこれだけ人口も増えた、観光客もずっと増えていった。その中で、市場の流通量というのは、そのまま増えない、あるいは減る傾向にある。これはやっぱり私、悪循環になっているんじゃないかと思っていて、農家の側は直売所も増えてどんどん個人で売る。直売所に持っていく、ネットで販売する。そういうふうになっていく。量販店は県民から県産のニーズはあるけれども、なかなか物がそろわない、量がそろわないものだから、それぞれの量販店で引いてくる。あるいは新たなコンビニエンスストアなんかもできて、コンテナでその店ごとに、企業ごとに物流をしていく。そういうような中で、やはりもう一回、市場機能を見直す。この市場で物流の拠点として、いつ頃何が売れますよ、どこにどれくらいの野菜が必要ですよ、そういうものは今ビッグデータで取れるわけですから、そういう生産者に対するニーズを流す。そして集めたものを量販店に流す。そして余った分を県外に流す。逆もあると思うんですよね。どうしても夏場は沖縄は野菜は足りませんから、内地、県外の主要な市場の近くに物流拠点を設けて、そこから沖縄に入れる。やっぱりそういうことをしないと、県民に対してもこの物流コストがもうどんどん増加の一途です。県民負担も大きい。そして、ある調査では食料の消費者物価地域差指数というのは、全国の県庁所在地で最も高いんです。県民所得が低いのに。やっぱりそういう意味では、県民に対していいものを安定した価格で出すという意味でも、この市場の建て替え、新たな仕組み、機能というのは必要だと思っているんですよ。

それを踏まえて、ウ、民間資本を活用した市場の再整備について方針を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　当市場の再整備に当たり、民間資金を活用した整備については、一つの手法になり得るものというふうに考えております。そのため、今年度に実施する調査において、市場の機能強化を図る改修手法の検討に加えて、将来的な建て替えの検討を進める上でも、民間資金の活用を含めた整備手法など、必要な情報を整理する予定でございます。調査の進捗を含め、引き続き市場関係者と意見交換を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　部長、４月からだからあれですけど、もう意見交換はいいと私、思ってるんですよ。これまで調査もやってきた。修繕だったら、はい、修繕だけで最低限でも40億円かかりますよ、まともな修繕をやろうと思ったら90億かかりますよと。建て替えしようとしたら最低でも200億かかりますよと。それはもう今、無理だと思っていて、今であれば、本当に様々な民間の皆さんが、あの県有地の12万平米、これを活用した物流拠点というものには非常に興味を示してくれる皆さんも多い。そして市場関係者も何十社の皆さんが基本的には、総論は賛成です。各論を賛成してもらうためには、本当に中で働く皆さんが家賃が上がるんじゃないんですか、どんな仕組みになるんですかというのは、やっぱりＰＦＩを主とした調査をしないといけないと思うんですよ。そこはやっぱり調査を踏み込んでほしいと思います。これ要望します。

知事にお願いしたいんですけれども、このＰＦＩについては、製糖工場もずっと議論しているように、最低でもこの10年で３工場建て替えないといけない。あるいはこの卸売市場もそう。そしてもっと言えば、ＭＩＣＥにしてもサッカースタジアムにしても、やっぱり民間活力を借りたＰＦＩというのは必要だと思うんですよ。これはやっぱり振興策の中でも、どんなうたい方ができるか分からないけれども、明示していくべきだなというのが、所見をいただきたいのが１つ。

もう一つは、ＪＡ関係者からも今月だけで２回要請がありました。その要請というのは、今言った市場の建て替えの件と、それからこの不利性解消の部分。やっぱりこれは直接知事が聞くべきだと思う。今、部長で対応していますので。これは早急に意見を聞くべきだと思いますけれども、この２点、所見をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　このＰＦＩを活用して様々なその計画を進めていくということについては、議員御案内のとおり、このいわゆる新たな市場に対してどのようなサービスを付加してきたかということを加えると、やはり民間活力を有効に引き込んでいくということからも、非常に重要な視点だと思います。前向きにぜひ検討してまいりたいと思います。

○大城　憲幸君　ＪＡ、農業団体との意見交換は、知事。もう一点。

○知事（玉城デニー君）　もちろん機会を設けて、ぜひ様々な御意見を拝聴したいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　すみません、しゃべり過ぎまして最後の質問ができませんでした。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時54分休憩

午後２時55分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内　末子さん　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

てぃーだ平和ネットの山内末子です。

どうぞよろしくお願いします。

さて、今日６月30日は宮森小ジェット機墜落事故から62年目の慰霊の日でございます。私は朝、児童の慰霊集会に参加をしてまいりました。子供たちの元気な声と、そして悲劇を絶対に繰り返さないという誓いの力強い言葉に勇気づけられてきました。忘れようにも忘れられない事故を絶対に語り継いでいかなければならないと思っております。ある遺族の方は、子供の遺体の胴体は見つかったが頭が見つからない。夜遅くになってようやく真っ黒焦げになったその頭を見つけたときの悔しさと安堵感。当時のある先生は、子を亡くした遺族の方から何でうちの子なの、何で先生じゃないの、その悲痛な声がずっと生涯忘れられない。そういう心の重みを背負って生きてきております。被害者も無念だったでしょうが、生きてきた人も地獄のこれまでの62年間。今、戦後76年、来年は復帰50年を迎えます。相次ぐ米軍機の低空飛行・不時着など、県民の不安は取り除けず、また沖縄の青い空にこの安心をまだ取り戻せていないこと。未来に向けて今、私たちができること、この責任を皆様とともに果たす決意を申し上げながら一般質問をいたします。

まず１点目、知事の政治姿勢について。

(1)、復帰50年への取組について。

ア、来年は復帰50年という大きな節目の年となります。これまでの50年をどう評価し、未来へつなぐ新たな歴史の１ページを刻む知事の責務はとても重要である。これからの沖縄のあるべき姿をどう描いていくのか、未来へ何を残していくのか、知事の見解を伺う。

イ、事業計画の取組状況を伺う。

(2)、新たな振興計画について。

ア、これまでの成果・検証を次期振計にどう生かし、自立発展につなげていくのか。県民所得がなかなか上がらず、自立経済の構築にはまだほど遠いこの課

題をどのように解決していくのか。あらゆる英知を集積しなければならないと考えるが見解を伺う。

イ、夢・理想案実現に向け具体的事業の確立が鍵を握ると考える。県民・企業の積極的参加をどう取り込んでいけるか。財源の確保を含めこれまで以上の取組が重要だ。知事の決意と覚悟を伺う。

ウ、鉄軌道の導入について、河野沖縄担当大臣は６月14日の衆議院沖縄北方特別委員会で屋良朝博議員の鉄軌道導入の質問に対し、積極的にやるべきだろうと思う、真剣に考えないといけないと思うなど意欲的な発言をしている。遅々としている導入計画を加速化するチャンスである。見解を伺います。

エ、同じく河野大臣は、屋良議員の物流コスト軽減についての質問に対して、物流コスト軽減が産業振興や日常生活のコスト高解消に必要と発言している。従来のハード事業に偏重し過ぎると指摘されている新たな振興策の新しい視点として具体的な取組が急がれるが見解を伺う。

２、コロナ対策について。

(1)、発生から１年余、経験したことのないウイルス感染防止対策に世界中が悶々としている。本県でも日々の対策に追われているのが現状でしょう。これまでの対策の在り方、体制の在り方を検証し、今後の感染防止策・経済対策、常に情報をキャッチし先を見据えた戦略がとても重要だと考えます。戦略会議（指揮統括）なるものを設置し効果的な体制づくりが必要だと考えるが見解を伺う。

(2)、緊急事態宣言の延長で県民の自粛疲れが危惧される。この１年で個人事業者や支援の対象から外されている県民、零細事業者の疲弊・不公平感がさらに高まってくる。支援の網から抜け落ちてくる県民支援策が急務である。財源の確保が問題視されるが、例えば一括交付金の充当、予算の組替え、県有財産の売却等取り組む必要があると思うが見解を伺う。

(3)、コロナ問題は災害であると県民一丸となって対応するためにも徹底した情報公開が必要だ。各自治体、県民に必要な情報を共有し意識の共有が望まれる。取組状況を伺う。

３、ＳＤＧｓの推進について。

(1)、国からＳＤＧｓ未来都市に選定され、自治体ＳＤＧｓモデル事業が選定されたようだが、内容と今後どのようなアクションプランが期待されるか伺う。

(2)、おきなわＳＤＧｓパートナーズの推進状況、特に国の理念に掲げている女性、若者の参画について具体的な取組について伺う。

４、ジェンダーフリーについて。

(1)、過去５年間の女性の管理職登用率の推移（教育委員会、学校管理職含む）を伺う。

(2)、国は社会の各分野で指導的役割を30％と定めているが、県は女性管理職23％と目標を設定している。さらなる引上げの努力が必要と考えるが、数値設定の経緯と課題について伺う。

(3)、産休・育休休暇取得率の男女の割合、介護休暇の取得状況について推移を伺う。

(4)、セクハラ・マタハラ防止対策の取組状況を伺う。

５、社会福祉政策について。

(1)、米軍人・軍属等とのトラブル解決を目的とした国際家事福祉相談所が開設されているが、これまでの実績と課題、これからの展望を伺う。

(2)、コロナ禍で全国的に児童虐待・ＤＶ相談が増加しているようだが、県の実態と対策について伺う。ワンストップ支援センターの運用状況も併せて伺う。

(3)、教員のわいせつ行為・不適切行為の実態と再発防止策、処分を受けた教員の推移を伺う。

６、沖縄版種子・種苗条例（仮）について。

(1)、条例制定について知事の前向きな姿勢があったがその取組状況・今後のスケジュールについて伺う。

(2)、全国の都道府県で制定された種子・種苗条例のうち、県が特に先進事例として注目している自治体はあるのか。その理由も併せて伺う。

(3)、沖縄県の条例制定に当たり沖縄県独自の取組をどのように考えているか伺う。

７、エネルギー政策について。

(1)、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブが策定された。アクションプランのハードルがとても高く設定されている。実現に向けて県民総ぐるみの取組にしていかなければならない。決意と覚悟を伺う。

(2)、電力自由化の県内での参入企業も増えてきた。沖縄県の電気料金の高さは県民生活、産業基盤構築の支障になっている。県の公正公平な新電力への対応が求められています。県の施設等を新電力企業へスイッチングした場合、大幅な電気料金の削減が見込まれる。将来の財政負担抑制につながり持続可能な財政運営に向けて導入が必要だと考えるが見解を伺う。

８、選挙管理体制について。

(1)、４月に行われたうるま市長選挙において選挙日前に、悪天候等の状況ではない中で市長選挙公営掲示板が撤去された。全国的にも初めてで不可解なケースである。選挙管理委員会の決定を選挙管理委員会事務局長が間違って判断し撤去に至ったという市議会で

の答弁がある。市民を動揺させ、投票行動がそがれたのではないかと残念な思いである。県選管としての認識と各自治体への情報の共有、再発防止策の徹底についての取組を伺う。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　山内末子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の (1) のア、本県の目指すべき姿についてお答えいたします。

本土復帰50年の節目にスタートする新たな振興計画（素案）においては、ＳＤＧｓを取り入れ、社会・経済・環境の３つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、ウイズコロナからアフターコロナへの新しい生活様式に適合する安全・安心で幸福が実感できる島の形成を目指すこととしております。戦後75年余りが過ぎ、戦争を知らない世代が大半を占めるなど沖縄戦の悲惨な体験の記憶が薄れていく中で、沖縄戦で得た教訓を正しく次世代に伝え、平和を希求する沖縄の心・チムグクルを世界に発信し共有することにより、アジア・太平洋地域の平和にも貢献していくものと思います。私は、ウヤファーフジ（祖先）への敬い、自然への畏敬の念、人の痛みに寄り添うチムグクルという県民のアイデンティティーをこれからも大切にしながら、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」の創造を基本理念とする沖縄21世紀ビジョンにおいて掲げる５つの将来像の実現を図り、本県の自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現に向けて、全身全霊で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての (1) のイ、復帰50周年記念事業の取組事業についてお答えします。

令和４年度は復帰50年の大きな節目となることから、県では、復帰50周年記念事業として、県内はもとより、国内外に向けて新時代沖縄の到来を発信していくための様々な事業を実施することを予定しております。具体的な事業につきましては、現在、各部局において検討・精査しているところであります。また、復帰からこれまでの沖縄の発展の歩みや将来の可能性について、次世代を担う子供たちの興味・関心を高め、魅力ある事業を構築するため、県内高校生を対象とした事業案の募集を開始したところであります。

同じく１の (2) のア、新たな振興計画についてお答えいたします。

昨年３月に県が取りまとめた総点検報告書においては、社会基盤の整備など多くの成果があった一方で、１人当たり県民所得の低さや非正規雇用者割合の高さなど、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現が十分とは言えない現状が明らかとなりました。新たな振興計画（素案）においては、県民所得の着実な向上につながる企業の稼ぐ力の強化、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成、リゾテックおきなわの推進による情報通信関連産業の高度化・高付加価値化、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成等、自立型経済の構築に向けた施策を盛り込んだところであります。同素案については、沖縄県振興審議会に諮問したところであり、９つの部会で各分野ごとに議論を重ねていただいた上で、本年12月を目処に答申を得ることとしております。その間、市町村や関係団体、県民の皆様など、様々な御意見をいただくこととしております。

同じく１の (2) のイ、新たな振興計画への県民等の参加についてお答えします。

新たな振興計画（素案）においては、ＳＤＧｓを取り入れ、県民一人一人をはじめとする社会全体での参画により、社会・経済・環境の３つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、ウイズコロナからアフターコロナの新しい生活様式に適合する安全・安心で幸福が実感できる島を形成し、アジアをはじめ世界との経済のかけ橋となり、県民全ての幸福感を高めるなど、自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目標としております。これら施策の展開に必要な制度の拡充・創設について、適宜機会を逸することなく、知事を先頭に市町村長と一丸となって、国の関係要路へ御理解と御協力を求めてまいりたいと考えております。

同じく１の (2) のウ、鉄軌道導入の質問に対する河野大臣の発言についてお答えいたします。

報道等によると、河野沖縄担当大臣は衆議院沖縄北方特別委員会での発言に関し、翌日の記者会見で、鉄軌道とかモノレールとか決め打ちせずに、最新の技術を使って何ができるかというのは考えていく必要がある。安く、便利に、定時性を持って、使いやすく結ぶかというのは非常に大事だと発言したとのことであります。

県では、県土の均衡ある発展等の観点から、速達性、定時性を有し大量輸送が可能となる鉄軌道の導入に向けて取り組んでいるところであり、引き続き国に対しその必要性について丁寧に説明していきたいと考えております。

３、ＳＤＧｓの推進についての(1)、ＳＤＧｓ未来都市の内容とアクションプランについてお答えいたします。

沖縄県は、去る５月21日に優れたＳＤＧｓの取組を提案する自治体としてＳＤＧｓ未来都市及び自治体ＳＤＧｓモデル事業に選定されました。主な内容は、実施指針及びアクションプラン策定やプラットフォームの構築をはじめ、再生可能エネルギーやフードネットワーク、ＥＶカーシェアリングに関する事業となっております。アクションプランにつきましては、有識者からなるアドバイザリーボードからの意見やパブリックコメントによる意見集約により、県民と目指すＳＤＧｓの目標等を取りまとめることで、県民の主体的な参画につなげ、全県的なＳＤＧｓの展開を促進したいと考えております。

同じく３の(2)、おきなわＳＤＧｓパートナーの進捗状況についてお答えします。

県では、ＳＤＧｓを推進する県内の企業・団体をおきなわＳＤＧｓパートナーとして登録しております。現在、170の企業・団体が登録されており、県は登録団体間の連携や交流の促進に向けて取り組んでいるところです。女性や若者の参画に向けては、女性が活躍できる社会づくりに向けた女性のチカラ応援宣言“Ｗｏｍａｎちゅ応援宣言”や女性のおしごと応援事業、ＳＤＧｓ達成のための教育の推進、若者の参加型イベントなど、関係部局とともに様々な取組を展開していくこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のエ、新たな振興策における物流コスト軽減に向けた取組についてお答えいたします。

本県においては、移輸入に対して移輸出が少ない片荷輸送等による物流の高コスト化が、産業振興における大きな制約要因となっております。このため県では、製造業をはじめとする産業の振興を図り、本県経済を活性化する上で、物流コストの軽減は重要であると考えております。

県としましては、旅客便を活用した新たな航空物流ネットワークの構築をはじめ、越境ＥＣ促進や物流効率化、空港と港湾の機能連結による物流ルートの多様化等に取り組むことで、物流コストの軽減を図ってまいります。

次に７、エネルギー政策についての御質問の中の(1)、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブについてお答えいたします。

沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブでは、2050年度のエネルギー供給における脱炭素化を目指し、今後10年間の重点プロジェクトとして、再エネ導入エリア拡大、家庭や事業所での再エネ自家消費拡大などに取り組むこととしています。ハードルの高い目標達成に向け、新たな振興計画において税制優遇や補助制度の創設に取り組み、官民一体で、我が国や世界の島嶼地域におけるエネルギー脱炭素化を先導する島嶼型環境モデル地域となることを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　２、コロナ対策についての御質問の中の(1)、コロナ対策の実施体制についてお答えいたします。

県においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第７条に規定される県行動計画に基づき、知事を本部長とする県対策本部を設置し、対策に当たっております。県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、県内外の感染状況や医療提供体制の状況等を確認するとともに、感染対策の内容等を協議・決定してきたところです。今後も、対策の実施に当たっては、各部が所掌する分野に係る情報を収集し、本部会議で情報共有を図り、現状を分析し、課題解決に向けた対策を協議し、知事の指揮の下、全庁一丸となって取り組んでまいります。

同じく２の(3)、情報公開の取組についてお答えいたします。

感染状況につきましては、毎日、新規陽性者数等の情報を公表し、併せてマスコミへのブリーフィングを行っています。また、対策本部会議や専門家会議の議事については、事後検証に堪え得るよう、会議資料と併せて公表するとともに、県民に分かりやすい内容となるよう努めています。さらに、決定事項について、記者会見を開催し、知事から県民に対し、広く周知に努めているところです。今後も、適切に情報発信を行い、県民等との情報共有を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　２、コロナ対策についての (2)、財源確保の取組についてお答えします。

新型コロナによる影響は地域経済をはじめ、あらゆる分野に極めて長期間にわたって及んでおり、その対応を地方自治体だけで行っていくことは困難であるため、県としては、引き続き国へ財政支援を強く求めていきたいと考えております。なお、当面の財政運営に当たっては、地方創生臨時交付金の残余や当初予算に計上している予備費等を活用していくほか、令和２年度決算に伴う剰余金の活用などにより対応していきたいと考えております。

次に４、ジェンダーフリーについての (1)、過去５年間の女性管理職登用率の推移についてお答えします。

教育庁等を含めた沖縄県全体の過去５年間の女性管理職登用率は、平成28年度が8.5％、平成29年度が9.3％、平成30年度が10.4％、令和元年度が11.6％、令和２年度が13.3％となっております。また、令和２年度は全国で11位、九州で２位となっております。

同じく４の (2)、女性管理職登用率の目標設定の経緯と課題についてお答えします。

沖縄県では、国の第５次男女共同参画基本計画を踏まえ、2030年度（令和12年度）に女性管理職が30％となることを目指しています。その実現を図るため、沖縄県特定事業主行動計画の終期となる2025年度（令和７年度）に23％程度となるよう目標を設定したところです。早期の目標達成に向け、管理職としての女性職員の育成を加速させる必要があり、働きやすい職場環境の整備と併せて取り組んでまいります。

同じく４の (3)、産休・育休・介護休暇の取得状況についてお答えします。

知事部局における産前・産後休暇の取得者数は、平成29年度は63人、平成30年度、令和元年度はそれぞれ65人となっております。育児休業等の取得率は、平成29年度が男性職員5.1％、女性職員93.5％、平成30年度が男性職員8.7％、女性職員92.5％、令和元年度が男性職員17.2％、女性職員100％となっております。介護休暇の取得者数は、平成29年度が男性職員22人、女性職員12人、平成30年度が男性職員14人、女性職員13人、令和元年度が男性職員34人、女性職員８人となっております。

同じく４の (4)、セクハラ・マタハラ等のハラスメント防止対策についてお答えします。

沖縄県では、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメント等の防止に関する指針を制定し、各種ハラスメントの防止対策に取り組んでおります。具体的な取組としては、職員研修の実施やハラスメントに該当する言動を示したポスターの掲示、相談窓口の周知など、ハラスメントの未然防止や意識啓発、相談体制の充実を図っております。今後も、ハラスメントのない職場環境の確保に向けて、丁寧な取組を続けてまいります。

次に７、エネルギー政策についての (2)、新電力企業へのスイッチングについてお答えします。

厳しい県の財政状況を踏まえた場合、電力料金の低減を図ることは重要な課題であると認識しております。一方で県庁舎等は、行政運営や災害時の拠点施設などの役割を担っていることから、電力の安定供給の確保も重要な要素だと考えております。今後、他県の情報を収集するとともに、入札制度の導入など様々な視点から検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　４、ジェンダーフリーについての御質問の中の (1)、学校管理職の女性登用率の推移についてお答えします。

沖縄県の公立学校における過去５年間の女性管理職登用率は、平成29年度15.4％、平成30年度16.5％、令和元年度19.1％、令和２年度19.7％、令和３年度20.7％となっております。

同じく (3)、教育委員会における産休・育休・介護休暇の取得状況についてお答えします。

教育委員会における産前・産後休暇の取得者数は、平成29年度が408人、平成30年度が399人、令和元年度が443人となっております。育児休業等の取得率は、平成29年度が男性職員7.4％、女性職員100.5％、平成30年度が男性職員11.1％、女性職員110.3％、令和元年度が男性職員15.2％、女性職員99.3％となっております。介護休暇の取得者数は、平成29年度が男性職員14人、女性職員40人、平成30年度が男性職員7人、女性職員37人、令和元年度が男性職員14人、女性職員64人となっております。

次に５、社会福祉政策についての御質問の中の (3)、わいせつ行為等による懲戒処分者数の推移と再発防止策についてお答えします。

児童生徒へわいせつ行為等を行った教職員に対する懲戒処分は、平成30年度０件、令和元年度３件、令和２年度２件となっております。児童生徒以外へわい

せつ行為等を行った教職員に対する懲戒処分は、平成30年度及び令和元年度は０件、令和２年度１件となっております。

県教育委員会としましては、わいせつ行為を含む不祥事の再発防止に向け、経年研修や校内研修等の充実を図り、引き続き服務規律の確保と綱紀粛正の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　５、社会福祉政策についての御質問の中の(1)、国際家事福祉相談所の取組についてお答えいたします。

県では、米軍人・軍属等を相手方とする離婚や子供の養育費等で悩みを抱える方に向けて、本年１月に相談所を開設し、５月末までに25件の相談を受けております。相談所では、相談員による助言や情報提供等のほか、相談者に同行して、相手方や各種支援機関に本人の要望を正確に伝えるなど、つなぎの支援を実施しているところです。

県としましては、相談者に寄り添った支援を行うため、相談員の専門性向上や関係機関と連携した支援体制の構築等に取り組んでまいります。

同じく５の(2)、児童虐待・ＤＶ相談の実態と対策及びワンストップ支援センターの運用状況についてお答えいたします。

令和２年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、速報値で1835件と前年度から228件、14％の増となっております。また、配偶者暴力相談支援センターにおけるＤＶ相談件数は、2092件と前年度から150件、7.7％の増となっております。

県では、令和２年度に児童相談所及び女性相談所の体制強化を図ったほか、相談機関のさらなる周知を行ったところです。性暴力被害者ワンストップ支援センターは、令和元年８月から24時間365日体制で運営しており、令和２年度の相談件数は2835件となっております。引き続き被害直後からの医療支援を含めた総合的かつ速やかな支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　６、沖縄版種子・種苗条例（仮）についての(1)、条例制定に向けた取組状況と今後のスケジュールについてお答えします。

県では、昨年９月に沖縄県農産物等種子安定供給対策ワーキングチーム会議を設置し、改正種苗法及び同法の附帯決議の内容の精査や、他道県の種子条例の調査を行っております。また、県育成品種の保護や、伝統的な野菜等の在来種の収集及び保存についても、議論しているところです。

県としましては、現在検討中の条例案が整い次第、パブリックコメントの実施など必要な手続を行い、年内の条例制定に向け取り組んでまいります。

同じく６の(2)、先進事例で注目する自治体についてお答えいたします。

種子条例を制定した先進27道県の条例を調査したところ、９道県では主要農作物以外の独自の作物を追加しており、長野県及び滋賀県においては、伝統野菜の種子の保存について定めています。また、北海道、栃木県、滋賀県では、知的財産の適正な保護について記されており、本県における伝統的な野菜等の保存や新品種等の知財の保護について参考になると考えております。

同じく６の(3)、沖縄県独自の取組についてお答えをします。

本県には、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候に由来する貴重な遺伝資源である伝統的な野菜等の在来種や県で育成した優良な品種などがあります。本県独自の種苗条例制定に当たり、１、伝統的な野菜等の在来種の収集及び保存、２、県の優良品種に係る知的財産権の適正な保護などを県独自の条例に盛り込む必要があると考えています。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長　当山尚幸君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君）　選挙管理委員会委員長の当山でございます。

お呼びいただきましてありがとうございます。

選挙管理体制について８(1)、うるま市長選挙におけるポスター掲示場撤去についての認識と再発防止策についてにお答えいたします。

うるま市長選挙は市の管理する選挙であり、県選挙管理委員会としましては、ポスター掲示場撤去の経緯や影響について認識を述べる立場にはないものと考えております。選挙運動用ポスターについては、ポスター掲示場へ一斉に掲示することにより、選挙人の便宜が図られることから、市町村の選挙管理委員会は、ポスター掲示場を公衆の見やすい場所に設置することとされております。この趣旨を踏まえ、県選挙管理委員会では、台風等発生時においても、ポスター掲示場の撤去及び再設置について適時かつ適切に判断していただくよう、市町村へ周知しているところでありま

す。あわせて、毎年選挙管理事務の研修を実施しており、引き続き適正な選挙の管理執行に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　御答弁ありがとうございます。

再質問させていただきます。

まず国際家事福祉相談所についてなんですが、今25件の相談があったということなんですけれども、この相談というのは、米軍人あるいは軍属相手ですので、大変高度な知識とまた相手の法律、米国の法律や慣習、いろんな意味で相談員のスキルアップが大事だと思っております。これはもう玉城デニー知事も議員時代から大変取り組んでいたところだと思っていますけれども、今のままでは、なかなかその支援が、相談をしてもしっかりとした支援にたどり着けない、届かない、そういう状況が続くんじゃないかと私は思っております。もっとしっかりとした、例えば米軍人でありますので、米軍との連携はどうなっているのか。あるいは総領事館とはどうなっているのか。法的な問題などをしっかりと考えていくための研修体制はどうなっているのか。例えばワンストップ支援センターのときには、支援相談員をしっかりと教育しながら設立したかと思います。今回の場合には必要性があって急ぎ開設したかと思いますけど、その開設とともにやはりスキルアップをしていく。機能を強化していく。そのことを並行していかなければならないと思っていますが、その辺についてぜひ御検討と、そしてさらなる研修の計画とかについて考えていただきたいと思いますけれども、部長の御見解お願いいたしします。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　本事業におきましては、国際家事相談という、また新たな分野ということもございまして、その分野に精通したアドバイザーの方を配置してございます。そのアドバイザーの方の御助言、御指導を受けながら、こちらのほうで配置をしたコーディネーターについても、その資質の向上を目指した研修ですとか、実践を通した学びを積んでいただいているところではございます。また議員がおっしゃいました総領事館等々の連携につきましても、この国際家庭相談ネットワーク構築事業の中には２本、実はメニューがございまして、その１つがこの国際家事相談所の開設でございまして、ここでは支援ニーズの把握や支援の在り方等の検討を行っているところですけれども、もう一本、米軍基地内の支援機関の状況ですとか、その支援制度についてを調査する事業も並行して進めているところでございます。今後この２本の調査事業等取組を通して見えてきた実態や課題などを整理いたしまして、国際家庭相談の係る支援体制構築に向けた連携体制の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　実績のあるウーマンズプライドさんですとか、そういう意味では大変必要性のある相談体制だと思っていますので、そこはしっかりと機能の強化、ぜひもっともっとやっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それからコロナ問題についてですけれども、先ほど来いろんな野党の議員さん、皆さんからもありましたけれども、やっぱり今この問題ってどれだけ一生懸命やっていても――職員の皆さんも頑張っております。国の政策にのっとってやっているということにもやっぱり数字があまりいい状況じゃないということを、それでも一生懸命やりながらも、もぐらたたきのように、１つたたいてもどんどん問題が発生してくるというこの状況、これをこれまでの１年間の中で、どのように、誰が悪い、何が悪いではなくて、何をこれからどうしていかなければならないかということを考えると、やっぱり情報をしっかりと収集しながら、その中で今の体制が一体、本当にこれでいいのか、その中に情報を収集しながら――世界でもどんどん変わってきております。ワクチンができたからといって、これがもうまたうまい特効薬にはなってないというのが、もう目の前に来ているんですね。ですから、そういう意味で、皆さんが言っているような隠蔽だとか、そういうことをやっていないし、しっかりとやっている中で、しっかりと国の政策、基準にのっとってやっている中で出てくるこの課題をどう解決していくかということは、これは大変重要なところだと思っておりますので、これから先、本当に来年いい状況になるには、今の体制で一体いいのかということは、これは本当に総合的に考えていくべきだと思っております。それについて、どなたか、できれば知事のほうで、その方向性に向けて見解をお願いいたしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員おっしゃるとおり、昨年の１月から、県内では２月14日に最初の陽性者が出てから、度重なる未知のウイルスとの闘いが世界各国でも、我が国でも、そして沖縄県でも、日々それが行われてきております。その間、本当に各分野の方々の御努力があり、そして高い知見を積み重ねながら、今日までいろいろな取組を進めてきておりますが、特

に感染症の専門家ですとか、経済団体、観光関連からの意見、これまでの経験を重ねて、さらにその都度、数値を根拠にしながらどのような対策が必要なのかということを、その時々で考え得る最善策を取ってきたつもりであります。これからも変異株の置き換わりがいよいよ、最初の変異株から次の変異株へと変わり、さらにこの先どのような変異株が登場するのか分からない、出てくるか分からない状況の中にあっても、県民や来訪者の方々の、全ての方々の生命を守り、生活を支え、そしてさらに医療関係者の献身的なお力添えもいただきながら、県として取り組めることを見識を深め、取組を加速化させ、ワクチンの接種も市町村と協力して進められるよう、しっかり取り組んでまいります。特に感染症対策の切り札であるワクチンの接種加速化については、さらなるエッセンシャルワーカーなどへの拡充を含め、日々全身全霊で立ち向かって、一日も早い県民の安全・安心の暮らしを取り戻せるよう、奮闘してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　よろしくお願いいたします。

それから復帰50周年事業ですけれども、今事業は皆さんの部局で調整中だとありました。私は３つの視点から、次の50年というのはポイントをまとめたほうがいいかなと思っております。

１点目は、基地のない平和の創造、これは言うまでもありませんが、ただ今、現状的に米国のアジア戦略の中で、全然沖縄とは――沖縄の考え方は基地のない平和な沖縄を望んでいながら、どんどん基地強化につながっていくこの現状がありますので、そういう意味では、日米両政府の思惑を押し返す、アクションプランのこの沖縄の決意ということをしっかりと示すということ。

そしてもう一点は、やはり記憶の継承です。先ほどもありましたけれども、県内の児童生徒、全ての子供たちをやはりひめゆり資料館やあるいは戦跡を追っていく、足跡を追っていくというその授業、この間もどなたかありましたバスを使っての授業、それを来年全児童に行うというような、そういう授業の一つ。

そしてもちろん、未来へのかけ橋ということでは、先ほど来、私言ってます、やはり鉄軌道、振興策にも入っておりますけど、なかなかその問題というのが――頑張っているかと思いますけど、鉄軌道というのは、私たちこの沖縄の中では、まだ鉄軌道ということでの休止の状況であるので、私たち沖縄の権利だということをしっかりと示しながら、今国内で鉄道の支援がないのは本県だけであって、中南部、人口の中で120万、政令都市が人口比10位、人口密度2720人です。同じく10位。この状態で鉄道がないこと、これは沖縄の経済の損失でもあるし、生活環境への悪影響でもありますので、このコストの高さ、このことをしっかりと申し上げながら、知事の中で、これから50年――実は50年先､知事も私も生きてはいません。この中で多分生きているのは何人かだと思います。戦後100年という節目の25年くらい先には新たな意味での、この知事が来年の50年に示した鉄軌道、示した将来像、示した沖縄の姿がちゃんと見えるような、来年は本当に正念場の50年ですので、そこにしっかりと鉄軌道を入れていく。そういうこともしっかりとこの３つを復帰の50年ということで考えていけないのかということを改めて知事にお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時44分休憩

午後３時45分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　来年の50年、節目における新たな振興計画については、これからまた関係要路にしっかりと説明をし、要請をしていきながら、多くの県民の皆さんとそれに向かって取り組んでいきたいと思います。議員おっしゃるようにまず平和な沖縄であること、基地のない沖縄を目指すということが沖縄21世紀ビジョンに示されている、その方向性は、やはりその私たちの歴史の事実をしっかりと伝えていくこと、それはこれからのデジタル社会のアーカイブ化にもかかっていると思いますし、それをしっかりとつないでいくこと、さらには子供たちへの学習の機会を県内のリソースを使って、活用して生かしていくということ、さらにはその鉄軌道の実現はこれはもう、戦後の最大の事業だと思います。そのことについても、しっかりと取り組んでいくための気概とアイデアをまたさらに県民と共有していけるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　本県本当に今、正念場と思います。コロナ対策、復帰50年、いろんな意味で振興対策、私はこのキーワード、それは解決していくキーワード、知事の決意と覚悟だと思っております。

そのことを申し上げて終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　20分間休憩いたします。

午後３時46分休憩

午後４時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

島袋恵祐君。

〔島袋恵祐君登壇〕

○島袋　恵祐君　皆さん、こんにちは。

日本共産党の島袋恵祐です。

一般質問を行います。

１、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1)、新型コロナを封じ込めるためには、無症状感染者の早期発見、保護が不可欠であり、そのためにも大規模なＰＣＲ検査が必要です。県が行ってきた医療機関、介護施設、障害者施設、保育所への定期的なＰＣＲ検査強化事業の実績を伺います。

(2)、昨年の特別定額給付金をめぐって、世帯主を受給権者としたために、配偶者による暴力や親からの虐待で避難している被害者が給付金を受給できない事態が起こりました。今回のワクチン接種においても同様なことがあってはいけません。県の対応を伺います。

(3)、新型コロナ禍で大学生や専門学生の皆さんが困窮しています。新型コロナの影響を真っ先に受けるのは、社会的にも弱い立場である学生の皆さんです。国に対し、直接的な支援を求めるとともに、県としても独自の支援を考えるべきではありませんか、見解を伺います。

(4)、新型コロナ禍によって文化芸術分野に携わる方々の活動が大幅に制限されています。劇場やライブハウス等の営業も困難な状態が長く続いています。新型コロナの影響で文化芸術のともしびを消してはいけません。これまでの対策を伺います。また、さらなる支援を行うべきと考えますが、見解を伺います。

(5)、新型コロナウイルス関連の消費者トラブルはどのようなものがあるか伺います。また、被害に遭わないように未然の防止策など、県としての対応を伺います。

２、米軍基地問題について。

(1)、６月２日、うるま市勝連津堅島の民有地の畑に普天間基地所属のＵＨ１米軍ヘリが不時着しました。住宅から120メートルしか離れておらず、一歩間違えれば大惨事になりかねない許し難い事故です。これまでの米軍の対応と県の対応、今後、県としてはどのような対応を行っていくのか伺います。

(2)、名護市辺野古の米海兵隊キャンプ・シュワブに陸上自衛隊の水陸機動団を常駐させるとの秘密合意が交わされていた件について、米軍と自衛隊との共同使用は大幅な基地機能強化につながり、断じて認めてはいけないと考えますが、見解を伺います。

(3)、キャンプ・ハンセン内の隊舎整備費用は、沖縄防衛局ホームページに公表されている2020年度の工事契約実績によると、隊舎建設、橋梁、機械、電気工事等の契約金額が150億円を超えています。建設の目的は県として把握しているのか。見解を伺います。

３、県立高校生自死事案について。

(1)、１月29日に発生した県立高校生自死事案について、肉体的、精神的苦痛や恐怖で子供に言うことを聞かせることは、成長途上の子供の体だけでなく、心に複雑で深い傷を残します。体罰や暴力を教育の場で行うことは絶対に許されません。これまでの対応と今後の対応を伺います。

４、自衛隊問題について。

(1)、２月26日に航空自衛隊那覇基地で発生した有機フッ素化合物ＰＦＯＳを含む泡消火剤の流出事故について、当初は、ＰＦＯＳは含まれていないと自衛隊は説明していましたが、後に含まれていたことが分かり、県民に対し、不正確な情報を発した自衛隊の対応は許されるものではありません。県にどのような説明がありましたか伺います。

５、ジェンダー平等について。

(1)、国の第５次男女共同参画基本計画では、「選択的夫婦別姓」の文言が削除され、「旧姓使用」の拡大の方針が示されました。しかし、法的根拠のない旧姓使用は不可の場面が多く、もし使えるようにしたとしても、企業や行政の実務において、複数の姓を使い分けることに混乱や障害が拡大するおそれがあると考えますが、見解を伺います。これらの問題を解決するためには、民法を改正して選択的夫婦別姓制度を導入すべきだと考えますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　島袋恵祐議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の１の(1)、ＰＣＲ検査強化事業の実績についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染防止対策には、陽性者の早期発見が不可欠だと認識しているところです。ＰＣＲ検査強化事業の本年２月から６月25日時点の実績としては、医療機関、介護施設、障害者施設、保育施設での従事者、延べ17万8451名の検査を実施し、陽性者62名、陽性率0.03％となっております。無症状であっても早期に陽性者を発見することで、施設における集団発生の未然防止に一定の効果があると評価を

受けているところであります。さらに、エッセンシャルワーカーに対する定期検査に加えて、県民がいつでも、安価に検査を受けることができる体制、学校ＰＣＲ支援チームや離島におけるＰＣＲ検査体制を整備するなど、幅広い検査が可能となるよう拡充に取り組んできたところであります。今後とも、感染拡大の防止に全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の (2)、配偶者による暴力や親からの虐待で避難している被害者へのワクチン接種についてお答えいたします。

国の手引によりますと、ワクチン接種は、原則、住民票のある市町村で行うこととされておりますが、ＤＶや児童虐待の被害者については、やむを得ない事情がある者として、避難先の市町村が発行する接種券での接種が可能であるとされております。県においては、ＤＶ被害者等へこのような取扱いについて適切に案内するよう、市町村等に周知したところであります。県としては、ＤＶ被害者等が円滑かつ安全に接種を受けられるよう、市町村と連携し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　１、新型コロナウイルス感染症対策についての (3)、国に対する学生支援の要請と県独自の支援についてお答えします。

県としましては、国において大学生の経済的負担軽減等の支援を行うとともに、令和３年度においても引き続き迅速に対応できるよう、全国知事会を通じて国に求めているところです。令和２年度から始まった高等教育の修学支援新制度では、授業料等減免及び住居費が勘案された奨学金が支給されており、令和２年度は2083人、令和３年度は６月４日時点で2321人の専門学校生に対し、支援を行っております。引き続き、学生たちが安心して学業に専念できるよう全国知事会と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　１、新型コロナウイルス感染症対策についての中の (4)、文化芸術関係者への支援についてお答えいたします。

文化芸術は、人々が心豊かに生き、活力ある社会を築いていく基盤として本県の発展に欠かせないものであります。昨年度、県ではライブハウス、劇場等のコンテンツ配信や、新しい生活様式に対応する文化芸術関係者の取組に支援を行ったところです。今年度は国や県の事業継続と雇用維持に関する取組に加えて、沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業において、個人事業主を含む文化芸術関係者に対して、文化芸術活動の継続・強化に向けた運営上の課題解決を図る取組等への支援を引き続き行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　１、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の (5)、新型コロナウイルス感染症関連の消費者トラブルの現状と被害防止の取組についてお答えいたします。

県消費生活センターに寄せられた新型コロナウイルス感染症関連の相談件数は、令和２年２月から令和３年３月までに627件ありました。主な相談内容は、航空券や結婚披露宴などの解約・キャンセル関連、持続化給付金詐欺を含む給付金関連、マスクの価格や転売関連等となっております。県では、相談者に対して解決のための助言や関係者とあっせん交渉を行うとともに、特に注意喚起が必要な事案については、ホームページ等で情報提供を行い被害防止に努めております。

次に５、ジェンダー平等についての御質問の中の (1)、旧姓使用の拡大と選択的夫婦別姓制度の導入についてお答えいたします。

旧姓使用については、住民票や免許証、パスポート等に旧姓の併記が認められるなど、社会的環境が整いつつあるものと認識しております。一方で、納税や社会保険等の手続で旧姓使用が認められないなどの不都合や、姓を変えることによる精神的苦痛など、旧姓併記を拡大するだけでは解決できない課題もあると認識しております。選択的夫婦別姓制度につきましては、司法の場において、最高裁判決が出たところでありますが、国民的議論がさらになされる中で検討が進んでいくことを期待しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　２、米軍基地問題につ

いての (1)、うるま市津堅島への米軍ヘリ不時着事故についてお答えをいたします。

県では、６月２日の事故発生の翌日に私が津堅島に行き、直接事故現場の状況を確認しました。その上で、沖縄防衛局や在沖米海兵隊などに対し、事故に抗議するとともに、事故原因の究明と公表、迅速な情報提供、再発防止策の徹底と航空機騒音規制措置の厳格な運用等を求めたところであります。なお、事故機については、米軍による修理等が行われた後、同月７日に離陸し、同日中に普天間飛行場に着陸したとのことであります。また、米海兵隊においては、政務外交部長が津堅島を訪れ、住民に対し事故の概要について説明し、不安を与えたことについて謝罪したと聞いております。

県としましては、引き続き県民の過重な基地負担の軽減に努めてまいります。

同じく２の (2)、陸上自衛隊水陸機動団のキャンプ・シュワブ常駐についてお答えをいたします。

去る１月、加藤官房長官及び岸防衛大臣は、米軍施設等の共同使用は、陸上自衛隊と米海兵隊において決定されるものではないなどと発表しております。また、陸上自衛隊水陸機動団の配備について、５月に改めて防衛省に確認したところ、同機動団の沖縄県内への配備については考えていないとの回答があったところです。

県としましては、県内の米軍施設等における共同使用は、さらなる基地負担の増加につながるものであり、断じて容認できないことから、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

同じく２の (3)、キャンプ・ハンセンの工事についてお答えをいたします。

統合計画において、キャンプ・ハンセンはキャンプ瑞慶覧の施設技術部地区の海兵隊コミュニティサービス庁舎、キャンプ瑞慶覧インダストリアル・コリドーの海兵隊輸送関連施設、リサイクルセンター等及び牧港補給地区の海兵隊の倉庫、工場等の移設先とされており、沖縄防衛局において移設工事が行われています。沖縄防衛局によると、令和２年度は隊舎新設建築工事、橋梁新設工事、保安施設造成工事などを行ったとのことであります。

４、自衛隊問題についての (1)、泡消火剤流出事故についてお答えをいたします。

航空自衛隊那覇基地は、当初、県に対し泡消火薬剤にＰＦＯＳは含有しておらず、毒性または損傷性はほとんどないと説明しておりました。しかし、同那覇基地がその後に実施した調査において、基地外に飛散した泡消火薬剤にＰＦＯＳが含有していたとの結果報告がありました。

県としましては、このような事故は、県民に大きな不安を与えるものであること、また、当初ＰＦＯＳは含まれないと十分な確認がないままに説明していたことについては、周辺住民に混乱を生じさせるものであることから、事故原因の究明や実効性のある再発防止策の徹底等を要請したところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　３、県立高校生自死事案についての御質問の中の (1)、高校生自死事案への対応についてお答えします。

事案の発生後、学校による基本調査を受け、県教育委員会においては、第三者調査チームによる詳細調査を行っております。調査チームの報告書では、自死の要因が部活動によるストレスであることや、部活動指導の在り方、学校及び教育委員会の管理体制など、改善すべき点が示されています。報告書を踏まえ、部活動実態調査を行ったところであり、現在、有識者を含む検討委員会において、部活動の在り方を見直すとともに、県教育委員会の管理体制の改善に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、このような痛ましい事案が繰り返されないよう、部活動のみならず、教員の人権意識の高揚を図り、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　答弁ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナの問題について再質問します。

大規模なＰＣＲ検査を行うことによって、無症状の陽性者を発見したことは感染拡大を未然に防ぐことができたと、そういう認識だということで知事から先ほど答弁がありました。実際、未然に防いだ実例等はどのようなものがあるのでしょうか。見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時31分休憩

午後４時31分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　介護従事者等への定期検査の中で、陽性者を発見しているということでございますが、無症状の場合が多いので、それを早期

に発見することで――濃厚接触者の中で感染した人も中にはいますけれども、それからクラスターに広がったという事例は今のところございません。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　ＰＣＲの大規模検査をやることによって、感染拡大、クラスターを未然に防ぐことができる、やはり最良の対策だということがよく分かりました。ぜひ今後、学童・保育所や学校にも定期的なＰＣＲ検査を行えるよう体制を構築してほしいと考えます。

大量検査システム機の導入や、ＯＩＳＴなどの大学や研究機関、民間機関とも連携・協力して大規模なＰＣＲ等の検査体制を構築してほしいと考えますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ＰＣＲ検査強化事業につきましては、昨年度介護や医療従事者を対象に先行的にモデル事業として開始いたしました。今年度は障害者施設・保育施設へと拡大したところでございます。

さらに検査対象を拡大することにつきましては、優先度なども勘案する必要がございますし、また検査機関のキャパシティーを踏まえた判断も必要だということが、今後の課題だというふうに考えております。なお、学校や学童保育については、定期的ではございませんが、陽性者が発生した場合には迅速な検査が行えるように、新たに学校ＰＣＲ支援チームを設置して、現在対応しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　ぜひ引き続き、検査体制拡充のために取り組むようお願いします。

次に、学生支援の件ですが、新型コロナ禍における学生の現状、大変厳しいものとなっています。先ほど、各種支援についても答弁ございました。学生の中からは支援制度をよく知らないとの声も聞いています。学生自身、給付対象だけれども支援につながっていない。そこで改めて県として、学生が利用できる支援制度の周知の徹底が必要だと考えますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

これまで主に専修学校・各種学校などに周知のためのパンフレットを置いてきたり、県立学校などにもそのような対応をしてきたところでございます。今後、今年度におきましては、例えば県の広報誌などに、あるいは市町村にも協力をお願いしまして、広報誌に支援内容を掲載することを今考えております。あわせて教育庁とも連携しまして、進路相談に当たる先生方にも新制度の内容について周知を図って、知らないで利用することができなかったということがないように丁寧に対応していきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　ぜひよろしくお願いします。

先日、学生の皆さんからお話を聞く機会がございました。バイトのシフトが減らされて生活や学費を納めることがきつくなっている。コロナ禍で奨学金の限度額を引き上げたなど、悲痛な声を聞いてきました。そのような中でコロナ禍で苦しむ学生に対し、幾つかの団体が食料支援を行っています。一つの例として、民主青年同盟沖縄県委員会という青年団体が学生向けに、これまで２回食料支援を行い、延べ213名の学生が利用しました。多くの食料を用意したが、１時間で全てなくなったそうです。新型コロナ禍で必要とされている支援だと強く思いました。

そこで伺いますが、県として食料支援の取組を行っているか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　県では子どもの未来県民会議と連携をいたしまして、子供の居場所等へ食料品を届ける取組を実施しているところですが、学生さん向けとなりますと、この取組の中で特に厳しい状況が想定される児童養護施設の出身の学生たちへの食料品を届ける支援に取り組んだところです。また、県内の市町村社会福祉協議会においては、21団体が困窮世帯等に向けた食料品等の給付を行っております。また県が設置しております生活困窮者自立支援の相談窓口においても個々の相談に応じてつなぎ――支援へつなげるとともに必要に応じて食料品をお渡ししたりという取組もしているところです。

このような取組を通して、学生さんを含む困窮世帯等への食支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　子供の居場所への食料提供、本当にすばらしい取組だと思います。引き続き、頑張ってほしいと思います。

それと同時に県としても、ぜひ学生向けの食料支援も行ってほしいと思います。社協とも連携をして体制を構築してほしいと考えますけれども、見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　社会福祉

協議会が行っている支援については、学生であるとか、自営業者であるとかそういった身分に関する分け隔てはなく、お困りの方々に対してそのような支援に取り組んでいるものと考えておりますので、引き続きそのような取組を拡充できるように、県としても意見交換してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　ぜひよろしくお願いします。

次、米軍基地問題について再質問します。津堅島への米軍ヘリ不時着の問題です。

防衛局から一報が届いたのは事故発生から約３時間後だったと。その次の続報は約14時間後、米軍側からの情報があまりにも遅いと思いますが、そのことについて県は抗議しましたか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時38分休憩

午後４時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　今議員からございましたように、事故発生から第一報が３時間後と、それからマスコミ等によって既に状況が判明しているにもかかわらず、その所属等が――所属機とかそういった詳細な情報が入るのが17時間後ということで、県としては、県への情報提供が遅いという認識の下に、沖縄防衛局なり、米軍に対する要請の中で早期の情報ということでの申入れを行ったところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　米軍ヘリが不時着したとの報を受けて、私も津堅島へ行きました。現場近くの住民からお話を伺いました。爆発しないか不安で眠れない夜を過ごした。こんなことが二度とあってほしくないとお話ししていました。当然だと思います。

事故後、日本共産党県議団として、沖縄防衛局に抗議に行きました。数日深夜の飛行をしていたとのお話があったので、どのような訓練をしていたのか聞きましたが、防衛局は承知をしていないとのことでした。基地提供者である国・防衛局が米軍の訓練を掌握していないことは断じて許されません。

普天間基地は、即時運用停止を求めるべきではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えをいたします。

今回の事故につきましては、県民への直接被害というものはございませんでしたけれども、航空機関連事故は一歩間違えば、県民の生命・財産に関わる重大な事故につながりかねず、県としても断じて容認できるものではないというふうに考えています。

それから議員からございましたように、事故の発生が午後の11時頃ということでございまして、これは航空機騒音規制措置にも反しているということで、その旨の抗議も行ったところでございます。

普天間飛行場の所属機につきましては、平成28年12月にＭＶ22オスプレイが名護市東海岸沖に墜落をしております。それから平成29年１月及び平成30年１月には伊計島へのＡＨ１Ｚ、ＵＨ１Ｙヘリコプターの不時着も発生をしております。さらに平成29年12月にＣＨ53Ｅヘリコプターが宜野湾市の普天間第二小学校に窓枠を落下させるといった事故が繰り返し発生をしているということで、県民に非常に不安と不満が高まっているというふうに認識をしております。

こうしたことも踏まえまして、県としては今回の抗議要請に当たりまして、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を求めたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　連日の米軍機の夜間飛行、訓練区域外での訓練が野放しにされている現状があります。米軍に対し国内法が適用されていないからです。県民の生命と人権を脅かす日米地位協定は抜本改定し、航空法などの国内法を適用させるよう、国に対し強く求めるべきです。見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　県といたしましては、沖縄県における米軍基地問題の抜本的な解決を図るためには、基地の整理縮小と併せて、日米地位協定の改定が非常に重要だというふうに考えております。そうしたことから、平成29年にも日米地位協定の改定要望を行っております。それから全国知事会、あるいは渉外知事会等機関とも連携をして日米地位協定の見直しと、全国知事会への要請におきましては、航空法等への適用、基地内の立入りといったことなど、併せて要請しているところでございまして、引き続き日米地位協定の見直しというものについて、全国知事会、渉外知事会、県内の軍転協とも連携しながら全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　答弁ありがとうございます。

次に、キャンプ・ハンセンの件です。

これまで示されてきた、在沖米軍基地の統合計画の中での移設であるとのお話でしたが、米海兵隊フォースデザイン2030において、ロケット砲兵中隊を強化

するとの計画が記載されています。キャンプ・ハンセンはこれまでもロケット砲兵中隊が駐在し、関連性があるのではないかと危惧をしています。またキャンプ・シュワブで自衛隊の水陸機動団の配備も狙われているわけです。キャンプ・シュワブに隣接しているキャンプ・ハンセン整備に150億円以上もの多額の費用がかかっています。基地の機能強化につながることは絶対に許されません。日米両政府はこれまでもオスプレイの配備は計画にないと言っておきながら、蓋を開けてみたら、配備計画は決まっていて、オスプレイ配備が強行された経緯もございます。

県として引き続き、情報収集に努め、基地機能の強化につながるものであれば、断固として反対をしてほしいと思いますが、見解をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　県といたしましては、国土面積の0.6％の本県に全国の米軍専用施設面積の70.3％が集中をしているという状況の中で、戦後76年間、復帰後49年、約半世紀にわたって県民が過重な基地負担に苦しめ続けられているということで、これ以上の基地負担は決してあってはならないというふうに考えております。そうしたことから、ハンセンへの移設工事に当たって、基地機能の強化が図られることがないように、しっかりと情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、キャンプ・シュワブへの水陸機動団の共同使用の件につきましては、加藤官房長官それから岸防衛大臣におかれましても、米軍施設における共同使用につきましては、日米安全保障協議委員会、２プラス２でありますとか、日米合同委員会で決定――この枠組みの中で決定されるものであり、陸上自衛隊とその海兵隊において決定されるようなものではないというふうにしております。ただ一方で、議員からございましたように、オスプレイにつきましては、米軍の計画で沖縄への配備が記述をされておりましたが、政府は具体的に決まっているわけではないということでおりましたけれども、配備の１年前になって突然配備が伝えられた経緯もございます。

そうしたことから、県としましては引き続き情報収集というものについては徹底して行っていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　ぜひ情報収集よろしくお願いします。

次に、県内高校生の自死事案について再質問をいたします。

お亡くなりになった高校生に対し、心から哀悼の意を表します。指導者からの度を超えた本来あってはならない指導によって追い詰められ、高校生は自ら命を絶ちました。友達ともっと遊びたかったことでしょう。恋もしたかったことでしょう。亡くなる前に救うことができなかった。自ら命を絶つという選択をさせてしまった、私たち大人の責任は重大であり、救えなかったことに大変申し訳ない気持ちでいっぱいです。今後、二度とこのようなことがあっては絶対にいけません。今回の教訓を今後生かしていくためにも、対策をしっかりと検討するためにも、時間をかけて丁寧な調査を行ってほしいと保護者などから強い要望が出ています。

教育委員会が調査チームを立ち上げて調査を行いました。その調査チームの報告書の最後には、本件事案の調査として著しく短い期間であると言わざるを得ないと述べています。ぜひ、教育委員会から独立した第三者委員会を立ち上げて、丁寧な調査を実施してほしいと考えますが、見解を求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

第三者調査チームによる調査、詳細報告書でございますけれども、早期に事実関係を整理し、本件事案発生に至る過程を分析したということについては、一定程度目的を果たしたというふうにされているところでございます。一方で、やはり保護者・有志の皆様から、再調査の要望等が出されているというのは聞いているところでございます。

県教育委員会としましては、改めまして御遺族の意向を確認させていただいて、今出されている詳細調査がどういったところが足りないのかというところをしっかり聞き取った上で精査をさせていただいて、対応させていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　御遺族の意向も聞き取ってとのお話でした。遺族の要望にはしっかりと応えていくその立場ですか。それ確認させてください。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

今回の詳細調査につきましては、調査に入る前からどういう形で調査に入りますよと、また調査員については外部の弁護士、また公認心理師で調査をしますよというふうなことを、また基本調査で部活動での、いわゆる部顧問によるストレスが要因であったということが一定程度明らかになりました。それはより早

めに、子供たち、または先生方の記憶が新しいうちにしっかり調査をしたいということで、人数を絞ってさせていただいたところでございます。そういったことも調査報告書が出る前にも、こういうふうな形で公表させていただきますといったことも含めて、丁寧に対応させていただいたところでございますが、今回こういった御意見も出てますので、しっかりと改めましてどういったところが足りないかということを確認させていただいて対応していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　今回のこの第三者委員会を立ち上げて丁寧な調査をやってほしいということは、遺族からの強い要望でもございます。教育委員会は主体的に責任感を持って自死事案にしっかり向き合うべきです。また、丁寧な調査が実施ができるよう強くお願いをしたいと思います。

次に、様々な問題が発生した際に、子供たちや保護者が相談できる体制が必要と考えます。そのような体制はあるのでしょうか。伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

学校におきましては、全生徒に対しまして、定期的なアンケートの調査を行っておりまして、例えば学校内でいじめであったり、人間関係の悩みだったりとかというところの早期発見、早期対応をさせていただいております。また当然のことながら、学校のほうには教育相談担当職員または養護教諭を配置しておりますので、人間関係の悩みなど、生徒や保護者からの様々な相談に対応させていただいているところでございます。あわせて県教育委員会としましては、スクールカウンセラーや就学支援員などを配置して、教育相談体制の充実に努めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　養護教諭やスクールカウンセラーのお話がございました。これ養護教諭は各学校に複数配置されているのか、またスクールカウンセラーは毎日の常勤体制が取れているのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

まずスクールカウンセラーですけれど、配置の要望、学校等からのニーズがだんだん上がってきているところでございます。令和元年度は52校で31人の配置でしたけれども、今年度は56校34名を配置させていただいて、体制を拡充しているところでございます。ただ議員御指摘のように、毎日というわけではなくて、多くの学校では週１回程度という対応になっているところでございます。また養護教諭につきましては、御案内のとおり教職員の定数の標準法がございます。そちらのほうで配置基準が定められているところでございまして、現在県立高校58校には全ての学校に養護教諭が配置はされておりますが、20校が２人配置、また併設校と申して、県立中学校が併設されている学校６校には２人配置、ですから26校には複数配置。32校は１人配置になってます。また特別支援学校21校につきましては、２校が３人配置、６校が２人配置、４校は併設校の加配で２人配置、９校が１人配置という状況でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　私としては、やはりもっと増やす必要があると思います。相談を受けたいけれどもすぐ受けられない、スクールカウンセラーもいつも居るわけではない。そういった状況では、なかなかすぐ話したいけれどもできない状況があるのではないかなと思います。いじめや様々な問題を発見しやすい立場にある養護教員を増員して、全ての高校でしっかり複数配置をすると。そしてカウンセラーも増員して独立性を尊重する必要があると考えますけれども、見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

養護教諭の配置につきましても先ほど御答弁させていただいたように、標準法で定められておりまして、高等学校では81人以上の学校については１人配置というふうになっております。801人以上になりましたら、加配ができるとなっているところでございます。そういう関係で、先ほど複数配置のところと１人配置のところがございましたが、やはり教職員定数の拡充が教員の厳しい勤務実態を見直す上でも重要と考えておりますので、全国都道府県教育長協議会を通して国のほうに引き続き要望していきたいと考えております。またスクールカウンセラーにつきましても、国の予算等も関係してきますので、私どものほうとしては、しっかりそれについても拡充について努力していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　いじめや様々な問題、今回このようなケース、本当にあってはならないと思います。そういったことをきちんと未然に防ぐためにも、国の制度でこうなっているからということではなくて、しっかりそれを変えて、そういった相談できる機関というの

をしっかり拡充していくという気概を見せてくれるよう、強く要求したいと思います。

最後に選択的夫婦別姓制度についてです。

先ほど答弁もございました。旧姓の通称使用には、まだ解決しないといけない問題があると思います。根本的な解決にはやはり民法を改正して、選択的夫婦別姓制度を導入することが必要だと考えます。先日、最高裁において民法、戸籍法が夫婦同姓を義務としていることについて、合憲とする決定をしました。2015年の最高裁の合憲判決以後、選択的夫婦別姓の導入に賛成する国民が増え続け、地方議会でも意見書が多数上がるなど、世論と運動の高まりがあるにもかかわらず、旧態依然、前例踏襲の司法判断になったことに抗議の意を表したいと思います。氏名は個人の人格の尊重です。それを変えることには様々な不利益や精神的な苦痛を伴います。さらに結婚で改姓をする人の95％以上が女性となっており、両性の平等に反し、国連の女性差別撤廃委員会からも繰り返し規定の改正が勧告されています。選択的夫婦別姓制度は、同姓婚も別姓婚も自分たちで決めることができる、選択できるようにしてほしいということで誰も不利益を被ることはないと私は考えます。県議会に選択的夫婦別姓制度を法制化してほしいと請願も上がっています。政治の責任が問われています。県議会よりぜひ賛成意見書を採択して、法制化の後押しをしていきたい。そして私も選択的夫婦別姓をやっている当事者の一人として、同制度の実現のためにこれからも頑張る決意を申し上げて質問を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

〔上里善清君登壇〕

○上里　善清君　皆さん、こんにちは。

てぃーだ平和ネットの上里善清です。

６月議会の一般質問をやっていきたいと思います。

１、政治姿勢について。

(1)、土地利用規制法について。

米軍基地や自衛隊基地、原発などの周辺１キロ以内の土地・財産情報を国が掌握、規制するもの。沖縄県は米軍基地が集中し、離島での自衛隊基地の建設も進んでいます。憲法で保障された表現の自由、市民活動の自由、プライバシー権、財産権等、私権制限の伴う罰則つきであります。規制対象となる施設・区域はどこか、機能を阻害する行為とは何か等、内容は曖昧であり十分議論されていない欠陥法案である。土地利用規制法によって基地強化に反対する住民運動が委縮する可能性と土地取引に影響することも考えられ、経済活動にも支障が生じるおそれがあります。到底看過できる法案ではありません。見解を伺います。

(2)、辺野古新基地建設設計変更について。

沖縄県は、設計変更承認申請書を告示・縦覧し、県内外、海外の個人・団体及び関係公所からの意見書を整理し、科学的分析に基づいて総合的判断をすると思います。特に軟弱地盤が90メートルに達するＢ27地点の工事は、国内において工事実績はなく甚だ疑問であります。ほか、科学的に調査することなくジュゴンは絶滅していると発表する――これ環境調査委員会ですか――の姿勢、汚濁によるサンゴ礁に与える環境の問題点があり、厳密に精査し設計変更を許可しないよう求めたいと思います。見解を伺います。

(3)、日米地位協定の改定について。

在沖米軍による事件・事故、一歩間違えば人命に関わる大問題であります。事件・事故が起きるたびに沖縄県は抗議をしてきたが一向に改善しておりません。同様に地位協定を結んでいる国は自国法が適用されており米軍の活動を規制しております。県民の生命や財産を守るためには日米地位協定の抜本的改定しかありません。国・米国に強く要望していただきたい。御見解をお伺いします。

(4)、日台漁業協定について。

コロナ感染拡大を懸念し、日台漁業委員会が中止となり操業ルールがそのまま継続することになっております。八重山北方三角水域は水産資源の豊富な水域であり、漁業者にとっては水域の確保は重大問題であります。そもそも日本に不利な協定となっており国は同水域の変更を台湾に求めるべきと考えます。御見解をお伺いします。

大きい２番目、サンライズベルト構想について。

東海岸地域の発展戦略としてサンライズベルト構想の素案を固め次期沖縄振興計画に反映することになっております。

その内容についてお伺いします。

(1)、マリンタウン地区ＭＩＣＥ施設整備。

(2)、臨空・臨港型産業の形成。

(3)、ＩＴイノベーション拠点の形成。

(4)、サンライズポートの形成（港湾物流、人流機能の強化・拡充）。

(5)、円滑な交通ネットワーク。

(6)、東海岸地域の魅力を生かした観光の展開。

(7)、良好な土地利用。

以上、７項目となっております。内容を教えてください。

３番目、安心・安全について。

未曽有の被害をもたらした東日本大震災から10年

が過ぎております。教訓として防災・減災の取組を次世代につないでいくことが重要であります。しかし、この前新聞発表がありまして、県内41市町村アンケートで、災害発生時に現在の組織体制で十分対応できると答えたのはゼロでありました。この状況では県民の生命・安全を守るには心もとありません。行政は国と連携し安心できる体制を構築すべきと考えます。

以下のことについて伺います。

(1)、防災士の強化。

(2)、災害弱者の取組。

(3)、福祉避難所の確保。

(4)、学校防災。

(5)、防災組織の強化。

(6)、非常用電源設備。

４、国保の赤字問題について。

毎年、市町村においては国保の赤字補塡のため、依然として一般会計から法定外繰入れをせざるを得ず厳しい財政状況が続いております。赤字になる根本は去る大戦による後期高齢者が極端に少ないのが影響していると考えられております。現状を放置すると自治体の財政破綻も起きかねず心配であります。国に沖縄戦が起因していることを訴え、改善策を提起していただきたい。見解をお伺いします。

５、土地区画整理事業と道路行政について。

西原西地区区画整理事業は平成18年度に事業化しております。当初計画は10年程度で完成する予定でありました。しかし、本年度で15年を超えております。整理事業に同意した地権者から元の地域へ戻れるのはいつになるのかとの苦情の声が絶えません。喜んで同意された地権者の中には亡くなられた方もおり大変心苦しい限りであります。なぜ事業が前に進まないのか町に問いただすと、県道整備の進み具合が影響しているとのことでありました。県道那覇北中城線・浦添西原線の道路整備事業を区画整理の地域から先行して整備できないかお伺いします。

以上答弁よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　上里善清議員の御質問にお答えいたします。

１、政治姿勢についての御質問の中の (3)、日米地位協定の改定についてお答えいたします。

米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善や補足協定の見直しだけでは不十分であり、国内法の適用など日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。そのため、沖縄県では、機会あるごとに日米両政府に対し要請を行っており、去る５月の本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小についての要請においても、同協定の見直しを求めております。

沖縄県としては、引き続き全国知事会や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　１、知事の政治姿勢についての (1)、土地利用規制法に対する見解についてお答えいたします。

重要土地等調査法については、防衛関係施設や国境離島の機能を阻害する土地の利用を防止することが目的とされておりますが、国民の思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利、財産権などの人権が過度に制限されるおそれがあるなど、様々な問題が指摘されております。

県としては、今後の政令の制定状況について、注視していく必要があると考えております。

続きまして３、安心・安全についての (1)、防災士の強化についてお答えいたします。

防災士とは、ＮＰＯ法人日本防災士機構が認証している民間資格であり、自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、一定の知識・技能等を修得した人と定義されております。本県においては、令和３年５月末現在、1079名が防災士として認証されております。

県としては、防災士が増加することによって、地域防災力の向上につながると考えています。このため、地域で防災活動等を行う防災士制度の普及啓発を実施し、日本防災士会沖縄県支部と意見交換を行うなど、連携を図ってまいります。

同じく３の (2)、災害弱者に係る取組についてお答えいたします。

本県の地域防災計画においては、高齢者等の要配慮者に対し、地域社会との連携や緊急連絡先の整備など様々な面で配慮が必要である旨を規定しております。このうち、高齢者や障害者などに対する取組としては、市町村へアドバイザーを派遣し、避難行動要支援者名簿の作成や要支援者一人一人について避難先や経路等を記載した個別避難計画の策定を促進しております。また、外国人に対しては、令和３年３月に外国人住民のための防災パンフレットを作成し配布するな

ど、防災啓発に努めております。

今後も、県総合防災訓練を市町村と共同で開催するなど、要配慮者に関する諸課題を明確化し、改善策を共有することで、地域全体の防災力向上を図ってまいります。

同じく３の (5)、自主防災組織の強化についてお答えいたします。

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織である自主防災組織の充実を図ることは、災害対策基本法第５条の規定により、市町村の責務とされており、県といたしましても、地域防災力向上のため、自主防災組織の果たす役割は大きいと考えております。このため、市町村職員や自主防災組織リーダー向けの研修の実施や沖縄気象台と連携し、防災意識の普及啓発を図るための防災・気候講演会の実施などにより、自主防災組織育成の主体である市町村の取組を支援しております。

それから同じく３の (6)、市町村庁舎における非常用電源設備についてお答えいたします。

地方公共団体の業務継続の確保のため、災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、早急に非常用電源の整備を図ることを、国の通知に基づき、県から各市町村へ促しているところです。本県の市町村庁舎においては、令和３年６月現在、石垣市、粟国村を除く39市町村の庁舎で非常用電源設備が確保されております。また、残る２市村においても、令和４年度までに設置が完了する見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　１、政治姿勢について (2)、埋立変更承認申請書の審査状況についてお答えいたします。

県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、関係機関からの意見等も踏まえ、３次にわたり質問等を行い、提出された回答を確認してきたところであります。沖縄防衛局からの回答を踏まえ、県では、環境保全及び災害防止への配慮についてより詳細に確認するため、ジュゴンへの影響や地盤の力学的調査の必要性等、２項目９件の質問を去る16日付で行ったところであります。

県としては、沖縄防衛局からの回答を詳細に確認し、厳正に審査してまいります。

次に２、サンライズベルト構想について (4)、(5)、(7)、次期沖縄振興計画におけるサンライズベルト構想のうち土木建築部関連についてお答えいたします。２の (4)、２の (5) 及び２の (7) は関連しますので、一括してお答えいたします。

県では、新たな振興計画（素案）において、県土の広域的な方向性の中で、県土の均衡ある発展を支える東海岸サンライズベルト構想の展開を位置づけております。港湾については、令和３年４月に策定した中城湾港長期構想を踏まえ、東海岸地域の物流・産業・交流拠点の構築に向け、中城湾港の物流・人流機能を強化・拡充したサンライズポートの形成を図ることとしております。

次に、円滑な道路交通ネットワークについては、沖縄本島の南北軸を東西に連結するハシゴ道路や南部東道路の整備、中城湾沿岸の産業集積地域等を結ぶ新規幹線道路の整備に向けて取り組むこととしております。

次に、良好な土地利用の実現に向けては、良好な居住環境の形成、歴史・自然資源と産業・観光が調和する土地利用を図ることとしております。

次に５、土地区画整理事業と道路行政について (1)、県道那覇北中城線、浦添西原線の整備についてお答えいたします。

西原西地区土地区画整理事業地区内の県道については、西原町において土地区画整理事業として整備を行っており、町へ整備方針を確認したところ、県道那覇北中城線、浦添西原線の整備を優先して事業を進めているとのことであります。

県としても、円滑な事業進捗を図るため、必要予算の確保に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　１、政治姿勢について (4)、日台漁業取決めについてお答えします。

日台漁業取決めに関する操業ルールについては、日台漁業委員会が新型コロナ感染症の影響により中止となったため、2019年度の操業ルールを継続することで合意しております。一方、同水域では、台湾漁船の漁具流出が頻繁に確認されるなど、本県漁業者への影響は大きく、操業ルールの見直しに向けた協議が強く求められております。

県としましては、引き続き漁業団体と連携し、日本側のルールで操業できる水域の拡大等、日台漁業取決めの見直しについて、国に対し強く求めてまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　２、サンライズベルト構想についての中の (1)、マリンタウン地区のＭＩＣＥ施設整備についてお答えします。

県では、周辺地域も含め大きな経済効果が見込まれるＭＩＣＥを戦略的に振興することとしており、このため、新たな沖縄振興計画（素案）においては、大型ＭＩＣＥ施設の整備を含むマリンタウンＭＩＣＥエリアの形成を推進することとしております。また、同計画における東海岸サンライズベルト構想の展開では、マリンタウンＭＩＣＥエリアにおいて、大型ＭＩＣＥ施設の整備及びスマートシティの形成など、魅力あるまちづくりを推進し、東海岸地域一帯の賑わいを図ることとしております。

同じく２の (6)、東海岸地域の観光の展開についてお答えします。

東海岸地域における観光振興の展開に向けては、豊かな歴史・文化資源等を生かした同地域の魅力や強みを発揮することが重要であると考えております。そのため、中南部圏域においては、斎場御嶽、中城城跡など、地域固有の資源と魅力を生かした文化観光の推進や観光周遊の広域化を図るほか、沖縄アリーナを核とした、スポーツコンベンション拠点等の形成を図ってまいります。また、北部圏域においては、自然・文化・農業体験等を軸とした滞在型観光等を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２、サンライズベルト構想についての御質問の中の (2)、臨空・臨港型産業の拠点形成についてお答えいたします。

新たな振興計画（素案）では、本島東海岸地域において、中城湾港新港地区の国際物流拠点産業集積地域を中心に、臨空・臨港型産業の拠点形成を図ることとしております。また、中南部圏域においては、国道329号バイパス等の整備により、那覇空港や那覇港から東海岸地域へのアクセスが向上することから、市町村と連携し、新たな産業用地の確保に取り組み、アジアを見据えた高付加価値製品を製造する企業の誘致や、県内企業の高度化を図っていくこととしております。

同じく２の (3)、ＩＴイノベーション拠点の形成についてお答えいたします。

県では、関係市町村と連携し、うるま市にある沖縄ＩＴ津梁パークや、名護市、宜野座村のＩＴ集積施設を活用したイノベーション拠点の形成を図っていくこととしております。このため、情報通信産業振興特別地区制度や国家戦略特区等を活用して、先端的な技術を持つ企業を誘致するほか、スタートアップ企業によるＩＣＴを活用した実証事業を支援するなど、技術や人材の交流によりイノベーションが創出される環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　３、安心・安全についての御質問の中の (3)、福祉避難所の確保についてお答えいたします。

福祉避難所は、災害発生時に高齢者や障害者、乳幼児などの配慮を要する方が安心して避難生活を送れるよう、耐震性や避難スペースの確保など要件を満たした施設を、市町村において指定することとなっております。本県では、令和２年10月１日現在、25市町村において172施設が福祉避難所として確保されております。

県としましては、専門アドバイザーの派遣やセミナー等を実施するなど、福祉避難所の確保に向けて引き続き市町村を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　３、安心・安全についての御質問の中の (4)、学校防災についてお答えします。

災害へのハード面の対策として、構造上危険な状態にある義務教育諸学校の建物を改築する際に、安全な区域への移転や地盤のかさ上げ等が考えられます。学校設置者である市町村は、このような改築に要する経費の一部について、国の補助金制度を活用することができます。

県教育委員会としましては、市町村の施設整備計画を確認の上、文部科学省及び防災関係機関と連携を図りながら、学校防災に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　３、安心・安全についての (6)、本庁舎の非常用電源設備についてお答えします。

本庁舎地階に設置されている非常用発電機は、48時間稼働を想定し整備されておりますが、国は東日本大震災などの大規模災害を踏まえ、72時間稼働を推

奨する指針を平成28年に策定しております。稼働時間延長のための燃料タンク増設は困難であることから、大規模災害時は給電先の制限や災害時協定に基づく燃料調達により対応してまいります。

県としましては、抜本的な対策を講じるため、防災危機管理センター棟（仮称）の整備に着手したところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　４、国保の赤字問題についての御質問の中の (1)、市町村国保の赤字の改善策についてお答えいたします。

赤字の主な要因は、１人当たり医療費の増加及び前期高齢者の加入割合に重点を置いて算定される前期高齢者交付金の額の少なさにあると考えております。前期高齢者の割合が低いのは、子供の割合が高いことなどに加え、昭和20年から21年生まれの人口がその前後の年代と比べて少ないという、沖縄戦に起因する事情があったものと考えております。

県としましては、国への要請を続けるとともに、新たな沖縄振興のための制度提言の中で、子供の割合が高いことに着目した財政支援を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　御答弁ありがとうございました。

それでは、政治姿勢についての (1) の土地利用規制法なんですが、私が心配していることが現実的に起こっている感じもしております。東村、チョウ類研究者の宮城秋乃さんの自宅が家宅捜索されております。どういう容疑なのか、この辺をよく県警察本部長に聞かないと分からないんですが、どういう理由で家宅捜索したのかをちょっと教えていただけますか。

○議長（赤嶺　昇君）　県警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　お尋ねの報道は承知しておりますが、本件につきましては現在捜査中のため、答弁は差し控えさせていただきます。

なお、一般論として申し上げれば、警察といたしましては、法と証拠に基づきまして適切に対処する所存でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　新聞報道でしか内容は分からないんですが、彼女はチョウ類研究者として米軍の北部訓練場ですか、その辺をいろいろとチョウの研究をされていると聞いております。そこで火薬入りの弾薬を見つけて警察には通報したらしいんですが、県警は職務であるにも関わらず回収しなかったというコメントが載っているんですよ。これは事実なんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　御本人が何を言っているか承知しておりませんが、一般論として、そういう米軍関係の物があった場合には、取決めに従いまして関係当局に通報するということが原則でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　回収しにいらっしゃらないから、その物をゲート前に置いたということを言っているみたいですね。どうなるか、この法律はまだ詳細ははっきり分からないところがあるんですが、注視していきたい法律であります。

あと辺野古新基地なんですが、去年でしたか、防衛局の名護防衛事務所に行ってお話を聞いてきたんですが、特にＢ27地点の軟弱地盤について何人かの人がお尋ねしておりました。工事実績もないのに、この工事は続けられるんですかと。いや、少し固いですから大丈夫ですという返答があったんです。これは、全く説明になっていないんですよね。あとジュゴンも環境委員会が絶滅しているということを新聞で発表しているんですが、実はあちこちではみ跡があると。これも報告があるわけですよ、古宇利島の沖とか、あちこちにはみ跡があるらしいです。ジュゴンの鳴音も聞こえたという事実もあるわけですから、こんなのもちょっと僕は、いい加減じゃないかなと見ています。

この工法による海水汚濁。これも多分きちんとしたものではないというふうに思います。そういうことをいろいろと勘案すると、変更に値しないでたらめな変更届であると私は思います。ぜひ意を持って対応していただきたいと思います。これは要望です。

あと地位協定なんですが、同じような協定を結んでいる国、これいろいろあると思いますがちょっと挙げていただけますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時33分休憩

午後５時34分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　正確に何か国か申し上げるのは難しいんですけれども、例えば、ドイツ、イタリア、ベルギー、イギリス、オーストラリア、フィリピンなどで日米地位協定と類する協定が結ばれているというふうに理解をしております。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　それで日本の場合は、国内法が適用されておりませんよね。その国々は、国内法が適用されているのか。ちょっとこれよろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

ＮＡＴＯ・ヨーロッパ各国では、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしているという状況にございます。また受入れ国側の基地内の立入り権も確保され、米軍の航空機の事故の際にも受入れ国が主体的に関与しているという状況がございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　まさしくアメリカの体はダブルスタンダードとか、日本はどうしてそれを主張しないのか、僕は不思議でならないんです。だから僕らが主張しているのは当然の主張ですので、ぜひアメリカにも日本国にも、この辺を強く訴えてください。

あと日台漁業協定なんですが、これはあまりにも沖縄の漁民を不利に陥れているルールです。これは１年以内でもいいですから、このルールを変更していただきたいのですが、その意気込みを知事でいいですが、御見解をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時36分休憩

午後５時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　日台漁業協定は、私が衆議院に籍を置いていたときから、これは非常に問題ですよということを――地元の漁業者の方々が大変、全く納得しないままに取決めになっているということで、再三、国のほうにも取決めの変更についてを考えるべきであるということも申し上げてまいりました。やはり今においても、日台漁業協定は本県漁業者の望む内容とはなっていないということで、昨年10月に上京いたしまして、加藤官房長官ほか関係閣僚に対して直接取決めの見直しを求めるなど、国に対して根本的な問題の解決に向けて強く求めてきたところであります。

沖縄県としましては、引き続き漁業団体と連携し日本側のルールで操業できるよう、日台漁業協定の見直しについてしっかりと要請してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　沖縄の漁師のために、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

サンライズベルト構想ですが、マリンタウン地区のＭＩＣＥ施設の整備、これは地元の人は期待して、最近はこの話が出なくなってどうなっているんですかと、私、逆に聞かれるんですよ。予算がつかないということもあったんですが、ＰＦＩかＰＰＰで進めると県の方針も聞いたんですが、これもう少し踏み込んでこの計画はやるんだということをおっしゃってほしいのですが。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　マリンタウンＭＩＣＥエリアにおきましては、官民連携の手法により大型ＭＩＣＥ施設とＭＩＣＥに必要なホテルとの機能を一体的に整備するために、新たに基本計画の検討を進めております。

県では、多様な業種・業態の民間事業者と対話を重ねながら、ＭＩＣＥや不動産マーケットなどの詳細な調査・分析を行いまして、ウイズコロナ、アフターコロナに即した強靱なＭＩＣＥエリアの形成に向け、可能な限り早期の基本計画策定に取り組むこととしております。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　可能な限り早くお願いします。

飛ばします。

５番の土地区画整理事業と道路行政なんですが、主体はその行政だと、西原町だということをおっしゃっております。こういった事業は、大体10年そこらで目鼻がつくということで、地主もそれに応じて皆立ち退きしているわけですよね。だけどなかなか進まないというのは、買収の問題もあるだろうけれども、今、最後に残っているのがマックスバリュなんです。これさえ移転できれば、前に進むという話は聞いております。西原町も、この地区を早くやれば税収も増えるし、財政的にもちょっと豊かになるもので、この事業を早く進めてほしいという住民からの訴えもあるわけです。これを県が音頭をもっと取って、町を指導してほしいんですがこの辺はどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時40分休憩

午後５時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　この土地区画整理事業内にある那覇北中城線、浦添西原線については、このエリア内の道路につきましては町で実施をしていただくという、今、事業の立てつけになってございますので、県としては町のバックアップといいますか、連

携・協力しながら行っていきたいと思います。
以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。
○上里　善清君　これもできるだけ早くできるように、町を指導してください。お願いします。
最後に、４番の国保問題なんですが、うちの西原町もしかりで、累積赤字が９億5000万円ぐらいあるんです。この処理について、時間をかけてやってもいいという県からのお達しがあったみたいですけれども、広域――令和６年で全部まとめてやるわけですよね。その令和６年度までに、この赤字は解消しないといかぬのか。この辺はどうなんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後５時41分休憩
午後５時41分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　議員がおっしゃいます令和６年度というのは、保険料の統一の考え方でございまして、それは理念をまず共有するところから始めましょうということで、今、取り組んでいるところでございます。令和６年度までに赤字を解消しましょうということとは、直接は関係ない状況になっております。
○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。
○上里　善清君　毎年１億ぐらいの、今でも去年ですかね、赤字が出て一般財源から投入しているわけです。根本――さっき後期高齢者と言いましたけれども前期です、すみません、失礼しました。これは間違いですね。やっぱり沖縄戦が起因ですから、これは国に強く訴えれば多分聞いてくれると思うんですよ。この辺、知事どうでしょうか。国保の問題。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後５時43分休憩
午後５時43分再開
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　先ほども御答弁差し上げたんですけれども、子供の割合が高いということに加えまして、沖縄戦に起因して昭和20年から21年生まれの人口が、その前後の年代と比べて少ないというこれまでの状況がありまして、前期高齢者に関する部分が少なかったということが赤字の大きな要因にもなっているということでございます。
ですので県としましては、国への要請を引き続き行っていくとともに、新たな制度提言の中でも、子供の割合が高いことなどに着目した財政支援を求めていきたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。
○上里　善清君　コロナで地方財政もかなり今きゅうきゅうしておりますので、この辺も含めて国にはぜひ窮状を訴えて、改善していただくように要請いただきたいと思います。
終わります。ありがとうございました。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後５時44分休憩
午後５時45分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
玉城健一郎君。
〔玉城健一郎君登壇〕
○玉城　健一郎君　皆さん、こんばんは。
てぃーだ平和ネット、玉城健一郎です。
早速ですが、質問に移らせていただきます。
１、北谷浄水場について。
(1)、北部ダムなどの取水増量の可能性について、総合事務局との話合いはどのようになっているか伺います。
(2)、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが検出されるがゆえの予算は幾らかかっているのかお伺いします。
２、新型コロナ対策について。
(1)、変異株への検査はどのようになっているのか伺います。
(2)、これから変異株の置き換わりが出てくることが予想されますが、対策について伺います。
(3)、現在の確保している病床数を伺います。
(4)、広域接種センターについて、現在の運用状況を伺います。
(5)、広域接種センターをもう１か所増やすとのことですが、スケジュールを伺います。
(6)、エッセンシャルワーカーへのワクチン接種が始まるということだが、どのような人が対象なのか伺います。
(7)、緊急事態宣言が延長される中、学校への休校措置は20日までとなりました。その理由を伺います。
(8)、休校による学校への影響を伺います。
(9)、小中学校、県立学校でのタブレットなどの配備状況を伺います。
(10)、休校中にオンラインでの授業を行った件数を伺います。また、オンライン授業が今回できなかった要因も伺います。
(11)、罹患者や濃厚接触者の学びの保障をするために、学校授業のオフライン・オンライン両方で受けられる体制構築が必要だと考えるが、見解を伺います。

３、緊急事態宣言に伴う支援について。

(1)、緊急事態宣言下でお店でのお酒提供の自粛によって地域の酒屋が厳しい状況に追い込まれています。飲食店卸業者への支援を伺います。

(2)、学校が休校になることで予定されていた給食の材料が余ってしまいました。牛乳や材料に対する補償をしていくのか。給食の卸業者への支援を伺います。

４、米軍基地問題について。

(1)、普天間飛行場の夜間訓練について現状を伺います。

(2)、津堅島での米軍ヘリ不時着とうるま市でのＰＦＯＳ流出事故発生から沖縄県への連絡までどれくらい時間がかかったのか、また連絡が遅いことに対する県の見解を伺います。

(3)、津堅島での米軍ヘリ不時着は住民から県警への通報で分かりました。県警から沖縄防衛局への連絡はありましたが、沖縄県への連絡はありませんでした。連絡体制があるにもかかわらず、機能していなかったということですが、今後どのようにしていくのか対応を伺います。また、この連絡体制はどのような事件・事故が対象なのか併せて伺います。

５、環境問題について。

(1)、循環型社会の構築の中でＺＥＢやＺＥＨが注目されていますが、沖縄県の施設でＺＥＢの対象の施設はあるのか。また、今後造っていく計画はあるのか伺います。

(2)、沖縄県の施設におけるＬＥＤ化を伺います。また、二酸化炭素排出量及び電力使用量はこれまでと比べるとどうなるか伺います。

６、令和２年度沖縄子ども調査について。

(1)、調査結果についての見解を伺う。

(2)、今後の対策を伺います。

７、自治体デジタルトランスフォーメーションについて。

(1)、自治体デジタルトランスフォーメーションにおける沖縄県の役割を伺います。

(2)、県内市町村での進捗状況を伺います。

８、令和２年度中学校卒業時の進路状況調査の結果について。

(1)、調査結果についての見解を伺う。

(2)、今後の対策について伺います。

９番の、我が会派の代表質問との関連については、取下げさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　玉城健一郎議員の御質問にお答えいたします。

令和２年度沖縄子ども調査についての６の (1) と６の (2)、令和２年度未就学児調査についてお答えいたします。６の (1) と６の (2) は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

今回の調査では、困窮世帯の割合が前回調査より改善しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響等、生活の状況は依然厳しいことが明らかとなりました。特に、ひとり親家庭の困窮割合は増加しており、就労や生活、子育て全般に対する総合的な支援に、なお一層取り組む必要があると考えております。一方、家計が苦しいことを理由とする病院等の受診抑制は、大幅に減少しています。こども医療費の窓口無料化の効果が現れてきているものと考えております。

沖縄県としましては、引き続き待機児童の解消やこども医療費の窓口無料化の拡充等を推進し、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　企業局長。

〔企業局長　棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君）　１、北谷浄水場についての御質問の中の (1)、北部ダム水の融通に係る沖縄総合事務局との調整についてお答えします。

企業局では令和２年４月以降、沖縄総合事務局と協議を重ねており、その中で、国ダムに計画外の余剰水はなく、取水を増量した場合、貯水率の推移は現状よりも低下し渇水リスクが高まること、沖縄県は島嶼県であることに鑑み、異常渇水への対応が必要であることなどを相互に確認しています。現在は、渇水リスクに配慮しつつ、より柔軟にダム水を取水する方策について、関係法令を踏まえながら協議を行っているところです。引き続き、ダム水の増量の可能性等について協議を進めてまいります。

同じく１の (2)、ＰＦＯＳ等対策に係る予算についてお答えします。

企業局におけるＰＦＯＳ等対策に係る令和３年度の予算は、立入調査が実現した際の嘉手納基地内土壌等分析業務に要する委託料などに約2100万円、活性炭取替えに係る北谷浄水場の設備改良事業に要する工事請負費として、約３億9000万円を計上しております。なお、北谷浄水場の設備改良事業については、防衛省が基地周辺住民の安全・安心な飲料水の供給に寄与す

る観点から、民生安定施設整備事業として工事請負費の３分の２に当たる約２億6000万円を助成することとなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　２、新型コロナ対策についての御質問の中の (1)、(2)、変異株への対応についてお答えいたします。２の (1) と２の (2) は関連しますので、一括してお答えします。

県では行政検査及び保健診療検査の一部、さらに那覇空港や３か所の離島空港等で実施されているＰＣＲ検査で陽性となった検体について、デルタ株のスクリーニング検査を実施しております。６月24日の衛生環境研究所での検査において、２名のデルタ株が確認され、その後新たに３名がデルタ株の可能性が高いＬ452Ｒ変異であることが確認されました。保健所の積極的疫学調査では、今のところ感染の広がりは認められておりません。デルタ株が検出された場合、感染した方は原則入院とし、保健所の積極的疫学調査を強化してまいります。

同じく２の (3)、コロナ用病床の確保数についてお答えいたします。

県では、重点医療機関等25病院を指定し、６月24日時点で715床の病床を確保しており、その内訳は、重症58床、中等症275床、軽症382床となっております。県としては、引き続き関係機関と連携を図りながら病床の確保に努めてまいります。

同じく２の (4)、広域ワクチン接種センターについてお答えいたします。

県では、市町村における高齢者向けのワクチン接種を補完するため、市町村と連携し、広域ワクチン接種センター２か所で接種を開始したところです。６月29日現在、広域ワクチン接種センターにおける６月30日までの予約件数は、予約枠１万3520件に対し、１万3059件、予約率96.6％で、そのうち１万1315件が接種済みとなっております。

同じく２の (5)、広域接種センター増設のスケジュールについてお答えいたします。

県におけるワクチン接種に係る取組については、新たに沖縄県エッセンシャルワーカー等ワクチン接種加速化事業に係る予算を議決いただいたところであり、当該事業により約５万5000人のエッセンシャルワーカー等への接種を実施することとしております。当該センターについては、７月15日の設置を目指し、現在取り組んでいるところです。

同じく２の (6)、エッセンシャルワーカーへのワクチン接種の対象者についてお答えいたします。

新たに設置する予定の広域ワクチン接種センターでは、約５万5000人の接種を想定しており、対象となるエッセンシャルワーカー等については、今後策定する加速化計画において整理していくこととしております。

同じく２の (7)、学校への休校措置についてお答えいたします。

今回の感染拡大は、過去の流行と異なり未成年者の感染者が多く、家庭内及び学校内での感染を多数確認し、緊急事態措置後も感染拡大が続いたことから、６月２日に感染症専門家会議から意見を聴取し、翌６月３日の対策本部会議にて７日から20日までの県立学校の休校を要請することを決定いたしました。その後、県教育委員会から市町村教育委員会に対し情報を同日提供しております。その対応によって、小学生、中学生、高校生の感染者数が、休校措置後１週間で90名減少し135名となり、学校ＰＣＲ支援チームによる迅速な検査体制の構築ができたこともあり、６月17日に休校措置延長の要請をしないことを決定し、教育委員会が休校措置の解除を通知しました。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　２、新型コロナ対策についての御質問の中の (8)、休校による学校への影響についてお答えします。

休校期間中、各学校においては、事前に学習課題を配付したり、オンラインを活用するなど、学習支援を行ってまいりました。学校再開後は、休校中の学習内容の重点化を図るとともに、補習授業等を行い、学び残しがないよう取り組んでまいります。また、授業時数の確保のため、学校の実情に応じて、年間指導計画の見直し等を検討しているところであります。

同じく (9)、小中学校、県立学校でのタブレットの配備状況についてお答えします。

公立小中学校においては、ほとんどの学校でＧＩＧＡスクール構想の補助金等を活用し、１人１台端末の整備が完了しております。県立高校では、各学校に１または２クラス分のタブレット端末を整備しております。臨時休業時のオンライン学習については、各家庭でのパソコンやタブレット端末等を活用してもらうとともに、家庭でオンライン学習の環境を整えることができない生徒については、学校にある端末等を貸出し、対応しております。

同じく２の (10) 及び (11)、休校中のオンライン授業等についてお答えします。２の (10) と２の (11) は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

休校期間中におけるオンラインによる学習支援実施状況は、小学校207校中94校、中学校108校中53校、高等学校61校中55校、特別支援学校20校中16校となっております。オンラインによる学習支援ができなかった主な要因としましては、学校や家庭におけるネット環境の未整備や生徒のオンライン学習に対するモチベーションの低さ等が挙げられます。また、濃厚接触等により登校できない児童生徒への個別対応については、学習課題を配付するなどの支援を行っております。オンラインによる支援については、通信環境の整備に加えて教員の負担が増すなどの課題があり、引き続き支援体制の構築に努めてまいります。

次に８、令和２年度中学校卒業時の進路状況調査の結果についての御質問の中の (1) 及び (2)、進路状況調査に対する見解と今後の対策についてお答えします。８の (1) と８の (2) は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

本県の進路未決定者の割合は、年々改善傾向にあるものの、全国との比較において高い状況にあります。その背景として、目的意識を持った学習への取組の弱さ、学力の未定着、進路決定の遅さ、経済的な要因などが考えられ、学力向上及びキャリア教育の充実を図っているところです。

県教育委員会としましては、進路状況調査の結果を踏まえ、関係機関と連携しながら、その対応の在り方について協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　３、緊急事態宣言に伴う支援についての (1)、飲食店卸業者への支援についてお答えします。

沖縄県では観光関連事業者等応援プロジェクトにより、飲食店と取引のある卸売事業者も含めて幅広い事業者を対象に支援することとしております。本プロジェクトは、緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う外出自粛等による影響により、令和３年４月から６月までのいずれかの月の売上げが対前年同月比または対前々年同月比で50％以上減少している事業者を対象に個人事業者には10万円、法人事業者には、売上規模に応じて30万円を上限に支援することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　３、緊急事態宣言に伴う支援についての (2)、臨時休校による牛乳等の余剰対策についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症による小中学校等の休校措置に伴う野菜などの在庫分については、量販店等へ販売しており、市場価格への影響は出ておりませんが、学校給食用牛乳については、供給が停止され、余剰乳が発生しております。そのため、生乳生産者は学校給食用牛乳を価格の安い脱脂粉乳等の原料として販売しており、その差額分の損失が発生します。

県としましては、余剰乳量の把握に努めるとともに、どのような支援が可能か検討してまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　４、米軍基地問題についての (1)、普天間飛行場の夜間飛行についてお答えをいたします。

沖縄防衛局の調査によると、令和２年度の普天間飛行場の22時以降翌朝６時までの離発着回数は356回で、前年度と比べ87回の増加となっております。県としては、夜間の航空機の離発着が増加していることは、航空機騒音規制措置の趣旨がないがしろにされているものと考えており、沖縄防衛局や在沖海兵隊などに対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用を図ることを求めているところです。

同じく４の (2)、米軍ヘリ不時着事故等の県への連絡についてお答えをいたします。

津堅島での米軍ヘリ不時着事故については、沖縄防衛局から県への第一報は、不時着から約３時間後であり、所属や機種などの情報は、マスコミ等で既に報道されているにもかかわらず、不時着から約17時間経過した後でありました。また、うるま市の陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む水の漏出事故については、米軍が事故を覚知してから県に通報があったのは、丸１日以上経過した後でありました。事故通報の遅れは、危機管理の観点から問題であり、県は、再発防止策の徹底とともに、事故発生時の迅速かつ正確な情報提供等について、沖縄防衛局や在沖米軍等に対し要請したところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

〔警察本部長　日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君）　４、米軍基地問題について (3)、事故が起きた際の連絡体制についてお答えいたします。

県警察におきましては、今回の事案を踏まえ、県との間で今後、米軍関係の事件・事故が発生した際は、双方で連絡を密にしていくべく、具体的な連絡体制を確認いたしました。この連絡体制の対象となる事件・事故につきましては、米軍構成員等が絡む事件・事故のほか、米軍機による事故が対象となります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　５、環境問題についての (1)、県有施設のＺＥＢについてお答えします。

年間の１次エネルギー収支ゼロを目指すネット・ゼロ・エネルギー・ビルの県有施設への導入事例はまだありません。2050年の脱炭素社会の実現に向け、公共建築物が率先して省エネ性能を高めていく必要があることから、国が検討している建築物エネルギー消費性能基準の引上げを見据え、県有施設におけるＺＥＢの導入を推進してまいります。

同じく (2)、県有施設のＬＥＤ化及び二酸化炭素排出量等についてお答えします。

県は、自らが行う事務事業における環境配慮事項を定めた率先実行計画で、県有施設にＬＥＤ照明を優先的に選択するよう位置づけ、導入促進を図っているところであります。ＬＥＤ照明への転換のほか、高効率空調機への更新、省エネの推進等により、平成22年度から令和元年度までの10年間で、県有施設における電気使用量は21％、二酸化炭素排出量は33％減少しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　７、自治体デジタルトランスフォーメーションについての (1)、県の役割についてお答えいたします。

国の自治体ＤＸ推進計画においては、住民に身近な行政を担う市町村の役割が重要であるとされ、重点取組事項として自治体の情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化等が示されております。また、同計画では、都道府県は市町村に対し、自治体ＤＸに関する情報伝達や必要な助言、人材確保に対するニーズの把握・調整を行うよう求められております。

県としましては、市町村との密な連絡体制を構築し、計画が着実に進展するよう市町村の取組を支援してまいります。

同じく７の (2)、県内市町村の進捗状況についてお答えいたします。

国は、自治体ＤＸ推進計画において、令和４年度末までに主要31手続をマイナポータルから手続可能とすること、令和７年度末までに基幹系17業務システムを標準準拠システムに移行することとしております。現在、国は、システム等標準仕様や自治体ＤＸ推進手順書（仮称）の策定など、準備作業を行っているところです。県内の一部自治体において、既にマイナポータルから申請が可能な手続もありますが、今後、手順書に従った取組が進むものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城健一郎君。

○玉城　健一郎君　御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を何点かさせていただきます。

デジタルトランスフォーメーションについて、再質問させていただきます。

沖縄県の担当課は、このデジタル社会推進課が担当ということなんですけれども、このデジタル社会推進課、こちらの事業、内容というのはどういったものなのか、お伺いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　デジタル社会推進課では、デジタル社会の実現に向けた施策について、各分野を横断的に推進するための総合調整や支援の役割を担っております。

業務としましては、デジタル化の全体指針となる沖縄ＩＣＴ総合戦略の後継計画の策定、それから番号制度、法的個人認証制度などの業務等も行っております。県、それから市町村の自治体、ＤＸの推進等に取り組んでいくこととしております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城健一郎君。

○玉城　健一郎君　ありがとうございます。

地方自治体の業務のシステムは、標準化というスケジュールということで、令和７年の2025年までに統一化するということで、今、国の方針、そして自治体でおのおのやっているんですけれども、沖縄県としてデジタルトランスフォーメーションについての今後のスケジュールはどのようになっているか、御答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　国が今年の夏頃に――システム自治体ＤＸ推進手順書、これを今年の夏頃に示すとされているところです。

県においては、今後この市町村の管理職向けのセミナー、それから国の動きに応じた担当者向けの説明会の開催、それから市町村のデジタル人材に対するニーズ調査等、これを行っていくということとしております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城健一郎君。

○玉城　健一郎君　このデジタルトランスフォーメーションの今後のものの中で、結構専門的な知識が必要なもので、ほかの都道府県であったりとか市町村において、この専門の人材を雇用する、登用するということが進んでいるんですけれども、沖縄県としてこういった専門家――県職員だけでは恐らく難しいと思うので、そういった専門家を県の中に入れる予定はあるんでしょうか。

御答弁お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　県のデジタル化に係る推進に当たっては、知事を筆頭にした体制づくりを今、考えているところで、あわせて、専門的な知見を有する有識者会議、これの活用も考えているところです。加えまして、専門的な知識等を有する外部の人材、これの任用についても今、調整を進めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城健一郎君。

○玉城　健一郎君　沖縄県は離島県ということで、この離島の市町村も多く抱えているんですね。それで先進地というか、私が調べている中で、このデジタルトランスフォーメーションの計画だったりとかをしっかり進めている都道府県、愛媛県とか長野県、滋賀県というのが、県外の市町村と協議して、特にスケールメリットを生かした情報システムの共同研究、共同調達に取り組んでコストを削減。そして、人材不足を補うために、ＩＴ人材の人自体を共有して、官民共同の仕組みを取り入れて、この実際の課題の共有とこの企業の技術のマッチング、民間の知見を県と市町村に生かしていく方策を計画しているんですけれども、沖縄県としてこのような取組はできないか、御答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　国の自治体ＤＸ推進計画においても、ＩＴ人材の共有については、業務の内容や量によっては他団体との兼務による任用も検討することが望ましいとされております。

県としましては、これら市町村の外部人材ニーズの把握、それから外部人材の掘り起こし等、県としての役割を果たすことで、市町村のデジタル人材の確保・育成を推進してまいります。共有にあっても、検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城健一郎君。

○玉城　健一郎君　この進めていく中で、どうしても県だけではできないですし、市町村の協力、そしてまた民間企業、ＩＴの民間企業というのも沖縄県内だったら限られていますけれども、今のうちにしっかり情報共有しながらどのように進めていくことがいいのかというのを、しっかりと進めていただきたいと思います。

次の質疑に移ります。

ワクチン接種について､再質問させていただきます。

山里議員の代表質問の中で、沖縄県は職域接種というのを進めていくということで説明しておりました。その中で６月23日時点で、38件の申請があって、17件が国の承認を得たとの答弁がありましたが、ワクチンが足りないということで、25日から新規受付を中止した現状があります。この中止によっての本県への影響はいかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　現在、国が職域接種の新規受付を中止した以降の情報は把握しておりません。ただ、県としましては、国の職域接種の受付が再開された場合には、これまでと同様に業界団体と連携しまして、ワクチン接種を推進してまいります。なお、６月29日時点で県への申請があった件数は64件でございまして、そのうち国が承認した件数が現在のところ16件ということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城健一郎君。

○玉城　健一郎君　すみません。一応、確認です。

６月29日時点で、申請が64件ということで、23日時点よりも増えている。これは理解するんですけれども、この――すみません、議事録の中で17件が国の承認を得たというふうにおっしゃっていたんですが、１件は取り下げられたんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　この受付については、６月25日で一旦中止するということで、国から報道がありました。今現在で調べますと、その25日までに県への申請は64件あったところです。前回答弁しましたときには、国からの承認は17件だったんですけれども、29日時点で確認したところ16件ということで、１件件数が減っている状況ですが、詳しい内容は県では今、把握していない状況です。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城健一郎君。

○玉城　健一郎君　もし分かったらぜひ教えていただ

きたいです。よろしくお願いします。

今回、職域のワクチンというのがモデルナ製のワクチンで、県が行っている広域接種センターでも、同じワクチンを使っています。今回この国においては、モデルナ製を市町村接種のものと分ける意味で、広域センターだったりとか、職域でこのワクチンの接種を行ったんですけれども、沖縄県の広域での接種計画においても、ワクチンの不足によって影響が出てくるのではないかという懸念があるんですが、国からこれについて、何かしらの説明はありましたか。また、この計画が変わるということもあるでしょうか。御答弁お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　職域接種申請の一時休止を受けまして、県は広域ワクチン接種センターへの影響について、国に事務的に照会をさせていただきました。沖縄コンベンションセンターと県立武道館アリーナ等での接種については影響がない旨、確認をしております。今後増設する広域ワクチン接種センターについては、ワクチン確保の方向で調整を進めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城健一郎君。

○玉城　健一郎君　分かりました。

ぜひ、３か所目の広域センター、こちらはエッセンシャルワーカーの接種ということで、とても大切なことですので、ぜひこれからもしっかりしながら獲得できるように頑張っていただきたいと思います。

こちらからは少し１点、要望なんですけれども、今エッセンシャルワーカーだったり、県職員で県警にも接種が始まっていますかね。ということで、接種は進めていると思うんですけれども、接種自体やはり任意ですので、それが強制にならないように、しっかり職場でもやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次、７月11日以降、今のところ緊急事態宣言が７月11日で終わるということで、これ自体がどうなるのかちょっと分からないんですが、この宣言自体が緩和されてしまうと、デルタ株、今まだ沖縄県で見つかっている例は５件なんですけれども、デルタ株自体が広がる、感染が広がるおそれがあると思うんです。今回の緊急事態宣言自体がこの変異株、イギリス型のアルファの変異株に置き換わって広がったのであれば、今回またタイミングが重なってしまうと、このデルタ型への置き換わりによってまた感染が広がって、この緊急事態宣言になってしまうおそれが出てくると思うんです。今回デルタ株が検出されたことによって、緊急事態宣言の延長の判断に影響があるのかどうか、御答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　デルタ株については、これまでに５件発見されております。今のところ広がりは確認されておりませんが、ただ県としては、警戒感を持ってデルタ株の検査体制を強化しているところでございます。ただ、デルタ株については、感染力も強いというふうに言われておりますので、まずは新規感染を抑えることがこのデルタ株の感染拡大を抑制することにもつながると考えておりますので、11日までの緊急事態宣言の下での重点措置については、しっかりと徹底した取組が必要であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城健一郎君。

○玉城　健一郎君　分かりました。よろしくお願いいたします。

次、米軍基地の騒音問題について質疑なんですけれども、私、宜野湾に住んでいるんですが、昨日も夜間11時過ぎ、12時ぐらいまでヘリの音だったり、固定翼機、今日も朝４時ぐらいからエンジンの音が聞こえるという状況で、先ほどのこの騒音規制措置というものが、本当にないがしろにされている状況があるんです。この騒音規制措置においては、特に22時から６時の飛行及び地上での活動は制限されるということ。また、６月23日の慰霊の日というのは、この慰霊の日等は配慮して飛ばない――地域社会について特別に意義のある日については訓練は最小限にするよう配慮するというふうにあるんですけれども、この琉球新報の報道によりますと、６月23日の深夜、翌24日の早朝で米軍嘉手納飛行場でエンジンの調整音や戦闘機の離着陸が相次いで発生したということで、本当にないがしろにされている。米軍からしてみれば、ないがしろにしているという感覚はないと思います。その理由というのがやはり最小限に行わないだったりとか、努力義務規定だったりとか、しっかりとした禁止という規定にはなっていないんですよ。これ、この地位協定だったり基地の問題を考える上でも、地位協定だったらまだまだ少しあれかも知れないですけど、これあくまで日米での合意事項ですので、これを改定に向けていく。せめてここに書かれているものがしっかりと実行されるような改定というのを県から求めていく必要があるのではないかと私は考えるのですが、見解をお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

議員からございますとおり、航空機騒音規制措置がございますけれども、実態としては今、議員から御指摘があったような形で、守られていないという状況があるというふうに考えております。航空機騒音規制措置については、平成８年の日米合意で締結をされておりまして、22時から翌朝６時までの間の飛行や、学校や病院を含む人口稠密地域上空を避けるということが規定をされておりますけれども、その多くができる限りという形で、米軍の任務に必要とされる場合は必ずしも規制措置に拘束をされないという状況になっております。

そういった観点から申し上げますと、議員から御指摘ありましたけれども、この規制措置の厳格な運用というものについては、しっかりと求めていく必要があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城健一郎君。

○玉城　健一郎君　この合意自体が日米合同委員会での合意ということで、本当に沖縄県が入っていない、蚊帳の外にいる中で、日米の中で話を決められている。被害を受けている県民の意見というのが全く考慮されない上でつくられているもので、この日米合同委員会に関しても県が、県からの声が届く仕組みをつくるようにぜひお願いいたします。

時間が少し余りましたけれども、もう遅いので、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　20分間休憩いたします。

午後６時30分休憩

午後６時51分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城武光君。

○玉城　武光君　今日の質問の最後になりました、日本共産党の玉城武光です。

よろしくお願いします。

コロナ禍による沖縄県の経済対策についてお伺いいたします。

コロナウイルス感染症がいまだ終息しない中、雇用情勢は悪化の状況にあります。地方創生の基盤である雇用対策には、特に注力する必要があると考えます。政府は雇用調整助成金等の特例措置や事業の継続のための持続化給付金、家賃給付金など事業者への支援の継続や拡充を行うことはもちろんのこと、リーマンショック時を上回るような基金を活用した緊急雇用創出事業の創設など、離職を余儀なくされた労働者を支援するための雇用対策についても予備費の活用や補正予算を編成するなどして、早急に公正な実施を行うべきだと考えます。

そこで伺います。

県が実施している雇用継続助成金の意義と実績を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

沖縄県雇用継続助成金は、事業主の負担を軽減し雇用の維持を図ることを目的に、雇用調整助成金を受給した事業主を対象に休業手当の一定割合を上乗せ助成するものであり、現在、本県を含めまして４県のみで実施されております。同助成金の支給実績ですが、６月25日時点で2116件、約17億5264万円、助成対象となる休業者数が累計で10万8598人となっております。感染症の影響が長期化する中、雇用調整助成金や同助成金の活用等により、完全失業率は３％台で抑えられており、雇用の維持に寄与しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　今、部長から答弁がありましたように、いろいろ雇用対策に寄与しているという話がありましたけれども、それに加えて県独自の経済対策が実施されていると思うのですが、その概要と今後の課題について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時54分休憩

午後６時55分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　失礼いたしました。お答えいたします。

雇用に関する県の上乗せ助成ということで、先ほども答弁させていただきましたけれども、国の雇用調整助成金の交付を受けた県内の事業者、事業主を対象に休業手当の一定割合を上乗せする、助成するということで、事業主の負担軽減を図り、雇用の維持につなげることを目的としております。例えば国の雇用調整助成金を受けて、例えば大企業で解雇をしない場合は、緊急事態宣言が措置されている地域については国が10分の10でありますけれども、解雇がある場合は、国は５分の４、残りの５分の１を企業と県で折半するということになりまして、国の５分の４に対して県が上乗せをすることによって、事業主の負担の軽減を図っているという事業でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　次、経済対策の中の資金繰り支援の意義と実績を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者に対する資金繰り支援につきましては、事業の継続や雇用の維持に必要不可欠であるというふうに考えております。昨年度における同感染症関連融資の実績ですが、１万2840件、約1981億円となる一方、倒産件数が過去最少の40件と発表されておりまして、国や県の資金繰り支援は一定の効果があったものと考えております。

県としては、同感染症の影響を受けた事業者に対する新たな融資制度の活用も含めまして、引き続き円滑な資金繰り支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　この支援も、ほかの県と違って県独自の施策があると思うんですが、それも報告をお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

資金繰り支援に関する県独自の取組ということで、昨年度さらなる資金需要の増加に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応資金における民間金融機関の協調倍率、これを３倍から５倍に見直しまして、融資枠の増額を行った結果、融資枠が約854億円増加いたしました。また今年度の取組としまして、事業者が経営改善に取り組むための資金としまして、新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金を創設しまして、保証料をゼロとするほか、投資金では九州で唯一利子補給事業を実施することとしておりまして、最大で３年間実質無利子となります。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　県独自の支援策もあって、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次は、経済損失経営支援、うちなーんちゅ応援プロジェクトの事業実績及び進捗状況を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

昨年度までに実施した時短要請等に係る協力金等の支給実績ですが、総数が４万9873件、総額で293億4772万円となっております。また、今年度４月１日から５月22日までの第６期分になりますが、６月１日に受付を開始しまして、６月29日時点で申請が9909件、支給済みが5243件で支給率52.9％、支給額は97億997万8000円となっており、現時点におきましては、申請から最短で約２週間での支給となっております。なお、５月23日から７月11日までの緊急事態措置に伴う第７期分についてですが、７月19日から受付開始予定であります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　経済損失支援金ですが、第１弾から第５弾までやっているんですよね。第５弾が83.9％という報告を私、資料いただいたのですが。第６弾は４月１日から５月31日となっているのですが、その支給件数はどうなっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時１分休憩

午後７時１分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

第５弾についての御質問ですが、これは支給件数が１万1963件、支給総額が99億5156万円ということになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　いろんなところから、早く支給していただきたいという声も寄せられている。全国的には時短要請に対して遅いという声もあるのですが、沖縄県はほかの県と違って、期日が要請が終わった翌日から申請を受け付けていますよね。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　次は、経済損失経営支援、集客施設等協力金支援の事業実績と進捗状況を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

県の営業時間短縮要請や休業要請に応じた大規模施設運営事業者やテナント事業者等に対する協力金を支給するため、本年５月14日から、集客施設等協力金支援事業を開始いたしました。５月下旬にホームページを開設しまして、対象施設等の事業概要をお知らせしているところでございます。現在、協力金の申請受付に向け準備中であり、こちらは緊急事態措置明けの７月12日から申請を受付することとしております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　頑張っていただきたいと思います。

次は、２番目、コロナ禍における農林水産業の支援策について伺います。

コロナ禍による需要減で農林水産業の生産高と生産額は減少傾向となっております。農林水産業の所得補塡と一体の消費者支援も検討すべきだと考えますが、どのような支援策を行うのか、県の支援策をお伺いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　お答えします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う農林漁業者への経営継続支援については、農林漁業セーフティーネット資金の特例措置のほか、価格安定制度や経営継続補助金等の各種支援が講じられているところであります。さらに、消費喚起対策に関連した取組としては、学校給食への食材提供や量販店等と連携した販売促進を実施しているところであります。

県としましては、引き続きこれらの支援策を総合的に講じることによって、農林漁業者の経営安定を図ってまいります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　今、コロナ禍の中で、生産の持続性と気候変動によって農林水産業の支援策を考えるべきじゃないかという声が出ておるんですが、私１つ紹介したいんですが、所得保障と一体の消費者支援策をやっているところがあり、これアメリカ合衆国です。アメリカ合衆国は食料支援と同時に生産者への直接支払い、買上げをしてそういうことをやっています。そういうこともぜひ今後検討をしていただきたいと思うのですがどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　農林水産部におきましては、農林水産省の行う各種補助金等を活用しまして、農林漁業者へ経営支援等を行っております。御提案のありました消費者等への連携した取組につきましては、国とも連携しながら関係者と検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　非常にいい施策だと思いますから、ぜひ検討してください。

次に自然災害に強く、安全で住みよい県土づくりについて伺います。

地震防災緊急事業五箇年計画で想定される浸水想定区域や土砂災害警戒区域の防災・減災対策について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　まず知事公室が所管するところの地震防災緊急事業五箇年計画についてお答えをしたいと思います。

地震防災緊急事業五箇年計画は、地域防災計画に定めている取組に関連し、地震防災上緊急に整備すべき避難地や緊急輸送道路、共同溝等の施設について計画に上げ、緊急的に整備を進めることで、地震防災対策の強化を図るものであります。沖縄県においては、令和３年度から令和７年度までの５年間で整備すべき施設等を定める第６次地震防災緊急事業五箇年計画を関係部局と協力し策定しているところであり、より一層の県土の安全性の向上を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　土木建築部が所管する部分に関してお答えいたします。

津波、高潮、土砂災害に対する防災・減災対策に向け、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の指定に取り組んでおります。市町村においては、これらの区域指定を踏まえたハザードマップの作成や事業者等による避難確保計画策定の促進を図るなど、地域住民の安全・安心を確保するためのソフト対策に取り組んでおります。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　平成25年に実施された地震災害想定においては、海域を震源とする12地震、内陸の活断層等を震源とする地震が８、計20の想定地震を対象としております。そういう状況ですから、ぜひ万全な防災・減災対策を実施していただきたいと思います。

次、豪雨や台風で被災のおそれがある浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地して、自治体が防災上の配慮が必要と判断している公立学校の状況について伺います。その状況について、県内の公立学校683校のうち、32校が浸水想定区域・土砂災害区域に立地し、要配慮利用施設として位置づけられたとの報道がありましたけれども、この浸水災害・土砂災害区域に立地している公立学校の実態と対策を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

文部科学省が先日調査をいたしました令和２年10月１日現在、要配慮者利用施設として位置づけられている施設の中で、浸水想定区域に立地している学校は全683校中32校、土砂災害警戒区域に立地している学校も同じく683校中32校となっております。

県教育委員会としましては、今回の調査結果を踏ま

え、各学校における避難確保計画や避難訓練の実施等、安全教育の再確認を行うよう通知するとともに、引き続き市町村と連携して安全対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　その学校の立地しているところ、要するにこの大規模な水害や土砂崩れ、津波により浸水などが想定される中にある学校の、要配慮施設の対策が求められていると思うのですが､それは十分ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

今回の調査の結果におけまして、避難確保計画の作成状況また避難訓練の実施状況も併せて調査をしているところでございますけれども、そのうち避難確保計画については、32校中20校が計画を策定しているということで、残り12校がまだ作成されていないと。また訓練につきましても、20校が実施をしていて、残り12校がやっていないというところがございますので、そういったところにつきましては、県教育委員会としても、市町村のほうにしっかり訓練、また計画の策定を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　32校中、20校が作成と避難訓練をしているという状況の報告なんですが、ぜひ全校、32校全て、そういう計画の策定と避難訓練をぜひ頑張っていただきたいと思います。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　今回６月に国がまとめた結果が出ましたので、それはしっかり市町村に伝えながら避難確保計画の作成、または避難確保計画に基づく避難訓練を実施するように各市町村教育委員会、市町村のほうに促していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　次に移ります。

高齢者福祉についてです。

75歳以上の後期高齢者医療制度の窓口負担は2008年に制度が開始され、１割負担が原則でありました。収入が限られ、病気やけがの頻度が多い高齢者には、その１割負担も決して軽くありません。今でも経済的理由で受診をためらう高齢者は少なくありません。菅自公政権が進める高齢者医療費２倍化法は高齢者にさらなる負担増を押しつけるものであり、その制度の実施を見送り、撤回すべきだと考えます。高齢者医療費２倍化法が実施された場合の高齢者の負担増について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今回の見直しにつきましては、後期高齢者医療制度における現役世代の負担軽減を図ることを目的ということとされているところでございます。

また国の資料によりますと、対象となる本県の被保険者数は約２万2000人、全体に占める割合は15.2％で、法の施行後３年間は配慮措置がありまして、年間２万6000円の負担増と試算されているところでございます。

県としましては、必要な医療への受診抑制につながることがないよう、全国知事会を通し引き続き要請していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　まだ実施は２年後なんですよね。その実施は見送って、私は撤回すべきだと考えます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時15分休憩

午後７時15分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○玉城　武光君　65歳以上の高齢者の半数が加齢性難聴だと言われております。補聴器の平均価格は27万円と高額なんです。高齢者への補聴器補助制度の創設を求めますが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　一般的に、加齢により難聴が進んでまいりますと、日常生活を送る上での不便や、コミュニケーションを取ることが難しくなるなどの影響が出てくるものと承知しております。国においても、補聴器の使用による認知機能の低下予防の効果の検証等に取り組んでいるというふうに聞いておりまして、県といたしましては、その研究成果等を踏まえた国の取組などを注視してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　この補聴器補助制度なんですが、全国でどこの都道府県と、県内での市町村が実施しているか状況を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　都道府県レベルで申し上げますと、補聴器補助制度の実施をしているところが東京都と群馬県の２団体というふうに承知しております。また県外の市区町村においても、幾つかの区市町村で実施しているというところでござ

います。県内におきましては、那覇市が本年度から補助制度を創設する予定であるというふうに聞いておりまして、現在補助金交付要綱等を策定しているところのようでございます。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　議長、休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時18分休憩

午後７時19分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○玉城　武光君　米軍の訓練水域・空域の実態と返還について伺います。

県は去る５月に日米両政府に米軍に提供する訓練水域・空域の返還を要請しておりますが、その要請に対する政府はどういう対応でしたか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えをいたします。

沖縄周辺には、日本全体の訓練水域の約71％に相当する約５万5000平方キロメートルの広大な米軍訓練水域が設定され、漁場が制限されるとともに、安全操業が脅かされております。また、米軍訓練空域については、北海道の面積の約1.1倍に相当する約９万5000平方キロメートルに及ぶ、広大なものとなっております。嘉手納飛行場及び普天間飛行場から発生する航空機騒音は、広大な訓練水域・空域で日常的に行われる訓練が要因の一つと考えております。そのため、県は、去る５月に日米両政府に対して、訓練水域・空域の大幅な削減を要請いたしました。その際、岸防衛大臣からは、米軍が使用する水域・空域の在り方については、米軍の必要性等も勘案しつつ、日米間で協議されるものであり、引き続き個々の施設・区域の実情を踏まえた適切な対応を行う旨の回答がありました。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　沖縄県の要請に対して岸防衛大臣は、非常に冷たい対応ですね。米軍の必要性を勘案しつつ日米間で協議されると、そういうことしか言えない。どこに顔が向いているのか。米軍に顔を向けたそういう解答だと思っております。これは容認はできません。

次の質問に移ります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における離発着回数の合計は、令和２年度約６万7000回、そのうち約１万4000回、約20％は外来機による使用となっているそうです。例えば普天間飛行場から岩国飛行場へ移転されたＫＣ130空中給油機は、岩国周辺に十分な訓練場所がないため、結局沖縄に戻って訓練を行っていると言われております。外来機の多くは沖縄県近海に存在する広大な訓練水域・空域における訓練が目的であると考えられます。日本全体の訓練水域の約71％を占めている米軍訓練水域・空域での訓練の実態や使用実態はどうなっておりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えをいたします。

在沖米軍の訓練・演習の実施に当たっては、沖縄防衛局を通じて文書で事前に通報が行われておりますが、個別具体的な訓練・演習の内容や実施時間などの詳細は記載されておらず、訓練の実態は不明であります。このため、県は、渉外知事会及び軍転協と連携し、演習・訓練の実施に当たっては、その具体的内容を事前に公表するよう要請しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　今、知事公室長からの答弁は、具体的な演習訓練や内容や実施時間などの記載はされておらないとそういうことで、実態は不明という答弁がありましたけれども、私、調べました。皆さんに資料としてお配りしました。これが防衛局から沖縄県漁業協同組合連合会に通知されている演習の実態なんです。演習の実態。（資料を掲示）　これ各ごとに私まとめました。そしたら例えば、ホテル・ホテル区域という水域があるんです。水域は年間約335回の日数を演習を通知してあります。そういう実態です。それからその通知の中には、どういう訓練を行うかという通知もあるんです。これもたくさんあるんですよ。こういう中で、ホテル・ホテルでは、例えば６月１日から６月30日まで演習内容は空対空、空対水、水対水、水対空という、こういう演習が行われている。久米島の鳥島、入砂島というところでは、実弾の射撃訓練が行われているんじゃないですか。そういう実態なんですよね。だから、そういうことは通知はされていないんじゃなくて、通知はされてこういう実態なんですよ。これは、ぜひ米軍に対してそういう沖縄の負担軽減、それから水産資源を守る立場からすればその水域の返還、県は削減を求めているんですが、これも返還しなければいけないんじゃないですか。これだけの実態なのに。知事どう思いますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員おっしゃるように今ま

ではどちらかというと、削減を希望するという形だったんですが、やはりこのような広大な空域・水域が直接・間接的に県民及び国民に広く害を及ぼしているということから、その空域・水域については、返還を求めていくことが筋であろうと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　これは沖縄のいろんなヘリコプターの墜落、それからオスプレイの墜落、これはそういうところに演習して、訓練をして帰りに事故を――事件を起こしているのですよ、これは。最近の津堅島、その周辺も津堅島訓練空域というのがあるんです。そういうところに来て、回数としても非常に多い。そういうところをぜひ考えていただきたい。だから訓練の回数が多くて、整備が間に合わない。そういうことが一つの原因になっている。私たち防衛局に行ったときに、演習、訓練の内容はどうなのかと聞いても全然答えません。本来そういうことは通知はしてるんですから、防衛局へ。訓練の内容は分かるんですよ。分かるのに答えない。そういうことがありますので、知事の返還を求めるというのが筋だということをぜひみんなで力を合わせて、返還に向けて、頑張っていきたいと思います。

ちょっと休憩します。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時28分休憩

午後７時28分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○玉城　武光君　米軍訓練水域によって大きな影響、制約を受けている漁業者への損失補償金と漁業見舞金について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　米軍訓練水域に伴う漁業者への損失補償については、関係法令等に基づきまして、防衛省が漁業者等に対し、訓練水域内の操業制限に伴う補償金を支払っております。令和元年度については、漁業補償金が約５億5500万円、漁業見舞金が約５億8000万円、合計で約11億3500万円となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　この訓練区域に関して、制限が緩和されたところはあるんですが、漁業者からは問題指摘が出ていると思うんですが、それは漁業者のところからの問題指摘についてお答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　ホテル・ホテル訓練区域につきましては、一部解除の対象区域が狭いことに加えまして、県の主要漁業であるソデイカの旗流し漁業及びパヤオ漁業の操業が認められていないことから、県としましては、操業制限解除の対象区域及び対象漁業の拡大を求めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　制限緩和されていろいろ制約があって、なかなか漁業を行うことができないという問題の指摘がありますので、漁業者の声をぜひ反映して、アメリカに求めていただけないかと要望して終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時30分休憩

午後７時32分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程は、これで全部終了いたしました。

次会は、明７月１日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時32分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　國　仲　昌　二

会議録署名議員　金　城　　勉

令和３年７月１日

令和３年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第８号）

令和３年
第 ４ 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）**

令和３年７月１日（木曜日）午前 10 時５分開議

議　事　日　程　第８号

令和３年７月１日（木曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで（質疑）

第３　陳情第108号、第110号及び第126号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで

乙第１号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例

乙第８号議案　財産の取得について

乙第９号議案　訴えの提起について

乙第10号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第11号議案　沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第12号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について

日程第３　陳情第108号、第110号及び第126号の付託の件

出　席　議　員（48名）

議　長	赤　嶺　　昇　君	12　番	平　良　昭　一　君
副議長	仲　田　弘　毅　君	13　番	次呂久　成　崇　君
1　番	新　垣　光　栄　君	14　番	國　仲　昌　二　君
2　番	翁　長　雄　治　君	15　番	瀬　長　美佐雄　君
3　番	喜友名　智　子　さん	16　番	山　里　将　雄　君
4　番	島　袋　恵　祐　君	17　番	上　里　善　清　君
5　番	玉　城　健一郎　君	18　番	當　間　盛　夫　君
6　番	大　城　憲　幸　君	19　番	金　城　　勉　君
7　番	上　原　　章　君	20　番	新　垣　　新　君
8　番	小　渡　良太郎　君	21　番	下　地　康　教　君
9　番	新　垣　淑　豊　君	22　番	石　原　朝　子　さん
10　番	島　尻　忠　明　君	23　番	仲　村　家　治　君
11　番	仲　里　全　孝　君	24　番	仲宗根　　悟　君

25番	仲村未央さん	36番	又吉清義君
26番	玉城武光君	38番	崎山嗣幸君
27番	比嘉瑞己君	39番	玉城ノブ子さん
28番	当山勝利君	40番	西銘純恵さん
29番	照屋大河君	41番	渡久地修君
30番	山内末子さん	42番	瑞慶覧功君
31番	西銘啓史郎君	43番	比嘉京子さん
32番	座波一君	44番	末松文信君
33番	大浜一郎君	45番	島袋大君
34番	呉屋宏君	46番	中川京貴君
35番	花城大輔君	47番	照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	謝花喜一郎君	企業局長	棚原憲実君
副知事	照屋義実君	病院事業局長	我那覇仁君
政策調整監	島袋芳敬君	会計管理者	大城博君
知事公室長	金城賢君	知事公室秘書防災統括監	平敷達也君
総務部長	池田竹州君		
企画部長	宮城力君	総務部財政統括監	平田正志君
環境部長	松田了君	教育長	金城弘昌君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	警察本部長	日下真一君
保健医療部長	大城玲子さん	労働委員会事務局長	山城貴子さん
農林水産部長	崎原盛光君	人事委員会事務局長	大城直人君
商工労働部長	嘉数登君	代表監査委員	安慶名均君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	課長補佐	城間旬君
次長	上原貴志君	主幹	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

質問の日程に変更があったことから、本日の会議に、説明員として改めて出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長大城直人君及び労働委員会事務局長山城貴子さんの出席を求めました。

○議長（赤嶺　昇君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**乙第１号議案から乙第12号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

当山勝利君。

○当山　勝利君　おはようございます。

てぃーだ平和ネットの当山勝利です。

よろしくお願いいたします。

早速ですが、順次質問をさせていただきます。

世界各国で新型コロナウイルスでいろいろな株ができていると、変異株があるということで、今日も朝の報道では南米を中心にラムダ株という株ですか、何かそういうのができて、猛威を振るっているという話も聞きます。執行部におかれましては、いろいろ大変かと思いますけれども、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

またちょっと通告をさせていただいておりますの

で、それについてさせていただきますが、まず新型コロナウイルス感染症対策についての (1) ですけれども、ワクチン接種の優先順位をまずお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ワクチンの優先順位につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きにおきまして、ワクチン接種の優先順位について書かれておりまして、医療従事者等、その次に65歳以上の高齢者、高齢者施設等の従事者及び基礎疾患を有する者、その他の順というふうに書かれているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　(2) 番ですが、公益性の高い職種、いわゆるエッセンシャルワーカーとよく言われますけど、エッセンシャルワーカーというとちょっと響きがよくて、何かちょっとぽわんとしているような感じもあるものですから、私は公益性の高い職種というふうに書かせていただいておりますけれども、そういう職種に従事されている方々に対するワクチン接種について、どのようにお考えか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　現在、沖縄県では市町村の行う高齢者等へのワクチン接種を補完するために、市町村と連携しまして、広域ワクチン接種センター２か所で接種を開始しているところでございます。その中で、高齢者以外にも先行して、警察職員であるとか福祉関係の職員等についての接種も、予約状況を見ながら入れているところでございます。

　また、沖縄県全体のワクチン接種を加速化するために、広域ワクチン接種センターを増設する予定でございまして、加速化計画を策定し、公益性の高いエッセンシャルワーカー等への接種を積極的に推進していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　今、おっしゃられました福祉とかいろいろ例示されましたけれども、そもそもあの公益性の高い職種というもの、それからいわゆるエッセンシャルワーカー、そういう職種をもっと広げてどういう職種で捉えていらっしゃるのか､御答弁できますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　これは現在策定を進めております加速化計画で、具体的には整理することとしておりますが、やはり社会秩序を維持する、または経済活動を回復するというような視点も必要かというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　そういうことからするといろいろな方々がいらっしゃるわけで、例えば前には小中学校の先生、職員の方々もおっしゃられていましたし、それであれば、学校給食調理場の従事者の方々とかも含まれてくるでしょうし、あと路線バスなどの運転手、従事者の皆さん、そしてごみ収集などは結構その汚物を扱うということで、感染するのではないかという心配を持っていらっしゃる。これはごみ収集に関しては、やはり一旦感染してしまうとそれがストップしてしまうので、生活には大変困るというような方々もいらっしゃると思いますので、そこら辺はしっかり、どこまで広げるかということは検討していただきながら、やっていただきたいと思います。この公益性の高い職種の方々、先ほど答弁ありましたけれども、このワクチンを打つ際に、決定する権者というのはどこになるんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午前10時11分休憩

　　午前10時12分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　基本的には接種主体は市町村でございますので、本来は市町村のほうでそこは優先順位をお決めになって打っていくというのが原則ではございます。ただ、県としましては、県全体のワクチン接種を加速化する必要があるとのことで、市町村を補完する形で今回考えておりますので、議員おっしゃるように公益性の高い職種の方々に対しましても、県と市町村でどんな役割を担ってというところは役割分担が必要かと考えているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　分かりました。

　それでは、その従事者ということであれば雇用者、事業主の方々もいらっしゃるわけで、そこら辺の御理解もしっかりしていただきながら積極的に接種していただけるような――事業者の方々に、接種してもらうようなそういう啓発活動、事業主に対しての啓発活動も必要かと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午前10時12分休憩

　　午前10時12分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県の加速化計画については、策定次第公表する形になると思います。一般的にはやはりワクチンの有効性、それから副反応の

状態などについてもお示しした上で、個人の御判断になりますけれども、できるだけワクチンを接種していただきたいという趣旨の周知はポスター等も作っていることでございますし、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　それと、先ほど加速化計画されていると、３つ目の集団接種会場を今、開設しようとされていると思いますが、大体どこの場所でいつから始まるというのは決まったのでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今週初めから提案募集をかけておりまして、その中では、那覇のクルーズ船ターミナルで７月15日を目指してということで、提案募集をかけているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　分かりました。ぜひしっかり頑張っていただきながら――今大変だと思いますけれども、ワクチン接種が加速できるようによろしくお願いします。

(3) 番、沖縄県の感染経路及び感染対策について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　経路が判明している推定感染源は家庭内感染が最も多く、約31％を占めております。続いて飲食関係で約27％、職場関係で約10％、県外との往来関係で５％となっています。同居している家族間での感染を防ぐのは非常に厳しい状況もございますので、家庭内に持ち込ませないことが重要であり、その対策として、外出自粛要請や飲食につながる場の抑制に関する対策を行っているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　今議会でも代表質問、一般質問の中でいろいろ質問がありまして、家庭内感染を抑えるとかいうのもありました。やっぱりつぼを押さえるということが必要かと思います。その１つは飲食関係だと思いますが、今、認証制度が進められていると思いますけれども、その認証制度、今でしっかり対応していかないと緊急事態が明けた後に人流が増えて、また感染が広がってしまうということになるわけですから、しっかりそこら辺はやっていただきたいと思います。

これは３月の終わりくらいにこの認証制度をやっていくんだということで、副知事がコメントされました。いたちごっこは終わらせたいというようなことをおっしゃっていましたので、その決意を込めて、ぜひこれ以上感染を再び広げないということをちょっと決意のほどを伺いたいと思います。

副知事お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　今、感染がなかなか終息というにはまだちょっと言い切れない状況がありますが、県は感染終息後、県民が、そして県外から来る方が安全・安心に飲食店にも行ける、そういった中である意味沖縄の経済をまた回復させていく、そういったことのために認証制度を検討しているところでございます。既に認証に向けた作業などは進めておりまして、一定程度落ちつきましたらこの認証制度についての――マスコミをお呼びしてその公表などもしっかり行った上で、県民に対してもこれからは認証を取得したお店を利用してくださいと、そういった形でその認証制度のお店を本当に沖縄全域に広げていく、そういった取組をしていくことが安全・安心の島沖縄にとっても重要だと思っております。その認証制度の取組はしっかりやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ぜひ頑張っていただきたいと思います。

それで、提案があるんですけれども、認証制度を取ったお店――機内誌ありますよね、県外から来る機内で、これによくお店の名前が載ってますけれども、ぜひここに認証を取ったお店を積極的に載せていただくというような方法もあるかと思いますので、そういうこともぜひ御検討いただけたらと思います。

次移ります。

大きい２番、新たな振興計画についての (1)、県経済についてですが、ア、産業構造の問題点とそれから改善について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄県の産業構造は、第３次産業のウエートが高く、県外からの観光需要や県民の消費支出に依存する構造となっております。第３次産業中心の本県の産業構造が抱える特徴として、製造業と比べて労働生産性が低い傾向にあるなどの構造的課題があると認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　もう一つイ、質疑行きます。

県内循環率の向上について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄県は、製造業等の生

産部門の割合が低いため、個人消費や企業活動の増大に伴う需要の多くを県外からの移入に頼らざるを得ず、結果として獲得した所得の一部が県外に流出しているものと認識しております。

県としては、県内で生産可能な製品や提供可能なサービスは可能な限り県内で調達できるよう県内企業の稼ぐ力を強化し、獲得した所得を地域内に循環させることが、県全体の経済活性化や県民所得の増加にも寄与するものと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　引き続きウについて伺います。

これ移入額と書いてありますが、ちょっと間違いで移出額の間違いなので訂正させていただきますが、いわゆる県外から来るお金、要するに稼ぐお金ということについて、しっかりこの新たな振興計画でも立てていくべきだと思いますけれども、その件について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　県が目指す自立型経済の構築に当たっては、移輸出型産業で県外及び海外から外貨を獲得し、その外貨が域内に投下され域内産業の活性化につなげることが重要だと考えております。このため、観光・商工・農林水産分野による連携体制を構築し、産業横断的なマーケティング力を強化するなど企業の稼ぐ力に資する取組を積極的に推進し、移輸出額の向上に努め、域内産業の活性化を図ってまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ここら辺に絡めてちょっと質問させていただきたいんですけれども、まず移輸出入、移輸出それから移輸入、その差額は幾らでどちらが多いですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　細かいデータは今持ち合わせておりませんが、移入額のほうが高いというふうに認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　移入額、いわゆる出て行くお金が約１兆円、移出額がたしか2000億くらいだったと思います。だから差額で8000億くらいですか、それだけ県外にお金が流れていってしまっているというのが、いわゆる県内の循環率を下げていることになりますし、ただその移入額を下げればいいのか、県内で全てをつくればいいのかというとそうではないですよね。鉛筆１本ノート１冊、それからありとあらゆるものを県内でつくっていって、循環させるかというとそれは無理な話で、これだけ国内や国外と貿易しているわけですから、それは当然無理な話です。じゃ県内循環率を高めようと思ったら、やはり移出額、要は外に出ていってお金をもうけてくるということが肝要かと私は思っているんです。だからそこがぜひ必要だと思うんですけれども、この新たな振興計画において、先ほども答弁ありましたけれども、その移輸出額をしっかりともっと具体的にここここを伸ばしていくんだよということが必要だと思います。それは産業構造にも影響していると思うんですよ。第２次産業が少ない、第３次産業が多い――確かに観光業で外貨を稼いでいるところもありますけれども、もっと外に出ていって、お金を稼いでくる、振興するということも必要だと思うんです。そこら辺はしっかりこの振興計画で立てていただきたいと思っておりますが､いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　新たな振興計画においては、集積が進む情報通信関連産業については、リゾテックおきなわの推進による産業の高度化、高付加価値化の推進を、臨空・臨港型産業については、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と産業集積の推進を盛り込んでいるところです。本県の優位性を生かした新たな産業の創出、労働生産性や地域内の経済循環を高めていく施策を今盛り込んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ぜひそういう第２次産業というのを振興して、それが次の質問につながるわけなんですけれども、やはり臨港・臨空型と今おっしゃっていましたが、そこら辺の振興というのが必要になると思います。

(2) 番、港湾について伺いますがア、沖縄県の物流を支える港湾整備について、この振興計画の中ではどのように考えていらっしゃるか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

国内外からの物資輸送の約99％を海路に依存しており、アジアのダイナミズムを取り込む発展戦略を掲げる沖縄県におきましては、港湾は対外交流の重要な基盤だと認識をしております。そのため、那覇港におきましては、国際物流拠点の形成を図るため、国際流通港湾として、中城湾港新港地区におきましては、沖縄本島東海岸地域の活性化を図る産業支援港湾として、港湾機能の強化拡充に取り組んで行くところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　以前にも――去年の９月でしたか、一般質問したときに令和２年の国のいわゆる港のハード的な施設整備費が約3000億円あって、そのうち全国で国際戦略港湾というのが５港ありますが、そこ約３割、1000億程度ですよね。国際拠点港湾、全国で18港しかないんですが、これが予算の４分の１。それから重要港湾は、那覇とか中城湾港も含めて全国で102ありますが、それでも４分の１しかない。地方港湾に至っては807あるけど５分の１しかない。要は地方にとって今の港湾の整備予算額というのは少ないんです。ということは、そこら辺はしっかりと計画的にやっていかなきゃいけないということと、本当に港湾の効率化というのをやっていかなきゃ――このコロナで相当予算は使っているわけですから、じゃハード面にそれだけ予算が来るかというと、今後は分からないわけです。効率化というのをしっかりやっていかなきゃいけないと思います。そこら辺はどのようにお考えでしょう。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　議員御指摘のとおり、港湾整備に係る予算、県内の地方港湾あるいは重要港湾につきましても、なかなか予算配分がというお話ですけれども、現在、計画的に社会資本整備交付金やあるいはハード交付金等を用いてやっていますので、その辺はまさに計画的に取り組むよう心がけていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　繰り返しになりますけれども、既存港湾を効率よく使っていくことがまず肝要かと思います。そこら辺はしっかりやっていただきたいなと思います。

次行きます。

イ､那覇港と中城湾港のすみ分けについて伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　中城湾港長期構想におきましては、中城湾港新港地区において、中北部圏域を背後圏とする貨物や砂、砂利、飼料、建設資材等のいわゆるバルク貨物、リサイクル貨物を分担することとしております。

那覇港につきましては、県内重要港湾の公共貨物量の約８割を扱う物流の拠点港として、主に国内外のコンテナ貨物を分担することとしております。両港の適切な機能分担につきましては、長期構想や新たな振興計画等を踏まえて引き続き取り組んでまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　この那覇港と中城湾港、ほかの港もそうかもしれませんけれども、今、長期構想計画があり、その後港湾計画がつくられると思います。この10年の新たな振興計画という県の計画があります。こちらはどちらが優先されてどのように整合性を取られていくのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今おっしゃられました今後那覇港の長期構想やあるいは港湾計画の改訂におきましては、去る６月に公表されました新たな振興計画（素案)、そちらが当然上位計画として検討されていくものと認識をしております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　分かりました。じゃ、そういう形で進められていくということで理解しておきます。

(3) 番、臨空・臨港型産業の将来像について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

県では、アジアの中心に位置する地理的優位性を生かし、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港型産業の集積に取り組んでおります。誘致対象分野としましては、半導体・電子部品製造や自動化ロボット関連産業のほか、先端医療・バイオ関連産業など、高付加価値を生み出す企業の誘致に努めております。

県としましては、今後とも臨空・臨港型産業の集積を促進することにより、日本とアジアの経済・産業の成長に貢献する、国際物流拠点の形成を目指してまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　半導体ロボット、自動ロボット、再生医療関係のものということなんですけれども、ある方と意見交換すると、半導体に関してはその素材、シリコンウエハー、あれはシンガポールとか、東南アジアのほうで作られていると、こういうのを沖縄でやれば地理的な優位性が得られるのではないかということもおっしゃっておりましたし、半導体、今、全世界的に品不足でそういう半導体製造装置を欲しがっているところもあるというのは御存じかと思います。すぐというわけにはいかないでしょうけれども、半導体装置の誘致というのはそれなりに魅力のある分野でありますよという話は聞いておりますが、私も再生医療関係、しっかりやっていきたいなと思っております。ぜ

ひその３分野については、しっかり取り組んでいただけたらと思いますが、ちなみに国際物流拠点産業集積地域がうるま市のほうにありますよね。あちらの現状はどうなっていますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区の現状ですけれども、立地企業の観点から答弁させていただきます。まず令和３年５月１日現在で立地企業数が74社、うち重点融資対象分野が24社、これは半導体製造装置――あくまでも半導体の製造装置でございます――装置関連が８社。それから電子部品・精密機械関連が９社、医療機器・バイオ関連業種が７社。その他、金型ですとか、建設関連、食品飲料水関係の製造業が50社、50社の中に製造業を補完する形で倉庫業が５社、卸売業６社、その他設計発電等４社で、合計74社というふうになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　今のうるま・沖縄地区に関しては、もう手狭になっているという感覚なんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　企業の立地が進みまして、産業用地の確保というのが非常に厳しくなっている、困難になりつつあるという状況にございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　そうすると振興計画の中では、空港とそれから那覇港近くにということなんですが、この臨空・臨港型産業というのは、その空港と港に近ければ、もう種地があればそれはどこでもいとわないということでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　まずその臨空・臨港型産業の集積という観点ですけれども、その空港や港と隣接または近接していることが要件となっておりまして、具体的にはこの臨空・臨港型産業の集積を図るための国際物流拠点産業集積地域として、現在は５市１地区を指定しておりまして、距離的な観点から申しますと空港、港からおおむね10キロ圏内ということで扱っております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　分かりました。10キロ圏内であればよろしいということですね。

次行きます。

(4) 番、基地跡地利用について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　県では、関係市町村と連携し、広域的観点から跡地利用の方向性を示した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を平成25年１月に策定しております。広域構想では、広域的かつ総合的な視点を踏まえ、各跡地が固有に持つ特性や跡地間の役割分担を考慮し、効果的な跡地利用の検討を進めていくこととしております。現在、県では、広域構想を踏まえた、関係市町村の跡地利用計画の策定を支援しているところであり、引き続き関係市町村等と密接な連携を図ってまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　そこで、このいわゆる統合計画というものにおいては、振興計画の10年間で全て返還される――それ以降となっていますけれども、必ず返還されるかどうかは別として、なっている。行政としては、きちんと返還されてもいいように準備をしておく必要があると思います。均衡ある県土の発展ということを考えるのであれば、私はもっと県が跡地利用に関して――市町村が主体ではあるかもしれませんが、しっかりと県も関わっていく必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　先ほどの広域構想の中で、跡地利用の３つの基本方針を示しているところです。１点目が跡地利用による幹線道路の整備及び公共交通ネットワークの構築、２点目に自然環境と歴史文化の保全・再生による豊かな都市環境の形成、３点目、跡地振興拠点地区の形成による自立経済の構築、この３つを基本方針として、それぞれの市町村の跡地利用計画の策定に当たって必要な支援を行っていきたいというふうに考えておりますし、その関係市町村の主体的な取組を尊重しつつ、広域構想の考え方が関係市町村の策定する跡地利用計画へ反映されるように連携して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　ただいまのものに含めまして、やはりこの広域構想の中では、それぞれの跡地の特徴、それを明示してございます。例えばキャンプ・キンザーのところであれば、その空港、港湾に近いというような特性を生かすとか、那覇港湾は那覇港湾の特性、それぞれの特性を示しまして、その特徴にあったものをそれぞれの市町村において計画をつくっていただく。そういった基本的な考えを示してございます。そういったことをもって、どこの地域でも同じような、例えば大型店舗の誘致とかそういったことにならないように配慮を求めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ぜひ先ほど言われたように、大型店舗だけというようなことにならないように、しっかりと推進していただきたいと思います。それタクトを振るのはもう県だと思うんです、私は。ですので、そういうことを申し上げているわけです。よろしくお願いします。

(5) 番、世界のウチナーンチュとの連携について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　県では、海外県人会等と連携し、５年に一度の世界のウチナーンチュ大会をはじめ、10月30日の世界のウチナーンチュの日を基軸とした取組や、県系人子弟等留学生の受入れ、芸能指導者の派遣、本県若者の海外派遣などを通じてウチナーネットワークの強化を図っております。また、本年４月、ウチナーネットワークの次世代への安定的継承に向け、オンラインによる相互交流や情報発信等を担うウチナーネットワークコンシェルジュの運用を開始したところです。

県としましては、引き続きウチナーネットワークの継承・発展に向け、各種施策に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　私、今回これを質問させていただいているのは、文化的なそういったつながりというのが重要なんですけれども、やはり経済的なつながりというのも重要じゃないかなと思っていまして、ブラジルの県系人の方にお話を伺ったときに、やはり自分の親のいたところなので、ビジネスとしてトライアルしてみたいけれども、なかなかそれができないんだと。いろいろ制度があって、そこはできないというのを訴えられていました。やはりまずは日本に進出したいんだけれども、足がかりとして自分のもともとの故郷である沖縄県でビジネストライアルしてみたいという方もいらっしゃることは事実なんです。そういうふうなことをしっかり特区でもいいのでつくっていただいて、できるようなことというのは無理でしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　海外と沖縄のビジネス交流という観点から答弁させていただきます。

この海外から投資等スピード感を持って取り組む環境を構築するという観点から、現在、産業振興公社のほうに窓口を設置しておりまして、海外企業が県内へ投資等を行う際の言語、商習慣、法的課題などのサポート、それから県内視察に対応するとともに、関係機関との調整を進めながらサポート内容の充実を図っているところでございます。このコンシェルジュとしまして、３名を配置しておりまして、これは言語的には英語と中国語に対応しております。議員から御提案のありましたビジネス特区、そういったものの創設につきましては、海外からの投資を促進するためのビジネス支援機能の充実等について、いただいた御提言も含めてその在り方について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ぜひよろしくお願いします。

(6) 番、人材育成について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　新たな振興計画（素案）では、「本県が発展する最大のより所は人材である」とし、人材育成の重要性を示しております。この重要性に鑑み、学校教育においては、学力向上の推進や、非認知能力と言われている、解決策を自ら思考し、諦めずに取り組み、仲間と協働するための能力の向上などを盛り込んでおります。また、地域社会を支える人材の育成・確保については、企業に勤める社会人のみならず、子育て世代の女性や高齢者等の多様なニーズに対応する学びの機会創出、産業を牽引する人づくりについては、グローバル人材やＩＣＴ人材等の育成を盛り込むなど、様々な分野において施策を展開することとしております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　学校教育のほうも答えていただいたんですけれども、その学校教育において、私はこれから沖縄県、行動社会に向けて振興計画をつくられているので社会人のスキルアップも含めて学校現場においては子供たちの能力の向上というのも必要かと思いますが、一つのメルクマールとして、やはり大学進学率があると思うんです。その大学進学率を向上させるための策というのはありますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員御指摘のように、沖縄県の一つの課題として、大学進学率の向上がございます。今年度の結果で、40％をやっと超えたところでございます。

県としましては、県外大学への進学に向けた奨学金ですとか、また昨年度から国のほうで創設しました奨学金等がございますので、それをしっかり活用しながら大学進学率の向上に向けて取組を進めていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ぜひ、この辺はしっかり頑張ってい

ただきたいと思います。よろしくお願いします。
　では大きい３番に行きます。
　未成年の薬物使用について伺いますが、(1) 番、過去５か年の推移と再犯率について伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。
○警察本部長（日下真一君）　お答えいたします。
　当県における未成年者の薬物事犯の検挙者数は年々増加傾向にございます。過去５年間の大麻、覚醒剤の検挙者数は、平成28年７人、平成29年７人、平成30年８人、令和元年24人、令和２年26人となっております。また、令和３年５月末現在の検挙者数は19人で、前年同期と比較して７人増となっております。
　次に、薬物事犯検挙者の再犯率でございます。これについては未成年者に特化した再犯率ではなくて、全検挙者数の中に占める再犯率ということでお答えいたします。
　令和２年中の大麻検挙者数、全体で148人でございますが、再犯者は14人、再犯率は9.46％でございます。また、覚醒剤検挙者のほうは、全体で30人でございますが、うち再犯者は21人で、再犯率は70％となっております。
　以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。
○当山　勝利君　またこれは後で。
　(2) 番、購入経路について伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。
○警察本部長（日下真一君）　お答えいたします。
　薬物事犯で検挙された未成年者のほとんどは、ツイッターなどこういったＳＮＳのアプリを使って売手と連絡を取り合うと。その後で手渡しや郵送により、購入している状況でございます。
　以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。
○当山　勝利君　それでは (3) 番、学校現場における薬物防止教育について伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　教育長。
○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　学校におきましては、児童生徒の発達段階に応じまして、保健体育ですとか関連する教科、また総合的な学習の時間、学級の活動や生徒会活動などを通じまして、学校教育活動全体を通じて薬物乱用防止教育をしております。具体的に、小学校においては、薬物を使用するとやめられなくなることですとか、中学校では、中断すると精神や身体に苦痛を感じるようになること、高等学校においては、心身の健康や社会に及ぼす影響等を学習しておりまして、あわせて、警察官や麻薬取締官ＯＢ等を招聘した講話等も実施しているところでございます。
　以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。
○当山　勝利君　この学校現場、子供たちの薬物防止教育を受けた後、アンケートとか取られていると思うんですが、どのような反応か分かりますか。分かる範囲内でいいです。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします
　　午前10時44分休憩
　　午前10時46分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　教育長。
○教育長（金城弘昌君）　大変失礼いたしました。
　まず、概要としまして、高校生にアンケートを取らせていただきましたけれども、例えば薬物の名前は知っていますかという、そのような認知度ですとか、また大麻など薬物を使った場合についてどんな印象を持っていますかですとか、またそれについてどういうふうに入手するような情報がありますかといったことをアンケートで把握しているところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。
○当山　勝利君　そのアンケートを取った中身としては、大概の生徒の皆さんは薬物はやりたくないとかそういうような内容になっているかとは思います。
　(4) 番です。
　では警察現場のほうで薬物を使用した未成年、補導もしくは逮捕かと思いますが、そういう子供たちの薬物に対する認識というのはどういうものか分かりますでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。
○警察本部長（日下真一君）　お答えいたします。
　検挙された未成年者らの大半については、違法であるという認識は持っております。ただ、何で使用したのかという理由を聞きますと、友達に誘われたからとか、１回だけだったら大丈夫とか、こういった安易な気持ちで手を出している状況がうかがわれます。
　以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。
○当山　勝利君　やはり、学校現場としてはほとんどの学生が薬物に対する危機感を持っているんだけれども、ほんの一部の生徒がやはり危機感がないという子供たちを捉えるのは難しいかと思うんですが、よくアンケートの中でこういうのがあります。友達がいますか、仲のいい友達がいますかというアンケートをすると、大概１％くらいはいませんと答える子供たちがい

るんですよ。いますと答えるのが８割、９割以上あるんですよね、私、やはりいないと言っている子供たちがとっても気になるんですね。いないと答えていること自体が。やはりそういう子供たちを救うということも必要なのかなと思っておりますので、今の安易な気持ちを持っている子供たちがいるということはしっかり学校の現場では持っていただきたいなと思います。

(5) 番、薬物を使用した未成年の再犯防止のためのケアの状況について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　お答えいたします。

県警察では、青少年の立ち直り支援を行うため、少年補導職員を中心に継続的な補導活動等を実施し、家庭訪問等を通じての保護者のケア、当該少年の生活支援等のケアを行っております。また、県や市町村等の関係機関及び医療機関と連携し、薬物を使用した未成年者に対する再発防止のための各種対策を適切に推進しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　当然、未成年者、学校に行っている高校生の場合は在学していることになると思います。

学校でのそういう犯罪を、麻薬というか薬物を使用した子供たちのケアというのはどうされていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　逮捕された後の生徒のケアということですけれども、学校におきましては、保護者と連携を図りながら生徒の立ち直りを支援しております。支援の方法としましては――学校によって違うんですけれども、主には生徒と教員が面談を実施して、いわゆる交換日記みたいな感じですが、日誌を書いてもらって、それにコメントを活用して保護者ですとか、教員、生徒で相互に理解を示すなど、継続した取組をやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　学校にいれば学校でケアできるんですけれども、警察現場でのケアというのはなかなか常時できるわけではないと思うんです。なので、やはり先ほど再犯率が高い、子供たちは大麻が多いんですけれども、大麻は入り口と言われていて、覚醒剤に至ると再犯率が高い。そうすると、そうならないためのしっかりとした予防をしていかなければいけないということで、学校にも行っていない、警察ともたまにしか会わないとなると、本当に大人の社会でどうやってこの子供たちの面倒を見るか。もし保護観察になった場合、保護司だって月に１回か２回しか会わないわけですよ。そういう中にあって、どういうふうにケアしていくのかというのが大切かと思います。ここら辺はいかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○当山　勝利君　次に行きます。

４番、県道38号線前田地域の土砂崩れの対応について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　道路の被害につきましては、６月14日から15日の大雨により擁壁が倒壊し、２日間の全面通行規制を実施しております。現在、応急対策として被災箇所に大型土のうを設置し、被害拡大防止に努めております。今後、早期に道路構造の保全、安全確保を図るため、のり面等の対策工事の実施に向けて取り組んでまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　現場を見てみると擁壁が傾いて、ちょっと大変な現場だなと思っています。線状降水帯があったり今度は台風シーズン、そうなると土砂崩れというのが容易に出てくるような感じになっています。ぜひ早期の対応を願います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　会派おきなわ、新垣光栄、一般質問を行います。

順序が後先になりますが、まず６番、前回一般質問未了の質問事項からお願いします。

私は、那覇市から教示をいただきながらこの提案に関しては４年になります。それで (1)、障害者等専用駐車場の適正利用、パーキングパーミット制度の導入について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　パーキングパーミット制度の導入検討を含めた障害者等用駐車場の適正利用につきましては、令和２年10月に沖縄県福祉のまちづくり審議会に諮問しておりまして、これまでに４回の審議が行われ、７月下旬に第５回目の審議会を予定しております。同制度の導入が答申された場合には、施設管理者や市町村との連携、制度対象者を含めた県民への周知啓発など、制度の円滑な導入

に向けて速やかに取り組んでまいります。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。
○新垣　光栄君　今、進捗状況を伺いまして、安心しております。
　この工程なんですけれども、今、５回目の会合があるということで、もう少し早くできないのかどうか。工程がいつまでにできるのか、しっかりした時期が分かれば教えていただきたいんですけれども。
○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　この会議、これまで４回実施してきておりますが、第２回の会議においては、パーキングパーミット制度の導入を答申する方針というのを全会一致で確認はされているところです。それ以降につきましては、この会議に各障害種別の代表が参加しておりまして、制度対象をどうするかなど、障害当事者にとってよりよい制度とするための導入に向けた条件等について慎重に議論しているところでして、具体的なめどは申し上げにくいところではございますが、審議会においては、そのような議論がされているというところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。
○新垣　光栄君　導入をぜひ早期にやっていただきたいです。なぜかというと、障害のある人の中には内部疾患がある人もいまして、そして歩行が困難な方、妊婦の方等々いるんですけれども、駐車場は車椅子専用というように見られていて、なかなか使いづらいものですから、ぜひその制度を入れていただいて、いろんな方が使えるようにしていただきたいと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　パーキングパーミット制度で期待される効果といたしましては、議員がおっしゃいましたように内部障害の方など、外見からは分かりにくい障害のある方が利用者証をもらうことによって、気兼ねなく利用することができたり、あるいは不適正な利用を防げたりということが挙げられるかとは思いますけれども、一方で課題として、沖縄県内は車社会ということで駐車場の確保が十分になされるのか、先ほども申し上げましたけれども、対象をどういうふうにしていくのかという部分も含めて、この辺りは慎重に議論する必要があろうかと思っています。
　御専門の方が集まる審議会において、十分に議論を尽くしていただきたいと思っております。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。
○新垣　光栄君　しっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。
　次に(2)、安全・安心に暮らせる地域づくりについて。
　ア、飼い主に義務づけられている狂犬病予防接種の現状と課題について伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午前10時57分休憩
　　午前10時58分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　沖縄県の狂犬病予防注射率は、新型コロナ感染拡大に伴い集団接種が行えていない状況もあり、令和２年度は43.9％となっております。ＷＨＯの勧告では、狂犬病の蔓延防止には犬の予防注射率が70％以上必要とされております。しかしながら県内41市町村のうち32市町村は、これに満たない状況でございます。
　県としましては、市町村及び県獣医師会と連携しまして、注射率向上のため県広報テレビ番組での情報発信、大型店舗へのポスター掲示等、啓発強化に取り組んでいるところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。
○新垣　光栄君　私もテレビ等で狂犬病の予防接種のコマーシャルを見たことがあります。県は、しっかり取り組んでいると思うんですけれども、市町村の中に狂犬病の予防接種を中止したところがあるということをお伺いしているんですけれども、どこでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　令和３年度の狂犬病予防注射集団接種の中止を決定している市町村は、６月30日現在で那覇市と宮古島市、本部町、今帰仁村の４市町村となっております。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。
○新垣　光栄君　ぜひこの状況下でしっかり取り組んでいくよう、指導していただきたいと思います。そのような状況下で、狂犬病の予防接種を受けていない捨て犬・捨て猫が、地域の公園で野生化している現状があります。一例を申しますと中城港湾新港地区にある夢咲公園です。県はこの環境改善をするべきだと思っているんですけれどもどうでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　夢咲公園地区につきましては、沖縄県動物愛護管理センターが定期的に夢咲公園を含む、洲崎一帯のパトロールを行っているところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ環境部か土建部でも、改善に向けて対策をするべきだと思うんだけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　議員御指摘のとおり、新港地区内にはまず公園が７か所ございまして特に夢咲公園付近には、捨て猫が多いという現状については認識しております。そのため公園内に動物の遺棄防止の啓発のためのポスターや防犯カメラを設置するなど環境部とも連携し、取り組んでおります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ地域と一体となって協議会を設置して､市町村と取り組んでいただきたいと思います。

次に、地域の防犯の核となる交番、駐在所、防犯ボックス等の実態について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　お答えいたします。

まず交番、駐在所の役割でございますが、パトロールや巡回連絡等の活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく地域の実態に即した活動を行っております。県内では、64の交番と60の駐在所が設置されております。

勤務体制でございますが、交番は原則として複数の警察官が24時間３交代制で勤務し、駐在所は警察官１名が同所で生活しながら主に昼間に勤務しております。

それから防犯ボックスでございますが、これは当県にはございませんが他県、千葉県にはありまして、地域防犯力・コミュニティ力の向上を目的としまして、県や市町村が設置し、防犯事業を推進しているものと承知しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ありがとうございます。

この交番なんですけれども、区画整理事業によって人口とか世帯が増加した地域住民の安全を守るために、交番の設置を要請するんですけれども、交番の設置計画が重複する場合があって、なかなか設置できない。そこで私は、地域の防犯対策を容易な施設として防犯ボックスを設置することは、大変有意義なものだと思っております。千葉県にシステムが構築されれば、県警としては連携できると思っているんですけれども、担当部署はどう考えておりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　ただいま本部長からもお話がございましたが、防犯ボックスは千葉県において実施されている取組で、合同パトロールの警戒活動ですとか、子供や女性の帰宅時間における見守り活動等を行っているというふうに聞いております。

県としましては、地域の防犯活動は一義的には市町村が地域の実情に応じて、主体的に取り組むことが原則であると考えております。導入に当たりましては、既存の地域の自主防犯活動ですとか、警察機能との役割の整理など様々な課題を整理の上、検討する必要があるものと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ検討していただきたいと思います。

続きましてウ、信号機、標識、路面標示等の実態と予算対応について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　警察は、信号機、標識、路面標示等交通安全施設として整備してございますが、信号機は、主に新設につきましては交通実態とか地域の要望に応じて限られた予算の中で、優先順位をつけて適切に設置しているところでございます。また標識、道路標示でございますが、これは主に補修というものが多いわけでございますが、定期的な補修のほか、各種要請に基づく補修を行っておりまして、工事手続に時間を要する場合もございますが、把握した要請場所の補修は全て対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　県公安委員会のほうでは、申請があったら全て対応しているということで、私も６月26日だったと思うんですけれども、宜野湾署のそういう協議会がありまして各市町村から申請しているということで、大変うれしく思っているし対応しているんだなということを実感しました。しかし、道路管理者が管理する中央線とか、外側線、路側帯の白線が大分消えている実態があります。６月28日に千葉県の八街市で小学生の列にトラックが突っ込んだ例を見ましても、各自治体の道路管理者が管理する白線等が大分見えにくくなっていると思うんですけれども、どのような対応をしていかれるのか、見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　県道はじめ市町村道等は、議員おっしゃるとおり白線が消えているとかそういう実態がございます。なかなか厳しい予算状況でございますけれども、地域のニーズに応えられるよう

予算を確保しながら計画的に実施していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　各市町村とも協議しながら取り組んでいただきたいと思います。これ国家賠償法の２条１項の中ですと、予算措置ができなかったからということで賠償責任を免れるということはないということで判決も出ていますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に１番、知事の政治姿勢について。

新型コロナウイルス感染症対策について、水際対策の現状と課題、今後の具体的な方針について知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　島嶼県である沖縄では、空港等における水際対策が重要であることから、県では全国知事会を通じ、旅行前に陽性者を発見できるよう、出発地でのＰＣＲ検査体制の整備を国に求めるとともに、国内空港での戦略的なＰＣＲ検査体制の構築を直接政府関係者に要望してきました。今般、西村経済再生担当大臣から、旅行者の出発地での事前検査をどう進めるか観光庁、国土交通省と相談する旨の発言があったと承知しております。今後国の取組を注視してまいります。

また県では、那覇空港ＰＣＲ検査に加え、先日離島空港におけるＰＣＲ検査体制を整備したところでございます。今後はより多くの来訪者が安心して沖縄で滞在できるよう、那覇空港における抗原検査の導入等、引き続き水際対策の強化に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　今、国に求めて、尾身会長も出発前検査が必要だということで、出発前の水際対策が進んでいるんですよ。国に提案することも大切ですけれども、県の方もしっかり積極的にやるべきだと私は思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時９分休憩

午前11時９分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　現在、那覇空港で実施しているＰＣＲ検査につきましては、結果の通知まで半日から１日程度を要するということで、空港内での待機を求めることではなくして、予定している滞在先でしっかり体調管理をして過ごしていただくよう求めているところであります。感染者を早期に空港内で特定し、市中へのウイルスの持込みを防ぐことで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を強化するためにＰＣＲ検査と抗原検査を戦略的に実施していくことが必要だと考えております。

このために、現在那覇空港において抗原検査の導入――これは最大1000名規模を予定しております。その導入に向けて調整を進めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ありがとうございます。

このように積極的に取り組んでいただけたら、国も対応しやすくなるのではないかなと思っております。そこでＪＡＬ、ＡＮＡそういう航空会社等とも出発前の検査の協議等を県は行ったことがあるかどうか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　国においても先般、航空会社、旅行会社の業界団体に対して通知を発出しまして、都道府県が出発地における検査を要望しているのであれば、その旨を周知するようにということで、依頼文書を出しているところでありますので、その動向を見守りたいというところではございますけれども、その通知を受けて旅行社からも反応がありまして、沖縄県の取組はどういうふうになっているのかというような引き合い等もございました。現在、機内アナウンス等において、沖縄における那覇空港あるいは離島空港におけるＰＣＲ検査の状態であるとか、旅行者専用相談センター沖縄ＴＡＣＯの取組とか、そういったものを紹介しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　よろしくお願いします。

次にワクチン接種の現状と課題、今後の計画について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　国の資料によりますと、６月29日時点で、ワクチンを少なくとも１回以上接種した人の人数は、29万4366人となっております。現在、県は市町村の行う高齢者向けワクチン接種を補完するため、市町村と連携しまして、広域ワクチン接種センター２か所で接種を開始しております。

県では、沖縄県全体のワクチン接種を加速化するために、広域ワクチン接種センターを増設するとともに、加速化計画を策定し、エッセンシャルワーカー等への接種を積極的に推進してまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　私は、このワクチン接種も水際対

策も組織としてのマネジメントがうまく機能すればもっと迅速にできると思っておりますので、しっかり知事、目標を掲げて、私たちは県民の命と暮らしを守る、一日も早くコロナを終息させるという目標を掲げて、今回の11日に解ける緊急事態宣言のときに何名まで減らすという――週間で50名以内とか30名以内という数字でちゃんと目標を決めていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今、鋭意ワクチンの接種加速化計画を策定させていただき、近々発表できればと思うんですが、議員おっしゃるように、私たちはまず感染防止対策としてステージ３、ステージ２という数字に向かって取り組んでいく。そのための具体的な取組を確認していく作業が必要だと思います。それは日々行っておりますが、それに加えて今度はワクチンを何％接種させていくかという計画、一般的には50％まで接種が到達できれば、ある程度経済活動を順調に動かすことができるということも言われていますし、そのためには市町村と協力しながら、県として進められるエッセンシャルワーカーを中心としたワクチン接種もまた鋭意進めていく必要があると思います。そのような計画を持って、できるだけ早期に県民の皆さんに安全・安心な暮らしとなりわいをしっかりと回復させていけるよう、支えていけるよう取り組んでまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　よろしくお願いします。

それでは次に (2)、沖縄復帰50周年事業について。

ア、復帰50周年記念事業の一環として、国や県ではどのような取組を行っているか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　県では、復帰から10年ごとに周年記念事業を実施してきたところです。令和４年度は復帰50年の大きな節目となることから、記念事業として県内はもとより、国内外に向けて新時代沖縄の到来を発信していくための様々な事業を実施する予定としております。

具体的な事業については、現在、各部局において検討・精査しているところであります。また、復帰からこれまでの沖縄の発展の歩みや将来の可能性について、次世代を担う子供たちの興味・関心を高め、魅力ある事業を構築するため、県内高校生を対象とした事業案の募集を開始したところであります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　私もこの40周年記念事業を見ました。ハード的にもハード面の事業も相当いろんなものがありましたけれども、私ソフト面で注目したのがウチナー地域づくり事業を国や県の事例を拝見いたしまして、その中にコミュニティ助成事業、放課後子供教室推進事業、学校支援地域本部事業、地域おこし協力隊の制度、そして集落支援制度等がやっぱりたくさんありました。このように、私はソフト面の事業も目に見えるような形でしっかり県民に周知して、市町村と一緒になって取り組める事業を充実させていくべきだと思っておりますけれどもどうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　先ほど、高校生を対象とした事業の公募を実施しているところという答弁を申し上げました。50周年記念事業の実施に当たっては、イベント、それからハード、ソフトいろいろ組み合わせて行っていくことになるかと思いますが、いろんな御意見、御提案等も勘案しながら策定に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひよろしくお願いします。

続きまして、イです。

沖縄県の褒章及び表彰の事業に関して、名誉県民について知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　沖縄県の表彰制度には、沖縄県名誉県民のほか、沖縄県功労者表彰、沖縄県県民栄誉賞があります。沖縄県名誉県民は、本県の出身者、本県に居住したことがある者または本県にゆかりのある者で、社会の発展に卓越した功績があり、県民が誇りとしてひとしく敬愛する者に対し、知事が県議会の同意を得て選定し、その称号を贈るものであります。

県としましては、来年の復帰50年の節目に当たり、沖縄の発展に寄与した方々の各種表彰について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　この復帰50周年記念の事業として名誉県民の授賞式等をぜひ行ってほしい。なぜかというと、沖縄県民栄誉賞は興南高校野球部、宮里藍さん、仲里進さん、安室奈美恵さんというふうにあるんですけれども、名誉県民は平成15年に故山中貞則先生のみで、沖縄県民がまだ誰一人いません。その中で、被表彰者として沖縄県民も表彰すべきではないかと思っておりますけれども、県知事どうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　山中先生の御功績は、本当

に名誉県民にふさわしい御存在であったというように思います。

県としては、名誉県民のほか県の功労者表彰それから県民栄誉賞など、今後復帰50周年の節目にふさわしい各種表彰の在り方について検討してまいりたいというように考えておりますけれども、復帰50年の節目でもありますので、各種の表彰については、全体の議論の中で検討していく必要があると考えております。具体的な検討はこれからですので、鋭意名誉県民に当たられる方ですとか、あるいは県民栄誉賞ですとか、様々な検討をして進めていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ取り組んでいただきたいと思います。私もいっぱい今、名前を挙げようかなと思ったんですが、混乱すると思うのでちょっと控えますけれども、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ウです。

県内の小・中・高校生の平和学習について、事業設計の取組状況と見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

県教育委員会では、平和教育を教育主要施策に位置づけまして、児童生徒の発達段階に応じて、平和で民主的な国家及び社会の形成者としてふさわしい資質の育成のための教育をしているところでございます。コロナ禍の中では、なかなかフィールドワークですとか、体験的な学びが難しいところではございますけれども、各学校におきましては、タブレットを用いた調べ学習ですとか、新聞記事を用いた平和について考える授業など、様々な工夫を行い平和教育に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ、この事業も復帰50周年の事業として、うちの会派の平良昭一議員からもあったと思うんですが、やはりコロナ禍で大変だとは思うんですけれども、小学生、中学生、高校生がもう登校しているわけですから、その辺も含めて次年度に向けてしっかり取り組んでいただきたい。もしできるのであれば、コロナ禍でも遠足や修学旅行で活用していただきたいと思っております。

そして今、教育長はそのような見解だったんですけれども、文化観光スポーツ部のほうでは、事業者の支援、記憶の継承事業等、学び直しということでおきなわ彩発見バスツアー等の促進事業に活用できないか見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　彩発見バスツアーにつきましては、旅行社が造成するバスツアー等について支援するという事業スキームでありましたけれども、バス事業者のほうからは、今おっしゃるように、遠足、平和学習とか直接契約する部分もあるので、そういったことに対して支援できないかということでの要請等御意見を伺っております。こういった意見を伺い、事業も見直しながら支援を行っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　照屋副知事、私たち、陳情させていただきましたけれども、この陳情の内容もすばらしいものだったと思っていますがどうでしょうか､見解は。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　先般の平良昭一議員の質問にもお答えしたところでありますけれども、貸切りバス事業をやっていらっしゃる皆さんのお話も伺わせていただきましたし、先般の答弁の中でも教育委員会とも計らって検討させていただきたいというふうにお答えをしたつもりであります。

戦争体験の記憶継承という意味からも意義のある事業と私は考えておりまして、これが次年度の事業の中でどのような形で採択していけるのか。この辺を検討させていただければというふうに思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひよろしくお願いします。

沖縄戦を学び平和を発信することは、人類にとって普遍的な価値があると思っております。南部の戦跡は沖縄にとって大切なものだと思っていますので、世界に発信する、悲しい歴史ではあるんですけれども、平和を願う思いを発信する場としてぜひ次の世代に引き継いでいくためにも必要だと思っていますので、検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、新たな振興計画について伺います。

公民館を活用した多様な学びの享受に向けた環境づくりについて伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

公民館は、幅広い世代の住民が地域の様々な課題やニーズに応じて学ぶことができる場となっております。具体的には、地元の歴史・文化を学ぶ地域探訪ですとか、三線教室等の講座、また小中学校と連携した地域学習や平和学習、避難方法等を学ぶ防災キャンプなどが行われており、これらの活動を通して、世代間交流の場としても活用されております。

県教育委員会としましては、今後も関係機関と連携し、公民館における多様な学びを支援していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　私は、新たな振興計画の中に公民館等の活用と入っているところがとてもうれしくて、期待しております。その中で、新たな振興計画案の施策の展開の基本方向に関して、平和で生き生きと暮らせる誰一人取り残すことのない優しい社会の実現にも、公民館の要素はたくさんあると思います。その中にもしっかり公民館の活用、自治会館等の活用も取り込んで、積極的に入れるべきだと思っているんですけれどもどうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　地域との連携ということについては、地域おこしあるいは先ほどの人材育成、いろんな分野に関わりが出てくるかと思います。

公民館の位置づけ等について少し検討させていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　私は児童福祉、そして高齢者福祉の件から見ても、公民館というのは活用することで大変意義のある事業、また私たちの安全・安心に関わる事業ができると思っておりますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

(2)、沖縄空手、沖縄文化の保存・継承・創造とさらなる発展の中でどのような位置づけになっているか。これまでの取組と課題、今後の展望を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　県では、沖縄空手の保存・継承・発展を図るため、平成29年度に策定した沖縄空手振興ビジョン等に基づき、様々な取組を推進してまいりました。新たな振興計画においては、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、指導者・後継者の育成、沖縄空手会館を拠点とした情報発信、世界大会の定期開催、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組のほか、空手を活用した産業創出等の施策を位置づけ、沖縄空手を次世代へ継承するとともに、空手発祥の地・沖縄を世界に向けて発信し、空手の聖地・沖縄を確立してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　その中で、公認段位制度があると思うんですけれども、その段位制度について説明いただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　県では、沖縄空手振興ビジョン及び同ロードマップの中で沖縄空手における技量等の確認のための客観的指標として、権威のある段位制度の創設を目指すこととしております。各流派、会派や道場が独自に段位を発行している現状を尊重しつつ、空手関係団体と緊密に意見交換を行いながら、実施期間や段位の認定方法等を検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　私はこの段位制度の創出が今後の空手の大きな発展、可能性に結びつくか結びつかないか、大きな分岐点だと思っています。師範や範士の活動の範囲を広げるためにも、そこから段位制度の中から活動費、そういう経費的なものも――専任で活動できるようなシステムの構築ということが大切だと思います。幾ら空手の師範10段でも、ボランティアとかではできないと思います。やっぱり世界的な活動を広げるためには、ある程度専任できるような環境をつくらないといけないと思っておりますけれどもどうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　伝統空手道振興会が法人化されまして、これからはその法人による独自のプログラムも構築していけることが非常に大きな、空手発祥の地・沖縄を世界にまた発信していくための活動になるであろうというように思います。議員御意見の段位制度もやはりきちっとそれぞれの流派において、現状でも厳正な審査が行われておりますが、外国の方々が沖縄に来て沖縄で試験を受けて段位取得、昇段すると自分の国に帰ったときにものすごい――何て言うんでしょうか、名実ともに社会に認められる。そしてそこに収入が伴うということが、非常に大きなモチベーションになるということは、よく聞いております。沖縄の先生方は、皆さんどちらかというと町道場で生徒さんたちを教えてはいらっしゃいますけれども、別で本業を持っている。それで教えていらっしゃる現状もありますから、これからは名実ともに本当に――これは空手に限りません。伝統工芸、伝統文化、芸能に携わっていらっしゃる方々にもっと私たちは光を当てて、本当に世界に誇る沖縄の伝統文化にさらに充実感を持った取組を進めていけるようにサポートしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　知事ありがとうございます。

本当に専任で活動できる環境をつくってあげるのが

発展につながっていくと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次 (3) 番、大型ＭＩＣＥ施設整備等に係る取組状況と工程、また今後の方針について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　県では、周辺地域も含め大きな経済効果が見込まれるＭＩＣＥを戦略的に振興することとしており、このため、新たな沖縄振興計画（素案）においては、大型ＭＩＣＥ施設の整備を含むマリンタウンＭＩＣＥエリアの形成を推進することとしております。また、同計画における東海岸サンライズベルト構想の展開では、マリンタウンＭＩＣＥエリアにおいて、大型ＭＩＣＥ施設の整備及びスマートシティの形成など、魅力あるまちづくりを推進し、東海岸地域一帯のにぎわいを図ることとしております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　大型ＭＩＣＥ施設のエリア振興に関する協議会は、早めに行ったほうがいいと思っているんですけれども、どういうふうに考えておりますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　先ほども申しましたように、新たな振興計画において大型ＭＩＣＥ施設の整備を位置づけるとともに、地元市町村と県で構成する大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会とか、関連する市町村と連携しながら取組を進めてまいりたいと考えておりまして、今年度は７月末の開催に向けて今、準備を進めております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひよろしくお願いいたします。

続いて３番、モノレールの延伸に向けた調査・分析について、取組状況と関係市町村との対応状況を伺います。よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　モノレールは平成30年度に延伸の可能性の調査を実施した結果、採算性等について課題があることが確認されております。そのため、今年度は、採算性等の課題について、需要確保に向けた利用促進策の検討、利用促進策を講じた場合の効果の程度等の調査を実施することとしておりまして、その調査委託について、７月上旬に公募を予定しているところです。また採算性の向上を図る観点から、南風原町、西原町、与那原町等のまちづくりの方針等を今、確認しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　調査の費用をつけていただいてありがとうございます。

このモノレールというのは、発展可能性を含めた調査が必要だと思います。現状の調査では、やはり採算性に問題があるというふうに出てくると思うのですけれども、発展可能性を含めた調査をやっていただくことに感謝申し上げます。

次、４番。

沖縄の文化芸能交流施設計画と世界のウチナーンチュ会館――ムートゥヤーの設置要請について取組状況と県の方針を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　県では県立郷土劇場に代わる施設の在り方について検討を行い、当面は既存の文化施設を活用しながら必要な機能を補完する施設として、文化発信交流拠点を整備する基本計画を平成25年度に策定しました。整備場所となる浦添の組踊公園における条件整備等を行うため、平成30年度に実施計画案を策定したところです。当該計画案については、関係団体等と意見交換を行っているところであり、引き続き施設の規模や在り方等について検討していきたいと考えております。

また世界ウチナーンチュ会館設置の要請につきましては、令和３年４月、ＪＩＣＡ沖縄センターと連携し、ウチナーネットワークコンシェルジュを設置し運用を開始したところでありまして、この運用を進めながら必要な機能の拡充についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　県は、県立郷土劇場の再建のために、沖縄の文化芸能発信交流拠点の実施計画の作成をしておりますが、それにおいて施設整備の意義はどのようなものでしょうか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　平成21年３月に閉館した県立郷土劇場に代わる施設の在り方について検討するという一環で、文化交流拠点の整備について検討が進められているところでありまして、今現在、整備場所として浦添の組踊公園における条件整備について調整を進めているところでありますけれども、その実施計画の中では、稽古場不足の解消や小規

模な公演にも活用できるスタジオスペースの確保、芸能団体の活動拠点となるオープンな作業スペースの確保、舞台道具などの保管スペースの確保などの機能を有する交流拠点というところで検討が進められているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　その必要な機能を補完する施設というものですから、今、浦添市は、国立劇場おきなわの隣接に建設することに対して、緑地率や国庫の返還金等の課題で難色を示しております。

浦添市との現在の調整状況はどのようになっているかお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　整備場所とした組踊公園は、浦添市の都市公園になっており緑化面積率などの条件整理等が必要となっておりまして、浦添市と調整を進めております。この緑化面積率については、屋上緑化等の方法により代替措置が講じられないかということで今、調整を進めているところであります。また、施設整備に伴い、公園内の既存施設――トイレですけれども――を撤去した場合の国庫補助返還の課題がございまして、その施設の耐用年数、返還見込額、負担方法、代替施設の整備等々について浦添市と調整協議を進めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　私たち、歴史・文化を大切にしながら世界に発信していくという中で、補完的な機能をつくるのであれば、私はつくらないほうがいいと思います。それよりは、もっと再調査をしていただいて、ふさわしい場所がないかということを考えるべきだと思っているんですけれどもどうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　県では、先ほども申しましたように文化振興交流拠点として必要な機能を補完する施設として、国立劇場おきなわに隣接する組踊公園にそれを整備するという基本計画を策定したところでありまして、同公園は、文化発信交流拠点の目指す役割機能等との親和性、相乗効果が高いエリアでありますので、県としましては、既存の県下全域の文化施設の活用状況等を調査するとともに、同計画について関係団体との意見交換を行いながら、引き続き施設の規模や在り方について検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひこの施設の意義や効果を最大限に発揮させるためには、私は今、世界のウチナーンチュ会館と併せて、県営中城公園に中城城と一体となって整備したほうがよいのではないかなと思っております。なぜかというと、今、中南部地区の都市計画の中でも中南部都市圏構想があります。中部の発展の拠点としてそのような施設があれば、道路網の整備……

○議長（赤嶺　昇君）　まとめてください。

○新垣　光栄君　等が一体となってできます。そのために今、中城村や北中城村と歴史まちづくりの計画の中で協議をしております。土建部長も公園内に設置するのは問題ないと……

○議長（赤嶺　昇君）　まとめてください。

○新垣　光栄君　答弁をいただいておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、最後に知事の意見を聞いて、お伺い……

○議長（赤嶺　昇君）　総残時間が切れてしまっています。

○新垣　光栄君　ありがとうございました。

後でまたやります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　日本共産党の比嘉瑞己です。

よろしくお願いいたします。

早速ですが、新型コロナウイルスの対策についてから伺います。

今回のコロナの第４波は、子供の感染の広がりも大きな特徴だと思います。

最初に、学校感染の状況と社会的影響への見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今回の感染拡大につきましては、過去の流行と異なりまして未成年者の感染者が多く、家庭内及び学校内での感染を多数確認いたしております。小学生、中学生、高校生の感染者数は、５月４日から週ごとに倍増しまして、６月１日の週では、225名と増加しました。休校措置後１週間で90名減少し、135名となったところです。学校内で感染が広がりますと、子供から家庭内での感染という伝播も見られ、社会的な影響も大きいと考えており

ます。

このため、県としましては、学校ＰＣＲ支援チームによる検査体制を構築しまして、迅速な検査により感染防止対策に努めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　学校が再開されて、明日で２週間となります。再開後の学校の感染状況はどうなっていますか。児童生徒や教職員の感染者数、クラスター、学級閉鎖などがあれば教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　休校後の減少につきましては、先ほど答弁したところでございますが、休校明けの６月22日の週では、51名まで減っているところでございます。学校再開後も家庭内感染等により児童生徒の感染を確認しておりますが、現在のところ学校内での集団感染及びクラスターは確認しておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　減っているとはいえ、51人。

失礼しました。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　失礼しました。

休校明けの学級閉鎖でございます。

休校の報告はございませんが、６月21日から28日の報告で、県立学校では５校５学級、小中学校では３校３学級が学級閉鎖をしています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　減っているとはいえ、こうした状況です。今、学校の中の話なんですが、毎日のように未成年の感染者も報告されています。

同じく、学校再開後からでよろしいですので、10歳未満、10代の感染者数、その比率も教えてください。緊急事態宣言延長後も、沖縄県の感染者は高止まりをしていると私は思います。デルタ株による子供の感染も心配です。引き続きこの子供の感染の広がりは、警戒する必要があるのではないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず学校再開後の数字についてでございますが、今、私の手元にあるのが６月21日から１週間の数字でございます。10歳未満が38人、10代が54名ということになっております。その前の週が、同じく48名と58名でしたので、若干減っている状況ではございますが、さらにその前の週と比べると半減以上の減少になっているところでございます。

それから、子供の感染についてのデルタ株の影響についても、今回子供を含め若い方に感染が広がったのも、やはりＮ５０１Ｙの株の置き換わりがあったというふうに考えておりますので、デルタ株については警戒が必要だと考えております。ですので、検査体制を整えて対処していきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　続いて、学校ＰＣＲ支援チームの実績についてお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　学校ＰＣＲ支援チームは５月31日から支援を開始しました。６月25日の時点で受検した学校は99校、3271名の検査を実施しております。その結果、陽性者は27名判明しまして、陽性率は0.83％ということになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　学校ＰＣＲは、大変有効だと思います。ただ、感染者が出てからの対応となります。未然に拡大を防ぐ観点も必要だと私は思います。今後、修学旅行がどうなるのか。部活動での大会など、集団活動もあるわけですが、そうした場合には、やはり事前のＰＣＲ検査をやっていく必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まず部活動の県外、九州とか全国の大会のところでございますけれども、県外に移動する九州、全国大会につきましては、事前事後のＰＣＲ検査を行うようお願いしていまして、行っているところでございます。修学旅行について、今後コロナ禍の感染でどういう形になるかまだ分からないところがございますが、ＰＣＲ検査については、今後庁内で検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　続いて、感染者に関する情報共有の在り方についてです。

私のほうに相談がありました。医療・介護従事者の皆さんも、子供が学校に通っているわけです。自分の子供が通う学校で感染者が出た場合、この医療・介護従事者である保護者の皆さんは、職場では濃厚接触者の扱いとなって、陰性が証明されるまでは自宅待機と

なるそうです。ですが、なかなか学校からの情報が来なくて、いつまで待機すればいいのか分からない。ただでさえ人手不足の現場は、大変大きな影響を受けています。医療・介護現場にコロナウイルスを持ち込ませない。そして出勤自粛がなるべく短くなるように、エッセンシャルワーカーである保護者の皆さんに、学校からの正確な情報提供が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　学校において陽性者が発生した場合に、個人情報ということもございまして、これまでは確かに濃厚接触者ではないかという御不安もお持ちになられたことがあったと思います。ただ今回、学校ＰＣＲ支援チームによって、迅速にこれを対処することができるようになりましたので、濃厚接触者と思われる方、それから接触者と思われる方まで含めて検査をいたしますので、その検査結果を持ちまして、情報が伝えられるものというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　よろしくお願いします。

続いて、行政検査、保険診療検査、検査事業の検査の可能件数とその実績について教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　新型コロナウイルスの検査可能件数につきましては、６月現在、１日当たり最大で約9000件となっております。また、４月から６月25日時点までの実績で申し上げますと、行政検査が１万9450件、保険診療検査が６万3481件、検査事業が17万943件、合計で25万3874件というふうになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この検査事業は、17万回と県独自の社会的検査が大変多いというのは、私は評価できると思うんです。この間も指摘しましたが、ただこの行政検査が１万9450。部長はこれ１日当たりだと、行政検査って大体何件になるか分かりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　４月から６月25日までの計算でいきますと、行政検査の場合は１日当たり226件でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　毎日の報道を見ると、そんなにやっているような数字になっていないと思うんですよね。多くても40件だったんじゃないかなと思うんです。この１日当たりの行政検査が少ないと私は思うんですが、検査体制拡充して増やす必要はないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　行政検査ももちろんそうですけれども、行政検査の補完する役割として、保険診療検査がございます。地域によっては保健所から保険診療で病院を紹介してやる場合もございますので、行政検査と保険診療を合わせた件数で見ますと、必要な件数を今、確保できているのかなというふうには思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　保険診療検査も実際には行政検査的な役割を果たしている。こういった情報提供が県民にはなかなかできていないと思いますので、その辺の在り方もぜひ改善してほしいと思います。

それでもやはり私、この今の沖縄の状況見ると、もっと検査を増やすべきだと思うんです。そうした意味で、濃厚接触者の定義が、日本では大変狭く運用されているんではないかと思います。定義を見ますと、患者と長時間の接触があった者とあるんですが、じゃ長時間って何時間なのか、これ分かりません。患者と１メートル以内で15分以上接触があったとしても、マスクをしていれば濃厚接触者ではないとなるんですね。これを総合的に判断するとあるんですけれども、こうした解釈に任せていては、濃厚接触者をちゃんと捉えられないと思います。私はもっと定義を積極的に捉えて、検査の数を増やすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　濃厚接触者につきましては、総合的に判断して、保健所長が認定することになりますけれども、やはりそれを広めに捉えるという必要はあるものと考えておりまして、現在、高齢者施設等で陽性者が発生した場合に、濃厚接触者以外にも対象を広げて行政検査として検査を実施しております。

また先ほどの学校ＰＣＲにつきましても、濃厚接触者以外に、濃厚接触者よりも広く接触者まで捉えて行政検査として今やっておりますので、そういう意味では、沖縄県としては広く捉えて検査をしているというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ありがとうございます。

今お話のあった高齢者施設で検査をやっているわけですが、これまでのクラスター件数、死亡の件数も教えてください。その上で、高齢者施設の定期的ＰＣＲ検査の実績も教えてください。そして、報道でもあり

ましたが、実施率が必ずしも高くないと聞いておりますが、その理由は何ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　令和２年度から本年６月現在までの高齢者施設でのクラスターは32件となっております。関連する死亡者数は28名となっております。

それから高齢者施設におけるＰＣＲ検査の申込みが約６割という状況で、低いのではないかという御質問だと思いますが、まずＰＣＲ検査は強制ではないということで、任意で受けていただいている状況でございます。ですが県としましては、可能な限り受けていただきたいと思っておりまして、推奨しているところでございますが、検査を受けない理由としては、やはり心理的負担感がある、拒否感があるというような御意見も伺っておりますので、丁寧に説明をしてまいりたいというふうには考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　その対象となる施設が3600ぐらいあると聞きました。そのうちの６割しかまだ検査を、手を挙げていない。残り４割がなぜ手を挙げないか。心理的負担とおっしゃいましたが、私が聞きますと、やはり実際に陽性者となった場合、職場への影響を考えるわけです。職員が不足している。休んだとしても人材確保は容易にできない。運営が立ち行かなくなる。こうした不安から検査をためらうという声が聞こえております。本末転倒だと思うんですよね。検査を受けてもらわないと、実際に陽性者が出た場合のほうがもっと影響が大きいわけですから、せっかく県がこうした検査をやっているわけですから、もっとその検査の意義を伝えて、ただそれだけではなく、実際に陽性者が出た場合でも安心ですよということを示す必要があると思うんです。県の取組を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　陽性者等が発生した高齢者施設に対する支援といたしましては、介護人材や衛生資材の確保等にかかる補助金を交付しておりまして、令和２年度83施設に対して、１億737万9000円を補助したところでございまして、令和３年度も同様の補助を行うための予算を計上したところです。

またあわせて、感染等により介護人材が不足した場合の応援派遣に係るコーディネート事業のための委託も行って、高齢者施設等を支援してまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　人材支援もよろしくお願いします。

次に移ります。

脱炭素社会の実現について。

新しい沖縄振興計画での位置づけをお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　お答えします。

新たな沖縄振興計画（素案）では、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進、沖縄に適したエネルギー供給・消費の効率化、低炭素化及び省エネルギー化の推進を施策として掲げ、取り組んでいくこととしております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　こうした位置づけで、このたび沖縄県で第２次地球温暖化対策実行計画が策定されましたが、概要をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　県が今年３月に策定した第２次沖縄県地球温暖化対策実行計画は、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの利用促進、次世代自動車の導入促進、建物の省エネルギー化の推進等により、2030年までに温室効果ガス排出量を2013年度比で26％削減することを中期目標に掲げております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　その中期目標、これから10年で温室効果ガス26％削減という目標を掲げました。これは日本政府の目標に合わせたと思うんですが、しかし今、国際社会では、もう先進国は30年度までに50％以上削減の目標を掲げています。菅首相も今年行われた気候変動サミットで削減目標を46％に引き上げました。国際社会に比べるとまだ低いんですが、やはりこの沖縄県の目標も同時に引き上げる必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　国は今年４月に2030年までの温室効果ガス削減中期目標を46％に引き上げることを表明し、５月には2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを法的に位置づけたところでございます。

本県でも今年３月に、2030年までの中期目標を26％削減とする第２次沖縄県地球温暖化対策実行計画を策定したところでございますけれども、国の新たな削減目標を踏まえ、今後本県の削減目標の見直しも行った上で、地球温暖化対策を強化していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　その目標達成にはやはり再生エネルギーの導入が必要だと思いますが、この導入について教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　県では、新たなエネルギー計画である沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブにおいて、2050年度のエネルギーの脱炭素化に向け、2030年度に低炭素で災害に強い、沖縄らしい島嶼型エネルギー社会を実現するため、再エネ導入拡大等に取り組むこととしております。また、2030年度目標としまして、再エネ電源比率を現状の約7.5％から18％に、エネルギー自給率を2.4％から５％に引き上げることとしておりますが、国の動向を踏まえ、上方修正に着手しております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この再生可能エネルギーの電源比率だったり、そのエネルギーの自給率もこれから２倍化する、10年でやるという大変大きな目標だと思います。やはりこれ沖縄県全体で取り組まなければ実現できないと思いますが、このイニシアティブの計画を見ますと、自立分散化、地産地消化ということが大変大きなキーワードになっておりますが、これどのように進めますか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

県では災害に強く、再エネ導入拡大につながる自立分散化や、地域のエネルギーを地域でつくる地産地消化について、これまで波照間島、宮古島での再エネ優先利用の実証事業、それから水溶性天然ガス活用に向けた試掘等に取り組んでまいりました。こうした取組をさらに進めるため、新たな振興計画（素案）の柱の一つとして、脱炭素島嶼社会の実現に向けたエネルギー政策の推進を位置づけ、民間投資を誘発する税制優遇や補助制度の創設等によりエネルギーの自立分散化及び地産地消化を推進してまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　続いて、重点プロジェクトの中で一番最初に掲げられています再エネ導入エリアの拡大ですが、これの具体策を教えてください。

これまで島嶼県である沖縄県は不利だと言われてきたんですが、どういうふうに目指していくのか教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　県では再エネ導入エリア拡大プロジェクトとしまして、まず太陽光発電、蓄電池等をＩＴ制御し、再エネ優先利用を実現する宮古島での実証事業成果の本島、それから離島エリアでの拡大、それから民間におけるバイオマス発電増設や木質バイオマス混焼の拡大等に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　先ほど波照間島の話、少し出ましたが、やはりこの離島が今度キーワードになるんじゃないかなと私は思います。やはり再生エネルギーの電力供給100％をぜひ離島から目指すべきだと思います。これまで不利と言われていた沖縄のこの地理的な条件を、逆にこの自然豊かな沖縄だからこそ再エネで100％できるんだということを示すべきだと思いますが、具体策を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　県では、これまで地産可能であるものの発電量変動が大きい太陽光や風力等の再エネを最大導入するため、宮古島や波照間島などで地域のインフラや環境に応じた実証事業を実施してまいりました。

県としましては、電気の安定的かつ適正な供給の確保を前提に、こうした実証事業成果が他の離島でも活用が進むよう、電気事業者と協議を進めることに加えまして、民間投資を誘発する税制優遇、それから補助制度の創設等により、離島における電力供給の再エネ化を推進してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　次に移ります。

去る国会でプラスチック資源循環促進法が全会一致で可決、成立いたしました。海洋プラスチックの汚染対策と地球温暖化対策を進めることが期待されております。抜本的な対策は、政府と企業の責任でプラスチック自体の生産量を減らしていくことが何よりも重要ですが、リサイクルも大切なことだと思います。沖縄県のプラスチック資源循環促進法への対応についてお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　プラスチック資源循環促進法は、プラスチック資源循環の取組を促進するため、製造事業者による環境配慮設計、市町村による分別・収集、販売業者等による自主回収、排出事業者による排出抑制・再資源化等の役割を規定しており、県は市町村に技術的援助を与えるよう努めることとされております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　沖縄県におけるプラスチックごみの現状はどうなっていますか。リサイクルの状況もお聞

かせください。
○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。
○環境部長（松田　了君）　平成30年度の実績でございますけれども、一般廃棄物の総排出量が約47万5000トン、そのうち分別回収されるプラスチックが6500トン、それから燃やすごみの中に含まれるビニールや合成樹脂等が11万9400トンということで、プラスチックは合計で12万5900トンになっております。
　これらのプラスチック等につきましては、容器包装リサイクル法に基づきまして、リサイクルされる量が6500トンで約５％、残りの11万9400トンは焼却等の処理が行われております。なお、焼却される場合につきまして、発電に利用されている部分がございまして、それが11万9400トンのうちの約52％でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　プラスチックごみの95％が焼却されている。発電に使っていることもあるわけですが、ただその焼却処理では気候変動につながる二酸化炭素を出すので、地球温暖化対策とは矛盾していきます。プラスチック資源循環促進法は、市町村に容器包装だけでなく、製品プラスチックも一括回収するように要請していますが、県内の状況はどうでしょうか。自治体の一括回収が進んでいない理由は何でしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。
○環境部長（松田　了君）　プラスチック資源循環促進法に基づきまして一括回収を実施しております市町村はまだございません。一括回収の前提となる容器包装リサイクル法につきましては、今、県内40市町村で実施されておりますけれども、その専用施設や保管スペースを設置するためのスペースの確保が困難、あるいはその住民への周知及び分別作業にかかるコストが負担になっているという問題もございます。
　今後市町村が一括回収に取り組むことができるよう、技術的な援助を行ってまいりたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　一括回収の受皿がない、これも大きな原因だと思います。全国にはある廃プラペレットの製造工場、こうしたことは沖縄県としてあるんでしょうか。なければこの廃プラスチックの受皿づくりとして支援する必要があると思いますが、いかがですか。
○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。
○環境部長（松田　了君）　現在、県内ではペットボトルを再商品化する事業者が２社ございまして、合計で約34トン程度、リサイクルできるような状況になっております。また、プラスチックそのものを下水道用の蓋にするといった製品をつくっている事業者等もございます。今後、プラスチックのリサイクルに向けてこのような事業者が増えるために、県として必要な取組を行っていきたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　年間12万トンも出るわけですから、まだまだ足りないと思います。法律は来年４月の施行を目指しています。先ほどの沖縄県の地球温暖化対策には、脱プラスチックに向けた目標はあるのでしょうか。計画目標を掲げて取組を加速させるべきだと思いますが、いかがですか。
○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。
○環境部長（松田　了君）　今年度、本県における脱プラスチック社会の実現に向けて、県がどのようなことについて取り組むべきかを有識者から提言を受けまして、今後の政策に反映させるということを目的に、プラスチック問題に関する万国津梁会議を開催する予定としております。プラスチック資源循環の推進に向け、同会議における提言を踏まえて、政策を進めてまいりたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　頑張ってください。
　続いて、建設労働者の低賃金について伺います。
　建設業の担い手の確保や育成を目的とする担い手三法が成立しておりますが、その成果を問います。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　県では、担い手三法施行後、労働者の処遇改善に取り組んでおります。社会保険未加入対策として、下請負人の未加入状況の確認及び改善指導を行い、社会保険加入率が上昇しております。また、建設業の働き方改革の推進に向け、適正な工期設定及び施工時期の平準化に努めるとともに、週休２日工事やＩＣＴ活用工事を推進するため、令和３年度からこれらの実績を総合評価の評価対象に追加したところでございます。引き続き、建設業の担い手の確保・育成に努めてまいります。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　続いて、沖縄県の公共工事の設計労務単価は改善されましたか。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　県の公共工事設計労務単価は、国の調査に基づき決定された労務単価を適用しております。労務単価は、平成25年度以降上昇しており、平成24年度と令和３年度を比較しますと、全職種平均で60.4％の上昇となっております。また、

令和３年度の労務単価は、全職種平均で沖縄県は２万5625円、全国は２万5352円で、同水準となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　設計労務単価は、９年連続で引き上げられ、沖縄県では全職種平均で――これは日額ですが２万5625円です。しかし、実際に沖縄の建設労働者はこんなにもらっているでしょうか。

商工労働部に伺います。

商工労働部では、公契約条例の施行に伴い、毎年賃金調査を行っていますが、この調査では建設労働者の時間割賃金は幾らになっていますか。設計労務単価との比較もお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　賃金等調査による建設労働者の賃金についてお答えいたします。

商工労働部が令和元年度に実施しました沖縄県契約に係る賃金等調査では、平成30年11月時点の１時間当たりの賃金は、工事請負事業者で1691円、建設関連の業務委託の事業者で1733円との結果となっております。同時期の公共工事設計労務単価である平成31年３月の全職種の単純平均ですが、2889円となっておりまして、賃金等調査の賃金は、労務単価の工事請負で58.5％、建設業務の業務委託で60.0％となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　沖縄県の建設労働者の実際の賃金は、設計労務単価の約６割です。公共工事の設計労務単価の実態賃金がこんなにも乖離している理由は何でしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　労務単価と賃金等調査の乖離についてという御質問にお答えいたします。

この２つの金額に差がある大きな要因としましては、単価の算出方法が異なっておりまして、公共工事設計労務単価には家族手当、通勤手当、ボーナスなどの賞与、退職金、食事等の現物支給が含まれておりますが、賃金等調査にはこれらが含まれておりません。それから、公共工事設計労務単価が39種類の職種別単価を単純平均したものであるのに対しまして、賃金等調査は、加重平均のため、平均の算出方法による乖離もあるものと考えられます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　私は違うと思いますよ。そうは言っても、これ時間割ですから、差はそんなにはないと思います。皆さんがそう言うのであれば、その設計労務単価に合わせた実態調査をきちんとやるべきですよ。今回は指摘にとどめたいと思います。

土木に聞きますが、公共工事の設計労務単価の目的は何でしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　まず公共工事の予定価格の決定に当たりまして、予算決算及び会計令に基づきまして、取引の実例価格を考慮し適正に定めることとされ、農林水産省及び国土交通省ではこれに基づき、設計労務単価を調査し決定しております。

沖縄県におきましては、国の調査に基づき決定された価格を準用しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　不十分だと思いますね。設計労務単価がなぜ公共工事の予定価格の積算のために用いられているのか。それはこの設計労務単価が、労働者本人が受け取るべき賃金として期待されているからだと思いますよ。だからこそ、国もこれまで担い手三法を改正して、政策的に労務単価を引き上げてきたわけです。こうした目的があるんですけれども、実態は６割にしかなっていない。やっぱりそこに目を向けるべきだと思います。

全国では既に改善のための取組が始まっております。東京都日野市では、公共工事の入札について総合評価方式の運用の中で、設計労務単価に対して一定水準を保つ事業者には加点評価をする。こうした方法を導入しています。沖縄県でも導入すべきではありませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時17分休憩

午後０時17分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

日野市の入札の一部で実施している総合評価では、当該工事における建設労働者への賃金について、設計労務単価の80％以上とすることを評価項目の一つとして加点し、完成時に不履行の場合は、成績評定で減点をするという内容で理解しております。日野市の事例におきましては、賃金等労働条件確保に向けた企業の取組が非常に評価できる一方、全労働者の履行確認による事務量の増加等が懸念されることから、評価項目への導入については、他県の事例や関係業界団体等の意見も聞きながら検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　しっかりと検討していただきたいと思います。

今は入札制度の改善でお話ししましたが、続いて、沖縄県の公契約条例を理念型から実効性のある規制型に改定すべきだと思います。いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

同条例は、条例を制定するに当たり設置した有識者等懇談会での意見や国の見解として、独自の賃金下限額を規定する条例は最低賃金法の趣旨に反することが示されていること等を踏まえ、理念型の条例として平成30年に制定したところであります。

県としましては、引き続き関係部局と連携を図りながら、法令を遵守させるための具体策等を盛り込んだ取組方針を浸透させ、着実に実施することで、条例の実効性を高めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　最初に取組方針の成果について伺いたいと思います。労働環境の整備促進も目標にあると思いますが、その成果はどうなっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　県では、条例に基づきまして、県契約に関する施策の実施に当たっての条例の基本理念の実現を図るための具体的な取組をまとめた取組方針を策定しております。同方針では、社会保険に係る法令を遵守するための取組として、建設工事入札参加資格審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は、当該保険に加入していることなどを要件とすること、下請業者が社会保険未加入建設業者である場合、受注者に対しペナルティー、これは指名停止、あるいは工事成績評点減点等を実施することなどがございます。例えば、下請業者が社会保険未加入建設業者である場合のペナルティーに関する取組では、土木建築部だけではなくて、農林水産部それから教育庁でも実施しているところであり、さらに工事施工がある部局へ浸透が図れるよう、引き続き全庁的に取り組んでいるところでございます。

それから、令和元年度賃金等調査における健康保険、厚生年金、雇用保険の加入状況についてもお答えしますが、これ下請事業者も含めまして、事業者の加入率が100％。労災保険の加入状況につきましては、調査した下請事業者82業者のうち、２事業者が未加入で、加入率が97.6％となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　やはりこの条例で定めると、これだけ大きな成果が出るわけですよ。この社会保険の加入については、元請だけじゃなくて下請まで徹底することができました。

ちょっと本題に戻りますが、賃金、ここもやはり条例でしっかりと規制型にすることによって大きく変わると思うんですね。それで全国見ますと、千葉県の野田市の公契約条例が有名ですが、ここでは国が決定した先ほどの公共工事の設計労務単価、この一定水準の支払いを義務づけているんです。沖縄県の公契約条例でもできると思います。ぜひこの規制型に改定するべきだと思いますが、いま一度答弁を求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

繰り返しの答弁になりますが、沖縄県の契約に関する条例は、制定するに当たり設置しました有識者等懇談会の意見や国の見解として、独自の賃金下限額を規定する条例は、最低賃金法の趣旨に反することが示されていることなどを踏まえ、理念型の条例として平成30年に制定したところでございます。

県としましては、引き続き関係部局と連携を図りながら、法令を遵守させるための取組方針を浸透させ、着実に実施することで条例の実効性を高めてまいりたいと考えております。その上でなお県契約に関する実情、それから条例の運用に課題が出てくる場合には、他の自治体等の取組状況等を調査研究した上で、契約審議会におきまして課題解決に向けた議論を行っていただきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ありがとうございます。

これまでは入り口で意見は合いませんでしたが、今の答弁では、課題があれば審議会で議論をすると踏み込んだ発言があったと思います。

ありがとうございます。

部長、いま一度確認させてください。先ほども話しましたけれども、沖縄県のこの建設労働者の賃金は、設計労務単価の６割しか支払ってないわけですよ。課題は明確ですよ。課題が確認されたら審議会でしっかり議論をする。これ約束してくれますね。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　調査研究をすると申し上げました。他県の状況等も踏まえてしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この問題の最後に、照屋副知事に聞きたいと思います。

副知事はこれまで、沖縄の建設業界の中で、その第

一線で活躍をされてこられました。これまで沖縄振興計画の残された課題の大きな一つは、県民所得の向上です。全国最下位クラスの県民所得をどう引き上げていくのか。沖縄県の就労人口が約70万人。そのうち建設労働者は７万人で、約１割です。建設労働者の賃金を引き上げることは、必ず県民所得の向上につながると思っています。

来年は復帰50年です。県民所得の向上を推進していくためにも、この公契約条例が大変大きな鍵を握っていると思います。今回部長も大変踏み込んだ発言をしたと思いますので、担当副知事でもありますので、この公契約条例の改正について、最後に副知事の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　議員からるるお話を伺いまして、私がこの公契約条例が全国的に制定に向けて運動している段階で勉強していたことを思い起こしております。恐らく10年くらい前からこの公契約条例が社会的に制定を目指して、様々なところで運動が起こったというふうに承知しておりますけれども、早いところで長野県が平成26年、それ以降、奈良県、岐阜県、岩手県、愛知県と続いて、沖縄県が平成30年と３年経過しているわけでありますけれども、建設業界においては既に平成17年において同じような流れの中で、公共工事の品質確保の促進に関する法律というものが成立しているわけであります。この品確法と言っておりましたけれども、この品確法の制定に向けた業界の努力というのは、労働環境の整備に焦点を当てて、ぜひこの法律が制定されなければ労働環境の整備は立ち行かないという認識の下に、全国の建設業界を挙げて、国交省に政府要請をいたしておりました。

それは過当競争をしていきますと、どうしても利益率が確保できないというようなことから、いわば品質が確保できないような工事をしてしまいかねない。それを防止していく上でも、しっかり品質を確保するための施策を講じていく。それは最低制限価格を上げるとか、あるいは入札制度を改善するとか、電子入札を導入するとか、あるいは何でしたか、世界的な品質標準を導入していくとか、こういった施策と相まって、業界ではこの20年近く、その整理整頓に努めてきたわけでありまして、労働環境もそれに伴ってかなり条件整備がなされてきているというふうに考えております。

したがってこのような認識の下に、本条例の提起につきましては、条例の実効性を高めるために、関係部局と連携を図りながら全庁的に取組方針の浸透を図っているところでありますけれども、条例の運用について課題が出てくる場合には、担当部局で他の自治体の取組状況等を調査研究した上で、第三者機関である契約審議会の中でしっかりと議論を行っていただきたいと考えております。先ほど嘉数部長がるる答弁をしたとおりであります。

以上です。

○比嘉　瑞己君　ありがとうございました。

文化芸術活動、また次の機会に質問させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時30分休憩

午後１時50分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　こんにちは。

てぃーだ平和ネットの比嘉京子です。

通告に従いまして、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

まず１番目に保育行政について伺います。

保育現場では、緊急事態宣言発令時においてもエッセンシャルワーカーの子供のみならず、通常保育が行われています。保育終了後には遊具や絵本、保育室を１時間以上かけ消毒する毎日です。コロナ禍でこれまで以上に過重業務が顕在化し、国基準の保育士配置基準では限界と、悲鳴が上がっています。保育界の長年の最重要課題であり、緊急時に対応するためにも、沖縄県独自の配置基準を設けることが要望されています。

以下、質問いたします。

(1)、本県は待機児童以上に保育所の定員割れが起こっています。待機児童を解消するためには保育士は何名必要でしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　令和３年度末までの待機児童解消に必要な保育士数は、１万1869人と見込んでおります。また、保育士不足による定員割れは、令和３年４月１日現在で143施設、1240人の保育士が不足しており、これによる定員割れは1240人となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時52分休憩

午後１時53分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　失礼いたしました。

令和３年度末までの待機児童解消に必要な保育士数は、１万1869人と見込んでおり、令和２年４月１日現在で１万390人、これは常勤換算数ですが保育に従事していることから、令和３年度末までに残り1479人の確保が必要ということになります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　では、(2) 番目の県内の潜在保育士数と保育従事者数は何名でしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　令和２年４月１日時点の保育士登録件数は２万5438人となっており、このうち約１万4000人が保育に従事していることから、潜在保育士は約１万1000人と推計しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　これだけ保育士資格を有しながら保育現場に戻らないという、現場に行かないというその理由はどこにあるのかということを、(3) 番目の質問です。

保育士が保育に従事しない主な理由は、保育士の処遇と保育士配置基準の低さにあると言われています。配置基準を上げるため、これまで県の取組について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　県では、子供の健やかな成長のため、保育の質の向上を図ることは重要であることから、全国知事会を通し、保育士の配置基準の見直しを国に対し要望してきたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　今、2012年に法改正をしまして、保育士の配置基準について、国は地方自治体の裁量で制度を見直すことができるように関係法令を改正しています。国の方針について、県の考え、認識を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　御指摘のとおり、国の配置基準を超えて県独自で配置基準を定めることも可能かとは思いますけれども、その場合の課題として多額の財政負担が生じることが挙げられると考えております。

県としましては、乳幼児期の教育・保育の質の確保・向上と保育士の負担軽減を図ることは重要だと考えておりまして、国に対しまして、先ほども申し上げましたが、配置基準の見直し、それと現行の配置基準を超えて保育士を配置した場合の新たな加算制度の創設についてを、全国知事会及び九州各県保健医療主管課長会議で要望しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　(4) 番目、現在、国の配置基準では、現在ゼロ歳児が３人に対して保育士が１、いわゆる３対１です。１・２歳児が６対１、そして３歳児が20対１、もしくは15対１になっているところもありますが、４・５歳児が30対１というような現状です。国基準では、保育は今のところ現場ではできません。認可保育所ではほぼ増員をして運営をしています。県は保育現場での増員の実態はどのように把握されているのでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　県では、毎年の指導監査や給付における加配加算の状況等により、各園が国の配置基準を上回る保育士を配置していることについては、承知をしているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　先ほど九州主管課長会議等でも訴えているというお話がありましたが、保育所における人的配置の状況を調査して、実態をしっかり把握して発言をしていくということが大事ではないかと私は思いますが、調査に関しての御意見を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　データといたしましては、令和３年３月末時点の３歳児の保育加算を例に取りまして、その適用状況から集計をいたしましたところ、県内の認可保育所等における３歳児配置加算については、幼稚園が７施設、保育所が356施設、こども園が99施設と計462施設において、加算適用がなされておりまして、全体の86.4％において、この基準を上回る――３歳児につきましてですけれども――配置加算が行われているというふうに把握をしているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　もう少し具体的に数字を挙げる必要があるのではないかと。今、私の認識では県内の保育園は大体、配置基準の1.5倍か1.6倍。全国の専門家の調査によりますと1.9倍から2.0倍、保育士を配置している現状が、保育の運営をなされているという報告がございます。それについて、やはり沖縄県として調査をかけて３歳の加配のみならずゼロ歳からの配置が

どうなっているのか、そういうところをぜひ見てほしいと思います。

(5) 番目に、負担の大きいと言われている、または負担ばかりではなくて、私はゼロ歳の３対１ということに大変改善を要求していると思うんですけれども、これは緊急時に２人の赤ちゃんしか抱けません。どんなに頑張っても。どうやって３名連れていくんだっていうぐらいのことで、緊急時の安全性を考えてもゼロ歳以下は３対１ということを見直していくということは、喫緊の課題ではないかと思います。そこに、１歳児と一緒に考えていく必要があると思って質問をするわけですけれども、３対１から２対１へ、そして１歳児を６対１から最低でも５対１へ引き上げるというふうに考えると県の財源として幾ら必要となるんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　国が定める配置基準を上回るゼロ歳児２対１、１歳児５対１というふうに配置した場合、必要な保育士の数は約4000人となり、現状より1000人を超える増加となります。それに必要な経費といたしましては、ざっくりとした試算ですけれども、年間で約37億円が別途必要となる見込みでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　これは今、ゼロ歳児を２対１、それから１歳児を５対１にした場合の総額が37億ですか。

答えられるかどうか分かりませんが、今、保育士確保事業に沖縄県として幾ら使っておられるのか。潜在保育士の掘り起こしのために１億ぐらい使っているのと、それから保育士の正規雇用ですか、そういうところも含めて幾らぐらいでしょうか。ざっくりでよろしいです。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時１分休憩

午後２時１分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○比嘉　京子さん　すみません。突然数字を聞いて申し訳なく思いますが、今37億というお話がありましたけれども、その財源にはるか届かないところで今沖縄県の保育士を確保するための事業が行われていると思います。それをしますと、この今出していただいた37億円は、保育士の年間所得を幾らで換算したんでしょうか。それはどういう根拠に基づいてでしょうか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　今回の試算に当たりましては、厚生労働省が実施する令和２年賃金構造基本統計調査結果を用いておりまして、当該調査によりますと、本県の保育士給与の平均年間支給額は、決まって支給する現金給与のほか年間賞与も含め337万3200円となっておりますので、これに1000人超を乗じて、必要な経費を集計したところです。

なお、申し訳ございません。先ほどの御質問でございますが、令和３年度の保育士確保の予算という形でお答えしてよろしいでしょうか。令和３年度の保育士確保のための予算として6.6億円を計上しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　今、保育士の年間所得を337万円ということで換算をしたというふうにおっしゃったんですけれども、これは国のいう配置基準に基づいた数字で、20歳から50歳代の人までを平均した給与になっていると思うんですね。これに1.5倍とか、1.6倍の保育士を確保しているのであれば、これよりももっと平たく下になるということは想定できる――どなたもできるんだろうと思うんですね。そして年齢が上のほうが多い保育園においてはもっと低くなるということは、優に考えられるわけなので、そういうことを考えますと、保育士の産業別に見る給与所得は、１か月に大体10万から11万円低いということの査定が出ています。こういうように保育所は――今日は処遇の問題は論じませんけれども、このように配置基準というのはとても大きな意味を持っているということを今日はお伝えをしたいというふうに思います。

次の質問ですけれども、私は今の数字を踏まえて、やっぱり保育士の配置基準の見直しはしっかりと国にやってもらうと、その働きかけが重要ではないかというふうに思います。この最大の理由は、自治体の自律性に任せるということになりますと、財源力によって子供の安全性とか保育の質とかを左右してしまう。ですからこれはしっかりと国基準で、そして国が予算を出して、そして都道府県と市町村で割って出すという、こういうような形が、今までどおりの形で配置基準を見直していくということを強力に推し進める必要があると思いますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　これまでもそのような観点から、全国各都道府県と連携をいたしまして国に要望してきたところですけれども、引き続きただいま議員がおっしゃいましたような保育士の配置基準の重要性を国に訴えながら、その見直しにつ

いて要望してまいりたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　知事にお願いです。
　全国知事会で知事、リーダーシップを取っていただいて、やっぱりこれだけ保育現場が大変困っていると、これがもう長いこと続いています。ですから、沖縄県知事がリーダーシップを取って、全国知事会の総意の下に保育士の配置基準の見直し、これをぜひとも強力に推し進めていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　議員おっしゃるとおり、必要な保育士をしっかり確保して子供たちの健やかな育ちを支えられる体制をつくりたいというのは、私も思いとしては同じであります。全国知事会においては、それぞれの地域の現状、課題などがあると思いますので、私どももしっかりと調査をしてどのような違いがあるか、あるいはどのような要請が可能かということを検討していきたいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　よろしくお願いいたします。
　では次、２番目に性犯罪・性暴力について質問します。
　本県は、2015年性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを開設し、2019年には病院拠点型の支援を開始いたしました。政府は昨年、内閣府、警視庁、法務省、文部科学省、厚生労働省で構成する性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議を開催し、令和２年度から４年度までの３年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間としています。この間、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策とともに、教育や啓発の強化に取り組むとしています。
　質問します。
　(1)、2015年から2021年までの被害者の状況について、ア、年代別の相談状況について伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターを開設した2015年２月から2021年５月までの相談者総数627人のうち、年代別の内訳は、20歳未満が215人、20代が127人、30代が80人、40代66人、50代17人、60代以上が21人、不明101人となっております。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　イ、米軍人・軍属による被害状況について伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　ワンストップ支援センターに寄せられた相談については、米軍人等による被害かどうかとの分類はしておりませんが、県全体でお答えいたしますと、2015年から2021年５月までの米軍人等による強制性交等事件の検挙数は、沖縄県警察の資料によりますと、５件５人となっております。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　米軍基地内における沖縄の労働者の被害等について、どうも出てこないのですけれども、これは報道で見ると、基地内で働く県民の被害状況がなかなかつかめていないことは問題ではないかというふうに思います。これまでの報道を見てみますと、沖縄タイムスの情報公開請求によって、捜査報告書によると、米海軍の捜査のＮＣＩＳ、そこは空軍・陸軍は入っていませんけれども、2015年だけでも性犯罪は55件起きています。日本側の統計にはそれは表れておりません。性犯罪55件のうち民間女性への被害が10件というふうにその報道ではなされています。これらを知っていく仕組みというのはできないでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　御相談が寄せられたときに、聞き取りを行う場合もございますが、その辺りについて聞くことがまた苦痛になる場合とかも配慮すべき事項等もございまして、任意にお答えいただける部分について聞くことはあるかとは思いますけれども、細かな調査については難しいものと考えております。ただいまの答弁は申し訳ございません、ワンストップ支援センターでの取り扱いについてお答えしております。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　基地対策あたり、または謝花副知事あたりはこのことについてどうお考えでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　そういった性犯罪などについては、被害者本人も精神的にも肉体的にも大変な苦痛を抱いていると、そういった中でそれが表に出るというのは、やはり警察への告訴、そういったものがあるか、またもう一つは、告訴・告発までに至る前の段階でいろんな行政に対する支援を求めてということかなというふうに、今推察しております。そういったものを県のほうにおいても、性被害者ワンストップセンターがございます。それから、県警においてもそういった問題があった場合に、行政機関同士の連携を

取って、こういったニーズを拾うということは可能かと思いますが、この分についてはまた専門家の御意見なども伺いながら検討することが大事かなと思っています。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　ちょっとニュアンスが違うんですけれども、被害者が相談に来るとか訴えるということは別問題で、基地内でどういう犯罪が起こっているのか、しかも県民がどういう犯罪に巻き込まれているのかという数字の把握が必要ではないかという質問をしているつもりですが、ぜひ御検討をいただければと思います。

次に、ウとして、20歳未満の相談状況についての傾向について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時12分休憩

午後２時13分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　先ほどお答えした2015年２月から2021年５月までの相談者総数627人のうち、20歳未満が215人となっておりますので、全体の34％を占めているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　この６年間でどんな傾向にあるのでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時13分休憩

午後２時13分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　失礼いたしました。

新規相談者全体に占める20歳未満の割合は、ワンストップ支援センター開設２年目以降は常に上位を占めているところとなっておりますが、その推移の傾向は一定ではなく、26年度の開設以来、連続して増加を続けた後、令和元年度に減少に転じ、令和２年度には横ばいといった状況にあります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　被害者の支援について (2) 番目聞きたいと思います。

アとして、県内の各支援窓口との連携についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　ワンストップ支援センターでは、相談者が置かれている状況や希望に応じ、病院ですとか、警察、弁護士、心理カウンセラー等の関係支援機関につなげるほか、相談者が18歳未満の場合は必要に応じ、学校や児童相談所、市町村の家庭児童相談窓口と連携するなど、相談者に寄り添った支援に努めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　例えば、県内には新聞等で報道されるときに相談窓口がよく一緒に掲載されているんですけれども、ワンストップセンター以外に強姦救援センターＲＥＩＣＯとか、それから性暴力被害者のところであるとか、様々なところが紹介されているわけですが、県としてはそういうところとの連携は取っておられないんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時15分休憩

午後２時16分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　それぞれの相談機関に寄せられた情報を全て共有しているというわけではないのですけれども、必要に応じて連携をしているというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　といいますと、そういう犯罪については、やはり訴える方の割合も低いですし、訴える時期も10年以上経過しての方々も多いわけです。そうすると沖縄県の実態というのは、なかなか連携を取って数字を年々上げていくということもされていないようなので、そこは課題かなというふうに思います。

次に、イ、県被害者ワンストップ支援センターの体制と支援内容について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　センターは、令和元年８月に病院拠点型に移行し、24時間365日体制で、電話相談、面接相談のほか、病院や警察、弁護士等への同行支援等を行っております。また、相談者の費用負担軽減を図るため、医療費、臨床心理士によるカウンセリング費用、弁護士相談費用や緊急一時避難宿泊費の一部助成も行っており、特に医療費につきましては、本年４月に、精神医療にかかる費用を追加するなど、助成範囲の拡大を行ったところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　次に、関係機関との協議会が設置されているわけですけれども、その役割について伺い

ます。
○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　今年度新たに設置をいたしました沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター運営連絡会議でございますけれども、同会議は、性暴力被害者への支援体制の充実及び効果的な実施のため、関係機関が相互に情報を交換し、問題に対する認識の共有化と連携強化を図ることを目的としております。行政・医療・警察等16の機関・団体で構成しているところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　これまでに何回開催されて、また具体的にどういう話合いがされているんでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　同連絡会議につきましては、今年度始まってから設置をしたところでございまして、具体的な開催についてはこれからという状況でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　では、エの被害者支援における課題について伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　性暴力被害による望まない妊娠の回避のための緊急避妊薬の内服は、被害後72時間以内が効果的であるほか、性犯罪捜査に有用な証拠採取、性感染症検査・治療、精神的ケアのためには、被害後できるだけ早期に、適切な支援を受けることが重要でございます。本年５月末現在、支援センターにおける被害後72時間以内の相談は17％にとどまっていることから、今後さらに、同センターについて周知を図り、被害者に寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　なかなか内容が把握しづらくて、今の支援体制でどうなのかということも見えづらく、それに、やっぱりこういうところには第三者の目が必要ではないかと私は感じています。第三者によるチェック機能ということをお考えでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　先ほど申し上げました連絡会議には、16の機関が関わっておりますし、日常的に医師やそれから支援団体との連携も図っているところですので、そういった方々の御意見を伺いながら、日々業務の改善に努めてまいりたいと考えております。第三者機関の設置につきましては、そのような取組の中で必要性も含めて検討してまいりたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　例えば、離島の相談窓口というのはどうなっているのでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後２時20分休憩
午後２時20分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　離島地域の事案に関しましては、相談支援員による対面での支援は難しいものの、協力病院の協力の下で医療的支援については迅速・適切に対応するとともに、相談支援については、電話相談という限られた手段によるものになっていると思われますけれども、必要に応じ、地域の関係支援機関の支援につなぐなど、最大限の配慮をもって相談者に寄り添う取扱いとしているところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　一つの考え方として、保健所管内、保健所所在というところに設置をしていくということも、一応提案として置いておきたいと思います。
(3) 番目に性犯罪の罰則について、アとして、国による刑事法に関する主な検討がされているわけですけれども、そのことについてお伺いしたいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。
○警察本部長（日下真一君）　お答えいたします。
現在、国、法務省でございますけれども、性犯罪の実態に即した対処を行うために、暴行とか脅迫の要件、これの撤廃でありますとか、不同意性交罪の創設、あるいは性交同意年齢の引上げ等について、検討を進めているものと承知しております。
以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　すみません。時効の延長についての議論はないでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後２時22分休憩
午後２時22分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
警察本部長。
○警察本部長（日下真一君）　警察は直接担当していないので、直接はあれなんですが、一応公訴時効の在り方というのも検討の対象になっているものと承知しております。
以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　性暴力の定義なんですけれど、同意のない、対等でない、強要された性的行為は全て性暴力であるという、そういう考えからしますと、力関係、上下関係、教師と生徒、それからせんだっては非常に本当に考えてしまうのが、児童相談所職員と一時保護の十代の少女、こういうように、権力を持つ者と持たない者のそういう力関係での対等でないということは、非常に問題であるということを今後大いに議論されていくことと期待をしているところです。

次に、イとして、沖縄県青少年健全育成条例は未成年者の救済にどのように機能しているのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　沖縄県青少年保護育成条例第17条の２第１項では、満18歳未満の青少年に対し、何人も、みだらな性行為またはわいせつな行為をしてはならないと規定されており、違反者は、条例第22条第１項の規定に基づき、２年以下の懲役または100万円以下の罰金に処すると定められております。

県といたしましては、これらの規定は、青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段による性行為や性的羞恥心を起こさせる行為から青少年を守る機能を果たしているものと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　ぜひ機能してもらいたいと思います。

(4) 番目、再発防止策である加害者更生プログラムについて、現状と実績と課題について、お分かりであれば教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　法務省那覇保護観察所では、性犯罪を犯した保護観察付執行猶予者、刑務所の仮釈放者を対象といたしまして、性犯罪者処遇プログラムを実施しているというところでございます。同プログラムは、認知行動療法に基づき、本人の認知のゆがみを修正し、性犯罪の再犯を防止することを目的としており、過去５年間で38名に対し、実施しているとのことでございました。犯罪をした者の特性に応じた継続的な取組が課題であるとされておりまして、同プログラム終了後も関係機関が連携を図り、多くの社会資源へつなげることが重要であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　では次に、(5) 番の教育・啓発活動を通した社会の意識改革と暴力予防について伺います。

アとして、学校等における教育や啓発の内容について認識を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

学校におきましては、保健教育で命の貴さを学び命を大切にする教育、自分や相手一人一人を尊重する教育を、児童生徒の発達段階に応じ推進してきているところでございます。昨年６月に、内閣府と関係府省会議が策定いたしました性犯罪・性暴力対策強化の方針を受け、性暴力の加害者、被害者、傍観者にもさせない教育の推進が求められているところでございます。

県教育委員会としましては、先般、文部科学省と内閣府が協力して作成いたしました「生命（いのち）の安全教育」、これは発達段階に応じて作成をされておりまして、例えば小学校の低学年用の教材では、水着で隠れる部分については他人に見せない、触らせない。もし触られたら大人に言う等、そういったことを分かりやすく作成された教材が示されておりますので、それを活用いたしまして、学校の教育活動全体で性犯罪・性暴力対策の強化に尽力していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　それぞれの年代に応じたプログラムが具体的に示されているのが今回の特徴ではないかと思います。ぜひとも学校で幼少期からの子供たちの意識づけをお願いしたいと思います。

では次に、イとして、学校等で相談を受ける体制を強化するため、教職員への研修が求められていますが、認識について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

性犯罪・性暴力を含め、心身に被害を受けた児童生徒からの相談に対して、一人で抱え込まず、組織的な教育相談が行われるよう、経年研修等において、その充実に努めております。学校におきましては、毎月の生活アンケート等を活用しまして、児童生徒のささいな兆候や訴えを捉え、迅速に教育相談につなげているところでございます。

県としましては、性犯罪・性暴力に関しては、未然防止及び初期対応が重要になってくることから、今後も児童相談所や警察等の関係機関と連携し対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　子供のＳＯＳをしっかりとキャッチできる先生方の研修、それを全員に行き届くようにぜひお願いをしたいと思います。

ウとして、社会全体への啓発の強化について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　性犯罪・性暴力の根絶に向けては、全ての人が、相手の同意のない性的行為をしてはならない、性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者であるとの意識を共有することが重要であると考えております。

県としましては、女性に対する暴力をなくす運動におけるパネル展や広報媒体を通じた周知のほか、中高校生を対象としたデートＤＶ予防啓発講座等を実施しているところであり、性暴力を含めた将来のＤＶの加害及び被害の予防について、引き続き意識啓発に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　ぜひ今後ともこのような質問をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に提案ですけれども、この性暴力についてですが、今県は来年の新振計――振興計画の中のＳＤＧｓを推進していくということは言われておりますけれども、目標の５番、ぜひともＳＤＧｓの優先課題の中に入れていただけないかどうか、そのことをぜひ検討してもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　ただいまやりとりをさせていただいております、女性に対する暴力をなくすという部分では、次期振計においても位置づけているところでございまして、これまでの取組を通して、また引き続き次期振計期間中においても、その取組の強化を図っていけるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　最後の３番目です。

せんだって６月11日に成立いたしました医療的ケア児支援法の成立について伺いたいと思います。

まずアとして、本県の対象となる医療的ケア児の数と法律の施行により自治体の役割がどのように変わるのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　同法は、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としております。同法においては、地方公共団体は、医療的ケア児等に対する施策を実施する責務を有することが規定されておりまして、県としましては、同法の目的や理念にのっとり、支援の充実、強化に努めてまいりたいと考えております。

○比嘉　京子さん　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時31分休憩

午後２時32分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　失礼いたしました。県内における医療的ケア児の数は、令和２年４月時点で275人となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　本県ではある意味では先進的な取組もしてきたと自負をしているわけですけれども、本県の対応と今後の取組について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時32分休憩

午後２時32分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　県では、平成30年度より、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を行ってまいりました。これまで77名が研修を修了しており、11市町村において23名のコーディネーターが配置されているところでございます。また、受入れ事業者を拡大するために医療機器等の購入費用を支援するレスパイトケア推進事業等を実施しており、受入れ可能な障害児通所支援事業所は令和２年４月現在37か所となっており、平成30年11月現在と比較しまして13か所増加したところでございます。

県としましては、これらの取組を通して、なお一層医療的ケア児とその家族が地域社会で安心して生活していけるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　９月施行でしたか、それに向けてぜひ実態調査をまず行って、それぞれのケア児がどのようなニーズを持っているのかということをぜひとも把握をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　今般成立した医療的ケア児支援法では、附則において政府は医療的ケア児の実態を把握するための具体的な方策につ

いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものという附則がついているところでございます。今後、国の動向を注視しながら対応策等も検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　各都道府県に医療的ケア児のワンストップ支援センターをつくるということにもなっていますので、ぜひとも本県は率先してその家族を支援するために努力をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　これから一般質問を行います。

立憲おきなわの崎山嗣幸です。

会派異動して初めての一般質問ですので、よろしくお願いしたいと思います。

最初の質問ですが、教育問題の中で、中高生のバスの通学無料化についてであります。御承知のように沖縄の中高生の主要な交通手段は路線バスでありますが、他県に比べて鉄道より割高で、バス通学は家計を圧迫して、また送迎する家族の負担も切実であると思います。知事は、家庭の経済環境にかかわらず、高校生のバス通学無料化の実現を重要施策に掲げています。

では聞きますが、ひとり親家庭、非課税世帯の高校生への支援実績を伺いたいと思います。主に人数とか予算額、割合等含めてお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

実績等でございますが、県では、住民税所得割非課税世帯及び一定の所得基準に満たないひとり親家庭の高校生等を対象といたしまして、令和２年10月１日からバス、モノレール通学費の無料化を実施しておりまして、令和３年５月31日現在でございますけれども、3851名の方を認定しているところでございます。

当該無料化に係る費用といたしまして、令和３年度当初予算に６億3193万7000円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　教育長、割合も含めて、高校生のトータルに対して今言われている該当者は何割くらいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

高校生全体に占める割合は８％程度となっています。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　今言われているひとり親家庭、非課税世帯の対象者が3851人ということで、全体に占める割合は８％ということでありますが、より厳しい家庭環境の中で優先をしていることについては、私は評価をしたいと思いますが、しかしあくまでこれは限定的でありまして、拡大していくということが当然公約だと思うのですが、これ検討なされているのかどうか回答お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

知事の公約との関係でございますけれども、知事公約では主要政策において、家庭の経済環境にかかわらず子供たちが安心して学業に励むための支援が早急に必要なことから、中学生、高校生のバス通学無料化に取り組みますとなっております。そこでまた実施政策のほうで子供の貧困対策として中高生のバス無料化に向けて取り組みますということになっておりますので、現在、住民税所得割非課税世帯及び一定所得基準に満たないひとり親家庭の高校生等のバス、モノレールの無料化に努めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　これ後で知事に聞きましょう。

高校生の通学実態調査、2019年にしているんですが、この先ほど言った要求とか切実さとか、特徴的な内容について列挙してくれませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　高校生通学実態調査、令和元年度に調査いたしましたけれども、県立高校全日制、定時制の生徒を対象に実施いたしました通学実態調査では、通学で主にバスを利用している生徒は登校時で14.8％、帰宅時で20.9％となっております。

特徴的な内容としましては、登校時は保護者等による送りが多く、帰宅時はバスや徒歩等で帰る生徒が多いという傾向になっています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　今、答弁の中では14％と言っておりましたが、多分この実態調査の中で、交通費の負担額の実態あるいは送迎の率、それから無料化されたらどれぐらいの生徒がバス利用に切り替えるかについて、この割合を教えてくれますか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

実態調査で今現在は――令和元年度時点でございますけど、バスやモノレールを利用していない生徒に対

して、バスの通学補助がある場合にバスを利用しますかという問いに対しまして、利用しようと思うと回答した生徒は全体の35.0％、利用しようとは思わないが16.4％、分からないが20.1％、無回答が28％というふうになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　切り替えたいという生徒のアンケートが35％ということですが、これ仮に中高生のバスの通学無料化を実現したら予算はどれぐらいを見込んでいることになっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　すみません、ちょっと休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時41分休憩

午後２時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

中高生全て無料にした場合の必要額ということでございますが、中高生全員を無料化の対象とした場合の費用につきましては、徒歩や送迎からのバス通学等への切替えを行う生徒の推計が難しいので積算については困難というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　この積算が難しいということでありますが、これ当初から高校生４万人余り、中学生はどれぐらいですかね。これをトータルで無料化にすることによれば、また中高生がバスに切り替えていくことが結構出てくると思うんです。そういった意味ではいろんな意味で、また親の負担とか、高校の進路の影響とか、またバスの活性化にもなることを含めてあると思うんです。

これは知事に聞きますが、知事がこれを重要施策に載せるときについては、どれぐらいかかって、任期中に実現しようと思って重要施策に入れたと思うんですが、知事の任期も残り１年ということでありますが、次年度の予算に組み込まないと先ほどから言っているように限定的で終わると思うんですが、さらにこれを前進させる意気込みというのか、あるのかどうか知事から伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　家庭の環境にかかわらず子供たちの学ぶ機会をしっかりと確保したいということから、いわゆる子供の貧困対策の一環として中高生のバスの無料化というのを公約で掲げさせていただきました。現在、住民税非課税世帯、ひとり親世帯などの子供たちにその利用をしていただいています。今部局においては、今度は遠距離通学の子供たちですとか、中学生はどちらかというと、中学校区を歩いて通う子供たちが多いので、そうではなく、遠距離でバスを利用している子供たちがどのくらいいるのかとか、さらにその調査も行っておりまして、全体的な調査からまた必要な支援の在り方についても検討していきたいというように考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　これ知事、経済的負担も１か月に１万円以上の負担が26％いたり、中には２万、３万の交通費負担をされている方もいるので、そういうことも含めてぜひ切実な必要性を考えて、知事は全員を対象にしようということの重要施策と思うので、残る任期の中でこのひとり親世帯あるいは非課税世帯から前進させて、自らの重要施策に近づける努力をぜひそうしてもらいたいということで要望をしておきたいと思います。

次、２番目行きますが、公共交通機関のバスやタクシーなどは新型コロナの影響をもろに受けていると思います。まず路線バス等の国への財政支援を求める取組はどうなっているか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　鉄道を有しない本県において、路線バスは地域住民の日常生活を下支えする公共インフラであり、県としては、その確保維持及び安定的な運営を図ることが重要であると認識しております。このため、新たな沖縄振興のための制度提言において、まず１点目に路線バスの欠損補助に係る国庫補助対象限度額の撤廃。２点目に運賃を鉄道並みに低減するための財政支援。３点目に自治体が負担する運行維持経費の８割を国庫補助金または交付金として支援すること。この３点について制度提言の中に盛り込んで、国へ求めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　その路線バス等の支援、取組を一層強めてもらいたいと思います。

２点目でありますが、バスの運転手の不足も従来から言われて、解消事業の取組ということで県が解消事業に取り組んでおりますが、この事業の中身を教えていただけますか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　路線バスの運転手不足は全国的にも深刻な課題となっております。県内事業者においても、定年退職者の再雇用等により既存のダイ

ヤを維持していると聞いております。

このため、県では路線バス運転手の安定的な確保を図るため、バス事業者が行う求人広告費、大型二種免許を持たない新規採用者の免許取得期間及び社内研修期間の人件費を支援しております。

県としては、県民生活に必要な路線の確保維持を図るため、引き続き運転手確保の取組を支援してまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　県内のバス事業者、向こう３年間で約300人前後の退職者が出るということが見込まれているようでありますが、今言われた大型二種免許の取得の助成とか、あるいは今コロナ禍で観光バスの運転手が路線バスに回ってきたりすることによって、この雇用調整金とかいろんな全ての問題が補充されていないという状況も言われていますので、ぜひ運転手の確保についてはさらに強めてもらいたいというふうに思います。これ要望です。

それから３点目ですが、那覇―沖縄市間の基幹バスの運行の実績と効果と問題点を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　県においては、国道58号を中心とする那覇市から沖縄市までの基幹区間に多頻度で定時速達性が高い基幹バスを導入することとしております。

現在は基幹区間を約60分で結ぶ基幹急行バスが運行しており、通常の路線バスに比べ、平均で上り約12分、下り約10分程度の所要時間の短縮が図られております。今後、基幹バスへ接続する支線バスの在り方等を含め、関係機関と連携しながら、効率的で利便性の高い基幹バスシステムの構築を目指してまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　そうですね、今の基幹急行バスということで実施しているということでありますが、実際これらの実績から含めて、定時速達性というのは利便を図るためにこれがバスへの転換を図って、交通の流れがスムーズにいくという効果だと思うのです。あと拠点から支線へのつながりもしっかりやっていかないとあまり効果がないと思うんですが、ここは実際県が言っている基幹バスとしての機能ですか。本格的な実施はいつ頃をめどにするのかどうか示していただけますか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　基幹バスシステムはこの基幹区間における拠点のポイントとその他の部分を結ぶ支線、この支線バスを結ぶ基幹バスシステムの構築を図ることとしておりますが、まず支線バスの結節点の整備が必要になってくると思っております。また基幹バスと支線バスで乗り継ぎが発生いたしますので、バス網の再編もしなければなりません。その辺り、バス事業者とのいろんな調整が必要になってくると思っております。基幹バスシステムの構築の時期については明示できませんけれども、沖縄市にあっては、結節点の整備を進めたいという意向がありますので、市町村と連携しながら一日も早い基幹バスシステムの導入に向けて取り組みたいと思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　現在走っている基幹急行バスについての乗降者というのか、バスへの転換というのか、この辺の流れを見ることできますか、現段階で。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後２時51分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　定量的にどのぐらい転換が図られたかということまでは承知しておりませんけれども、速達性の面から言っても朝あるいは夕方の10分、12分というのは大きいと思っております。さらなる速達性の向上のためにはバスレーンの、あるいは専用バスレーン、それのまた延長も必要になってくると思われます。この辺りを複合的に取り組んでいきながら利便性の高いバス網の整備を図って、自動車から公共交通への転換を図っていきたいとそういうふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　ぜひ自動車からバスへの転換を図る努力をしてもらいたいと思います。

それから４点目でありますが、バス、モノレール、タクシー運転手のワクチン接種優先の取組について、どうなっているか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　現在県では、市町村の行う高齢者へのワクチン接種を補完するために２か所で広域ワクチン接種センターを開設しております。県の全体のワクチン接種を加速化するために、ワクチン接種センターを増設するとともに、加速化計画を策定していわゆるエッセンシャルワーカー等への接種を積極的に推進していく所存です。

○崎山　嗣幸君　いや、私が聞いてるのは……。

休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後２時53分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　加速化計画の中の広域接種センターを増設するところの部分で、エッセンシャルワーカー等については、対象とすることとしておりますので、その具体的なものについては、策定中でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　策定中とのことでありますが、これは国会でもそういう陳情が出たり、あるいは奈良県などは実際独自に優先接種をしているということなんですが、特に沖縄、リーディング産業としての観光バス、路線バス、タクシー、重要な職業の方々を優先するということが、コロナ感染症を防ぐ一番重要なことだと思うんです。具体的な意味での市町村によって実施しているところもあるから、ここら辺は明言することはできないんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　エッセンシャルワーカーに対する接種については、公共交通の皆様も対象にするという方向で今、考えているところでございます。ただ、これとは別に職域接種を検討しているところもあると聞いておりますので、その辺りは調整しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　多分職域も一斉にということは難しいかと思うので、もし実施するときについては、方法はぜひ検討したほうがいいだろうと思います､そこは。

次行きます。

基地問題、那覇軍港の浦添移設なんですが、那覇軍港は19年前、2002年の35隻の入港を最後に公表されないで遊休化状態と言われておりますが、遊休化して機能していなければ軍港は当然早く返すべきだと私は思います。

質問ですが、せんだって県議会軍特委の現場視察のときに、防衛局の村井勝企画部長は那覇軍港遊休化の指摘に対して、定期的に使われているという認識を示しておりますが、県は入港隻数とか、軍事物資の量、稼働率等詳細な説明を求めるべきだと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えをいたします。

那覇港湾施設の利用状況につきましては、在沖米軍から情報提供がないため、平成15年以降の入港隻数について把握できておりません。一方沖縄防衛局は、那覇港湾施設の具体的な使用実績については米軍の運用に係ることであり、網羅的に把握しているわけではなく、また当該実績を逐一確認しているわけでもない。その上で、防衛省が把握する限りにおいて、例えば昨年11月９日、16日及び本年１月には複数の艦船が使用したことを確認しており、日々恒常的に使用されているものであり、遊休化していないと認識しているとしております。

県といたしましては、那覇港湾施設の利用状況について詳細を明らかにするべきであると考えており、引き続き基地の提供責任者である国に対しまして、情報提供を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　那覇軍港、誰が見ても目視できますよね。定期的に使われていると言っておりますが、これ具体的に時々と言っていますが、これ従来は35隻泊まってるので、それから教えないという状態になっているのを何隻が入港してくるかとか、荷物がどれくらい積卸しされているかとか、稼働率は幾らと言わないと、遊休化しているというのは誰が見てもそう思うわけですよ。そうではないということを言わないと、動いてると言わないんじゃないですか、今。定期的に動いてますと言っているが、信用できるんだったらちゃんと稼働率とか答えるべきじゃないかと私は思うんですが、これ県はそのままにして、今の那覇軍港が機能してると。県民から見たら不思議ですよ、そこは。ベトナム戦争、湾岸戦争で分かりましたよ。いろんなトラックが1000台入ってきて、今は入ってこないですよ。誰もが目視できる状態を稼働してますということは、どれぐらいの数字かと示してくれというのはしっかり言うべきじゃないですかと私聞きたいわけですよ、皆さんに。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　崎山議員から御指摘のとおりだというふうに思います。

県といたしましては、那覇港湾施設の利用状況について、十分なデータが明らかにされていないということでございますので、どうしてとか、遊休化している可能性を否定できないというふうに考えております。引き続き基地の提供責任者である国に対しまして、情報提供を求めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　議会の報告書も私見たんですが、この村井勝企画部長の話では、機能性、この那覇軍港

の機能性も物資の集積場で使われていて、平時ではなく緊急事態の拠点を果たしていると説明しているんです、今の時代にね。これは御承知のように――これ僕は前も言ったんですが、那覇軍港の米軍物資は大型クレーンがないから那覇港の９号、10号バースに北米航路で積荷は降ろされていると私は前回も言ったんですよ。そしたら、今の那覇軍港に大型クレーンがないと、これ全く機能喪失として、使い勝手が悪い軍港だと言われているんです。だからこれを裏づける報道が27年前ですよ。琉球新報とタイムスに書いてあるのが、これは移設計画で現在の那覇軍港に大型クレーンがなくて、荷物の積卸しに時間がかかり過ぎる。湾岸戦争に使われているだけで、普段は使われていないと。よって移設先に12の専用バース、それから大型クレーンを設置するという報道されているんです。だからクレーンがないと使い勝手がない、この米軍物資の港では役に立たないと言っているんです。だから移設先には大型クレーンを造ると言っているのが報道ですよ。この報道は県は確認をされていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　ただいま御指摘の新聞報道の内容につきましては、今後詳細を確認してまいりたいというふうに考えております。

なお、代替施設での大型クレーンの設置につきましては、昨年沖縄防衛局に照会を行っております。この照会に対しまして防衛局からは、代替施設等の形状等については米側と調整中であり、現時点で具体的に決まったものはないという回答を得ているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　これは日米両政府で移設計画を論じられたのが報道されているんです。これは、要するに知事も従来発言してるように、現機能がそのまま移りますよと言っているんですが、現機能、大型クレーンはないんですよ。移るところには大型クレーンは設置しないんですよ。だから私が聞いているのはどんな軍港なのかと。大型クレーンもない、そして現在の水深も含めて、本当に10メートルなのか、あるいは入港艦船も今みたいに35隻、入っているか入っていないか分からない。燃料貯蔵庫もあるのかないのか分からない。この辺のことを含めて、現在の那覇軍港がそのまま移りますよということだけでは、説得力持たないです。だから知事が従来ずっと現機能が移るだけですと、機能強化されませんということの担保はどこから出ているかと私は聞いているんです、これは。だからこの報道は現在より機能強化されますよという報道なものだから、これはもう十七、八年前だからもう既に皆さんは確認しておかなければならない問題じゃないかと言っているんです。

再度答弁お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　防衛省の説明によりますと、現有の那覇港湾施設では、米軍が必要とする貨物や人員の沖縄と他の地域との間の輸送のため、その積卸し等が行われており、代替施設においてもこの機能を確保することを目的としているというふうにしているところでございます。また代替施設の機能に変更がある場合には、移設協議会において、防衛省から説明がなされるものというふうに承知をしております。

県といたしましては、今後移設協議会において、防衛省から代替施設の配置案等が示された際には、機能が強化されることがないよう軍港の形状をしっかりと確認をしてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　第一、新しく造られようとする機能が明白ではないでしょう。面積だけが49ヘクタールになると言っていますし、水深幾らかというの分からないでしょ。機能強化されるか――皆さんは機能強化されることは反対なのよ。機能強化については県は反対なんでしょう。現機能が移るだけと言っているわけだから、私が聞いてるのは、クレーンはないのにクレーンを造るということは強化されるんでしょと聞いているんです。だから従来どおり那覇港の９号、10号に５万トンくらいのコンテナをそのまま米軍が降ろし続けて、移設先にはクレーンもないと。どういう港なのかということは県民は分からないといかぬでしょ。移設協議会で話されますと言っているが、それは誰も分からないでしょ、今、それ以外の皆さんは。だからそういうことを言っているんであって、どんな軍港なのかについて知らないまま、いいですよとはいかないでしょ、そこは。

そこは再度答弁お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時４分休憩

午後３時４分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　代替施設の機能につきましては、これまでも移設協議会において、浦添市から代替施設で機能が拡充強化され――例えば米軍艦の母港となったり、空母や原潜が運用される軍港となるおそれはないかなどの確認が繰り返しなされておりま

す。これに対しまして国は、代替施設においても現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としており、米軍艦船を恒常的に展開する計画や空母や原潜を運用する計画があるとは承知していないというような回答をしているところでございます。

また、その代替施設の機能に変更がある場合には、移設協議会において、国から説明がなされるというふうに理解をしているところで、国もそのように移設協議会で説明をしているところでございます。

県といたしましては、那覇港湾施設の移設によりまして、米軍基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながることはあってはならないというふうに考えておりまして、引き続き情報の収集にしっかりと努めてまいりたいと考えています。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　那覇軍港の今の機能、遊休化してますかということは不明確ですよね。私が言っている――目視できる、今、那覇軍港ね。そういう状態を移設先に造るんですよ。意味がありますかと私は聞いているわけよね。現機能が移るだけだって、先ほどから言っているじゃないですか。大型クレーンもないと、そして艦船も含めて何百メートルか決まった艦船しか入ってこないということをされている状態なんかが移るんですよ、そこは。だからそういった意味では、先ほどから言っているように、機能強化されない、遊休化してる軍港にあれだけの――何というのかな、基地強化しないと言いながらも移して軍港を造ることに意味があるかと聞いているの私は、そこはね。だからそこは明確に分からないと、先ほどから言っているように、水深も深くならないと、揚陸艦も従来３万トン級と言ってから４万、５万トン級が入るんじゃないかと、これもありえない。それから燃料、兵器、弾薬、貯蔵庫、大型クレーン、そういうこともなされないということが担保できるかと聞いているわけです、私は。分からないのは分からないでもういいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　去る５月に第27回移設協議会が開催されまして、そこにおいてその民港の形状案が説明をされております。これに対して、防衛省としてはその技術的な検討を進めるという説明がございました、その中で、その具体的な機能については、次回移設協議会において県側から説明を求めたいということも少し調整をしているところでございますので、そういったことについても、今、崎山議員から御指摘のあった内容等も含めまして、しっかりと国に説明を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　知事、最後にお伺いしますが、移設先は現那覇軍港から機能強化されないと、強化することに反対ということの知事の立場と理解してよろしいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時８分休憩

午後３時８分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど来、公室長から答弁をさせていただいておりますが、代替施設においても現有機能を確保することを目的としているということを繰り返し確認をさせていただいています。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　私が今言ったように、そう受け止めておきましょうね。現機能の移行であって、今の那覇軍港より機能強化されないということをるる言いましたので、知事の立場はそういうことの立場ということで受け止めて､知事よろしいですよね。いいですよね。

次行きます。

第27回移設協議会が開かれましたが、県はどのような立場で主張をなさいましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　去る５月19日に開催されました第27回那覇港湾施設移設に関する協議会においては、那覇港管理組合から浦添ふ頭地区における民港の形状案が報告をされております。これに対しまして、防衛省において、同形状案との整合を図りつつ、移設を進めるべく今後技術的な検討を進めることが確認をされたところであります。県からは、代替施設における環境保全への最大限の配慮、移設面積の縮小、代替施設の適切な配置の検討、那覇市及び地権者の意向を踏まえた代替施設の提供に先立つ早期の返還の可能性の検討などについて意見を述べたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　現段階で、この民港の計画案を含めて、これは案は示されますか。示し切れますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時10分休憩

午後３時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　去る５月19日に開催さ

れました第27回移設協議会においては、先ほども申し上げたとおり那覇港管理組合から報告された民港の形状案に対して、防衛省から技術的な検討を進めるということの確認がなされたものであります。したがいまして、現時点において具体的な代替施設の配置案が示されたというものではございません。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　この配置案を示されるのはいつ頃になりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　防衛省が国交省と協力をしながら検討を進めるというふうに聞いておりますので、その具体的な時期については、現時点において明らかにされておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では、質問の最後に行きますが、民港の港湾計画策定の進捗、軍港計画のスケジュール、あと何年予定しているのか､それを説明お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時11分休憩

午後３時11分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　那覇港管理組合では、那覇港管理組合構成団体調整会議において、浦添ふ頭地区における民港の形状案について合意し、令和３年３月31日に公表しております。港湾計画改訂までの手続としましては、移設協議会において、那覇港湾施設の代替施設の配置が示され、民港との整合が確認された後、那覇港長期構想検討委員会、那覇港地方港湾審議会、国の交通政策審議会の議を経て港湾計画が改訂されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　約1.6か月、２年それから軍港の形状案を示して、アセスかけて15年、17年ということが従来言われているんですが、17年間の中で、我々県民が今言っている形状案を見ることができる時点というのが今スケジュール案の中で、どの段階で県民が我々も含めて、この形状案というのがどういう形でできるかについては見ることができますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時13分休憩

午後３時13分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　スケジュールから申し上げますと、第27回移設協議会におきまして民港の形状案が示されました。これに対して、防衛省が国交省の協力を得ながら代替施設の配置案を示すというふうになっておりますので、この崎山議員から具体的にいつ頃かということについては、少し私のほうから確定的なことを申し上げることはちょっと難しいというふうに考えております。

○崎山　嗣幸君　終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

〔翁長雄治君登壇〕

○翁長　雄治君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時15分休憩

午後３時15分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○翁長　雄治君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派南風の翁長雄治でございます。

今日の登壇者の中で唯一、一問一答で始めないのは僕だけということで、皆様には私のために登壇していただきますがよろしくお願いいたします。

ちょうど昨年の昨日、６月30日沖縄県議会に初登庁いたしました。４年前の７月２日は、那覇市議会選挙の告示日で、本当にこの時期が来ると毎年初心に立ち返って改めて頑張らねばという思いに駆られます。これからも市民・県民の声を聞きながら、何が今沖縄県に必要なのか、未来に何を残していくのかを考えながらやっていきたいと思います。

それでは質問のほうに入っていきます。

１、新型コロナウイルスについて。

(1)、感染状況について。

ア、他府県と比較して、本県の特徴について伺います。

イ、現在の検査体制について伺います。

ウ、本県の感染ピークはいつになるか。県として予測しているのかどうかお伺いいたします。

(2)、学びの保障について。

ア、休校中の学習遅れについてどのように対処するか伺います。

イ、感染拡大が起こる中、自主的に休校を行っている児童生徒がどの程度いるのか伺います。

(3)、ワクチンの接種状況について伺います。

(4)、今後の財政について見通しを伺います。

２、子育て支援について伺います。

(1)、こども医療費無償化について県全体で現物給

付での実施が報道されました。県の取組について伺います。

(2)、本県の今年度待機児童数について伺います。

(3)、各市町村での子育て世代包括支援センターの設置について伺います。

３、世界的な異常気象など、それぞれの国や地域で対策が求められております。本県の環境問題についての対応策を伺います。

４、我が会派の代表質問との関連については、次呂久成崇議員の質問の離島の児童生徒の県内外への大会派遣等についてのところで、旅費の負担について。

出発前に陽性であったり、濃厚接触者となった場合に、その場合にはやはり本島には来れないというところで、キャンセル料等の家庭の負担が非常に大きくなってまいります。そこについての取組について伺います。

残りは質問席にて再質問、要望をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　翁長雄治議員の御質問にお答えいたします。

子育て支援についての御質問の２の (1)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

こども医療費助成制度の現物給付（窓口無料化）につきましては、現在、既に18市町村が中学校卒業以上まで実施しております。沖縄県では、県内全ての地域で、同じようにサービスが受けられることが重要であると考え、市町村と協議を重ねてきましたところ、先般、未実施の市町村全てから、実施するとの回答が得られました。今年度は、市町村のシステム改修への支援を行うこととしています。さらに引き続き、市町村等と連携し、令和４年度の円滑な制度拡充に向け取り組んでまいります。

沖縄県としましては、今後とも、こども医療費助成制度の強化充実を図り、子供の健全育成及び子育て支援にしっかり取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、新型コロナウイルスについての御質問の中の (1) のア、沖縄県の感染状況の特徴についてお答えいたします。

６月30日現在、沖縄県の累計感染者数の10万人当たりの人数は33.18人となっており、全国でも高い水準となっております。この背景には、活発な世代間交流、人口密度が高いことなど複合的な理由から感染が拡大したものと考えております。しかし死亡率については、６月30日時点で全国1.85％、東京1.29％に対して沖縄県は0.87％と低いことが挙げられます。

同じく１の (1) のイ、検査体制についてお答えいたします。

県内の検査可能件数は、１日当たり約9000件へと拡充しているところであります。これにより、通常の行政検査及び保険診療検査のほか、県独自の検査事業として、エッセンシャルワーカーの定期検査、県民が安価に検査を受けられる希望者検査、飲食店従業員向けの無料検査、学校での発生時の一斉検査、空港での検査など、必要な場面で、必要な検査を実施できる体制を整備してきたところです。

同じく１の (1) のウ、新型コロナウイルス感染のピークについてお答えいたします。

今後の感染を予測することは困難でありますが、さらに感染力が強いと言われるデルタ株などの置き換わりが進めば、過去に経験のないレベルの感染急拡大につながることが懸念されます。逼迫した医療提供体制のまま感染が再拡大すると医療は一気に危機的な状況になることから、県としましては、強い警戒感をもって感染対策に当たるとともにワクチン接種の加速化に取り組んでまいります。

同じく１の (3)、ワクチンの接種状況についてお答えいたします。

首相官邸ホームページにおける６月29日時点での県内におけるワクチン接種率は、全年代では１回目が14.15％、２回目が5.72％となっており、65歳以上の高齢者では１回目が57.68％、２回目が24.01％となっております。現在、各市町村では希望する高齢者のワクチン接種を７月末までに完了するよう取り組んでおります。

今後とも、各市町村における接種が円滑に進むよう、高齢者のワクチン接種等を補完するとともに、県全体のワクチン接種を加速化するため、広域のワクチン接種センターを増設して、エッセンシャルワーカー等への接種に積極的に取り組んでまいります。

次に２、子育て支援についての御質問の中の (3)、子育て世代包括支援センターの設置についてお答えいたします。

妊娠期から子育て期まで、切れ目なく必要な支援が受けられる母子健康包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等がどの市町村に住んでいても安心して健康な生活が送れるよう、全市町村が設置することが重要と考

えます。センターを設置している市町村数は、令和２年度は18市町村でしたが、令和３年４月からは新たに５市町村が加わり、現在23市町村になったところです。

県では、市町村がそれぞれの実情に応じた母子健康包括支援センターを設置することができるよう、引き続き支援してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　１、新型コロナウイルスについての御質問の中の (2) のア、休校中の学習の遅れへの対処についてお答えいたします。

休校期間中、各学校においては、事前に学習課題を配付したりオンラインを活用するなど、学習支援を行ってまいりました。学校再開後は、休校中の学習内容の重点化を図るとともに、補習授業等を行い、学び残しがないよう取り組んでまいります。また、授業時数の確保のため、学校の実情に応じて、年間指導計画の見直し等を検討しているところであります。

県教育委員会としましては、コロナ禍にあっても、学習の遅れが生じないよう支援に努めてまいります。

同じく (2) のイ、新型コロナウイルス感染症の影響により出席停止となった児童生徒数についてお答えいたします。

令和３年５月に県教育委員会が実施した調査によると、令和２年度において新型コロナウイルス感染への不安等により、30日以上出席停止となった児童生徒数は、小学校221人、中学校254人、高等学校357人、特別支援学校32人となっております。

次に４、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の (1)、離島児童生徒等の大会参加についてお答えします。

離島から県高校総体及び新人大会に参加する際や、沖縄県から九州及び全国大会へ参加する際において、コロナ感染症等による航空運賃や宿泊費のキャンセル料については、県高体連が負担することを確認しております。なお、これまでキャンセル料が発生した事例はないと聞いております。中体連大会においては、中体連が負担することが可能かどうか調整中でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　１、新型コロナウイルスについての (4)、今後の財政見通しについてお答えします。

新型コロナウイルスによる影響は地域経済をはじめあらゆる分野に極めて長期間にわたって及んでおり、その対応を地方自治体だけで行っていくことは困難であるため、県としては、引き続き国へ財政支援を強く求めていきたいと考えております。なお、当面の財政運営に当たっては、地方創生臨時交付金の残余や当初予算に計上している予備費等を活用していくほか、令和２年度決算に伴う剰余金の活用などにより対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　２、子育て支援についての御質問の中の (2)、待機児童数についてお答えいたします。

本県における待機児童数は、令和３年４月１日時点で564人となり、前年度から801人減少し、６年連続で減少しております。減り幅も過去最大の58.7％減となり、各市町村の取組の成果が着実に現れております。

県としましては、必要な保育定員の確保のための保育所等の整備や保育士の確保など、市町村が取り組む事業を支援し、本年度末の待機児童解消に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　３、環境問題についての (1)、気候変動問題に対する本県の対応策についてお答えします。

気候変動への対応は、全世界で取り組むべき喫緊の課題であります。国は今年４月に2030年までの温室効果ガス削減中期目標を46％に引き上げることを表明し、５月には2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを法的に位置づけたところであります。本県では、今年３月に2030年までの中期目標を26％とする第２次沖縄県地球温暖化対策実行計画を策定したところでありますが、国の新たな削減目標を踏まえ、今後、本県の削減目標の見直しも行った上で、地球温暖化対策を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　ありがとうございました。

再質問を行っていきます。

最初に、代表質問の関連のほうからお伺いしていきたいと思います。よろしくお願いします。

離島から大会に出る前にそういった状況になった場合には、高体連が負担したり中体連がこれから負担するかどうかというのを確認するということなんですが、例えば本島に来た後に濃厚接触者になった、または陽性者となった場合に――特に濃厚接触者の場合なんですが、基本的に自宅待機しなきゃいけないんですけれども、本島に来た後だと自宅に戻ることは――当然飛行機に乗れないので難しいかと思うんです。その際、ホテルに泊まらなきゃいけないと思うんですけれども、ホテル待機になるときの対応についてお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

基本的には、この移動することについては、旅行社等と調整をしながら、例えば感染した場合とか濃厚接触した場合にはどうなるかということを、大会ごとにそれぞれの学校の部活のほうが決めて対応するということでやっているようです。ちょっと詳細については把握はしていないんですが、議員の御指摘のように、感染すれば当然病院とか、もしくは今県のほうで準備している宿泊療養施設、そういったところになるのかと思っていますけれども、御自宅がございませんので、その辺は県の総括情報部などと調整しながら対応していくことになるのかと思います。現時点ではそういった事例が起こっていないものですから、旅行社のほうでどういう対応ができるのか。旅行社で対応できなかった場合には、県としてどういう対応ができるか等、状況に応じてケース・バイ・ケースで対応していくことになるのかと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　もちろん一義的には、本人や御家族、学校側、または高体連、中体連が考えるところかと思うんですけれども、こっちに来てホテルは旅行社が手配できましたとした際に、２週間隔離ですと言ったときに、非常に負担として大きいんですよね。この辺りを県としてどう考えるか、副知事お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　このような方の場合には、やはり宿泊療養施設というのはあるわけですから、そういったところの対応も検討――濃厚接触、感染したということであれば、基本、そういった宿泊療養施設に入っていただくということで、その場合には県のほうで負担いたしますのでそういう対応が望ましいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　感染者の場合は、本島にいる人であってもそのような対応になるかと思うんです。問題は、濃厚接触者となった場合にこの負担をどうするかというところなので、この辺を今後どうするかというのを少し県に考えていただきたいのですが見解をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　宿泊療養施設に入れるというわけにはなかなかいかないと思います。それはやっぱり感染している方々がいらっしゃいますので。この分については課題ですけれども、何らかの形で、例えばどこかのスペースを公費で確保できるかどうか、様々な観点から――要は離島から来る方々はただでさえいろいろ負担が多いわけですから、そういった面を県全体として検討する必要はあるだろうと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　ありがとうございます。

今、事例がまだなかったということがあるんですが、これから先、出てくるというのは想像に難くないので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、出発前と後のこの中高生のＰＣＲ検査が必要になってくると思うんですけれども、これが１回安価なものを受けても3000円だったり、前後やると6000円。この負担についても県のほうで補助ができないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

現在、例えば九州大会、全国大会に行くときには、ＰＣＲ検査を大会の３日前と大会の後にするようにということで、実施しているところでございます。安価なＰＣＲがございますので、そこを紹介するような形で高体連等は対応させていただいているところでございます。

県教育委員会としましては、関係機関と連携を図りながら、ＰＣＲ検査の受検に伴う費用については、調整をさせていただいているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　ぜひよろしくお願いします。

次の質問に行きます。

子育て世代包括支援センターから伺いたいと思います。

知事の選挙公約にもあった子育て世代包括支援センターなんですけれども、20市町村に広がっていると

いうことで年々着実に増やしていって、知事の就任後――私も知事の選挙の際に知事の隣に立ちながらこれを叫んだ記憶がございます。私としても非常に進めていただきたい事業であります。

今、23市町村ですか――行われている中で、残りの市町村の今の状況を。まだ設置していない理由等がございましたら教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時37分休憩

午後３時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　現在設置に向けて動いている市町村数について、まず御答弁申し上げます。

令和３年４月に調査したところ、３年度中に２市町村、令和４年度以降に７市町村が設置を予定していると伺っております。未定とか、設置予定のない市町村は９市町村ございます。未設置の市町村などにおいては、離島などの小規模の町村が多い状況でございまして、その主な理由には、既にセンターの機能は果たしているというようなことであるとか、職員の確保が難しいという意見をいただいているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　今年度と来年度に９市町村増えるということで、ぜひこれは進めていただいて――今お話を伺った中で、１つは、小規模町村の場合には、同じ業務を既に行っているというところでございますが、この事業の理念、意味合いとかを説明して今やっていると。ただ私としては、ぜひ看板として掲げていただきたいなと。当然、今離島に住んでいる方々、子育てしている方々だと役場に行けばこういった支援があるということは、子供が生まれたときからなので分かるかと思うんですけれども、これからそこに引っ越してこられる方々が、どういった支援がその中にあるのかというところで、なかなか分かりづらい部分があると思うのでぜひ看板を設置する。また職員の確保についても、これは県がしっかりと要望等を聞きながら進めていただきたいと思いますが、この辺の見解についてお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員おっしゃいますとおり、センターとしての機能は果たしていても、やはりその看板を掲げていなければそこに相談しにくいということもございますので、せっかく機能があるのだから看板を掲げてセンターと名のっていただきたいという説明を市町村に対してさせていただいているところです。また、人員についても、保健師や助産師については兼任でもいいというようなこともお話ししておりまして、そのような形で市町村を支援しながら取り組んでいきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　ちなみに職員の確保が難しい、今、足りていないという市町村は何市町村ぐらいあるんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時40分休憩

午後３時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　すみません。

未設置の市町村について人材の確保が難しいと言っているところが何か所あるかというところは、手元に資料がございません。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　後ほど、ぜひこれ調べて教えてください。よろしくお願いします。

次に、子供の医療費のところに向けて、私も、先ほど４年前にこの世界に踏み込んだという話はしたんですけれども、そのときの当選の記事を読んでみても、私の前に常にあるのは、子供の医療費の現物給付の無償化ということをずっと訴えてまいりました。そういった中で、県と市町村の子供たちに対する覚悟が示された部分なのかなと、これはとても嬉しく考えております。昨年の６月に質問した際には、いろいろと課題等があると。実現に向けて整理していきたい、検討していきたい。12月には、現物給付は市町村――やることは小学校卒業までの無料化はやるけれども、現物給付にするかどうかは市町村の対応を見守りたい。２月には、市町村に要請して一緒に協議をしていきたいということで、毎議会ごとに前進している姿を見ております。

しかしながら、その中で先日、呉屋議員の質問の中でもございました、負担がやはり市町村が――これまでなぜここまで丁寧にやってきたのかというところ、これが一気に広がっていくというところの医療費とかペナルティーでの予算の負担があるかと思います。

まず１つは、こちらについて大体どれぐらいの規模になるかというのを教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時42分休憩

午後３時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず現物給付による補助事業の県の負担額につきましては、11億――すみません、これは令和元年度で試算したものでございますが、約11億5000万円増の約28億5000万円を見込んでおります。その分、市町村も負担するということになりますが、市町村のほうとしましては、既に実施をしていらっしゃるところもありますので、市町村それぞれの増の分についてはこの数字ではございません。また、ペナルティー、いわゆる減額調整分の額につきましては、那覇市の試算も参考に約1.8億円というふうに見込んでおります。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時43分休憩

午後３時43分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　失礼いたしました。1.8億円でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　ありがとうございます。

やはり小さな金額ではないというふうには思います。その中で、この現物給付で子供の医療費を無償化にしていくというところの――これはやはり市町村と県、そして結局負担するのは県民の税金でございますから、県民も同じ価値観の中で、これはできるだけ多くの方の価値観の中でやっていただかなきゃいけないものだと思います。

改めて県がこのこども医療費に対する理念というのか、そういったところを教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　いわゆる少子高齢化の中にあって、沖縄県ではかろうじて出生率が十分ではなくても保たれている現状があると思います。そして、これからはさらに沖縄県も含めた少子化社会に向かっていく中ではありますが、今しっかりとその未来の財産である子供たちを貧困家庭のみならず、あらゆる家庭の子供たちをどのように行政としてサポートしていくかということは、これは県だけではなくやはり市町村としっかり協力し、話し合ってお互いがどのようにしてそれが可能になるのかということを日々、対話と信頼と予算を重ねていかないといけないのでは、実行できないというように思います。今般、各市町村に説明をさせていただいて、市町村もそれなりの御負担をかけることにはなりますが、しかし県全体で取り組むことによって、県の社会そのものの環境を全体的につくっていこうということにおいては、共通の理念で動いていけるということが一番大きいと思います。そして医療費の無料化ももちろんですが、先ほどの子育て世代包括支援センターにおいても、生まれる前から母子健康手帳を受け取ったときから、そのお母さんや子供たち、家庭の環境を一緒に守っていく、育てていくというそれもまた理念が形になるものであります。それを子供たちがある一定の年齢で――18歳まで成年年齢が下がってきて、せめてその間の義務教育を終えるまでの間は、これは行政、社会全体の仕組みとしてその子供たちを守り、その中で子供たちが力をつけていく、人間力をつけていくという環境をつくるという意味でも、沖縄はそういう希望もありますし、ぜひ先進地になるような取組をしていきたいという理念で向かっていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　知事、ありがとうございました。

ぜひこの理念、そして思いを県民が共有できるように一緒に頑張っていきたいなと思います。先般、昨年の12月議会のときに医療費の無償化によって待機児童が様々なところで移動して、子供玉突きじゃないかというような指摘をさせていただきました。その中で、待機児童の話も今回入れておりますけれども、今年大幅に減少した要因というものは何でしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　市町村におきましては、第二期子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、施設の整備、保育士の確保に取り組んでいただきました。その取組の成果が現れているものと考えております。また、少しコロナの影響があったのかという部分については、懸念されるところではございますが、その推移も今後見守りながら、引き続き待機児童解消に向けた取組を続けていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　待機児童を解消するために、やはり保育士の確保、施設の増設というのは非常に必要なものだと思います。昨年度から沖縄県は、保育園への入所希望者よりも定員の数が上回っている。昨年度でいうと1600名ぐらい。今年は2900名分ぐらい。定員としては余裕を持っています。ただそれでも500名余りの待機児童が出ると。これはどういった要因があるというふうに考えているでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　待機児童を有しながら定員割れを生じているというところの背景といたしましては、やはり保育士不足、地域別保育ニーズとのミスマッチが課題となっております。

　このため県においては、保育士確保への市町村の取組の支援のほか、広域利用の促進等に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　まず、ミスマッチがやはり起きていると。これは市町村ごとでも起きているものだと思います。ミスマッチ解消のために――これは先般の議会でも提案させていただきましたけれども、保育の広域化を２月に私、提案しております。この課題について教えてもらってよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　広域利用につきましては、保護者の保育の必要性を踏まえて各市町村下における住民の広域利用の実態や、保育所等の利用定員の状況を勘案して、市町村において調整を行うこととなりますけれども、市町村同士の調整がやはり時間を要するといいますか、なかなか難しいところであると聞いております。

　このため、県におきましては、市町村の区域を越えた広域的な調整を図るための取組といたしまして、保育士・保育所総合支援センターに広域利用コーディネーターを配置したところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　これは県が――それはそうなんですよ。市町村からしたら、自分のところの子供たちがまだ入れていないのに、他市町村から受け入れるというのは、それは難しいんです。一つ聞きたいんですけれども、ゼロ歳から６歳までの人口を教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午後３時50分休憩

　　午後３時50分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　就学前児童数というところで、厚生労働省の依頼に基づく市町村がまとめている新子育て安心プラン実施計画の中で数値という前提をつけてさせていただいて申し上げますと、令和……。すみません。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午後３時50分休憩

　　午後３時50分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　失礼いたしました。令和３年４月１日時点の数字が９万4909名でございます。失礼いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　認可外保育園に通う児童数を教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午後３時51分休憩

　　午後３時51分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　令和３年４月１日現在で、8079名でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　ありがとうございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午後３時51分休憩

　　午後３時51分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　8075名でございます。大変失礼いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　ありがとうございます。

　今、保育園に希望をしているお子さん、それから認可外に入っているお子さん、そういったものをいろいろと足していっても――要は自宅で保育もしくは、そのおじいちゃん、おばあちゃんが預かっているケースを含めても、まだまだ潜在的にお子さんを保育園に入れたいという方はいらっしゃるんです。基本的には、保育園はお父さん、お母さんが安心して働くためにも、設置してそこに通っていただくんですけれども、ひとつ親御さんたちの意見から――僕ら子育てする世代から言うと、働くためだけではなくて子供たちが社会性を持ってこれからたくさんのお友達に囲まれて、いろんな社会のルールをそこで学ぶこともあって預けたいと。ただお母さんが専業主婦だったり、お父さんが専業主夫だったりということもあって、預けるところに至らない。それで結局自宅で見ているという方もいらっしゃるにはいらっしゃるんです。そういった方々のことも考えていくのが１つと、今後本県も人口増から減に必ず転じてくるわけです。これ以上、例えば保育園を増やしていくというのは、今後を考えるとリスクが伴うというふうに考えております。当然、保育園も経営でございますので。そういった場面で

要件を少しずつ緩和していく。それは今、話をしたように、お父さん、お母さん両方とも働いているわけではないけれども、お子さんを預ける場面も出てくるんじゃないかと。そうしないと要は、経営が立ち行かない保育園が出てくる可能性があるということですね。そういった中で、ミスマッチによる待機児童を出してはいけないというふうに私は考えております。

先ほども話しましたように、市町村としてはまずその地域のお子さんたちを預かることが一義的。ただ、今後子供が減っていく中で、経営があって、定員数に達しないことで経営がなかなか立ち行かない場面が出てくる。私のほうで考えるのならば、市町村――当然これは皆ポイント制でやっているわけなんですよね。この御家庭は何点あるから保育園に入れます。何点足りなかったから今回待機児童になりましたと。基本的に言うと、そこに居住者ポイントを１ポイント加算すれば差別化ができるわけなんですよね。そういった中で、保育の広域化、当然まずは自分たちのところの市町村のお子さんたちを優先しながら進めていく。これを県がまとめて進めていくべきだと思いますけれども、見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　広域利用につきましては、先ほども申し上げましたように市町村間でなかなか交渉が難しいという課題がございましたので、県として何か役割が求められているというところで、コーディネーターを配置したところでございます。このコーディネーター任せにすることなく、県の職員も同行して実際に地区ごとにそういうミスマッチが生じている市町村を訪問させていただいて、近隣市町村との間の調整などにも取り組んでいるところでございます。このような取組を進めることで、広域利用促進になお一層取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　よろしくお願いします。

先ほど保育士不足のところがありましたので、最後にこの一点だけ。先ほども申し上げましたように、ここ沖縄県においても待機児童のピークというのは、ある程度見えていると思うんです。その中で、保育士の確保――今、取りあえずするということで、県外からの保育士の獲得を目指してはどうかと考えますが、見解をよろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　一部の市町村においては、県外からの保育士を確保するための渡航費ですとか、移住費費用への支援のほか、保育士用の宿舎借り上げに関する国庫補助事業がございますので、そういった事業に取り組んで特に離島が多いのですけれども、確保に努めているところです。

県では、そういった取組を後押しするために、待機児童解消支援基金を活用しまして市町村負担分への支援をしているところでございます。そのような取組を支援してまいりたいと考えています。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　いろいろとデータを見ると、他府県のほうでは保育士がもう足りているというところもあったりするので、そこは県が情報、アンテナを張ってぜひ進めていただきたいと思います。

新型コロナのほうの再質問にいきたいと思います。先ほど、沖縄県の状況を説明していただきました。人口比におけるＰＣＲ検査について、全国の他府県と比べてどうか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時56分休憩

午後３時58分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　申し訳ありません、手元にある資料でいきますと、沖縄県の場合が、10万人当たりの検査数が565件となっておりまして、全国順位でいきますと３位ということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　ありがとうございます。

本県の無症状者の割合についても教えてもらえますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時59分休憩

午後４時０分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、毎日の入院者の中等症とか軽症、重症者について把握しております。入院している人の中での無症状者というのは非常に少ないんですけれども、７月１日現在でいきますと１人ということでございます。ただ自宅療養者、宿泊療養中の方がいらっしゃいますので、その中には軽症の方も無症状の方もいらっしゃいます。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　これはどういうことが聞きたかったかというと、僕の周りの話でもあるんですが、沖縄県民はすごくＰＣＲ検査を受けているんです。今、全国

で３番目に受けている。周りでいうと、濃厚接触者の濃厚接触者の濃厚接触者だということで、だから全然当てはまらないんですけれども、家庭にお子さんがいたり、おじいちゃん、おばあちゃんがいたりで、どんどん検査を受けに行く。これは県民の土壌もあると思うんですよ。全国的に見ると、コロナになりました、首になりましたというような記事も出てきたりするんですね。沖縄県の場合は、かかったとしても――これは沖縄県民の県民性なんでしょうけれども、あんたが全て悪いわけじゃないよということで、受け入れてくれる土壌があるからこそ、みんなとにかく検査して、場合によっては隔離を自分からどんどんされてということがあるからこそ、受けに行ける。受ければ――検査数が増えればそれは当然、陽性者は増えるんです。陽性率は、少し全国の一覧を見てみましたけれども、沖縄県は低いほうではないですけれども、断トツに陽性率が高いかということを見ると、そうではないというふうに私は認識をしております。沖縄よりも高い都道府県というのはほかにもありまして、そこは検査数を絞っていたり――絞っているという言い方は大変失礼ですけれども、あんまり周りが行かなかったりとかして表に出てこない陽性者数も多いというところも考えると、結局沖縄県民の努力によっていろいろとこの検査を受けるとか、そういったことが今、行われているんじゃないかと思います。

ひとつ飲食店がいつも話として上がってくるんですけれども、感染対策を行っている店舗というのもたくさんあるんですね。今でいうと認証制度のしっかり取られているところ、そういったところでの感染状況をお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時３分休憩

午後４時３分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　感染対策がしっかりしているところからの感染者があるかどうかというところは、ちょっと数値的にはつかんでおりませんが、感染が多く出ているところ、複数出ているという店舗は大概感染対策が不十分であったりというようなことは、日々のブリーフィングの中でも公表しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　これは県としてちゃんと数字にまとめられるかどうかとありますけれども、認識としてはいろいろと持っておかないといけないと思います。要はこれから飲食店、再開に向かっていく中で、こういった対策をやられているところは、やはり感染が少ないですよと。そういったところが増えていけば、当然感染者というのは減っていくものだと思いますので、ここは県としてしっかり取り組んでいただきたいと思います。その中で、今回過料について今いろいろと報道等でもされていますけれども、こちらの対象店舗数、どこまで手続が進んでいるのか教えていただけますでしょうか。過料について。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　休業要請または時短の要請について御協力いただいていないところに対しては、まずは事前の通知書を送り、その後、弁明の通知書を送り、それでも御協力いただけない場合に命令を発出しております。その件数が今68件と、２回に分けましたので41件加えまして109件でございます。その中には、命令を出したことによって要請に応じていただいているところもありますので、これは、宣言期間中は命令に応じてほしいという内容になっておりますので、期間が過ぎてからしか裁判所に対しての手続は取れないことになっておりますので、宣言が終了して後、手続という形になります。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　弁明書の内容ではどういったものが挙げられているかどうか。代表的なもので結構ですので教えてもらえますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　弁明書の中には、従業員の雇用を守らなければならないから開けざるを得ない、この店舗のオーナーが開けなければならないということをおっしゃるので開けているという内容がございます。やはり雇用を守るためという御意見は幾つかあったと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　結局、キャッシュ不足による不安なんですよ。本来であれば雇調金とかそういったもので対処していくべきところだと思うんですけれども、今キャッシュが不足していますという店舗があります。そこに対して、県が今どのようにフォローしていっているのかどうかお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時６分休憩

午後４時６分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県としましては、

店舗の巡回チームを立ち上げまして県職員で店舗を回っております。その際にぜひとも協力いただきたいということと、チラシ等を配りまして、例えば制度の話であるとか、そういうものもありますよということを御紹介しながら回っているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

資金繰りが苦しい事業者につきましては、これまでに実施した県のコロナ関連融資に加えまして、今般県独自の支援策として利子補給事業を予算化いたしました。あわせて飲食店への協力金が支給されるまでのつなぎ融資につきましても、県内金融機関に協力依頼を行っているところでありまして、飲食業組合等へも活用いただくようこれも周知しております。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　ありがとうございます。

今、つなぎ融資であるとか様々な――制度はなかなか周知されていないこともあろうかと思いますので、そこについて改めて周知の徹底をしていただきたいというふうに考えます。

もう一つ、この感染の中でいうと先ほどピークがいつかということで、予測値を立てなきゃいけないというふうに考えています。この予測の中で、どこに山が来るのか。その山をどういうふうに抑えていくのかというのは、沖縄県のひとつ、県民に対しての周知が必要だと思いますけれども、この辺についてどう考えているか。よろしいでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時７分休憩

午後４時７分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今後の予測として、ピークがどこかという見込みを立てるのは、非常に難しい状況ではございますけれども、県としましては、実効再生産数を定期的に出しておりまして、そこからその後の１週間の見込みというのは少なくとも立てられると考えております。その他、国等においては、例えば変異株が置き換わった場合にどうなるかというような試算もございますので、そういうものを紹介しながら県民の皆様に公表したいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　今後、夏休み――すみません、学びの保障のところなんですけれども、夏休み等を使うとあるんですけれども、石垣のほうでは既に小中学生に７月30日から８月29日を夏休み、２学期を８月30日から12月31日ということで、夏休みはもう少し削るところがあるのかもしれないけれども、２学期を12月31日までやるということを考えると、非常に厳しい中に今あるなというふうに考えています。

この後感染が広がって、また休校ということになると大変厳しいものがあると思います。今このワクチン、様々な優先接種等の話もございますけれども、学校を休校にしないためにも、まず児童生徒から先に打てないかというふうに考えますが見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時９分休憩

午後４時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まずワクチンにつきましては、ファイザー社製のものが最近から12歳以上という対象になりました。モデルナについては、18歳以上でございますのでなかなか難しいところはございますが、その状況も踏まえながら対応していきたいと思います。

すみません、それで追加でございますが、先ほど母子包括センターについて、マンパワーが足りないと答えた市町村についての御質問がございました。分かりましたので答弁させていただきます。

３村でございます。

○翁長　雄治君　４村。

○保健医療部長（大城玲子さん）　３村です。

○翁長　雄治君　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時11分休憩

午後４時12分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時12分休憩

午後４時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

國仲昌二君。

○國仲　昌二君　議長、休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時40分休憩

午後４時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○國仲　昌二君　こんにちは。

立憲おきなわ、宮古島市選出、國仲昌二です。

まずは、宮古の言葉、ミャークフツで御挨拶いたし

ます。

ンーナ　ゾーカー　ウラーンマ　皆さん、御機嫌いかがですか。

ブガリーブガリ　ウズパズヤースガ　大変、お疲れだとは思いますが、バガ　パナスーマイ　ツキフィーサマチヨー　私の一般質問にお付き合いください。

よろしくお願いします。

それでは質問に入ります。

大きい１、財政について。

(1)、今年度の財政調整基金の繰入れ総額について伺います。

昨年度は、コロナ感染症のまん延防止、それとそれに伴う経済対策の予算確保のために16回にわたる補正予算を組んでおります。その財源はほとんどが国庫支出金ですけれども、県の負担する一般財源もあり、これについては財政調整基金からの繰入れ等で対応しております。今年度も既に10回の補正予算を組んでおりますけれども、財政調整基金からの繰入れ総額について教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

令和３年度当初予算編成においては、新型コロナウイルス感染症対応経費の計上等に伴い収支不足が拡大する中、財政調整基金を約95億円取り崩して対応したところです。さらに、３月の令和３年度第１次補正以降、追加提案した第10次補正を含め、これまでに10回にわたり編成した補正予算の財源として約34億円を取り崩しており、繰入れ総額は約129億円となっております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　129億円。昨年度末の残高が約133億円でした。今回出した追加議案10号の補正後の残高が僅か３億6700万円となっております。これについて、県の認識を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　令和２年度におきましては、行革債や特別減収対策債などの特例的な県債を最大限発行するなど、基金の確保に努めてまいりましたが、現時点における令和３年度末の基金残高は、約３億7000万円と見込んでおり、大変厳しい財政状況にあるものと認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　今日から７月ということ。その時点でもう僅か３億7000万円、かなり厳しい状況であります。

それでは、この (3) の財政調整基金の今後の見通しについてですけれども、新聞報道によりますと、財政調整基金については、2020年度決算の繰越額を充当するような話もありましたが、県として今後どういうふうに見通しを持っているのか教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

現在の厳しい財政状況を踏まえ、令和３年度におきましても令和２年度と同様に基金――繰越金、決算剰余金などの活用、そして特例的な県債を最大限発行することによりまして、基金残高の回復に努めてまいりたいと考えております。しかしながら、前年同時期の残高を下回る可能性が高いものというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　これは沖縄県だけではないと思うので (4)、全国の都道府県の財政調整基金の状況について伺います。

新聞報道などでは、各都道府県も非常に厳しい状況と聞いております。その状況について把握していたら教えていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

全国規模で見ますと、令和元年度末に約1.9兆円あった財政調整基金の残高が、令和３年度当初予算編成後には約6600億円、率にして約65％の減となる見込みであり、各都道府県においても厳しい財政状況にある中、新型コロナウイルス感染症対策などに取り組んでいるものと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　東京都、新聞に出ていましたけれども、19年度末から99.8％減。沖縄県も98.8％の減とかなり厳しい状況で、これは多分各都道府県、似たような形になっているかなと思います。

それを踏まえて (5)、全国知事会を通した国への財政支援要請について。

６月に全国知事会から国への提言を行ったというふうに聞いてますけど、どのような提言、要請内容であったのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これは同感染症の影響を受けている地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できる財源となっております。同感染症が悪化している地域は、感染症対策に関する財政需要が多く生じることを踏まえ、同交付金の

配分の際には、こうした地域の感染状況に応じた配分基準を取り入れるよう、全国知事会を通じ、国に強く求めているところです。経済対策や感染症対策を迅速かつ切れ目なく講じていけるよう、引き続き知事会と連携し、同交付金の増額及び感染状況に応じた配分方法を国に求め、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　地方創生臨時交付金、それに加えて地方の一般財源総額の確保・充実も要請しております。地方財政については、識者から、昨年の経済の停滞が今年度の税収に影響するということで、さらに厳しくなるのではと指摘されております。やっぱりこの危機的な地方財政の状況というのは、一つの都道府県だけでは対応できるものではないと。やっぱり国と地方が一体となってこの危機を乗り越えるしかないのではないかなと私は思います。

次行きます。

(6)、地方債について伺います。

ア､財務大臣や総務大臣の同意等について伺います。

財源が厳しいということになりますと、借金しかないのかなという話が、意見が出てきます。このコロナ禍の財源不足を補うために、地方債が発行できるのか。あるいは財務大臣や総務大臣から同意が取れるのかについて伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

地方公共団体が発行できる地方債は、地方財政法第５条の定めにより、公共施設または公用施設の建設事業など、いわゆるハード事業に限定されており、赤字公債や、いわゆるソフト事業に係る地方債の発行は原則として認められておりません。また、地方債の発行に当たって都道府県は、原則、総務大臣の同意を得る必要があり、地方債の信用維持の観点から、国が関与する仕組みとなっております。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　再度確認しますけれども、その財務大臣や総務大臣の同意がなければ、地方債は発行できないということでよろしいですね。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　原則として、そのようになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　それでは、次行きます。

イ、市場公募地方債について伺います。

この市場公募地方債というのは、広く投資家に購入を募る方法によって発行される地方債です。令和元年度現在、全国で56の団体が発行しているということなんですけれども、沖縄県としてそれどう考えるのか、お聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

本県の地方債発行に当たりましては、財政融資資金や銀行等引受資金等によりこれまで資金を調達しているところでございます。その他の資金調達手段として市場公募債がありますが、市場公募債の発行に当たっては、銀行等引受債に比較しまして手数料等の発行コストが高いこと、また地元金融機関を含めた引受金融機関との調整が必要であることなどの課題があることから、市場公募債導入については、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　それでは、次行きます。

大きい２、出納事務について伺います。

(1)、歳計現金の運用状況について伺います。

去る２月議会の委員会において、支払準備金に余裕がある場合、外資預金等によって運用を行うが、非常に資金繰りが厳しくて資金運用ができない旨の答弁がありました。現状はどうなっているのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　会計管理者。

○会計管理者（大城　博君）　県の歳計現金ですけれども、支払準備金を確保した上で、それを上回る余裕資金について、安全性や有利性を原則としまして定期預金や外貨預金等による運用を行っております。令和２年度におきましては、新型コロナ対策の影響により運用可能な資金が減少したこと、それから金利が低下したことに伴いまして、歳計現金の運用額及び運用益とも令和元年度より大幅に減少すると見込んでおります。令和３年度も厳しい資金繰りを想定しており、支払いに支障が生じないよう留意しながら、慎重に運用を行ってまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　それでは (2)、一時借入金の状況について伺います。

これも同じく、去る２月議会の委員会で通常、出納整理期間の４月から５月に一時借入れは発生するが、今年度は既に一時借入れをしている旨の発言がありました。現状はどうなのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　会計管理者。

○会計管理者（大城　博君）　一時借入金につきましては、ここ数年の状況を見ますと、議員お話ありましたとおり、出納整理期間中に国庫支出金の受入れ前に

前年度の支払いが集中することなどから発生しております。一方、令和２年度は、新型コロナ対策関連の支出が増加したこと等に伴い、年度末の２月から３月末まで一時借入金が発生いたしました。令和３年度に入りましても厳しい資金収支の状況から、４月から５月にかけて長期間の一時借入金が発生しましたが、国庫支出金の受入れ等に伴い５月末に解消しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　今の答弁聞きましても、先ほどの財政状況と同様に資金繰りもかなり厳しいということで、これはもう全国の都道府県同じような状況だと聞いております。先ほどの６月に全国知事会からの提言の中でも、地方団体への資金繰り支援というのも盛り込まれておりますし、これもやはり国と地方が協力して解決していくべきだというふうに考えます。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時55分休憩

午後４時55分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○國仲　昌二君　次、ちょっと順番を変えまして、大きい５、宮古地域の課題について質問したいと思います。

(1)、陸上自衛隊について。

ア、弾薬搬入について伺う。

弾薬搬入については、宮古島市長が市民の生命財産を守る立場として日程などの公表をすること、警察や消防とも連携を密にして安全面に最大限に配慮すること、住民への影響、安全面について具体策を示すことを求めたんですけれども、それが無視された形で直前の連絡のみで搬入されたという状況です。県の見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって、様々な意見があるものと承知をしております。そうした中、去る６月２日に行われた陸上自衛隊保良訓練場への弾薬搬入については、地元自治体及び県に対して事前に十分な情報が共有されなかったことは遺憾であり、県は、陸上自衛隊西部方面隊に対し、より一層丁寧な説明や地元の安心・安全への配慮について求めたところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　それでは、今のところですけれども、具体的な情報や説明がないものですから、住民は不安になってやっぱり怒りを覚えるんですよね。この安全面について具体策を示して、宮古島市民を不安に陥れないでいただきたいということを国に強く求めたいと思います。

次イ、夜間訓練等について伺います。

これは、地元で開催された国の弾薬庫の説明会ですけれども、演習・訓練については、隊員が行う体育訓練や体力強化の訓練のようなもので、演習で騒音・振動はないというふうに述べています。これ私も動画で確認をしました。ところが今年の５月24日、これ空砲に驚いた住民が動画を撮影してあるんですけれども、もう夜の10時頃ですね。この弾薬庫のある集落というのは、高齢者が多い小さな静かな集落です。動画を見ましたけれども、最初は暗闇で虫の音が聞こえるくらいの静けさだったんですけれども、突然そこでダダダダダという機関銃ですか、空砲が鳴り響くんですね。これが何回も繰り返されるんです。何も説明を受けていない住民は本当に驚いたと思います。お年寄りが多い地域なので、本当にびっくりしたということです。宮古島市でこういった夜間訓練が行われております。これについて、県の見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えをいたします。

去る５月24日及び25日に陸上自衛隊保良訓練場において実施された訓練について、陸上自衛隊に確認したところ、両日、同訓練場において、夜間の時間帯を含め、空砲等の使用を伴う警備訓練を実施したということを確認しております。なお、陸上自衛隊は、去る３月31日に保良・七又の両自治会の代表者に対し、それから４月23日に宮古島市、宮古島警察署及び保良・七又自治会長に対し、夜間の時間帯を含め、空砲等の使用を伴う訓練について連絡した上で訓練を実施したというふうに確認しております。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　この夜間訓練等については、市民団体から県のほうに要請があったはずです。しっかりと対応していただきたいと思います。

次行きます。

(2)、池間島の保安林無断伐採について伺います。

池間島の保安林、これは県の潮害防備保安林に指定されているということですけれども、無断で伐採されたと。これは森林法違反です。この伐採したのは今回で２度目と。同じ人が。本当に悪質だと思います。池間島で過去にも無断伐採があって、砂浜に赤土が入れ

られて、ウミガメが卵を産めなくなったという事例もあると聞いております。

県の対応を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　お答えします。

池間島の北部海岸における保安林の無許可伐採については、地元からの通報を受けまして、宮古農林水産振興センターで現地確認を行い、保安林の無許可伐採が確認されたことから、伐採行為者に対して行為中止の行政指導を行ったところであります。今後、伐採区域の詳細調査を行いまして、保安林の無許可伐採区域を確定し、伐採行為者に対して造林計画書及び誓約書等の提出を求めることとしております。今後とも地元や関係機関と連携し、保安林の管理に努めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　こういった違法行為は、この池間島だけではなくて、宮古全域で過去に何度も起きているんですよ。しっかりと対応していただきたいと思います。

次 (3)、多良間村水納島の振興について伺います。

多良間島の隣に水納島という住民が３人しかいないんですけれども、貴重な自然が残っているすばらしい離島があります。先日、多良間村観光振興計画に水納島振興計画が盛り込まれたという話を聞きまして、多良間島及び水納島は県立自然公園に指定されているはずですけれども、県としてもこの水納島振興計画を支援していただきたいと思いますが、いかがでしょうか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　議員おっしゃるように、多良間村は、手つかずの自然が残った離島として、住民の生活や島の環境負荷に配慮した観光振興を検討しているとのことであります。

県としましては、多良間村と意見交換の上、どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは (4)、土木関連予算について伺います。

土木関連予算、これは道路・街路・公園・港湾事業、北部・中部・南部・八重山・宮古とそれぞれ比較できる関連予算を比較してみました。そうすると、宮古はかなり低いんですね。ほかの地域の平均と比較しても３分の１以下という低さですけれども、その辺の説明をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

宮古圏域では、伊良部大橋建設事業などの大型事業が完了したこと等により、他の圏域と比べて土木関係予算が落ち着いている状況にあります。今後は、宮古広域公園整備事業や平良久松港線などの道路事業、平良北団地等の県営住宅の建て替え等により、事業費の増加を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　単純に比較はできないと思うんですけれども、また今後ともよろしくお願いします。

それでは次 (5)、伊良部高校の跡地利活用についてですけれども、これ先日、伊良部島出身の島尻忠明議員が熱く質問していたので、私は要望だけにとどめておきます。

伊良部高校の跡地利活用については、宮古島市のほうに打診があるというのも聞いております。宮古島市としっかり意見交換をして、よりよい利活用をお願いしたいというふうに思います。

それでは次、大きい６、教育行政について。

(1)、部活動についてのア、高校部活動の在り方について伺います。

高校生が部活動の関連で自死するという残念な事案が起こりました。教育委員会は第三者（弁護士２名、公認心理師２名）による調査結果をまとめてあります。要因としては、顧問の勝利至上主義からの行き過ぎた指導によるストレスなどと指摘しております。再発防止に向けては、管理職の役割、関係者の情報共有、顧問と生徒の関係などの見直しなど求めていますが、その中で保護者会の設置の在り方の検討というのがあります。それについての考え方をちょっと伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

第三者の調査チーム詳細調査で、当該部のほうには保護者会がなかったということがございました。基本的には、やはり部活動をやっていく上では、学校また顧問もありますけれども、それを支える保護者の役割も大きいものと思います。私どもとしては、保護者会の在り方について、しっかり今回指摘がなされているところでございますので、どういうほうがいいのかを検討委員会の中で、今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　今回の事案を受けて行った実態調査

で、体罰・ハラスメントについて学校側と保護者側の受け止め方に大きな差があるんですね。しかしながら、保護者の回答率が23.6％とかなり低く、関心が薄いというのが残念です。再発防止に向けては、教育委員会、学校はもとより保護者も積極的に参加する仕組みが必要だと考えますが、再度見解お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　先ほども答弁しましたが、部活動の実施に当たっては、やはり保護者の関わり、非常に大きいものがあると思っています。今回、調査期間が少なかったとかいろんな状況があって３割程度になっていたと思いますけれども、しっかりとその保護者の関わりも含めて、部活動の在り方について検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　ぜひ、よろしくお願いします。

それではイ、部活動検討委員会について伺います。

部活動などの在り方に関する方針の、検討委員会を設置したという報道がありましたけれども、平成30年、31年度に策定された部活動などの在り方に関する方針の中にはしっかりと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されない、体罰・ハラスメントの根絶を徹底するという方針が既に示されております。ということは、今回の事案はこれまでの方針を守っていない、守られていないということです。そうなると、厳しい言い方ですけれども、方針を幾ら見直しても守られなければ意味がないんじゃないかというふうに考えます。県の認識を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

当該方針については、これまでも校内の研修ですとか運動部活動指導者研修会等で周知を図ってきたところございます。ただ、今回実態調査をしましたら、幾つかのところで知らなかったという回答もあったりしたものですから、周知徹底が十分ではなかったなということを認識したところでございます。

検討委員会でそういったところも議論されることになると思いますけれども、やはりより実効性の確保に努めて、体罰・ハラスメント根絶等のための再発防止として、当然のことながらこの方針をどういう形で認識させていくかということが大変重要だと思いますので、そういったことも含めて取組を進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　やっぱり方針を出して、それが現場で遵守されているのか。されていなければ、なぜか、どうしたら遵守できるかというのをしっかりと検証していくべきだと思うんですよね。今後しっかりこのフォローアップして、二度とこのような痛ましい事案が起きないようにしていただきたいと思います。

また、今回の事案について、第三者委員での調査というのは教育委員会が行っていますけれども、ほかの都道府県での同様の事案では、教育委員会は調査対象であるという考えで、知事部局で調査を行っているという指摘もあります。これについても県全体で検討していただきたいというふうに思います。

次行きます。

次はちょっと戻りまして４、情報開示に関することについて行きます。

(1)、会議録の作成について伺います。

普天間飛行場の返還や辺野古新基地建設関連の知事が出席する会議の会議録やメモが、歴代の大田県政、稲嶺県政、仲井眞県政、翁長県政で存在しないというような報道がございました。識者は信じ難いずさんさだと指摘していますけれども、その経緯を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

令和２年10月に、普天間飛行場の名護市辺野古沖への移設決定に関する会議やＳＡＣＯ合意に関する会議の議事録等の公文書開示請求がありましたが、その存在を確認することができなかったため、公文書の不存在による不開示としたところであります。普天間飛行場の名護市辺野古沖への移設決定やＳＡＣＯ合意がなされた当時においては、議事録の作成について統一的な定めがなく、関連する議事録を作成したか否かも含めて、明らかではない状況でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書については、公有水面埋立法で規定された基準等に基づく審査結果を踏まえ判断するものであるため、議事録は作成しておりません。また、承認の取消しについても、同法で規定された基準等への適合状況について判断するものであるため､同様に議事録は作成しておりません。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　今、答弁があったんですけれども、現在の取扱いについてはどうなっているのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

県では、令和２年度に、知事または副知事が構成員となる会議の議事概要の作成及び公表に関する指針を作成したところでございます。

本指針では、会議の議論の過程と結果が分かるように、会議の所管部長は議事概要または適当と認める場合には、発言者及びその発言内容を詳細に記録した議事録を作成し、ホームページ等で公表することとしております。現在対象となる会議においては、本指針に沿って議事概要を作成、公表するなどの適切な運用を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　次行きます。

(2)、今お話がありました議事概要の作成の指針についてです。

コロナ関連の会議の会議録が公表されていないという指摘を受けて、昨年７月に策定された議事概要の作成指針について伺います。その中の２、議事概要の作成及び公表では、議事概要を作成して１か月以内に公表することになっています。現状を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

本指針の後に開催された会議、17会議がございますけれども、その全てにおきまして議事概要は作成済みです。そのうち公表済みが14で、公表予定が１件、未公表が２件となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　次３です。

議事概要に記載する内容で、「意思決定に至る議論の内容が分かるように、経過と結果を記す」となっています。現状を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

本指針策定後に開催された会議におきましては、その議論の内容が分かるよう会議の名称、日時・場所、出席者、そして議事及び議論の概要等、会議の経過とその結果が記載されており、指針に沿った運用がなされているものと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　國仲昌二君。

○國仲　昌二君　次、ちょっと飛ばして (3)、行きます。時間がないので。

情報の黒塗りの開示についてですけれども、これは既に答弁がなされているので答弁は求めませんけれども、この件について識者から、問題となっているページは個人情報として不開示にできるような内容ではないという指摘があります。情報開示については、個人情報保護に配慮することは当然ですけれども、県民に不信感を持たれないように可能な限り情報は開示して、透明性を高めていただくことを希望したいと思います。

残りですけれども、時間切れで全部質問できませんでした。答弁を準備していただいた職員の皆さんには申し訳ありません。

これで私の質問を終わります。

タンディガータンディ。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時15分休憩

午後５時16分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　どうも御苦労さまです。

まずワクチンの迅速で安全な接種についてお尋ねします。

国が職域接種の受付中止、それから自治体へのワクチンの供給量の減少というのを発表して、全国の自治体で混乱と不安が広がっています。沖縄ではどうなっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず、職域接種の申込みが休止されたことにつきまして、県内では64件の申請がありましたが、今現在16件が国の承認を受けているところでございまして、その後についてはまだ動きはございません。市町村の分についても、今後の分については、これから報告があるところだと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　では沖縄は、ワクチンは計画どおり来るんですか。今職域接種64件と言っていたけど、職域接種は幾ら申請されて、受け付けられたのは幾らですか。それから自治体には確実に来るんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　現在国が承認をした16件については、今その接種予定人数は４万3200人でございます。これについては、特に取消し等のことはございませんので、恐らく大丈夫だと思います。ただ市町村の分については、現在は第８クールといいまして、７月４日までの分なんですが、第８クールについては県内の高齢者に対し２回の接種ができるワクチンが各市町村に配送されるというふうなことは聞いております。また64歳以下の一般接種に係るワクチ

ンも引き続き供給される予定となっておりますが、今現在……。

ちょっとお待ちください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時19分休憩

午後５時19分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先ほどの職域接種の分についてはモデルナのワクチンなんですが、市町村の分についてはファイザーです。これについては、国は責任を持って確保するというふうにおっしゃっているんですが、第８クールまでがさっきの答えでございまして、現在第10クールの配付の回答を待っているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　専門的でなかなか分かりにくいんだけど、65歳以上は確実に来るんですか、それからそれ以降64歳以下も確実に来るんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　65歳以上については、２回接種ができるワクチンを第８クールまでに配送するということになっていますので、７月４日までには届くというふうに聞いております。64歳以下は第９クール以降なんですけど、それについては、第９クールまでは配付計画が示されておりまして、第10クールについては、これから配付計画が示されることとなっております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　もうぜひ頑張ってください。

あと県の広域接種センター、接種状況、今日の新聞に７月以降の予約率が低いと報道されましたが、これ実際どうなっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　７月１日現在の広域ワクチン接種センターの７月１日から15日までの予約率を申し上げますと、両方を合わせまして13％となっております。予約率が低いことの要因の一つとして、市町村が発行する接種券をお持ちでない方が多数おられるものと考えております。県としましては、64歳以下の対象者についても接種券を早期に発行するよう市町村に対し、依頼したところでございまして、対象者全員に接種券の配付を始めた団体もあることから､今後予約率は伸びるものと予想しております。

県としましては、高齢者施設の従事者等への早期接種についても市町村に促すとともに、社会福祉団体等に対して、接種券を所持せずワクチン接種を実施する方法も検討しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ぜひ頑張ってください。100％できるように。

次に、ＰＣＲ検査ですけど、県独自のＰＣＲ検査大規模拡大、それから定期検査。これはもうこれまでの答弁で早期発見、感染防止の成果があったということなんですけど、重症化を防いで死亡者を減らすという上でも成果があったのか、これからの課題についてお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時23分休憩

午後５時23分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県独自の検査事業により、多くの方々が陽性を早期に発見できたというふうに考えておりまして、早期に確認することによって、早期に治療ができますので、それで重症化は防いでいけるものと考えております。それから、課題につきましては、やはり検査体制の拡充は今後とも必要だと思っておりまして、また検査の精度についても、しっかりと県としては確認が必要だというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　私たちの相談者でも、早期に発見できた人は軽症で済んだんです。遅れた人は重症化したんです。だから早期発見というのはとても大事。ぜひ頑張ってください。

それで部長、このＰＣＲ検査の今の体制は従来株のときに構築したものなんですよ。今デルタ株というのが出てきたわけよね。デルタ株は1.9倍と言われているわけ、感染力が。昨日、最近の報道では、外国で、すれ違っただけで感染したという研究報告も出てきているんですよ。そういう意味では、濃厚接触者もこれまでの１メーターだった間隔が２メーターに広がったし、この基準も従来株の基準でやったら、もうこれ駄目だと思う。だからＰＣＲ検査の体制も、やっぱりデルタ株に合わせた体制、濃厚接触者の基準もやっぱりデルタ株に合わせた基準でやらないといけない。これは厚生労働省、政府との関係もあるんだけれども、しっかり研究者それから専門家、政府とも協議して基準を変える必要があるんじゃないかなと、これ至急検討する必要があると思う。いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　濃厚接触者の基準

につきましては、議員おっしゃいますとおり厚生労働省から基準が示されているところではございます。ただ、やはり感染の拡大に伴いまして、変異株等も発生しておりますので、広く検査をすることは重要だと思っております。

そのため、県としましては、例えば学校ＰＣＲですと濃厚接触者だけではなく、接触者まで広げて早期に検査をするという方法も取っておりますので、実態としてはその体制を取りつつあるというところではございます。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　単純に言うと、検査も全て1.9倍に広げないといけないよということになるわけよ。そこはしっかり専門家と協議して至急検討してください。

次に、来県者への出発地での事前のＰＣＲ検査について、沖縄の感染拡大は東京、大阪と連動してると言われますよね。向こうが増えるとその後に沖縄が増えると。それで、東京、大阪での緊急事態宣言が解除されて沖縄への人流が増えている。その実態についてお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　那覇空港におけるサーモグラフィーの通過者で比較してみたいと思いますけれども、６月21日から27日までの１週間の出発と到着の合計です。６月21日というのが首都圏において緊急事態からまん延防止に移行した日だと承知しておりますけれども、その１週間、６月21日の週が10万7157名、前週の実績の７万1959人と比べて３万5198人増加しております。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　令和３年６月20日の東京都、大阪府等に係る緊急事態宣言後に県外直行便が就航する新石垣、宮古空港の航空便利用者数について、速報値ではございますがお答えいたします。

新石垣空港では、緊急事態宣言解除前１週間の利用者数の累計は１万4201人、解除後１週間の累計は２万2626人となっており、解除後の利用者数は8425人の増、約59％の増加となっております。

次に宮古空港では、同じく解除前１週間の利用者数の累計は１万1534人、解除後の１週間の累計は１万9270人となっており、宣言解除後の利用者数は7736人の増、約67％の増加となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　緊急事態宣言が解除されて、これだけのすごい増加になっているという意味では、これは非常に危機感も持たないといけない。

それで、私たちは来県者の出発地での事前のＰＣＲ検査、これ国の責任でやるべきだとずっと提起してきましたけれども、今のこの来県者でＰＣＲ検査を受けた人の割合というのはどれくらいか把握していますか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　県では来訪者に出発前のＰＣＲ検査を呼びかけているところではございますけれども、議員御指摘のとおり、現在は把握してございません。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これを把握しないとやっぱり対策取れないわけよ。もう言葉だけになって、これでは駄目なので、どれだけＰＣＲ検査を受けたかというのをしっかりと飛行機の中で、あるいは空港でもいいからしっかりアンケートを取ると、調査が必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　御指摘のとおり把握する必要があると思います。

今後、沖縄県民を含め、出発地での事前のＰＣＲ検査等を受けた方がどれくらいいるのか、またその属性、検査の目的、沖縄県による出発前検査推奨の認知度、認知に至った手段等についてアンケート調査を実施し、県による出発前検査推奨の認知度向上や受検率向上につなげていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　部長、今、じゃアンケート調査やるわけですよね。それで、もう夏休み近づいているから速やかにやる必要あると思うんですけれども、速やかにやるんですよね。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　先ほどの内容をアンケート調査会社を活用して実施しようと思っておりますので、準備ができ次第実施したいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　もうこれ直ちにやってください。

知事、東京で今リバウンドが始まってます。非常に怖い状況になっているということで、出発地での事前のＰＣＲは、やっぱり僕は国の責任でやってもらいたいと思うんだけど、国も必要とは認め始めてきていますよね。そういう意味では一歩前進なんだけど、じゃ具体的にどうするかというところで、まだ進んでないところがあるので、国とも協議して、本来であれば国の責任でということで、これ早めにやらないとこの夏

休みに、この沖縄がまた感染爆発しないか心配なので、知事、ここはしっかりやっていただきたい。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　累次にわたって、全国知事会でもこの事前のＰＣＲ検査を推奨していただきたいということを申し入れてきておりますが、今般、西村経済再生担当大臣から旅行者の出発地での事前検査をどう進めるか、観光庁、国土交通省と相談したいという発言がありました。私も実は、電話でやり取りをさせていただいたときに、大臣もその出発前のＰＣＲは非常に重要だと、やはりその観光や移動を保障するためには、その出発地における管理が一番重要だろうということで、ぜひその西村大臣のチームと沖縄県とでいろいろ情報共有をしていきましょうということでのお話もありましたので、具体的にどういう形を整えればそれが可能であるかということも、積極的に提案をしていけるようにしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ここでの対策も大事ですけど、やっぱりこれは今とっても大事だと思いますので、しっかりお願いします。

次に病床確保について伺います。

コロナ陽性患者受入れの医療機関の数と病床数についてお尋ねします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県における重点医療機関等25病院を指定しまして、６月24日時点で715床の病床を確保しております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　そのうち、いわゆる重症患者受入れ医療機関というんですか、その数と病床数についてお願いします。できたら医療機関名も。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時34分休憩

午後５時34分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　重症を受け入れていただいている病院が10か所……10病院です。

○渡久地　修君　10。

○保健医療部長（大城玲子さん）　はい。重症者を受け入れていただいている病院が10か所で、そのうち重篤な患者を受け入れていただいている病院が４か所ございます。

○渡久地　修君　病床数。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時35分休憩

午後５時35分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　重症者を受け入れていただいている重症者用の病床の確保数ですが、10病院で408……。

失礼しました、間違えました。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時35分休憩

午後５時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　失礼いたしました。

この10病院のうちのコロナ対応の病床数がトータルで408なんですが、そのうち重症のベッド数が58でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　あと重篤の４医療機関と病床数、４医療機関は名前もお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時36分休憩

午後５時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　重点医療機関等のうち、先ほど申し上げました重篤な患者を受け入れていただいている病院が４か所ございまして、県立中部病院、南部医療センター、琉球大学病院、浦添総合病院の４か所でございます。

そのトータルのコロナ用のベッド数が173、重症のベッド数が41床です。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　それではこの重篤の患者というのは、よく報道でＥＣＭＯとかいろいろ言われますけれども、このいわゆる重篤者についてどのような治療を行っているのか、一人の重篤者にどれくらいの医療従事者が従事するのか、その辺ちょっと説明お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

重症患者はいわゆる集中治療室――ＩＣＵです――でＥＣＭＯや呼吸器を装着した治療を行います。ＥＣＭＯに関しては、患者にその導入する場合には、患者によって外科的な処置を要するような場合もありまして、一般的には医師、看護師、臨床工学技士が８人程度で処置を行う必要があり、導入後は二、三人が対応

する必要があります。また、人工呼吸器を患者に導入する場合には医師、看護師が三、四人程度で処置を行う必要があり、導入後は２人程度で対応する必要があります。さらに、ＩＣＵでは通常、患者２人に看護師が１人、２対１看護を行っていますが、コロナの場合には重症の症例によっては逆転して患者１人に看護師が２人、いわゆる１対２という対応をする場合がございます。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　もう本当に大変な、皆さん方も命がけの奮闘だと思います。それで、重篤患者受入れのこの４つの医療機関、それとほかの医療機関、病院等の連携というのはどんなふうになるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先ほどの４つの医療機関においては、高度集中治療を要するＥＣＭＯ患者などの重篤な患者を受け入れていただいておりますので、その他コロナ患者受入れ医療機関においても、中等症以下の患者に加えまして、重篤患者を受け入れる４医療機関から安定化した重症患者の転院受入れを担っていただくなど、受入れ医療機関相互の有機的な連携の下でコロナ患者の救命に御尽力いただいているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　私に相談あった人が協力病院に入院したんです。安心していたら重篤になって南部医療センターに搬送されて相当重たいと。そしたらここで必死の治療をやって、どれくらいかかったかな。ちょっと安定したらまた協力病院に搬送されたということで、連携が密にされているなというふうに思ったんですけれども、これ今後ともぜひしっかりと連携してやっていただきたいと。それで、患者が集中する医療機関、病院というのは、やっぱり感染のリスクというのは一番高いと思うんですよね。そういう意味ではまさに自らの感染の、ある意味では恐怖というんですかね、感染のリスクも抱えながら医療従事者が一生懸命頑張っていると。介護施設もそうだと思うんですけれども、そういう意味ではそういうところで頑張っているところの人、もう本当に敬意を表したいと思うんですけれども、しかし残念ながら病院、医療従事者の間でも感染、クラスターが発生していると。

　これまでこの病院とか介護施設で発生したクラスターあるいは感染の状況が分かったら教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午後５時41分休憩

　　午後５時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　これまでの病院におけるクラスターの発生件数は、令和３年６月30日現在、14施設17件でございます。

○渡久地　修君　介護。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午後５時42分休憩

　　午後５時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　介護施設におけるクラスターの発生件数は、やはり６月30日現在で、37施設37件でございます。

○渡久地　修君　ちょっと休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午後５時42分休憩

　　午後５時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　渡久地　修君。

○渡久地　修君　もう本当に大変な状況というのがこれだけで分かるんだけれども、病院事業局長、こういう感染のリスクありながら、これ防ぐために一生懸命やっていると思うんですが、残念ながら防ぎ切れなかったということがある。やっぱりそういう中で、一人一人の医師、看護師、それから医療従事者の皆さんが命がけでやっていると。だからそういう意味では僕は医療従事者の皆さんがどんな思いで頑張っているのかというのをやっぱり事業局長あるいは医療従事者の立場で、その思いをちょっと聞かせてください。そして、医療崩壊を防ぐためには、やっぱり皆さんも頑張るんだけれども、入院してくる人たちを減らすというのがとても大事だと思うんです。県民一丸となってやらないといけないという点では、やっぱり医療従事者の側から、あるいは病院事業局長から県民に訴えたいこともあると思うんですけれども、その思いを聞かせてください。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

　ただいまの御質問の県立病院の職員に関してですが、コロナの終息が見えない中で、自分自身や家族への感染のおそれという大きなストレスを抱えながらも、一人一人に与えられた役割を全うし、責任感を持って患者とその家族に寄り添いつつ県民の生命を守るという県立病院の使命、役割を果たすため、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。ま

た、医療崩壊を起こさないためには、新型コロナ感染症の発生の防止や拡大を抑制することが最も重要と考えております。そこで、私は県民の皆様に去る６月４日ではありますが、記者会見でも申し上げましたが、その内容はまず、外出及び接触機会を徹底的に削減すること、２番目にマスクの着用、小まめな手洗い、部屋の換気を徹底すること、体調が悪くなったら日中早めにかかりつけ医を受診すること、不要不急の救急受診を控えること、また現在進められているワクチン接種を積極的に県民が受けることなど、コロナ感染予防を徹底することをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　どうもありがとうございます。

ぜひ、医療従事者の皆さん、大変な使命感で頑張っていることに敬意を表します。

それで知事、命がけで奮闘している病院を、これはコロナ患者を受け入れている受け入れていないにかかわらず、支援しないといかぬ。特にコロナ患者を受け入れているところにはしっかりと、国と県がしっかりとした財政支援を行政としてやるべきだと思います。減収補塡など病院への財政支援を県はこれまでもやってきたけど、さらにやる。減収補塡、これは減収補塡まだやられていないので、これしっかり国にも求めてやっていくために、知事、見解をください。そして今、病院事業局長が言ったこの医療従事者と県民の心を一つにするために、やっぱり県が音頭を取って、県民一丸となった取組をやる必要があると思います。

そして、それは医療従事者を支えるという取組も必要だと思います。最近、若者の感染も広がっているので、若者にどうやって届くような行動を行うか、アピールをするかということも問われていると思います。最近、若者向けの医師会のコマーシャルもやられているけど、そういうのも含めて、県としても若い人たちの力も借りて、こういったものも至急、僕は検討してほしいんですけど、この２点、知事にお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　コロナウイルスの感染の影響を受けている事業者の方々には、これまでにも累次、国の財源、それから県の予算などももって当たらせていただいておりますが、全国知事会を通じて、さらにその地方にそれだけ、例えば沖縄のように感染が拡大している地域への上乗せ分を含めた要請なども重ねさせていただいております。引き続きまた行われます全国知事会などでも、そのような沖縄からの声をしっかりと届けていきたいというように思います。

それから、若い人たちもこの長い期間、ずっと自粛を強いられていて、その特に活動的な20代、30代、40代までの方々は特に、非常にもう何て言うんでしょうか、窮屈な思いをしているのではないかと思います。しかし、子供たちも２週間学校を休んでもらってしっかり頑張って抑え込ませていただきました。そのことを大人の皆さんもしっかり受け止めて、今しばらくしっかりと感染対策が見えたというように言えるように、我々もワクチン接種等含めて感染拡大防止に努めていって、若い皆さんにもＳＮＳを通じて呼びかけてまいりたいというように思います。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、若者にその思いが届くようにするために、県の若い職員とかあるいはいろんなところの若い人たちも集めて、どうすればいいのかというのもチームもつくって検討もしてみてください。

次に、宿泊療養施設で医師、看護師の回診、オンライン診察、あるいはせめて解熱剤など処方できないのかということで、６月２日に申入れもしましたけれども、これ改善されたでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　宿泊療養施設につきましては、療養となる方について、医師または看護師による毎日複数回の健康観察を行っております。また療養者の要望等により、オンライン診療による医師の処方箋の下、宿泊療養施設周辺の薬局にて調剤し、療養者に提供しております。宿泊療養施設においても市販薬を準備するなど、適切に対応してまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ぜひ引き続き頑張ってください。

次に、国の月次支援金とそれに県が独自に上乗せして、今度一時金制度をやります。この周知徹底するために、去年県が支援金がありましたよね。それを受給した人、あるいは申請した人たちにやっぱりインターネットができない人たちもいるから、文書で知らせることが大事だと思うんだけどその辺いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　昨年、感染防止対策支援としまして、安全・安心な島づくり応援プロジェクトで給付金を支給した事業がございます。この事業の申請者情報として、氏名、住所等の個人情報を県が保有しているところではございます。これらの個人情報を他の事業へ利用することにつきまして

は、沖縄県個人情報保護条例第８条の規定によりまして、目的外使用ということで利用が制限されております。ただし、同条の規定により、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益となると認められるときなどには目的外使用が可能となりますという規定があります。ただその解釈に当たりましては、一般的に本人の利益になると考えられる場合であっても本人がそのように考えるとは限らないため、個人情報の内容を十分に考慮した上で慎重に判断する必要があるとされておりますので、同条の趣旨に沿って、慎重に判断していきたいと思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　対象者が全部申請ができるように、ぜひやってください。

あと次、保健所、コロナ対策本部等への思い切った人の配置、増員。僕はまだまだ第５波に備えて準備する必要あると思いますけれども、今後の計画も含めてお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県コロナ対策本部の総括情報部の体制につきましては、令和２年度は本務・兼務職員が52名でございました。令和３年度は、ワクチン接種や感染拡大等に対応するために、随時体制強化を図っておりまして、６月15日現在で149名となっております。また、宿泊療養、店舗巡回等について、令和２年度から現在までの間で、延べ１万4100人の職員を動員しています。保健所については、４月３日から６月20日までの間、関係機関に応援を依頼しまして、市町村、県内大学、看護学校、協会けんぽ、厚生労働省、退職保健師など合計115名の保健師等が派遣されておりまして、その後も継続して御協力をいただいているところでございます。今後も必要に応じて体制強化を図ってまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　保健所の体制も強化されたと。それで一時期言っていた疫学調査が中断したとか言われて、もうこれは再開しましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　感染急拡大に伴いまして、非常に厳しい状況がありましたので、積極的疫学調査に時間がかかった、それから軽症者の方には連絡をお願いしたというような状況はございましたが、６月中旬から改善されております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　保健所の皆さんも大奮闘なので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次に基地問題について、順序入れ替えます。

まず冒頭、我が党はこの中国の覇権主義、そして香港や新疆ウイグル自治区での人権問題等を厳しく批判してきました。尖閣諸島や南シナ海での力による現状変更の企み、これは国際法違反だと、断じて容認できないと厳しく批判しました。同時に、だからといって力には力、武力には武力でということで臨むと、これは紛争、戦争へとエスカレートしてしまうので、こういう対応は断じて容認できない。平和的な外交手段で解決すべきだという立場です。

そこで４月16日、日米首脳会談での台湾海峡有事が話し合われ――これは沖縄が極めて危険な米中対立の前線基地にされるんじゃないかと危惧されています。不安も広がっています。県の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えをいたします。

去る４月に行われました日米首脳会談及び６月に行われたＧ７サミット主要国会議におきまして、台湾海峡の平和と安定の重要性が強調され、両岸問題の平和的解決を促すことが表明されております。一方、近年の米中間の緊張の高まりにつきましては、台湾海峡におきまして、意図しない形で米中の軍事衝突が発生しエスカレートした場合、在沖米軍基地が存在する沖縄が攻撃目標になるのではないかといった懸念も指摘があるものというふうに理解をしております。

県といたしましては、アジア太平洋地域における平和と安定は県民の生命財産を守り、沖縄の振興発展を図る上でも極めて重要であるということから、抑止力のみならず、平和的な外交対話による同地域の緊張緩和や信頼関係の構築が図られることが必要であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　米軍の中距離ミサイルの配備あるいは自衛隊の先島へのミサイル配備、僕は、これ中国を念頭においたものではないかと思ってとっても危惧しているけれども、県はやっぱり反対すべきではありませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

まず米軍が台湾有事等を想定いたしまして、いわゆる第一列島線に沿って中距離ミサイルの配備を検討しているということにつきましては、報道等により承知をしているところでございます。

県といたしましては、中距離ミサイルの配備などにより米軍の基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増

加につながることは到底受忍できないというふうに考えております。

また、自衛隊の配備につきましては、県といたしましては、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分に配慮するべきであるというふうに考えております。防衛省によりますと、先島へ配備が予定されておりますミサイルは、南西地域の防衛体制を強化するための地対空誘導弾及び地対艦誘導弾であるというふうに理解をしております。

県といたしましては、関係諸国において対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態を発生を回避するなど、冷静かつ平和的な外交によって解決を図ることが重要であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　最近、米軍に加えてオーストラリア、フランス、イギリスそれが共同訓練ということが盛んに行われているということなんだけど、その実態について県の見解を教えてください。

そして、米軍以外の外国の軍隊が沖縄の基地、使用できるのか、もし使おうとしたらこれきっぱり反対すべきだと思いますがいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　まず令和３年５月11日から17日までの間におきまして、日米豪仏の４か国による共同訓練、ＡＲＣ21が行われたものと承知をしております。また、６月25日から８月７日の日程で日米豪英の４か国による多国間共同訓練、タリスマン・セイバー 21が実施をされているというふうに承知をしております。この日米豪仏英の間で行われている共同訓練につきまして、岸防衛大臣は５月11日と６月25日の記者会見におきまして、自由で開かれたインド太平洋のビジョンを共有する国々の協力関係を一層進化させるとともに、自衛隊の島嶼防衛能力の一層の向上を図るものとしております。

県といたしましては、アジア太平洋地域における平和と安定は県民の生命財産を守る上で沖縄の振興発展を図る上で重要であることから、こうした抑止力のみならず、平和的な外交対話による同地域の緊張緩和や信頼関係の構築が図られることが重要であろうというふうに考えております。

それから渡久地議員からもう一つ、米軍以外の外国の軍隊が沖縄の基地を自由に使用できるのかという御質問でございますけれども、外務省によりますと米国のほか、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、イギリスなどからなる朝鮮国連軍は、国連軍地位協定第５条に基づき、日本国内７か所の在日米軍施設・区域を使用することができるとされておりまして、そのうち沖縄県内に所在する在日米軍施設・区域としては、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイト・ビーチ地区の３か所が使用できるというふうにされております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　僕はこれきっぱり拒否すべきだと、明言すべきだと思います。

そして次に、米軍、外来機訓練が激化していると思いますけれども、実態、簡潔にお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　沖縄防衛局の離着陸等状況調査によりますと、嘉手納飛行場の令和２年度の離着陸回数は、常駐機、外来機合わせて４万7886回で、令和元年度と比較いたしまして、2205回、4.8％の増加となっております。一方、普天間飛行場につきましては、同じく外来機、常駐機合わせまして１万8970回であったものが、令和元年度に比べ2122回、12.6％の増加となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時１分休憩

午後６時１分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　外来機が来て、相当被害が増大している。これ訓練のためです。それで、県議会は復帰後普天間基地の閉鎖・撤去、伊江島補助飛行場全面撤去、キャンプ・シュワブ全面撤去、数度にわたって決議を上げています。県議会がこれまで全会一致で決議上げた基地の名前、回数教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

復帰後、県議会におきましては、普天間飛行場の速やかな運用停止や閉鎖・撤去を求める意見書が28件、それからキャンプ・ハンセン、伊芸区の実弾射撃訓練施設の撤去を求める意見書が３件、さらにキャンプ・シュワブ演習場の全面撤去を求める意見書が４件、さらに伊江島補助飛行場の全面返還を求める意見書が４件、北部訓練場のヘリパッド建設を中止することを求める意見書１件などが決議されております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、県議会はキャンプ・シュワブ全面撤去４回、伊江島全面撤去４回、ハンセン訓練場とかそういったの全部上げてきているんですよ。だ

から、普天間基地とシュワブと伊江島補助飛行場は、県議会もみんなで撤去しなさいと言っているわけですよ。だからそこはしっかりと皆さん方も足並みをそろえて、僕は撤去求めるべきだと、ハンセンも実弾訓練場の撤去、これ一致しているから、それから北部訓練場のヘリパッド、そういう立場でぜひ頑張っていただきたい。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今、資料を提供していただいたその全会一致のみの件数だけでもこれだけの件数があるということで、これまで県議会においては普天間基地の閉鎖・撤去、伊江島補助飛行場の全面撤去、キャンプ・シュワブの実弾射撃訓練演習場全面撤去、キャンプ・ハンセン実弾射撃演習関連施設即時撤去、北部訓練場の関連の施設など、繰り返しこのように撤去・返還の決議が行われてきております。県は当然このことをしっかりと重く受け止めつつ、今回日米両政府に対して、在沖海兵隊の段階的な整理縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50％以下を目指すとする具体的な数値目標を設定し、実現することなどを求めたところであります。

県としては、沖縄における過剰な基地負担の軽減のため、日米両政府において、整理縮小の検討対象となり得る施設として、さきに挙げたような県議会でも決議されているところが想定されるであろうということで考えております。ですから、より具体的に日米間でしっかり協議をしていただきたいということを求めていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　振興計画について質問する時間なくなってしまいましたので、これはもう委員会でやりますけれども、振興計画の原点は沖縄県民への償いの心で始まったんですよね。だからしっかりここはそういう立場で、沖縄県民のためにあるんだという立場で頑張ってもらいたいと、日本に国に貢献するというものではないと思うんだよ。沖縄県民のためにあるものだと思うんですけれども、最後に知事、そういう立場で僕は頑張ってほしいと、振興計画はあくまでも沖縄県民のためだと、沖縄の発展のためだということでやっていただきたいんですが、一言聞かせてください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　戦後75年余りが過ぎ、戦争を知らない世代がもう大半を占めるなど、沖縄戦のこの悲惨な体験の記憶が薄れていく中で、やはり沖縄戦で得た教訓を正しく次の世代に伝えて、平和を希求する沖縄の心いわゆるチムグクルを世界に発信し共有することにより、アジア太平洋の平和の構築とそして時代を切り開き世界と交流する、ともに支え合う平和で豊かな美ら島沖縄の創造を基本理念とし、沖縄21世紀ビジョンに掲げる５つの将来像の実現を図りつつ、本県の自立的発展と、住民が豊かさを実感できる社会の実現に向けて振興計画をしっかり実現できるよう頑張ってまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第１号議案から乙第12号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時７分休憩

午後６時９分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

日程第３　陳情第108号、第110号及び第126号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情３件のうち、陳情第110号及び第126号については 米軍基地関係特別委員会に、第108号については子どもの未来応援特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明７月２日から11日までの10日間休会とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、明７月２日から11日までの10日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、７月12日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。
本日は、これをもって散会いたします。

午後６時10分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　國　仲　昌　二

会議録署名議員　金　城　　勉

令和３年７月11日

令和３年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第９号）

令和３年
第 ４ 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第９号）**

令和３年７月 11 日（日曜日）午前 10 時開議

議　事　日　程　第９号

令和３年７月11日（日曜日）

午前10時開議

第１　甲第４号議案（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　甲第４号議案

甲第４号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第11号）

日程追加　甲第４号議案

甲第４号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第11号）

出　席　議　員（48名）

議長	赤嶺　昇　君	23番	仲村家治　君
副議長	仲田弘毅　君	24番	仲宗根悟　君
1番	新垣光栄　君	25番	仲村未央　さん
2番	翁長雄治　君	26番	玉城武光　君
3番	喜友名智子　さん	27番	比嘉瑞己　君
4番	島袋恵祐　君	28番	当山勝利　君
5番	玉城健一郎　君	29番	照屋大河　君
6番	大城憲幸　君	30番	山内末子　さん
7番	上原　章　君	31番	西銘啓史郎　君
8番	小渡良太郎　君	32番	座波　一　君
9番	新垣淑豊　君	33番	大浜一郎　君
10番	島尻忠明　君	34番	呉屋　宏　君
11番	仲里全孝　君	35番	花城大輔　君
12番	平良昭一　君	36番	又吉清義　君
13番	次呂久成崇　君	38番	崎山嗣幸　君
14番	國仲昌二　君	39番	玉城ノブ子　さん
15番	瀬長美佐雄　君	40番	西銘純恵　さん
16番	山里将雄　君	41番	渡久地修　君
17番	上里善清　君	42番	瑞慶覧功　君
18番	當間盛夫　君	43番	比嘉京子　さん
19番	金城　勉　君	44番	末松文信　君
20番	新垣　新　君	45番	島袋　大　君
21番	下地康教　君	46番	中川京貴　君
22番	石原朝子　さん	47番	照屋守之　君

説明のため出席した者の職、氏名

知事　玉城デニー　君　　副知事　謝花喜一郎　君

副知事	照屋義実君	商工労働部長	嘉数登君
総務部長	池田竹州君	文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君
企画部長	宮城力君	病院事業局長	我那覇仁君
保健医療部長	大城玲子さん	総務部財政統括監	平田正志君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	主幹	宮城亮君
次長	上原貴志君	主査	親富祖満君
議事課長	佐久田隆君	政務調査課副参事	中村守君
課長補佐	城間旬君	主幹	嘉陽孝君

○議長（赤嶺　昇君）　本日は日曜日であり、会議規約上、休会日と定められておりますが、議事の都合により特に会議を開きます。

○議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

子どもの未来応援特別委員長から、７月１日の委員会において、副委員長に当山勝利君を互選したとの報告がありました。

次に、７月８日、知事から、お手元に配付いたしました議案１件及び補正予算説明書の提出がありました。

○議長（赤嶺　昇君）　日程第１　甲第４号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

皆さんおはようございます。

令和３年第４回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、予算議案１件であります。

甲第４号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算(第11号)」は、緊急事態措置期間の再延長を踏まえ、７月12日以降における営業時間短縮及び休業の要請に協力していただいた事業者に対する感染拡大防止協力金に要する経費につきまして、歳入歳出予算額に333億9522万7000円を追加するものであります。

同議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺　昇君）　この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、甲第４号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第11号)」については､早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、これより直ちに質疑に入ります。

甲第４号議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

新垣淑豊君。

〔新垣淑豊君登壇〕

○新垣　淑豊君　おはようございます。

会派沖縄・自民党の新垣淑豊でございます。

一般会計補正予算（第11号）案についてですが、１番、専門家会議（７月５日）の提案、まん延防止等重点措置への移行を受けて。

(1)、県対策本部としての結論はどうだったのか。

(2)、政府への要請（調整）は行ったのか。

(3)、その際の政府の回答はどうだったのか。

２番、警戒レベル判断指標について。

(1)、県の７つの判断指標の中で重視するものは何か。

(2)、県が考える国の判断指標の中で重視するものは何か。

(3)、どのレベルになれば、まん延防止等重点措置、また、経済活動再開になるか。

３、国と県との見解の相違について。

(1)、今回を含め過去３回、政府は県が要請したことと異なる判断をしているが、その理由をどのように考えているか。

(2)、以前の２回の異なる判断の際に、見解の相違を受けて政府の新型コロナ対策本部に対してどのようなアプローチをしていたのか。

４番、経済対策について。

今回、６週間の長期にわたる延長が予定されているが、県としてどのような経済対策を行う予定か。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　おはようございます。

新垣淑豊議員の御質問の１、専門家会議（７月５日）の提案、まん延防止等重点措置への移行を受けての御質問のうちの (1)、県対策本部会議の決定についてお答えいたします。

県では、７月11日に期限を迎える緊急事態宣言の取扱いを検討するため、専門家会議や経済対策関係団体会議を開催し、意見を聴取したところです。専門家会議においては、新規陽性者は減少傾向にあることなどから、まん延防止等重点措置へ移行し、地域性を考慮した機動的な対策を取る必要性が提言されました。また、経済対策関係団体会議からは、まん延防止等重点措置に移行することも致し方なしと考えるが、支援策を考えてほしい旨の意見もありました。このことから、７月７日に開催された県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、まん延防止等重点措置に移行することを政府に対して要望することを決定したところです。

同じく１の (2)、(3)、政府への要請と回答についてお答えいたします。１の (2) と１の (3) は関連しますので、一括してお答えします。

県では、７月７日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部会議の後、知事から西村大臣に対して、新規陽性者数が減少傾向にあることを踏まえ、まん延防止等重点措置に移行することを要望したところです。８日の国の対処方針においては、沖縄県の新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制の逼迫も見られることなどを理由に緊急事態措置の再延長を行うことが決定されました。

なお、同対処方針においては、医療提供体制への負荷の改善等が見られ、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても措置を解除する旨が、新たに記載されたところです。

次に２、警戒レベル判断指標についての御質問の中の (1)、県の判断指標についてお答えいたします。

県では、県内の医療提供体制や感染状況に応じた警戒レベルを設定しております。各警戒レベルの決定に当たっては、７項目の判断指標と県外の感染状況や県内の医療提供体制の実情等を踏まえ、総合的に判断することとしております。警戒レベルの設定における判断指標については、国と同様に医療提供体制を示す療養者数と感染状況を示す新規感染者数を重視すべき指標としております。

同じく２の (2)、県が考える国の判断指標で重視するものについてお答えいたします。

国の指標は、ステージの移行を検知し、対策を強化するための目安となるものであり、一つ一つの指標をもって機械的に判断するのではなく、指標を総合的に判断するとされています。そのことから、医療提供体制に関する指標及び感染の状況に関する指標の両方を重視していると考えております。

同じく２の (3)、まん延防止等重点措置及び経済活動再開になるレベルについてお答えいたします。

国の基本的対処方針によると、緊急事態宣言を解除し、まん延防止等重点措置に移行するには、医療提供体制・公衆衛生体制の逼迫状況がステージ３相当の対策が必要な地域となることとされております。また、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージ２相当以下に下がるまで続けるとされています。

次に３、国と県の見解の相違についての御質問の中の (1)、要請内容と政府の決定が異なる理由についてお答えいたします。

県では今年に入り緊急事態措置に関する要請を計４回行っております。このうち、１月については緊急事態宣言発出を要請しましたが、新規感染者数が減少傾向にあったため、県独自の緊急事態宣言発出を行っております。また、５月については緊急事態宣言発出の要請が国に認められたほか、６月の緊急事態宣言の延長の要請については、県が少なくとも２週間の延長を要請したことに対し、国は３週間の延長を決定しております。さらに今回、７月７日には、新規陽性者数が改善傾向にあることや専門家会議での意見を踏まえ、まん延防止等重点措置に移行することを要望したところですが、新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制の逼迫も見られることなどを理由に、緊急事態措置の再延長を行うことが決定されました。一方で、県の要望を踏まえ、期間内であっても措置を解除する旨が、新たに追記されたものと認識して

おります。

同じく３の (2)、政府へのアプローチについてお答えいたします。

１月の緊急事態宣言発出の要請や６月の緊急事態宣言延長の要請、そして今回の要請においても、県では国との調整を随時行ってまいりました。また、７月７日に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部会議の後においても、知事から西村大臣に対して、新規感染者数が減少傾向にあることを踏まえ、まん延防止等重点措置に移行することを要望したところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　４、経済対策についての御質問の中の (1)、緊急事態宣言延長に伴う経済対策についてお答えいたします。

県では、沖縄県の経済対策基本方針に基づき、全ての産業の基盤となる事業継続のための資金繰り支援や雇用維持の施策を継続して実施しております。また、幅広い事業者が対象となる国の月次支援金や県の観光関連事業者等応援プロジェクトのほか、県産品の送料支援、キャンペーンの実施等による消費喚起、学校給食等への県産品提供など継続して実施してまいります。

なお、緊急事態宣言等の解除後は、バスツアーや観光体験等の利用促進施策により、観光関連産業の支援につなげてまいります。コロナ関係経済対策関連予算としましては、令和２年度に約857億円、令和３年度に1421億円を計上し対応しており、今後も既決予算の活用を含めて、経済活動への影響を最小限にとどめるため、経済団体等と連携・調整を行い、必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

〔新垣淑豊君登壇〕

○新垣　淑豊君　御答弁いただきまして、ありがとうございます。

再質疑をさせていただきます。

まず、１点目ですが、先ほど西村大臣への要請を知事からなさったというお話がございましたが、今回、私はこのコロナ対応のためにはワクチンの接種というものを迅速にするべきであると。これが本当に唯一と言っていいほどの策であると思っておりますけれども、ワクチンの接種についての要請というものは、どのようになさったのかお伺いさせていただきます。

そして、予算が逼迫していると、財調がゼロにということも報道でもございましたけれども、財政調整基金がもうなくなるということも含め、県の資金繰りというものはどのようになっているのか、お伺いをさせていただきます。

３番目に、これまでの対策におきまして、どの策は効果があって、どういったものに対して効果がなかったのか。そういった検証はどうなさっているのかお伺いさせていただきます。

最後になりますけれども、資金繰りが厳しい企業が増えてきております。私もお話を聞いたところ、金融機関からの借入れというものがだんだんと厳しくなってきているということでありますけれども、その現状がどのようになっているのか。県がどういうふうにその取りまとめをされているのかお伺いさせていただきます。

以上になります。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時18分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　新垣淑豊議員の再質問にお答えいたします。

まず、私からは、ワクチン接種についての要請についてお答えしたいと思います。

今般、市町村でのワクチン接種状況などを踏まえながら、私からは随時、市町村及び広域センターへのワクチンの定期的な確保について、河野大臣とは電話でのやり取りをさせていただいております。今般、職域接種の推進についても60余りの職域からの申込みがあり、現在はその中から16の職域での接種が認められております。その職域接種でのワクチンの確保についても、要請しているところであります。

それから、今日も現在、全国知事会が行われておりまして、私はこの議会との関係で、全国知事会、まず最初で要望・要請をさせていただきました。その全国知事会の中においても、ファイザー社製のワクチン、モデルナ社製のワクチンそれぞれの接種の計画に支障がないように、政府に強くその確保を求めたいということで、要請も上がっているところでございます。現在、その速やかな接種センターにおける――全国もそうですが、沖縄県においても広域センターを活用して確実にワクチンを確保し、市町村での取組を進めていけるよう、随時国のほうと調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　再質問の今後の資金の見通し、あるいは補正財源等についてのお問合せについてお答えいたします。

現在、提案しています第11次補正予算を含めまして財源として取り崩した結果、現時点で財政調整基金の残高がゼロとなって、一時的に枯渇する見込みとなっております。今後の補正財源としましては、当初予算に計上しております予備費を活用していくほか、令和２年度の決算に伴う剰余金が出てまいりますので、そのような活用によって対応してまいりたいと思います。

また、コロナ対策予算を含め臨時交付金等の必要な財源の確保につきましては、全国知事会等を通しまして、国に引き続き要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　新垣議員の再質問にお答えいたします。

これまでのコロナ対策について、成果等について検証しているかという御質問だったと思います。

まずコロナ対策につきましては、大きく言いまして人流を抑制する、人と人との接触をできるだけ減らすということから、外出自粛や飲食店、大規模施設等に対する営業時間の短縮などを行っております。

２つ目に、飲食関連の感染状況が多いということもございまして、併せて飲食店の営業時短などを行っているところでございます。

それから移入例――いわゆる県外からいらっしゃる方、県外に行かれる方、それから県外の方と接触される方を指すんですけれども、その状況についてもモニタリングをしておりまして、それぞれ対策を取ったものについて成果を数字で見るようにしております。その成果をコロナ本部に報告しまして、状況がどういうふうに好転しているかというところにつなげているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　新垣議員のつなぎ融資に関する御質問にお答えいたします。

令和３年度の新型コロナウイルス感染症関連融資について御紹介させていただきます。

令和３年度から新型コロナウイルス感染症関連融資としまして、新たな補償制度を活用した県融資制度を２資金、創設・拡充しております。

１つ目ですけれども、これは新たに創設しております新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金――これは、感染症の影響を受けた中小企業者が経営行動計画を策定しまして、その実施に向けて金融機関が経営を支援する資金となっております。それから、既存資金を拡充したメニューとしまして、中小企業再生支援資金――これは新型コロナウイルス感染症対応貸付けと言っておりますけれども、これも影響を受けた中小企業者が沖縄県中小企業再生支援協議会等の支援を受けまして、作成した再生計画に従って事業再生を行う資金となっております。

新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金につきましては、同感染症が長引くことによる経営環境の変化に対応しようとする中小企業者の負担軽減等を図るため――これは県独自の支援策としまして、県議会のほうで最大３年間、実質無利子とする利子補給事業を認めていただいております。

御質問のつなぎ融資ですけれども、こちらにつきましては去る５月12、14日に、飲食店等への協力金の支給までのつなぎ融資についてということで、県内金融機関に対して協力依頼を行っております。それから、国の金融庁からも同様にリスケ等の働きかけが各金融機関のほうになされております。金融機関におきましては、新たな資金メニューの創設、既存資金メニューの柔軟な対応など、協力金支給までのつなぎ融資について協力いただいているところでありますが、融資実績ということになりますと各金融機関で取り扱うことになりますので、全体の把握は困難ということでございます。また事業者への周知ということでは、県のホームページですとか、飲食業組合等関係団体への周知を図っているところであります。

県としましては、緊急事態宣言の延長に伴いまして、つなぎ融資の重要性も高まることから、引き続き金融機関と連携して中小企業者への円滑な資金繰りに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

〔下地康教君登壇〕

○下地　康教君　会派沖縄・自民党、宮古地区選出の下地康教です。

これから質疑を行いたいと思います。

沖縄県においては、昨年７月31日の第１回目の緊

急事態宣言に始まり、今年７月11日までに１年の約半分に当たる160日間にも及ぶ社会活動の制限が実施されてきております。この未曽有の事態は、沖縄県の経済を窮地に追い込み、８月22日までの緊急事態宣言のさらなる延長は、本県の経済がノックダウン寸前の状況に陥っていると言えます。このような悲惨な状況下において、今議会の一般質問で表面化した中部病院のクラスター発生問題から来る、知事を含めた三役の隠蔽疑惑などから、玉城知事は緊張感を持って感染防止対策に取り組んでいると言えるのでしょうか。否です。私にはとてもそういうふうには思えません。現在ではこれまでの時短要請、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言等による支援金支給業務、それにＰＣＲ検査、感染経路追跡調査等による予防体制業務や、最後のとりでで感染者を受け入れ治療する医療業務、それぞれの業務に従事している関係者が日々奮闘しております。おのおのの持ち場の現場リーダーや、最前線で働いている職員の皆様方の御苦労には頭が下がると同時に、感謝の気持ちでいっぱいになります。また、県内において昨日までお亡くなりになられた206名の方々、あわせて御遺族の方々にお悔やみを申し上げたいと思います。

知事は、これらの現状を真剣に受け止め、生活に苦しんでいる県民の苦労を本当に理解しているのでしょうか。その実感が、我々県民に全く伝わっておりません。これまでの支援金はほぼ100％、国の予算によるものであり、県費による独自の対策費も投入されていますが、県の財政調整基金、すなわち貯金は底をついている状況であります。このような危機的状況にある沖縄の経済に、さらなる緊急事態宣言の延長が決定しました。これは、玉城県政がこれまでに実行してきた感染予防対策の効果が現れていない現実がはっきりしたということであります。沖縄県知事である玉城知事のリーダーシップの欠如による感染防止の完全なる失策だというべきものであります。このような本県における危機的状況を、今後どのような戦略を持って対処し、緊急事態宣言の解除に導いていくのかを伺っていきます。

(1)、まず第一に、県は緊急事態宣言の期限が残り４日と迫る中、今月７日の記者会見で国に対し、まん延防止等重点措置に移行するよう求めております。しかし、僅か数時間後には、国が県の要請を受け入れず、緊急事態宣言の延長を決定しております。これはどういうことなのか。どうしても納得がいきません。考えられるのは、まず１つ、事前に政府との調整が図られていなかった。もう一つは、事前に国との調整は図られていたが、知事は沖縄県の要望が認められないと判断し、解除期限の直前に一方的に県の意見を発表し、国へ責任の転嫁を図った。そのどちらでしょうか。県民に分かりやすく説明をしていただきたい。なぜ緊急事態宣言解除期限の直前に、県の方針を発表したのか。その真意を伺います。

(2)、本県における警戒レベル判断指標によると、レベル４の部分が幾つかあり、国は緊急事態宣言からまん延防止等重点措置に移行するには厳しいと判断したとされております。県はこの問題について、国と調整をどのように図ったのか経緯を伺います。

(3)、８月22日までの緊急事態宣言の延長については、飲食店及び観光関連産業への影響は計り知れないものがあります。この重大局面において知事はどのような対策を講ずるべきと考えるか伺います。

(4)、去る６月あたりから離島における観光入域客数が増え始めてきております。これから来る夏休みシーズンには、さらに増えることが予想されます。感染防止対策に係る離島のアキレス腱は、脆弱な医療体制であります。離島におけるクラスターやパンデミックの発生は、医療崩壊につながり、救える命が救えなくなる最悪な状況に陥ることとなります。これは絶対に避けなければならない事態であります。

離島においてコロナを持ち込ませない、水際対策の厳戒態勢を維持していくためには、徹底した入域前のＰＣＲ検査や離島空港でのＰＣＲ検査の実施体制をさらに強化する必要があると考えます。また、社会活動の制限を実施した場合の支援対策のみだけではなく、食事を伴い酒類を提供する店舗等での感染防止対策基準のマニュアル作成や入店時におけるＰＣＲ検査の陰性証明の提示、模範店の認証ステッカー配付等、県と市町村が協力・連携し、その体制を構築していく考えはないのか。また、離島においては警戒レベル判断指標を離島単独で作成し、まん延防止等重点措置への移行を早急に目指すべきと考えるが、知事の見解を伺います。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　下地康教議員の御質問の１、令和３年度一般会計補正予算（第11号）案についての(1)、県と政府の事前打合せについてお答えいたします。

県では、７月７日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部会議の後、知事から西村大臣に対して、新規陽性者数が減少傾向にあることを踏まえ、ま

ん延防止等重点措置に移行することを要望したところです。緊急事態宣言期間中、国との調整は随時行ってきましたが、８日の国の対処方針においては、沖縄県の新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制の逼迫も見られることなどを理由に、緊急事態措置の再延長を行うことが決定されました。一方で、同対処方針では、医療提供体制への負荷の改善等が見られ、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても措置を解除する旨が新たに記載されたところです。このことから、県では緊急事態措置の対処方針を改正し、措置の早期解除に向けて、引き続き感染防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく１の (2)、重点措置への移行判断についてお答えいたします。

重点措置への移行を要望した時点では、国の判断指標のうち、新規感染者数、療養者数及び重症病床占有率はステージ４でありました。しかしながら、直近３週間の指標を見ると、新規感染者数は着実に減少し、医療提供体制も徐々に改善しております。感染症専門家会議の意見を踏まえ、地域によって感染状況が異なり、地域性を考慮した機動的な対策を取る必要性があることから、まん延防止等重点措置への移行を要望したところです。

同じく１の (4)、離島独自の警戒レベル判断指標の策定についてお答えいたします。

一定の人口規模がない地域では、指標のぶれが大きく、判断指標を設定し評価することは難しいと考えております。しかしながら、地域ごとの感染状況や医療提供体制の逼迫状況を把握しており、その状況によって対策を講じる必要があると考えております。そのため、今回政府に対し、地域によって流行状況が異なることから感染症専門家会議の意見を踏まえ、まん延防止等重点措置への移行を要望したところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１、令和３年度一般会計補正予算（第11号）案についての御質問の中の (3)、飲食店への対策についてお答えいたします。

緊急事態宣言の延長に伴い、休業要請の対象となる飲食店等については、感染拡大防止対策協力金を支給することとしております。要請に応じていただいた事業者については、速やかに協力金を支給できるよう取り組んでまいります。資金繰りの厳しい事業者については、金融機関において、新たな資金メニューの創設や既存資金メニューでの柔軟な対応など、協力金支給までのつなぎ融資に協力していただいているところであります。今後も既決予算の活用を含めて、経済活動への影響を最小限にとどめるため、経済団体等と連携・調整を行い、必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　おはようございます。

１、令和３年度一般会計補正予算（第11号）案についての中の (3)、観光関連事業者への対策等についてお答えします。

県では、那覇空港や宮古空港、新石垣空港、下地島空港に加え、久米島空港におけるＰＣＲ検査体制の整備とともに、那覇空港における抗原検査の導入など、水際対策の強化を図っております。また、緊急事態措置などにより影響を受けた事業者には、観光関連事業者等応援プロジェクトにより支援金を支給します。宿泊事業者には、宿泊事業者感染症対策支援事業により、感染拡大防止策の強化などを支援します。ワクチン接種者やＰＣＲ検査の陰性証明を有する者に対するインセンティブの付与については、民間事業者との連携した取組を検討しているところであり、感染状況やワクチン接種状況等を踏まえ、実施することとしております。なお、感染状況が落ち着き次第、観光体験・アクティビティー商品に利用できるクーポン券の発行や貸切りバスへの補助等により域内需要の喚起を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

〔下地康教君登壇〕

○下地　康教君　答弁ありがとうございました。

まず、国との調整状況について再度伺いたいと思います。

第３の大規模接種会場、これはクルーズターミナルで行われるということでありますけれども、その運営がまだ始まっておりません。ワクチン確保の問題等、国との調整がスムーズに行われているのかどうか。今回の緊急事態宣言の延長を取ってみても、国との信頼関係が構築されているとは言い難い。このことが県民の不安をますますあおる結果となっているのではないかと思っております。それを払拭するためには、トップリーダーの決断と的確な判断による指導力が絶対的に必要であります。玉城知事のこれまでのコロナ感染対策は後手後手に回り、その対策の効果が現れていな

い。その効果を発現するためには、今後国との調整をどのように進めていくのかを伺いたいと思います。

次に、離島は経済規模、市場規模が沖縄本島に比較して小規模であります。そのような社会状況の環境の下で、特に離島における飲食、観光、接客、交通機関等への社会活動規制は重大な影響を及ぼしているところであります。本当に明日への暮らしが見通すことができずに、希望を失いかけている人々がいることを忘れてはなりません。資金による支援対策だけではなく、県及び市町村との連携による徹底した感染防止マニュアルを作成して、それを実行する体制を早急に構築し、経済活動を徐々に再開させるすべを考えるときに来ているはずです。まず、離島でのその対策の効果を発現させるべきではないかと思っておりますので、再度それに対しての具体的な施策を問いたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　下地康教議員の再質問にお答えいたします。

私からは、国との調整についてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、第１、第２の広域ワクチン接種センターにおいては、県医療界、医師会の協力をいただきながら順当に市町村を補完する形でワクチンの接種を進めておりますが、第３の広域接種会場についても、河野大臣とるる調整をさせていただきながら、まずはワクチン確保等についてのお願いをさせていただいているところでございます。そのほかにも、担当部においては、例えばそれぞれの省庁の担当、内閣府の担当との調整も随時行っておりまして、沖縄県におけるワクチン接種の状況、それからコロナ対策の状況など日々国との調整に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　再質問にお答えいたします。

離島の感染症対策及び市町村と連携した対応についての御質問だったと思います。

まず、離島の市町村については、医療提供体制がやはり脆弱だというところもございますので、ワクチンの接種については県としても非常に力を入れているところでございまして、小規模離島については、全住民向けのワクチン接種がほぼ完了しているところも幾つかございます。それから医療提供体制についても、感染症が拡大したときには、例えば宮古島市、石垣市につきましては、そこで保健所を中心に本部を立ち上げて、市町村と連携して取り組んでいるところでございます。

それから経済に与える影響も非常に大きいということもございますので、飲食店等に対する認証制度についてもしっかりと取り組んでいるところでございます。県の事務所が宮古と八重山にございますので、そこも一緒になって、保健所と一緒になって、市町村にも御協力いただいてそれを進めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

〔小渡良太郎君登壇〕

○小渡　良太郎君　おはようございます。

一般会計補正予算（第11号）案について、通告のとおり質疑をさせていただきます。

まず１番、今回の補正予算案の説明資料を見ていると、休業要請及び営業時間短縮要請に係る協力金というのがメインになっています。本来必要なはずの感染拡大防止のための予算措置や事業が見受けられません。令和３年の沖縄、８月22日まで見ると187日間、実に普通に生活ができたのは１月の前半と３月だけと。それだけ未曽有の長期間にわたって前例のない厳しい状況に置かれています。この状況を打破するためには、前例にとらわれない感染拡大防止策を積極的に実施していくこと。それをもって宣言の早期解除を目指していくということが重要だと私は考えます。恐らくそれは、多くの県民ではなくてほとんどの県民もそれを望んでいると私は確信しております。７月８日の国の発表を見ても、緊急事態宣言の文言の後に、ただし緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに解除するという一文も書かれております。感染拡大防止に係る事業がない理由を当局に説明いただきたいと思います。

もう一点、(2) 番、今回の補正予算案の上程の背景に、もちろん緊急事態宣言の再々延長があるのは明らかだと思います。これに関して、先ほど保健医療部長の答弁では４度目という話がありましたので、３度目ではなく４度目になるんですが、県が求めた措置が認められなかったのは今回で４度目だという話がありました。その原因を明らかにしなければ、今後もまた要

請をして、県の意向と違う措置が下りてくるということが予想されます。

県と国との認識等のそごを明らかにするために、下記の４点について見解を伺います。

ア、県の要望が認められなかった理由について。

イ、県が求めたまん延防止重点措置の期間と今回の再延長の期間についてと書かれているんですが、ちょっと分かりにくい感じがしたのでかみ砕くと、県はまん延防止等重点措置の期間をどの程度という形で国に求めたのか。国は６週間の緊急事態宣言延長という形になっていますが、県が求めた期間はどの程度だったのか教えてください。

ウ、緊急事態宣言再延長と決定されたことについて、見解を聞かせてください。

エ、沖縄の再延長の理由に関する様々なコメントがメディア等々含めて出ておりますが、そのコメントに関して見解を伺います。

以上で１回目の質疑を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　小渡良太郎議員の御質問の１、一般会計補正予算（第11号）案についての (1)、感染拡大防止に係る事業についてお答えいたします。

県としましては、今議会における第９号及び第10号補正予算において、沖縄県エッセンシャルワーカー等ワクチン接種加速化事業、ＰＣＲ検査強化事業、新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業、宿泊療養施設運営事業等に要する経費として約236億円を計上しております。これらにより、重点検査の拡充、ワクチン接種の促進、医療提供体制の整備がより一層進み、感染拡大防止が図られるものと考えております。

なお、今回の第11号補正予算については、緊急事態措置の期間延長に伴う協力金を計上しております。

同じく１の (2) のア、イ、ウ、まん延防止等重点措置の要望と緊急事態宣言の再延長についてお答えいたします。１の (2) のアから１の (2) のウまでは関連しますので、一括してお答えします。

県では、７月７日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部会議の後、知事から西村大臣に対して、新規陽性者数が減少傾向にあることを踏まえ、まん延防止等重点措置に移行することを要望したところですが、その際、措置期間については言及しておりません。

緊急事態宣言期間中、国との調整は随時行ってきましたが、８日の国の対処方針においては、沖縄県の新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制の逼迫も見られることなどを理由に緊急事態措置の期間を８月22日まで延長しております。一方で、同対処方針では県の要望等を踏まえ、期間内であっても措置を解除する旨が、新たに追記されたものと認識しております。

県としては、緊急事態措置の早期解除に向けて、引き続き感染防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく１の (2) のエ、再延長に関するコメントについてお答えいたします。

７月８日午前の加藤官房長官の記者会見においては、沖縄県は新規陽性者数がステージ４相当であり、減少傾向であるがその速度は鈍化していることや、病床使用率もステージ４の段階であり、まだまだ厳しい状況が続いている旨の御発言がありました。また、同日午後の菅総理大臣の記者会見においては、沖縄県の緊急事態措置は延長し、期間を８月22日までとするとの説明がありました。国の対処方針では、沖縄県の新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制の逼迫も見られることなどを理由に緊急事態措置を再延長したとしております。

県としては、国の対処方針に新たに記載された措置の早期解除に向けて、引き続き感染防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

〔小渡良太郎君登壇〕

○小渡　良太郎君　再質疑をさせていただきます。

今、私の手元に第22回沖縄県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の議事概要未定稿となっていますが、７月５日に行われたものの議事概要があります。この議事概要を確認していると、委員の報告として、新規感染者数は下げ止まっている。圏域別でも本島中部及び南部は下げ止まっている。特に那覇は僅かだが増加に転じていて、南風原、豊見城は伸び始めている。未成年陽性者の割合は２割と高く、家庭内感染も多く潜在的に流行が進んでいると認識すべきではないかとあります。また意見交換の中でも、水際対策は効果を上げていない。飲食店対策、ステッカーのホームページがＧｏＴｏキャンペーンの頃から全く見直されていない、変わっていない。濃厚接触者に係る保健所の対応が遅れている。県民に対するメッセージが示されていない。５月の連休前と同じ状況で変わらない状況にあり、その間、実効性のある対策をやっていない等の意見が見受けられます。

身内からもこのような指摘が出ているのに、なぜ積極的な取組をしないのか。先ほど保健医療部長の答弁では、第９号、第10号以前の補正予算の中で防止策を打っている、それで十分というふうに捉えられる答弁があったんですが、十分じゃないと。むしろ実効性のある対策をやっていないんじゃないかという形で、身内からも言われているにもかかわらず、先ほどのような答弁が出てくるのは、いささか私は疑問に感じる部分が多くあります。この県の専門家会議の議事概要を見る限り、会議においても緊急事態宣言の延長が適当とする声は複数あります。先ほども言いましたが、５月の連休前と状況は変わらず、その間、実効性のある感染防止対策をやっていないため、今夏の流行は避けられないんじゃないか等々、この延長に関するものについても、沖縄の専門家の方々からも疑問を呈する声が上がっているわけであります。

私自身、明日から始まる８月22日までの６週間の延長というのは、正直たまったもんじゃないと思っています。であれば、先ほど１回目の質疑でも申し上げましたように、早期の宣言解除を求めていくために、今、県が何ができるかということを考えるのが最優先課題であり、取り組まなければならない事柄であると改めて私は申し上げたいと思います。

再延長が決定された中、そのような形でやらないといけない。ワクチンが足りないなら国に求めていく。観光客向けの広告を打つのではなくて、県民向けのワクチン接種推進広告とか、夜間出歩かないようにという意識啓発の広告、または趣旨お願いの広告も必要になってくるかもしれません。水際対策に関しても、ＴＡＣＯだけでは足りない。これは皆さん御存じだと思います。もっともっと実効性の高い水際対策をやっていく必要がある。保健所の体制を強化して、入院等の調整、濃厚接触者への対応を迅速化していく必要があります。単身者と感染が広がった家族以外の自宅療養の数を減らす。そういったことも重要になってくるんですが、今までの答弁、説明からはそういった部分がなかなか見えてこない。

県民を苦しめているこの緊急事態宣言、長い期間に及んでいます。県経済に多大な悪影響も及ぼしています。早期解除に向けた具体的なビジョン、方策、知事自らが県民に示すべきではないか。今日はそういうタイミングでの本会議じゃないのかと私は思います。ぜひ今、私が話した具体的なビジョン、方策に関して知事の見解、知事のメッセージを伺いたいと思います。

また専門家会議についても、確認をしたいと思います。このまん延防止措置ということで、結論としてはまん延防止措置に移行していいという意見が多数を占めたと締めくくられていますが、先ほどから話しているように、緊急事態宣言の延長もするべきじゃないかと。今、解除できる状況ではないのではないかと。今、まん延防止に移行すると気が緩んで陽性者がどかんと出ることを危惧している。医療従事者は１年以上も休みを取れていないと、そういった意見も見受けられます。この専門家会議の意思決定が多数決で行われているのか。今まで専門家会議が行われてきましたが、最近２人の専門家が抜けてしまったという事実もあります。実効性のある新型コロナ感染防止対策をしっかりとやっていくために、専門家会議の意見の吸い上げ、またはコロナ対策会議における意思決定の在り方に関して、いま一度もう一度必要なことを整理して、変えていかないといけないということが言えると思うんですが、専門家会議の位置づけ、設置の根拠、県のその他会議に係ることについて、当局の見解と今後どうしていきたいかというビジョンをお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時２分休憩

午前11時３分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　小渡良太郎議員の再質疑にお答えいたします。

７月８日、特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針、国による緊急事態措置期間の再延長を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人の接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条により、県民・事業者等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施するということで、対処方針を発表させていただいています。その中では、重点検査の拡充、高齢者施設の従事者に対する検査――２週間に１回程度、そして抗原定性検査の導入、歓楽街における集中検査の延長・拡大、モニタリング調査の促進、県独自の検査事業の推進・強化、那覇空港ＰＣＲ検査、本土直行便など離島空港ＰＣＲ検査の実施、変異株検査の拡充、デルタ株検査の実施、学校ＰＣＲ支援チームの設置など、重点検査の拡充を挙げております。それから、新型コロナワクチン接種の促進、医療提供体制の整備、沖縄県感染防止対策認証制度など、これからしっかりと抑え込んでいくための各種の取組を県民に向けて発表させて

いただきました。

そしてさらに緊急事態宣言早期解除に向けた重点的な感染防止対策の実施――これは県の専門家会議からの意見を踏まえて作成をさせていただいたものですが、県民の皆さんには判断指標を早期に改善するため、国の対処方針でも改善されれば早期解除を認めていますということで呼びかけさせていただいています。ワクチン接種への協力、ワクチンは発症予防、重症化予防、感染予防効果が示唆されています。自分自身と大切な人を守るためワクチンを受けましょうという呼びかけ、そして７月の感染リスクの回避――昨年７月の４連休で感染の拡大を経験しています。オリンピック連休期間、特にビーチパーティー、模合等は自粛してください。連休中は、混雑している観光地への来訪は控えましょう。感染防止対策が徹底されない飲食店を利用しないことなど、先般この対処方針の更新に当たっては、県民の皆さん及び事業者への協力の取組などしっかりとメッセージを発信させていただいております。県民挙げて、現在のコロナ感染症の感染拡大に取り組むことによって、早期の緊急事態宣言の解除に向けてしっかりと取り組んでまいる所存であります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　小渡議員の再質問にお答えいたします。

専門家会議の議事録の中で幾つか御指摘がございました。いろいろ御意見はございました。確かに緊急事態宣言を延長すべきという先生方も複数いらっしゃいました。しかし、最終的に話合いの中で専門家会議としての結論としましては、まん延防止等重点措置に移行していいという意見が多数を占めたということでございます。同時に、まん延防止等重点措置に移行するメリットとしまして、地域性を考慮した対策が打てるというのが一番大きかったと思います。まん延防止等重点措置に移行したとしても、例えば、いわゆる７月の連休については酒類の提供を禁止するとか、そのような提言も盛り込まれておりました。という意味で、専門家としての御意見を私たちとしてもコロナ本部に報告しまして、県としてもまん延防止でいきたいという結論だったというところでございます。

それから専門家会議につきましては、設置要綱において保健医療部長が招集することになっておりまして、設置要綱が部の所属という形になっております。ただ保健医療部は、総括情報部を担っておりますので、そういう意味で保健医療部で聴取した意見をコロナ対策本部に報告して、本部の決定に当たるということではございますが、この専門家会議の位置づけについても、議員からありましたように今後見直す必要があるということで、知事からも指示を受けておりますので、どのような方向で検討を進めるかということを話し合ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

〔呉屋　宏君登壇〕

○呉屋　　宏君　それでは、早速ではありますが、質疑をさせていただきたいと思います。

まず１番に、協力金の申請と給付の期間についてでありますが、これまでの協力金はどこまで給付をされているのか。

そして (2) 番目に、給付期間が遅くなっているという認識はあるのか、お伺いをしたいと思います。

それと給付方法の改善策を考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

２番目に、緊急事態宣言と財政調整基金の関係について。

今後の緊急事態に対して財調は幾ら充てているのか、お伺いをします。

知事は、この状況で独自の政策を進められていくのか、お伺いをしたいと思います。

知事は、財政のことを考えながら進めていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

３番、コロナ対策と経済の見通しについてであります。

緊急事態宣言下にあって、どうしてもこの感染者の拡大というのは､ワクチンとの勝負だと思っています。

コロナ対策と経済の見通しについて。

コロナ対策と経済活動にどのようなイメージをお持ちなのか伺います。

(2) 番目に、ワクチンの接種状況の完結はいまだに12月を考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

ワクチン接種の方法に変化があるのかをお伺いいたします。

(4) 番目に、ワクチン接種の市町村の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

(5) 番目に、ワクチン接種の県と市町村の連携はうまくいっているのか、お伺いをしたいと思います。

以上、再質疑はお答えを聞いてからにします。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　呉屋宏議員の御質問にお答えいたします。

まず１、協力金の申請と給付の期間についての御質問の中の (1)、協力金の支給状況についてお答えいたします。

令和２年度に要請発出した第１期分から第５期分までについては、総支給件数４万9873件、総額293億4754万円となっておりまして、全ての支給が完了しております。また、今年６月１日から受付を開始した第６期分については、７月８日時点で、１万882件の申請に対し6097件、約56％の支給が完了しているところであります。

同じく１の (2)、申請から給付までの期間についてお答えいたします。

令和２年度に要請発出した第５期分までの飲食店等向け協力金については、これまで申請に不備がない場合でも約６週間から８週間を要しておりましたが、第６期分については、７月８日時点で、１万882件の申請に対し6097件を支給し、そのうち２週間以内に約５割、３週間以内では約８割を支給するなど改善しております。なお、社交業組合や飲食業組合からは、第６期分の協力金について、迅速に支給されているとの声をいただいております。引き続き迅速な支給に取り組んでまいります。

同じく１の (3)、給付方法の変更についてお答えいたします。

飲食店等向け協力金については、国は、支給の迅速化に向けて、先行給付が可能となる仕組みを導入することとしておりますが、報償費で支払う協力金については、地方自治法上、前金払いのできる経費に該当しないことから、現時点では課題があるものと認識しております。なお、国が導入する仕組みを確認後、先行給付が可能となった場合には、速やかに検討してまいります。

次に３、コロナ対策と経済の見通しについての御質問の中の (1)、コロナ対策と経済活動のイメージについてお答えいたします。

県では、沖縄県の経済対策基本方針に基づくロードマップにおいて、繰り返し発生する感染拡大の波に応じた対策を重層的に講じることとしております。現在のような感染流行期には、休業要請等に協力していただいた事業者に対する協力金を支給しております。また、終息期には出口戦略として、域内経済の需要喚起策や業態転換を促す施策等を行っております。加えて、全ての産業の基盤となる事業継続のための資金繰り支援や雇用維持の施策については、基本的な取組として継続して実施しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　２、緊急事態宣言と財政調整基金の関係についての (1)、財政調整基金の繰入額についてお答えします。

今回の第11次補正予算案において、財政調整基金繰入金を３億6747万9000円計上しております。

同じく２の (2) 及び (3)、財政運営と今後の対応についてお答えします。２の (2) と２の (3) は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

新型コロナによる影響は地域経済をはじめあらゆる分野に極めて長期間にわたって及んでおり、その対応を地方自治体だけで行っていくことは困難であるため、県としては、引き続き全国知事会等と連携して、国へ財政支援を強く求めていきたいと考えております。なお、当面の財政運営に当たっては、当初予算に計上している予備費等を活用していくほか、令和２年度決算に伴う剰余金の活用などにより対応していきたいと考えております。また、令和４年度当初予算の編成を見据えると、県債の積極的な活用、未利用県有財産の積極的な売却、県単独事業の見直し等による財源確保にも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　３、コロナ対策と経済の見通しについての御質問の中の (2)、ワクチン接種の完結時期についてお答えいたします。

ワクチン接種の完了時期については、知事は今議会及び７月９日に行われた定例記者会見において11月までの完了を目指して取り組むことを表明したところです。

県としましても、政府のいわゆる骨太の方針2021に沿って、11月までに希望する全ての対象者への接種を完了できるよう、さらなる接種の加速化に努めてまいります。

同じく３の (3)、ワクチン接種の方法についてお答えいたします。

現在、沖縄県では市町村におけるワクチン接種を補完するため、市町村と連携し、広域ワクチン接種センター２か所で接種を開始しており、エッセンシャルワーカー等への接種についても実施しているところであります。一方、７月９日の河野大臣発言からも今後の確保については不透明な状況にあり、政府のワクチ

ン確保の状況については若干の変更があるものと考えております。このため、広域接種センターの増設につきましては、ワクチン確保の見通しを踏まえ、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

同じく３の (4)、ワクチン接種の市町村の状況についてお答えいたします。

７月８日時点での県内の市町村の状況につきましては、65歳以上の高齢者における接種対象者のうち、少なくとも１回の接種が完了している割合は、最も高い自治体で98.09％、低い自治体で44.27％となっており、県庁所在地の那覇市では63.89％となっております。

同じく３の (5)、県と市町村との連携についてお答えいたします。

新型コロナワクチンの接種は、予防接種法第６条第１項に基づく臨時接種とされており、実施主体は市町村で、国が主導的な役割を果たし、都道府県は広域的な視点で市町村を支援することとなっております。県は、万全な体制でワクチン接種を行うため関係医療機関等との連携を図っているほか、接種の遅れている市町村に対しては、個別に聞き取りを行い、課題解決に向け調整を行うなど、接種が順調に進められるよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

〔呉屋　宏君登壇〕

○呉屋　　宏君　今、まさにこの６月議会については、かなりこの全てがコロナウイルスをどうやって抑制するかということだと――会議になっていますね。私は今回、一番の中心にあったのがこの中部病院の問題があったんですけど、これはもう委員会で完結をして、ある意味では与野党一緒になって、それを知事に対して要請を出すという形になったようでありますので、それはそれでよかった。ところが僕はこの冒頭で知事から一言あるのかなと思っていたんですが、それがなかったことについては、非常に残念な思いがしています。

それでは、続いて質問いたします。実はこの協力金についてなんですけれども、特に商工労働部長ですか、４月１日から何期なのか分からないが、５月22日まで業者に対してこれだけの協力をしてほしいという形でやりましたね。そうすると４月１日から５月22日まで協力金が支給されるはずなんですよ。これが支給されるのが６月１日からの受付だったんです。そうすると、４月１日から６月１日と言ったら、この受付が始まるまでに２か月あるんですよ。僕はさっきの質問の中で、この協力金の支給のされ方というのは変えるべきではないのかと思っているのは、まさにそこなんですね。受付までに２か月かかると。２か月、企業の皆さんはそのままでいいのかな。これは私のところに何社か来て、これどうにかならないかと。せめて一月に１回くらい締めてこういう請求ができるような形を取らないと、今回も５月23日からまた緊急事態が行われて、７月11日まで止めているわけですよ。そしてこの申請ができるのは、恐らく７月20日の週だと思うんです。そうすると、５月23日から７月20日の週までということになると、ここも２か月なんですね。これ何か方法ないのかということを思うんです。皆さん、ここで予算化すればいい、我々はそれを通せばいい、それだけの話ではないと思うんです。知事、皆さんは市場がどうなっているかということ、もっと考えるべきだと思うんですよ。ここのところ改善の余地はないのか、もう一回お聞きしたいと思います。

そして今、社交業の皆さんが事務局になって、あるいは商工会の皆さんが事務局になって、この請求業務を一生懸命やっているんですよ、やっている。しかし、その都度その都度請求をする申請用紙が変わったり、条件が変わったりしていると言っているんです。そうすると前回どおり準備していたら、また変わっている。ましてや今回の請求については、皆さんが今やろうとしているのは、紙ではなくて電子申請にするというんでしょう。地元では、そこでまた戸惑いが起こるんですよ。こういうことをもっと真剣に捉えてやっていかないといけないんじゃないですかと、僕はそう感じているんです。それが (2) 番目の質問です。これは答えはいいんですけれども、改良の余地はないのかということと、この請求が常々変わるのはどういうことかということをお聞きしたいと思います。

それと、２番の財政問題ですけれども、これ私、一般質問でもやりましたが、これ皆さん来年からこども医療費の問題を言っているわけですよね。かなりの支出が伴っていく。しかしまたここで財調を使う。そういう形になっていくと、来年度の財政に影響がないとは言えないでしょうと。豊富に財源が政府から来るわけではないんですから、そこのところの考え方というのはもっと整理をすべきではないのか。もう一回、来年の予算も見据えながらこの部分はやっていかないと、今、知事が７月に発表しましたが子供の医療費の無料化。そういうことも、これと絶対関係してくるんです。我々はそれを守りたいんです。子供たちに、要するに中学までは医療費の無料化、現物給付はやっ

てほしいんですよ。だからあまりにもこれ調整が利いてないんじゃないのかなということさえ実は私は考えて、この質問をさせていただいたんです。

３番目のコロナ対策の経済の見通しのところなんですが、実はこれ皆さん御承知のように、コロナの蔓延を防ぐためにはもう今の手はワクチンしかないんですよ。しかし、このワクチンの状況というのが、今どういう状況になっているかというと、今度皆さんはまん延防止をやろうとしたのが緊急事態宣言になったわけです。しかし、これ政府から数値の解除を事前にやると、22日まで待たずしてやってもいいという形なんですけれども、解除の指標というのは詰められているんですか。どこまでだったら解除するんですか。こういうのを明らかにしないと、我々県民にこれをアピールしてもらわないと努力目標がないんですよ。だからこういうところに皆さんのまずさがあると思うんです。ですから、しっかりと県民に、数値はどこまで来たらやりますよと。入院者がどこまで来たら、この数値が２つそろえば何とか我々は緊急事態宣言を早めに解くようにということをやりたいと思っているんですけど、それはどういうふうになっているのか、もう一回説明をしてください。

それと部長が、先ほど市町村との連携はどうしているかということに対して、私が手元に持っているこの数字では、一番最低の高齢者、これ７月９日の数字です。このところで宜野湾市が5387人ですよ。接種率１回目で25.9％。急にこの質問するとなったら、皆さんの数字が上がっているんですよね。何でですか。金曜日の数字ですよ。皆さん、土曜日の琉球新報の社会面に載っていたあの数字、見てくださいよ。どこにあの数字がありますか。44％が最低ですか。金曜日までの数字と全く違う。何で私がそんなこと言っているかというと、この指標、数字を見ていると、皆さん、市町村にワクチンがどれだけ送られているか分かるはずなんですよ。僕の手元にあるのは、那覇市で36.2％ですよ。石垣84、宜野湾25.9。11市がなかなか対策できていないから、この数字が――皆さん、この数字がどこに行くかというと、政府に行くわけでしょ。政府に行くのにワクチンは下さい、市町村の接種率はこんなに低い。それでもワクチンは下さいと言っているのが、これ我々、自民党の県連としては政府与党・自民党にもお願いをし、政府にもお願いしに行こうと思っていますよ、来週。だけど、この状況の中で、あなた方接種は進んでいないのに、何でワクチンが欲しいのと言われたら、我々は何て言うんですか。これが一番正しい部分じゃないんですか。９日の金曜日に出された数字が。これ、きちんとやってほしい。僕はこれやるにも、宜野湾市は６月18日のところから７月９日まで22名しか上がっていないんですよ。毎週土曜日、僕が議員たちを集めて勉強会していますけれども、その勉強会の中で皆さんの報告を聞いていたら、この数字よりみんな高いんですよ。ということは、市町村から県に対して報告がされていないということなんですよ。これは皆さん、私は保健医療部を責めているわけじゃないんですよ。例えば企画部の市町村課があるでしょう。全庁挙げてこのコロナ対策をやるというんだったら、こんなワクチン接種率なんかは企画部の市町村課が各市町村とやり取りすればいいじゃないですか。そこまで保健医療部に任せるの。全庁挙げてやる、これがコロナ対策。我々県議会もそれに一生懸命やる。全庁挙げて、沖縄県全体でコロナを何とか鎮めていこうという努力をしているんだけれども、どうもそこに違和感があるんですね。皆さんの協力体制と我々がやっているのと、そういうところに私は違和感があって、この数字でできるのか。それと今、私が分からないのは、皆さん、県は広域接種はやっていると、もう今は、はがきがなくてもできますよと言ったりしているけれども、この市町村が――これ市町村が受付した数字ですよね。それを広域接種会場でやった数字とかぶっているんですかということになったら、かぶっていない。県は県、市町村は市町村。これ一体になってどこの市町村がどのくらい進んでいるのかというのが見るすべがない。

知事、真剣に対策をすると言うんだったら本当にここまで自分たちがやっていることが今どういうことになっているかということは、真剣に捉えて、県政に生かしていかないと、これ146万県民は大変なことになりますよ。だから今、私が質問した、なぜこの数値が上がっているのかも説明くださいよ。市町村の数値が上がっているのか。広域接種会場で今どうなっているのか。私たちは第３の接種会場を広げてもらったんですよ。皆さんが言うから我々はいいですよと、10億円の補正予算を通した。しかし私はそうは思っていない。那覇市の接種回数が少ないんだったら、皆さんが部落ごとに公民館ごとに医師と看護師をセットにして、公民館回りをすればいいじゃないですか。わざわざここに来なさいという――待ちの商売じゃなくて、攻めなさいよということを言っているんですよ。だから第３接種会場よりも僕は広域ではなくて、やっぱり公民館に医師を派遣して、そこで接種をさせる。そういうことが今とっても大事だと思っているんです。それは浦添もそう、宜野湾もそう。この11市を抑えれ

ば――宮古と石垣は今、進んでいますから、あとの９市を抑えれば、このコロナはかなり感染の広がりが薄くなっていくと思いますから、そこをどうするのか。そのままやり通すのか。15日待ってまた広域をやるのか。あまりにも策がなさ過ぎる。真剣に考えてください。これについてお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時35分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　呉屋宏議員の再質問にお答えいたします。

私からは、現在の緊急事態宣言解除のための判断指標、これについてお答えさせていただきます。

県民の皆様には感染防止への御協力によって、徐々にその数値の改善も見られていますが、第４段階にある２つの指標を第３段階にまで早期に改善することによって、宣言の解除を目指すことを呼びかけさせていただいております。

新規感染者数１週間の合計、これが宣言解除の目安、国の指標ではステージ３は365人以下となっております。これが７月７日時点では382人でしたが、昨日７月10日時点では336人。国が宣言解除の目安となっているステージ３の365人以下を既に下回っております。そして療養者数ですが、やはり同じように国の宣言解除の目安、ステージ３以下は438人以下となっております。７月７日においては768人でしたが、７月10日現在は668人と、こちらも改善に向かって県民の取組がしっかりと着実に進んでいるものというように捉えております。

県としても、より感染予防対策について、県民挙げて共に頑張っていく所存であります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　呉屋議員からの再質問にお答えいたします。

協力金につきまして、支給対象期間の御質問とそれから申請方法についてのこの２点が再質問だったというふうに思います。

まず、その支給対象期間についてですけれども、協力金については要請する内容、例えばまん延防止等重点措置、それから緊急事態宣言によりまして単価の違いもございますし、それから新たな算定方法等も導入されております。確かに事業者の声として、この期間は短期に切ってくれという声がないわけではございませんけれども、短期に切ってしまうとかえって申請件数が相当数に上ると。結果的に支給の時間を食ってしまうんじゃないかということもありまして、この件については飲食業組合とか社交業組合の方ともいろいろ意見交換をした結果として、今の支給対象期間という形で実施させていただいているということでございますので、その間は資金繰りのためのつなぎ資金等も活用しながら、何とか御理解いただきたいというふうに思っております。

それから申請方法が異なってきているんじゃないかということで、我々がやっていることは全ていかに迅速支給につなげられるかという観点で取り組んでおりまして、ちょっと昨年からの取組を御紹介させていただきますと、早期支給に向けたこれまでの改善点としまして、まず商工会、飲食業組合等の確認証発行を受けた事業者に対する一部書類の省略というものを第１期途中から導入しております。それから協力金の支払い業務の私人への委託と。これまでは県でなければお支払いできなかったんですが、そういったものを民間に委託できるような改善をいたしました。それから従来の郵送での申請に加えて電子申請を導入するということで、これは昨年の第４期から導入しております。それから過去の協力金支給済み事業者の審査を簡略化ということで、これは３月末、第５期分で実施しております。一番大きな改善点としましては、呉屋議員からもありました４月１日から５月22日までの間の第６期分でございます。ここではその申請書類の不備が多かった郵送での申請を取りやめまして、電子申請に一本化しております。従来、紙の申請だと約３割は不備が出ていて、それは返してやり取りをして、余計に給付までの期間が延びるということで、こちらは郵送での申請を取りやめ、電子申請に一本化しております。それから我々の審査体制を50人規模から100人規模に倍増して対応しているということと、過去の協力金支給済み事業者にＩＤを配付いたしまして、書類等一部省略するということにしております。それから当然電子申請にしますと、年配の方とか電子申請に不慣れな方というのも想定されますので、県内19か所に電子申請サポート窓口を設置しまして、こちらでは約80名の支援員を配置して対応いたしております。

早期支給に向けては、我々だけで考えてやっていることではなくて、業界の方々ともいろいろと意見交換

をしながら徐々にではありますけれども、改善をして取り組んできておりまして、先ほど答弁させていただいたように、この第６期分については申請から２週間以内で支給できているものが約５割、それから３週間以内で支給できているものが約８割というふうに改善はしてきております。引き続き迅速な支給に向けて取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　令和４年度を見据えた財政運営に関する御質問にお答えいたします。

令和４年度当初予算に向けましては、令和３年度現年度の取組が重要と考えております。このため令和２年度と同様に特例的な県債を含めた県債の積極的な活用、未利用県有財産の積極的な売却、また事務事業の見直し等を含めまして、県単独事業の見直し等による財源確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　呉屋議員の再質問にお答えいたします。

まず接種率に対する数字についてでございますが、以前に議員へお渡しした資料につきましては、県が市町村に照会をかけてその中で上がってきた数値でございます。ただ、この接種率につきましては、当初システムで入れていたものから少し変更がありまして、ＶＲＳシステムということで今統一的に行われているところでございます。

それにつきましてまだ公表の段階に――なかなかそのシステムへの入力方法等について市町村も不慣れであるということもございまして、公表に至っておりませんでしたが、これをまとめまして、７月８日までにまとめた分をできれば今日か明日には市町村のほうにフィードバックしたいというふうに考えておりました。その数字を先ほど申し上げましたので、数値が若干違うという形になっております。これは接種券等で入力したものがそのまま国のほうに行くというようなシステムになっております。

それから広域接種会場、第３会場の話と巡回等の措置についてでございますが、市町村のワクチン接種業務につきましては、それぞれ様々な課題があると考えております。おっしゃるように人数の多い市部の接種率を上げることが県全体の接種率を上げることにつながると考えておりますので、ここはきちんと市町村の課題等も聞いた上でどのような方法がいいのかということを検討してまいりたいと思います。

広域の第３会場につきましては、集団接種の状況がなかなか厳しいという話も聞いておりましたので、そのような方向で今、進めさせていただいているところでございます。また小規模離島につきましては、当初から高齢者だけではなく全住民に広げた体制でやるということで、そこはある程度進んできているのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○照屋　守之君　これから質疑に入りたいと思っておりますけれども、質疑の前に申し上げたいことがあります。これはコロナ感染問題に関することですからお許しお願いします。

私７月２日に、ある方の初七日に行ってまいりました。亡くなられた理由を聞くと、中部病院に入院して入院中に感染をして亡くなられたということでした。やがて退院の予定だったようであります。入院中の感染にもかかわらず、家族に対して追跡調査も２度あったようです。それにまた別のところで聞いたら、その人の友人の母親がやっぱり中部病院で感染して亡くなられたということを聞きました。このようにこの感染者、51名。亡くなられた方が17名。あるいは御遺族の方々も含めて、その立場からも、今回の問題は、真相を明らかにする必要があると私は考えております。これまで文厚委員会を中心に調査を行ってきておりますけれども、県立病院や病院事業局は、これまで県民の医療や命、また健康を守り続けてきて、県民から大きな信頼をいただいております。今回の件で、病院や病院事業局の判断はないと私は考えております。ぜひ県立病院も病院事業局も引き続き県民の命、あるいは健康を担う立場としてしっかり頑張っていただきたい。我々も県議会の立場から支援をさせていただきます。

それでは質疑に入ります。

１つ目は、県が要望したまん延防止措置について、その理由と期間と予算、お願いします。

２つ目は、県がまん延防止を国に要望し、国が緊急

事態宣言の延長を決定した。県と国の協議の内容、(2) つ目は県が国の決定を受け入れた理由の説明を願います。

３つ目は、県は、まん延防止や緊急事態宣言も独自でできるのに、なぜ国に頼るのか。以前もそうだったと思います。説明を願います。

４つ目、緊急事態宣言の延長について。

５月23日から緊急事態宣言で、これまでの延長も含めて感染を抑えていないと考えております。さらに今回の緊急事態宣言であります。全国最悪の感染率も続いていたと思います。今回の緊急事態宣言の延長の意味を伺います。

今回は、県が予定したまん延防止を、県が宣言をしてやるべきだったと私は考えております。期間も２週間ぐらいでできたと思います。県がやれば飲食業もコロナ対策を取ってしっかりできたと思います。なぜ、知事は本部長として決断をしなかったのか伺います。

６つ目、県民や飲食業、経済界は今回の緊急事態宣言の延長にショックを受けている。そのような声があります。これまで協力してきたけれども、もう無理、憤り、そのような声もあります。なぜ今回の緊急事態の延長を国に委ねたのか伺います。

８番目、今回の緊急事態宣言の延長について、菅総理は県の新型コロナ対策のまずさをかばうことができなかったと報道され、玉城知事のコロナ対策、中部病院問題の公表の遅れ等を示したとあります。なぜ玉城知事は中部病院のクラスターを国に説明しなかったのか。コロナ対策を国に要求しながら、クラスターの説明をしなかった理由も説明願います。

９、沖縄県が国に頼り、進められる。このことで、県民から国主導との誤ったメッセージになる可能性があると私は考えています。このことは、玉城知事が明確に打ち消す必要があると思います。知事の見解を問います。

４月12日からまん延防止、５月23日から緊急事態宣言、これが８月22日まで続きます。対策は、まん延防止と緊急事態宣言だけか。ほかに具体策はないのか伺います。

国との信頼回復を図り、コロナ対策を進めることについて見解を問います。

13、今回の補正予算で、コロナ感染率やワクチンの接種にどのくらいの成果があるのか伺います。

14、ワクチンの接種について、玉城知事は11月までに完了したいと述べております。41市町村との協議はいつ行われたのか。41市町村も11月までにとの共通認識が取れているのか伺います。

15、前回の補正予算で大型接種会場10億円余の予算が決定されましたけれども、まだスタートしていないとのことであります。国との協議やワクチンの確保ができていないというふうに聞いております。予算を認めた議会として納得できない。私はそのように考えております。説明を求めます。

16、今回の県のまん延防止が緊急事態の延長に変わり、県民、飲食業、経済界は理解し難いとの声が出されています。県民、飲食業、経済界からの協力が得られるのか心配であります。県の見解を問います。

19、今回の補正予算、急に緊急事態宣言の延長が決まり、県は厳しい予算編成になったと思います。見解を問います。

20、今回の補正予算も国頼み、次年度の予算も新たな沖縄振興計画も国頼み、国との信頼回復、連携をどうするか重要課題であると考えます。見解を問います。

21、沖縄県のコロナ対策、まん延防止、今回の緊急事態宣言の延長を含めて、１月から８月22日まで187日間となっております。１月から８月まで234日ありますけれども、まん延防止や緊急事態宣言は187日で実に約80％であります。毎日が緊急事態。そのような状況にあると考えております。このような中で、コロナ対策はできていないと考えております。見解を問います。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　照屋守之議員の質問にお答えいたします。

通告番号は11番、コロナ対策についての (1)、本部長を国に任せることについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策において、都道府県は新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施するとともに、当該区域内において関係機関が実施する新型コロナ対策を総合的に推進する重要な責務を有しております。このことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて設置している都道府県対策本部については、本部長は私、知事を持って充てることとされております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後０時３分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

この際申し上げます。

照屋守之君から指摘のあった部分については議長において後刻記録を調査の上、適切な措置を講ずることにいたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　照屋守之議員の１、県が要請したまん延防止措置についての御質問の中の (1) と (2)、理由と期間についてお答えいたします。１の (1) と１の (2) は関連しますので、一括してお答えします。

県では、７月11日に期限を迎える緊急事態宣言の取扱いを検討するため、専門家会議や経済対策関係団体会議を開催し、意見を聴取したところです。専門家会議においては、新規陽性者は減少傾向にあることなどから、まん延防止等重点措置へ移行し、地域性を考慮した機動的な対策を取る必要性が提言されました。また、経済対策関係団体会議からは、まん延防止等重点措置に移行することも致し方なしと考えるが、支援策を考えてほしい旨の意見もありました。このことから、７月７日に開催された県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、まん延防止等重点措置に移行することを政府に対して要望することを決定したところです。

なお、県民にとっては、早期に感染状況の改善に取り組むことが第一義的に重要であり、措置の期間については言及しておりません。

次に２、県がまん延防止を国に要望し、国が緊急事態宣言の延長を決定したことについての (1) と (2)、協議内容及び理由についてお答えいたします。２の (1) と２の (2) は関連しますので、一括してお答えします。

県では、７月７日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部会議の後、知事から西村大臣に対して、新規陽性者数が減少傾向にあることや専門家会議での意見を踏まえ、まん延防止等重点措置に移行することを要望したところです。緊急事態宣言期間中、国との調整は随時行ってきましたが、８日の国の対処方針においては、沖縄県の新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制の逼迫も見られることなどを理由に緊急事態措置の期間を８月22日まで延長しております。一方で、同対処方針では、県の要望を踏まえ、期間内であっても措置を解除する旨が新たに追記されたものと認識しております。

県としては、国の対処方針の変更に伴い、緊急事態措置の早期解除に向けて、引き続き感染防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に３、県独自のまん延防止や緊急事態宣言についての (1)、県独自のまん延防止や緊急事態宣言についてお答えいたします。

都道府県知事が講じる新型コロナウイルス感染症対策は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて実施しております。まん延防止等重点措置については、同法第31条の４に基づき、緊急事態措置については同法第32条に基づき政府の対策本部長が期間と区域を定めることとなっております。一方、都道府県独自に緊急事態宣言と銘打った対策を打ち出すことは可能ですが、その場合に知事が講じることのできる対策の権限や財源は限定的なものとなります。

次に４、緊急事態宣言の延長についての (1)、緊急事態宣言の成果についてお答えいたします。

政府対策本部が沖縄県を緊急事態措置を実施すべき区域として決定した５月21日時点の療養者数は1778人、病床占有率は82.0％、直近１週間の新規感染者数は1073人でした。緊急事態措置に県民の皆様からの御協力が得られた結果、再延長が決まった７月８日時点には、療養者数は660人、病床占有率は49.1％、直近１週間の新規感染者数は354人と大幅に改善しました。しかしながら、依然として国の判断指標に当てはめるとステージ４相当の指標があることなどから、政府対策本部において、沖縄県内は感染が蔓延している状況であるものと評価されたと考えられます。

次に５、県が予定したまん延防止の宣言についての (1)、県によるまん延防止の宣言についてお答えいたします。

まん延防止等重点措置については新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の４に基づき、緊急事態措置については同法第32条に基づき、政府の対策本部長が期間と区域を定めることとなっています。一方、都道府県独自にまん延防止等重点宣言と銘打った対策を打ち出すことは可能ですが、その場合に知事が講じることのできる対策の権限や財源は限定的なものとなります。また、国が緊急事態措置期間と区域を指定した場合、県は同法に基づく措置を取ることが求められ、酒類提供の自粛を要請することとなります。

次に６、今回の県の対応についての (1) についてお答えいたします。

沖縄県としては、感染症対策専門家会議及び経済対

策関係団体会議からいただいた意見を踏まえ、感染状況やワクチン接種の状況、離島など地域の実情に応じた機動的な対策を講じるため、さらには、県民の努力により県内の流行状況が改善傾向にあること等の理由から、まん延防止等重点措置区域に移行することが適当であるとの要望を国に伝えたところであります。国の警戒レベル判断指標のステージ４に相当する項目があったことから、政府対策本部は、引き続き沖縄県は緊急事態措置を実施する必要があるものと判断されたところです。

次に８、緊急事態宣言の延長についての (1)、国へのクラスター発生の説明についてお答えいたします。

政府は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる区域を判断する際には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価し、判断しております。県では、県内の感染状況や医療提供体制、クラスターの発生件数等について毎日国に報告しているところであり、６月３日時点においても公表内容に基づき、うるま市内の医療機関でクラスターが発生したことを報告しました。また、７月２日に開催された厚生労働省とのウェブ会議において、中部病院でのクラスター発生に伴う地域医療への影響は収まっている状況等について報告したところです。

次に９、緊急事態宣言の延長についての (1)、国主導とのメッセージについてお答えいたします。

国の基本的対処方針において都道府県は、緊急事態措置を講じる地域、まん延防止等重点措置を講じる地域、その他の地域のいずれかに区分され、講ずるべき措置や講じ得る措置の内容が定められています。同対処方針に基づかない対策を実施することは可能ですが、その場合に知事が講じることのできる対策の権限や財源は限定的なものとなります。

県としては、同対処方針からさらに踏み込んだ措置の実施のほか、独自の対策として水際対策の強化や検査体制の拡充などを実施してきているところです。

次に10、まん延防止と緊急事態宣言についての (1)、感染対策の具体的な手だてについてお答えいたします。

県としては、これまでにＴＡＣＯやＮＡＰＰなど水際対策の強化や、介護従事者への定期的な検査、誰でも安価に受けられる検査体制の整備、松山地域や米軍基地従業員へのＰＣＲ検査の実施、医療コーディネートチームや施設支援チームの配置など、独自に様々な対策を講じてきているところです。また、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じるべき区域や期間については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府の対策本部長が定めることとなっていますが、国と調整の上、イベントの無観客開催や公共施設の休業など、県独自の踏み込んだ措置についても実施しております。

次に13、今回の補正予算についての御質問の (1)、補正予算の効果についてお答えいたします。

県としましては、今議会における第９号及び第10号補正予算において、沖縄県エッセンシャルワーカー等ワクチン接種加速化事業、ＰＣＲ検査強化事業、新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業、宿泊療養施設運営事業等に要する経費として約236億円を計上しております。これらにより、重点検査の拡充、ワクチン接種の促進、医療提供体制の整備がより一層進み、感染拡大防止が図られるものと考えております。なお、今回の第11号補正予算については、緊急事態措置の期間延長に伴う協力金を計上しております。

次に14、ワクチンの接種についての御質問の (1)、市町村との共通認識についてお答えいたします。

ワクチン接種の11月完了目標は、先日の政府の骨太方針に示されたものを受けて、県としての目標を述べたものです。また、県内市町村から接種計画など資料を取り寄せるなど情報収集を行っているところであり、各市町村長とも共通認識を図るための意見交換等を経て、全ての市町村において接種が完了できるよう、連携を強化し支援してまいります。

次に15、大型接種会場についての御質問の (1)、広域ワクチン接種センターの増設についてお答えいたします。

現在、沖縄県では市町村におけるワクチン接種を補完するため、市町村と連携し、広域ワクチン接種センター２か所で接種を開始しており、エッセンシャルワーカー等への接種についても実施しているところであります。一方、７月９日の河野大臣発言からも今後の確保については不透明な状況にあり、政府のワクチン確保の状況については若干の変更があるものと考えております。このため、広域接種センターの増設につきましては、ワクチン確保の見通しを踏まえ引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に16、緊急事態宣言、まん延防止の取組についての御質問の (1)、県民に協力を求めることについてお答えいたします。

県としては、感染症対策専門家会議及び経済対策関係団体会議からいただいた意見を踏まえ、離島など地域の実情に応じた機動的な対策を講じるため、さらには、県民の努力により流行状況が改善傾向にあること

等の理由から、まん延防止等重点措置区域に移行することが適当であるとの要望を国に伝えたところであります。国の警戒レベル判断指標のステージ４に相当する項目があったことから、政府対策本部は、引き続き沖縄県は緊急事態措置を実施する必要があるものと判断されたところです。一方で、県の要望を踏まえ、期間内であっても措置を解除する旨が新たに国の基本的対処方針に追記されたものと認識しており、県民の皆様には引き続き感染拡大防止対策への御協力をお願いしたいと考えております。

次に21、まん延防止、緊急事態宣言によるコロナ対策についての (1)、まん延防止、緊急事態宣言が長期に及んでいることについてお答えします。

今年に入って、年末年始の忘新年会や成人式、帰省などの人の移動に伴い、全国的に流行が急拡大し、１月19日に県独自の緊急事態宣言を発出し感染拡大の防止を行い、警戒レベルを第３段階に下げることができました。その後、３月末から４月上旬に多くの人の移動や歓送迎会により、再び感染が拡大したことにより、まん延防止等重点措置を実施し、一旦減少することができました。しかしながら、大型連休中に多くの人の往来とアルファ変異株への置き換わりがあり、いまだかつてない爆発的な感染拡大を経験し、５月23日から緊急事態措置を実施しております。

県としては、感染が急拡大している難局から何としても県民の命と健康を守るため、様々な措置を講じているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１、県が要請したまん延防止措置についての御質問の中の (3)、予算についてお答えいたします。

まん延防止等重点措置に係る飲食店等向け協力金の予算については、令和３年７月12日から８月９日までの約４週間分として、177億1664万5000円を積算していたところであります。

次に19、補正予算の編成についての御質問の (1)、今回の補正予算についてお答えいたします。

今回の補正は、緊急事態宣言の延長に伴う飲食店や大規模施設等向けの感染拡大防止対策協力金の増額となっており、休業要請や時短営業要請等に全期間協力していただいた事業者に支給することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　20、予算に係る国への要求についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、同感染症の影響を受けている地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できる財源となっております。全国知事会においては、47都道府県の総意として、実効性の高い対策を講ずるため、同交付金の追加配分を国に対して強く要望しているところです。

県としましては、感染症対策を迅速かつ切れ目なく講じていけるよう、引き続き知事会と連携し、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　再質疑を行いますけれども、議長、冒頭でお願いしましたよね私。私が質疑していないものを答弁すると、やっぱりしっかりチェックをしてもらって。お願いしますよ事務局も含めて。知事もお願いしますよ。質疑やっているの……、私はまあ訂正をやりましたけれども、そこは質疑をやっている内容について、皆さん、たくさん聞いているわけですから、これ知事に聞いていないよ、答えなくていいよというのは連携をお願いしますよ。冒頭に私は職員の皆さんにおわびをしたのに、何で私がこういうことをやらないといけないんですかね。私もやりますけれども。やっぱり気分が悪い、全体でやりましょうよ。議長、チェックをお願いします。

再質疑を行います。

先ほど全て答弁してもらいましたけれども、これはやっぱり私は、例えばこういうものは知事が答えるべきだと思いますよ。沖縄県が国に頼り、進められているとのことで、県民へ国主導との誤ったメッセージになる可能性がある。このことは玉城知事が明確に打ち消す必要があるんじゃないですか。ということは、これは部長の答弁ではありませんよ。実は、今起こっていることは県がまん延防止をお願いした。国は緊急事態宣言の８月22日までやった。これは国が決めたことになっているわけです。だからそれは何で県が要望したものを、国が打ち消してこうするのということですから。そこは何らかの見解の違いとか、いろいろなものがあるでしょうから、そこはやっぱり国主導ではありませんよ、それぞれの立場を尊重してこうなりましたよということは、当然知事が県民に対して説明すべきだと思いますよ。よろしくお願いします。

先ほどのクラスターの件、これは総理がそう言っているんですよ。先ほど部長、６月３日のものは、国に報告してあるという言い分ですけれども、51名の感染者、17名の死亡。これがどういう要因でそうなったかということも含めて、そこはやっぱり国に対してはある程度大まかな、こういう事情ですよと。詳しくはまだ原因究明しておりませんけれどもとか、意思の疎通がどうのこうのとかいろいろと言っていたじゃないですか。最低でもその数字とそういうふうなものは、遅れの要因ですよということは、しっかりと伝えるべきだと思うんですよね。これは、国は全国のコロナのあれ担っているわけです。ですから、国に対して事あるごとに我々はお願いするという、今やっているわけですから、その事情はやっぱり総理がああ言っている以上きちっと説明する必要があると思っておりまして、51名とか17名とか経緯とかも含めて説明しているのか、再度お願いをします。

緊急事態宣言中の感染者――今の緊急事態宣言中ですよ。７月11日まで、今日までになりますけれども、６月28日から29、30、昨日までの数字をさっき取り寄せたら、６月28日25名、29日84名、数字があります。これは亡くなった方々もありますけれども、この数字の中に中部病院の51名と17名はどこに入っているんですか。公表されている数字ですね。説明お願いします。

最後、知事にぜひお願いします。今いろいろ質疑のやり取りを聞いていても、緊急事態宣言を国がやる。本来は沖縄県がやってもいい。まん延防止もそうですよね。以前もありました、酒類の提供とかそういうものがなかなか県のほうで断ることができない。国が緊急事態を宣言して、それもそうなったということになると、やっぱり我々沖縄県民として、146万県民の代表である知事が責任を持ってまん延防止とか緊急事態とかってやって、それに基づいて県民も一緒に協力して対応しようというのが沖縄県の立場だと思うんですよ。コロナ感染も全く一緒で、国の役割、県の役割、市町村の役割と法律も明確に決まっていますから、ここはぜひ知事が毅然として沖縄はこうするんだ、県民もこう協力してほしいということを今後示してもらいたいわけです。リーダーシップの発揮ですね。ぜひお願いしますよ。もう国主導でそういうふうなことが進められているということになると、我々県議会も、やっぱり県政としても立場がないじゃないですか。そこを強くお願いします。

以上です。知事の決意をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時28分休憩

午後０時31分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　照屋守之議員の再質問にお答えいたします。

国主導ではなく知事のリーダーシップを持って物事を進めていただきたい、そのことを県議会、県民共に協力をして進めていきたいという質問でございました。

まず、この経緯からお話させていただきますと、今般沖縄県としては、感染症対策専門家会議や経済対策関係団体会議から様々な意見を頂戴いたしまして、感染状況やワクチン接種の状況、それから離島など地域の実情に応じた機動的な対策を講じるために、さらに県民の努力によって県内の流行状況が改善傾向にある。そういうところからまん延防止等重点措置区域に移行して、それぞれの地域に応じた対策を取っていこうということで対策本部で決定し、政府に要望したものであります。しかし、国の警戒レベル判断指標のステージ４に相当する項目があったことから、政府対策本部においては、引き続き沖縄県は緊急事態措置を実施する必要があると判断されたところではありますが、他方で今般の対処方針については県の要望等により指標の改善によって早期の解除等が新たに規定されたものであります。この間、私どもとしては重点検査の拡充――例えば感染拡大地域における検査の頻回実施、２週間に１度などの高齢者施設の従事者に対する検査、それから、飲食店従業員向けの歓楽街における集中検査の延長や拡大、対象者を拡大し幅広く検査を実施するなどのモニタリング調査の促進、希望者ＰＣＲ検査、エッセンシャルワーカー定期検査の推進など県独自の検査事業の推進・強化、さらには新型コロナワクチン接種の促進、医療提供体制の整備、さらに沖縄県感染防止対策の認証制度など、この水際対策における夏休み期間中の羽田空港から沖縄や北海道に出発をする出発前の事前ＰＣＲ検査や抗原検査なども実施されること、さらには離島空港におけるＰＣＲ検査の拡充など、県独自の取組も国によってその支援をいただいているところであります。引き続き県民と一体となって、私たちもしっかりと感染症予防対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時35分休憩

午後０時35分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　再質問にお答えいたします。

中部病院のクラスターに関して、国に報告をしたかという御質問だったと思います。

先ほど答弁申し上げましたとおり、６月３日に公表したうるま市の病院でクラスターが発生したという内容については、毎日の報告の中で報告しているところでございます。その後、報道等によりまして国のほうでもお知りになっていると思いますが、７月２日に厚労省とのウェブ会議がございまして、その頃までにクラスター発生をどのように抑えたかというようなことの状況については御報告したと。現在では、影響は収まっているという御報告をしたところでございます。

６月28日から７月10日までの状況で議員に御提供した資料につきましては、以前に答弁申し上げました６人の死亡者については、この中には入っておりません。その後の数字につきましては、その中に10名の方が入っております。前に17名と申し上げていますので、残り１名の方については、現在御遺族の方に確認中ということでございます。したがって、お渡しした資料の中の死亡・退院の中には、10名入っているということでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第４号議案については、総務企画委員会に付託いたします。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

午後０時38分休憩

午後５時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に総務企画委員会に付託いたしました甲第４号議案については、先ほど総務企画委員長からお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

この際、お諮りいたします。

甲第４号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第４号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　**甲第４号議案**を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君）　ただいま議題となりました甲第４号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第４号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第11号）」は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ333億9522万7000円で、補正後の改予算額は、9612億7660万4000円である。

歳入の内訳は、国庫支出金及び繰入金である。

歳出の内訳は、休業要請等に協力していただいた事業者に対する感染拡大防止対策協力金に要する経費、営業時間短縮の要請に協力していただいた事業者に対する感染拡大防止対策協力金に要する経費及び予算外の支出または予算超過の支出に充てるための経費であるとの説明がありました。

本案に関し、昨年度からの時短要請等に伴う飲食店への協力金支給に係る課題とその課題に対してどのように対応しているのかとの質疑がありました。

これに対し、審査体制の強化、審査事務の効率化及び審査方法の簡素化といったところが課題であるとして、第６期の協力金からは審査体制を倍増し、それに併せて不備の多かった紙申請から電子申請一本に絞り、申請のサポート体制を強化していく取組を行ってきた。その結果、第５期分までについては、申請内容に不備のない場合でも支給まで約６週間から８週間の時間を要していたが、第６期分については申請から約２週間以内で支給できたのが全体の約５割、３週間以内では約８割、早いケースでは１週間以内で支給できた状況であるとの答弁がありました。

次に、財政調整基金の今後の見込みと県有施設整備基金の組替えや一括交付金を利用した予算措置の対応は可能なのかとの質疑がありました。

これに対し、財政調整基金は現在の見込みでは令和３年度末にはゼロになるという見通しではあるが、令和２年度の決算が出てくると令和２年度末の財政調整基金が上方修正される見込みとなる。額については一定程度の回復は見込まれるが昨年度の同時期に比べると届かないと見込んでいる。また、県有施設整備基金については、県の庁舎、その他県有施設の整備基金にしか充てられないという一定の制約があり、他の基金に移し替えることは困難である。ソフト交付金は、令和３年度予算において当初からコロナ使用という形の予算を計上しており、内閣府からの交付決定ベースで要求額の９割余りが認められており、全ての事業について交付決定をもらっている状況であるとの答弁がありました。

そのほか、協力金申請についての周知の在り方、つなぎ融資に対する銀行の対応及び緊急事態宣言延長に伴う業界団体等への説明に対する反応などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第４号議案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、甲第４号議案については、無所属の会所属議員から附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、甲第４号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第４号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、明12日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時46分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　國　仲　昌　二

会議録署名議員　金　城　　勉

令和３年７月12日

令和３年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第10号）

令和３年
第 ４ 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第 10 号）**

令和３年７月 12 日（月曜日）午前 10 時開議

議　事　日　程　第10号

令和３年７月12日（月曜日）

午前10時開議

第１　乙第１号議案から乙第３号議案まで（総務企画委員長報告）

第２　乙第６号議案及び乙第７号議案（経済労働委員長報告）

第３　乙第４号議案及び乙第５号議案（文教厚生委員長報告）

第４　乙第10号議案から乙第12号議案まで（総務企画委員長報告）

第５　乙第８号議案（文教厚生委員長報告）

第６　乙第９号議案（土木環境委員長報告）

第７　県立病院で発生した大規模クラスター及び新型コロナウイルス感染症対策の在り方に関する決議

末松　文信君　　小渡良太郎君
新垣　淑豊君　　仲里　全孝君
石原　朝子さん　照屋　大河君
比嘉　京子さん　瀬長美佐雄君　　提出　議員提出議案第３号
玉城ノブ子さん　喜友名智子さん
上原　　章君　　平良　昭一君
次呂久成崇君　　當間　盛夫君

第８　うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故に関する意見書

照屋　守之君　　小渡良太郎君
仲里　全孝君　　仲村　家治君
又吉　清義君　　山里　将雄君
照屋　大河君　　瀬長美佐雄君　　提出　議員提出議案第４号
比嘉　瑞己君　　仲村　未央さん
新垣　光栄君　　仲宗根　悟君
金城　　勉君　　當間　盛夫君

第９　うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故に関する抗議決議

照屋　守之君　　小渡良太郎君
仲里　全孝君　　仲村　家治君
又吉　清義君　　山里　将雄君
照屋　大河君　　瀬長美佐雄君　　提出　議員提出議案第５号
比嘉　瑞己君　　仲村　未央さん
新垣　光栄君　　仲宗根　悟君
金城　　勉君　　當間　盛夫君

第10　陳情令和２年第29号、同第38号の５、同第99号、同第115号、同第220号、陳情１号及び第90号（経済労働委員長報告）

第11　請願第２号、陳情第７号、第19号、第106号、第113号、第117号及び第125号（文教厚生委員長報告）

第12　陳情令和２年第60号及び陳情第67号（土木環境委員長報告）

第13　陳情第65号（議会運営委員長報告）

第14　陳情第３号（米軍基地関係特別委員長報告）

第15　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案から乙第３号議案まで
　乙第１号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
日程第２　乙第６号議案及び乙第７号議案
　乙第６号議案　沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例
　乙第７号議案　おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例
日程第３　乙第４号議案及び乙第５号議案
　乙第４号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
日程第４　乙第10号議案から乙第12号議案まで
　乙第10号議案　車両損傷事故に関する和解等について
　乙第11号議案　沖縄県収用委員会委員の任命について
　乙第12号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
日程第５　乙第８号議案
　乙第８号議案　財産の取得について
日程第６　乙第９号議案
　乙第９号議案　訴えの提起について
日程第７　県立病院で発生した大規模クラスター及び新型コロナウイルス感染症対策の在り方に関する決議
日程第８　うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故に関する意見書
日程第９　うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故に関する抗議決議
日程第10　陳情令和２年第29号、同第38号の５、同第99号、同第115号、同第220号、陳情第１号及び第90号
　陳情令和２年第29号　首里城の早期再建とヤンバル木材の使用と調達に関する陳情
　陳情令和２年第38号の５　新型コロナウイルス感染症の影響による経済危機に関する陳情
　陳情令和２年第99号　食肉センターにおける豚熱対応に関する陳情
　陳情令和２年第115号　沖縄県独自の生物多様性種子条例（仮称）の制定に関する陳情
　陳情令和２年第220号　那覇空港南側船揚場整備事業に関する陳情
　陳情第１号　那覇空港南側船揚場施設整備に関する陳情
　陳情第90号　寄附及び広告出稿等の支援を求める陳情
日程第11　請願第２号、陳情第７号、第19号、第106号、第113号、第117号及び第125号
　請願第２号　学校でのＰＣＲ検査に係る検体採取業務に教職員を従事させないよう求める請願
　陳情第７号　沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情
　陳情第19号　こども医療費助成制度の拡充に関する陳情
　陳情第106号　「医療行為」等の学校導入に反対する陳情
　陳情第113号　新型コロナウイルスワクチン接種の優先接種者に幼児教育・保育従事者を加えることを求める陳情
　陳情第117号　新型コロナウイルスワクチン接種に関する陳情
　陳情第125号　新型コロナワクチン大規模接種会場における観光関連事業者の早期接種に向けた取組に関する陳情
日程第12　陳情令和２年第60号及び陳情第67号
　陳情令和２年第60号　国・県発注予定公共事業の当初計画どおりの発注並びに前倒し発注に関する陳情

陳情第67号　闘鶏禁止条例の制定を求める陳情

日程第13　陳情第65号

陳情第65号　個人名で出された陳情書を公開する場合、陳情者の住所を出さないよう求める陳情

日程第14　陳情第３号

陳情第３号　多発する米空軍兵の道路交通法違反に関する陳情

日程第15　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（48名）

議長	赤嶺　昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲宗根悟君
1番	新垣光栄君	25番	仲村未央さん
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君
3番	喜友名智子さん	27番	比嘉瑞己君
4番	島袋恵祐君	28番	当山勝利君
5番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君
6番	大城憲幸君	30番	山内末子さん
7番	上原章君	31番	西銘啓史郎君
8番	小渡良太郎君	32番	座波一君
9番	新垣淑豊君	33番	大浜一郎君
10番	島尻忠明君	34番	呉屋宏君
11番	仲里全孝君	35番	花城大輔君
12番	平良昭一君	36番	又吉清義君
13番	次呂久成崇君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	上里善清君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	政務調査課副参事	中村守君
次長	上原貴志君	主幹	嘉陽孝君
議事課長	佐久田隆君	主幹	下地広道君
課長補佐	城間旬君	主幹	具志堅勝也君
主幹	宮城亮君	主幹	新垣伸弥君
主査	親富祖満君		

○議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

休憩いたします。

午前10時０分休憩

午前10時３分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

日程に入ります前に報告いたします。

７月９日、末松文信君外13人から議員提出議案第３号「県立病院で発生した大規模クラスター及び新型コロナウイルス感染症対策の在り方に関する決議」、照

屋守之君外13人から議員提出議案第４号「うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故に関する意見書」及び議員提出議案第５号「うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故に関する抗議決議」の提出がありました。

○議長（赤嶺　昇君）　日程第１　乙第１号議案から乙第３号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君）　ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第３号議案までの条例議案３件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査に係る手数料等の徴収根拠を定める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の改正に関係する県内の事業所はどれくらいあるのか。また、歳入見込額は幾らになるのかとの質疑がありました。

これに対し、県内に化粧品製造業者が58社、医薬部外品業者が４社ある。また、歳入見込額は今回新設される医薬品、化粧品及び医薬部外品の製造に係る部分のうち、保管のみに係る部分が５件程度見込まれ、おおむね年間16万円程度の歳入を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、これまで保管に係る部分も許可が必要だったものが登録制に変わった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、国際的に許可制ではなく登録の形で運用されており、日本も同じような制度に見直す必要があるのではないかとの意見を踏まえた上で登録制になった。ただし、市場に出ていく直前の最終製品については品質チェックが必要であるため、その保管についてはこれまでどおり許可が必要であるとの答弁がありました。

そのほか、条例改正による既存の保管場所に対する費用発生の有無について質疑がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、指定納付受託者が納税義務者等から徴収金の納付または納入の委託を受けた場合の徴収の特例を定めるとともに、軽油引取税に係る申請書等における押印を求めないこととする見直しを行う等の必要があるため､条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、電気供給事業の特定卸供給事業はどのような内容か。また、税率はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、令和４年４月１日以降に開始される事業年度から創設される事業であり、小規模な発電事業者を集約して、それを小売電気事業者に卸供給する事業で、現在宮古島で沖縄電力の関連会社が実証実験を行っており、この会社が令和４年４月１日以降に特定卸供給事業者に該当するものと考えている。また、税率は資本金等の額が１億円以下の普通法人の収入割が0.75％、所得割が1.85％、資本金等の額が１億円超の普通法人の収入割が0.75％、付加価値割が0.37％、資本割が0.15％であるとの答弁がありました。

次に、現行の制度上、納税義務者が納付しても指定を受けた事業者が滞納した場合、もう一度納税義務者から徴収するという二重払いを強いられることになるのか。また、改正後はどのように変わるのかとの質疑がありました。

これに対し、これまでクレジット会社等が倒産したとか、県に支払いできなくなった事例はないが、現行の制度では、クレジット会社等が滞納した場合は納税義務者から徴収することになっている。また、改正後は納税義務者ではなくクレジット会社等の事業者から徴収することになるとの答弁がありました。

そのほか、特定卸供給事業を実施する上で課税対象となる手続の段階、特定卸供給事業の実施を予定している企業名、クレジット払いが可能な税金の範囲、帳簿における電磁記録に関し知事の承認が不要になった理由などについて質疑がありました。

次に、乙第３号議案「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」は、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたこ

とに伴い、過疎地域等における事業税等に係る課税免除の適用について、適用期限を令和６年３月31日まで延長する等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、対象業種に情報サービス業やインターネット付随サービス業、通信販売等が追加された理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、国が行っている地方創生の流れで都心等から地方への人の流れをつくるとか企業を誘致するといった国の取組を踏まえて、情報サービス業等の課税を免除する動きになっているものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、条例改正による過疎地域内における畜産及び水産業への影響などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第１号議案から乙第３号議案までの条例議案３件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案から乙第３号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案から乙第３号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第２　乙第６号議案及び乙第７号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君）　ただいま議題となりました乙第６号議案及び乙第７号議案の条例議案２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び商工労働部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第６号議案「沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例」は、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、中山間地域等の定義を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、本改正に関する県と市町村との調整状況について質疑がありました。

次に、乙第７号議案「おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例」は、工芸産業を担う人材の支援及び工芸品についての情報の発信並びに工芸品の作り手と使い手との交流の促進により、工芸産業の振興に資するため、おきなわ工芸の杜を公の施設として設置するとともに、その管理に関し必要な事項を定める必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、伝統工芸産業が抱えている課題は何か。また、工芸の杜の設置によってどのような効果が期待されているのかとの質疑がありました。

これに対して、当該産業の課題として、消費者嗜好の変化に伴う市場の変化や縮小、工芸従事者の高齢化と若手の確保及びマーケティング活動やノウハウ蓄積の不足がある。また、期待される効果として、研修事業を行ってきた工芸振興センターが工芸の杜に移ることで主に人材の育成を担い、産地の情報発信やマーケティング及び販路拡大等を担う指定管理者と連携していくことで、育成からマーケティング販売までワンストップで行える施設になると考えている。

次に、空手会館や海軍壕公園などの周辺施設との統一的な運用の観点から、休館日の在り方を検討してはどうかとの質疑がありました。

これに対して、工芸の杜の休館日は、工芸従事者からの要望も踏まえ月曜日とする予定であるが、必要があれば休館日を変更することも可能である。県や市等で構成する豊見城城址跡地等の利活用を検討するワーキンググループの設置を予定しており、その場において今後の観光客の呼び込み等を含めた具体的な施策を検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、工芸産業の分野及び従事者数、新規起業者への支援制度の有無、施設や設備等の維持管理費用

の負担の在り方などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第６号議案及び乙第７号議案の条例議案２件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第６号議案及び乙第７号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第６号議案及び乙第７号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第３　乙第４号議案及び乙第５号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君）　ただいま議題となりました乙第４号議案及び乙第５号議案の条例議案２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第４号議案「沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、救護施設等の運営に関する基準を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、ハラスメント対策について、ハラスメントが起きたときにそれを訴えることのできる場所や体制が取られていくのか具体的な対応が見えない。県は施設の実態を把握する必要があると思うがどのように把握するつもりなのかとの質疑がありました。

これに対し、事業者の責務としてハラスメント対策を定め、処理していけるような体制を整えていくことが重要であり、そのための規程が今回の条例改正により新設されたものと考えている。県としても施設ごとにきちんとハラスメント対策が取られているか、様々な事業所指導等を通して確認していくとの答弁がありました。

そのほか、条例改正による施設の負担へのサポート方法、感染症に係る県と対象施設の連絡体制、条例を改正する背景などについて質疑がありました。

次に、乙第５号議案「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の人員及び運営に関する基準等を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、条例改正を行っても利用者への同意の手段が変わるだけで、同意者には特に変更がないということか、また、改正の背景についての質疑がありました。

これに対し、パソコン等を活用した保存とか同意については、今まで書類で必ずやらないといけないということになっていたものが、例えば電子メール等での同意というものも可能になるような改正となっていて、同意者が変わるということはないとの答弁がありました。

そのほか、県が予想するデジタル化に伴う弊害について質疑がありました。

採決の結果、乙第４号議案及び乙第５号議案の条例議案２件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第４号議案及び乙第５号議案の２件を一

括して採決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。
よって、乙第４号議案及び乙第５号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第４　乙第10号議案から乙第12号議案までを議題といたします。
各議案に関し、委員長の報告を求めます。
総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　又吉清義君登壇〕
○総務企画委員長（又吉清義君）　ただいま議題となりました乙第10号議案から乙第12号議案までの３件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
委員会におきましては、総務部長及び警察本部警務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。
審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。
まず、乙第10号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、車両損傷事故について和解をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。
事故の概要は、北谷町内の店舗駐車場で、職員が公用車のドアを開け荷物を取り出そうとしたところ、ドアが風にあおられ、当該公用車の隣に駐車していた相手方車両のドアに接触し損傷させたものである。損害賠償金は７万4000円であるとの説明がありました。
本案に関し、専決処分を行うことはできなかったのかとの質疑がありました。
これに対し、今回の事故は駐車場内でお互い停車しているときに発生したものであり、交通事故に該当しないため専決処分はできないとの答弁がありました。
そのほか、パトカーを使用してコンビニを利用することについての是非、事故を起こした公用車が商業施設にいた理由などについて質疑がありました。
次に、乙第11号議案「沖縄県収用委員会委員の任命について」は、収用委員会委員２人が令和３年７月31日に任期満了するので、その後任を任命するために、土地収用法第52条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。
次に、乙第12号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員１人が令和３年７月31日に任期満了するので、その後任を任命するために、警察法第39条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。
採決の結果、乙第10号議案の議決議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。
また、乙第11号議案及び乙第12号議案の同意議案２件については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。
以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
休憩いたします。
午前10時25分休憩
午前10時26分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
これより乙第10号議案から乙第12号議案までの採決に入ります。
議題のうち、まず、乙第10号議案を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。
よって、乙第10号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤嶺　昇君）　次に、乙第11号議案及び乙第12号議案を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。
よって、乙第11号議案及び乙第12号議案は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第５　乙第８号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君）　ただいま議題となりました乙第８号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、教育長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第８号議案「財産の取得について」は、県立高等学校に整備するタブレット端末及び充電用保管庫の取得に際し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、タブレットの貸与を予定している対象者数及び予備台数がどれくらいあるのかとの質疑がありました。

これに対し、令和２年度における高等学校奨学のための給付金の受給者数を基に各学校へ整備をすることを検討していて、令和２年度の対象者は１万609名、これに各校２台ずつ程度の予備を含めて配分する計画となっている。令和２年現在2.6人に１台での整備状況であったものが、今回の購入台数を加えると1.6人に１台整備されることになるとの答弁がありました。

そのほか、契約先以外の入札参加業社数及び入札金額状況、タブレットを使用した授業における課題などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第８号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第８号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第８号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第６　乙第９号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧　功君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました乙第９号議案の議決議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第９号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、長期滞納者の中でもどういった方々が法的措置の対象者となるのかとの質疑がありました。

これに対し、県の呼びかけや専門相談員との相談の中で、支払い能力に関係なく納付の意思が見られない方が対象となるとの答弁がありました。

次に、滞納者に対する訴訟件数の減少の要因は何かとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者の中に専門相談員を配置し、各家庭の状況を確認して分割での支払いや福祉部門につなげるといったきめ細やかな対応を行っている成果が出てきていると思われるとの答弁がありました。

そのほか、長期滞納者の滞納期間とその理由、滞納家賃に対する延滞金賦課の是非、コロナ禍における家賃に関する相談件数の現状、連帯保証人への対応状況などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第９号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第９号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第９号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第７　議員提出議案第３号　県立病院で発生した大規模クラスター及び新型コロナウイルス感染症対策の在り方に関する決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

末松文信君。

〔議員提出議案第３号　巻末に掲載〕

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　ただいま議題となりました議員提出議案第３号につきまして、文教厚生委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、県立病院で発生した大規模クラスター及び新型コロナウイルス感染症対策の在り方について知事に要請するためであります。

議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔県立病院で発生した大規模クラスター及び新型コロナウイルス感染症対策の在り方に関する決議朗読〕

以上で、提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第３号については、決議の趣旨を直接知事へ要請するため、文教厚生委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　これより議員提出議案第３号「県立病院で発生した大規模クラスター及び新型コロナウイルス感染症対策の在り方に関する決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第３号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺　昇君）　ただいま可決されました議員提出議案第３号については、提案理由説明の際、提出者からその趣旨を知事に要請するため文教厚生委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第３号の趣旨を知事に要請するため、文教厚生委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　この際、**日程第８　議員提出議案第４号　うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故に関する意見書**及び**日**

程第９　議員提出議案第５号　うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋守之君。

〔議員提出議案第４号及び第５号　巻末に掲載〕

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○照屋　守之君　ただいま議題となりました議員提出議案第４号及び同第５号の２件につきまして、７月７日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第４号を朗読いたします。

〔うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第４号の意見書の宛先に係る県内所在関係機関、同第５号の抗議決議の宛先で第10地域支援群司令官及び在沖米国総領事につきましては、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第４号及び第５号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　これより議員提出議案第４号「うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故に関する意見書」及び議員提出議案第５号「うるま市の米陸軍貯油施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の流出事故に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第４号及び議員提出議案第５号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺　昇君）　ただいま可決されました議員提出議案第４号及び第５号については、提案理由説明の際、提出者からその趣旨を県内の関係要路に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第４号及び第５号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　日程第10　陳情７件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君）　ただいま議題となりました陳情７件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情７件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情７件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第11　請願１件及び陳情６件を議題といたします。

請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君）　ただいま議題となりました請願１件及び陳情６件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願１件及び陳情６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願１件及び陳情６件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第12　陳情２件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧　功君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました陳情２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第13　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長當間盛夫君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔議会運営委員長　當間盛夫君登壇〕

○議会運営委員長（當間盛夫君）　皆さんお疲れ様でございます。

それでは、ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第14　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長照屋守之君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長　照屋守之君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（照屋守之君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第15　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

○議長（赤嶺　昇君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和３年第４回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午前10時57分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　國　仲　昌　二

会議録署名議員　金　城　　勉